明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十六年十一月十日

○国会第百六十一回 参議院会議録第五号（その一）

平成十六年十一月十日（水曜日）
午前十時一分開議

○議事日程　第五号
平成十六年十一月十日
午前十時開議
第一　経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第二　労働組合法の一部を改正する法律案（第百五十九回国会内閣提出、第百六十一回国会衆議院送付）
第三　独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第四　民法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第五　債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件
一、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案（趣旨説明）
以下　議事日程のとおり

○議長（扇千景君）　これより会議を開きます。
この際、日程に追加して、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（扇千景君）　御異議ないと認めます。南野法務大臣。
〔国務大臣南野知恵子君登壇、拍手〕
○国務大臣（南野知恵子君）　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。
内外の社会経済情勢の変化に伴い、訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る裁判外紛争解決手続が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっております。
この法律案は、このような状況にかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間事業者がいわゆる調停、あっせん等の和解の仲介を行う紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とするものであります。
以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。
第一に、裁判外紛争解決手続に関し、その基本理念及び国等の責務について定めるものとしております。
第二に、いわゆる調停、あっせん等の和解の仲介の業務を行う民間の紛争解決事業者は、申請により、その業務の適正性を確保する観点から必要とされる一定の要件に適合するものであることにつき、法務大臣の認証を受けることができるものとし、認証の要件及び手続、認証を受けた民間事業者の業務遂行上の義務、認証を受けた民間事業者の法務大臣に対する報告等について、所要の規定を置いております。
第三に、認証を受けた紛争解決手続の利用に関し、時効の中断及び訴訟手続の中止に係る特例並びに調停前置に関する特則について、所要の規定を置いております。
第四に、法務大臣の官庁への協力依頼等法律の施行のため必要な事項及び罰則に関し、所要の規定を置いております。
このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。
以上がこの法律案の趣旨であります。（拍手）

○議長（扇千景君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。前川清成君。
〔前川清成君登壇、拍手〕
○前川清成君　七月の選挙で、奈良県選挙区から当選いたしました前川清成です。
私は、民主党・新緑風会を代表し、いわゆるADR法案について質問いたします。
まず冒頭に、高金利の見直しについて法務大臣にお尋ねいたします。
サラ金やカード会社は、百万円未満の貸金については年利一八％、百万円以上については年利一五％と規定した利息制限法の制限金利を超えて、出資法の制限金利である二九・二％に近い金利で営業を続けています。
私たちがとらの子の預金を銀行に預けても、普通預金であれば〇・〇〇一％、定期預金でも〇・〇二％程度しか金利が付きません。出資法の制限金利は、普通預金金利の二万九千二百倍、定期預金金利の一千四百六十倍です。
その結果、一方では、例えば武富士の申告所得は二千億円、アコムの申告所得は一千五百億円といった具合に、サラ金やカード会社は正にぼろもうけをしています。
その陰で、警察庁の調査でも、平成十五年は八千八百九十七名もの方が経済苦を理由に自らの命を絶っておられます。また、平成十五年度、二十四万二千三百六十七名もの方が自己破産を余儀なくされました。
全国津々浦々の簡易裁判所においては、平成十五年度の民事新受件数三十三万七千二百三十一件のうち、三十二万九千六百二十一件、割合にして九七・七％がサラ金、カード会社等を原告とする貸金訴訟、求償訴訟で占められており、簡易裁判所は正にサラ金の取立て機関となってしまいました。

利息制限法が制定された昭和二十九年十二月末日時点での公定歩合は五・八四％、翌三十年末時点では七・三％でした。したがって、当時にあっては、利息制限法の定める一八ないし一五％という制限金利は公定歩合のおよそ三倍でした。しかし、現在の公定歩合は〇・一％です。一八％の制限金利は公定歩合の百八十倍に当たります。もはや利息制限法や出資法の制限金利が現在の経済状況を正確に反映していないことは明らかであります。

それゆえに、私は、十月二十六日の法務委員会において、利息制限法及び出資法の制限金利引下げを求めましたところ、法務大臣から引下げを検討するとお約束をいただきました。

つきましては、法務大臣にその後の検討状況をお尋ねいたします。

今、どの部署で、だれをメンバーにして、どのような事項について御検討いただいており、いつごろ結論をお示しいただくのか、具体的にお答えください。

年間八千八百九十七名にも達する経済苦による自殺者数は、一日当たりに引き直せば二十四名に、二週間では三百四十一名になります。十月二十六日から今日までの二週間で三百四十一名もの尊い命が奪われてしまいました。だからこそ、一日も早く利息制限法と出資法の制限金利を引き下げて高利貸し優先の社会を改めなければなりません。消費者保護基本法も消費者の利益の擁護と増進を国の責務と定めています。法務大臣の御決意はいかがでしょうか。

さて、ＡＤＲ法案は司法制度改革の一環として提案されておりますが、政府がこの司法制度改革にどこまで本気なのか、やはり御決意を財務大臣にお尋ねいたします。

現在、裁判所予算の国家予算に占める割合は〇・四％にまで落ち込んでいますが、司法制度改革を推進するに当たって、裁判所予算、司法予算の飛躍的な拡充を予定しておられるのでしょうか。

司法改革が、司法制度改革推進本部のホームページの冒頭にあるように、重要かつ緊急の課題であり、司法の基本的制度を抜本的に見直すという大改革であるならば、護送船団方式に代表される事前抑制型の社会から、それぞれの創意工夫を尊重した事後チェック・事後救済型の社会へ転換を図るのであれば、過日のアメリカ大統領選挙に際してケリー陣営は一万人もの弁護士を待機させたと報道されていますが、我が国の司法を社会の片隅にある小さな司法から国民に身近で頼りがいのある大きな司法へ大転換を図るのであれば、この司法制度改革が明治維新、戦後改革に続く五十年に一度の大改革であるならば、様々な改革を基礎付ける財政措置を講ずることは当然であり、それゆえに財務大臣も司法制度改革推進本部の本部員に名前を連ねておられるのではないでしょうか。

また、司法制度改革の一環として、法科大学院、日本版ロースクールが開校されました。経歴も学歴も問うことなくだれもが受験することができる現行司法試験は平成二十二年までは存続するものの、徐々に合格者が減り、平成二十三年以降は原則として法科大学院を卒業しなければ司法試験に挑戦することさえ許されなくなります。

しかし、法科大学院に進学するには、国立大学で年間およそ八十万円、私立大学では年間およそ百三十万円の学費を要します。子弟を、将来司法試験に合格するかしないのか分からないのに、大学卒業後原則として三年間、高額な学費を負担しながら法科大学院に通わせることができる家庭など、極めて限られています。例えば、大平光代さんのように、もう一度やり直してみようと一念発起した方が司法試験にチャレンジすることは法科大学院によって相当困難になりました。

法科大学院の開校は、だれに対しても法曹への道が開かれているという司法試験本来の理念に照らして本当に正しい選択であったのか、私は極めて疑問に思っています。

そこで、昭和五十四年に司法試験に合格された財務大臣にお尋ねいたします。

法科大学院に対しては更に財政措置を講じて、少なくとも学費負担を大幅に軽減するべきであると考えますが、いかがでしょうか。

さらには、法科大学院の学生に対する奨学金についてもより一層充実させ、志と学力があるならばだれもが法科大学院に進学できるシステムを用意しなければならないと考えますが、財務大臣、いかがでしょうか。

また、司法試験の公平性を維持するためには、現行試験と新司法試験の合格者数をあらかじめ固定してはならず、法科大学院を卒業していなくとも実力があるならば合格できるという基本理念は絶対に堅持しなければならないし、ましてや、現行試験と法科大学院卒業生が受験する新司法試験との間に差別があってはならないと考えますが、法務大臣のお考えはいかがでしょうか。

被害者は二度殺されると、森永砒素ミルク事件の原告弁護団長を務めた中坊公平氏は嘆息をいたしました。

昭和三十年六月、森永乳業徳島工場で製造された粉ミルクの中に砒素が混入しました。その結果、当時の厚生省の発表でも一万二千百三十一名もの赤ちゃんが砒素中毒にかかり、そのうち百三十名が亡くなりました。

ところが、森永の陳情を受けて厚生省が設置したいわゆる五人委員会は、約半年後の十二月十五日に補償金額を死者は二十五万円、患者は一万円と決定し、森永はこれを盾にして被害者救済を拒み続けました。

被害者が森永と国の責任を追及するために大阪地裁に提訴したのは昭和四十八年であり、被害発生から十八年が経過をしていました。

すなわち、森永砒素ミルク事件の被害者らは、一度目は、赤ちゃんが飲むものであり、だれもが絶対に安全だと信じている粉ミルクによって殺され、傷付きました。さらには、これに引き続いて、本来は被害者を守ってくれるであろう厚生省が設置した機関の和解仲介によって十八年間泣き寝入りを強いられたのです。

私は、被害に遭った方々や紛争に巻き込まれた市民がＡＤＲによって二度殺されてしまうことを何よりも危惧いたします。

ところで、今回提案されましたＡＤＲ法案は、第五条において民間ＡＤＲも認証を受け得るとし、その要件として第六条第三号において、手続実施者と当事者が利害関係を有する場合にはその手続実施者を排除すべき旨を規定しています。

しかし、例えば、サラ金会社自らが運営するＡＤＲではなく、貸金業協会において運営するＡＤ

Rであれば、サラ金の借主とは直接の利害関係に立たないことになりかねず、その結果、貸金業協会の運営するＡＤＲが借主に対して執拗に借りた金は返せという偏った和解の仲介を繰り返したとしても、国には当該ＡＤＲの活動そのものを差し止める手段が存在しません。

同様に、例えば、医師会の運営するＡＤＲにおいて医療過誤を、ハウスメーカーの協会が運営するＡＤＲにおいて欠陥住宅問題を、先物取引業者の協会が運営するＡＤＲにおいて先物取引被害を、それぞれ取り扱うとき、本当に公正な和解の仲介がなされるでしょうか。手続実施者が、そのＡＤＲを設立したスポンサーにとって有利な解決を図ろうとすることは必至です。

既に活動していますが、損保協会によって設立された交通事故紛争処理センターにおいては、損保会社の顧問弁護士を排除して、弁護士会推薦の弁護士によって和解の仲介がなされています。このため、損保協会の当初のもくろみとは異なり、被害者救済を第一義として和解の仲介が行われています。

これに対して、損保会社社員の、何のために作ったか分からないという愚痴を私はこの耳で聞いたことがあります。この一言にこそ、ＡＤＲを設立しようとする事業者の本音があります。

そこで、法務大臣にお尋ねいたします。

不公正な手続を行うＡＤＲをどのようにして排除するつもりでしょうか。

和解の効果に関する民法第六百九十六条によって、いかに不公正な示談であっても、いかに不利な和解契約であっても、当事者がいったん合意してしまったならば、事後救済は極めて困難です。それだけに、法案の第一条が掲げる国民の権利利益の適切な実現に資するためには、不公正な和解の仲介を行おうとするＡＤＲを駆逐しなければなりません。

また、法案においては、そもそも認証を求めないＡＤＲは野放しになります。未認証のＡＤＲに対する監督方法についてもお答えください。

法案の第四条は、国の責務として、内外の動向や利用状況等の調査を掲げていますが、被害者にとっては、外国では裁判によって解決しているのかＡＤＲで解決しているのかなどはどちらでもいいことです。

被害者にとっては、公正な手続で適正額の賠償がなされることこそ肝要です。第四条が国の責務を規定するのであれば、ＡＤＲに対する指導監督と、不公正な和解の仲介を行うＡＤＲの排除を明記すべきではないでしょうか。

ところで、言うまでもありませんが、法律をしゃくし定規に適用することが正義にかなうとは限りません。だからこそ、法曹は、高度の専門的な法的知識だけではなく、幅広い教養、豊かな人間性と職業倫理を兼ね備えなければならないと司法制度改革推進計画にも明記されています。

この点で、民間ＡＤＲとはいえ、認証という国のお墨付きを用意する以上、手続実施者に限らず、代理人も含めて、その手続に関与しようとする者には、高度の専門的な法的知識と幅広い教養、豊かな人間性と職業倫理を兼ね備えた者に限らなければならず、その専門性は当該資格を付与する資格試験にこそ求めるべきであると考えますが、法務大臣の御見解はいかがでしょうか。

最後に、法と正義が社会の隅々まで行き渡った公正な社会を実現するため、私自身もこれから努力を続けてまいることをお誓いして、質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣南野知恵子君登壇、拍手〕

○国務大臣（南野知恵子君）　前川清成議員にお答えを申し上げます。

まず、いわゆる出資法及び利息制限法の上限利息の引下げに関する具体的な検討状況についてのお尋ねがありました。

出資法の上限金利につきましては、平成十二年に貸金業者に係る上限金利が年四〇・〇〇四％から年二九・二％に引き下げられた上、平成十五年のやみ金融対策法において、出資法違反行為に対する法定刑の引上げなどの罰則が強化されたところでありますが、さらに、その法律の附則において、施行後三年を目途として所要の検討を加え、必要な見直しを行うものとされております。この点に関し、私は、法務委員会においても、上限金利の引下げの当否については諸般の事情を総合的に考慮して判断していきたいとお答えいたしました。

上限金利の在り方につきましては、借り手と貸手の双方に対する配慮が不可欠ですので、そのような観点から、やみ金融対策法の施行から三年後の平成十九年一月を目途として、当省の刑事局及び民事局において、それぞれ担当課長、参事官を中心に、出資法及び利息制限法の上限金利の引下げの当否について必要な調査検討を行ってまいりたいと考えており、現在、基礎的な調査を行っております。

次に、出資法及び利息制限法の上限金利の引下げに関する法務大臣の決意についてのお尋ねがありました。

消費者保護基本法において、国は、経済社会の発展に即応して、消費者の保護に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有すると定められていることは御指摘のとおりであります。

上限金利の在り方については様々な御意見があると承知しておりますが、私としては、関係部局における必要な調査検討の結果を十分に踏まえて、この問題に適切な対処をしてまいりたいと考えております。

次に、現行司法試験と新司法試験の合格者数についてお尋ねがありました。

平成十八年から法科大学院課程の修了者に対する新司法試験が実施されますが、受験者に不当な不利益を与えないようにするため、同年から五年間、現行司法試験が併行実施されます。これらの司法試験の合格者は、いずれも司法試験考査委員の合議による判定に基づき、独立した権限を有する司法試験委員会が決定することとされています。

司法試験委員会においては、概括的ながら、司法制度改革審議会意見書の趣旨や司法制度改革推進本部における議論を踏まえつつ、法科大学院の実態や受験者の動向に即して、併行実施期間における司法試験の合格者数についての検討を行うこととしております。

新司法試験と現行司法試験の時期、試験内容が異なっており、両者を全く同一条件で比べることは困難でありますが、司法試験委員会においては、新しい法曹養成制度の趣旨を十分踏まえると

ともに、法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定するという司法試験の目的や新旧両試験の公平性を損なわないことに配慮し、合格者数についての検討が行われていくものと考えております。

次に、不公正なＡＤＲ手続を行うＡＤＲを排除する方法についてお尋ねがありました。

本法律案におきましては、認証の基準として、手続の公正な実施を妨げるおそれがある手続実施者の排除、ＡＤＲ機関の実質的支配者等が手続実施者に不当な影響を及ぼすことの排除を定めており、これらにより、いわゆる業界団体が実施するものも含め、業務の適正な運営を確保することとしております。

また、認証の基準を満たさなくなった場合などには、検査、是正の勧告や命令の対象となり、認証取消しの原因になるものとしております。

次に、認証を受けないＡＤＲに対する監督方法についてお尋ねがありました。

本法律案におきましては、ＡＤＲ業者の創意工夫を支援し、利用者の選択肢の拡充を図っていくことが望ましいとの考えから、認証を受けるかどうかにつきましては、ＡＤＲ業者の自主的な判断にゆだねております。しかし、ＡＤＲ手続が公正かつ適正に実施されるべきことは本法律案においても明らかにしており、認証を受けないＡＤＲには弁護士法などの規制が及びます。これらの点を考慮しますと、すべてのＡＤＲ事業者を国の監督下に置くまでの必要はないものと考えております。

次に、国の責務としてのＡＤＲに対する指導監督及び不公正な和解の仲介を行うＡＤＲの排除についてお尋ねがありました。

さきに述べましたとおり、認証ＡＤＲにつきましては、本法律案の定める認証基準や検査や命令、認証の取消しなどによってその業務の適正な運営を確保する仕組みとしておりますし、他方で、民間ＡＤＲをすべて国の監督下に置くまでの必要はないものと考えております。

これらのことに加え、ＡＤＲの自主性や多様性も尊重されるべきことを考えますと、国の責務としましては、情報の提供などによって国民が適切なＡＤＲを選択しやすくすることが重要であると考えております。

最後に、認証ＡＤＲの手続実施者及び代理人の専門性についてお尋ねがありました。

御指摘のように、ＡＤＲの手続を実施し、又はその代理人となるには、一定の法律的能力や倫理規律などが求められるものと考えられます。このため、本法律案におきましては、手続実施者に関しまして、取り扱う紛争に応じてふさわしい者を選任できることなどを認証の基準としております。

また、ＡＤＲの代理に関しましては、本法律案とは別に、各種の隣接法律専門職について、代理権を付与する社会的要請や代理業務を適切に行うために必要な法律的能力や倫理規律があるかどうかという観点から検討を進めているところであります。（拍手）

〔国務大臣谷垣禎一君登壇、拍手〕

○国務大臣（谷垣禎一君）　前川議員にお答えいたします。

司法制度改革と裁判所予算、司法予算に関するお尋ねでございますが、司法制度改革は、行政改革を始めとする社会経済の構造改革が進められている中で、我が国司法機能の充実強化を図らなければいけないということで、現在、総合的かつ集中的に推進されているところでございますが、これは大変重要な意義を有するものと考えております。

他方、我が国財政、大変厳しい状況にございますので、歳出改革路線を引き続き堅持していく必要がございますが、裁判所予算、司法予算の取扱いについては、今後、財政資金の効率的使用という観点にも十分留意しながら、関係の方々と議論を進めてまいりたいと考えております。

それから、法科大学院に対する財政措置や学生への奨学金の充実についての御議論がございました。

私ども、法科大学院が今後我が国の法曹養成機関として十分機能することを期待しているわけでありますけれども、その円滑な設立を促進するために、政府として平成十六年度予算で、各地域の国立大学への法科大学院の設置、それから私立大学法科大学院の設置に必要な立ち上げ経費に対する支援、これは経常費補助であります。それから、特に先導的なカリキュラム開発に取り組む法科大学院に対しては、国公私を通じた競争原理に基づく開発経費の支援、そして、法科大学院の進学に際して経済的な困難を抱える学生に対する奨学金貸与枠の確保といった幅広い側面から積極的に支援を行うこととしております。特に奨学金につきましては、修士学生に係る過去の実績を踏まえまして、定員の六割強の貸与枠を確保しております。

こういう法科大学院に係る支援の今後の在り方でございますが、引き続き適切な受益者負担の観点も重視しながら予算編成過程において検討を進めていきたいと考えております。（拍手）

○議長（扇千景君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（扇千景君）　日程第一　経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長林芳正君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔林芳正君登壇、拍手〕

○林芳正君　ただいま議題となりましたメキシコとの経済連携協定につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本協定は、平成十四年十月の我が国とメキシコとの間の首脳会談において、二国間の経済連携強化に関する協定締結のための交渉を開始することで意見が一致したことを受け、同年十一月以来、両政府間で協定の締結交渉を行った結果、本年九月、メキシコ市において、両国首脳の間で署名が行われたものであります。

本協定は、我が国とメキシコとの間で貿易及び

投資の自由化、並びにビジネス関係者等の自由な移動を促進し、ビジネス環境の整備、人材育成、中小企業支援等における協力を含む幅広い分野での連携を強化しようとするものであります。

委員会におきましては、本協定締結の意義と経済効果、メキシコからの農産品輸入拡大による国内農業への影響、輸入農産品の安全性、東アジア諸国との経済連携協定締結交渉の見通し等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（扇千景君）　これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（扇千景君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十

賛成　二百二十一

反対　九

よって、本件は承認することに決しました。

（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（扇千景君）　日程第二　労働組合法の一部を改正する法律案（第百五十九回国会内閣提出、第百六十一回国会衆議院送付）

日程第三　独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長岸宏一君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔岸宏一君登壇、拍手〕

○岸宏一君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、労働組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、不当労働行為事件の迅速な解決を図り、安定した労使関係を長期的に維持、確保するため、労働委員会における審査の手続及び体制の整備等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、不当労働行為の実態、審査体制の整備の必要性、和解制度の積極的な活用等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、独立行政法人福祉医療機構が運用する基金の一部取崩しにより、障害者スポーツの振興のため特に必要と認められる活動への助成に充てることができるようにしようとするものであります。

委員会におきましては、提出者鴨下衆議院厚生労働委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（扇千景君）　これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（扇千景君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十八

賛成　二百二十八

反対　〇

よって、両案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（扇千景君）　日程第四　民法の一部を改正する法律案

日程第五　債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（いずれも内閣提出）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長渡辺孝男君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔渡辺孝男君登壇、拍手〕

○渡辺孝男君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、民法の一部を改正する法律案は、保証契約の内容の適正化の観点から、個人保証人の保護を図るため、貸金等根保証契約について極度額、元本確定期日等に関する規定を新設することその他の保証債務に関する規定の整備を行うとともに、民法を国民に理解しやすいものとするため、その表記を現代語化するものであります。

次に、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案は、法人による動産及び債権の譲渡の円滑化を図るため、法人がする動産の譲渡につき、登記による新たな対抗要件の制度を創設するとともに、法人がする債務者の特定していない将来債権の譲渡等についても登記により対抗要件を備えることができるようにするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議

題とし、民法の現代語化の検討の経緯及び基本方針、保証制度の見直しが中小企業の資金調達に与える影響、保証契約書の交付の義務付け、事情変更による解約権等の更なる保証人保護の必要性、動産・債権譲渡登記制度の活用の見通し、労働債権の確保のための法整備の必要性等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会の簗瀬委員、日本共産党の井上委員より、債権譲渡特例法改正案に反対、民法改正案に賛成の意見が、それぞれ述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、民法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案は多数をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対してそれぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（扇千景君）　これより採決をいたします。

まず、民法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（扇千景君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十九
賛成　二百二十九
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（扇千景君）　次に、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（扇千景君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（扇千景君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百二十八
賛成　百二十八
反対　百

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（扇千景君）　本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十七分散会

出席者は左のとおり。

議長	扇　千景君		
副議長	角田　義一君		
議員			
又市　征治君	山本　保君	藤野　公孝君	松山　政司君
鰐淵　洋子君	大田　昌秀君	有村　治子君	中川　義雄君
谷合　正明君	西田　実仁君	中島　啓雄君	大仁田　厚君
坂本由紀子君	渕上　貞雄君	吉田　博美君	小林　温君
浮島とも子君	浜田　昌良君	岩城　光英君	小斉平敏文君
澤　雄二君	小泉　昭男君	加納　時男君	市川　一朗君
遠山　清彦君	山本　香苗君	岩永　浩美君	大野つや子君
松　あきら君	福本　潤一君	阿部　正俊君	金田　勝年君
佐藤　昭郎君	山谷えり子君	保坂　三蔵君	岩井　國臣君
福島みずほ君	加藤　修一君	荒井　広幸君	松村　龍二君
高野　博師君	弘友　和夫君	狩野　安君	泉　信也君
渡辺　孝男君	岸　宏一君	景山俊太郎君	溝手　顕正君
木村　仁君	亀井　郁夫君	尾辻　秀久君	吉村剛太郎君
山口那津男君	山下　栄一君	佐藤　泰三君	西田　吉宏君
荒木　清寛君	魚住裕一郎君	清水嘉与子君	若林　正俊君
浅野　勝人君	谷川　秀善君	田中　直紀君	沓掛　哲男君
山崎　正昭君	浜四津敏子君	片山虎之助君	藤井　基之君
風間　昶君	白浜　一良君	加治屋義人君	伊達　忠一君
草川　昭三君	木庭健太郎君	鈴木　陽悦君	長谷川憲正君
小野　清子君	太田　豊秋君	松村　祥史君	水落　敏栄君
魚住　汎英君	南野知惠子君	山本　順三君	黒岩　宇洋君
西銘順志郎君	柏村　武昭君	近藤　正道君	愛知　治郎君
福島啓史郎君	段本　幸男君	椎名　一保君	荻原　健司君
小泉　顕雄君	末松　信介君	岡田　直樹君	秋元　司君
中川　雅治君	二之湯　智君	関口　昌一君	鶴保　庸介君
西島　英利君	野村　哲郎君	野上浩太郎君	荒井　正吾君
小池　正勝君	北川イッセイ君	後藤　博子君	舛添　要一君
岸　信夫君	河合　常則君	森元　恒雄君	田村耕太郎君
		岡田　広君	脇　雅史君
		山内　俊夫君	世耕　弘成君
		山下　英利君	山崎　力君
		田村　公平君	田浦　直君

山本　一太君　　矢野　哲朗君
鈴木　政二君　　林　芳正君
武見　敬三君　　北岡　秀二君
中島　眞人君　　中原　爽君
青木　幹雄君　　松田　岩夫君
陣内　孝雄君　　中曽根弘文君
真鍋　賢二君　　山東　昭子君
竹山　裕君　　桜井　新君
関谷　勝嗣君　　倉田　寛之君
尾立　源幸君　　藤末　健三君
富岡由紀夫君　　松下　新平君
糸数　慶子君　　水岡　俊一君
藤本　祐司君　　足立　信也君
那谷屋正義君　　白　眞勲君
下田　敦子君　　小林　正夫君
柳澤　光美君　　喜納　昌吉君
加藤　敏幸君　　主濱　了君
神本美恵子君　　山根　隆治君
池口　修次君　　若林　秀樹君
平野　達男君　　辻　泰弘君
大塚　耕平君　　森　ゆうこ君
工藤堅太郎君　　広野ただし君
高嶋　良充君　　佐藤　雄平君
小川　敏夫君　　郡司　彰君
福山　哲郎君　　櫻井　充君
円　より子君　　直嶋　正行君
山本　孝史君　　小林　元君
佐藤　道夫君　　伊藤　基隆君
朝日　俊弘君　　平田　健二君
田名部匡省君　　渡辺　秀央君
西岡　武夫君　　広中和歌子君
山下八洲夫君　　大石　正光君
今泉　昭君　　蓮　舫君

林　久美子君
仁比　聡平君
前川　清成君
小林美恵子君
松岡　徹君
犬塚　直史君
松井　孝治君
岩本　司君
ジルキン　マルティ君
井上　哲士君
浅尾慶一郎君
高橋　千秋君
藤原　正司君
小池　晃君
大江　康弘君
和田ひろ子君
家西　悟君
市田　忠義君
江田　五月君
柳田　稔君
岡崎トミ子君
築瀬　進君
峰崎　直樹君

国務大臣
法務大臣　南野知恵子君
外務大臣　町村　信孝君
財務大臣　谷垣　禎一君
厚生労働大臣　尾辻　秀久君

副大臣
法務副大臣　滝　実君

広田　一君
大久保　勉君
島田智哉子君
芝　博一君
津田弥太郎君
紙　智子君
鈴木　寛君
榛葉賀津也君
大門実紀史君
内藤　正光君
木俣　佳丈君
谷　博之君
緒方　靖夫君
羽田雄一郎君
齋藤　勁君
小川　勝也君
吉川　春子君
佐藤　泰介君
輿石　東君
千葉　景子君
前田　武志君
北澤　俊美君

議長の報告事項

去る十月二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　広野ただし君
補欠　森　ゆうこ君

総務委員
辞任　松岡　徹君
補欠　神本美恵子君

法務委員
辞任　岸　信夫君
補欠　長谷川憲正君

外交防衛委員
辞任　藤本　祐司君
補欠　木俣　佳丈君

財政金融委員
辞任　小泉　昭男君
補欠　陣内　孝雄君

文教科学委員
辞任　野村　哲郎君
補欠　荒井　正吾君

厚生労働委員
辞任　神本美恵子君
補欠　松岡　徹君

農林水産委員
辞任　白　眞勲君
補欠　福山　哲郎君

環境委員
辞任　遠山　清彦君
補欠　荒木　清寛君

決算委員
辞任　森　ゆうこ君
補欠　広野ただし君

議院運営委員
辞任　鈴木　政二君
補欠　北岡　秀二君

国土交通委員
辞任　北岡　秀二君
補欠　鈴木　政二君

環境委員
辞任　福山　哲郎君
補欠　白　眞勲君

決算委員
辞任　下田　敦子君
補欠　林　久美子君

議院運営委員
辞任　林　久美子君
補欠　下田　敦子君

同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任　井上　哲士君
補欠　仁比　聡平君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

行政監視委員会
理事　荒井　広幸君（田浦直君の補欠）
理事　後藤　博子君（橋本聖子君の補欠）
理事　鶴保　庸介君（福島啓史郎君の補欠）

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
同日議長から内閣総理大臣宛次の決議を送付した。
台風第二十三号等による風水害及び新潟県中越地震災害対策に関する決議
同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。
独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案（第百五十九回国会、小坂憲次君外四名提出）
同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員南野知惠子君、同松田岩夫君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選挙した旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判長及び衆議院事務総長に通知した。
桜井　新君
竹山　裕君
同日本院は、裁判官訴追委員岩井國臣君、同吉村剛太郎君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選挙した旨本院事務総長から裁判官訴追委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。
阿部　正俊君
泉　信也君
同日本院は、日本ユネスコ国内委員会委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。
参議院議員　有村　治子君
同日本院は、公認会計士・監査審査会委員に藤沼亜起君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、電気通信事業紛争処理委員会委員に香城敏麿君、田中建二君、富沢木実君、森永規彦君及び吉岡睦子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、公安審査委員会委員長に田中康久君を、同委員に長谷部由起子君、西室泰三君及び寺田輝介君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、中央労働委員会委員に山口浩一郎君、荒井史男君、古郡鞆子君、岡部喜代子君、柴田和史君、尾木雄君、佐藤英善君、椎谷正君、菅野和夫君、曽田多賀君、林紀子君、山川隆一君、野崎薫子君、廣見和夫君及び渡辺章君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、運輸審議会委員に小野孝君、長尾正和君及び廻洋子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に大西孝夫君及び田中義枝君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日議長は、国土審議会特別委員に次のとおり本院議員を推薦する旨内閣に通知した。
（首都圏整備分科会）
狩野　安君
（東北地方開発分科会）
岩城　光英君
（九州地方開発分科会）
後藤　博子君
松山　政司君
（四国地方開発分科会）
北岡　秀二君
（中国地方開発分科会）
景山俊太郎君
田村耕太郎君
（北海道開発分科会）
橋本　聖子君
山崎　力君
（豪雪地帯対策分科会）
荒井　広幸君
松村　龍二君
（離島振興対策分科会）
田浦　直君
山内　俊夫君
同日議長は、地方制度調査会委員に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。
森元　恒雄君
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律
去る十月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
辞任　補欠
工藤堅太郎君　松下　新平君
松井　孝治君　水岡　俊一君
総務委員
辞任　補欠
木俣　佳丈君　藤本　祐司君
水岡　俊一君　松井　孝治君
外交防衛委員
辞任　補欠
喜納　昌吉君　藤末　健三君
福山　哲郎君　白　眞勲君
遠山　清彦君　荒木　清寛君
厚生労働委員
辞任　補欠
荒木　清寛君　遠山　清彦君
農林水産委員
辞任　補欠
松下　新平君　工藤堅太郎君
経済産業委員
辞任　補欠
藤末　健三君　喜納　昌吉君
藤本　祐司君　木俣　佳丈君
環境委員
辞任　補欠
白　眞勲君　福山　哲郎君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員
辞任　補欠
山内　俊夫君　三浦　一水君
沖縄及び北方問題に関する特別委員
辞任　補欠
喜納　昌吉君　白　眞勲君
峰崎　直樹君　若林　秀樹君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会

理事　森　ゆうこ君（森ゆうこ君の補欠）

文教科学委員会

理事　北岡　秀二君（北岡秀二君の補欠）

厚生労働委員会

理事　国井　正幸君（藤井基之君の補欠）

経済産業委員会

理事　泉　信也君（魚住汎英君の補欠）

理事　小林　温君（松田岩夫君の補欠）

環境委員会

理事　加藤　修一君（魚住裕一郎君の補欠）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出）（衆第一号）

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的　平成十六年新潟県中越地震による被害状況等の実情調査

一、派遣委員

風間　昶　岩城　光英

大仁田　厚　小林　元

高橋　千秋　山本　香苗

仁比　聡平

一、派遣地　新潟県

一、期間　十一月一日一日間

一、費用　概算二四一、五〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成十六年十月二十八日

災害対策特別委員長　風間　昶

参議院議長　扇　千景殿

同日議長は、十月二十三日に発生した新潟県中越地震による被害に対し、ヴォロディミル・ミハイロヴィチ・リトヴィン・ウクライナ最高会議議長より見舞電報を接受した。

同日議長は、ヴォロディミル・ミハイロヴィチ・リトヴィン・ウクライナ最高会議議長宛、新潟県中越地震による被害に対し寄せられた見舞電報に対する礼状を発送した。

去る十月二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

松下　新平君

水岡　俊一君

補欠

工藤堅太郎君

松井　孝治君

総務委員

辞任

松井　孝治君

補欠

水岡　俊一君

外交防衛委員

辞任

藤末　健三君

補欠

喜納　昌吉君

農林水産委員

辞任

工藤堅太郎君

補欠

松下　新平君

経済産業委員

辞任

喜納　昌吉君

補欠

藤末　健三君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任

白　眞勲君

若林　秀樹君

補欠

喜納　昌吉君

峰崎　直樹君

同日衆議院から次の議案が提出された。

独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案（衆第一号）

去る一日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員

辞任

緒方　靖夫君

紙　智子君

補欠

紙　智子君

緒方　靖夫君

同日議長は、次の内閣提出案を法務委員会に付託した。

民法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

同日議員から次の質問主意書が提出された。

イラク戦争の正当性に関する質問主意書（櫻井充君提出）（第二号）

去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交防衛委員

辞任

荒木　清寛君

補欠

山下　栄一君

文教科学委員

辞任

山下　栄一君

補欠

荒木　清寛君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員

辞任

紙　智子君

補欠

緒方　靖夫君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）　外交防衛委員会に付託

労働組合法の一部を改正する法律案（第百五十九回国会閣法第八八号）　厚生労働委員会に付託

去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

円　より子君

補欠

島田智哉子君

外交防衛委員

辞任

喜納　昌吉君

補欠

那谷屋正義君

山下　栄一君

荒木　清寛君

文教科学委員

辞任

那谷屋正義君

補欠

喜納　昌吉君

荒木　清寛君

山下　栄一君

環境委員

辞任

島田智哉子君

補欠

円　より子君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

厚生労働委員会

理事　遠山　清彦君　（遠山清彦君の補欠）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案（第百五十九回国会閣法第七七号、衆議院継続審査）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（佐田玄一郎君外九名提出）（衆第二号）

公共工事の品質確保の促進に関する法律案（古賀誠君外七名提出）（衆第三号）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（仙谷由人君外十六名提出）（衆第四号）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

イラク戦争の正当性に関する質問主意書（櫻井充君提出）（第二号）

同日内閣から次の報告書を受領した。

第百五十九回国会参議院において採択された請願の処理経過

同日議長は、十月二十三日に発生した新潟県中越地震による被害に対し、セルヒオ・パエス・ヴェルドゥーゴ・ＩＰＵ議長より見舞電報を接受した。

同日議長は、セルヒオ・パエス・ヴェルドゥーゴ・ＩＰＵ議長宛、新潟県中越地震による被害に対し寄せられた見舞電報に対する礼状を発送した。

同日議長は、去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　補欠

島田智哉子君　円　より子君

外交防衛委員

辞任　補欠

那谷屋正義君　喜納　昌吉君

文教科学委員

辞任　補欠

喜納　昌吉君　那谷屋正義君

環境委員

辞任　補欠

円　より子君　島田智哉子君

行政監視委員

辞任　補欠

浜田　昌良君　澤　雄二君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員

辞任　補欠

若林　秀樹君　芝　博一君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（仙谷由人君外五名提出）（衆第五号）

同日議員から次の質問主意書が提出された。

原子力発電所等における人身事故に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第三号）

一昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員

辞任　補欠

柳田　稔君　加藤　敏幸君

経済産業委員

辞任　補欠

加藤　敏幸君　柳田　稔君

行政監視委員

辞任　補欠

澤　雄二君　浜田　昌良君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任　補欠

仁比　聡平君　大門実紀史君

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員

辞任　補欠

芝　博一君　若林　秀樹君

同日議長は、次の衆議院提出案を厚生労働委員会に付託した。

独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案（衆第一号）

同日議長は、大型台風及び十月二十三日に発生した新潟県中越地震による被害に対し、ナンバリン・エンフバヤル・モンゴル国国家大会議議長より、見舞状を接受した。

同日議長は、ナンバリン・エンフバヤル・モンゴル国国家大会議議長宛、大型台風及び新潟県中越地震による被害に対し寄せられた見舞状に対する礼状を発送した。

昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　補欠

秋元　司君　尾辻　秀久君

法務委員

辞任　補欠

尾辻　秀久君　秋元　司君

厚生労働委員

辞任　補欠

加藤　敏幸君　柳田　稔君

経済産業委員

辞任　補欠

柳田　稔君　加藤　敏幸君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員

辞任　補欠

浅尾慶一郎君　佐藤　雄平君

同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任　補欠

高嶋　良充君　藤末　健三君

松井　孝治君　ツルネン　マルティ君

松下　新平君　工藤堅太郎君

仁比　聡平君　紙　智子君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第一四号）
経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律案（閣法第一五号）
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律案（閣法第六号）
住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一二号）
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案（閣法第二〇号）
同日委員長から次の報告書が提出された。
経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）審査報告書
労働組合法の一部を改正する法律案（第百五十九回国会閣法第八八号）審査報告書
独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案（衆第一号）審査報告書
民法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）審査報告書
債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一八号）審査報告書
同日議員から次の質問主意書が提出された。
規制改革・民間開放推進会議委員の資質に関する質問主意書（櫻井充君提出）（第四号）
同日内閣から、次の質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。
参議院議員櫻井充君提出イラク戦争の正当性に関する質問（第二号）（答弁することができる期限　十一月二十二日）

投票者氏名

日程第一　経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

賛成者氏名　二二一名

阿部　正俊君　愛知　治郎君
青木　幹雄君　秋元　司君
浅野　勝人君　荒井　正吾君
荒井　広幸君　有村　治子君
泉　信也君　市川　一朗君
岩井　國臣君　岩城　光英君
岩永　浩美君　魚住　汎英君
小野　清子君　尾辻　秀久君
大仁田　厚君　大野つや子君
太田　豊秋君　岡田　直樹君
岡田　広君　荻原　健司君
加治屋義人君　加納　時男君
狩野　安君　景山俊太郎君
柏村　武昭君　片山虎之助君
金田　勝年君　亀井　郁夫君
河合　常則君　木村　仁君
岸　宏一君　岸　信夫君
北岡　秀二君　北川イッセイ君
沓掛　哲男君　倉田　寛之君
小池　正勝君　小泉　昭男君
小泉　顕雄君　小斉平敏文君
小林　温君　後藤　博子君
佐藤　昭郎君　佐藤　泰三君
坂本由紀子君　桜井　新君
山東　昭子君　清水嘉与子君
椎名　一保君　陣内　孝雄君
末松　信介君　鈴木　政二君
世耕　弘成君　関口　昌一君
関谷　勝嗣君　田浦　直君
田中　直紀君　田村　公平君
田村耕太郎君　伊達　忠一君
竹山　裕君　武見　敬三君
谷川　秀善君　段本　幸男君
鶴保　庸介君　中川　雅治君
中川　義雄君　中島　啓雄君
中島　眞人君　中曽根弘文君
中原　爽君　二之湯　智君
西島　英利君　西田　吉宏君
西銘順志郎君　野上浩太郎君
野村　哲郎君　南野知惠子君
長谷川憲正君　林　芳正君
福島啓史郎君　藤井　基之君
藤野　公孝君　保坂　三蔵君
真鍋　賢二君　舛添　要一君
松田　岩夫君　松村　龍二君
松山　政司君　水落　敏栄君
溝手　顕正君　森元　恒雄君
矢野　哲朗君　山内　俊夫君
山崎　力君　山崎　正昭君
山下　英利君　山谷えり子君
山本　一太君　山本　順三君
吉田　博美君　吉村剛太郎君
若林　正俊君　脇　雅史君
足立　信也君　浅尾慶一郎君
朝日　俊弘君　伊藤　基隆君
家西　悟君　池口　修次君
犬塚　直史君　今泉　昭君
岩本　司君　江田　五月君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大石　正光君
大江　康弘君　大久保　勉君
大塚　耕平君　岡崎トミ子君
加藤　敏幸君　神本美恵子君
木俣　佳丈君　喜納　昌吉君
北澤　俊美君　工藤堅太郎君
郡司　彰君　小林　正夫君
小林　元君　輿石　東君
佐藤　泰介君　佐藤　道夫君
佐藤　雄平君　齋藤　勁君
櫻井　充君　芝　博一君
島田智哉子君　下田　敦子君
主濱　了君　榛葉賀津也君
鈴木　寛君　田名部匡省君
高嶋　良充君　高橋　千秋君
谷　博之君　千葉　景子君
ツルネン　マルティ君　津田弥太郎君
辻　泰弘君　富岡由紀夫君
那谷屋正義君　内藤　正光君
直嶋　正行君　西岡　武夫君
羽田雄一郎君　白　眞勲君

林　久美子君　平田　健二君
平野　達男君　広田　一君
広中和歌子君　広野ただし君
福山　哲郎君　藤末　健三君
藤本　祐司君　藤原　正司君
前川　清成君　前田　武志君
松井　孝治君　松岡　徹君
松下　新平君　円　より子君
水岡　俊一君　峰崎　直樹君
森　ゆうこ君　簗瀬　進君
柳澤　光美君　柳田　稔君
山根　隆治君　山本　孝史君
蓮　　舫君　和田ひろ子君
若林　秀樹君　渡辺　秀央君
荒木　清寛君　魚住裕一郎君
浮島とも子君　加藤　修一君
風間　昶君　草川　昭三君
木庭健太郎君　澤　雄二君
白浜　一良君　高野　博師君
谷合　正明君　遠山　清彦君
西田　実仁君　浜田　昌良君
浜四津敏子君　弘友　和夫君
福本　潤一君　松　あきら君
山口那津男君　山下　栄一君
山本　香苗君　山本　保君
渡辺　孝男君　鰐淵　洋子君
大田　昌秀君　福島みずほ君
渕上　貞雄君　又市　征治君
糸数　慶子君　黒岩　宇洋君
近藤　正道君　鈴木　陽悦君
角田　義一君

反対者氏名　九名

井上　哲士君　市田　忠義君
緒方　靖夫君　紙　　智子君
小池　　晃君　小林美恵子君
大門実紀史君　仁比　聡平君
吉川　春子君

日程第二　労働組合法の一部を改正する法律案（第百五十九回国会内閣提出、第百六十一回国会衆議院送付）
日程第三　独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名　二二八名

阿部　正俊君　愛知　治郎君
青木　幹雄君　秋元　　司君
浅野　勝人君　荒井　正吾君
荒井　広幸君　有村　治子君
泉　　信也君　市川　一朗君
岩井　國臣君　岩城　光英君
岩永　浩美君　魚住　汎英君
小野　清子君　大仁田　厚君
大野つや子君　太田　豊秋君
岡田　直樹君　岡田　　広君
荻原　健司君　加治屋義人君
加納　時男君　狩野　　安君
景山俊太郎君　柏村　武昭君
片山虎之助君　金田　勝年君
亀井　郁夫君　河合　常則君
木村　　仁君　岸　　宏一君
岸　　信夫君　北岡　秀二君
北川イッセイ君　沓掛　哲男君
倉田　寛之君　小池　正勝君
小泉　昭男君　小泉　顕雄君
小斉平敏文君　小林　　温君
後藤　博子君　佐藤　昭郎君
佐藤　泰三君　坂本由紀子君
桜井　　新君　山東　昭子君
清水嘉与子君　椎名　一保君
陣内　孝雄君　鈴木　政二君
世耕　弘成君　関口　昌一君
関谷　勝嗣君　田浦　　直君
田中　直紀君　田村　公平君
田村耕太郎君　伊達　忠一君
竹山　　裕君　武見　敬三君
谷川　秀善君　段本　幸男君
鶴保　庸介君　中川　義雄君
中島　啓雄君　中島　眞人君
中曽根弘文君　中原　　爽君
二之湯　智君　西島　英利君
西田　吉宏君　西銘順志郎君
野上浩太郎君　野村　哲郎君
南野知惠子君　長谷川憲正君
林　　芳正君　福島啓史郎君
藤井　基之君　藤野　公孝君
保坂　三蔵君　真鍋　賢二君
舛添　要一君　松田　岩夫君
松村　龍二君　松山　政司君
水落　敏栄君　溝手　顕正君
森元　恒雄君　矢野　哲朗君
山内　俊夫君　山崎　　力君
山崎　正昭君　山下　英利君
山谷えり子君　山本　一太君
山本　順三君　吉田　博美君
吉村剛太郎君　若林　正俊君
脇　　雅史君　足立　信也君
朝日　俊弘君　浅尾慶一郎君
伊藤　基隆君　家西　　悟君
池口　修次君　犬塚　直史君
今泉　　昭君　岩本　　司君
江田　五月君　小川　勝也君
小川　敏夫君　尾立　源幸君
大石　正光君　大江　康弘君
大久保　勉君　大塚　耕平君
岡崎トミ子君　加藤　敏幸君
神本美恵子君　木俣　佳丈君
北澤　俊美君　郡司　　彰君
工藤堅太郎君　小林　　元君
小林　正夫君　佐藤　泰介君
佐藤　道夫君　佐藤　雄平君
奥石　　東君　櫻井　　充君
齋藤　　勁君　島田智哉子君
芝　　博一君　主濱　　了君
下田　敦子君　鈴木　　寛君
榛葉賀津也君　高嶋　良充君
田名部匡省君　谷　　博之君
高橋　千秋君　千葉　景子君
津田弥太郎君　辻　　泰弘君
富岡由紀夫君　那谷屋正義君
内藤　正光君　直嶋　正行君
西岡　武夫君　羽田雄一郎君
白　　眞勲君　林　久美子君
平田　健二君　平野　達男君

広田　一君　広中和歌子君
広野ただし君　福山　哲郎君
藤末　健三君　藤本　祐司君
藤原　正司君　前川　清成君
前田　武志君　松井　孝治君
松岡　徹君　松下　新平君
円　より子君　水岡　俊一君
峰崎　直樹君　森　ゆうこ君
簗瀬　進君　柳澤　光美君
柳田　稔君　山下八洲夫君
山根　隆治君　山本　孝史君
蓮　舫君　和田ひろ子君
若林　秀樹君　渡辺　秀央君
荒木　清寛君　魚住裕一郎君
浮島とも子君　加藤　修一君
風間　昶君　草川　昭三君
木庭健太郎君　澤　雄二君
白浜　一良君　高野　博師君
谷合　正明君　遠山　清彦君
西田　実仁君　浜田　昌良君
浜四津敏子君　弘友　和夫君
福本　潤一君　松　あきら君
山口那津男君　山下　栄一君
山本　香苗君　山本　保君
渡辺　孝男君　鰐淵　洋子君
井上　哲士君　市田　忠義君
緒方　靖夫君　紙　智子君
小池　晃君　小林美恵子君
大門実紀史君　仁比　聡平君
吉川　春子君　大田　昌秀君
福島みずほ君　渕上　貞雄君

日程第四　民法の一部を改正する法律案（内閣提出）

賛成者氏名　二二九名

阿部　正俊君　愛知　治郎君
青木　幹雄君　秋元　司君
浅野　勝人君　荒井　正吾君
荒井　広幸君　有村　治子君
泉　信也君　市川　一朗君
岩井　國臣君　岩城　光英君
岩永　浩美君　魚住　汎英君
小野　清子君　大仁田　厚君
大野つや子君　太田　豊秋君
岡田　直樹君　岡田　広君
荻原　健司君　加治屋義人君
加納　時男君　狩野　安君
景山俊太郎君　柏村　武昭君
片山虎之助君　金田　勝年君
亀井　郁夫君　河合　常則君
木村　仁君　岸　宏一君
岸　信夫君　北岡　秀二君
北川イッセイ君　沓掛　哲男君
倉田　寛之君　小池　正勝君
小泉　昭男君　小泉　顕雄君
小斉平敏文君　小林　温君
後藤　博子君　佐藤　昭郎君

反対者氏名　〇名

又市　征治君　糸数　慶子君
黒岩　宇洋君　近藤　正道君
鈴木　陽悦君　角田　義一君

佐藤　泰三君　坂本由紀子君
桜井　新君　山東　昭子君
清水嘉与子君　椎名　一保君
陣内　孝雄君　末松　信介君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関口　昌一君　関谷　勝嗣君
田浦　直君　田中　直紀君
田村　公平君　田村耕太郎君
伊達　忠一君　竹山　裕君
武見　敬三君　谷川　秀善君
段本　幸男君　鶴保　庸介君
中川　雅治君　中川　義雄君
中島　啓雄君　中島　眞人君
中曽根弘文君　中原　爽君
二之湯　智君　西島　英利君
西田　吉宏君　西銘順志郎君
野上浩太郎君　野村　哲郎君
長谷川憲正君　林　芳正君
福島啓史郎君　藤井　基之君
藤野　公孝君　保坂　三蔵君
真鍋　賢二君　舛添　要一君
松田　岩夫君　松村　龍二君
松山　政司君　水落　敏栄君
溝手　顕正君　森元　恒雄君
矢野　哲朗君　山内　俊夫君
山崎　力君　山崎　正昭君
山下　英利君　山谷えり子君
山本　一太君　山本　順三君
吉田　博美君　吉村剛太郎君
若林　正俊君　脇　雅史君
足立　信也君　浅尾慶一郎君
朝日　俊弘君　伊藤　基隆君

家西　悟君　池口　修次君
犬塚　直史君　今泉　昭君
岩本　司君　江田　五月君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大石　正光君
大江　康弘君　大久保　勉君
大塚　耕平君　岡崎トミ子君
加藤　敏幸君　神本美恵子君
木俣　佳丈君　喜納　昌吉君
北澤　俊美君　工藤堅太郎君
郡司　彰君　小林　正夫君
小林　元君　輿石　東君
佐藤　泰介君　佐藤　道夫君
佐藤　雄平君　齋藤　勁君
櫻井　充君　芝　博一君
島田智哉子君　下田　敦子君
主濱　了君　榛葉賀津也君
鈴木　寛君　田名部匡省君
高嶋　良充君　高橋　千秋君
谷　博之君　千葉　景子君
ツルネン　マルティ君　津田弥太郎君
辻　泰弘君　富岡由紀夫君
那谷屋正義君　内藤　正光君
直嶋　正行君　西岡　武夫君
羽田雄一郎君　白　眞勲君
林　久美子君　平田　健二君
平野　達男君　広田　一君
広中和歌子君　広野ただし君
福山　哲郎君　藤末　健三君
藤本　祐司君　藤原　正司君
前川　清成君　前田　武志君
松井　孝治君　松岡　徹君

松下　新平君　　円　より子君
水岡　俊一君　　峰崎　直樹君
森　ゆうこ君　　簗瀬　進君
柳澤　光美君　　柳田　稔君
山下八洲夫君　　山根　隆治君
山本　孝史君　　蓮　　舫君
和田ひろ子君　　若林　秀樹君
渡辺　秀央君　　荒木　清寛君
魚住裕一郎君　　浮島とも子君
加藤　修一君　　風間　昶君
草川　昭三君　　木庭健太郎君
澤　　雄二君　　白浜　一良君
高野　博師君　　谷合　正明君
遠山　清彦君　　西田　実仁君
浜田　昌良君　　浜四津敏子君
弘友　和夫君　　福本　潤一君
松　あきら君　　山口那津男君
山下　栄一君　　山本　香苗君
山本　保君　　渡辺　孝男君
鰐淵　洋子君　　井上　哲士君
市田　忠義君　　緒方　靖夫君
紙　　智子君　　小池　晃君
小林美恵子君　　大門実紀史君
仁比　聡平君　　吉川　春子君
大田　昌秀君　　福島みずほ君
渕上　貞雄君　　又市　征治君
糸数　慶子君　　黒岩　宇洋君
近藤　正道君　　鈴木　陽悦君
角田　義一君

反対者氏名

〇名

日程第五　債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

賛成者氏名

一二八名

阿部　正俊君　　愛知　治郎君
青木　幹雄君　　秋元　　司君
浅野　勝人君　　荒井　正吾君
荒井　広幸君　　有村　治子君
泉　　信也君　　市川　一朗君
岩井　國臣君　　岩城　光英君
岩永　浩美君　　魚住　汎英君
小野　清子君　　大仁田　厚君
大野つや子君　　太田　豊秋君
岡田　直樹君　　岡田　　広君
荻原　健司君　　加治屋義人君
加納　時男君　　狩野　　安君
景山俊太郎君　　柏村　武昭君
片山虎之助君　　金田　勝年君
亀井　郁夫君　　河合　常則君
木村　　仁君　　岸　　宏一君
岸　　信夫君　　北岡　秀二君
北川イッセイ君　　沓掛　哲男君
倉田　寛之君　　小池　正勝君
小泉　昭男君　　小泉　顕雄君
小斉平敏文君　　小林　　温君
後藤　博子君　　佐藤　昭郎君
佐藤　泰三君　　坂本由紀子君
桜井　　新君　　山東　昭子君
清水嘉与子君　　椎名　一保君
陣内　孝雄君　　末松　信介君
鈴木　政二君　　世耕　弘成君
関口　昌一君　　関谷　勝嗣君
田浦　　直君　　田中　直紀君
田村　公平君　　田村耕太郎君
伊達　忠一君　　竹山　　裕君
武見　敬三君　　谷川　秀善君
段本　幸男君　　鶴保　庸介君
中川　雅治君　　中川　義雄君
中島　啓雄君　　中島　眞人君
中曽根弘文君　　中原　　爽君
二之湯　智君　　西島　英利君
西田　吉宏君　　西銘順志郎君
野上浩太郎君　　野村　哲郎君
長谷川憲正君　　林　　芳正君
福島啓史郎君　　藤井　基之君
藤野　公孝君　　保坂　三蔵君
真鍋　賢二君　　舛添　要一君
松田　岩夫君　　松村　龍二君
松山　政司君　　水落　敏栄君
溝手　顕正君　　森元　恒雄君
矢野　哲朗君　　山内　俊夫君
山崎　　力君　　山崎　正昭君
山下　英利君　　山谷えり子君
山本　一太君　　山本　順三君
吉田　博美君　　吉村剛太郎君
若林　正俊君　　脇　　雅史君
荒木　清寛君　　魚住裕一郎君
浮島とも子君　　加藤　修一君
風間　昶君　　草川　昭三君
木庭健太郎君　　澤　　雄二君
白浜　一良君　　高野　博師君
谷合　正明君　　遠山　清彦君
西田　実仁君　　浜田　昌良君
浜四津敏子君　　弘友　和夫君
福本　潤一君　　松　あきら君
山口那津男君　　山下　栄一君
山本　香苗君　　山本　保君
渡辺　孝男君　　鰐淵　洋子君

反対者氏名

一〇〇名

足立　信也君　　浅尾慶一郎君
朝日　俊弘君　　伊藤　基隆君
家西　　悟君　　池口　修次君
犬塚　直史君　　今泉　　昭君
岩本　　司君　　江田　五月君
大江　康弘君　　大久保　勉君
大塚　耕平君　　岡崎トミ子君
加藤　敏幸君　　神本美恵子君
木俣　佳丈君　　喜納　昌吉君
北澤　俊美君　　工藤堅太郎君
郡司　　彰君　　小林　正夫君
小林　　元君　　輿石　　東君
佐藤　泰介君　　佐藤　道夫君
佐藤　雄平君　　齋藤　　勁君
櫻井　　充君　　芝　　博一君
島田智哉子君　　下田　敦子君
主濱　　了君　　榛葉賀津也君
鈴木　　寛君　　田名部匡省君
高嶋　良充君　　高橋　千秋君
谷　　博之君　　千葉　景子君
ツルネン　マルテイ君　　津田弥太郎君
辻　　泰弘君　　富岡由紀夫君
那谷屋正義君　　内藤　正光君
直嶋　正行君　　西岡　武夫君

羽田雄一郎君　林　久美子君　平野　達男君　広中和歌子君　藤末　健三君　藤原　正司君　前田　武志君　松岡　徹君　円　より子君　峰崎　直樹君　簗瀬　進君　柳田　稔君　山根　隆治君　蓮　舫君　若林　秀樹君　井上　哲士君　緒方　靖夫君　小池　晃君　大門実紀史君　吉川　春子君　福島みずほ君　又市　征治君　黒岩　宇洋君　鈴木　陽悦君

白　眞勲君　平田　健二君　広田　一君　福山　哲郎君　藤本　祐司君　前川　清成君　松井　孝治君　松下　新平君　水岡　俊一君　森　ゆうこ君　柳澤　光美君　山下八洲夫君　山本　孝史君　和田ひろ子君　渡辺　秀央君　市田　忠義君　紙　智子君　小林美恵子君　仁比　聡平君　大田　昌秀君　渕上　貞雄君　糸数　慶子君　近藤　正道君　角田　義一君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十六年十一月十日

○国第百六十一回会 参議院会議録第五号（その二）

〔本号（その一）参照〕

審査報告書

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十六年十一月九日

外交防衛委員長　林　芳正

参議院議長　扇　千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とメキシコ合衆国との間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会及び政府調達への参加の機会の増大を図り、ビジネス環境の整備及び中小企業等の分野における協力を促進すること等を内容とする両国間の経済上の連携の強化のための法的枠組みについて定めるものである。この協定の締結により、両国の経済が一段と活性化され、両国間の経済上の連携が強化され、ひいては両国間の関係がより一層緊密化されることが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年十一月二日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　扇　千景殿

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定

目次

前文
第一章　目的
　第一条　目的
第二章　一般的定義
　第二条　一般的定義
第三章　物品の貿易
　第一節　一般規則
　第三条　内国民待遇
　第四条　物品の分類
　第五条　関税の撤廃
　第六条　輸出税
　第七条　輸入及び輸出の制限
　第八条　蒸留酒の地理的表示の保護
　第九条　物品の貿易に関する小委員会
　第十条　統一規則
　第十一条　定義
　第二節　衛生植物検疫措置
　第十二条　権利及び義務の再確認
　第十三条　照会所
　第十四条　衛生植物検疫措置に関する小委員会
　第十五条　第十五章の規定の不適用
　第三節　強制規格、任意規格及び適合性評価手続
　第十六条　権利及び義務の再確認
　第十七条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野における協力
　第十八条　照会所
　第十九条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会
　第二十条　第十五章の規定の不適用
　第二十一条　前節の規定との関係

第四章　原産地規則
第二十二条　原産品
第二十三条　域内原産割合
第二十四条　材料の価額
第二十五条　僅少の非原産材料
第二十六条　中間材料
第二十七条　累積
第二十八条　代替性のある産品及び材料
第二十九条　セット、キット又は複合的な産品
第三十条　間接材料
第三十一条　附属品、予備部品及び工具
第三十二条　小売用の包装材料及び包装容器
第三十三条　船積み用のこん包材料及びこん包容器
第三十四条　原産資格を与えることとならない作業
第三十五条　積替え
第三十六条　適用及び解釈
第三十七条　小委員会、協議及び修正
第三十八条　定義
第五章　原産地証明書及び税関手続
第一節　原産地証明
第三十九条　原産地証明書
第四十条　輸入に関する義務
第四十一条　輸出に関する義務
第四十二条　例外規定
第二節　運用及び執行
第四十三条　記録の保管
第四十四条　原産品であることについての確認
第四十五条　秘密性
第四十六条　罰則
第四十七条　審査及び上訴
第四十八条　輸送中の産品又は蔵置されている産品
第四十九条　定義
第三節　貿易の円滑化のための税関協力
第五十条　貿易の円滑化のための税関協力
第六章　二国間セーフガード措置
第五十一条　一般規定
第五十二条　一貫性
第五十三条　条件
第五十四条　暫定的な二国間セーフガード措置
第五十五条　二国間セーフガード措置に関する手続
第五十六条　定義
第七章　投資
第一節　投資
第五十七条　適用範囲
第五十八条　内国民待遇
第五十九条　最恵国待遇
第六十条　一般的待遇
第六十一条　収用及び補償
第六十二条　争乱からの保護
第六十三条　資金の移転
第六十四条　経営幹部及び取締役会
第六十五条　特定措置の履行要求
第六十六条　留保及び例外
第六十七条　通報
第六十八条　特別な手続及び情報の要求
第六十九条　他の章の規定との関係
第七十条　利益の否認
第七十一条　投資支援
第七十二条　一時的なセーフガード措置
第七十三条　知的財産及び知的財産権
第七十四条　環境に関する措置
第二節　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決
第七十五条　目的
第七十六条　投資家が行う請求
第七十七条　協議及び交渉
第七十八条　書面による要請
第七十九条　請求の仲裁への付託
第八十条　仲裁への同意

第八十一条　締約国の同意に関する条件及び制限
第八十二条　裁判所の構成
第八十三条　複数の請求の併合
第八十四条　準拠法
第八十五条　通知
第八十六条　締約国の参加
第八十七条　文書
第八十八条　仲裁地
第八十九条　附属書の解釈
第九十条　専門家による報告
第九十一条　暫定的な保全措置
第九十二条　最終的な裁定
第九十三条　裁定が最終的なものであること及び裁定の執行
第九十四条　一般規定
第九十五条　紛争解決手続の例外
第三節　定義
第九十六条　定義
第八章　国境を越えるサービスの貿易
第九十七条　適用範囲
第九十八条　内国民待遇
第九十九条　最恵国待遇
第百条　現地における拠点
第百一条　留保
第百二条　通報
第百三条　国境を越えるサービスの貿易に関する小委員会
第百四条　免許及び資格証明
第百五条　利益の否認
第百六条　定義
第九章　金融サービス
第百七条　適用範囲
第百八条　国際協定に基づく約束
第百九条　第十五章の規定の不適用
第百十条　例外規定
第百十一条　他の章の規定との関係
第百十二条　定義
第十章　商用目的での国民の入国及び一時的な滞在
第百十三条　一般原則
第百十四条　適用範囲
第百十五条　入国及び一時的な滞在の許可
第百十六条　情報の提供
第百十七条　入国及び一時的な滞在に関する小委員会
第百十八条　紛争解決
第十一章　政府調達
第百十九条　適用範囲
第百二十条　内国民待遇
第百二十一条　原産地規則
第百二十二条　調達手続等
第百二十三条　調達の効果を減殺する措置
第百二十四条　情報の提供
第百二十五条　苦情申立ての手続
第百二十六条　例外規定
第百二十七条　政府調達に関する小委員会
第百二十八条　訂正又は修正
第百二十九条　機関の民営化
第百三十条　雑則
第十二章　競争
第百三十一条　反競争的行為
第百三十二条　反競争的行為の規制に関する協力
第百三十三条　無差別待遇
第百三十四条　手続の公正な実施
第百三十五条　第百六十四条及び第十五章の規定の不適用
第十三章　ビジネス環境の整備
第百三十六条　ビジネス環境の整備のための協議
第百三十七条　ビジネス環境の整備に関する委員会
第百三十八条　第十五章の規定の不適用
第十四章　二国間協力
第百三十九条　貿易及び投資の促進の分野における協力
第百四十条　裾野産業の分野における協力
第百四十一条　中小企業の分野における協力
第百四十二条　科学技術の分野における協力

第百四十三条　技術及び職業に関する教育及び訓練の分野における協力
第百四十四条　知的財産の分野における協力
第百四十五条　農業の分野における協力
第百四十六条　観光の分野における協力
第百四十七条　環境の分野における協力
第百四十八条　次章の規定の不適用
第百四十九条　この章の規定に関連する他の協定との関係
第十五章　紛争解決
第百五十条　適用範囲
第百五十一条　紛争解決手続の選択
第百五十二条　協議
第百五十三条　仲裁裁判所の設置
第百五十四条　仲裁裁判所の裁定
第百五十五条　仲裁裁判手続の終了
第百五十六条　裁定の実施
第百五十七条　期間の変更
第百五十八条　費用
第百五十九条　手続規則
第十六章　協定の実施及び運用
第百六十条　透明性
第百六十一条　公衆による意見提出の手続
第百六十二条　行政上の措置に関連する手続
第百六十三条　審査及び上訴
第百六十四条　秘密の情報
第百六十五条　合同委員会
第百六十六条　締約国間の連絡
第百六十七条　他の協定との関係
第十七章　例外規定
第百六十八条　一般的例外
第百六十九条　安全保障
第百七十条　租税
第百七十一条　支払及び資金の移転並びに国際収支の擁護のための制限
第十八章　最終規定
第百七十二条　目次及び見出し
第百七十三条　附属書及び注釈
第百七十四条　改正
第百七十五条　効力発生
第百七十六条　終了
第百七十七条　正文
附属書一（第三章関係）　第五条に関する表
附属書二（第三章関係）　第七条に関するメキシコの措置
附属書三（第三章関係）　蒸留酒の地理的表示
附属書四（第四章関係）　品目別原産地規則
附属書五（第五章関係）　原産品であることについての確認
附属書六（第七章、第八章関係）　現行の措置に関する留保
附属書七（第七章、第八章関係）　将来の措置に関する留保
附属書八（第七章関係）　国家に留保された活動
附属書九（第七章関係）　最恵国待遇の規定の適用についての例外
附属書十（第十章関係）　商用目的での国民の入国及び一時的な滞在に関する区分
附属書十一（第十一章関係）　機関
附属書十二（第十一章関係）　物品
附属書十三（第十一章関係）　サービス
附属書十四（第十一章関係）　建設サービス
附属書十五（第十一章関係）　基準額
附属書十六（第十一章関係）　メキシコに関する一般的注釈
附属書十七（第十一章関係）　出版物
附属書十八（第十一章関係）　調達手続

前文

日本国及びメキシコ合衆国は、

貿易及び投資の増大並びに両締約国間の互恵的な協力を通じて発展を遂げてきた多年にわたる友好関係並びに強固な経済的及び政治的きずなを意識し、

国際化及び世界経済の一層緊密な統合によってもたらされる活発なかつ急速に変化する国際環境が、新たな多数の経済上の課題及び機会を両締約国に提示していることを理解し、

両締約国の経済がお互いを補完する条件に恵まれていること並びにこの補完性が、両締約国間の貿易及び投資の活動を通じたそれぞれの経済力の利用により、両締約国における経済的発展を一層促進することに寄与するものであることを認識し、

両締約国間の貿易及び投資を規律する互恵的な規則を通じて貿易及び投資に関する明確かつ強固な枠組みを創設することは、両締約国の経済の競争力を強化し、市場をより効率化しかつ活性化し、並びに両締約国間の貿易及び投資の一層の拡大のための予見可能な通商上の環境を確保するであろうことを認識し、

このような枠組みが両締約国間の経済関係を促進するであろうことに留意し、

千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条及び同附属書一Ｂサービスの貿易に関する一般協定第五条を想起し、

両締約国間の経済的きずなを強化することが太平洋を越える貿易及び投資の流れの増大に寄与するであろうことを理解し、

この協定が両締約国間の関係において新たな時代を開くものとなるであろうことを確信し、

両締約国間の経済上の連携の強化のための法的枠組みを設定することを決意して、

次のとおり協定した。

第一章　目的

第一条　目的

この協定の目的は、次のとおりとする。

(a) 両締約国間の物品及びサービスの貿易を自由化し、及び円滑化すること。

(b) 両締約国における投資の機会を増大し、投資財産及び投資活動の保護を強化すること。

(c) 両締約国における政府調達に供給者が参加する機会を増大すること。

(d) 各締約国における競争法の効果的な執行のための協力及び調整を促進すること。

(e) この協定の実施及び運用並びに紛争解決のための効果的な手続を創設すること。

(f) 両締約国間の更なる協力及びビジネス環境の更なる整備のための枠組みを設定すること。

第二章　一般的定義

第二条　一般的定義

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

(a) 「区域」とは、

メキシコ合衆国（以下「メキシコ」という。）については、次のものをいう。

(i) 連邦の州及び連邦区

(ii) 隣接する海域にある島（礁及び州島を含む。）

(iii) 太平洋に位置するグアダルーペ島及びレビジャヒヘド諸島

(iv) 大陸棚並びに(ii)及び(iii)に規定する島、州島及び礁の海面下の棚状の土地

(v) 国際法に基づく領海の水域及びその内側の海域

(vi) 国際法に基づく領域の上にある空域

(vii) メキシコの領海の外側に位置する区域で、メキシコが海洋法に関する国際連合条約（その改正を含む。以下同じ。）を含む国際法及び国内法に基づき海底及びその下並びに海底及びその下にある天然資源について権利を行使することができる区域

日本国については、次のものをいう。

(viii) 日本国の領域（国際法に基づき日本国の主権の下にある領土、内水及び領海並びにそれらの上にある空域）

(ix) 日本国の領海の外側に位置する区域で、日本国が海洋法に関する国際連合条約を含む国際法及び国内法に基づき海底及びその下並びに海底及びその下にある天然資源について権利を行使することができる区域

この(a)の規定は、海洋法に関する国際連合条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(b) 「日」とは、暦日をいい、週末及び休日を含む。

(c) 「企業」とは、営利目的であるか否か、また、民間の所有であるか政府の所有であるかを問わず、関係の法律に基づいて設立され又は組織される団体（社団、信託、組合、合弁企業その他の団体及び個人企業を含む。）をいう。

(d) 「締約国の企業」とは、締約国の法律に基づいて設立され又は組織される企業をいう。

(e) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。

(f) 「サービス貿易一般協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Ｂサービスの貿易に関する一般協定（その改正を含む。）をいう。

(g) 「千九百九十四年のガット」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（その改正を含む。）をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(h) 「締約国の産品」とは、千九百九十四年のガットにおいて了解されている締約国の国内産品をいい、原産品を含む。

(i) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（その改正を含む。）附属書に定める商品の名称及び分類についての統一システムであって、両締約国によりそれぞれの国内法の下で採用され、及び実施されるものをいう。

(j) 「合同委員会」とは、第百六十五条の規定により設置する合同委員会をいう。

(k) 「措置」とは、締約国の措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

(l) 「国民」とは、締約国の国内法に基づき当該締約国の国籍を有する自然人をいう。

(m) 「原産品」とは、第四章の規定に従って原産品とされる産品をいう。

(n) 「原産材料」とは、第四章の規定に従って原産材料とされる材料をいう。

(o) 「者」とは、自然人又は企業をいう。

(p)「締約国の者」とは、締約国の国民又は企業をいう。

(q)「公的企業」とは、締約国がその持分を通じて所有し又は支配している企業をいう。

(r)「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（その改正を含む。）をいう。

2　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

(a)　メキシコについては、「州」というときは、その州の地方政府を含む。

(b)　日本国については、「地方政府」とは、都道府県その他の地方公共団体をいう。

第三章　物品の貿易

第一節　一般規則

第三条　内国民待遇

1　一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与えるものとし、このため、同条の規定は、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととなる。

2　日本国については地方政府、また、メキシコについては州に関し、1に規定する内国民待遇は、これらの地方政府又は州が属する締約国の産品であって、輸入産品と同種のもの、直接に競合するもの又は代替可能なものに対してこれらの地方政府又は州が与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする。

第四条　物品の分類

両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとする。

第五条　関税の撤廃

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、各締約国は、附属書一の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

2　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれの締約国も、原産品について、附属書一の自国の表に定める水準よりも関税を引き上げてはならない。

注釈　「水準」とは、各締約国が自国の表に従って適用する関税の水準をいい、当該表に掲げる基準税率をいうものではない。

3　(a)　両締約国は、

(i)　いずれかの締約国の要請に基づき、附属書一の表において協議の対象として指定した原産品に関し、市場アクセスの条件の改善その他の事項を検討するため、当該表に定める条件に従って協議する。

(ii)　この協定の効力発生の日から四年を経過した後に、いずれかの締約国の要請に基づき、特定の産品に関し、両締約国間の貿易の自由化の過程においてとられる追加的な手段について検討するため、協議する。

(b)　(a)(ii)の規定は、(a)(i)に規定する原産品に関し(a)(i)に規定する条件に従って協議が行われている間は、当該原産品については、適用しない。

4　両締約国は、附属書一の表に掲げる原産品に関し、世界貿易機関の下での多角的貿易交渉の結果に照らして、両締約国間の貿易の自由化の過程においてとられる追加的な手段について検討するため、協議する。

5　3及び4の規定による協議の結果行われる附属書一の表の改正は、両締約国がそれぞれの国内法上の手続に従って承認するものとし、同附属書の各締約国の表に規定する譲許であって当該改正に対応するものに代わる。

第六条　輸出税

いずれの締約国も、自国から他方の締約国に輸出される産品についていかなる税も課し、又は維持してはならない。

第七条　輸入及び輸出の制限

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、関税以外の禁止又は制限であって、千九百九十四年のガット第十一条の規定に基づく義務及び同条に関連する世界貿易機関設立協定の規定に適合しないいかなるものも新設し、又は維持してはならない。

2　附属書二に規定する措置は、維持することができる。ただし、当該措置が、これをとる締約国の世界貿易機関設立協定に基づく権利及び義務に適合するものであることを条件とする。

第八条　蒸留酒の地理的表示の保護

1　両締約国は、附属書三に規定する蒸留酒の地理的表示が世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（その改正を含む。）第二十二条1に規定する地理的表示であることに合意し、同協定の関連規定に基づく地理的表示の保護に関する義務を遵守する。このため、両締約国は、附属書三に規定する地理的表示がそれぞれの地理的表示によって表示される場所を原産地としない蒸留酒に使用されることを禁止するための適当な措置をとる。

2　合同委員会は、両締約国が提案する附属書三の修正を第百六十五条2(e)(i)の規定に従って採択することができる。採択された修正は、外交上の公文の交換によって確認されるものとし、当該公文に定める日に効力を生ずる。修正された同附属書の規定は、同附属書中の対応する規定に代わるものとする。

第九条　物品の貿易に関する小委員会

1　この節の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第百六十五条の規定に従って、物品の貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

3　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この節の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(c)　合同委員会が第百六十五条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

4　この節の規定を効果的に実施し、及び運用するため、小委員会に鉄鋼製品に関する特別小委員会を設置する。小委員会は、必要な場合には、その他の特別小委員会を設置することができる。

(b)　特別小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

(c)　特別小委員会は、次のことを任務とする。

(i)　関連する産品及び分野に関する事項（当該産品の取引に関する事項を含む。）について分析すること。

(ii)　合同委員会に対し、小委員会を通じて特別小委員会の所見を報告すること。

第十条　統一規則

合同委員会は、この協定の効力発生の日に統一規則を採択する。両締約国の税関当局、第四十九条に規定する権限のある政府当局及びその他の関係当局は、同規則に定める詳細な規則に従って、この節、次章及び第五章（第三節を除く。）の規定に基づく任務を遂行する。

第十一条　定義

この節の規定の適用上、「関税」とは、産品の輸入に関連して課される関税、輸入税その他あらゆる種類の課徴金をいう。ただし、次のものを含めない。

(a)　締約国の産品であって、当該輸入産品と同種のもの、直接に競合するもの若しくは代替可能なものに対し、又は当該輸入産品の全部若しくは一部がそれから製造され若しくは生産されている産品に対して、千九百九十四年のガット第三条2の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(b)　締約国の法令により、かつ、千九百九十四年のガット第六条並びに世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定（その改正を含む。）及び補助金及び相殺措置に関する協定（その改正を含む。）の規定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(c)　提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

第二節　衛生植物検疫措置

第十二条　権利及び義務の再確認

両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ衛生植物検疫措置の適用に関する協定（その改正を含む。）に基づく衛生植物検疫措置に関する権利及び義務を再確認する。

第十三条　照会所

各締約国は、前条に規定する衛生植物検疫措置に関する他方の締約国からの妥当な照会に応じ及び、適当な場合には、関連する情報を提供する能力を有する照会所を指定する。

第十四条　衛生植物検疫措置に関する小委員会

1　この節の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第百六十五条の規定に従って、衛生植物検疫措置に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

3　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　両締約国及び第三国における衛生植物検疫に係る事件の発生等の事項並びに衛生植物検疫に関する規制及び基準の変更又は導入（両締約国間の物品の貿易に直接又は間接に影響を及ぼす可能性のあるものに限る。）について情報の交換を行うこと。

(b)　一方の締約国によって認められた衛生植物検疫に関する潜在的な危険についての情報を他方の締約国へ通報すること。

(c)　相互に受け入れることができる解決を得ることを目的として、衛生植物検疫措置の適用から生ずることのある特定の問題を明らかにし、及びこれに取り組むため、科学に立脚した協議を行うこと。

(d)　衛生植物検疫措置に関する技術協力について討議すること。

(e)　衛生植物検疫措置に関する国際的な場における両締約国間の協同の努力について協議すること。

(f)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(g)　合同委員会が第百六十五条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

4　小委員会は、必要な場合には、特別技術諮問部会を補助機関として設置することができる。特別技術諮問部会は、小委員会の要請に基づき技術上の情報及び助言を小委員会に提供する。

第十五条　第十五章の規定の不適用

この節の規定の適用については、第十五章に定める紛争解決手続を適用しない。

第三節　強制規格、任意規格及び適合性評価手続

第十六条　権利及び義務の再確認

両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ貿易の技術的障害に関する協定（その改正を含む。）に基づく強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する権利及び義務を再確認する。

第十七条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野における協力

1　両締約国は、両締約国間の物品の貿易を円滑化するため、強制規格、任意規格及び適合性評価手続の分野において両締約国政府間の協力（以下この条において「政府間協力」という。）を発展させる。

2　政府間協力の形態には、次のことを含めることができる。

(a)　国内の強制規格、任意規格及び適合性評価手続についての相互理解を増進させるため、共同研究を行い、並びにセミナー及びシンポジウムを開催すること。

(b)　研修を目的とした政府職員の交流を行うこと。

(c)　国際的及び地域的な場において強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する活動に共同で貢献すること。

(d)　両締約国政府以外の団体であって強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連するものが政府間協力に参加し、及び相互に協力を行うことを奨励すること。

3　この条の規定の実施は、各締約国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。

第十八条　照会所

各締約国は、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する他方の締約国からの妥当な照会に応じ及び、適当な場合には、関連する情報を提供する能力を有する照会所を指定する。

第十九条　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

1　この節の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第百六十五条の規定に従って、強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、両締約国が合意する場所において会合するものとし、また、毎年一回会合するよう努める。

3　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続について情報の交換を行うこと。

(b)　この節の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(c)　この節の規定に関連する問題について討議すること。

(d)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e)　合同委員会が第百六十五条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第二十条　第十五章の規定の不適用

この節の規定の適用については、第十五章に定める紛争解決手続を適用しない。

第二十一条　前節の規定との関係

この節の規定は、前節に規定する衛生植物検疫措置については、適用しない。

第四章　原産地規則

第二十二条　原産品

1　この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、原産品とする。

(a)　第三十八条に定める一方又は双方の締約国の区域において完全に得られ又は生産される産品

(b)　一方又は双方の締約国の区域において原産材料のみから完全に生産される産品

(c)　非原産材料を使用して一方又は双方の締約国の区域において完全に生産される産品であって、附属書四に定める要件及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

(d)　一方又は双方の締約国の区域において完全に生産される産品（統一システムの第六一類から第六三類までの産品を除く。）であって、その生産に使用される一又は二以上の非原産材料について次のいずれかの理由により関連する関税分類の変更が行われないもの。ただし、附属書四に別段の定めがある場合を除くほか、次条の規定に従って決定される当該産品の域内原産割合が五十パーセント以上であり、かつ、当該産品がこの章の他のすべての関連する要件を満たすことを条件とする。

(i)　当該産品が、組み立ててないか又は分解してある状態で締約国に輸入される場合であっても、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って組み立てられた産品として分類されること。

(ii)　当該産品の関税分類の項において、当該産品自体及びその部品の双方について規定し、これらについて明示的に記述しており、かつ、当該項が関税分類の号に細分されていないこと、又は当該産品の関税分類の号において、当該産品自体及びその部品の双方について規定し、かつ、これらについて明示的に記述していること。

2　この章の規定の適用上、附属書四に定める関連する関税分類の変更が行われる非原産材料を使用し、かつ、同附属書に定める他の要件を満たす産品の生産は、一方又は双方の締約国の区域において完全に行われなければならず、また、当該産品の域内原産割合は、一方又は双方の締約国の区域において完全に満たされなければならない。

第二十三条　域内原産割合

1　4及び第二十六条に規定する場合を除くほか、産品の域内原産割合は、2に規定する取引価額方式により算定する。

2　取引価額方式による産品の域内原産割合は、次の計算式により算定する。

$$RVC = \frac{TV - VNM}{TV} \times 100$$

この場合において、

「RVC」とは、百分率で表示される域内原産割合をいう。

「TV」とは、3に規定する場合を除くほか、産品の取引価額であって本船渡しの価額に調整されたものをいう。

「VNM」とは、産品の生産において生産者が使用したすべての非原産材料の価額であって、次条の規定に従って決定されたものをいう。

3　2の規定の適用上、生産者が産品を直接輸出しない場合には、当該産品の取引価額は、当該生産者の所在する締約国の区域において買手が当該生産者から当該産品を受領する地点における価額に調整する。

4　産品の取引価額が存在しない場合又は産品の取引価額が関税評価協定第一条の規定により受諾可能なものでない場合には、当該産品の価額は、関税評価協定第二条から第七条までの規定に従って決定する。

5　生産者は、次の(a)又は(b)のいずれかの期間において、統一システムの同一の号に分類される一又は二以上の産品であって、当該生産者が一方の締約国の区域における同一又は二以上の工場で生産するものに関し、これらの産品のすべてについて又はこれらの産品のうち他方の締約国に輸出される産品のみについて域内原産割合を平均することができる。

(a)　当該生産者の会計年度又は会計期間

(b)　一箇月、二箇月、三箇月、四箇月又は六箇月のいずれかの期間

第二十四条　材料の価額

1　材料の価額は、

(a)　当該材料の取引価額とする。

(b)　当該材料の取引価額が存在しない場合又は当該材料の取引価額が関税評価協定第一条の規定により受諾可能なものでない場合には、関税評価協定第二条から第七条までの規定に従って決定する。

2　材料の価額には、1(a)又は(b)の規定による価額のほか、

(a)　3に規定する場合を除くほか、産品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該材料を輸送するために要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用を含める。

(b)　産品の生産における当該材料の使用から生じた無駄になった部分及び使い損じた部分の材料の費用（再利用可能なくず又は副産物の価額を差し引いたものをいう。）を含めることができる。

3　生産者が所在する締約国の区域において非原産材料を取得する場合には、当該非原産材料の価額には、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該生産者の所在する区域において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を含めない。

4　産品の生産において生産者が使用する非原産材料の価額には、次の価額を含めない。

(a)　産品の生産に当たって生産者が取得し、かつ、使用する原産材料の生産において、当該原産材料の生産者が使用した非原産材料の価額

(b)　第二十六条の規定に基づき産品の生産者が中間材料として指定する自己生産の原産材料の生産において、当該生産者が使用した非原産材料の価額

第二十五条　僅少の非原産材料

1　産品の生産に使用する非原産材料であって、附属書四に定める関連する関税分類の変更が行われないすべてのものの価額の総額が当該産品の取引価額（第二十三条2又は3の規定に従って調整したものをいう。）の十パーセント以下であり、かつ、当該産品がこの章の他のすべての関連する要件を満たす場合には、当該産品は、原産品とする。

2　1に規定する産品が域内原産割合の要件の対象ともなる場合には、当該産品の域内原産割合を決定するに当たって1に規定する非原産材料の価額の総額を計算に入れるものとし、かつ、当該産品がこの章の他のすべての関連する要件を満たすことを要する。

3　附属書四の規定に従って域内原産割合の要件の対象となる産品は、すべての非原産材料の価額の総額が当該産品の取引価額（第二十三条2又は3の規定に従って調整したものをいう。）の十パーセント以下である場合には、当該要件を満たすことを要しない。

4　1の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　統一システムの第五〇類から第六三類までの産品

(b)　統一システムの第一類から第二七類までの産品。ただし、当該産品の生産に使用する非原産材料が、この条の規定に従って原産品とされる産品（統一システムの第一類、第四類から第一五類まで又は第一七類から第二七類までに分類されるものに限る。）と異なる号に掲げられる場合を除く。

5　統一システムの第五〇類から第六三類までの産品であって、その関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸について附属書四に定める関連する関税分類の変更が行われないことを理由として原産品とされないものについては、当該材料に含まれる当該繊維又は糸の総重量が当該材料の総重量の七パーセント以下である場合には、原産品とする。

第二十六条　中間材料

1　産品の生産者は、第二十三条の規定に従って産品の域内原産割合を決定するに当たり、産品の生産に使用する自己生産の材料を中間材料として指定することができる。

2　中間材料が第二十二条1(d)又は附属書四の規定に従って域内原産割合の要件の対象となる場合には、中間材料の価額は、次のいずれかのものとする。この場合において、当該中間材料の域内原産割合は、同附属書に定める域内原産割合から五パーセントを減じた割合以上でなければならない。

(a)　産品の生産者が生産するすべての産品に関連して生ずる総費用のうち、第十条に規定する統一規則に従って当該中間材料に合理的に配分することができるもの

(b)　総費用を構成する費用のうち当該中間材料に関連して生ずるものであって、第十条に規定する統一規則に従って合計したもの

第二十七条　累積

産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品の生産者は、当該産品に組み込まれている材料の生産のうち一方又は双方の締約国の区域における一又は二以上の生産者によるものを自らが当該材料の生産を行ったものとみなして、自らによる生産と累積することができる。ただし、その累積により、第二十二条の規定に適合することとなることを条件とする。

第二十八条　代替性のある産品及び材料

1　在庫において混在している代替性のある原産材料及び非原産材料が産品の生産に使用される場合には、産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの材料が原産材料であるか否かについては、3に定める在庫管理方式に従って決定することができる。

2　代替性のある原産品及び非原産品が在庫において混在している場合において、これらの産品が在庫において混在している締約国の区域において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの産品を良好な状態に保存するため若しくは他方の締約国に輸送するために必要なその他の作業を除く。）も行われないときは、これらの産品が原産品であるか否かについては、3に定める在庫管理方式に従って決定することができる。

3　代替性のある産品又は材料についての在庫管理方式は、次のいずれかの方式とする。

(a)　「先入れ先出し方式」とは、在庫から搬出される一定の数量の代替性のある産品又は材料が原産品又は原産材料であるか否かを決定するに当たり、それらの代替性のある産品又は材料について、在庫に最初に搬入されたものから順に数えて当該一定の数量と同一の数量が搬出されたものとみなす在庫管理方式をいう。

(b)　「後入れ先出し方式」とは、在庫から搬出される一定の数量の代替性のある産品又は材料が原産品又は原産材料であるか否かを決定するに当たり、それらの代替性のある産品又は材料について、在庫に最後に搬入されたものからさかのぼって数えて当該一定の数量と同一の数量が搬出さ

れたものとみなす在庫管理方式をいう。

(c)「平均方式」とは、4に規定する場合を除くほか、在庫から搬出される一定の数量の代替性のある産品又は材料について、次の計算式により算定する割合に基づいて原産品又は原産材料であるか否かを決定する在庫管理方式をいう。

$$ROM = \frac{TOM}{TONM} \times 100$$

この場合において、

「ROM」とは、代替性のある原産品又は原産材料の数量の割合をいう。

「TOM」とは、搬出前の在庫における代替性のある原産品又は原産材料の合計数量をいう。

「TONM」とは、搬出前の在庫における代替性のある原産品及び非原産品又は代替性のある原産材料及び非原産材料の合計数量をいう。

4　産品が域内原産割合の要件の対象となる場合には、当該産品の生産に使用される代替性のある材料に含まれる非原産材料の価額は、次の計算式により算定する割合に基づいて決定する。

$$RNM = \frac{TNM}{TONM} \times 100$$

この場合において、

「RNM」とは、代替性のある材料に含まれる非原産材料の価額の割合をいう。

「TNM」とは、搬出前の在庫における代替性のある非原産材料の価額の総額をいう。

「TONM」とは、搬出前の在庫における代替性のある原産材料及び非原産材料の価額の総額をいう。

5　3に定めるいずれかの在庫管理方式を選択した場合には、その選択が行われた会計年度又は会計期間を通じて選択した在庫管理方式を用いる。

第二十九条　セット、キット又は複合的な産品

1　統一システムの解釈に関する通則3の規定に従って関税分類が決定されるセット、キット又は複合的な産品及び統一システムの品目表にセット、キット又は複合的な産品として明示的に記述される産品は、当該セット、キット又は複合的な産品に含まれるすべての産品がこの章の規定に従いそれぞれの産品に関連する原産地規則に定める要件を満たす場合には、原産品とする。

2　1の規定にかかわらず、セット、キット又は複合的な産品に含まれるすべての非原産品の価額の総額が当該セット、キット又は複合的な産品の取引価額（第二十三条2又は3の規定に従って調整したものをいう。）の十パーセント以下であり、かつ、当該セット、キット又は複合的な産品がこの章の他のすべての関連する要件を満たす場合には、当該セット、キット又は複合的な産品は、原産品とする。

3　この条の規定は、附属書四に定める品目別原産地規則に優先する。

第三十条　間接材料

間接材料は、生産される場所のいかんを問わず、原産材料とする。間接材料の価額は、産品の生産者の会計記録に記載される間接材料の費用とする。

第三十一条　附属品、予備部品及び工具

1　産品と共に納入される附属品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書四に定める関連する関税分類の変更が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない。

(a)　当該附属品、予備部品又は工具が送り状において当該産品と別に記載されるか否かにかかわらず、当該附属品、予備部品又は工具に係る送り状が当該産品の送り状と別立てにされないこと。

(b)　当該附属品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。

2　産品が域内原産割合の要件の対象となる場合には、当該産品の域内原産割合を算定するに当たり、附属品、予備部品又は工具の価額を、場合に応じて原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十二条　小売用の包装材料及び包装容器

1　産品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、統一システムの解釈に関する通則5の規定に従って当該産品に含まれるものとして分類される場合には、当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書四に定める関連する関税分類の変更が行われたか否かを決定するに当たって考慮しない。

2　産品が域内原産割合の要件の対象となる場合には、当該産品の域内原産割合を算定するに当たり、当該産品の小売用の包装材料及び包装容器の価額を、場合に応じて原産材料又は非原産材料の価額として考慮する。

第三十三条　船積み用のこん包材料及びこん包容器

産品を船積み用にこん包するためのこん包材料及びこん包容器については、次の事項を決定するに当たって考慮しない。

(a)　当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について附属書四に定める関連する関税分類の変更が行われたか否か。

(b)　当該産品が域内原産割合の要件を満たしているか否か。

第三十四条　原産資格を与えることとならない作業

1　産品は、次の作業が行われることのみを理由として原産品としてはならない。

(a)　産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による希釈

(b)　産品の維持のために輸送中又は保管中に行う単純な作業（通気、冷却、損傷部分の除去、乾燥、物質の添加等）

(c)　ふるい分け、分類又は選択

(d)　こん包、再こん包又は小売用の包装

(e)　セット、キット又は複合的な産品を構成する産品の収集

(f)　印章、ラベルその他これらに類する識別のための記号の使用

(g)　洗浄（粉じん、酸化物、油、塗料その他の被覆の除去を含む。）

(h) 統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の単なる収集。単なる収集には、包装、取扱い又は輸送の便宜を考慮してあらかじめ分解された原産品の部品及び構成品を収集することは含まない。

(i) 部品又は構成品への産品の単なる分解。包装、取扱い又は輸送の便宜を考慮してあらかじめ組み立てられた原産品を分解することは、単なる分解とはみなさない。

2 この条の規定は、附属書四に定める品目別原産地規則に優先する。

第三十五条　積替え

1 原産品は、第二十二条に定める要件を満たす生産が行われた場合であっても、次に掲げるときは、非原産品とみなす。

(a) 生産された後、両締約国の区域外において更なる生産又は作業（積卸し又は当該原産品を良好な状態に保存するため若しくは他方の締約国に輸送するために必要なその他の作業を除く。）が行われるとき。

(b) 一又は二以上の第三国において積替え又は一時蔵置が行われる場合において、当該原産品が継続して当該第三国の税関当局の監督下にないとき。

2 原産品が1の規定により原産品としての資格を失っていないことについては、輸入締約国の税関当局に対して証拠を提出する。

第三十六条　適用及び解釈

1 この章の規定の適用上、

(a) 関税分類は、統一システムに従ったものとする。

(b) 産品又は材料の取引価額の決定は、関税評価協定に従って行う。

(c) この章に規定するすべての費用の記録及びそれらの費用を記録したものの保管は、産品が生産される締約国において適用される一般的に認められている会計原則に適合して行われなければならない。

2 この章の規定の適用上、産品又は材料の取引価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、

(a) 関税評価協定の原則は、状況に応じ必要な変更を加えて国内取引に適用する。

(b) この章の規定は、関税評価協定の規定との間に相違がある場合には、その相違の限りにおいて、関税評価協定の規定に優先する。

第三十七条　小委員会、協議及び修正

1 この章及び次章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第百六十五条の規定に従って、原産地規則、原産地証明書及び税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

3 小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この章及び次章の規定の実施及び運用に関し、見直しを行い及び、必要な場合には、合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(b) 次の事項に関し、検討し及び、必要な場合には、合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(i) 原産品であるか否かの決定に関連する関税分類及び関税評価に係る事項

(ii) 第三十九条に規定する原産地証明書

(c) 原産品であるか否かの決定に関連する問題に係る正当な根拠に基づいていずれかの締約国が提案する附属書四の修正に関し、検討し及び、必要な場合には、合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(d) 第十条に規定する統一規則に関し、見直しを行い及び、必要な場合には、合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。

(e) この章及び次章の規定に関連する他の事項であって両締約国が合意するものについて検討すること。

(f) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(g) 合同委員会が第百六十五条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

4 小委員会の勧告は、第百六十五条の規定に従って必要な措置がとられるよう合同委員会に送付する。

5 両締約国は、この章及び次章の規定が効果的かつ一律に適用されることを確保するため、この協定の規定、精神及び目的に従って協議し、及び協力する。

6 合同委員会は、小委員会が3(c)の規定に従って勧告し、かつ、両締約国が提案する附属書四の修正を第百六十五条2(e)(i)の規定に従って採択することができる。採択された修正は、外交上の公文の交換によって確認されるものとし、当該公文に定める日に効力を生ずる。修正された同附属書の規定は、同附属書中の対応する規定に代わるものとする。

第三十八条　定義

この章の規定の適用上、

(a) 「関税評価協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（その改正を含む。）をいい、その解釈に係る注釈を含む。

(b) 「直接経費」とは、産品に直接関連して一定の期間に生ずる諸経費のうち、直接材料費及び直接労務費以外のものをいう。

(c) 「締約国の工船」及び「締約国の船舶」とは、それぞれ次のすべての条件を満たす工船及び船舶をいう。

(i) 当該締約国において登録されていること。

(ii) 当該締約国の旗を掲げて航行すること。

(iii) 当該締約国の国民又は企業（当該締約国に本店を有する企業であって、経営者又は代表者、役員会の長及び当該役員会の構成員の過半数が当該締約国の国民であるものに限る。当該企業が組合又は有限会社である場合には、さらに、資本の額の少なくとも半分が当該締約国若しく

は当該締約国の公的機関又は当該締約国の国民若しくは企業に属するものに限る。）が五十パーセント以上の持分を所有していること。

(iv) 船長及び上級乗組員のすべてが当該締約国の国民であること。

(v) 乗組員の七十五パーセント以上が当該締約国の国民であること。

(d) 「本船渡し」とは、輸送の方法のいかんを問わず、買手に直接引渡しを行うまで売手が費用及び危険を負担するという取引条件をいう。

(e) 「代替性のある産品」とは、商取引において相互に交換することが可能な産品であって、それらの特性が本質的に同一のものであり、かつ、裸眼で区別することが実際上不可能なものをいう。

(f) 「代替性のある材料」とは、商取引において相互に交換することが可能な材料であって、それらの特性が本質的に同一のものであり、かつ、裸眼で区別することが実際上不可能なものをいう。

(g) 「一般的に認められている会計原則」とは、収入、支出、費用、資産及び負債の記録、情報の開示並びに財務書類の作成に関連し、締約国において一般的に認められている又は十分に権威のある支持を得ている会計原則をいう。これらの規準は、一般的に適用される概括的な指針をもって足りるが、詳細な規準、慣行及び手続であることを妨げない。

(h) 「一方又は双方の締約国の区域において完全に得られ又は生産される産品」とは、次のものをいう。

(i) 一方又は双方の締約国の区域において採取される鉱物性生産品

(ii) 一方又は双方の締約国の区域において収穫される植物性生産品

(iii) 生きている動物であって、一方又は双方の締約国の区域において生まれ、かつ、成育されたもの

(iv) 一方又は双方の締約国の区域において狩猟又は漁ろうにより得られる産品

(v) 締約国の船舶により、当該締約国の領海外の海から得られる魚介類その他の水産品

(vi) 締約国の工船上において(v)に規定する産品から生産される産品

(vii) 締約国又は当該締約国の者により、当該締約国の領海外の海底又はその下から得られる産品。ただし、当該締約国が当該海底を開発する権利を有することを条件とする。

(viii) 次の(AA)又は(BB)から生じ又は得られる廃品及びくず

(AA) 一方又は双方の締約国の区域における生産

(BB) 中古の産品であって、一方又は双方の締約国の区域において収集されるもの。ただし、当該産品が原材料の回収のみに適するものであることを条件とする。

(ix) 一方又は双方の締約国の区域において専ら(i)から(viii)までに規定する産品又はそれらの派生物から生産される産品（いずれの段階で生産されるものであるかを問わない。）

(i) 「間接材料」とは、産品の生産、試験若しくは検査に使用される物（当該産品に物理的に組み込まれないものに限る。）又は産品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼働のために使用される物をいい、次のものを含む。

(i) 燃料及びエネルギー

(ii) 工具、ダイス及び鋳型

(iii) 設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料

(iv) 生産の過程で使用され、又は設備及び建物の稼働のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の材料

(v) 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備及び備品

(vi) 産品の試験又は検査に使用される設備、装置及び備品

(vii) 触媒及び溶剤

(viii) 産品に組み込まれていないその他の物であって、当該産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことのできるもの

(j) 「間接費」とは、一定の期間に生ずる諸経費のうち、直接経費、直接労務費及び直接材料費以外のものをいう。

(k) 「中間材料」とは、産品の生産に使用される自己生産の材料であって、第二十六条の規定に基づいて指定されるものをいう。

(l) 「材料」とは、他の産品の生産に使用される産品をいう。

(m) 「船積み用にこん包するためのこん包材料及びこん包容器」とは、産品を輸送中に保護するために使用される産品であって、小売用の包装材料及び包装容器以外のものをいう。

(n) 「生産者の所在地」とは、ある産品について、当該産品が生産される工場をいう。

(o) 「生産者」とは、産品又は材料の生産を行う者をいう。

(p) 「生産」とは、産品を得る方法をいい、製造、組立て、加工、栽培、採掘、収穫、漁ろう及び狩猟を含む。

(q) 「自己生産の材料」とは、産品の生産者が生産する材料であって当該産品の生産に使用するものをいう。

(r) 「総費用」とは、次の費用の合計であって、一般的に認められている会計原則及び第十条に規定する統一規則に従って算定されるものをいう。

(i) 産品の生産に要する直接材料費

(ii) 産品の生産に要する直接労務費

(iii) 産品に合理的に配分される当該産品の直接経費及び間接費（当該産品の費用に含めるべきでない経費を除く。）

(s) 「産品の取引価額」とは、産品が輸出のために販売されるか否かにかかわらず、産品の生産者が行う取引に関連して産品に対して現実に支払われた又は支払われるべき価格（関税評価協定第一条に規定する原則に基づくものをいう。）であって、関税評価協定第八条1、3及び4に規定する原則に従って調整されるものをいう。この定義の適用上、産品の生産者を関税評価協定に規定する売手とする。

(t) 「材料の取引価額」とは、材料が輸出のために販売されるか否かにかかわらず、産品の生産者が行う取引に関連して材料に対して現実に支払われた又は支払われるべき価格（関税評価協定第一

条に規定する原則に基づくものをいう。）であって、関税評価協定第八条1、3及び4に規定する原則に従って調整されるものをいう。この定義の適用上、材料の供給者を関税評価協定に規定する売手とし、産品の生産者を関税評価協定に規定する買手とする。

(u)　「使用」とは、産品の生産における使用又は消費をいう。

第五章　原産地証明書及び税関手続

第一節　原産地証明

第三十九条　原産地証明書

1　両締約国は、この節及び次節の規定の実施のために、この協定の効力発生の日に第十条に規定する統一規則において原産地証明書の様式を定める。

2　1に規定する原産地証明書は、一方の締約国から他方の締約国に輸出される産品が原産品であることを証明することを目的とする。

3　1に規定する原産地証明書は、4の規定に従って、輸出者によって行われる書面による申請又は権限を与えられた代理人によって輸出者の責任において行われる書面による申請に基づき、輸出締約国の権限のある政府当局が発給する。原産地証明書は、発給に際し、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定する団体により押印され、かつ、署名されなければならない。

この条の規定の適用上、輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の関係法令により与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給について責任を負う政府以外の団体を指定することができる。

輸出締約国の権限のある政府当局が政府以外の団体を原産地証明書を発給するものとして指定する場合には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し書面により当該政府以外の団体（以下この節及び次節において「指定団体」という。）を通報する。

輸出締約国は、指定団体による原産地証明書の発給がこの節の規定に適合せず、かつ、指定団体の指定の取消しが正当化される場合には、その指定を取り消す。この場合において、輸出締約国は、指定の取消しの決定に関し、輸入締約国により表明された見解を考慮する。

4　輸出者は、原産地証明書の発給を受けようとするときは、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し、輸出する産品が原産品であることを証明しなければならない。

輸出者が産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、当該産品の生産者が任意に提出する申告書であって当該生産者が権限のある政府当局又は指定団体に対して当該産品が原産品であることを証明するものに基づいて、原産地証明書の発給を申請することができる。この4のいかなる規定も、産品の生産者に対し当該産品が原産品であることを証明することを義務付けるものと解してはならない。生産者がそのような申告書を提出しない場合には、輸出者が、輸出する産品が原産品であることを権限のある政府当局又は指定団体に対して証明しなければならない。

5　権限のある政府当局又は指定団体は、輸出者により4の規定に従って申請が行われる場合には、産品が輸出された後であっても原産地証明書を発給する。遡及して発給された原産地証明書は、第十条に規定する統一規則に定める文言により裏書されなければならない。

6　輸出者は、原産地証明書が盗まれ、亡失し、又は著しく損傷した場合には、当該原産地証明書を発給した権限のある政府当局又は指定団体に対し、当該権限のある政府当局又は指定団体が保有する当該輸出に関する書類に基づいて原産地証明書を再発給することを要請することができる。このような方法によって再発給された原産地証明書は、第十条に規定する統一規則に定める文言により裏書されなければならない。

7　輸入締約国に輸入される産品の原産地証明書は、英語で記入する。原産地証明書に英語で記入しない場合には、輸入締約国の公用語による翻訳文を当該原産地証明書に添付する。原産地証明書に英語で記入する場合には、スペイン語又は日本語への翻訳を要しない。

8　各締約国は、この節に規定する要件を満たす有効な原産地証明書であって他方の締約国への産品の一回限りの輸入に適用されるものを、当該原産地証明書が発給された日の後一年間又は両締約国が合意するその他の期間、自国の税関当局において受理することを定める。

9　輸出締約国の権限のある政府当局は、次のことを行う。

(a)　原産地証明書の発給事務に関する制度を定めること。

(b)　第四十四条の規定に基づく輸入締約国の要請に応じ、関税上の特恵待遇を要求された産品が原産品であるか否かに関する情報を提供すること。

(c)　権限のある政府当局又は指定団体が原産地証明書の発給のために使用する印章の図案を、輸入締約国に提供すること。

第四十条　輸入に関する義務

1　この節に別段の定めがある場合を除くほか、各締約国は、他方の締約国から輸入される産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して次のことを要求する。

(a)　有効な原産地証明書に基づき、当該産品が原産品であることについて書面による申告を行うこと。

(b)　申告を行う際に原産地証明書を所持すること。

(c)　税関当局の要請に応じ、原産地証明書を提出すること。

(d)　申告の基礎となる原産地証明書が不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、速やかに、申告を修正し、及び納付すべき関税を納付すること。

2　一方の締約国の輸入者が他方の締約国から輸入する産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該輸入者がこの条に規定する要件を満たさないときは、輸入締約国の税関当局は、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないことができる。

3　各締約国は、輸入者が輸入の際に原産地証明書を所持していない場合には、当該輸入者が、国内法令に従い、原産地証明書及び、必要に応じて、当該輸入に関するその他の文書を当該輸入の後一年を超えない期間内に提出することができるようにすることを確保する。

第四十一条　輸出に関する義務

1　各締約国は、原産地証明書に記入し、かつ、署名した自国の輸出者又は生産者が当該原産地証明書に不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由があると認める場合には、当該輸出者又は生産者が当該原産地証明書を提供したすべての者並びに当該締約国の権限のある政府当局又は指定団体及び

輸入締約国の税関当局に対して、当該原産地証明書の正確性又は有効性に影響を及ぼし得るいかなる変更についても当該輸出者又は生産者が書面により速やかに通報することを確保する。その通報は、第四十四条4に定めるいずれかの方法によって行う。当該通報が同条に規定する原産品であることについての確認の開始に先立って行われ、かつ、当該輸出者又は生産者が正当に依拠することのできた事実であって当該産品が原産品であることを裏付けるものが原産地証明書の発給の際に存在していたことが立証される場合には、当該輸出者又は生産者は、不正確な原産地証明書を提出したことについて罰則の適用を受けない。

2　各締約国は、輸出者又は生産者により産品が原産品である旨の虚偽の申告書その他の文書が自国の権限のある政府当局又は指定団体に提出されることについて、第四十六条に規定する罰則その他の適当な制裁を課することを確保する。

3　各締約国は、第三十九条3の輸出者又は同条4の生産者が、産品が原産品であること及び当該輸出者又は当該生産者がこの協定に定めるその他の要件を満たすことを証明するすべての適当な文書を、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体の要請に応じて、いつでも提出することができるよう備えておくことを確保する。

第四十二条　例外規定

各締約国は、次に掲げる輸入については原産地証明書の所持又は提出を要求されないことを確保する。ただし、当該輸入が第三十九条及び第四十条に定める原産地証明に関する義務を回避することを目的として行われ又は準備されたと合理的に認め得る一連の輸入の一部を構成しないことを条件とする。

(a)　その価額が千アメリカ合衆国ドル若しくは当該締約国の通貨によるその相当額又は当該締約国が設定するこれよりも高い額を超えない産品の商業上の輸入。ただし、当該輸入に係る仕入書が、当該産品が原産品であることを示す記述を含むことを条件とすることができる。

(b)　その価額が千アメリカ合衆国ドル若しくは当該締約国の通貨によるその相当額又は当該締約国が設定するこれよりも高い額を超えない産品の商業上の輸入に当たらない輸入

(c)　輸入締約国が原産地証明書の所持及び提出の義務を免除した産品の輸入

第二節　運用及び執行

第四十三条　記録の保管

1　各締約国は、次のことを確保する。

(a)　第三十九条3の輸出者又は同条4の生産者であって原産地証明書の発給を申請する目的で産品が原産品であることを証明する文書を有するものが、原産地証明書の発給の日の後五年間又は当該締約国が指定するこれよりも長い期間、他方の締約国において関税上の特恵待遇を要求する産品が原産品であることに関する記録を当該締約国内で保管すること。当該記録には、次の(i)から(iii)までの事項に関する記録を含める。

(i)　輸出される産品の購入、当該産品に係る費用、当該産品の価額及び当該産品に係る支払

(ii)　輸出される産品の生産に使用されたすべての材料（間接材料を含む。）の購入、当該材料に係る費用、当該材料の価額及び当該材料に係る支払

(iii)　輸出される形態での産品の生産

(b)　輸入する産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者が、当該産品の輸入の日の後五年間又は当該締約国が指定するこれよりも長い期間、当該産品の輸入に関して当該締約国が要求する文書を保管すること。

2　各締約国は、権限のある政府当局又は指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後少なくとも五年間保管することを確保する。当該記録には、原産品であることを証明するために提示されたすべての文書等を含める。

第四十四条　原産品であることについての確認

1　輸入締約国は、関税上の特恵待遇を与えられて他方の締約国から輸入される産品が原産品であるか否かを決定するため、当該輸入締約国の税関当局を通じて次のいずれかの方法により確認を行うことができる。

(a)　輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該産品が原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請すること。

(b)　輸出締約国に所在する輸出者又は産品の生産者に対して質問書を送付すること。

(c)　輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の税関当局の立会いの下に行う当該輸出締約国における輸出者又は産品の生産者の施設への訪問を通じて、前章の規定に適合していることを示す情報（前条の規定に従って保管される文書に含まれる情報を含む。）を収集すること及びそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うこと、並びにそのようにして収集した情報を英語で当該税関当局に提供することを、当該輸出締約国に要請すること。

(d)　両締約国が合意するその他の方法

2　輸入締約国の税関当局がこの条の規定に従って原産品であることについての確認を開始する場合には、適宜、附属書五の規定を適用する。

3　輸出締約国の権限のある政府当局は、1(a)の規定の実施のために、要請された情報を要請の日の後四箇月を超えない期間内に提供する。

輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、要請された情報を要請の日の後二箇月を超えない期間内に提供する。

輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の権限のある政府当局がこれらの期間内に回答を行わない場合には、確認の対象となっている産品が原産品ではないと決定し、当該産品に係る原産地証明書を無効なものと認めて、関税上の特恵待遇を与えないこととする。

4　輸入締約国の税関当局は、輸出締約国に所在する輸出者又は生産者に対し、次のいずれかの方法により、1(b)の質問書を送付する。

(a)　受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便

(b)　輸出者又は生産者による受領の確認を伴うその他の方法

(c)　両締約国が合意するその他の方法

輸入締約国の税関当局は、1(b)の質問書を送付する場合には、直ちに輸出締約国の権限のある政府当局に通報する。

5　1の規定は、輸入締約国の税関当局又は権限のある政府当局が、自国において、自国に所在する輸入者、輸出者又は生産者による国内法令の遵守に関連する措置をとる権限を行使することを妨げるものではない。

6　1(b)の規定により質問書を受領する輸出者又は生産者は、当該質問書に回答し及びその回答を送付するための期間として、当該質問書を受領した日から三十日の期間を与えられる。

7　輸入締約国は、1(b)の質問書に対する回答を6に規定する期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている産品が原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるときは、自国の税関当局を通じ、追加の質問書により輸出者又は生産者に対し追加の情報を要請することができる。この場合において、当該輸出者又は生産者は、当該質問書に回答し及びその回答を送付するための期間として、当該質問書を受領した日から三十日の期間を与えられる。

8　(a)　6又は7に規定する質問書に対する輸出者又は生産者による回答が、産品が原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、輸入締約国の税関当局は、確認の対象となっている産品が原産品でないと決定し（22に規定する書面による決定による。）、関税上の特恵待遇を与えないこととすることができる。

(b)　6に規定する質問書に対する回答が6に規定する期間内に送付されない場合には、輸入締約国の税関当局は、確認の対象となっている産品が原産品でないと決定し、当該産品に係る原産地証明書を無効なものと認めて、関税上の特恵待遇を与えないこととする。

9　1に規定するいずれかの方法による原産品であることについての確認は、1に規定するその他の方法により確認を行うことを妨げない。

10　輸入締約国は、1(c)の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも三十日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

11　10の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。

(a)　当該書面を送付する税関当局を特定する事項

(b)　その施設への訪問が要請される輸出者又は生産者の氏名又は名称

(c)　訪問の実施を希望する日及び場所

(d)　訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。）

(e)　訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職

12　11に規定する情報の修正については、11(c)に規定する訪問の実施を希望する日よりも前に書面により通報する。

11(c)に規定する訪問の実施を希望する日を修正する場合には、その修正は、訪問の実施の日の少なくとも十日前までに書面により通報する。

13　輸出締約国は、1(c)の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、10の規定により送付される書面を受領した日から二十日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。

14　輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は10の規定による書面による要請に対し13に規定する期間内に回答しない場合には、輸入締約国の税関当局は、訪問の対象とされた産品が原産品でないと決定し、当該産品に係る原産地証明書を無効なものと認めて、関税上の特恵待遇を与えないこととする。

15　輸出締約国の権限のある政府当局は、訪問の最終日から四十五日以内又は相互に同意するその他の期間内に、当該訪問を通じて収集した情報を輸入締約国の税関当局に提供する。

16　両締約国は、1に規定する確認の過程において、産品の生産に使用された材料が原産材料であるか否かを決定するために必要な情報を輸入締約国の税関当局が要請することができることを確認する。

17　1に規定する輸出者又は産品の生産者は、産品の生産に使用された材料が原産材料である旨の情報を得るために、当該材料の生産者に対し当該材料が原産材料であるか否かに関する情報を任意に提供するよう要請することができる。当該材料の生産者は、希望するときは、輸出締約国の権限のある政府当局による輸入締約国の税関当局への当該情報の提供に当たり、当該輸出者又は産品の生産者を関与させることなく当該情報を当該輸出締約国の権限のある政府当局に送付することができる。

18　輸入締約国の税関当局が1(a)に規定する方法による確認の過程において、材料が原産材料であるか否かに関する情報を16の規定に基づいて要請する場合には、当該情報は、輸出締約国の権限のある政府当局により3の規定に従って提供される。

輸入締約国の税関当局が1(b)に規定する方法による確認の過程において、材料が原産材料であるか否かに関する情報を16の規定に基づいて要請する場合には、当該情報は、輸出者若しくは産品の生産者により6若しくは7の規定に従って、又は輸出締約国の権限のある政府当局により6若しくは7の規定を準用して、提供される。当該情報が輸出締約国の権限のある政府当局により提供される場合において準用する6又は7の規定に定める三十日の期間は、当該輸出者又は生産者が質問書を受領した日から三十日の期間とする。

輸入締約国の税関当局が1(c)に規定する方法による確認の過程において、材料が原産材料であるか否かに関する情報を16の規定に基づいて要請する場合には、当該情報は、輸出締約国の権限のある政府当局により15の規定に従って提供される。

19　1に規定するいずれかの方法による確認の過程において材料が原産材料であるか否かに関する情報を16の規定に基づいて要請することは、1に規定する他の方法による確認の過程においてこのような情報を要請することを妨げるものではない。

20　輸入締約国の税関当局は、輸出者若しくは産品の生産者が産品の生産に使用された材料が原産材

料であることを証明する当該材料に関する情報の提供を行わない場合、又は提供された情報が当該材料が原産材料であると決定するために十分でない場合には、当該材料は非原産材料であると決定する。その決定により、必ずしも、当該産品自体が原産品でないとの決定が導かれるものではない。

21　各締約国は、自国の税関当局を通じ、産品を輸出した締約国において一般的に認められている会計原則に従って域内原産割合についての確認を行う。

22　輸入締約国の税関当局は、1に規定する確認の手続を実施した後、その産品が確認の対象となった輸出者又は生産者に対し、4に規定する方法により、当該産品が前章の規定に従って原産品とされるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。

23　輸入締約国の税関当局は、3、8(b)又は14の規定に従って問題となっている産品に対し関税上の特恵待遇を与えないこととする場合には、当該輸出者又は生産者に対し、4に規定する方法により書面による決定を送付する。

24　1に規定する確認を行う締約国は、当該確認を通じて得た情報に基づいて産品が原産品でないと決定し、かつ、22の規定に従って輸出者又は生産者に対し書面による決定を送付する場合には、当該産品に対し関税上の特恵待遇を与えないこととする前に、その産品が確認の対象とされた輸出者又は生産者に対し、意見又は追加の情報を提出するための期間として書面による決定の受領の日から三十日の期間を与えるものとし、当該期間内に当該輸出者又は生産者から受領した意見又は追加の情報を考慮した後に最終的な決定を行う。当該最終的な決定は、当該輸出者又は生産者に対し、4に規定する方法により送付される。

25　輸入締約国に輸入される産品が原産品である旨の虚偽の陳述を輸出者又は生産者が繰り返し行っていたことが、当該輸入締約国の税関当局が行った確認を通じて明らかとなった場合には、当該輸入締約国の税関当局は、当該輸出者又は生産者により輸出され又は生産される同種の産品については、前章の規定に適合していることを当該輸出者又は生産者が当該輸入締約国の税関当局に対して証明するまでの間、関税上の特恵待遇を与えることを停止することができる。輸入締約国の税関当局は、このような措置をとるに当たり、原産地証明書に記入し、かつ、署名した輸出者又は生産者及び輸出締約国の権限のある政府当局に通報する。

26　輸入締約国から輸出締約国に所在する輸出者又は生産者への連絡及び輸入締約国に対する1(b)の質問書への回答は、英語で行う。

第四十五条　秘密性

1　各締約国は、前節及びこの節の規定に従って自国に提供された秘密の情報の秘密性を国内法令に従って保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護する。

2　前節及びこの節の規定に従って入手した情報は、前節及びこの節の規定の実施のために、原産品であるか否かの決定及び関税その他輸入に係る間接税について制度の運用上及び執行上の責任を有する両締約国の権限のある当局に対してのみ開示することができる。当該情報は、要請を受ける締約国の関係法令又は両締約国が締結している適当な国際協力に関する協定に従って要請され、かつ、提供される場合を除き、当該情報を入手した締約国によって裁判所又は裁判官の行ういかなる刑事手続においても使用されてはならない。

第四十六条　罰則

各締約国は、虚偽の申告書その他の文書であって前節及びこの節の規定に関連するものを自国の税関当局、権限のある政府当局又は指定団体に提出した輸入者、輸出者及び生産者について、刑事上、民事上又は行政上の罰則その他の適当な制裁を定め、又は維持することを確保する。

第四十七条　審査及び上訴

各締約国は、自国の輸入者が国内法令に従って次の審査を受けることができることを確保する。

(a)　当該締約国の税関当局の決定に対する少なくとも一の審級における行政上の審査。ただし、当該審査は、審査の対象となっている決定を行った職員又は部局と異なる職員又は部局によって行われることを条件とする。

(b)　(a)に規定する決定に対する司法当局又は準司法当局による審査

第四十八条　輸送中の産品又は蔵置されている産品

この協定の規定は、前章及び前節の規定に適合する産品であって、この協定の効力発生の日に輸送中のもの、日本国若しくはメキシコにあるもの又は保税地域に一時蔵置されているものについて、適用することができる。ただし、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体により第三十九条5の規定に従って遡及して発給された原産地証明書が、産品が直接輸送されたことを示す書類とともに、この協定の効力発生の日から四箇月以内に、輸入締約国の法令に従って輸入締約国の税関当局に提出されることを条件とする。

第四十九条　定義

1　前節及びこの節の規定の適用上、

(a)　「権限を与えられた代理人」とは、各締約国の法令に基づき輸出者により指名された者であって、当該輸出者のために原産地証明書に記入し、かつ、署名することについて責任を負うものをいう。

(b)　「商業上の輸入」とは、販売を目的として又は商業上、産業上その他同様の用途のために締約国に産品を輸入することをいう。

(c)　「権限のある政府当局」とは、各締約国の法令に従い、原産地証明書の発給について又はその発給を行う団体の指定について責任を負う当局をいう。日本国については経済産業大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、メキシコについては経済省をいう。

(d)　「税関当局」とは、各締約国の法令に従い、関税に関する法令の運用について責任を負う当局をいう。日本国については財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいい、メキシコについては大蔵省をいう。

(e)「原産品であるか否かの決定」とは、産品について前章の規定に従って行われる原産品であるか否かの決定をいう。

(f)「輸出者」とは、輸出締約国に所在する者であって当該輸出締約国から産品を輸出するものをいう。

(g)「同種の産品」とは、外見上の微細な差異（原産品であるか否かの決定に影響を与えないものをいう。）の有無にかかわらず、形状、品質及び社会的評価を含むすべての点において同一である産品をいう。

(h)「輸入者」とは、輸入締約国に所在する者であって当該輸入締約国に産品を輸入するものをいう。

(i)「関税上の特恵待遇」とは、この協定に従って原産品について適用する関税率をいう。

(j)「生産者」とは、第三十八条に定義する生産者であって締約国に所在するものをいう。

(k)「有効な原産地証明書」とは、第三十九条1に規定する様式による原産地証明書であって、前節の規定及び原産地証明書の様式に示された記入方法に従い、輸出者又は生産者により記入され、かつ、署名され、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体により押印され、かつ、署名されたものをいう。

(l)「価額」とは、前章の規定の適用上用いられる産品又は材料の価額をいう。

2　この条に別段の定義がある場合を除くほか、前章に定める定義を適用する。

第三節　貿易の円滑化のための税関協力

第五十条　貿易の円滑化のための税関協力

各締約国は、貿易の円滑化を促進する上での税関当局の役割及び税関手続の重要性を認識して、両締約国間で取引される物品の速やかな通関のため、協力して次のことに努める。

(a)　情報通信技術を利用すること。

(b)　税関手続を簡素化すること。

(c)　税関手続を、関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に、可能な限り従わせること。

第六章　二国間セーフガード措置

第五十一条　一般規定

1　この章の規定は、原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置（以下「二国間セーフガード措置」という。）の適用のための規則を定める。

2　この協定のいかなる規定も、締約国が千九百九十四年のガット第十九条及び世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定（その改正を含む。以下同じ。）に基づくセーフガード措置をとることを妨げるものではない。この章に定める二国間セーフガード措置を除くほか、いずれの締約国も、第五条の規定により関税上の特恵待遇を与えられる原産品について、千九百九十四年のガット第十九条及び世界貿易機関設立協定附属書一Aセーフガードに関する協定に基づくセーフガード措置以外のセーフガード措置をとってはならない。

第五十二条　一貫性

各締約国は、二国間セーフガード措置の手続に関する法令その他の定めの運用が、一貫した、公平な、かつ、合理的なものであることを確保する。

第五十三条　条件

1　一方の締約国は、第五条の規定により関税上の特恵待遇を与えられる他方の締約国から輸入された原産品に関し、同条の規定に従って当該原産品の関税を撤廃し又は引き下げた結果として、当該原産品が絶対量において増加した数量で自国に輸入されている場合において、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているときは、この章の規定に従うことを条件として、当該損害を防止し又は救済し、かつ、調整を容易にするために必要な最小限度の範囲において、二国間セーフガード措置をとることができる。

2　二国間セーフガード措置をとろうとする締約国は、次のいずれかの措置をとることができる。

(a)　第五条の規定に基づく関税の段階的な引下げの対象となる1に規定する原産品の関税の更なる引下げを停止すること。

(b)　次の税率のうちいずれか低い方を超えない水準まで1に規定する原産品の関税を引き上げること。

(i)　二国間セーフガード措置をとる時点における実行最恵国税率

(ii)　この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

3　二国間セーフガード措置は、関税上の措置（関税割当ての実施を含む。）でなければならない。

4　各締約国は、附属書一の表に従って適用される関税割当てに基づいて与えられる割当数量を限度として輸入される原産品について、二国間セーフガード措置をとってはならない。

5　二国間セーフガード措置は、三年を超えて維持してはならない。ただし、極めて例外的な状況においては、9に規定する協議を行うことを条件として二国間セーフガード措置の適用期間を最長四年とすることができるものとし、この場合において、当該二国間セーフガード措置をとる締約国は、他方の締約国に対し当該二国間セーフガード措置を漸進的に撤廃する計画を提示する。

6　二国間セーフガード措置の対象とされた原産品の輸入については、当該二国間セーフガード措置がとられた期間と等しい期間又は一年のうちいずれか長い期間が経過するまで、二国間セーフガード措置を再度とってはならない。

7　一方の締約国は、第五十五条に規定する調査を開始する場合には、他方の締約国に対し、英語による書面により通報する。その通報には、調査の開始の理由並びに調査の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号又はその細分を含める。

8　一方の締約国は、二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し、英語による書面により通報する。その通報には、輸入の増加により引き起こされた重大な損害又は重大な損害のおそれがあることについての証拠に関する説明、当該二国間セーフガード措置の対象となる原産品の正確な説明及び当該原産品が分類される統一システムの号又はその細分並びにとろうとする当該二国間セーフガード措置の正確な説明、効力発生日及び予定適用期間を含める。

9　二国間セーフガード措置をとろうとする締約国は、特に、10に規定する補償について合意を得るため、当該二国間セーフガード措置について他方の締約国と事前の協議を行うための十分な機会を確保する。

10　二国間セーフガード措置をとろうとする締約国は、他方の締約国に対し、当該二国間セーフガード措置の結果生ずると予想される関税の増大分と実質的に等価値の対応を関税について講ずることを追加的に約束することにより、貿易上の補償の適切な方法を提供する。関税の全般的な引下げにより、そのような追加的な約束を行う余地がなくなった場合には、両締約国が合意するその他の約束による。

11　一方の締約国が二国間セーフガード措置の適用を開始した日の後六十日以内に両締約国が補償について合意することができないときは、他方の締約国は、当該二国間セーフガード措置をとっている締約国の貿易について、第五条の規定に基づく関税に関する譲許であって、当該二国間セーフガード措置と実質的に等価値のものの適用を停止することができる。この場合において、譲許の適用を停止する権利を有する締約国は、必要な最小限度の期間に限り、これを行使することができる。

12　二国間セーフガード措置の適用期間の終了後における関税率は、当該二国間セーフガード措置がとられなかったとしたならば適用したであろう税率とする。

13　両締約国は、この協定の効力発生の日から十年を経過した後、必要に応じ、この章の規定について見直しを行う。

第五十四条　暫定的な二国間セーフガード措置

1　遅延すれば回復し難い損害を与えるような危機的な事態が存在する場合には、締約国は、輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているか又は与えるおそれがあることについての明白な証拠があるという仮の決定に基づき、暫定的な二国間セーフガード措置をとることができる。

2　一方の締約国は、暫定的な二国間セーフガード措置をとる前に、他方の締約国に対し英語による書面により通報する。暫定的な二国間セーフガード措置については、これがとられた後速やかに協議を行う。

3　暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、二百日を超えてはならない。その期間中第五十二条及び次条に定める関連する要件が満たされるものとする。暫定的な二国間セーフガード措置の期間は、前条5に規定する期間に算入される。

4　前条2から4まで及び12の規定は、暫定的な二国間セーフガード措置に準用する。暫定的な二国間セーフガード措置の結果として課された関税は、その後行われる次条に規定する調査により輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているか又は与えるおそれがあると決定されない場合には、六十日以内に払い戻される。

第五十五条　二国間セーフガード措置に関する手続

1　各締約国は、二国間セーフガード措置に関し、公平な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を採用し、又は維持する。

2　締約国は、この章の規定に従い自国の調査当局が調査を行った後でなければ、二国間セーフガード措置をとることができない。

3　締約国の調査当局は、調査の開始を正当とするための十分な証拠（原産品の輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているか又は与えるおそれがあることについての証拠をいう。）の存在について検討し、その存在を確保する。

4　調査については、特別の場合を除くほか、その開始の日の後一年以内に完了させなければならず、かつ、いかなる場合においても、その開始の日の後十八箇月を超えてはならない。

5　締約国の調査当局は、調査を開始する場合には、当該調査の開始について自国の官報により公示する。その公示には、調査の対象となる原産品及び当該原産品が分類される統一システムの号又はその細分、調査の対象となる期間、調査の開始の日付、意見書その他の文書の提出期限並びに調査期間中に提出された文書を閲覧できる場所を明示する。

6　各締約国は、利害関係者が自国の調査当局に情報を提供した後に他の利害関係者に当該情報を開示するための手続を定める。締約国の調査当局は、利害関係者から調査期間中に提供された情報（文書、証拠及び7に規定する秘密でない要約を記載した文書を含む。）に関し、他の利害関係者の要請があった場合には、当該情報を適時に開示する。締約国の調査当局は、特に、次の調査に係る情報を開示する。

(a)　調査に関連する産品の生産工程

(b)　(a)に規定する産品の生産費及び当該産品の構成品の仕様

(c)　(a)に規定する産品の流通経費

(d)　(a)に規定する産品の販売条件

(e)　(a)に規定する産品の販売価格

(f)　(a)に規定する産品の顧客、販売者及び供給者の種類並びに当該産品に関連するその他の企業の種類に関する説明

(g)　関連する国内産業に係る販売、生産、生産性、操業度、損益及び雇用についての水準等損害の分析のために検討されたデータ

(h)　(a)に規定する産品に関連する企業に関するその他の情報

7　6の規定にかかわらず、各締約国は、国内法令により秘密とされる情報であって調査期間中に提供されたものの取扱いについての手続を採用し、又は維持する。利害関係者は、当該情報を提供する場合には、当該情報の秘密でない要約を記載した文書を提出するよう又は、当該利害関係者が当該情報を要約することができないとする場合には、その理由を提出するよう要求される。

8　締約国の調査当局は、調査の過程において、合理的な公示の後、公聴会を開くことにより、対立する見解の表明及び反論の提示が行われ得るよう努める。当該公聴会においては、利害関係者が自己の利益を擁護し、及び他の利害関係者に質問することを認めるものとする。

9　輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているか否か又は与えるおそれがあるか否かを決定するための調査においては、締約国の調査当局は、当該国内産業の状態に関係を有するすべての要因であって客観的なかつ数値化されたもの、特に原産品の輸入の増加率及び増加量（絶対量における増加率及び増加量に限る。）、増加した輸入原産品の国内市場占拠率並びに販売、生産、生産性、操業度、損益、雇用及び価格についての水準の変化を評価する。

10　輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているか又は与えるおそれがあるとの決定は、調査が、原産品の輸入の増加と重大な損害又は重大な損害のおそれとの間に因果関係が存在することを客観的な証拠に基づいて立証しない限り、行ってはならない。輸入の増加以外の要因が同時に国内産業に損害を与えている場合には、その要因による損害の責めを輸入の増加に帰してはならない。

11　締約国の調査当局は、輸入の増加が国内産業に重大な損害を与えているか否か又は与えるおそれがあるか否かについての決定に関し、そのような損害を与えていない又は与えるおそれがない旨の決定を恣意的に修正してはならない。

12　二国間セーフガード措置をとることが決定される場合には、締約国の調査当局は、自国の官報により公示する。その公示には、当該二国間セーフガード措置の対象となる原産品及び当該原産品が分類される統一システムの号又はその細分、当該二国間セーフガード措置の適用期間並びに法令及び事実に係るすべての関連する問題に関して得られた認定及び理由を示した結論を明示する。

13　締約国の調査当局は、公示において、7に規定する秘密の情報を開示してはならない。

第五十六条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「国内産業」とは、締約国の区域内で活動する同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又はこれらの生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(b)　「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(c)　「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性のみに基づくものは含まない。

第七章　投資

第一節　投資

第五十七条　適用範囲

1　この章の規定は、次のものに関する措置であって、一方の締約国が採用し又は維持するものについて適用する。

(a)　他方の締約国の投資家

(b)　当該一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産

(c)　第六十五条及び第七十四条の規定の適用の対象となるすべての投資財産であって当該一方の締約国の区域内にあるもの

2　締約国は、附属書八に記載する経済活動を排他的に行う権利及び当該活動における投資財産の設立を許可することを拒否する権利を有する。

3　この章の規定は、締約国が採用し又は維持する措置であって第九章の規定が適用されるものについては、適用しない。

4　この章のいかなる規定も、出入国管理に関する法令に基づく措置に関して締約国に義務を課するものではない。

注釈　この章のいかなる規定も、締約国が、法の執行、矯正、所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健、保育等に係るサービス又は任務を、この章の規定に反しない態様で提供し、又は遂行することを妨げるものと解してはならない。

第五十八条　内国民待遇

1　各締約国は、投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享有、売却その他の処分（以下この章において「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　日本国については地方政府、また、メキシコについては州に関し、1の規定に従って締約国が与える待遇は、当該締約国に属する地方政府又は州が同様の状況において当該締約国の投資家及びその投資財産に与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする。

第五十九条　最恵国待遇

各締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈1　各締約国は、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、第五十八条及び第五十九条に定める待遇のうちいずれか一層有利な待遇を与える。

注釈2　両締約国は、第五十八条及び第五十九条の規定の適用に関し、次のことを行うことはできないことを確認する。

(a)　一方の締約国が、他方の締約国の投資家に対し、当該一方の締約国の区域内にある企業について少なくとも一定の持分を当該一方の締約国の国民が保有しなければならないとの要件を課すること。

(b)　一方の締約国が、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該一方の締約国の区域内にある投資財産を売却その他の方法で処分することを要求すること。

注釈3　各締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け及び行政機関に申立てをする権利に関し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を他方の締約国の投資家に与える。

第六十条　一般的待遇

各締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

注釈　この条は、他方の締約国の投資家の投資財産に与えられるべき待遇の最低限度の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があった旨の決定が行われることは、この条の規定に対する違反があったことを証明するものではない。

第六十一条　収用及び補償

1　いずれの締約国も、(a)公共のためであり、(b)差別的なものでなく、(c)正当な法の手続及び前条の規定に従って行われるものであり、かつ、(d)2から5までの規定による補償の支払を伴うものである場合を除くほか、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産について、直接又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接に、収用又は国有化（以下「収用」という。）を実施してはならない。

2　補償は、収用の直前における投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用に係る行為がそれ以前に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。公正な市場価格を決定するための評価基準には、有体財産についての申告された課税価格を含めることができる。当該補償は、遅滞なく支払われなければならず、かつ、完全に換価することのできるものでなければならない。

3　支払が自由利用可能通貨によって行われる場合には、補償には、当該通貨についての商業的に妥当な金利に基づく収用の日から実際の支払の日までの利子を含む。

4　締約国が自由利用可能通貨以外の通貨で支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、(a)に(b)を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該支払通貨に換算した額を下回らないものとする。

(a)　収用の日における公正な市場価格であって、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの

(b)　収用の日から実際の支払の日までに発生した利子であって、(a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくもの

5　支払に当たり、補償は、第六十三条に定めるところに従い自由に移転することのできるものでなければならない。

第六十二条　争乱からの保護

第六十条の規定の適用を妨げることなく、また、第六十六条の規定にかかわらず、各締約国は、武力紛争、国内争乱その他これらに類する事態により自国の区域内の投資財産が被った損失に関して採用し又は維持する措置（原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法を含む。）について、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、自国の投資家又は第三国の投資家及びこれらの投資家の投資財産に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家及びその投資財産にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

第六十三条　資金の移転

1　各締約国は、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するすべての資金の移転が、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める。この資金の移転には、次のものの移転を含む。

(a)　投資財産を維持し又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金

(b)　利益、配当、利子、資本利得、使用料、運営に関する報酬、技術支援に対する報酬その他の報酬

(c)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(d)　返済金その他の契約に基づいて行われる支払

(e)　第六十一条の規定に従って行われる支払

(f)　次節の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2　各締約国は、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により、移転に用いられる通貨の直物取引の市場における為替相場であって当該移転の日のものによって行われることを認める。

3　1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a)　破産、債務不履行又は債権者の権利の保護

(b)　証券の発行、交換又は取引

(c)　刑事犯罪

(d)　通貨その他の支払手段の移転についての報告

(e)　裁決手続又は訴訟手続における命令又は判決の履行の確保

第六十四条　経営幹部及び取締役会

1　いずれの締約国も、一方の締約国の投資家の投資財産である他方の締約国の企業に対し、特定の国籍を有する者を経営幹部に任命することを要求することができない。

2　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産である当該一方の締約国の企業に対し、当該企業の取締役会又はこれに置かれる委員会の構成員の過半数が特定の国籍を有する者であること又は当該一方の締約国の居住者であることを要求することができる。ただし、その要求が、投資家の自己の投資財産を支配する能力を実質的に妨げる場合は、この限りでない。

第六十五条　特定措置の履行要求

1　いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理又は運営に関し、次のことを要求することができず、また、これらのことを約束することを強制することができない。

(a)　一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c)　自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の者から物品若しくはサービスを購入すること。

(d)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e)　当該投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f)　技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の者に移転すること（司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が、競争法の違反に係る救済措置としてそのような要求を行い若しくはそのような約束を強制する場合又は締約国が知的財産及び知的財産権の保護に関する多数国間協定に反しない態様で行動する場合を除く。）。投資財産に対し、一般に適用される保健、安全又は環境上の要件を満たすためにある技術を使用することを要求する措置は、この(f)の規定に反するものと解してはならない。当該措置については、第五十八条及び第五十九条の規定を適用する。

(g)　当該投資財産が、その生産する物品又は提供するサービスに関して特定地域又は世界市場に対する唯一の供給者となること。

2　いずれの締約国も、自国の区域内にある締約国又は第三国の投資家の投資財産に関し、利益の付与又はその継続の条件として、次のいずれかの要求に従うことを求めることができない。

(a)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b)　自国の区域内において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の者から物品を購入すること。

(c)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d)　当該投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

3　2のいかなる規定も、締約国が、自国の区域内にある締約国又は第三国の投資家の投資財産に関し、利益の付与又はその継続の条件として、次のいずれかの要求に従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

(a)　自国の区域内において生産拠点を設けること。

(b)　自国の区域内においてサービスを提供すること。

(c)　自国の区域内において労働者を訓練し、又は雇用すること。

(d)　自国の区域内において特定の施設を建設し、又は拡張すること。

(e)　自国の区域内において研究及び開発を行うこと。

4　1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

5　1(b)及び(c)並びに2(a)及び(b)のいかなる規定も、締約国が次のいずれかの措置を採用し又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を恣意的若しくは不当な態様で適用しないこと又はそれらの措置が国際貿易若しくは投資活動に対する偽装した制限とならないことを条件とする。

(a)　この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置

(b)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c)　有限天然資源（生物資源であるか否かを問わない。）の保存のために必要な措置

第六十六条　留保及び例外

1　第五十八条、第五十九条、第六十四条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　締約国の連邦政府又は中央政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であって、附属書六又は附属書八の表に記載されるもの

(b)　これらの規定に適合しない現行の措置であって、次に掲げるもの

(i)　メキシコに関しては、

(AA)　州によりこの協定の効力発生の日の後六箇月間維持され、その後2の規定に従ってメキシコにより附属書六の表に記載される措置

(BB)　地方政府により維持される措置

(ii)　日本国に関しては、

(AA)　都道府県によりこの協定の効力発生の日の後六箇月間維持され、その後2の規定に従って日本国により附属書六の表に記載される措置

(BB)　都道府県以外の地方公共団体により維持される措置

(c)　(a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d)　(a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第五十八条、第五十九条、第六十四条及び前条との適合性の水準を低下させないものに限る。）

2　各締約国は、第五十八条、第五十九条、第六十四条及び前条の規定に適合しない措置であって、1(b)(i)(AA)に規定する州又は1(b)(ii)(AA)に規定する都道府県により維持されるものを、この協定の効力発生の日の後六箇月以内に附属書六の表に記載し、及び他方の締約国に対しそのような措置を外交上の公文により通報する。

3　第五十八条、第五十九条、第六十四条及び前条の規定は、附属書七の表に記載する分野、小分野又は活動に関して各締約国が採用し又は維持する措置については、適用しない。

4　いずれの締約国も、この協定の効力発生の日の後に附属書七の規定の適用を受ける措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求することができない。

5　第五十九条の規定は、締約国が附属書九の表に記載する協定に基づいて与える待遇又は当該表に

記載する分野に関して与える待遇については、適用しない。

6　第五十八条、第五十九条及び第六十四条の規定は、締約国又は公的企業が調達に関して採用し又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

7(a)　前条1(a)から(c)までの規定並びに同条2(a)及び(b)の規定は、輸出促進又は対外援助に関する計画に関連して物品又はサービスについて必要とされる要件については、適用しない。

(b)　前条1(b)、(c)、(f)及び(g)の規定並びに同条2(a)及び(b)の規定は、締約国又は公的企業による調達については、適用しない。

(c)　前条2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であって、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

第六十七条　通報

各締約国は、この章の規定及び附属書六から附属書九までの実施及び運用に著しく影響を及ぼす可能性があると認める新たな措置について、他方の締約国に対し可能な最大限の範囲で通報する。

第六十八条　特別な手続及び情報の要求

1　第五十八条のいかなる規定も、一方の締約国が、他方の締約国の投資家による投資財産の設立に関連して特別な手続（登録の要件に従うこと、投資財産が当該一方の締約国の法令に基づき設立されなければならないとの要件に従うこと等）を定める措置を採用し又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続が、当該一方の締約国がこの章の規定に従って他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える保護を実質的に害するものでないことを条件とする。

2　第五十八条及び第五十九条の規定にかかわらず、一方の締約国は、他方の締約国の投資家又は自国の区域内にある当該投資家の投資財産に対し、専ら参考情報として入手すること又は統計を収集することを目的として、当該投資財産に関する情報を定期的に提供することを求めることができる。当該一方の締約国は、事業に関する情報であって秘密のものについては、当該投資家又はその投資財産の競争上の立場を害することとなるいかなる開示からも保護する。この2の規定は、一方の締約国が自国の法令の衡平かつ誠実な適用に関連して他の方法により情報を入手し又は開示することを妨げるものと解してはならない。

第六十九条　他の章の規定との関係

この章の規定と他の章の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該他の章の規定が優先する。

第七十条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され又は支配される場合であって次のいずれかの場合に該当するときは、当該投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくは当該投資財産に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し又は維持する場合

2　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され又は支配される場合において、当該企業がその法律の下で設立され又は組織された締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該投資家及びその投資財産に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第七十一条　投資支援

1　投資支援機関は、いずれの締約国の投資家に対しても、他方の締約国の区域内における事業又は活動に関連する投資支援を行うことができる。一方の締約国の区域内にある他方の締約国の投資家及びその投資財産は、投資支援機関との間で、投資支援に関する契約を締結することができる。投資支援機関は、この協定において投資を行うことが認められている事業又は活動についてのみ投資支援を行う。

2　投資支援機関が投資支援に関連して自然人若しくは企業に支払を行い又は債権者若しくは代位者として自己の権利を行使する場合には、締約国は、当該支払若しくは当該権利の行使に関連する現金、口座、預金、証券その他の資産が当該投資支援機関に移転されること、当該投資支援機関がこれらの資産を取得すること又は当該支払若しくは当該権利の行使に関連して発生した若しくは発生することのある権利、権原、請求権、特権若しくは訴権を当該投資支援機関が承継することを認める。

3　投資支援機関は、この条の規定により、かつ、自己の権利として又は契約若しくは法令に基づき、自己に移転され、自己が取得し、又は自己が承継する利益に関し、その利益が当該投資支援機関に移転された自然人又は企業の権利より大きい権利を主張してはならない。

4　3に規定する利益を投資支援機関が所有し若しくは取得し、投資支援機関に移転し、又は投資支援機関が承継することが締約国の法令により全面的又は部分的に制限される場合には、当該締約国は、自国の法令に基づき当該利益を所有することを認められる自然人又は企業に当該利益を移転するために当該投資支援機関が適当な措置をとることを認める。

第七十二条　一時的なセーフガード措置

1　いずれの締約国も、次のいずれかの場合においては、第五十八条の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び第六十三条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又はそのような困難が生ずる急迫したおそれのある場合

(b)　例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらし又はもたらすおそれのある状況にある場合

2　1の措置は、次のすべての要件を満たすものでなければならない。

(a)　国際通貨基金協定（その改正を含む。以下同じ。）に適合するものであること。

(b)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c)　一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。

(d)　他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

3　この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく各締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第七十三条　知的財産及び知的財産権

1　この章のいかなる規定も、知的財産及び知的財産権の保護に関する多数国間協定であって両締約国が締結しているものに基づく権利を害し、並びに当該多数国間協定に基づく義務を免れさせるものと解してはならない。

2　この章のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産及び知的財産権の保護に関する多数国間協定であって当該一方の締約国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第七十四条　環境に関する措置

両締約国は、保健、安全又は環境に関する国内措置の緩和を通じて投資を奨励することが適当でないことを認める。締約国は、自国の区域内における投資家による投資財産の設立、取得、拡張又は保持を奨励する手段としてこれらの措置の適用の免除その他の逸脱措置を行わないものとし、又は行う旨の申出をしないものとする。一方の締約国は、他方の締約国がこれらの措置の適用の免除その他の逸脱措置を提案したと認める場合には、当該他方の締約国と協議することを要請することができ、両締約国は当該逸脱措置を回避するために協議する。

第二節　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

第七十五条　目的

この節の規定は、第十五章の規定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすことなく、両締約国の投資家の間の平等な待遇及び公平な裁判所における適正な手続を確保する投資紛争の解決のための仕組みを確立するものである。

第七十六条　投資家が行う請求

1　一方の締約国の投資家は、

(a)　自己のために、他方の締約国が前節の規定に基づく義務に違反したこと、かつ、その違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該投資家が被ったことについての請求を、この節の規定による仲裁に付託することができる。

(b)　当該投資家が直接又は間接に所有し又は支配する法人である他方の締約国の企業のために、他方の締約国が前節の規定に基づく義務に違反したこと、かつ、その違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被ったことについての請求をこの節の規定による仲裁に付託することができる。

2　投資財産は、この節の規定に基づく請求を行うことができない。

第七十七条　協議及び交渉

紛争の当事者は、まず、協議又は交渉により請求を解決するよう努めるものとする。

第七十八条　書面による要請

1　紛争の当事者である投資家は、請求を友好的に解決することを目的とする協議を行うことについて、当該請求を仲裁に付託する少なくとも百八十日前に、紛争の当事者である締約国に対して書面による要請を提出する。この要請には、次の事項を明記する。

(a)　紛争の当事者である投資家の氏名又は名称及び住所並びに、当該投資家が企業のために請求を付託する場合には、当該企業の名称及び住所

(b)　違反があったとされるこの協定の条項その他関連するこの協定の条項

(c)　争点並びに当該請求の根拠とされる事実及び法的根拠（紛争の当事者である締約国が採用した特定の措置を含む。）

(d)　紛争の当事者である投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

2　紛争の当事者である投資家は、請求を生じさせる事態が発生する前に、1に規定する書面による要請を提出することはできない。

第七十九条　請求の仲裁への付託

1　紛争の当事者である投資家は、前条の規定に基づく要件を満たすことを条件として、次のいずれかの仲裁に請求を付託することができる。

(a)　ＩＣＳＩＤ条約に基づく仲裁。ただし、紛争の当事者である締約国及び当該投資家が属する締約国の双方がＩＣＳＩＤ条約を締結している場合に限る。

(b)　ＩＣＳＩＤに係る追加的な制度についての規則（その改正を含む。以下同じ。）に基づく仲裁。ただし、紛争の当事者である締約国又は当該投資家が属する締約国のいずれか一方のみがＩＣＳＩＤ条約を締結している場合に限る。

(c)　ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則に基づく仲裁

(d)　紛争の当事者が合意する場合には、他の仲裁規則に基づく仲裁

2　適用される仲裁規則は、この節の規定によって修正される部分を除くほか、この節の規定に基づく仲裁を規律する。

第八十条　仲裁への同意

1　各締約国は、この節に定める手続に従って行われる仲裁に請求を付託することに同意する。

2　1の規定により与えられた同意及び紛争の当事者である投資家による仲裁への請求の付託は、次の(a)及び(b)の要件を満たさなければならない。

(a)　両当事者の書面による同意に関するＩＣＳＩＤ条約第二章（センターの管轄）の規定及び追加的な制度についての規則の規定

(b)　書面による合意に関するニューヨーク条約第二条の規定

第八十一条　締約国の同意に関する条件及び制限

1　この節の規定による仲裁への請求の付託は、投資家（第七十六条1(a)の規定に基づいて付託する

請求の場合）又は企業（同条1(b)の規定に基づいて付託する請求の場合）が、同条の規定に基づいて主張される違反が発生したこと及び当該投資家又は当該企業が損失又は損害を被ったことを知った、又は知ったと考えられる最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

2　この節の規定による仲裁への請求の付託は、次の(a)から(d)までに規定するそれぞれの請求について、それぞれの場合に該当するときを除くほか、行うことができない。

(a)(i)　第七十六条1(a)の規定に基づいて付託する請求については、この節に定める手続に従って仲裁が行われることに関し投資家が書面により同意する場合

(ii)　第七十六条1(b)の規定に基づいて付託する請求については、投資家が企業のために当該請求を付託することに当該投資家及び当該企業が合意し、かつ、この節に定める手続に従って仲裁が行われることに関し当該投資家及び当該企業の双方が書面により同意する場合

(b)　第七十六条1(a)の規定に基づいて付託する請求については、投資家又は、当該請求が当該投資家が直接又は間接に所有し又は支配する法人である他方の締約国の企業の持分に生じた損失又は損害に関するものである場合には、当該投資家及び当該企業の双方が、同条1に規定する違反を構成するとされる措置に関し、いずれかの締約国の法律に基づいて設置される行政裁判所若しくは司法裁判所において訴訟を提起し若しくは他の紛争解決手続において手続を開始し、又はこれらの訴訟若しくは手続を継続する権利を書面により放棄する場合

(c)　第七十六条1(b)の規定に基づいて付託する請求については、投資家及び企業の双方が、同条1に規定する違反を構成するとされる措置に関し、いずれかの締約国の法律に基づいて設置される行政裁判所若しくは司法裁判所において訴訟を提起し若しくは他の紛争解決手続において手続を開始し、又はこれらの訴訟若しくは手続を継続する権利を書面により放棄する場合

(d)　第七十六条1(a)の規定に基づいて付託する請求については投資家、また、同条1(b)の規定に基づいて付託する請求については企業が、(b)及び(c)に規定する行政裁判所又は司法裁判所において既に訴訟を提起している場合であって、当該訴訟が当該締約国の法律に従って取り下げられる場合

3　2(b)及び(c)の規定にかかわらず、投資家（第七十六条1(a)の規定に基づいて付託する請求の場合）並びに当該投資家及び企業の双方（同条1(b)の規定に基づいて付託する請求の場合）は、紛争の当事者である締約国の法律に基づいて設置される行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済その他特別な救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。

4　仲裁への請求の付託に関し、

(a)　一方の締約国の投資家は、他方の締約国が前節の規定に基づく義務に違反した旨の主張を、この節の規定に基づく仲裁及びいずれかの締約国の法律に基づいて設置される行政裁判所又は司法裁判所における訴訟の双方において行うことはできない。

(b)　一方の締約国の投資家が直接又は間接に所有し又は支配する法人である他方の締約国の企業が、いずれかの締約国の法律に基づいて設置される行政裁判所又は司法裁判所における訴訟において当該他方の締約国が前節の規定に基づく義務に違反した旨の主張を行う場合には、当該投資家は、この節の規定に基づく仲裁においてその違反を主張することはできない。

第八十二条　裁判所の構成

1　裁判所は、次条の規定により設置される裁判所に関する場合及び紛争の当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争の当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争の当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。

2　事務局長は、この節の規定による仲裁に関する仲裁人任命機関としての役割を果たす。

3　事務局長は、請求が仲裁に付託された日から九十日以内に裁判所（次条の規定により設置される裁判所を除く。）が構成されなかった場合には、紛争のいずれか一方の当事者の要請に基づき、まだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を自己の裁量により任命する。ただし、裁判長となる仲裁人については、4の規定に従って任命する。

4　事務局長は、5に規定する裁判長となる仲裁人の名簿又は、当該名簿が作成されていない場合には、ＩＣＳＩＤの仲裁人名簿から、裁判長となる仲裁人を任命する。ただし、いずれの場合においても、裁判長となる仲裁人は、紛争の当事者である締約国の国民又は紛争の当事者である投資家の属する締約国の国民であってはならない。

5　両締約国は、国際法及び投資に関する問題について経験を有する二十人の裁判長となる仲裁人の名簿を作成し、その後は、当該名簿を維持することができる。名簿の構成員は、両締約国の合意により、かつ、国籍を考慮することなく、指名される。

第八十三条　複数の請求の併合

1　紛争の一方の当事者は、第七十六条の規定に基づき仲裁に付託された二以上の請求が共通する法律上の問題又は事実に関する問題を有すると認める場合には、2から9までに定める条件に従って併合の決定を求めることができる。

2　この条の規定による併合の決定を求める紛争の一方の当事者は、事務局長に対し、この条の規定による裁判所を設置するよう書面により要請する。その要請は、次の(a)及び(b)の要件を満たさなければならない。

(a)　求める決定の内容及び当該決定を求める根拠を明記すること。

(b)　ＩＣＳＩＤ条約第三十六条(1)の規定に従って行われる仲裁の請求又はＩＣＳＩＤに係る追加的な制度についての規則付表Ｃ第二条の規定に従って提出される仲裁に関する通知を付すること。

3　事務局長は、要請を受領した日の後六十日以内に、三人の仲裁人により構成する裁判所を設置する。一人の仲裁人は、紛争の当事者である締約国の国民とし、第二の仲裁人は、紛争の当事者である投資家の属する締約国の国民とする。裁判長となる仲裁人は、いずれかの締約国の国民であってはならない。

4　この条の規定により設置される裁判所は、ＩＣＳＩＤ条約又はＩＣＳＩＤに係る追加的な制度についての規則のうちいずれか適当なものに基づき設置され、これらの条約又は規則の規定（この節の規定によって修正される部分を除く。）に従って仲裁手続を行う。

5　仲裁に請求を付託した紛争の当事者である投資家は、当該投資家の請求が2の規定による併合が要請されている請求と共通する法律上の問題又は事実に関する問題を提起しているにもかかわらず、2の規定に従って行われた要請において当該投資家の氏名又は名称が掲げられなかったと認める場合には、この条の規定により設置される裁判所に対し、当該投資家の請求についても併合することを検討するよう要請することができる。その要請は、2に規定する要件を満たさなければならない。

6　5に規定する紛争の当事者である投資家は、紛争の当事者である締約国又は併合の決定を求めている紛争の当事者である投資家に対し、5の規定に基づいて行われる要請の写しを送付する。

7　この条の規定により設置される裁判所は、紛争の一方の当事者の申請に基づき、1及び5に規定する請求に関連する仲裁手続の延期を決定することができる。

8　この条の規定により設置される裁判所は、紛争の公正かつ効率的な解決のため、紛争の当事者の意見を聴取した後に、次のいずれかのことにつき決定を行うことができる。

(a)　1及び5に規定する請求の全部又は一部につき、管轄権を行使し、並びに一括して審理し及び決定すること。

(b)　1及び5に規定する請求のうち、当該裁判所が決定を行うことが他の請求の解決に資すると信ずる一又は二以上の請求につき、管轄権を行使し、並びに審理し及び決定すること。

9　第七十九条の規定により設置される裁判所は、請求の全部又は一部であってこの条の規定により設置される裁判所が8の規定により管轄権を行使するものにつき、決定を行う管轄権を有しない。

第八十四条　準拠法

1　この節の規定により設置される裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の問題につき決定を行う。

2　合同委員会が採択するこの協定の規定の解釈は、この節の規定により設置される裁判所を拘束する。当該解釈は、各締約国が適当と認める方法により公に利用可能なものにする。

第八十五条　通知

紛争の当事者である締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a)　仲裁に付託された請求についての書面による通知（当該請求が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b)　仲裁において提出されたすべての訴答書面の写し

第八十六条　締約国の参加

紛争の当事者である締約国でない締約国は、紛争の当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の解釈に関する問題につき裁判所に対し意見を提出することができる。

第八十七条　文書

1　紛争の当事者である締約国でない締約国は、自国が費用を負担して、紛争の当事者である締約国から次に掲げるものの写しを受領する権利を有する。

(a)　裁判所に提出された証拠

(b)　紛争の当事者の書面による陳述

2　1の規定に基づき情報を受領した締約国は、自国が紛争の当事者である締約国である場合と同様に当該情報を取り扱う。

第八十八条　仲裁地

裁判所は、紛争の当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約を締結している国において仲裁を行う。

第八十九条　附属書の解釈

1　裁判所は、紛争の当事者である締約国が違反があったとされる措置について附属書六から附属書九までに記載する留保又は例外の適用範囲内にある旨を抗弁として主張する場合において、当該紛争の当事者である締約国の要請があったときは、合同委員会にその問題についての解釈を採択するよう要請する。合同委員会は、そのような要請が行われた日の後六十日以内に、解釈を採択し、当該解釈を書面により裁判所に提出する。

2　第八十四条の規定を適用するほか、裁判所は、1の規定に従って採択され及び提出される解釈に拘束される。裁判所は、合同委員会が六十日以内に解釈を提出しない場合には、その問題につき決定を行う。

第九十条　専門家による報告

裁判所は、紛争の一方の当事者の要請に基づき、又は裁判所の職権により（紛争の当事者が承認しない場合を除く。）、仲裁手続において紛争の一方の当事者が提起した事項に係る事実に関する問題について書面により報告させるため、紛争の当事者が合意する条件に従って、環境、保健、安全その他の科学的な事項の分野における一又は二以上の専門家を任命することができる。ただし、適用される仲裁規則が認めるその他の専門家の任命を妨げない。

第九十一条　暫定的な保全措置

裁判所は、紛争の一方の当事者の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置（紛争の一方の当事者が所持し又は支配する証拠を保全するための命令を含む。）を命ずることができる。裁判所は、差押えを命じ、又は第七十六条1に規定する違反を構成するとされる措置の差止めを命ずることはできない。

第九十二条　最終的な裁定

1　裁判所は、紛争の当事者である締約国に対して最終的な裁定を下す場合には、次の(a)若しくは(b)のいずれか又はこれらの組合せについてのみ裁定を下すことができる。

(a)　損害賠償金及び適当な利子

(b)　原状回復。この場合の裁定においては、紛争の当事者である締約国が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

2　裁判所は、仲裁に係る費用についても、適用される仲裁規則に従って裁定を下すことができる。1の規定に従うことを条件として、請求が第七十六条1(b)の規定に基づいて行われる場合には、

(a) 損害賠償金及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、支払が企業に対して行われることを定めるものとする。

(b) 原状回復を命ずる裁定においては、原状回復が企業に対して行われることを定めるものとする。

3 裁判所は、懲罰的損害賠償の支払を締約国に命ずることはできない。

第九十三条　裁定が最終的なものであること及び裁定の執行

1 前条の規定による裁定は、最終的なものであり、かつ、特定の事件に関して紛争の当事者を拘束する。

2 紛争の一方の当事者は、関係する再審又は取消しの手続に従うことを条件として、遅滞なく、裁定に従う。

3 紛争の当事者である締約国が最終的な裁定に従わない場合には、仲裁の当事者であった投資家の属する締約国は、第十五章に定める紛争解決手続を利用することができる。この場合には、当該投資家の属する締約国は、次のことを求めることができる。

(a) 最終的な裁定に従わないことがこの協定上の義務に反する旨の決定を行うこと。

(b) 当該紛争の当事者である締約国が最終的な裁定に従うべきである旨の勧告を行うこと。

第九十四条　一般規定

1 この節の規定に基づく仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたこととなる。

(a) ＩＣＳＩＤ条約第三十六条(1)の規定による仲裁の請求を事務局長が受領した時

(b) ＩＣＳＩＤに係る追加的な制度についての規則付表Ｃ第二条の規定による仲裁に関する通知を事務局長が受領した時

(c) ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則による仲裁に関する通知を紛争の当事者である締約国が受領した時

第七十九条1(d)の規定に関しては、紛争の当事者は、別途の合意を行うものとする。

2 通知その他の文書の締約国への送付は、次の(a)及び(b)を通じて行う。

(a) メキシコについては、経済省外国投資総局

(b) 日本国については、外務省

3 締約国は、この節の規定に基づく仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺の権利として、又はその他の目的のために、申し立てられた損害の全部又は一部に対するてん補その他の補償が保険契約又は保証契約に基づいて既に支払われた、又は将来支払われる旨を主張してはならない。

4 いずれの紛争当事者も、次に掲げる情報を除き、この節の規定により設置される裁判所に提出され又は当該裁判所が発するすべての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に利用可能なものにすることができる。

(a) 業務上の秘密の情報

(b) いずれかの締約国の関係法令により特に秘密とされ、又はその他開示から保護される情報

(c) 紛争の当事者である締約国が適用される仲裁規則に従って不開示としなければならない情報

注釈　両締約国は、締約国が、日本国については中央政府の職員又は地方政府の職員との間、また、メキシコについては連邦政府の職員又は州の職員との間で、この節に定める紛争解決手続におけるすべての関連文書（秘密の情報を含む。）を共有することができることを確認する。また、両締約国は、紛争の当事者が、請求事案に係る準備のために必要と認める場合には、この節の規定により設置される裁判所に提出され又は当該裁判所が発するすべての文書を仲裁手続に関係する第三者に開示することができることを確認する。ただし、当該第三者が当該文書における秘密の情報を保護することを当該紛争の当事者が確保することを条件とする。

第九十五条　紛争解決手続の例外

1 締約国が自国の区域内にある投資財産の他方の締約国の投資家又はその投資財産による取得を第百六十九条の規定に従って禁止し又は制限する決定を行う場合には、同条の規定に従ってとるその他の措置について紛争解決に関するこの節又は第十五章の規定を適用するか否かに影響を及ぼすことなく、当該決定については、これらの規定を適用しない。

2 メキシコに関しては、紛争解決に関するこの節及び第十五章の規定は、附属書六メキシコの表の三の項の規定に基づく審査の後に国家外国投資委員会が行う決定であって、審査の対象となる投資財産の取得の可否に関するものについては、適用しない。

第三節　定義

第九十六条　定義

この章の規定の適用上、

(a) 「紛争の当事者である投資家」とは、前節の規定に基づき請求を行う投資家をいう。

(b) 「紛争の当事者」とは、紛争の当事者である投資家及び紛争の当事者である締約国をいう。

(c) 「紛争の一方の当事者」とは、紛争の当事者である投資家又は紛争の当事者である締約国をいう。

(d) 「紛争の当事者である締約国」とは、前節の規定に基づく請求を受けた締約国をいう。

(e) 「持分証券」又は「債務証券」には、議決権のある株式、議決権のない株式、債券、転換社債、ストックオプション及びワラントを含む。

(f) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金が自由利用可能通貨として随時指定する通貨をいう。

(g) 「ＩＣＳＩＤ」とは、投資紛争解決国際センターをいう。

(h) 「ＩＣＳＩＤ条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（その改正を含む。）をいう。

(i) 「投資財産」とは、次のものをいう。

(AA) 企業

(BB) 企業が発行する持分証券

(CC) 企業が発行する債務証券であって、次のいずれかの場合に該当するもの（当初の償還期間の長短にかかわらず、締約国又は公的企業が発行する債務証券は含まない。）

(aa) 当該企業が投資家の関係企業である場合
(bb) 当該債務証券の当初の償還期間が三年以上である場合

(DD) 企業に対する貸付金であって、次のいずれかの場合に該当するもの（当初の償還期間の長短にかかわらず、締約国又は公的企業に対する貸付金は含まない。）
(aa) 当該企業が投資家の関係企業である場合
(bb) 当該貸付金の当初の償還期間が三年以上である場合

(EE) 企業の持分であって、当該企業の所得又は利得の配分を受ける権利を当該持分の所有者に対し与えるもの

(FF) 企業の持分であって、当該企業の解散の時に、当該企業の資産（(CC)及び(DD)に規定する債務証券及び貸付金以外の債務証券及び貸付金を除く。）の配分を受ける権利を当該持分の所有者に対し与えるもの

(GG) 不動産その他の資産（有体であるか無体であるかを問わない。）及び関連する財産権（賃借権、先取特権、質権等）であって、経済上の利益その他の事業目的のために取得され又は使用されるもの

(HH) 締約国の区域内における経済活動に対して資本その他の資産を提供することから生ずる権益であって、次の契約に基づくものを含む。
(aa) 当該締約国の区域内における投資家の財産の存在を伴う契約（完成後引渡契約、建設契約及び天然資源の開発に関する契約を含む。）
(bb) 報酬が企業の生産、収入又は利得に実質的に依存する契約
ただし、次の金銭債権は、投資財産には当たらない。

(II) 次のもののみから生ずる金銭債権
(aa) 一方の締約国の区域内にある国民又は企業による他方の締約国の区域内にある企業に対する物品又はサービスの販売のための契約
(bb) 商業取引に関連する信用の供与（貿易金融等。ただし、(DD)に規定する貸付金を除く。）

(JJ) (II)に規定する金銭債権以外の金銭債権であって、(AA)から(HH)までに規定する種類の権益に関連しないもの

(j) 「締約国の投資家の投資財産」とは、締約国の投資家により直接又は間接に所有され又は支配されている投資財産をいう。

(k) 「締約国の投資家」とは、締約国若しくは締約国の公的企業又は締約国の国民若しくは企業であって、投資を行おうとし、行っており、又は既に行ったものをいう。

(l) 「投資支援」とは、資金の貸付け若しくは株式若しくは持分の取得による投資、投資保証又は投資保険若しくは投資再保険であって、投資支援機関が締約国の区域内における事業又は活動に関連して行うものをいう。

(m) 「投資支援機関」とは、締約国が指定する機関又はその後継機関及びこれらの機関の代理人であって、投資支援を行うものをいう。ただし、締約国の政府を指すものではない。

(n) 「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（その改正を含む。）をいう。

(o) 「事務局長」とは、ＩＣＳＩＤの事務局長をいう。

(p) 「資金の移転」とは、資金の移転及び国際支払をいう。

(q) 「裁判所」とは、第七十九条の規定により設置される仲裁裁判所又は第八十三条の規定により設置される仲裁裁判所をいう。

(r) 「ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則」とは、千九百七十六年十二月十五日に国際連合総会によって承認された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則（その改正を含む。）をいう。

第八章　国境を越えるサービスの貿易

第九十七条　適用範囲

1　この章の規定は、一方の締約国が採用し又は維持する措置であって、他方の締約国のサービス提供者による国境を越えるサービスの貿易に影響を及ぼすものについて適用する。この措置には、次のものを含む。

(a) サービスの提供に係る措置

注釈　サービスの提供に係る措置には、サービスの提供を行うための条件として金銭上の保証を提供することに関する措置を含む。

(b) サービスの購入若しくは利用又はサービスに対する支払に係る措置

(c) サービスの提供に関連して、公衆一般に提供されるサービスへのアクセス及び当該サービスの利用に係る措置

(d) 一方の締約国の区域内における他方の締約国のサービス提供者の存在に係る措置

2　この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 次章に定める金融サービス

(b) 海上運送サービスのうち内航海運（内水航行による運送を含む。）に係るもの

(c) 航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。

(i) 航空機の修理及び保守のサービス

(ii) 航空運送サービスの販売及びマーケティング

(iii) コンピュータ予約システムのサービス

注釈　「運輸権」とは、いずれかの締約国内の地点を出発地若しくは目的地として又は当該締約国内若しくはその上空において、運航し、又は有償若しくは貸切りで旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期の航空運送サービスに係る権利（運航地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配その他航空企業を指定するための基準を含む。）をいう。

(d) 締約国又は公的企業による調達

(e) 締約国又は公的企業により交付される補助金（贈与、公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）

(f) 出入国管理に関する法令に基づく措置

(g) 政府の権限の行使として提供されるサービス

注釈　この章の規定の適用上、「政府の権限の行使として提供されるサービス」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、一又は二以上のサービス提供者との競争を行うことなく提供されるサービスをいう。

(h) 一方の締約国の雇用市場への進出を求める他方の締約国の国民又は一方の締約国において永続的に雇用される他方の締約国の国民に関する当該一方の締約国の措置

第九十八条　内国民待遇

1　各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況において自国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　この条のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、関連するサービス又はサービス提供者が自国のものでないことにより生ずる競争上の固有の不利益を補償することを要求するものと解してはならない。

2　日本国については地方政府、また、メキシコについては州に関し、1の規定に従って締約国が与える待遇は、当該締約国に属する地方政府又は州が同様の状況において当該締約国のサービス及びサービス提供者に与える最も有利な待遇よりも不利でない待遇とする。

第九十九条　最恵国待遇

各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、同様の状況において第三国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

注釈　各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、第九十八条及び第九十九条に定める待遇のうちいずれか一層有利な待遇を与える。

第百条　現地における拠点

いずれの締約国も、他方の締約国のサービス提供者に対し、国境を越えるサービスの提供を行うための条件として、自国の区域内に代表事務所若しくは何らかの形態の企業を設立し、若しくは維持し、又は居住することを求めてはならない。

第百一条　留保

1　前三条の規定は、次のものについては適用しない。

(a) 締約国の連邦政府又は中央政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であって、附属書六の表に記載されるもの

(b) これらの規定に適合しない現行の措置であって、次に掲げるもの

(i) メキシコに関しては、

(AA) 州によりこの協定の効力発生の日の後六箇月間維持され、その後2の規定に従ってメキシコにより附属書六の表に記載される措置

(BB) 地方政府により維持される措置

(ii) 日本国に関しては、

(AA) 都道府県によりこの協定の効力発生の日の後六箇月間維持され、その後2の規定に従って日本国により附属書六の表に記載される措置

(BB) 都道府県以外の地方公共団体により維持される措置

(c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と前三条との適合性の水準を低下させないものに限る。）

2　各締約国は、前三条の規定に適合しない措置であって1(b)(i)(AA)に規定する都道府県により維持されるものを、この協定の効力発生の日の後六箇月以内に附属書六の表に記載し、及び他方の締約国に対しそのような措置を外交上の公文により通報する。

3　前三条の規定は、附属書七の表に記載する分野、小分野又は活動に関して各締約国が採用し又は維持する措置については、適用しない。

第百二条　通報

各締約国は、この章の規定並びに附属書六及び附属書七の実施及び運用に著しく影響を及ぼす可能性があると認める新たな措置について、他方の締約国に対し可能な最大限の範囲で通報する。

第百三条　国境を越えるサービスの貿易に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第百六十五条の規定に従って、国境を越えるサービスの貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a) この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b) この章の規定に関連する問題について討議すること。

(c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告し、及び勧告を行うこと。

(d) 合同委員会が第百六十五条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第百四条　免許及び資格証明

1　各締約国は、他方の締約国のサービス提供者の免許、資格証明又は技術上の基準に関連して採用し又は維持する措置が国境を越えるサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、これらの措置が次の基準に適合することを確保するよう努める。

(a) 客観的な、かつ、透明性を有する基準（サービスを提供する能力等）に基づくこと。

(b) サービスの質を確保するために必要である以上に大きな負担とならないこと。

(c) 国境を越えるサービスの提供に対する偽装した制限とならないこと。

2　第九十九条の規定は、一方の締約国が第三国において得られた教育、経験、免許又は資格証明を

一方的に又は当該第三国との合意に基づき承認する場合であっても、当該一方の締約国に対し、他方の締約国において得られた教育、経験、免許又は資格証明を承認することを求めるものと解してはならない。

第百五条　利益の否認

1　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者により提供されるサービスが第三国の者によって所有され又は支配される企業により提供されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し又は維持する場合

注釈　企業が第三国の者によって「所有」されるとは、当該第三国の者が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。企業が第三国の者によって「支配」されるとは、当該第三国の者が当該企業の役員の過半数を指名し又は当該企業の活動を法的に管理する権限を有する場合をいう。

2　一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者により提供されるサービスが第三国の者によって所有され又は支配される企業であって、当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないものにより提供されていることを証明する場合には、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第百六条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「国境を越えるサービスの貿易」とは、次の態様のサービスの提供をいう。ただし、第九十六条に定義する一方の締約国の投資家の投資財産による他方の締約国の区域内におけるサービスの提供を除く。

(i)　一方の締約国の区域から他方の締約国の区域へのサービスの提供

(ii)　一方の締約国の区域内におけるサービスの提供であって当該一方の締約国の者により他方の締約国の者に対して行われるもの

(iii)　一方の締約国の国民によるサービスの提供であって他方の締約国の区域内で行われるもの

(b)　「締約国の措置」とは、次の措置をいう。

(i)　連邦政府、中央政府、州又は都道府県その他の地方公共団体がとる措置

(ii)　非政府機関が連邦政府、中央政府、州又は都道府県その他の地方公共団体によって委任された権限を行使するに当たってとる措置

(c)　「締約国のサービス提供者」とは、サービスを提供しようとし又は提供する締約国の者をいう。

(d)　「サービスの提供」には、サービスの生産、流通、マーケティング、販売及び納入を含む。

第九章　金融サービス

第百七条　適用範囲

1　この章の規定は、一方の締約国が採用し又は維持する措置であって、次のものに影響を及ぼすものについて適用する。

(a)　国境を越える金融サービスの貿易

(b)　他方の締約国の金融機関

(c)　当該一方の締約国内にある金融機関に投資する他方の締約国の投資家及び当該投資家が当該金融機関について有する投資財産

2　この章の規定は、出入国管理に関する法令に基づく措置については、適用しない。

3　この章のいかなる規定も、締約国（公的機関を含む。）がその区域内において次の活動又はサービスを排他的に行い又は提供することを妨げるものと解してはならない。

(a)　公的年金計画又は社会保障に係る法律上の制度の一部を形成する活動又はサービス

(b)　締約国（公的機関を含む。）の勘定のために、若しくはその保証の下に、又はその財源を使用して行う活動又はサービス

第百八条　国際協定に基づく約束

両締約国は、経済協力開発機構の資本移動の自由化に関する規約（その改正を含む。）及びサービス貿易一般協定（金融サービスに係る約束に関する了解を含む。）並びに両締約国が締結している他の国際協定において各締約国が行った約束によって拘束される。

注釈　この章のいかなる規定も、この条に規定するそれぞれの国際協定において各締約国が行った約束に影響を及ぼすものと解してはならない。

第百九条　第十五章の規定の不適用

この章の規定の適用については、第十五章に定める紛争解決手続を適用しない。

第百十条　例外規定

この章及び前二章の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者、保険金請求者若しくは信託上の義務を金融機関若しくは国境を越えて金融サービスを提供する者が負う者を保護するための措置又は締約国の金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）を採用し又は維持することを妨げられない。

第百十一条　他の章の規定との関係

第百七条1に規定する措置については、前二章の規定を適用しない。

第百十二条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「国境を越えて金融サービスを提供する者」とは、締約国の区域内において金融サービスを提供する業務に従事し、かつ、国境を越えて金融サービスを提供しようとし又は提供する当該締約国の者をいう。

(b)　「国境を越える金融サービスの貿易」とは、次の態様の金融サービスの提供をいう。ただし、一方の締約国の投資家の投資財産による他方の締約国の区域内における金融サービスの提供を除く。

(i)　一方の締約国の区域から他方の締約国の区域への金融サービスの提供

(ii)　一方の締約国の区域内における金融サービスの提供であって当該一方の締約国の者により他方の締約国の者に対して行われるもの

(iii)　一方の締約国の国民による金融サービスの提供であって他方の締約国の区域内で行われるもの

(c)　「金融機関」とは、その所在する締約国の法律に基づき、金融機関として業務を行うことを認められ、かつ、金融機関として規制され又は監督される企業をいう。

(d)　「他方の締約国の金融機関」とは、一方の締約国内に所在する金融機関であって、他方の締約国の者により所有され又は支配されるものをいう。

(e)　「金融サービス」とは、金融の性質を有するサービス（保険を含む。）及びそれに付随する又はその補助的なサービスをいう。

(f)　「投資財産」とは、第九十六条に定義する投資財産をいう。ただし、同条に規定する「貸付金」又は「債務証券」については、次のとおりとする。

(i)　金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証券は、当該金融機関が所在する締約国により規制上の自己資本として扱われる場合に限り、投資財産である。

(ii)　金融機関が貸し付ける貸付金又は金融機関が所有する債務証券(i)に規定する金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証券を除く。）は、投資財産ではない。

(iii)　締約国若しくは公的企業に対する貸付金又はこれらが発行する債務証券は、投資財産ではない。

(iv)　国境を越えて金融サービスを提供する者が貸し付ける貸付金又は国境を越えて金融サービスを提供する者が所有する債務証券(i)に規定する金融機関に対する貸付金又は金融機関が発行する債務証券を除く。）は、当該貸付金又は債務証券が第九十六条に規定する投資財産の基準を満たす場合には、第七章の規定の適用を受ける投資財産である。

(g)　「締約国の投資家」とは、締約国若しくは公的企業又は締約国の者であって、投資を行おうとし、行っており、又は既に行ったものをいう。

(h)　「公的機関」とは、締約国の中央銀行若しくは金融当局又は締約国が所有し若しくは支配する金融機関をいう。

第十章　商用目的での国民の入国及び一時的な滞在

第百十三条　一般原則

1　この章の規定は、両締約国間の特恵的な貿易関係、相互主義に基づき入国及び一時的な滞在を促進すること並びに入国及び一時的な滞在のための透明性を有する基準及び手続を定めることが望ましいこと、並びに国境の安全を確保し並びに各締約国の国内労働力及び永続的な雇用を保護する必要性を反映したものである。

2　各締約国は、この章の規定に関する措置を1に規定するところに従ってとるものとし、特に、この協定に基づく物品若しくはサービスの貿易又は投資活動の遂行を不当に妨げ、又は遅らせることのないよう迅速にこれらの措置をとる。

第百十四条　適用範囲

1　この章の規定は、一方の締約国の国民であって、商用目的で他方の締約国に入国するものの入国及び一時的な滞在に影響を及ぼす措置について適用する。

2　この章の規定は、締約国の雇用市場への進出を求める国民に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3　この章の規定は、締約国が自国への他方の締約国の国民の入国又は自国における他方の締約国の国民の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置が附属書十に定める各区分における条件に従って当該他方の締約国に与えられる利益を無効にし、又は侵害するような態様で適用されないことを条件とする。

注釈　特定の国籍を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍を有する自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、特定の区分の下で与えられる利益が無効にされ、又は侵害されているとはみなさない。

第百十五条　入国及び一時的な滞在の許可

1　各締約国は、この章の規定（附属書十に定める各区分における条件を含む。）に従い、他方の締約国の国民に対し入国及び一時的な滞在を許可する。

2　各締約国は、他方の締約国の国民の商用目的での入国及び一時的な滞在に係る申請を処理するために自国の権限のある当局が課する手数料については、必要な事務費を考慮して定めることを確保する。

第百十六条　情報の提供

1　各締約国は、第百六十条の規定を実施するほか、次のことを行う。

(a)　他方の締約国に対し、この章の規定に関する措置の内容を知ることができる資料を提供すること。

(b)　この協定の効力発生の日の後一年以内に、この章の規定に基づく入国及び一時的な滞在の要件に関する説明資料を包括的な文書により、両締約国において作成し、公表し、及び公に利用可能なものにすること。

2　各締約国は、この協定の効力発生の後、可能な範囲で、他方の締約国の国民に対するこの章の規定に基づく入国及び一時的な滞在の許可に関する資料を収集し、保管し、及び他方の締約国が利用することができるようにする。

第百十七条　入国及び一時的な滞在に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第百六十五条の規定に従って、入国及び一時的な滞在に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b)　国民の入国及び一時的な滞在を相互主義に基づいて一層促進するための措置の立案について検討すること。

(c)　この章の規定に基づく国民の入国及び一時的な滞在に関する資格証明書その他の証明書について両締約国間の相互理解を増進すること。

(d)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告し、及び勧告を行うこと。

(e)　合同委員会が第百六十五条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

この任務には、この章の規定の修正又は追加についての案を合同委員会に報告することを含めることができる。

第百十八条　紛争解決

1　第百五十二条の規定にかかわらず、いずれの締約国も、この章の規定に基づく入国及び一時的な滞在の拒否については、他方の締約国に対し協議を要請することができない。ただし、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合は、この限りでない。

(a)　入国及び一時的な滞在が拒否された事案に一定の類型があること。

(b)　該当する国民が当該事案に関し行政上の救済措置を可能な限り尽くしたこと。

2　締約国の権限のある当局による当該事案に関する最終的な決定が、行政上の救済措置の開始の日の後一年以内に行われず、かつ、決定が行われないことが当該国民に起因する遅延によるものでないときは、1(b)に規定する救済措置は、尽くされたものとみなす。

第十一章　政府調達

第百十九条　適用範囲

1　この章の規定は、次に規定する政府調達に関する措置であって、締約国が採用し又は維持するものについて適用する。

(a)　附属書十一において特定する機関による調達

(b)　附属書十二において特定する物品の調達、附属書十三において特定するサービスの調達及び附属書十四において特定する建設サービスの調達

(c)　調達への参加に対する招請の公示を行う時点において、契約の価額が附属書十五において特定する基準額以上であると見積もられる調達

2　1の規定は、附属書十六に定める一般的注釈の規定に従う。

3　この章の規定は、購入、借入れ（購入を選択する権利の有無を問わない。）等の方法を通じて行う契約による政府調達（物品とサービスとを組み合わせたものを含む。）について適用する。

4　5の規定に従うことを条件として、この章の規定は、機関が締結する契約について適用されない場合には、当該契約を構成するいかなる物品又はサービスについても、適用されるものと解してはならない。

5　いずれの締約国も、この章に規定する義務を回避することを目的として、政府調達に係る契約を作成し、企画し、又は立案してはならない。

第百二十条　内国民待遇

1　各締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達に関する措置について、他方の締約国の物品及びサービスに対し、並びに他方の締約国の供給者であって当該他方の締約国の物品及びサービスを供給するものに対し、即時にかつ無条件で、国内の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　各締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達に関する措置について、次のことを確保する。

(a)　機関が、国内に設立された供給者を、他方の締約国の者との提携関係の程度に基づいて又は他方の締約国の者が当該供給者を所有していることに基づいて、国内に設立された他の供給者より不利に取り扱ってはならないこと。

(b)　機関が、国内に設立された供給者を、その供給する物品又はサービスの生産国に基づいて差別してはならないこと。ただし、当該物品又はサービスについて次条の規定に従って生産国とされる国が他方の締約国であることを条件とする。

3　1及び2の規定は、輸入について又は輸入に関連して課されるすべての種類の関税及び課徴金、これらの徴収の方法その他の輸入に関連する規則及び手続並びにサービスの貿易に影響を及ぼす措置（この章の規定の適用を受ける政府調達に関する措置を除く。）については、適用しない。

第百二十一条　原産地規則

1　一方の締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達のために他方の締約国から輸入され又は供給される物品又はサービスにつき、通常の貿易において当該一方の締約国が適用する原産地規則と異なる規則を適用してはならない。

注釈　通常の貿易において適用するサービスについての原産地規則は、サービス貿易一般協定第二十八条(定義)(f)に規定する「他の加盟国のサービス」及び同条(g)に規定する「サービス提供者」に従って解するものとする。

2　一方の締約国は、他方の締約国の供給者により供給されるサービスが、第三国の者によって所有され又は支配される企業であっていずれの締約国の区域内においても実質的な事業活動を行っていないものにより供給されていることを証明する場合には、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の供給者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

3　一方の締約国は、他方の締約国の企業が第三国の国民によって所有され又は支配される場合であって次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の企業に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し又は維持する場合

第百二十二条　調達手続等

1　各締約国は、附属書十八において特定する規定（その改正を含む。）に従って定める各々の規則及び手続を適用する。

2　一方の締約国は、附属書十八において特定する規定の改正に対応する他方の締約国による規則及び手続の修正が、当該他方の締約国の政府調達市場へのアクセスに著しい影響を及ぼすと認める場合には、両締約国の規則及び手続の下での待遇の同等性を維持するために協議を行うことを要請することができる。満足すべき解決が得られない場合には、当該一方の締約国は、当該他方の締約国の政府調達市場へのアクセスについて、当該修正が行われる前の水準と同等の水準を維持するために、第十五章に定める紛争解決手続を利用することができる。

3　1に規定する規則及び手続の修正を行う締約国は、当該修正が効力を生ずる日の三十日前までに、当該修正を他方の締約国に通報する。

4　入札の手続において二以上の言語による入札書の提出を機関が認める場合には、これらの言語のいずれか一は、英語とする。

5　いずれの締約国の機関も、供給者が従前に当該締約国の機関との間で一若しくは二以上の契約を締結したことがあること、又は供給者が当該締約国の区域内における業務経験を有することを、供給者の資格に関する条件又は契約の締結に関する条件としてはならない。

第百二十三条　調達の効果を減殺する措置

各締約国は、機関が、供給者、物品若しくはサービスの資格審査及び選択において又は入札の評価若しくは落札の決定において、附属書十六の一般的注釈に記載するものを除き、調達の効果を減殺するような措置を考慮し、求め又は課さないことを確保する。この条の規定の適用上、調達の効果を減殺するような措置とは、機関が調達に先立ち又は調達の過程において考慮し、求め又は課する条件であって、現地調達を行うこと、技術の使用を許諾すること、投資を行うこと、見返り貿易を行うこと又はこれらと同様のことを要求することにより、国内の開発を奨励し、又は当該機関が属する締約国の国際収支を改善させるものをいう。

第百二十四条　情報の提供

1　各締約国は、附属書十七に掲げる適当な出版物において、かつ、他方の締約国及び供給者が知ることのできるような方法により、法令、司法上の決定、一般に適用される行政上の決定及び手続（標準契約条項を含む。）であってこの章の規定の適用を受ける政府調達に関するものを速やかに公表する。

2　落札者とされなかった入札者が属する締約国は、第十五章の規定の適用を妨げることなく、調達が公正かつ公平に行われたことを確認するために必要な落札に関する追加の情報を求めることができる。このため、調達機関が属する締約国は、落札とされた入札の特色及び相対的な利点についての情報並びに落札の価格についての情報を提供する。落札者とされなかった入札者が属する締約国は、公表する権利を慎重に行使することを条件として、原則として落札の価格についての情報を公表することができる。この情報の公表が将来の入札における競争を害することとなる場合には、当該情報は秘密とするものとし、落札者とされなかった入札者が属する締約国は、情報を提供した締約国と協議し、かつ、その同意を得た後でなければ、これを公表してはならない。

3　各締約国は、機関による調達及び個々の落札に関する利用可能な情報については、要請があった場合には、情報の提供を要請した締約国に提供する。

4　一方の締約国に提供された秘密の情報であって、その公表が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなるもの、公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるもの又は供給者の間の公正な競争を害することとなるものは、その情報を提供した他方の締約国の正式の許可がなければ公表してはならない。

5　各締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達が効果的に監視されることを確保するため、統計を収集し、相互主義に基づいて、次の情報（入手可能なものに限る。）を記載した年次報告書を他方の締約国に提供する。

(a)　基準額以上及び基準額未満の価額により締結された契約の件数及び価額に関する機関別の統計

(b)　基準額以上の価額により締結された契約の件数及び価額に関する機関別、物品群別及びサービス群別の統計並びにこれらの契約の件数及び価額に関する調達された物品及びサービスの原産地別の統計

(c)　限定入札の手続により締結された契約の件数及び価額に関する機関別の統計並びにこれらの契約の件数及び価額に関する調達された物品及びサービスの原産地別の統計

第百二十五条　苦情申立ての手続

1　各締約国は、政府調達におけるこの章の規定に対する違反に関する供給者の苦情については、調達機関との協議により当該苦情を解決するよう供給者に奨励する。このような場合には、調達機関は、苦情申立ての制度により是正措置がとられることを妨げないように、当該苦情について公平かつ時宜を得た考慮を払う。

2　各締約国は、供給者が関心を有し又は有していた調達におけるこの章の規定に対する違反の疑いにつき苦情を申し立てることを可能とする、無差別な、時宜を得た、透明性のある、かつ、効果的な手続を定める。

3　各締約国は、苦情申立ての手続を文書により定め、かつ、当該文書を一般に利用可能なものにする。

4　各締約国は、この章の規定の適用を受ける政府調達のすべての側面に係る文書が三年間保管されることを確保する。

5　関心を有する供給者は、苦情の原因となった事実を知り又は合理的に知り得た時から一定の期間内に苦情申立ての手続を開始し、当該期間内に調達機関に通知することを要求されることがある。ただし、その期間は、十日を下回ってはならない。

6　締約国は、調達について公示された後又は、公示されない場合には、入札説明書が利用可能となった後でなければ苦情申立ての手続を開始することができないことを要求することができる。締約国がそのような要求を行う場合は、5に規定する十日の期間は、調達について公示される日又は入札説明書が利用可能となる日よりも前には、開始しない。

7　苦情申立ては、調達の結果にいかなる利害関係も有しない公平なかつ独立した検討機関であって任期中に外部からの影響を受けない構成員から成るものにより、取り上げられるものとする。裁判所でない検討機関については、その意見又は決定を司法上の審査の対象とするか、又は次のことに係る手続を有するものとする。

(a)　参加者は、検討機関の意見が出され又は決定が行われる前に意見を述べることが認められること。

(b)　参加者は、代理人及び補佐人を認められること。

(c)　参加者は、すべての手続に参加することができること。

(d)　手続を公開で行うことが認められること。

(e)　検討機関の意見又は決定が、その根拠に関する説明と共に書面により示されること。

(f)　証人の出席が認められること。

(g)　検討機関に対し文書が開示されること。

8　苦情申立ての手続は、次のことについて定める。

(a)　この章の規定に対する違反を是正し、商業上の機会を維持するための迅速な暫定的措置に関すること。当該措置の結果として、調達の過程が停止されることがある。もっとも、苦情申立ての手続は、当該措置を適用すべきかどうかを決定するに当たり、公共の利益等関係者の利益に及ぼす著しい悪影響を考慮することができることを定めることができる。当該措置を適用すべきでないことを決定する場合には、その正当な理由を書面により提供する。

(b)　苦情申立ての正当性につき評価すること及び決定する可能性があること。

(c)　適当な場合には、この章の規定に対する違反の是正又は損失若しくは損害に対する賠償に関すること。当該賠償については、入札の準備又は苦情の申立てに係る費用に限定することができる。

9　苦情申立ての手続は、関連する商業上その他の利益を保護するため、原則として適時に完了させる。

第百二十六条　例外規定

1　この章のいかなる規定も、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置又は情報であって、武器、弾薬若しくは軍需品の調達又は国家の安全保障のため若しくは国家の防衛上の目的のために不可欠の調達に関連するものにつき、その措置をとること又はその情報を公表しないことを妨げるものと解してはならない。

2　この章のいかなる規定も、締約国が、次のいずれかの措置を講ずること、実施すること又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同じ条件の下にある場合の両締約国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で、又は両締約国間の貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a)　公衆の道徳、公の秩序又は公共の安全の保護のために必要な措置

(b)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c)　知的財産又は知的財産権の保護のために必要な措置

(d)　心身障害者、慈善団体又は刑務所労働により生産される物品又はこれらにより提供されるサービスに関する措置

第百二十七条　政府調達に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第百六十五条の規定に従って、政府調達に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　各締約国の政府調達市場に関する利用可能な情報（第百二十四条5の規定に従って提供される統計に関する情報を含む。）を分析すること。

(b)　この章の規定の適用を受ける一方の締約国の政府調達市場への他方の締約国の供給者による効果的なアクセスについて評価すること。

(c)　この章の規定の適用について監視すること、並びに生じ得る問題等を特定し、及びこれに対処するための場を提供すること。

(d)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e)　合同委員会が第百六十五条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　両締約国は、政府調達市場への両締約国の供給者によるアクセスを最大化することを目的として、各々の政府調達制度に対する理解を増進するため、相互に同意する条件で協力する。このため、各締約国は、この協定の効力発生の日の後一年以内に、協力のための具体的な措置（政府の職員又は関心を有する供給者に対する訓練及び研修のための計画であって、調達機会を認識する方法、各々の政府調達市場への参入方法等に関するものを含む。）を策定し、実施する。そのような措置の策定に当たっては、各締約国の中小企業について特別の考慮を払うものとする。

第百二十八条　訂正又は修正

1　一方の締約国は、附属書十一から附属書十四まで、附属書十六及び附属書十七に関する訂正又は例外的な場合のその他の修正を、この章に定める相互に同意された適用範囲が変更されることにより見込まれる影響に関する情報と共に他方の締約国に通報する。そのような訂正又はその他の修正であって純粋に形式的又は軽微なものは、第百七十四条1の規定にかかわらず、三十日以内に当該他方の締約国から異議の申立てがない場合に効力を生ずる。その他の場合においては、両締約国は、当該訂正又はその他の修正が行われる前の権利及び義務の均衡並びにこの章に定める相互に同意された適用範囲につき当該訂正又はその他の修正が行われる前の水準と同等の水準を維持することを目標として、当該訂正又はその他の修正の提案及び補償的な調整の要求について協議する。両締約国の間で当該提案及び当該要求について合意が得られない場合には、当該訂正又はその他の修

正の通報を受領した締約国は、第十五章に定める紛争解決手続を利用することができる。

2　この章の他の規定にかかわらず、締約国は、この章の規定の適用を受ける機関の再編成（当該機関が行う調達が分散されるような計画又は当該機関の任務がいずれの政府機関によっても遂行されなくなるような計画を含む。）を実施することができる。そのような再編成が実施される場合には、補償を提案することを要しない。いずれの締約国も、この章に規定する義務を回避することを目的として、そのような再編成又は計画を実施してはならない。

第百二十九条　機関の民営化

連邦政府又は中央政府が附属書十一において特定する機関の持分を保有し、又は当該機関の役員を指名することができる場合においても、当該機関に対する連邦政府又は中央政府による監督が実効的に排除されたときは、この章の規定は、当該機関については、適用しない。一方の締約国は、政府による監督が排除される前に又はその後できる限り速やかに、当該機関の名称を他方の締約国に通報する。

第百三十条　雑則

1　合同委員会は、両締約国に対し、この章の規定の適用を受ける各締約国の政府調達市場への効果的なアクセスについての条件が衡平に維持されるように各締約国による適用範囲を調整するための適当な措置をとることを勧告することができる。

2　締約国は、この協定の効力発生の日の後、この章の規定により他方の締約国に与えた利益を超えて政府調達市場へのアクセスに関する追加的な利益を3に規定する第三国に与える場合には、当該他方の締約国との間で、当該追加的な利益を相互主義に基づき当該他方の締約国に対しても与えることを目的として交渉を行うことに同意する。

3　2に規定する第三国は、日本国については世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定（その改正を含む。）（以下「政府調達協定」という。）の締約国又は日本国が締結している現行の経済上の連携に関する協定の締約国、また、メキシコについては北米自由貿易協定（その改正を含む。以下同じ。）（以下「ＮＡＦＴＡ」という。）の締約国又は欧州共同体とする。

第十二章　競争

第百三十一条　反競争的行為

各締約国は、自国の関係法令に従い、両締約国間の貿易及び投資の流れ並びに自国の市場の効率的な機能を円滑にするため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。

第百三十二条　反競争的行為の規制に関する協力

1　両締約国は、それぞれ自国の法令に従い、反競争的行為の規制の分野において協力する。

2　この条の規定に基づく協力の詳細及び手続は、実施取極で定める。

第百三十三条　無差別待遇

各締約国は、同様の状況にある者の間で国籍を理由とした差別を行うことなく、自国の競争に関する法令を適用する。

第百三十四条　手続の公正な実施

各締約国は、反競争的行為を規制するため、自国の関係法令に従い、行政上及び司法上の手続を公正な方法で実施する。

第百三十五条　第百六十四条及び第十五章の規定の不適用

この章の規定の適用については、第百六十四条の規定及び第十五章に定める紛争解決手続を適用しない。

第十三章　ビジネス環境の整備

第百三十六条　ビジネス環境の整備のための協議

両締約国は、両締約国の民間企業による貿易及び投資の活動を促進するために一層良好なビジネス環境を創出することについて両締約国が関心を有していることを確認し、両締約国のビジネス環境の整備に関する問題に取り組むために随時協議する。

第百三十七条　ビジネス環境の整備に関する委員会

1　ビジネス環境の整備に関する問題に取り組むため、ビジネス環境の整備に関する委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置する。

2　委員会は、

(a)　両締約国のビジネス環境を整備するための方法及び手段について討議する。

(b)　必要に応じ、両締約国がとるべき適当な措置について勧告を行うことができる。両締約国は、当該勧告を考慮するものとする。

(c)　(b)に規定する勧告の実施に関する情報の提供を受ける。

(d)　(b)に規定する勧告を適当な方法により公表することができる。

(e)　適当な場合には、合同委員会に勧告的意見を提出することができる。

3　委員会は、

(a)　両締約国政府の代表者で構成する。

(b)　両締約国政府以外の関係団体であって討議される事項に関連する必要な専門知識を有するものの代表者を招請することができる。

(c)　その規則及び手続を定める。

第百三十八条　第十五章の規定の不適用

この章の規定の適用については、第十五章に定める紛争解決手続を適用しない。

第十四章　二国間協力

第百三十九条　貿易及び投資の促進の分野における協力

1　両締約国は、民間企業間の交流及び協力を促進するための両締約国の共同の努力が両締約国間の貿易及び投資を一層促進する触媒として作用することを認識して、両締約国の民間企業による貿易及び投資の活動を促進することに協力する。この協力には、次のことを含む。

(a)　事業機会の増大に向けて、貿易、投資及びマーケティングに関する専門家及び研修生の交流を奨励すること。

(b) 両締約国間の貿易及び投資に関する法令及び慣行について情報を交換すること。
(c) 貿易及び投資に関する派遣団、セミナー、見本市及び展示会を共同で企画することを奨励すること。
(d) 事業関係の構築に関心を有する両締約国の民間企業のデータベースを、電気通信回線による接続を通じて共有することを奨励すること。
(e) 両締約国の民間企業間の合弁事業の設立に向けた投資機会の特定及び事業提携の促進のための情報交換を奨励すること。

2　この条の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第百六十五条の規定に従って、貿易及び投資の促進の分野における協力に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

3　小委員会は、次のことを任務とする。
(a) この条の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。
(b) この条の規定に関連する問題について討議すること。
(c) 合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
(d) 合同委員会が第百六十五条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第百四十条　裾野産業の分野における協力

両締約国は、ビジネス環境の整備並びに両締約国間の貿易及び投資の促進のため、両締約国の裾野産業の発展を促進することに協力する。この協力には、適当な団体に対し次のことを奨励することを含む。
(a) 直接投資又は合弁事業を通じて、一方の締約国の民間企業が他方の締約国の裾野産業の市場に参入することを支援すること。
(b) 裾野産業に属する民間企業が裾野産業に属する他の民間企業との間及び最終的な製品の供給者との間で事業関係を構築することを支援すること。
(c) 金融及び技術上の支援を通じて、裾野産業に属し又は属する可能性のある民間企業を支援すること。
(d) 裾野産業の発展のための最良の慣行及び方法について専門家の交流及び情報の交換を行うこと。

第百四十一条　中小企業の分野における協力

両締約国は、それぞれの経済の活力を維持し、両締約国間の貿易及び投資にとって良好な環境を整備するため、両締約国の中小企業の発展を促進することに協力する。この協力には、次のことを含めることができる。
(a) 次の事項に関する中小企業政策について情報を交換すること。
(i) 中小企業の競争力の強化
(ii) 中小企業の起業の支援
(iii) 中小企業の起業家によるネットワークの拡充
(b) 中小企業に対する支援を行う両締約国の適当な団体の間のネットワークの構築を奨励すること。
(c) 中小企業の発展に関する専門家の交流を奨励すること。

第百四十二条　科学技術の分野における協力

1　両締約国は、科学技術が中長期的にそれぞれの経済の持続的拡大に貢献することを認識して、平等及び相互利益の原則に基づき、科学技術の分野における平和的目的のための両締約国政府間の協力活動を発展させ、及び促進する。

2　この条の規定に基づく協力活動の形態には、次のものを含めることができる。
(a) 科学技術に関する政策及び計画についての情報並びにデータの交換
(b) 合同セミナー、研究集会及び会合
(c) 科学者、技術者その他の専門家の訪問及び交流
(d) 共同の事業及び計画の実施
(e) 産業技術に関連する研究開発についての協力の奨励
(f) 教育研究機関間の協力の奨励

3　この条の規定に基づく協力活動から生ずる財産権的性格を有しない科学的及び技術的情報は、いずれの締約国政府も、これを一般の利用に供することができる。

4　両締約国は、それぞれ自国の関係法令及び両締約国が締結している関係国際協定に従って、この条の規定に基づく協力活動から生ずる知的財産権その他の財産権的性格を有する権利の十分かつ効果的な保護を確保し、その配分に十分に配慮する。両締約国は、必要に応じ、この目的のために協議する。

5　この条の規定の実施は、各締約国の予算上の資金の利用可能性及び関係法令に従うことを条件とする。

6　この条の規定に基づく協力活動に要する費用は、相互に同意するところに従って負担する。

7　この条の規定に基づく協力活動の詳細及び手続を定める実施取決めは、両締約国政府の機関を当事者として行うことができる。

第百四十三条　技術及び職業に関する教育及び訓練の分野における協力

両締約国は、持続的な経済成長及び繁栄が国民の知識及び技能に大きく依存していることを認識して、民間企業の生産性及び競争力を向上させるため、技術及び職業に関する教育及び訓練の分野において両締約国政府間の協力を発展させる。この協力には、次のものを含めることができる。
(a) 技術及び職業に関する教育及び訓練における最良の慣行に関する情報（労働政策に関するものを含む。）の交換
(b) 技術及び職業に関する教育及び訓練（関連する指導員の訓練及び訓練計画の作成であって、特に技術に関する高等教育及び遠隔地教育の発展に資するものを含む。）の奨励
(c) 学者、教師、指導員及び学生の交流の奨励

第百四十四条　知的財産の分野における協力

両締約国は、知識に立脚した経済における経済競争力の要素としての知的財産の重要性及びかかる新たな環境における知的財産の保護の重要性が増大していることを認識して、知的財産の分野における協力を発展させる。この協力には、次の事項に関する情報の交換を含めることができる。

(a)　知的財産の保護の重要性及び知的財産の保護に関する制度の機能についてのそれぞれの国民に対する啓発活動

(b)　知的財産の保護に関する制度及びその運用の改善

(c)　知的財産権の適切な行使に資する政策上の措置

(d)　事務処理の効率化のための知的財産に係る行政手続の自動化

注釈　この条の規定に基づき一方の締約国から他方の締約国に提供される情報には、提供を受けた締約国により裁判所又は裁判官の行う刑事手続において使用されないよう、知的財産権の侵害の個別の事例に関する情報を含めない。

第百四十五条　農業の分野における協力

1　両締約国は、農業の分野における発展が相互の関心事項であり、また、天然資源の合理的かつ持続的な利用にとって経済的及び社会的重要性を有することを認識して、農業の分野において協力する。この協力には、次のものを含めることができる。

(a)　農村開発の経験、農業者に対する資金援助のノウハウ及び農業協同組合の制度に関する情報及びデータの交換

(b)　両締約国政府以外の団体であって農業に関連するものの間の対話及び情報交換の奨励

(c)　農業の分野における科学技術に関する共同研究（新たな技術に関するものを含む。）の奨励

2　この条の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第百六十五条の規定に従って、農業の分野における協力に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

3　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この条の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b)　この条の規定に関連する問題について討議すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　合同委員会が第百六十五条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第百四十六条　観光の分野における協力

1　両締約国は、観光が両締約国間の相互理解の増進に寄与すること及び両締約国の経済にとって重要な産業であることを認識して、両締約国における観光を促進し、及び発展させることに協力する。この協力には、次のものを含めることができる。

(a)　次の事項に関する情報の交換

(i)　市場調査、観光の持続的開発及び観光産業の競争力の強化に関する活動及び政策（最良の慣行を含む。）

(ii)　観光に関する法令及び統計

(b)　観光促進活動に対する適当な支援

(c)　両締約国政府以外の団体であって観光の促進及び発展に関連するものの間の協力の奨励

(d)　観光産業に従事する者の訓練の奨励

2　この条の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第百六十五条の規定に従って、観光の分野における協力に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

3　小委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この条の規定の実施及び運用について見直しを行うこと。

(b)　この条の規定に関連する問題について討議すること。

(c)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　合同委員会が第百六十五条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

第百四十七条　環境の分野における協力

1　両締約国は、環境上適正かつ持続可能な開発を促進するために環境の保全及び改善が必要であることを認識して、環境の分野において協力する。この条の規定に基づく協力活動には、次のことを含めることができる。

(a)　環境の保全及び改善並びに持続可能な開発の実施に関する政策、法令及び技術について情報を交換すること。

(b)　気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（その改正を含む。）に定める低排出型の開発の制度に関する活動を促進するための能力の形成及び制度の構築を研究集会の開催及び専門家の派遣を通じて促進すること、並びに低排出型の開発の制度に係る事業の実施を奨励するための適当な方法を探求すること。

(c)　環境上適正な物品及びサービスの取引及び普及を奨励すること。

(d)　環境の分野における投資機会の特定並びに事業提携の促進及び発展のための情報交換を奨励すること。

2　この条の規定に基づく協力活動の詳細及び手続を定める実施取決めは、両締約国政府の機関を当事者として行うことができる。

第百四十八条　次章の規定の不適用

この章の規定の適用については、次章に定める紛争解決手続を適用しない。

第百四十九条　この章の規定に関連する他の協定との関係

1　千九百七十八年十一月一日に東京で署名された観光の分野における協力に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定は、この協定の効力発生の日に効力を失う。

2　両締約国は、この章のいかなる規定も、千九百八十六年十二月二日に東京で署名された技術協力に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定（その改正を含む。）に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではないことを確認する。

第十五章　紛争解決

第百五十条　適用範囲

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この章の規定は、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間のすべての紛争の解決について適用する。

第百五十一条　紛争解決手続の選択

1　この章のいかなる規定も、両締約国が締結している他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する両締約国の権利を害するものではない。

2　1の規定にかかわらず、特定の紛争に関し、この章の規定又は両締約国が締結している他の国際協定に従って紛争解決手続が開始された場合には、当該特定の紛争に関し当該紛争解決手続以外の紛争解決手続を利用することはできない。ただし、別個の国際協定に基づく権利又は義務で実質的に異なるものについて争われるときは、この限りでない。

3　2の規定の適用上、この章の規定に基づく紛争解決手続は、いずれか一方の締約国が第百五十三条1の規定に基づいて仲裁裁判所の設置を要請した時に、開始されたものとみなす。

4　2の規定の適用上、世界貿易機関設立協定に基づく紛争解決手続は、いずれか一方の締約国が世界貿易機関設立協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（その改正を含む。以下同じ。）第六条の規定に基づいて同条に規定する小委員会の設置を要請した時に、開始されたものとみなす。

第百五十二条　協議

1　各締約国は、この協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる。

2　一方の締約国が1の規定に基づいて協議の要請を行う場合には、他方の締約国は、問題の迅速なかつ満足すべき解決を図るため、当該要請に応ずるものとし、当該要請を受領した日の後三十日以内に誠実に協議を開始する。腐敗しやすい物品に関する協議の場合には、協議の要請を受けた締約国は、当該要請を受領した日の後十五日以内に協議を開始する。

第百五十三条　仲裁裁判所の設置

1　前条の規定に基づいて協議を要請した締約国で申立てを行うものは、次のいずれかの場合には、他方の締約国に対し書面により仲裁裁判所の設置を要請することができる。

(a)　協議の要請を受けた当該他方の締約国が協議の要請を受領した日の後三十日以内に協議を開始しない場合

(b)　協議の要請が受領された日の後六十日以内に両締約国が協議により紛争を解決することができない場合

ただし、申立てを受ける当該他方の締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠った結果又は当該義務に反する措置をとった結果、申立てを行った締約国が、この協定に基づいて直接又は間接に自国に与えられた利益が無効にされ、又は侵害されていると認めることを条件とする。

2　この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請には、次の事項を明記する。

(a)　違反があったとされるこの協定の条項その他関連するこの協定の条項を含む申立ての法的根拠

(b)　申立ての根拠とされる事実

3　仲裁裁判所は、三人の仲裁人により構成する。

4　各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長となる第三の仲裁人の候補者を三名まで提案する。第三の仲裁人は、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、及びいずれかの締約国により雇用されてはならない。

5　両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、4の規定に従って提案した候補者を考慮して、第三の仲裁人を合意により任命する。

6　いずれか一方の締約国が4の規定に基づく仲裁人の任命を行わなかった場合又は両締約国が5の規定に基づく第三の仲裁人の任命を行うことができない場合には、当該仲裁人又は当該第三の仲裁人は、4に規定する三十日又は5に規定する四十五日の後の七日以内に、4の規定に従って提案された候補者の中からくじ引で選ばれる。

7　仲裁裁判所の設置の日は、裁判長が任命された日とする。

8　仲裁裁判所の設置の要請が受領された日から二十日以内に両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所の付託事項は、次のとおりとする。

「この協定の関連規定に照らし、この協定の第百五十三条の規定による仲裁裁判所の設置の要請において付託された問題を検討し、問題となっている措置とこの協定との適合性について決定を行い及び、そのような措置がこの協定に適合していないとの結論に達した場合には、申立てを受けた締約国に対しそのような措置をこの協定に適合させるよう勧告する。仲裁裁判所は、勧告を行うに当たっては、当該申立てを受けた締約国が当該勧告を実施し得る特定の方法を提案することはできない。」

9　両締約国は、8の規定による付託事項を速やかに仲裁裁判所に送付する。

10　仲裁人が死亡し、辞任し、又は解任された場合には、その後任者については、4から6までに規定する仲裁人の任命に関する手続を準用し、三十日以内に任命する。この場合において、当該仲裁人が死亡し、辞任し、又は解任された日から当該後任者が任命される日までの期間は、仲裁裁判手続について適用される期間に含めない。

第百五十四条　仲裁裁判所の裁定

1　仲裁裁判は、非公開とする。

2　仲裁裁判所の評議、仲裁裁判所に提出された文書及び4に規定する裁定案は、秘密のものとして取り扱う。

3　この章のいかなる規定も、締約国が自国の立場についての陳述を公開することを妨げるものではない。各締約国は、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報については、秘密のものとして取り扱う。一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、当該一方の

締約国が仲裁裁判所に提出した意見書に含まれている情報について、公開し得る秘密でない要約を提供する。

4　仲裁裁判所は、両締約国が裁定案（説明部分並びに仲裁裁判所の認定及び結論から成る。）の特定の部分を検討することができるようにするため、その設置の日の後九十日以内に、両締約国に対し裁定案を提示する。仲裁裁判所は、当該九十日の期間内に両締約国に対し裁定案を提示することができないと認める場合には、両締約国の同意を得て、当該期間を延長することができる。ただし、いかなる場合にも、仲裁裁判所の設置の日から両締約国への裁定案の提示の日までの期間は、百五十日を超えないものとする。締約国は、裁定案が提示された日の後十五日以内に、仲裁裁判所に対し当該裁定案についての意見を書面により提出することができる。

5　仲裁裁判所は、裁定案の提示の日の後三十日以内に裁定を下す。

6　付託された問題が腐敗しやすい物品に関するものである場合には、仲裁裁判所は、その設置の日の後九十日以内に裁定を下すためにあらゆる努力を払う。いかなる場合にも、仲裁裁判所は、その設置の日の後百二十日以内に裁定を下すものとする。

7　仲裁裁判所は、裁定その他の決定を過半数による議決で行う。

8　仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、両締約国を拘束する。

第百五十五条　仲裁裁判手続の終了

仲裁裁判手続が進行している間においても、両締約国は、裁判長に対し共同で通報することにより、いつでも、当該仲裁裁判手続の終了について合意することができる。

第百五十六条　裁定の実施

1　申立てを受けた締約国は、第百五十四条の規定による仲裁裁判所の裁定を速やかに実施しなければならない。

2　申立てを受けた締約国は、裁定が下された日の後二十日以内に、当該裁定の実施に要する期間を申立てを行った締約国に通報する。当該申立てを行った締約国は、通報された期間を受け入れることができないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

3　申立てを受けた締約国は、2の規定により決定された期間内に裁定を実施することができない場合には、相互に受け入れることができる代償を与えるため、当該期間の満了までに申立てを行った締約国と協議を開始する。当該期間の満了の日の後二十日以内に満足すべき代償について合意されなかった場合には、当該申立てを行った締約国は、当該申立てを受けた締約国に対するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。

4　申立てを行った締約国は、申立てを受けた締約国が裁定を実施するためにとった措置が2の規定により決定された期間内に当該裁定に適合しなかったと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

5　申立てを受けた締約国が2の規定により決定された期間内に裁定を実施していないことが、4の規定により問題を付託された仲裁裁判所により確認された場合には、申立てを行った締約国は、そのような確認が行われた日の後三十日以内に、当該申立てを受けた締約国に対するこの協定に基づく譲許その他の義務の適用を停止する意図を有する旨を当該申立てを受けた締約国に通報することができる。

6　3及び5に規定する譲許その他の義務の適用の停止は、それらの規定による通報の日の後三十日が経過した後に行うことができる。ただし、当該譲許その他の義務の適用の停止は、次の規定に従うことを条件とする。

(a)　当該譲許その他の義務の適用の停止に関連する紛争について協議又は仲裁裁判手続が進行している間においては、行わないこと。

(b)　一時的なものであり、かつ、相互に満足すべき解決が両締約国間で得られ又は裁定が実施されたときに解除されること。

(c)　裁定が実施されないことによる無効化又は侵害の程度と同等の程度に限定されること。

(d)　当該無効化又は侵害に関連する分野と同一の分野に限定されること。もっとも、当該分野における譲許その他の義務の適用を停止することができず又は効果的でない場合には、この限りでない。

7　申立てを受けた締約国は、申立てを行った締約国によるこの協定に基づく譲許その他の義務の適用の停止について3、5又は6に規定する条件が満たされていないと認める場合には、その問題を仲裁裁判所に付託することができる。

8　この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所は、できる限り、裁定の対象となった問題を取り扱った仲裁裁判所の仲裁人により構成する。これが可能でない場合には、この条の規定を適用するために設置される仲裁裁判所の仲裁人は、第百五十三条4から6までの規定に従って任命する。両締約国が異なる期間について合意しない限り、当該仲裁裁判所は、問題が付託された日の後三十日以内に裁定を下す。当該仲裁裁判所の裁定は、両締約国を拘束する。

第百五十七条　期間の変更

この章に定めるいかなる期間も、両締約国間の相互の同意により変更することができる。

第百五十八条　費用

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁人の報酬を含む仲裁裁判所の費用は、両締約国が均等に負担する。

第百五十九条　手続規則

両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、この章に定める仲裁裁判所に関する詳細及び手続については、この協定の効力発生の日の後一年以内に合同委員会が採択する手続規則の定めるところによる。

第十六章　協定の実施及び運用

第百六十条　透明性

1　各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定並びに当該

締約国が締結している国際協定であって、この協定の対象となる事項に関するものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものにする。

2　各締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報を提供する。

3　この条のいかなる規定も、締約国がとる措置がこの協定に適合しているか否かについて影響を及ぼすものではない。

第百六十一条　公衆による意見提出の手続

各締約国政府は、次のことを行うため、国内法令に従って、公衆による意見提出の手続を維持するよう努める。ただし、緊急の場合、特に、人の健康、安全若しくは福祉、環境の保全又は有限天然資源の保存に対する現実のかつ急迫した危険が存在する場合には、この手続によらないことができる。

(a)　この協定の対象となる事項に影響を与える一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する場合には、その必要性及び潜在的な影響についての説明を付して、当該規制を事前に公表すること。

(b)　公衆による意見提出のための合理的な機会を与え、(a)に規定する規制の設定の前にこれらの意見を考慮すること。

(c)　(b)に規定する意見を公表すること。適当な場合には、これらの意見を取りまとめ、これに対する政府の見解を付すものとする。

第百六十二条　行政上の措置に関連する手続

1　締約国の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し又は影響を及ぼす措置をとる場合には、自国の法令に従って、次のことを行う。

(a)　当該締約国の法令に基づき完全であると認められる申請が提出された後合理的な期間内に、当該申請に関する決定を申請者に通知すること。

(b)　申請者の要請に応じ、当該申請の処理状況に関する情報を不当に遅滞することなく提供すること。

2　締約国の権限のある当局は、この協定の実施及び運用に関連し又は影響を及ぼす措置であって、ある者に対し義務を課し又は権利を制限するものをとる場合において、時間的にかつ当該措置の性格上許容され、及び公共の利益に反することとならないときは、自国の法令に従って、最終的な決定を行う前に、当該措置の対象となる者に対し次のものを与える。

(a)　適当な通知（当該措置の性格、当該措置の根拠となる法令の条項及び当該措置の原因となる事実の記載を含む。）

(b)　当該措置の対象となる者の立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会

第百六十三条　審査及び上訴

1　各締約国は、この協定が対象とする事項に関する行政上の行為について速やかに審査し及び、正当な理由がある場合には、その是正を求めるために、司法裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を維持する。これらの裁判所又は訴訟手続は、公平で、かつ、行政上の実施に責任を有する当局から独立していなければならない。

2　各締約国は、1に規定する裁判所又は訴訟手続において、訴訟の当事者に対し次のことを要求する権利が与えられることを確保する。

(a)　訴訟の当事者それぞれの立場を裏付ける主張を行い、又は自己の立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b)　証拠及び提出された意見に基づく決定が行われること。

3　各締約国は、国内法令によって定められる上訴又は更なる審査の手続に従うことを条件として、問題となっている行政上の行為に関し、2(b)の決定が自国の権限のある当局によって実施されることを確保する。

第百六十四条　秘密の情報

1　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定は、いずれの締約国に対しても、秘密の情報であって、その開示が国内法令（私生活又は金融機関の個々の顧客の財政状況若しくは勘定に関連する情報を保護するための法律を含む。）の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものではない。

2　各締約国は、国内法令に従い、この協定に従って他方の締約国が提供した秘密の情報の秘密性を保持する。

第百六十五条　合同委員会

1　両締約国政府の代表者で構成する合同委員会をこの協定により設置する。

2　合同委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この協定の実施及び運用について見直しを行い、必要な場合には両締約国に対し適当な勧告を行うこと。

(b)　この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。

(c)　両締約国の合意により、第百五十二条に規定する協議のための場としての役割を果たすこと。

(d)　この協定に基づいて設置されるすべての小委員会の作業を監督すること。

(e)　次のものを採択すること。

(i)　第八条及び第三十七条に規定する附属書の修正

(ii)　第十条に規定する統一規則

(iii)　第八十四条及び第八十九条に規定するこの協定の規定の解釈

(iv)　第百五十九条に規定する手続規則

(v)　必要な決定

(f)　両締約国が合意するその他の任務を遂行すること。

3　合同委員会は、次のことを行うことができる。

(a)　この協定を効果的に実施し、及び運用するため、小委員会を設置し、合同委員会の任務の遂行を委任すること。

(b)　その任務を遂行するため、両締約国が合意するその他の措置をとること。

4　この協定の効力発生の日に、次の小委員会を設置する。

(a)　物品の貿易に関する小委員会

(b)　衛生植物検疫措置に関する小委員会

(c)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会

(d)　原産地規則、原産地証明書及び税関手続に関する小委員会

(e)　国境を越えるサービスの貿易に関する小委員会

(f)　入国及び一時的な滞在に関する小委員会

(g)　政府調達に関する小委員会

(h)　貿易及び投資の促進の分野における協力に関する小委員会

(i)　農業の分野における協力に関する小委員会

(j)　観光の分野における協力に関する小委員会

両締約国の合意により、その他の小委員会を設置することができる。

5　合同委員会は、その規則及び手続を定める。

6　合同委員会は、いずれか一方の締約国の要請により、日本国及びメキシコにおいて交互に開催する。

第百六十六条　締約国間の連絡

各締約国は、この協定に関するすべての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する。

第百六十七条　他の協定との関係

1　両締約国は、世界貿易機関設立協定に基づく権利及び義務を再確認する。

2　第三章、第七章及び第八章のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が、世界貿易機関設立協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第二十二条の規定によって認められる必要な措置をとることを妨げるものと解してはならない。

3　千九百六十九年一月三十日に東京で署名された通商に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定は、この協定の効力発生の日に効力を失う。

第十七章　例外規定

第百六十八条　一般的例外

1　第三章から第六章までの規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　第八章及び第十章の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条(a)から(c)までの規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第百六十九条　安全保障

第三章から第八章まで、第十章及び前章の規定の適用上、この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a)　締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供又は開示を要求すること。

(b)　締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i)　武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設その他の安全保障にかかわる施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の貨物、原料又はサービスの取引に関する措置

(ii)　戦時その他の国際関係における緊急時にとる措置

(iii)　核兵器その他の核爆発装置の不拡散に関する国の政策若しくは国際協定の実施に関する措置又は核分裂性物質若しくは核融合性物質若しくはこれらの生産原料である物質に関する措置

(c)　締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章（その改正を含む。）に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

第百七十条　租税

1　この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しない。

2　この協定のいかなる規定も、いずれかの租税協定に基づく各締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定といずれかの租税協定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税協定が優先する。

注釈　「租税協定」とは、二重課税の回避に関する協定その他の租税に関する国際協定又は国際取極をいう。

3　2の規定にかかわらず、

(a)　第三条の規定は、千九百九十四年のガット第三条の規定が適用される限度において、租税に係る課税措置に適用する。

(b)　第六条の規定は、租税に係る課税措置に適用する。

4　(a)　第六十一条の規定は、租税に係る課税措置に適用する。ただし、当該措置が収用に当たらないことが(b)の規定に従って決定された場合には、いずれの投資家も、同条の規定を第七十六条の規定に基づく請求の根拠として援用することができない。

(b)　投資家は、第七十八条の規定による書面による要請を行った時は、当該措置が収用に当たるか否かを決定するために両締約国の権限のある当局に事案を送付する。両締約国の権限のある当局が当該事案を検討しない場合、又は検討したが、送付を受けてから百八十日以内に当該措置が収用に当たらないことを決定しない場合には、当該投資家は、第七十九条の規定に基づき当該事案を仲裁に付託することができる。

(c) (b)の規定の適用上、「権限のある当局」とは、

(i) メキシコについては、大蔵省をいう。

(ii) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

第百七十一条　支払及び資金の移転並びに国際収支の擁護のための制限

1 第三章の規定の適用上、

(a) この協定のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとることを妨げるものと解してはならない。

(b) 当該措置をとる締約国は、千九百九十四年のガット第十二条及び世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解（その改正を含む。）に規定する条件に従うものとする。

(c) この協定のいかなる規定も、締約国が国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げるものではない。

2 第八章の規定の適用上、

(a) 締約国は、(d)に規定する場合を除くほか、第八章に規定する国境を越えるサービスの貿易に関連する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

(b) この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定の規定に適合する為替の利用を含め、同協定に基づく国際通貨基金の加盟国としての両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

(c) (b)の規定にかかわらず、締約国は、(d)の規定に基づく場合又は国際通貨基金の要請による場合を除くほか、資本取引に関する第八章の義務に反するような制限を資本取引に対して課してはならない。

(d) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合には、締約国は、サービスの貿易に対する制限（取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し、又は維持することができる。

(e) (d)の制限は、次のすべての要件を満たすものとする。

(i) 他方の締約国が第三国と同等に取り扱われることを確保するものであること。

(ii) 国際通貨基金協定の規定に適合するものであること。

(iii) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(iv) (d)に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(v) 一時的なものであり、(d)に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

(f) 締約国は、(d)の制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、これを維持してはならない。

(g) (d)の規定に基づいて一方の締約国が課し若しくは維持する制限又はその変更については、他方の締約国に対して速やかに通報する。

第十八章　最終規定

第百七十二条　目次及び見出し

この協定の目次並びにこの協定中の章、節及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第百七十三条　附属書及び注釈

この協定の附属書及びこの協定中の注釈は、この協定の不可分の一部を成す。

第百七十四条　改正

1 この協定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、両締約国間の合意により改正することができる。その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定の改正は、この協定の不可分の一部を成す。

第百七十五条　効力発生

この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を日本国政府及びメキシコ政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する。

第百七十六条　終了

いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

第百七十七条　正文

1 この協定は、日本語、スペイン語及び英語をひとしく正文とする。解釈に相違がある場合には、英文による。

2 1の規定にかかわらず、

(a) 附属書一第二節は、ひとしく正文である日本語及び英語により作成される。

(b) 附属書一第三節は、ひとしく正文であるスペイン語及び英語により作成される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千四年九月十七日にメキシコ市で、本書二通を作成した。

日本国のために
小泉純一郎

メキシコ合衆国のために
フォックス

附属書一（第三章関係）　第五条に関する表

第一節　一般的注釈

1　第五条の規定の適用に当たっては、各締約国の表2欄に掲げる品目について、表4欄に掲げる次の区分及び表5欄の注釈に定める条件を適用する。

(a)　表4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。

(b)　表4欄に「B1」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から二千三年四月一日において当該品目に適用されている実行最恵国税率を適用し、二千六年四月一日に撤廃する。

(c)　表4欄に「B2」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から日本国については一キログラム当たり〇・五円、メキシコについては二・六パーセントとし、二千十年四月一日に撤廃する。

(d)　表4欄に「B4」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(e)　表4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの五回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(f)　表4欄に「B6」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(g)　表4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの七回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(h)　表4欄に「B8」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(i)　表4欄に「C」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(j)　表4欄に「Ca」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(k)　表4欄に「D」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から二千四年一月一日において当該品目に適用されている実行最恵国税率を適用し、六年目の初日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(l)　表4欄に「E」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、十一年目の初日に撤廃する。

(m)　表4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に表5欄の注釈に定める税率まで引き下げる。

(n)　表4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表5欄の注釈に定める条件に従う。

(o)　表4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、関税の撤廃又は引下げの対象から除外される。

2　この附属書の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は切り捨て、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は切り捨てる。ただし、この2の規定は、統一システムの第〇二〇三・一二号、第〇二〇三・一九号、第〇二〇三・二二号、第〇二〇三・二九号、第〇二〇六・四九号、第〇二一〇・一一号、第〇二一〇・一二号、第〇二一〇・一九号、第〇七〇三・一〇号、第一六〇二・四一号、第一六〇二・四二号、第一六〇二・四九号、第七九〇一・一一号及び第七九〇一・一二号に分類される原産品について課される関税であって、次節日本国の表についての注釈2(b)又は日本国の表3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

3　この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

4　1(d)から(k)までの規定の適用上、「基準税率」とは、表3欄に定める税率であって、撤廃に向けた関税の毎年均等な引下げの開始点における税率をいう。

5　この節及び次節に定める関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a)　一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b)　その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。

6　1(k)の規定が適用される場合を除くほか、この節及び第三節に定める関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、引下げは、この協定の効力発生の日から開始し、毎年の当該効力発生の日と同じ日に行う。

7　この節及び次節の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

8　この節及び第三節の規定の適用上、「年」とは、この協定の効力発生の日に開始する十二箇月毎の期間をいう。

第二節　日本国の表

日本国の表についての注釈

次の1から32までの規定に定める条件は、メキシコから輸入される原産品であって表5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。メキシコから輸入される原産品であって表5欄に「R」を掲げた品目に分類されるものは、三年目の終了後に第五条3(a)(i)の規定に従って両締約国が協議する対象となる産品とする。

両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、統一システムの第三類又は第十六類に分類される魚類及びその製品の貿易の促進について協議を行う。両締約国は、相互の同意により、民間部門の代表者を当該協議に招請することができる。

1　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)　一年目及び二年目については、合計割当数量はそれぞれ十メートル・トンとし、枠内税率は無税とする。

(b)　三年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i)　三年目については、三千メートル・トン

(ii)　四年目については、四千メートル・トン

(iii)　五年目については、六千メートル・トン

三年目から五年目までの各期間に適用される枠内税率については、二年目において、第五条3(a)(i)の規定に基づく両締約国間の協議の対象とする。これらの枠内税率は、日本国の平成十五年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の十を減じて得た税率又はそれよりも低い税率とする。

(c)　(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。(a)の場合におけるこれらの証明書の発給については、市場の開拓及び販売の促進を目的として行われる。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(d)　両締約国は、五年目において、第五条3(a)(i)の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について検討するため、特に、五年目の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

(e)　この1の規定に従って行われる関税割当てに基づいて輸入される原産品については、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（その改正を含む。以下同じ。）第七条の五に規定する牛肉に係る関税の緊急措置を適用しない。

2　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)　一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i)　一年目については、三万八千メートル・トン

(ii)　二年目については、五万三千メートル・トン

(iii)　三年目については、六万五千メートル・トン

(iv)　四年目については、七万四千メートル・トン

(v)　五年目については、八万メートル・トン

(b)　一年目から五年目までの各期間に適用される枠内税率は、次のとおりとする。

(i)　表2欄に一個の星印（*）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五十三円五十三銭以下のものについては、一キログラムにつき四百八十二円とする。表2欄に一個の星印（*）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五十三円五十三銭を超え、五百三十五円五十三銭を一・〇二二で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき五百三十五円五十三銭と課税価格との差額とする。表2欄に一個の星印（*）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百三十五円五十三銭を超えるものについては、二・二パーセントとする。

(ii)　表2欄に二個の星印（**）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百七十七円十五銭を〇・六四三で除して得た額以下のものについては、一キログラムにつき五百七十七円十五銭と課税価格に〇・六を乗じて得た額との差額とする。表2欄に二個の星印（**）を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が一キログラムにつき五百七十七円十五銭を〇・六四三で除して得た額を超えるものについては、四・三パーセントとする。

(c)　(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(d)　両締約国は、五年目において、第五条3(a)(i)の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について検討するため、特に、五年目の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

(e)　この2の規定に従って行われる関税割当てに基づいて輸入される原産品については、関税暫定措置法第七条の六第一項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置及び同条第二項に規定する豚肉等に係る特別セーフガード措置を適用しない。

(f)　両締約国は、日本国の豚肉に係る関税制度、特に、分岐点価格制度について検討するため、協議する。

3　関税率は、四・三パーセントとする。

4　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)　一年目については、合計割当数量は十メートル・トンとし、枠内税率は無税とする。

(b)　二年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i)　二年目については、二千五百メートル・トン

(ii)　三年目については、四千メートル・トン

(iii)　四年目については、六千メートル・トン

(iv)　五年目については、八千五百メートル・トン

二年目から五年目までの各期間に適用される枠内税率については、一年目において、第五条3(a)(i)の規定に基づく両締約国間の協議の対象とする。これらの枠内税率は、日本国の平成十六年

度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の十を減じて得た税率又はそれよりも低い税率とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。(a)の場合におけるこれらの証明書の発給については、市場の開拓及び販売の促進を目的として行われる。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(d) 両締約国は、五年目において、第五条3(a)(i)の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について検討するため、特に、五年目の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

5 両締約国間において養殖のきはだまぐろの貿易が開始された場合には、両締約国は、第五条3(a)(i)の規定に従って、養殖のきはだまぐろの取扱いについて協議する。

6 (a) 関税率は、輸入の時点における実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の二十を減じて得た税率又は三パーセントのうちいずれか高い税率とする。

(b) 実行最恵国税率が三パーセント以下である場合には、両締約国は、関税率の問題について協議する。

7 (a) 関税率は、三パーセントとする。

(b) 実行最恵国税率が三パーセントよりも低い場合には、両締約国は、関税率の問題について協議する。

8 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、六百メートル・トン
(ii) 二年目については、七百メートル・トン
(iii) 三年目については、八百メートル・トン
(iv) 四年目については、九百メートル・トン
(v) 五年目以降については、毎年千メートル・トン

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

9 (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

一年目から十年目までの合計割当数量は、それぞれ二万メートル・トンとする。

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(d) 十一年目の初日に関税割当てを廃止する。

10 (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

一年目及び二年目については、合計割当数量はそれぞれ十メートル・トンとし、枠内税率は無税とする。

(b) 三年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 三年目については、二千メートル・トン
(ii) 四年目については、三千メートル・トン
(iii) 五年目については、四千メートル・トン

三年目から五年目までの各期間に適用される枠内税率については、二年目において、第五条3(a)(i)の規定に基づく両締約国間の協議の対象とする。これらの枠内税率は、日本国の平成十六年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の十を減じて得た税率又はそれよりも低い税率とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。(a)の場合におけるこれらの証明書の発給については、市場の開拓及び販売の促進を目的として行われる。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(d) 両締約国は、五年目において、第五条3(a)(i)の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について検討するため、特に、五年目の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

11 (a) 関税率は、輸入の時点における実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の二十を減じて得た税率又は三パーセントのうちいずれか高い税率とする。

(b) (a)の規定にかかわらず、一般特恵制度に基づく特恵関税が課される場合には、関税率は、輸入の時点における一般特恵制度に基づく特恵税率から当該特恵税率の百分の二十を減じて得た税率又は三パーセントのうちいずれか高い税率とする。

(c)　実行最恵国税率が三パーセント以下である場合には、両締約国は、関税率の問題について協議する。

12　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)　一年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ千メートル・トンとする。

(b)　枠内税率は、無税とする。

(c)　(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(d)　いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

13　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)　一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

年	統一システムの第二〇〇九・一一号又は第二〇〇九・一九号に分類される原産品についての割当数量	統一システムの第二〇〇九・一二号に分類される原産品についての割当数量	総数量（参考のためにのみ掲げられたもの）（注）
一年目	三八五〇・〇	七五〇・〇	四〇〇〇・〇
二年目	四〇六二・五	九三七・五	四二五〇・〇
三年目	四八七五・〇	一一二五・〇	五一〇〇・〇
四年目	五六八七・五	一三一二・五	五九五〇・〇
五年目	六二〇〇・〇	一五〇〇・〇	六五〇〇・〇

（単位　メートル・トン）

注　「総数量」とは、統一システムの第二〇〇九・一一号及び第二〇〇九・一九号並びに第二〇〇九・一二号に分類される原産品についての割当数量の合計をいう。ただし、総数量を計算するに当たっては、統一システムの第二〇〇九・一二号に分類される原産品についての割当数量を統一システムの第二〇〇九・一一号又は第二〇〇九・一九号に分類される産品の相当量に換算する。その換算に当たっては、統一システムの第二〇〇九・一一号又は第二〇〇九・一九号に分類される産品の一メートル・トンは、統一システムの第二〇〇九・一二号に分類される産品の五メートル・トンに相当するものとする。

(b)　一年目から五年目までの各期間に適用される枠内税率は、輸入の時点における実行最恵国税率に百分の五十を乗じて得た税率とする。

(c)　(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(d)　両締約国は、五年目において、第五条3(a)(i)の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について検討するため、特に、五年目の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

14　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)　一年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ百四十メートル・トンとする。

(b)　枠内税率は、無税とする。

(c)　(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

15　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)　一年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ八百メートル・トンとする。

(b)　枠内税率は、無税とする。

(c)　(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

16　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)　一年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ六十メートル・トンとする。

(b)　枠内税率は、無税とする。

(c)　(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる

限り速やかに協議する。

17 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ六百メートル・トンとする。

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

18 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ二百メートル・トンとする。

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

19 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ七十メートル・トンとする。

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

20 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、七万平方メートル

(ii) 二年目については、八万四千平方メートル

(iii) 三年目については、十万千平方メートル

(iv) 四年目については、十二万千平方メートル

(v) 五年目については、十四万五千平方メートル

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 十一年目の初日に関税割当てを廃止する。

(f) 両締約国は、五年目以降、第五条3(a)(i)の規定に従って、必要に応じ協議し、六年目以降の合計割当数量について検討する。この場合には、六年目以降の合計割当数量については、協議を行った年の合計割当数量よりも少なくなることのないよう検討する。このような協議により新たな合計割当数量について両締約国間で合意が得られるまでの間は、五年目の合計割当数量を引き続き適用する。

21 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目から七年目までの合計割当金額は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、八千六百七十一万五千円

(ii) 二年目については、一億四百五万八千円

(iii) 三年目については、一億二千四百八十七万円

(iv) 四年目については、一億四千九百八十四万四千円

(v) 五年目については、一億七千九百八十一万二千円

(vi) 六年目については、二億千五百七十七万五千円

(vii) 七年目については、二億五千八百九十三万円

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (b)に規定する枠内税率は、(a)に規定する一年目から七年目までの各期間について、輸入額がそれぞれ(a)に規定する合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この21の規定が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用する。

(d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 八年目の初日に関税割当てを廃止する。

22 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、一万五千平方メートル

(ii) 二年目については、一万八千平方メートル
(iii) 三年目については、二万二千平方メートル
(iv) 四年目については、二万六千平方メートル
(v) 五年目については、三万千平方メートル

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 十一年目の初日に関税割当てを廃止する。

(f) 両締約国は、五年目以降、第五条3(a)(i)の規定に従って、必要に応じ協議し、六年目以降の合計割当数量について検討する。この場合には、六年目以降の合計割当数量については、協議を行った年の合計割当数量よりも少なくなることのないよう検討する。このような協議により新たな合計割当数量について両締約国間で合意が得られるまでの間は、五年目の合計割当数量を引き続き適用する。

23

関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、一万五千平方メートル
(ii) 二年目については、一万八千平方メートル
(iii) 三年目については、二万二千平方メートル
(iv) 四年目については、二万六千平方メートル
(v) 五年目については、三万千平方メートル

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 十一年目の初日に関税割当てを廃止する。

(f) 両締約国は、五年目以降、第五条3(a)(i)の規定に従って、必要に応じ協議し、六年目以降の合計割当数量について検討する。この場合には、六年目以降の合計割当数量については、協議を行った年の合計割当数量よりも少なくなることのないよう検討する。このような協議により新たな合計割当数量について両締約国間で合意が得られるまでの間は、五年目の合計割当数量を引き続き適用する。

24

関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目から七年目までの合計割当金額は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、六十九万七千円
(ii) 二年目については、八十三万七千円
(iii) 三年目については、百万四千円
(iv) 四年目については、百二十万五千円
(v) 五年目については、百四十四万六千円
(vi) 六年目については、百七十三万五千円
(vii) 七年目については、二百八万二千円

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (b)に規定する枠内税率は、(a)に規定する一年目から七年目までの各期間について、輸入額がそれぞれ(a)に規定する合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この24の規定が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用する。

(d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 八年目の初日に関税割当てを廃止する。

25

関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目から七年目までの合計割当金額は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、二千三百五十二万二千円
(ii) 二年目については、二千八百二十二万六千円
(iii) 三年目については、三千三百八十七万二千円
(iv) 四年目については、四千六十四万六千円
(v) 五年目については、四千八百七十七万五千円
(vi) 六年目については、五千八百五十三万円
(vii) 七年目については、七千二十三万七千円

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (b)に規定する枠内税率は、(a)に規定する一年目から七年目までの各期間について、輸入額がそれぞれ(a)に規定する合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この25の規定が

適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用する。

(d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 八年目の初日に関税割当てを廃止する。

26

(a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 一年目については、三億四千五百五十五万五千円
(ii) 二年目については、四億千四百六十六万六千円
(iii) 三年目については、四億九千七百六十万円
(iv) 四年目については、五億九千七百十二万円
(v) 五年目については、七億千六百五十四万四千円
(vi) 六年目については、八億五千九百八十五万二千円
(vii) 七年目については、十億三千百八十二万三千円

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (b)に規定する枠内税率は、(a)に規定する一年目から七年目までの各期間について、輸入額がそれぞれ(a)に規定する合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この26の規定が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用する。

(d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 八年目の初日に関税割当てを廃止する。

27

(a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 一年目については、三千二百二十五万二千円
(ii) 二年目については、三千八百七十万三千円
(iii) 三年目については、四千六百四十四万三千円
(iv) 四年目については、五千五百七十三万二千円
(v) 五年目については、六千六百八十七万八千円
(vi) 六年目については、八千二十五万四千円
(vii) 七年目については、九千六百三十万五千円

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (b)に規定する枠内税率は、(a)に規定する一年目から七年目までの各期間について、輸入額がそれぞれ(a)に規定する合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この27の規定が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用する。

(d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 八年目の初日に関税割当てを廃止する。

28

(a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 一年目については、二十五万足
(ii) 二年目については、三十万足
(iii) 三年目については、三十六万足
(iv) 四年目については、四十三万二千足
(v) 五年目については、五十一万八千足

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 十一年目の初日に関税割当てを廃止する。

(f) 両締約国は、五年目以降、第五条3(a)(i)の規定に従って、必要に応じ協議し、六年目以降の合計割当数量について検討する。この場合には、六年目以降の合計割当数量については、協議を行った年の合計割当数量よりも少なくなることのないよう検討する。このような協議により新たな合計割当数量について両締約国間で合意が得られるまでの間は、五年目の合計割当数量を引き続き適用する。

29

(a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 一年目から七年目までの合計割当金額は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、二千六百七十万四千円
(ii) 二年目については、三千二百四万五千円
(iii) 三年目については、三千八百四十五万三千円

(iv)　四年目については、四千六百十四万四千円
(v)　五年目については、五千五百三十七万三千円
(vi)　六年目については、六千六百四十四万七千円
(vii)　七年目については、七千九百七十三万七千円

(b)　枠内税率は、無税とする。

(c)　(b)に規定する枠内税率は、(a)に規定する一年目から七年目までの各期間について、輸入額がそれぞれ(a)に規定する合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この29の規定が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用する。

(d)　いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e)　八年目の初日に関税割当てを廃止する。

30　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)　一年目から七年目までの合計割当金額は、それぞれ次のとおりとする。

(i)　一年目については、千五百七十二万六千円
(ii)　二年目については、千八百八十七万千円
(iii)　三年目については、二千二百六十四万五千円
(iv)　四年目については、二千七百十七万四千円
(v)　五年目については、三千二百六十万八千円
(vi)　六年目については、三千九百十三万円
(vii)　七年目については、四千六百九十五万六千円

(b)　枠内税率は、無税とする。

(c)　(b)に規定する枠内税率は、(a)に規定する一年目から七年目までの各期間について、輸入額がそれぞれ(a)に規定する合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この30の規定が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用する。

(d)　いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e)　八年目の初日に関税割当てを廃止する。

31　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)　一年目から七年目までの合計割当金額は、それぞれ次のとおりとする。

(i)　一年目については、六千五百一万八千円
(ii)　二年目については、七千八百二万千円
(iii)　三年目については、九千三百六十二万五千円
(iv)　四年目については、一億千二百三十五万千円
(v)　五年目については、一億三千四百八十二万千円
(vi)　六年目については、一億六千百七十八万五千円
(vii)　七年目については、一億九千四百十四万二千円

(b)　枠内税率は、無税とする。

(c)　(b)に規定する枠内税率は、(a)に規定する一年目から七年目までの各期間について、輸入額がそれぞれ(a)に規定する合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この31の規定が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用する。

(d)　いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e)　八年目の初日に関税割当てを廃止する。

32　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)　一年目から七年目までの合計割当金額は、それぞれ次のとおりとする。

(i)　一年目については、九百五十万七千円
(ii)　二年目については、千百四十万八千円
(iii)　三年目については、千三百六十九万円
(iv)　四年目については、千六百四十二万八千円
(v)　五年目については、千九百七十一万三千円
(vi)　六年目については、二千三百六十五万六千円
(vii)　七年目については、二千八百三十八万七千円

(b)　枠内税率は、無税とする。

(c)　(b)に規定する枠内税率は、(a)に規定する一年目から七年目までの各期間について、輸入額がそれぞれ(a)に規定する合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この32の規定が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用する。

(d)　いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e)　八年目の初日に関税割当てを廃止する。

日本国の表

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	基準税率	区分	注釈
第一類	動物（生きているものに限る。）			
○一・○一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）			
○一○一・一○	純粋種の繁殖用のもの			
	馬			
	サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A	
	その他のもの			
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）		A	
	その他のもの			
	ろ馬、ら馬及びヒニー		A	X
○一○一・九○	その他のもの			
	馬			
	軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A	X
	その他のもの			
	軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）		A	
	その他のもの			
	ろ馬、ら馬及びヒニー		A	X
○一・○二	牛（生きているものに限る。）		A	
○一○二・一○	純粋種の繁殖用のもの			
○一○二・九○	その他のもの			
	水牛		A	
	その他のもの			
○一・○三	豚（生きているものに限る。）		A	
○一○三・一○	純粋種の繁殖用のもの			
	その他のもの			
○一○三・九一	一頭の重量が五○キログラム未満のもの		X	
○一○三・九二	一頭の重量が五○キログラム以上のもの		X	
○一・○四	羊及びやぎ（生きているものに限る。）		A	
○一・○五	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）		A	
○一・○六	その他の動物（生きているものに限る。）		A	
第二類	肉及び食用のくず肉			
○二・○一	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
○二○一・一○	枝肉及び半丸枝肉		Q	1
○二○一・二○	その他の骨付き肉		Q	1
	骨付きでない肉			
○二○一・三○	四分体のもの		Q	1
	その他のもの		Q	1
○二・○二	牛の肉（冷凍したものに限る。）			
○二○二・一○	枝肉及び半丸枝肉		X	
○二○二・二○	その他の骨付き肉		X	
○二○二・三○	骨付きでない肉		X	
○二・○三	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
	生鮮のもの及び冷蔵したもの			
	枝肉及び半丸枝肉		X	
○二○三・一一	いのししのもの		A	
	その他のもの		A	

○二〇三・一二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		
	いのししのもの	A	
	その他のもの＊	Q	2
○二〇三・一九	その他のもの		
	いのししのもの	A	
	その他のもの＊	Q	2
	冷凍したもの		
○二〇三・二一	枝肉及び半丸枝肉		
	いのししのもの	A	
	その他のもの	X	
○二〇三・二二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		
	いのししのもの	A	
	その他のもの＊	Q	2
○二〇三・二九	その他のもの		
	いのししのもの	A	
	その他のもの＊	Q	2
○二・〇四	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A	
○二〇五・〇〇	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A	
○二・〇六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		
○二〇六・一〇	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
	臓器及び舌	Q	1
	その他のもの	X	
	牛のもの（冷凍したものに限る。）		
○二〇六・二一	舌	Q	1
○二〇六・二二	肝臓	Q	1
○二〇六・二九	その他のもの		
○二〇六・三〇	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
	いのししのもの	A	
	その他のもの	X	
	豚のもの（冷凍したものに限る。）		
○二〇六・四一	肝臓		
	いのししのもの	A	
	その他のもの	X	
○二〇六・四九	その他のもの		
	いのししのもの	A	
	その他のもの		
	臓器		
	その他のもの＊	P	3
○二〇六・八〇	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	Q	2
○二〇六・九〇	その他のもの（冷凍したものに限る。）	A	
○二・〇七	肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）	A	
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの		
○二〇七・一一	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	Q	4
○二〇七・一二	分割してないもの（冷凍したものに限る。）	Q	4
○二〇七・一三	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	Q	4
○二〇七・一四	分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）		
	肝臓	X	
	その他のもの	Q	4
○二〇七・二四	七面鳥のもの		
	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	A	

| | | |

| | | |

| | | |

○三〇三・七四	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストラシクス及びスコムベル・ヤポニクス）			
○三〇三・七五	さめ			
○三〇三・七六	うなぎ（アングイルラ属のもの）			
○三〇三・七七	シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・プンクタトゥス）			
○三〇三・七八	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）			
	メルルシウス属のもの			
	ウロフュキス属のもの			
○三〇三・七九	その他のもの			
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属又はテラグラ属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）及びかじき			
	その他のもの			
○三〇三・八〇	肝臓、卵及びしらこ			
	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵			
	その他のもの			
○三・〇四	魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）			
○三〇四・一〇	生鮮のもの及び冷蔵したもの			
○三〇四・二〇	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）			
	冷凍したフィレ			
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）			
	その他のもの			
○三〇四・九〇	その他のもの			
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）			
	その他のもの			

				A X
				A X
				A X
				A
				A A X
				A X
				A X

○三・〇五	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）		
○三〇五・一〇	魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）		
○三〇五・二〇	魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）		
○三〇五・三〇	たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵	X	
	その他のもの		
	魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。）	A X	
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		
○三〇五・四一	その他のもの		
	くん製した魚（フィレを含む。）		
	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	A	A X

○三〇五・四二	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）		
○三〇五・四九	その他のもの		
	乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）	A A	
○三〇五・五一	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	X	
○三〇五・五九	その他のもの		
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	A X	
○三〇五・六一	その他のもの		
	塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けした魚		
○三〇五・六二	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	X	
	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）		
○三〇五・六三	かたくちいわし（エングラウリス属のもの）	X X	
○三〇五・六九	その他のもの		
	さけ科のもの	X A	
○三・〇六	その他のもの		
	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした		

	殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）			
○三・〇七	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	A		
○三〇七・一〇	かき	A		
○三〇七・一一	スキャロップ（ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）			
○三〇七・一二	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	X	X	
○三〇七・一九	その他のもの			
○三〇七・三一	い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）			
○三〇七・三九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	A	A	
	その他のもの			
	いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオティウチス属のもの）			
○三〇七・四一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの			
	もんごういか			
	その他のもの	P	A	6
○三〇七・四九	その他のもの			
	冷凍したもの			
	もんごういか			
	その他のもの			
	その他のもの	X	P	A
	たこ（オクトプス属のもの）			7
○三〇七・五一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	A		
○三〇七・五九	その他のもの	A		
○三〇七・六〇	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）			
○三〇七・九一	その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	A		
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの			
○三〇七・九九	水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）			
	貝柱			
	いか（もんごういかを除く。）			
	もんごういか、はまぐり、赤貝（生きているものに限る。）、くらげ、あわび、あさり及びしじみ	P	X	A
	うに			6
	その他のもの			
	軟体動物			
	その他のもの	A	X	A
	その他のもの			
	冷凍したもの			
	もんごういか、くらげ、なまこ、はまぐり、あわび、あさり及びしじみ	B	A	A
		6		
		七%		

	その他のもの		X	X	
	その他のもの				
	くらげ、なまこ及びはまぐり		X	A	
	その他のもの				
	第四類				
○四・○一	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品				
	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）		X	X	
○四・○二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）		X	X	
○四・○三	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）		X		
○四・○四	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）		X		
○四・○五	ミルクから得たバター及びその他の油脂及びデイリースプレッド		X	X	
○四・○六	チーズ及びカード		X	X	
○四○七・○○	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）				
	ふ化用のもの		A	A	
	その他のもの				
	生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの				
	医療用、実験用で特定の病原体を含まないもの		A	A	

	その他のもの		X	X	
	その他のもの				
○四・○八	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）				
	卵黄				
○四○八・一一	乾燥したもの		一八・八％	B4	
○四○八・一九	その他のもの		二〇％（その率が一キログラムにつき四八円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B6	
	その他のもの				
○四○八・九一	乾燥したもの		二一・三％	B4	
	全卵粉		二一・三％	B6	
○四○八・九九	その他のもの		二一・三％（その率が一キログラムにつき五一円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B6	
	第五類				
○四○九・○○	天然はちみつ		Q	X	
○四一○・○○	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）		8		
	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）				

○五〇一・〇〇	人髪（加工してないものに限るものとし、洗ってあるかないかを問わない。）及びそのくず	A							
○五・〇二	豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず		A						
○五〇三・〇〇	馬毛及びそのくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）			A					
○五〇四・〇〇	動物（魚を除く。）の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）				A				
○五・〇五	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるかないかを問わない。）並びに鳥の綿毛（加工してないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）並びに羽毛又はその部分の粉及びくず					A			
○五・〇六	骨及びホーンコア（加工してないもの及び脱脂し、単に整え、酸処理し又は脱膠したものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず						A		
○五・〇七	アイボリー、かめの甲、ホエールボーン、ホエールボーンヘア、角、枝角、ひづめ、つめ及びくちばし（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず							A	
○五〇八・〇〇	さんごその他これに類する物品（加工してないもの及び単に整えたものに限る。）並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲（加工してないもの及び単に整えたものに限るものとし、特定の形状に切ったものを除く。）並びにこれらの粉及びくず								A

○五〇九・〇〇	動物性の海綿	A							
○五一〇・〇〇	アンバーグリス、海狸香、シベット、じゃ香及びカンタリス、胆汁（乾燥してあるかないかを問わない。）並びに医療用品の調製用の腺その他の動物性生産品（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）		A						
	じゃ香及び牛黄			X					
	その他のもの				A				
○五・一一	動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）					A			
○五一一・一〇	及び第一類又は第三類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの						A		
	牛の精液							X	A
	その他のもの								
○五一一・九一	魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第三類の動物で生きていないもの								
○五一一・九九	その他のもの								
	蚕種、動物の精液、腱、筋、原皮くず及び乾燥した血								
	その他のもの								

	第六類								
	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉								
	第七類								
○七・〇一	食用の野菜、根及び塊茎								
	ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）								
○七〇二・〇〇	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）								
○七・〇三	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）								

○七〇三・一〇	たまねぎ及びシャロット					
	たまねぎ					
	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの					
○七〇三・二〇	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの					
○七〇三・九〇	シャロット					
○七・〇四	にんにく					
	リーキその他のねぎ属のもの					
○七・〇五	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）					
	レタス（ラクトゥカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）					
○七〇五・一一	レタス					
	結球レタス					
○七〇五・一九	その他のもの					
	チコリー					
○七〇五・二一	ウィットルーフチコリー（キコリウム・イインテュブス変種フォリオスム）					
	その他のもの					
○七〇五・二九	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）					
○七・〇六	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）					
○七〇七・〇〇	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）					
○七・〇八	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）					
○七・〇九	アーティチョーク					
○七〇九・一〇	アスパラガス					
○七〇九・二〇	なす					
○七〇九・三〇	セルリー（セルリアクを除く。）					
○七〇九・四〇	きのこ及びトリフ					
○七〇九・五一	きのこ（はらたけ属のもの）					
○七〇九・五二	トリフ					
○七〇九・五九	その他のもの					
○七〇九・六〇	まつたけ					
○七〇九・七〇	しいたけ					
○七〇九・九〇	その他のもの					
	とうがらし属又はピメンタ属の果実					
○七・一〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草					
	その他のもの					
○七一〇・一〇	スイートコーン					
	その他のもの					
○七一〇・二一	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）					
○七一〇・二二	ばれいしょ					
○七一〇・二九	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）					
○七一〇・三〇	えんどう（ピスム・サティヴム）					
○七一〇・四〇	ささげ属又はいんげんまめ属の豆					
○七一〇・八〇	その他のもの					
	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草					
	スイートコーン					
	その他の野菜					
	ごぼう					

○七一〇・九〇	ブロッコリー	六%	B 6			
	その他のもの	六%	B 4	X		
	野菜を混合したもの					
	スイートコーンを主成分とするもの					
○七・一一	その他のもの	六%	B 4	X		
	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）					
○七一一・二〇	オリーブ	九%	B 4	X	X	
○七一一・三〇	ケーパー					
○七一一・四〇	きゅうり及びガーキン					
	きのこ及びトリフ					
○七一一・五一	きのこ（はらたけ属のもの）	九%	B 6			
○七一一・五九	その他のもの	九%	B 6			
○七一一・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの					
	なす					
	一個の重量が二〇グラム以下のもの	六%	B 4			
	その他のもの	九%	B 4	X		
○七・一二	その他のもの					
	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）					
○七一二・二〇	たまねぎ	九%	B 6			
	きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ					
○七一二・三一	きのこ（はらたけ属のもの）	九%	B 6	X		
○七一二・三二	きくらげ（きくらげ属のもの）					
○七一二・三三	白きくらげ（白きくらげ属のもの）					
○七一二・三九	その他のもの					
	しいたけ					
	その他のもの					
○七一二・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの					
	スイートコーン					
	ばれいしょ（切ってあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）、たけのこ、ぜんまい及びかんぴょう	九%	B 6	X		A
○七・一三	その他のもの					
	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）					
○七一三・一〇	えんどう（ピスム・サティヴム）					
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの					
○七一三・二〇	その他のもの				A X A	
	ひよこ豆					
○七一三・三一	ささげ属又はいんげんまめ属の豆					
	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）					
○七一三・三二	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）				A	
○七一三・三三	いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）					X
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの					
○七一三・三九	その他のもの				X A	
	その他のもの					
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの					
○七一三・四〇	その他のもの				A X A	
	ひら豆					

○七一三・五〇	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル）					
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの					
○七一三・九〇	その他のもの					
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの					
○七・一四	その他のもの					
	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髄					
○七一四・一〇	カッサバ芋					
	飼料用のもの					
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。					
	その他のもの					
○七一四・二〇	かんしょ					
○七一四・九〇	その他のもの					
	冷凍したもの					
	その他のもの					
	さといも（生鮮のものに限る。）					
	その他のもの					

	第八類					
○八・〇一	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮					
	ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）					
	ココやしの実					
○八〇一・一一	乾燥したもの					
○八〇一・一九	その他のもの					
	ブラジルナット					
○八〇一・二一	殻付きのもの					
○八〇一・二二	殻を除いたもの					
	カシューナット					
○八〇一・三一	殻付きのもの					
○八〇一・三二	殻を除いたもの					
○八・〇二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）					
	アーモンド					
○八〇二・一一	殻付きのもの					
	ビターアーモンド					
	スイートアーモンド					
○八〇二・一二	殻を除いたもの					
	ビターアーモンド					
	スイートアーモンド					
	ヘーゼルナット（コリュルス属のもの）					
○八〇二・二一	殻付きのもの					
○八〇二・二二	殻を除いたもの					
	くるみ					
○八〇二・三一	殻付きのもの					
○八〇二・三二	殻を除いたもの					
○八〇二・四〇	くり（カスタネア属のもの）					

○八〇二・五〇	ピスタチオナット					
○八〇二・九〇	その他のもの					
	びんろう子及びマカダミアナット					
	その他のもの					
○八〇三・〇〇	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）					
	生鮮のもの					
	毎年四月一日から同年九月三〇日までに輸入されるもの					
	毎年一〇月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの					
	乾燥したもの					
○八・〇四	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）					
	なつめやしの実					
○八〇四・一〇	いちじく					
○八〇四・二〇	パイナップル					
○八〇四・三〇	アボカドー					
○八〇四・四〇	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン					
○八〇四・五〇	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）					
○八・〇五	オレンジ					
○八〇五・一〇	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種					
○八〇五・二〇	グレープフルーツ					
○八〇五・四〇	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）					
○八〇五・五〇	その他のもの					
○八〇五・九〇	ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを除く。）					
	その他のもの					
○八・〇六	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）					
○八〇六・一〇	生鮮のもの					
	毎年四月一日から同年七月三一日までに輸入されるもの					
	毎年八月一日から翌年三月三一日までに輸入されるもの					
○八〇六・二〇	乾燥したもの					
○八・〇七	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）					
	メロン（すいかを含む。）					
○八〇七・一一	すいか					
○八〇七・一九	その他のもの					
○八〇七・二〇	パパイヤ					
○八・〇八	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）					
	りんご					
○八〇八・一〇	なし及びマルメロ					
○八〇八・二〇	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限る。）					
○八・〇九	あんず					
	さくらんぼ					
○八〇九・一〇	桃（ネクタリンを含む。）					
○八〇九・二〇	プラム及びスロー					
○八〇九・三〇	その他の果実（生鮮のものに限る。）					
○八〇九・四〇	ストロベリー					
○八・一〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー					
○八一〇・一〇						
○八一〇・二〇						

○八一〇・三〇	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー					三%	B4	
○八一〇・四〇	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実							
○八一〇・五〇	キウイフルーツ					三%	B4	
○八一〇・六〇	ドリアン			X	X			
○八一〇・九〇	その他のもの							
	ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし							
	その他のもの					六%	B4	A
○八・一一	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）							
○八一一・一〇	ストロベリー							
	砂糖を加えたもの					九・六%	B6	B
	その他のもの					一二%	B6	
○八一一・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー							
	砂糖を加えたもの					四・八%	B4	B
	その他のもの					三%	B4	
○八一一・九〇	その他のもの							
	砂糖を加えたもの							
	パイナップル			X	X	七%	B6	X
	ベリー及びサワーチェリー							
	桃及びなし							
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ							R
	砂糖を加えたもの							
	その他のもの							
	砂糖を加えたもの							
	パイナップル							
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ							
	その他のもの							
	りんご及びかんきつ類（グレープフルーツ、レモン及びライムを除く。）							
	その他のもの							
	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）							
○八一二・一〇	さくらんぼ							
○八一二・九〇	その他のもの							
○八・一二						六%	B4	
						一二%	B8	X
						三・六%	B4	X
						三%	B4	
						七%	B6	X
								X

	レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものを除く。） パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ その他のもの	六％	B4	A
○八・一三	乾燥果実（第○八・○一項から第○八・○六項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの			
○八一三・一○	あんず		X	
○八一三・二○	プルーン		X	
○八一三・三○	りんご		X	
○八一三・四○	その他の果実 ベリー パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ 干しがき及びサントル その他のもの	四・五％	B6	
○八一三・五○	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの	三・八％	B4	
○八一四・○○	かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）	九％	B6	X
			X	A

第九類

○九・○一	コーヒー、茶、マテ及び香辛料 コーヒー（いってあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。） コーヒー（いったものを除く。）			
○九○一・一一	カフェインを除いてないもの		A	
○九○一・一二	カフェインを除いたもの		A	
○九○一・二一	コーヒー（いったものに限る。） カフェインを除いてないもの	一○％	B4	
○九○一・二二	カフェインを除いたもの	一○％	B4	
○九○一・九○	その他のもの		A	
○九・○二	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）			
○九○二・一○	緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）		X	
○九○二・二○	その他の緑茶（発酵していないものに限る。） くず（飲用に適するものを除く。） その他のもの		A	
○九○二・三○	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）		X	
○九○二・四○	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶 くず（飲用に適するものを除く。） その他のもの		A	
○九○三・○○	マテ		X	
○九・○四	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）及びこしょう属のペッパー ペッパー		X	

○九〇四・一一	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの			
	小売用の容器入りにしたもの		X	
	その他のもの		A	
○九〇四・一二	破砕し又は粉砕したもの			
	小売用の容器入りにしたもの		X	
	その他のもの		A	
○九〇四・二〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉砕したものに限る。）			
	小売用の容器入りにしたもの		X	
	その他のもの		A	
○九〇五・〇〇	バニラ豆		A	
○九・〇六	けい皮及びシンナモンツリーの花		A	
○九〇七・〇〇	丁子（果実、花及び花梗（こう）に限る。）			
	小売用の容器入りにしたもの		X	
	その他のもの		A	
○九・〇八	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類			
○九〇八・一〇	肉ずく			
	小売用の容器入りにしたもの		X	
	その他のもの		A	
○九〇八・二〇	肉ずく花			
	小売用の容器入りにしたもの		X	
	その他のもの		A	
○九〇八・三〇	カルダモン類			
	小売用の容器入りにしたもの		X	
	その他のもの		A	
○九・〇九	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー			
○九〇九・一〇	アニス又は大ういきょうの種			
	小売用の容器入りにしたもの		X	
	その他のもの			
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		A	
	破砕し又は粉砕したもの		X	
○九〇九・二〇	コリアンダーの種			
	小売用の容器入りにしたもの		X	
	その他のもの			
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		A	
	破砕し又は粉砕したもの		X	
○九〇九・三〇	クミンの種			
	小売用の容器入りにしたもの		X	
	その他のもの			
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		A	
	破砕し又は粉砕したもの		X	
○九〇九・四〇	カラウエイの種			
	小売用の容器入りにしたもの		X	
	その他のもの			
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		A	
	破砕し又は粉砕したもの		X	
○九〇九・五〇	ういきょうの種及びジュニパーベリー			
	小売用の容器入りにしたもの		X	
	その他のもの			
	破砕及び粉砕のいずれもしてないもの		A	
	破砕し又は粉砕したもの		X	
○九・一〇	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料			
○九一〇・一〇	しょうが		X	
○九一〇・二〇	サフラン			
	小売用の容器入りにしたもの		X	
	その他のもの		A	
○九一〇・三〇	うこん			
	小売用の容器入りにしたもの		X	
	その他のもの		A	
○九一〇・四〇	月けい樹の葉及びタイム			
	小売用の容器入りにしたもの		X	
	その他のもの		A	

○九一○・五○	カレー		X	
	その他の香辛料			
○九一○・九一	この類の注1(b)の混合物			
	小売用の容器入りにしたもの		X	
	その他のもの		A	
○九一○・九九	その他のもの		A	
第一○類	穀物			
一○・○一	小麦及びメスリン		X	R
一○○一・一○	デュラム小麦			
一○○一・九○	その他のもの		X	
一○○二・○○	ライ麦			
	薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの		A	
	その他のもの		X	
一○○三・○○	大麦及び裸麦		X	
一○○四・○○	オート		A	
一○・○五	とうもろこし			
一○○五・一○	播種用のもの			
	薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの		A	
	その他のもの		X	
一○○五・九○	その他のもの			
	爆裂種のもの(通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。)		A	
	その他のもの			
	飼料用のもの		A	
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの		X	
一○・○六	米		X	
一○○七・○○	グレーンソルガム			
	薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの		A	
	その他のもの			
	飼料用のもの		A	
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの		X	
一○・○八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物			
一○○八・一○	そば			
	薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの		A	
	その他のもの		X	
一○○八・二○	ミレット		A	
一○○八・三○	カナリーシード		A	
一○○八・九○	その他の穀物			
	薬品処理(例えば、殺菌又は発芽促進のための処理)により専ら播種用に適するようにしたもの		A	
	その他のもの		X	
第一一類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン			
一一○一・○○	小麦粉及びメスリン粉		X	R
一一・○二	穀粉(小麦粉及びメスリン粉を除く。)			
一一○二・一○	ライ麦粉		X	
一一○二・二○	とうもろこし粉			
	目開きが二五○ミクロンのふるい(織金網製のものに限る。)に対する通過率が全重量の九○%以上のもの	二一・三%	Ca	
	その他のもの		X	

一一〇二・三〇	米粉	X	
一一〇二・九〇	その他のもの	X	
一一・〇三	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット		
	ひき割り穀物及び穀物のミール		
一一〇三・一一	小麦のもの	X	R
一一〇三・一三	とうもろこしのもの	X	
一一〇三・一九	その他の穀物のもの	X	
一一〇三・二〇	ペレット	X	
一一・〇四	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（はい）（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	X	
一一・〇五	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット	X	
一一・〇六	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）の粉及びミール並びに第八類の物品の粉及びミール	X	
一一〇六・一〇	乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）のもの	X	
一一〇六・二〇	サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの		
	カッサバ芋のもの		
	飼料用のもの	A	
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。		
	その他のもの	X	
	その他のもの	X	
一一〇六・三〇	第八類の物品のもの		
	バナナのもの		
	飼料用のもの	A	
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。		
	その他のもの	X	
	その他のもの	X	
一一・〇七	麦芽（いってあるかないかを問わない。）	X	
一一・〇八	でん粉及びイヌリン	X	
一一〇九・〇〇	小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）	X	
第一二類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物		
一二〇一・〇〇	大豆（割ってあるかないかを問わない。）	A	
一二・〇二	落花生（いってないものその他の加熱による調理をしていないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。）		
一二〇二・一〇	殻付きのもの		
	採油用のもの	A	
	注　税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。		
	その他のもの		
一二〇二・二〇	殻を除いたもの（割ってあるかないかを問わない。）	X	
	採油用のもの		
	注　税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。	A	
	その他のもの		
一二〇三・〇〇	コプラ	X	
一二〇四・〇〇	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）	A	
一二・〇五	菜種（割ってあるかないかを問わない。）	A	

一二〇六・〇〇	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）			
一二・〇七	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）			
一二・〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）			
一二〇八・一〇	大豆のもの			
一二〇八・九〇	その他のもの			
一二・〇九	播種用の種、果実及び胞子			
一二・一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン			
一二・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）		X	
一二一一・一〇	甘草			
一二一一・二〇	おたねにんじん			
一二一一・三〇	コカ葉			
一二一一・四〇	けしがら			
一二一一・九〇	その他のもの			
	除虫菊、大麻草、びゃくだん及びはとむぎ			
	その他のもの			
一二・一二	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）	A X	X A X A	A A X A A

一二一二・一〇	ローカストビーン（種を含む。）			
一二一二・二〇	海草その他の藻類			
	食用の海草その他の藻類（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。）			
	その他のもの			
	ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの			
	その他のもの			
一二一二・三〇	あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及び仁			
	その他のもの			
	てん菜			
	その他のもの			
一二一二・九一	こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）及びチコリーの根			
一二一二・九九	その他のもの			
一二一三・〇〇	穀物のわら及び殻（切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）			
一二・一四	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）	A	A	A X A X X A
	第一三類			
一三・〇一	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス			
	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）			

一三〇一・一〇	ラック		
	セラックその他の精製ラック		
一三〇一・二〇	その他のもの		
一三〇一・九〇	アラビアゴム		
	その他のもの		
一三〇二・〇二	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）		
	植物性の液汁及びエキス		
一三〇二・一一	生あへん		
一三〇二・一二	甘草のもの		
一三〇二・一三	ホップのもの		
一三〇二・一四	除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの		
	除虫菊エキス		
	その他のもの		
一三〇二・一九	その他のもの		
	飲料のもと		
	その他のもの		
	生漆、大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン		
	その他のもの		
	アルコール分が五〇％以上のもの		
	その他のもの		
一三〇二・二〇	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩		
	植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）		
一三〇二・三一	寒天		
一三〇二・三二	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）		
一三〇二・三九	その他のもの		

第一四類			
一四・〇一	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品		
	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮）		
	竹		
	とう		
	その他のもの		
一四〇一・一〇	主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）		
一四〇一・二〇	主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）		
一四〇一・九〇	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）		
一四〇二・〇〇	主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料		
一四〇三・〇〇	コットンリンター		
一四・〇四	その他のもの		
一四〇四・一〇	除虫菊かす、雁皮（がん）並びにナット（殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）及び種		
一四〇四・二〇	その他のもの		
一四〇四・九〇			
第一五類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう		
一五〇一・〇〇	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）		
	豚脂（酸価が一・三を超えるものに限る。）		
	その他のもの		

一五〇二・〇〇	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）	A				
一五〇三・〇〇	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調整をしてないものに限る。）	X				
一五・〇四	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A				
一五〇五・〇〇	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）	X				
一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	X				
一五・〇七	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	X				
一五・〇八	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	X				
一五・〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	X				
一五一〇・〇〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A				
一五・一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	A				
一五・一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	X				
一五一二・一一	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物					
	粗油					
	酸価が〇・六を超えるもの					
	ひまわり油	B8	一キログラムにつき八円五〇銭			
	サフラワー油	B6	一キログラムにつき八円五〇銭			
	その他のもの					
	ひまわり油	B8	一キログラムにつき一〇円四〇銭			
	サフラワー油	B6	一キログラムにつき一〇円四〇銭			
一五一二・一九	その他のもの					
	ひまわり油及びその分別物	B8	一キログラムにつき一〇円四〇銭			
	サフラワー油及びその分別物	B6	一キログラムにつき一〇円四〇銭			
一五一二・二一	綿実油及びその分別物					
	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）	X				
一五一二・二九	その他のもの	X				
一五・一三	やし（コプラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	X				

一五一三・一一	やし（コプラ）油及びその分別物			
一五一三・一九	粗油			
	その他のもの	X	X	
	パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物			
一五一三・二一	粗油			
	パーム核油			
	ババス油	A	X	
一五一三・二九	その他のもの			
	パーム核油及びその分別物			
	ババス油及びその分別物	A	X	
一五・一四	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	X		
一五・一五	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			
一五一五・一一	亜麻仁油及びその分別物			
一五一五・一九	粗油	X	X	
	その他のもの			
	とうもろこし油及びその分別物			
一五一五・二一	粗油	X	X	一キログラムにつき八円五〇銭
一五一五・二九	その他のもの			
	ひまし油及びその分別物	A	X	
一五一五・三〇	桐（とう）油及びその分別物	A	X	
一五一五・四〇	ごま油及びその分別物			
一五一五・五〇	酸価が〇・六を超えるもの	B8		一キログラムにつき一〇円四〇銭
	その他のもの	B8		

一五一五・九〇	その他のもの			
	オイチシカ油、カメリヤ油及びホホバ油並びにこれらの分別物	A	X	
	漆ろう及びはぜろう並びにこれらの分別物			
	その他のもの			
	酸価が〇・六を超えるもの	X	X	
	その他のもの			
	米油及びその分別物			
	その他のもの	B8		一キログラムにつき一〇円四〇銭
一五・一六	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）	X		
一五・一七	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）			
一五一八・〇〇	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	X		

一五二〇・〇〇	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液			X
一五・二一	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）			
一五二一・一〇	植物性ろう			
一五二一・九〇	その他のもの		X	A
一五二二・〇〇	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物			
	デグラス			
	その他のもの		A	X
第一六類				
一六〇一・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品			
	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品			
一六・〇二	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血			
一六〇二・一〇	均質調製品			
一六〇二・二〇	動物の肝臓のもの			
	牛又は豚のもの			
	その他のもの			
	第〇一・〇五項の家きんのもの			
一六〇二・三二	七面鳥のもの			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）			
	その他のもの			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの			
	その他のもの			
一六〇二・三二	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）			
	その他のもの			
一六〇二・三九	その他のもの			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）			
	その他のもの			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの			
	その他のもの			
一六〇二・四一	豚のもの			
	もも肉及びこれを分割したもの			
	ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）＊＊			
	その他のもの			
一六〇二・四二	肩肉及びこれを分割したもの			
	ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）＊＊			
	その他のもの			

A	Q			
	4			
		A	X	
		X		
		X		
A	Q			
	4			
		A		
		Q	A	
		4		
X	Q			
	2			
		X	Q	
			2	
		A	Q	
			4	

一六〇二・四九	その他のもの（混合物を含む。）							
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）							
	その他のもの							
	ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）＊＊							
	その他のもの							
一六〇二・五〇	牛のもの							
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）							
	その他のもの							
	牛の臓器及び舌のもの							
	その他のもの							
	牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三〇％未満のもの							
	その他のもの							
	単に水煮した後に乾燥したもの							
	調味した後に乾燥したもの及びコーンビーフ							
	その他のもの							
	気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）							
	その他のもの							

一六〇二・九〇	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）							
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）							
	その他のもの							
一六〇三・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース							
	肉のエキス及びジュース							
	その他のもの							
一六・〇四	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物							
一六・〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）							
一六〇五・一〇	かに							
	気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）							
	その他のもの							
	米を含むもの							
	その他のもの							
一六〇五・二〇	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの							
	その他のもの							
	米を含むもの							
	その他のもの							
一六〇五・三〇	ロブスター							
一六〇五・四〇	その他の甲殻類							
一六〇五・九〇	その他のもの							
	いか（くん製したものを除く。）							
	米を含むもの							
	その他のもの							

	気密容器入りのもの				
	その他のもの				
	その他のもの				
第一七類	糖類及び砂糖菓子				
一七・〇一	甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖（固体のものに限る。）				
	粗糖（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）				
一七〇一・一一	甘しゃ糖	X	X	X	
一七〇一・一二	てん菜糖		R		
	その他のもの				
一七〇一・九一	香味料又は着色料を加えたもの	X	X	X	
一七〇一・九九	その他のもの		R	R	
一七・〇二	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル				
	乳糖及び乳糖水				
一七〇二・一一	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九％以上のもの	X	X	X	
一七〇二・一九	その他のもの				
一七〇二・二〇	かえで糖及びかえで糖水	X	X	X	
	かえで糖		R		
	かえで糖水				
一七〇二・三〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％未満のものに限る。）	X		X	
一七〇二・四〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇％以上五〇％未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）	X	X	X	
一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）				
一七〇二・六〇	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇％を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）	X		X	
一七〇二・九〇	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇％含有するものを含む。）	X		X	
一七・〇三	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）				
一七〇三・一〇	甘しゃ糖みつ	X	A	X	
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの				
	その他のもの				
	飼料用のもの				
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。				
一七〇三・九〇	その他のもの	X	A	X	
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五―リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの				
	その他のもの				
	飼料用のもの				
	注　税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。				
	その他のもの				

一七・〇四	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）							
一七〇四・一〇	チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。）							
一七〇四・九〇	その他のもの							
	甘草エキス（菓子にしたものを除く。）							
	その他のもの							
第一八類	ココア及びその調製品							
一八〇一・〇〇	カカオ豆（生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）							
一八〇二・〇〇	カカオ豆の殻、皮その他のくず							
一八・〇三	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）							
一八〇四・〇〇	カカオ脂							
一八〇五・〇〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）							
一八・〇六	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品							
一八〇六・一〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）							
	砂糖を加えたもの							
	その他のもの							
一八〇六・二〇	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）							
	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）							
	詰物をしたもの							
一八〇六・三一	詰物をしてないもの							
一八〇六・九〇	その他のもの							
第一九類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品							
第二〇類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品							
二〇・〇一	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分							
二〇〇一・一〇	きゅうり及びガーキン							
	砂糖を加えたもの							
	その他のもの							
二〇〇一・九〇	砂糖を加えたもの							
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー、マンゴスチン、スイートコーン及びヤングコーンコブ							
	その他のもの							
	その他のもの							
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー、マンゴスチン、スイートコーン、ヤングコーンコブ及びしょうが							
	その他のもの							

二〇・〇二	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）			
二〇〇二・一〇	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）	七・六％	B6	
二〇〇二・九〇	その他のもの			
	砂糖を加えたもの	一三・四％	B8	
	その他のもの			
	トマトピューレー及びトマトペースト			
	トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの		Q	
	その他のもの		X	
	その他のもの	七・六％	B6	
二〇・〇三	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）			
二〇〇三・一〇	きのこ（はらたけ属のもの）			
	砂糖を加えたもの	一三・四％	B8	
	その他のもの			
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）			
	フレンチマッシュルーム			
	その他のもの	九・六％	B6	
	その他のもの	一〇・五％	B8	
二〇〇三・二〇	トリフ	一三・六％	B8	
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	四・八％	B6	
	その他のもの		X	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの	一三・四％	B8	
	その他のもの			

	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）			
二〇・〇四	その他のもの	一〇・五％	B8	X
	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）			
二〇〇四・一〇	ばれいしょ			X
二〇〇四・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの			
	砂糖を加えたもの			X
	その他のもの			
	アスパラガス及び豆			
二〇・〇五	アスパラガス、ひよこ豆、ひら豆及び緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）	一七％	B6	X
	その他のもの			
	たけのこ、スイートコーン及びヤングコーンコブ			X
	その他のもの	九％	B6	X
	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）			
二〇〇五・一〇	均質調製野菜			X
二〇〇五・二〇	ばれいしょ			X
二〇〇五・四〇	えんどう（ピスム・サティヴム）			X
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆			
二〇〇五・五一	さやを除いた豆			X
二〇〇五・五九	その他のもの	一三・四％	Ca	
	砂糖を加えたもの			
	その他のもの			

気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	九・六%	B6			
その他のもの	九%	B6			
アスパラガス					
気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	一六%	B8			二〇〇五・六〇
その他のもの	一二%	B8			
オリーブ					
気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	四・五%	A			二〇〇五・七〇
その他のもの		B6	X		
スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）					二〇〇五・八〇
その他の野菜及び野菜を混合したもの					二〇〇五・九〇
砂糖を加えたもの					
豆（さや付きのものを除く。）	一四%	B8			
気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）			X		
ひよこ豆及びひら豆			X		
その他のもの	一三・四%	Ca			
その他のもの					
その他のもの					
たけのこ	一三・六%	B8			
ヤングコーンコブ					
気密容器入りのもの	九%	B6			
その他のもの	一五%	B8			
豆（さや付きのものを除く。）					
ひよこ豆及びひら豆	一七%	B8			

その他のもの					
サワークラウト	九・六%	B6	X		
その他のもの					
気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	九・六%	B6			二〇〇六・〇〇
その他のもの					
にんにくの粉	八%	B6			二〇・〇七
その他のもの	九%	B6			
砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）					
マロングラッセ及びあんず					
その他のもの	九%	B8	X		二〇〇七・一〇
ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）					二〇〇七・九一
均質調製果実			X		二〇〇七・九九
その他のもの					
かんきつ類の果実			X		
その他のもの					
ジャム及びフルーツゼリー	一六・八%	B8	X		
砂糖を加えたもの					
りんご又はパイナップルを含むもの					
その他のもの					
その他のもの					
りんご又はパイナップルを含むもの					
その他のもの	一二%	B8	X		

その他のもの				
砂糖を加えたもの				
フルーツピューレー及びフルーツペースト				
りんご又はパイナップルを含むもの	X			
その他のもの		三四％	B8	X
その他のもの		四〇％	Ca	
フルーツピューレー及びフルーツペースト				
りんご又はパイナップルを含むもの	X			
その他のもの		二一・三％	B8	X
その他のもの		二五％	Ca	
果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）				二〇・〇八
ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）				二〇〇八・一一
落花生	X			二〇〇八・一九
その他のもの（混合したものを含む。）				
砂糖を加えたもの	X			
その他のもの				
パルプ状のもの	X			
その他のもの				
アーモンド及びペカン（いったものに限る。）並びにココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット、カシューナット及びぎんなん	X			

マカダミアナット				
その他のもの				
いったもの		五％	B4	A
その他のもの	X		X	
パイナップル				二〇〇八・二〇
かんきつ類の果実				二〇〇八・三〇
砂糖を加えたもの				
パルプ状のもの				
その他のもの				
オレンジ、グレープフルーツ、レモン及びライム	X			
その他のもの				
パルプ状のもの				
オレンジ、グレープフルーツ、レモン及びライム	X	二三・八％	B8	
その他のもの				
なし				二〇〇八・四〇
砂糖を加えたもの				
パルプ状のもの				
気密容器入りのもの				
その他のもの				
その他のもの				
気密容器入りのもの				
その他のもの				
その他のもの				
パルプ状のもの				
気密容器入りのもの				
その他のもの				
オレンジ、グレープフルーツ、レモン及びライム	X	一七％	B8	
その他のもの				
オレンジ、グレープフルーツ、レモン及びライム	X	二一・三％	B8	
その他のもの				
砂糖を加えたもの				
パルプ状のもの				
気密容器入りのもの		一五％	Ca	
その他のもの		二一％	Ca	
その他のもの				
気密容器入りのもの		一〇・八％	Ca	
その他のもの		一五％	Ca	
その他のもの				
パルプ状のもの				
気密容器入りのもの		一二％	B8	
その他のもの		七・五％	B8	

二〇〇八・五〇	その他のもの	九%	B8		
	気密容器入りのもの				
	その他のもの	五・四%	B8	X	X
二〇〇八・六〇	あんず			X	
二〇〇八・七〇	さくらんぼ				
	桃（ネクタリンを含む。）				
	砂糖を加えたもの				
	パルプ状のもの				
	気密容器入りのもの	二一・三%	Ca		
	その他のもの	二九・八%	Ca		
	その他のもの				
	気密容器入りのもの				
	容器ともの一個の重量が二キログラム以上のもの	六・七%	Ca		
	その他のもの	八%	Ca		
	その他のもの	一三・四%	Ca		
	パルプ状のもの				
	気密容器入りのもの	八・五%	Ca		
	その他のもの	一〇・七%	Ca		
	その他のもの				
	気密容器入りのもの	六・七%	Ca		
	その他のもの	九・六%	Ca	X	
二〇〇八・八〇	ストロベリー				
	その他のもの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）	六%	B6		
二〇〇八・九一	パームハート	三%	B4	X	
二〇〇八・九二	混合したもの				
	ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル				
	砂糖を加えたもの				
	その他のもの				
	その他のもの				
	砂糖を加えたもの				
	パルプ状のもの			X	

二〇〇八・九九	その他のもの	二三・八%	Ca		
	その他のもの				
	パルプ状のもの	X			
	その他のもの	一七%	Ca		
	その他のもの			X	
	梅				
	その他のもの				
	砂糖を加えたもの				
	パルプ状のもの				
	バナナ及びアボカドー	一〇・五%	B6		
	その他のもの			X	
	その他のもの				
	バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	五・五%	B6		
	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし				
	その他のもの	七%	B6	X	
	その他のもの				
	パルプ状のもの				
	バナナ及びアボカドー	七・五%	B4	X	
	プルーン、カムカム及びりんご				
	マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	七・五%	B6		
	その他のもの	二一・三%	B8		
	その他のもの				
	プルーン、さといも（冷凍したものに限る。）、ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、カムカム、爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）、かんしょ（単に蒸気又は水煮による加熱をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。）及びりんご			X	

	バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	四・八％	B 4		
	その他のもの	一二％	B 8		
二〇・〇九	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）				
	オレンジジュース				
二〇〇九・一一	冷凍したもの		Q	13	
二〇〇九・一二	冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）		Q	13	
二〇〇九・一九	その他のもの		Q	13	
二〇〇九・二一	グレープフルーツジュース				
	ブリックス値が二〇以下のもの				
	砂糖を加えたもの				
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三％	B 8		
	その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 8		
	その他のもの				
二〇〇九・二九	砂糖を加えたもの				
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	一九・一％	B 8		
	その他のもの	二五・五％	B 8		
	その他のもの				
	砂糖を加えたもの				
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二三％	B 8		
	その他のもの				

	その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 8		
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	一九・一％	B 8		
	その他のもの	二五・五％	B 8		
二〇〇九・三一	その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）		X		
	ブリックス値が二〇以下のもの				
	砂糖を加えたもの				
	その他のもの				
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	六％	B 6		
	レモンジュース	一二％	B 6	X	
	ライムジュース		X		
	その他のもの				
二〇〇九・三九	その他のもの				
	砂糖を加えたもの				
	その他のもの				
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	六％	B 6		
	レモンジュース	一二％	B 6	X	
	ライムジュース		X		
	その他のもの				
二〇〇九・四一	その他のもの				
	パイナップルジュース				
	ブリックス値が二〇以下のもの		X		R

二〇〇九・四九	その他のもの	X			X	R
二〇〇九・五〇	トマトジュース					
	砂糖を加えたもの	X			X	
	その他のもの	Q			X	
	ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）					
二〇〇九・六一	ブリックス値が三〇以下のもの					
	砂糖を加えたもの					
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの		二三％	B6	X	
	その他のもの		二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B6	X	
二〇〇九・六九	その他のもの		一九・一％	B6	X	
	その他のもの					
	砂糖を加えたもの					
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの		二三％	B6	X	
	その他のもの					
	その他のもの					
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		一九・一％	B6	X	
	その他のもの					
	その他のもの					
二〇〇九・七一	りんごジュース					
二〇〇九・七九	ブリックス値が二〇以下のもの	X			X	
	その他のもの	X			X	
二〇〇九・八〇	その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）					
	果汁					
	砂糖を加えたもの					
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの		二三％	Ca		
	その他のもの		二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	Ca		
二〇〇九・九〇	その他のもの	X				
	しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの		一九・一％	Ca		
	プルーンジュース					
	その他のもの		二五・五％	B8		
	その他のもの					
	野菜ジュース					
	砂糖を加えたもの	X				
	その他のもの					
	気密容器入りのもの	X				
	その他のもの		七・二％	B6		
	混合ジュース					
	混合果汁					
	砂糖を加えたもの					
	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの					

オレンジ、マンダリン、りんご、パイナップル又はその他のかんきつ類（グレープフルーツ、レモン及びライムを除く。）のうち、いずれか単一の果汁又はこれらの混合果汁が重量比で五〇％以下のもの			
その他のもの			
オレンジ、マンダリン、りんご、パイナップル又はその他のかんきつ類（グレープフルーツ、レモン及びライムを除く。）のうち、いずれか単一の果汁又はこれらの混合果汁が重量比で五〇％以下のもの	二三％	Ca	X
その他のもの			
その他のもの			
しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	Ca	
オレンジ、マンダリン、りんご、パイナップル又はその他のかんきつ類（グレープフルーツ、レモン及びライムを除く。）のうち、いずれか単一の果汁又はこれらの混合果汁が重量比で五〇％以下のもの	一九・一％	Ca	X
その他のもの			
その他のもの			

オレンジ、マンダリン、りんご、パイナップル又はその他のかんきつ類（グレープフルーツ、レモン及びライムを除く。）のうち、いずれか単一の果汁又はこれらの混合果汁が重量比で五〇％以下のもの	二五・五％	Ca	X
その他のもの			
混合野菜ジュース			
砂糖を加えたもの	八・一％	B6	
その他のもの	五・四％	B6	
第二一類			
二一・〇一			
各種の調製食料品			
コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物			
コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品			
エキス、エッセンス及び濃縮物			
砂糖を加えたもの			X
その他のもの			
インスタントコーヒー	八・八％	B4	
その他のもの			A
二一〇一・一二			
エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品			
エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品			
砂糖を加えたもの			
その他のもの			X

二一〇一・二〇	インスタントコーヒー	八・八%	B 4					
	その他のもの		A	X				
	コーヒーをもととした調製品							
二一〇一・三〇	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品			X				
	チコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物							
二一・〇二	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限るものとし、第三〇・〇二項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキングパウダー			X				
二一〇二・一〇	酵母（活性のものに限る。）	一〇%	B 6					
二一〇二・二〇	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていないものに限る。）							
二一〇二・三〇	調製したベーキングパウダー							
二一・〇三	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード		A	X				
二一〇三・一〇	醤油		B 6					
二一〇三・二〇	トマトケチャップその他のトマトソース			X				
	トマトケチャップ		Q					
	その他のトマトソース		Q					
	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	六%	B 6	X				
	その他のもの							
二一〇三・三〇	ソース			X				
	マヨネーズ、フレンチドレッシング及びサラダドレッシング							
二一〇三・九〇	その他のもの							
	その他のもの							
	インスタントカレーその他のカレー調製品			X				

二一・〇四	その他のもの	四・八%	B 6	X				
	グルタミン酸ソーダを主成分とするもの							
	その他のもの							
二一〇四・一〇	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品							
	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品							
	野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）	七%	B 6					
	その他のもの	八・四%	B 6	X				
二一〇四・二〇	均質混合調製食料品							
二一〇五・〇〇	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）			X				
二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）							
二一〇六・一〇	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質			X				
二一〇六・九〇	その他のもの							
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品			X				
	その他のもの							
	米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食料品			X				
	その他のもの							
	糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）	五%	B 6	X	X	X	R	
	分みつ糖のもの							
	その他のもの							
	チューインガム			X				
	こんにゃく							
	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が〇・五%を超えるものに限る。）							

果汁をもととした調整品（アルコール分が一％未満のものに限る。）					
その他のもの					
その他のもの					
砂糖を加えたもの					
ビタミンをもととした栄養補助食品					
その他のもの					
その他のもの					
調整食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五％を超え三〇％未満のものに限る。）					
アルコールを含有しない飲料のもと					
おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの					
その他のもの					
その他のもの					
第〇四・一〇項の物品のもの					
その他のもの					
ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの					
その他のもの					
たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調整を加えたものに限る。）					
その他のもの					
ひじき（ヒジキア・フスィフォルミス）					
その他のもの					

第二二類					
二二・〇一					
二二〇一・一〇					
二二〇一・九〇					
二二・〇二					
二二〇二・一〇					
二二〇二・九〇					
二二〇三・〇〇					
二二・〇四					
二二〇四・一〇					
二二〇四・二一					
二二〇四・二九					
二二〇四・三〇					

飲料、アルコール及び食酢					
水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪					
鉱水及び炭酸水					
その他のもの					
水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）					
水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）					
砂糖を加えたもの					
その他のもの					
その他のもの					
砂糖を加えたもの					
その他のもの					
ビール					
ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）					
スパークリングワイン					
その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの					
二リットル以下の容器入りにしたもの					
その他のもの					
その他のぶどう搾汁					
アルコール分が一％未満のもの					
砂糖を加えたもの					
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇％以下のもの					

	その他のもの	二九・八％（その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B6		
二二・〇五	その他のもの しょ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの	一九・一％	B6		
	その他のもの	二五・五％	B6	A	
	その他のもの ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）				
二二〇五・一〇	二リットル以下の容器入りにしたもの			A	
二二〇五・九〇	その他のもの アルコール分が一％未満のもの	一九・一％	C a	A	
	その他のもの				
二二〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）				
	アルコール分が一％未満のもの			X	
	その他のもの 清酒及び濁酒			X	
	その他のもの 発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物				X

	その他のもの 麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの			X	A
二二・〇七	その他のもの エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）			A	
二二・〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇％未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料				
二二〇八・二〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒			A	
二二〇八・三〇	ウイスキー			A	
二二〇八・四〇	ラム及びタフィア			A	
二二〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ			A	
二二〇八・六〇	ウオッカ			A	
二二〇八・七〇	リキュール及びコーディアル			A	
二二〇八・九〇	その他のもの エチルアルコール及び蒸留酒 フルーツブランデー			A	
	その他のもの アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）			A	
	その他のもの テキーラ、メスカル及びソトール			X	
	その他のもの その他のアルコール飲料			X	
二二〇九・〇〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	四・八％		A	B6

第二三類				
二三・〇一	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料			
	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす			
二三・〇二	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）			
二三・〇三	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）			
二三〇四・〇〇	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）			
二三〇五・〇〇	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）			
二三・〇六	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四又は第二三・〇五項のものを除く。）			
二三〇七・〇〇	ぶどう酒かす及びアーゴル			
二三〇八・〇〇	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）			
二三・〇九	飼料用に供する種類の調製品			
二三〇九・一〇	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）			
	乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの			
	その他のもの			
	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）			
	その他のもの			
	課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）			
	その他のもの			
	粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）			
	その他のもの			
二三〇九・九〇	その他のもの			
	飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）			
	その他のもの			
	乳糖の含有量が全重量の一〇％以上のもの			
	ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの			
	その他のもの			
	その他のもの			

第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物並びに魚又は海棲哺乳動物のソリュブル			
その他のもの			
気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）			
その他のもの			
課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。）			
その他のもの			
粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。）	A	A	A
犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛がん用の動物用のもの			
その他のもの			
その他のもの	X X A		

第二四類			
二四・〇一			
二四・〇二			
二四〇二・一〇			
葉巻たばこ、シェルート及びシガリロ（たばこを含有するものに限る。）			
二四〇二・二〇			
紙巻たばこ（たばこを含有するものに限る。）			
二四〇二・九〇			
その他のもの			
二四・〇三			
その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス			
二四〇三・一〇			
喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）			
二四〇三・九一			
その他のもの			
シートたばこ			
二四〇三・九九			
その他のもの			
たばこのエキス及びエッセンス			
その他のもの	X A	A	X
第二五類			
二五〇一・〇〇			
塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント			
塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水			
塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の七〇％以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。）			
その他のもの	X X A		A
	A B 2		

二五〇二・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）								A
二五〇三・〇〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）								A
二五・〇四	天然黒鉛								A
二五・〇五	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）								A
二五・〇六	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）								A
二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）								A
二五・〇八	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース								A
二五〇九・〇〇	白亜								A
二五・一〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜								A
二五・一一	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）								A
二五一二・〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）								A
二五・一三	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミストーン及びエメリー								A
二五一四・〇〇	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）								A
二五・一五	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）								A
二五・一六	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）								A
二五・一七	小石、砂利及び砕石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）								A

二五・一八	ドロマイト（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス			
二五・一九	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粋であるかないかを問わない。）			
二五・二〇	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）			
二五二一・〇〇	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）			
二五・二二	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）			
二五・二三	ポートランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）			
二五二四・〇〇	雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず			
二五・二五	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切ってあるかないかを問わない。）及びタルク			
二五・二六	石綿			

二五・二八	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五％以下のもの			
二五・二九	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石			
二五・三〇	鉱物（他の項に該当するものを除く。）			
第二六類	鉱石、スラグ及び灰			
第二七類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう			
二七・〇一	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの			
二七・〇二	亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。）			
二七〇三・〇〇	泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）			
二七〇四・〇〇	コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン			
二七〇五・〇〇	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。）			
二七〇六・〇〇	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）			
二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの			
二七・〇八	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）			

二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）		
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油		B1
	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
二七一〇・一一	軽質油及びその調製品		
	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）		A
	揮発油		
	低重合度の混合アルキレン		
	政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）		B1
	その他のもの		A
	灯油		
	低重合度の混合アルキレン		
	その他のもの		
	ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）		B1
	その他のもの		A
	軽油		
	その他のもの		A

二七一〇・一九	その他のもの		
	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）		A
	灯油		
	低重合度の混合アルキレン		
	その他のもの		
	ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五％以上のものに限る。）		B1
	その他のもの		A
	軽油		
	重油及び粗油		
	温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの		B1
	製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）		
	その他のもの		
	温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの		B1
	その他のもの		A
	温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの		B1
	その他のもの		A

二七一〇・九一	その他のもの		
	廃油		
	ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）、ポリ塩化テルフェニル（ＰＣＴ）又はポリ臭化ビフェニル（ＰＢＢ）を含むもの		A
二七一〇・九九	その他のもの		
二七・一一	石油ガスその他のガス状炭化水素		A
二七・一二	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）		A
二七・一三	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物		A
二七・一四	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩（けつ）、油母頁岩（けつ）、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック		A
二七一五・〇〇	歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性ターピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）		A
第二八類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物		A
第二九類	有機化学品		
二九・〇一	非環式炭化水素		A
二九・〇二	環式炭化水素		A
二九・〇三	炭化水素のハロゲン化誘導体		A
二九・〇四	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）		A
二九・〇五	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A
二九〇五・一一	飽和一価アルコール		
二九〇五・一二	メタノール（メチルアルコール）		A
	プロパン―一―オール（プロピルアルコール）及びプロパン―二―オール（イソプロピルアルコール）		A
二九〇五・一三	ブタン―一―オール（ノルマル―ブチルアルコール）		A
二九〇五・一四	その他のブタノール		A
二九〇五・一五	ペンタノール（アミルアルコール）及びその異性体		A
二九〇五・一六	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体		A
二九〇五・一七	ドデカン―一―オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン―一―オール（セチルアルコール）及びオクタデカン―一―オール（ステアリルアルコール）		A
二九〇五・一九	その他のもの		A
二九〇五・二二	不飽和一価アルコール		A
二九〇五・二九	非環式テルペンアルコール		A
二九〇五・三一	その他のもの		A
二九〇五・三二	二価アルコール		A
二九〇五・三九	エチレングリコール（エタンジオール）		A
二九〇五・四一	プロピレングリコール（プロパン―一・二―ジオール）		A
二九〇五・四二	その他のもの		A
	その他の多価アルコール		A
	二―エチル―二―（ヒドロキシメチル）プロパン―一・三―ジオール（トリメチロールプロパン）		A
	ペンタエリトリトール		A

二九〇五・四三	マンニトール					
二九〇五・四四	Ｄ－グルシトール（ソルビトール）					
二九〇五・四五	グリセリン					
二九〇五・四九	その他のもの					
	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体					
二九〇五・五一	エトクロルビノール（ＩＮＮ）					
二九〇五・五九	その他のもの					
二九・〇六	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体					
	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体					
二九〇六・一一	メントール	八・八％（その率が一キログラムにつき二四六円四〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	C	A	A	X
二九〇六・一二	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール		A			
二九〇六・一三	ステロール及びイノシトール		A			
二九〇六・一四	テルピネオール		A			
二九〇六・一九	その他のもの		A			
	芳香族アルコール及びその誘導体					
二九〇六・二一	ベンジルアルコール		A			
二九〇六・二九	その他のもの		A			
二九・〇七	フェノール及びフェノールアルコール		A			
二九・〇八	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体					
二九・〇九	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体					
二九・一〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体					
二九一一・〇〇	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体					
二九・一二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド					
二九一三・〇〇	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体					
二九・一四	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体					
二九・一五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体					

17

二九・一六	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体							
二九・一七	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体						A	
二九・一八	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体						A	
二九一八・一一	乳酸並びにその塩及びエステル							
二九一八・一二	酒石酸							
二九一八・一三	酒石酸の塩及びエステル							
二九一八・一四	くえん酸				Q	18		
二九一八・一五	くえん酸の塩及びエステル							
	くえん酸カルシウム							
	その他のもの							
二九一八・一六	グルコン酸並びにその塩及びエステル				Q	18		
二九一八・一九	その他のもの							
	フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A	A	A	A			
	サリチル酸及びその塩	A						

二九一八・二二	オルト―アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル							
二九一八・二三	サリチル酸のその他のエステル及びその塩							
二九一八・二九	その他のもの							
二九一八・三〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A	A	A				
二九一八・九〇	その他のもの							
二九一九・〇〇	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A	A					
二九・二〇	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A						
二九・二一	アミン官能化合物							
二九・二二	酸素官能のアミノ化合物							
二九二二・一一	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	A	A					
	モノエタノールアミン及びその塩							
二九二二・一二	ジエタノールアミン及びその塩							
二九二二・一三	トリエタノールアミン及びその塩							
二九二二・一四	デキストロプロポキシフェン（ＩＮＮ）及びその塩	A	A	A				
	その他のもの							
二九二二・一九	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	A	A	A				

二九二二・二一	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩		A	
二九二二・二二	アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩		A	
二九二二・二九	その他のもの		A	
	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩		A	
二九二二・三一	アンフェプラモン（ＩＮＮ）、メサドン（ＩＮＮ）及びノルメサドン（ＩＮＮ）並びにこれらの塩		A	
二九二二・三九	その他のもの		A	
	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩		A	
二九二二・四一	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩		A	
二九二二・四二	グルタミン酸及びその塩		A	
	グルタミン酸ソーダ	五・二％	C	
	その他のもの		A	
二九二二・四三	アントラニル酸及びその塩		A	
二九二二・四四	チリジン（ＩＮＮ）及びその塩		A	
二九二二・四九	その他のもの		A	
二九二二・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物		A	
二九・二三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）		A	
二九・二四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物		A	
二九・二五	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物		A	
二九・二六	ニトリル官能化合物		A	
二九二七・〇〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物		A	
二九二八・〇〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体		A	
二九・二九	その他の窒素官能基を有する化合物		A	
二九・三〇	有機硫黄化合物		A	
二九三一・〇〇	その他のオルガノインオルガニック化合物		A	
二九・三二	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）		A	
二九・三三	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）		A	
二九・三四	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物		A	
二九三五・〇〇	スルホンアミド		A	
二九・三六	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）		A	
二九・三七	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）		A	
二九・三八	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		A	

二九・三九	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体					
二九四〇・〇〇	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）					A
二九・四一	抗生物質					
二九四二・〇〇	その他の有機化合物				A	A
第三〇類	医療用品				A	A
第三一類	肥料				A	A
第三二類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ				A	A
第三三類	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類					
三三・〇一	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューション					
三三〇一・一一	精油（かんきつ類の果実のものに限る。）					
三三〇一・一二	ベルガモットのもの					A
	オレンジのもの					A
三三〇一・一三	レモンのもの					A
三三〇一・一四	ライムのもの					A
三三〇一・一九	その他のもの					A
	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）					
三三〇一・二一	ゼラニウムのもの					X
三三〇一・二二	ジャスミンのもの					X
三三〇一・二三	ラベンダー又はラバンジンのもの					X
三三〇一・二四	ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの					A
三三〇一・二五	その他のミントのもの					
	ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスィスから採取したもので政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五％を超えるものに限る。）					A
三三〇一・二六	その他のもの					X
三三〇一・二九	ベチベルのもの					A
	その他のもの					X
三三〇一・三〇	芳油					A
三三〇一・九〇	その他のもの					A
三三・〇二	レジノイド					A
	その他のもの					A
三三〇三・〇〇	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）					A
三三・〇四	香水類及びオーデコロン類					A
	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品					A
三三・〇五	頭髪用の調製品					A

三三・〇六	口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）	A	A	
三三・〇七	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）			
第三四類				
	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品	A		
第三五類				
三五・〇一	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素			
三五〇一・一〇	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー	X	A	
三五〇一・九〇	カゼイン			
三五・〇二	その他のもの			
	アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及びアルブミナートその他のアルブミン誘導体			
三五〇二・一一	卵白			
	乾燥したもの	A	A	
三五〇二・一九	その他のもの			
三五〇二・二〇	ミルクアルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含む。）			
三五〇二・九〇	その他のもの	X	X	

三五〇三・〇〇	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。）	X		
三五〇四・〇〇	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）			
	ペプトン、その誘導体及び皮粉			
三五・〇五	その他のもの	X	A	
	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもとした膠着剤			
三五〇五・一〇	デキストリンその他の変性でん粉	X	Q	X
	エステル化でん粉その他のでん粉誘導体			
三五〇五・二〇	その他のもの			
三五・〇六	膠着剤			
	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）			
三五・〇七	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素	A	A	
第三六類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	A	A	
第三七類	写真用又は映画用の材料	A	A	
第三八類	各種の化学工業生産品			

三八・〇一	人造黒鉛及びコロイド状又は半コロイド状の黒鉛並びに黒鉛その他の炭素をもととした調製品（ペースト状、塊状、板状その他半製品の形状にしたものに限る。）			
三八・〇二	活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（廃獣炭を含む。）			
三八〇三・〇〇	トール油（精製してあるかないかを問わない。）			
三八〇四・〇〇	木材パルプの製造の際に生ずる廃液（リグニンスルホン酸塩を含むものとし、濃縮し、糖類を除き又は化学的に処理したものであるかないかを問わず、第三八・〇三項のトール油を除く。）			
三八・〇五	ガムテレビン油、ウッドテレビン油、硫酸テレビン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレビンその他のパラシメン（粗のものに限る。）及びパイン油（アルファ―テルピネオールを主成分とするものに限る。）			
三八・〇六	ロジン及び樹脂酸並びにこれらの誘導体、ロジンスピリット、ロジン油並びにランガム			
三八〇七・〇〇	木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ及び植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもととしたもの			
三八・〇八	殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）			
三八・〇九	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品（繊維工業、製紙工業、皮革工業その他これらに類する工業において使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			A
三八〇九・一〇	でん粉質の物質をもととしたもの			
三八〇九・九一	その他のもの			
	繊維工業その他これに類する工業において使用する種類のもの			A
三八〇九・九二	製紙工業その他これに類する工業において使用する種類のもの			A
三八〇九・九三	皮革工業その他これに類する工業において使用する種類のもの			A
三八・一〇	金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストで金属と他の材料とから成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒のしん又は被覆に使用する種類の調製品			A
三八・一一	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化防止剤、粘度指数向上剤、腐食防止剤その他の調製添加剤（鉱物油（ガソリンを含む。）用又は鉱物油と同じ目的に使用するその他の液体用のものに限る。）			A
三八・一二	調製したゴム加硫促進剤、ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤（他の項に該当するものを除く。）及びゴム用又はプラスチック用の調製した老化防止剤その他の複合した安定剤			A
三八一三・〇〇	消火器用の調製品及び装てん物並びに装てんした消火弾			A
三八一四・〇〇	有機の配合溶剤及び配合シンナー（他の項に該当するものを除く。）並びにペイント用又はワニス用の調製除去剤			A
三八・一五	反応開始剤、反応促進剤及び調製触媒（他の項に該当するものを除く。）			A
三八一六・〇〇	耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品（第三八・〇一項の物品を除く。）			A

三八一七・〇〇	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第二七・〇七項又は第二九・〇二項のものを除く。）		A
三八一八・〇〇	元素を電子工業用にドープ処理したもの（円盤状、ウエハー状その他これらに類する形状にしたものに限る。）及び化合物を電子工業用にドープ処理したもの		A
三八一九・〇〇	液圧ブレーキ液その他の液圧伝動用の調製液（石油又は歴青油を含有しないもの及び石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％未満のものに限る。）		A
三八二〇・〇〇	調製不凍液及び調製解凍液		A
三八二一・〇〇	微生物用の調製培養剤		A
三八二二・〇〇	診断用又は理化学用の試薬（支持体を使用したものに限る。）及び診断用又は理化学用の調製試薬（支持体を使用してあるかないかを問わない。）（第三〇・〇二項又は第三〇・〇六項のものを除く。）並びに認証標準物質		A
三八・二三	工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール		X
三八・二四	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。）		A
三八二四・一〇	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤		A
三八二四・二〇	ナフテン酸並びにその塩（水溶性のものを除く。）及びエステル		A
三八二四・三〇	金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混合物（凝結させてないものに限る。）		A
三八二四・四〇	セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加剤		A
三八二四・五〇	非耐火性のモルタル及びコンクリート		A
三八二四・六〇	ソルビトール（第二九〇五・四四号のものを除く。）		X
三八二四・七一	非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）を含有する混合物		A
三八二四・七九	非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体（ふっ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。）を含有するもの		A
三八二四・九〇	その他のもの		A
三八・二五	その他のもの		A
	化学工業（類似の工業を含む。）において生ずる残留物（他の項に該当するものを除く。）、都市廃棄物、下水汚泥及びこの類の注6のその他の廃棄物		A
第三九類	プラスチック及びその製品		A
第四〇類	ゴム及びその製品		A
第四一類	原皮（毛皮を除く。）及び革		
四一・〇一	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）		
四一〇一・二〇	全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）		

	クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの				
	その他のもの				
四一〇一・五〇	全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）	E	A	20	
	クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの				
	その他のもの				
四一〇一・九〇	その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）	E	A	20	
	クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの				
	その他のもの				
四一・〇二	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかいないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）	E	A	20	
四一・〇三	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）	A			
四一〇三・一〇	やぎのもの	E	A	20	
四一〇三・二〇	爬虫類のもの				
四一〇三・三〇	豚のもの				
	なめし過程にないもの				
	その他のもの				
四一〇三・九〇	その他のもの	A	B	8	六%
四一・〇四	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	A			
四一〇四・一一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	A			
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット				
	クロムなめしのもの				
	その他のもの				
四一〇四・一九	その他のもの	E	A	20	
	クロムなめしのもの				
	その他のもの				
四一〇四・四一	乾燥状態（クラスト）のもの	E	A	20	
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット				
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの				
	クロムなめしのもの				
	その他のもの				
四一〇四・四九	その他のもの	E	A	20	
	染着色したもの				
	その他のもの	E	E	22	
	その他のもの				
	なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの				

	クロムなめしのもの								
	その他のもの								
	その他のもの								
四一・〇五	羊のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）								
	染着色したもの								
	その他のもの							E	A
四一〇五・一〇	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの								
四一〇五・三〇	乾燥状態（クラスト）のもの								
	染着色したもの							E	A
	その他のもの								
四一・〇六	その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）								
	やぎのもの								
四一〇六・二一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの								
四一〇六・二二	乾燥状態（クラスト）のもの								
	染着色したもの							E	A
	その他のもの								
	豚のもの								
四一〇六・三一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの						六%		
四一〇六・三二	乾燥状態（クラスト）のもの								
	染着色したもの						八%		
	その他のもの								
	爬虫類のもの								
四一〇六・四〇	植物性前なめしをしたもの						六%		
	その他のもの								
	その他のもの								
	染着色したもの								A

| | | |

四一一五・一〇	コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）	六％	B 8	21
四一一五・二〇	革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉	三％	B 8	21
第四二類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品			
四二〇一・〇〇	動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）	五・三％	B 8	25
四二・〇二	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器			
四二〇二・一一	トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器			
四二〇二・一二	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの			
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一六％	B 8	26
	その他のもの	一〇％	B 8	26
四二〇二・一九	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの			
	携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	八％	B 8	26
	その他のもの	四・六％	B 8	26
四二〇二・二一	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの			
	その他のもの	四・一％	B 8	25
	ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）			
	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの			
	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	一四％	B 8	26
	その他のもの	一六％	B 8	26

四二〇二・二二	その他のもの	八％	B 8	26				
	革製又はパテントレザー製のもの							
	その他のもの	一〇％	B 8	26				
四二〇二・二九	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの							
	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるもの	一六％	B 8	26				
	その他のもの	八％	B 8	26				
	その他のもの	一六％	B 8	26				
四二〇二・三一	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品							
	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの							
	財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一六％	B 8	26				
	その他のもの	一〇％	B 8	26				
	その他のもの	一六％	B 8	26				
四二〇二・三二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの							
	財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）	一六％	B 8	26				
	その他のもの	八％	B 8	26				
	その他のもの	四・一％	B 8	25				
四二〇二・三九	その他のもの	一〇％	B 8	26				
	革製又はパテントレザー製のもの							
	その他のもの	八％	B 8	26				
四二〇二・九一	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	一〇％	B 8	26				
四二〇二・九二	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの							
四二〇二・九九	その他のもの							
	木製のもの	二・七％	B 8	25				
	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの	二・七％	B 8	25				
	その他のもの	三・四％	B 8	25				
四二〇三・〇三	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）	四・六％	B 8	25				
四二〇三・一〇	衣類							
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六％	B 8					
	その他のもの							
	野球用のもの	X						
	その他のもの	一二・五％	B 8					
四二〇三・一一	手袋、ミトン及びミット							
	特に運動用に製造したもの							
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	一六％	B 8					
	その他のもの	一〇％	B 8					
四二〇三・二九	その他のもの							
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの							

	革製のもの					一四％	B 8
	コンポジションレザー製のもの					一六％	B 8
	その他のもの						X
四二〇三・三〇	ベルト及び負い革						
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの						
	その他のもの					一六％	B 8
	その他のもの						X
四二〇三・四〇	その他の衣類附属品						
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの						
	その他のもの					一六％	B 8
	その他のもの					一〇％	B 8
四二〇四・〇〇	機械用その他の技術的用途に供する種類の革製品及びコンポジションレザー製品						
	ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー					一八％	B 8
	その他のもの					三・三％	B 8
	その他の革製品及びコンポジションレザー製品					一〇％	B 8
四二〇五・〇〇	腸、ゴールドビータースキン、ぼうこう又は腱の製品					三・三％	B 8
四二・〇六							25
	第四三類						
	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品						
四三・〇一	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）						
四三〇一・一〇	ミンクのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）						X
四三〇一・三〇	子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ペルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊で全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）						
四三〇一・六〇	きつねのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）						
四三〇一・七〇	あざらしのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）						
四三〇一・八〇	その他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。）						
四三〇一・九〇	頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するもの						
	ミンクのもの						
	その他のもの						
四三・〇二	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）						
四三・〇三	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品						A
四三〇四・〇〇	人造毛皮及びその製品						X
							X
	第四四類						
四四・〇一	木材及びその製品並びに木炭						
	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材						A
四四〇二・〇〇	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）						A

四四・〇三	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）								
四四・〇四	たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）、木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの								A
四四〇五・〇〇	木毛及び木粉								
四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木								
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）								A
四四〇七・一〇	針葉樹のもの								
	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの								A
四四〇七・二四	バイロラ、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、インブイア及びバルサ								A
四四〇七・二五	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ								A
	かんながけし又はやすりがけしたもの								X
	その他のもの								
四四〇七・二六	ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ及びアランかんながけし又はやすりがけしたもの								A
	その他のもの								X

四四〇七・二九	その他のもの								A
	ふたばがき科のもの								
	かんながけし又はやすりがけしたもの								A
	その他のもの								
	その他のもの								A
四四〇七・九一	その他のもの								X
四四〇七・九二	オーク（コナラ属のもの）のもの								A
四四〇七・九九	ビーチ（ブナ属のもの）のもの								A
	その他のもの								
	ふたばがき科のもの								
	かんながけし又はやすりがけしたもの								A
	その他のもの								
	その他のもの								X
四四・〇八	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）								A
	針葉樹のもの								
	インセンスシダーのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）								A
	その他のもの								
	積層木材を平削りすることにより得られるもの								三・六％
	その他のもの								
四四〇八・一〇	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの								B 4
	その他のもの								A

四四〇八・三一	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ		
	積層木材を平削りすることにより得られるもの		
	その他のもの		
四四〇八・三九	その他のもの		
	ジェルトンのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。）		
	その他のもの		
	積層木材を平削りすることにより得られるもの	三・六％	B 4 A
	その他のもの		A
四四〇八・九〇	その他のもの		
	積層木材を平削りすることにより得られるもの	三・六％	B 4 A
	その他のもの		A
四四〇九・一〇	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立てていないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	三・六％	B 4 A
四四〇九・二〇	針葉樹のもの		A
	針葉樹以外のもの	四・五％	B 6 A
四四・〇九	引抜材（竹製のものに限る。）		
	その他のもの		
四四・一〇	パーティクルボードその他これに類するボード（例えば、オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）		

四四一〇・一一	オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード（木材のものに限る。）		
	加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの		
	板状のもの	三・六％	C
	その他のもの	三・〇％	C
四四一〇・二九	その他のもの		
	板状のもの	三・六％	C
	その他のもの	三・〇％	C
	その他のもの（木材のものに限る。）		
	加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの		
	板状のもの	三・六％	C
	その他のもの	三・〇％	C
四四一〇・三二	メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆したもの		
	板状のもの	三・六％	C
	その他のもの	三・〇％	C
四四一〇・三三	プラスチック製の装飾積層板で表面を被覆したもの		
	板状のもの	三・六％	C
	その他のもの	三・〇％	C
四四一〇・三九	その他のもの		
	板状のもの	三・六％	B 4
	その他のもの	三・〇％	B 4
四四一〇・九〇	その他のもの		
	板状のもの	四・七％	B 6
	その他のもの	三・九％	B 4
四四・一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。）	一・五％	B 4
四四・一二	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材		

四四一二・一三	合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが六ミリメートル以下のものに限る。）							
四四一二・一四	少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの							
四四一二・一九	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）							
四四一二・二二	その他のもの							
	その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）							
四四一二・二三	少なくとも一の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの							
	集成材							
	その他のもの							
	その他のもの（少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。）							
	集成材							
	その他のもの							
	その他のもの							
	集成材							
	その他のもの							
四四一二・九二	その他のもの							
	少なくとも一の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの							
	集成材							
	その他のもの							
四四一二・九三	その他のもの（少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。）							
四四一二・九九	その他のもの							
四四一三・〇〇	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は形材のものに限る。）							
四四一四・〇〇	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁							
四四・一五	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠							
四四一六・〇〇	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）							
四四一七・〇〇	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型							
四四・一八	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。）							
四四一九・〇〇	木製の食卓用品及び台所用品							
四四・二〇	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具							
四四二〇・一〇	木製の小像その他の装飾品							
四四二〇・九〇	その他のもの							
	寄せ木し又は象眼した木材							
四四・二一	その他のもの							
四四二一・一〇	その他の木製品							
四四二一・九〇	衣類用ハンガー							
	その他のもの							
	竹製のくし							
	その他のもの							
第四五類	コルク及びその製品							
第四六類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物							
四六・〇一	さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織った物品（シート状のものに限るものとし、敷物、すだれ、その他の最終製品であるかないかを問わない。）							

四六〇一・二〇	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）			
	いぐさ製又は七島い製のもの	六％	B 5	A
	その他のもの			
四六〇一・九一	植物性材料製のもの			
	いぐさ製又は七島い製のもの	六％	B 5	A
	その他のもの			
四六〇一・九九	その他のもの			
四六・〇二	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品			A
四六〇二・一〇	植物性材料製のもの			
	扇子及びうちわ並びにこれらの部分品、瓶用のわらづと並びに畳床	四・七％	B 5	A
	その他のもの			A
四六〇二・九〇	その他のもの			A
第四七類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙			A
第四八類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品			A
第四九類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案			A
第五〇類	絹及び絹織物			
五〇〇一・〇〇	繭（繰糸に適するものに限る。）			X
五〇〇二・〇〇	生糸（よってないものに限る。）			A
	野蚕のもの			X
	その他のもの			A
五〇・〇三	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。）			A
五〇〇四・〇〇	絹糸（絹紡糸、絹紡紬糸及び小売用にしたものを除く。）			A
五〇〇五・〇〇	絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものを除く。）			A
五〇〇六・〇〇	絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす			A
五〇・〇七	絹織物			A
第五一類	羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物			A
第五二類	綿及び綿織物			
五二〇一・〇〇	実綿及び繰綿（カードし又はコームしたものを除く。）			A
五二・〇二	綿のくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）			A
五二〇三・〇〇	綿（カードし又はコームしたものに限る。）			A
五二・〇四	綿製の縫糸（小売用にしたものであるかないかを問わない。）			A
五二・〇五	綿糸（綿の重量が全重量の八五％以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）			A
五二〇五・一一	単糸（コームした繊維製のものを除く。）			A
	七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）			A
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 5	A
	その他のもの			

五二〇五・一二	二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	A B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇五・一三	一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの 綿のみから成るもの 漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）	A	二・三％（その率が一キログラムにつき一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
		B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	その他のもの	B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	他の繊維を混ぜたもの	B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇五・一四	一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの 綿のみから成るもの 漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）	A	二・三％（その率が一キログラムにつき一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	その他のもの	B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	他の繊維を混ぜたもの	B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量

五二〇五・一五	一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの 綿のみから成るもの 漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）	税率より低いときは、当該従量税率）	A
		二・三％（その率が一キログラムにつき一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B5
	その他のもの	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B5
	他の繊維を混ぜたもの	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B5
	単糸（コームした繊維製のものに限る。）		
五二〇五・二二	七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	A B5
五二〇五・二二	二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	A B5
五二〇五・二三	一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの 綿のみから成るもの		A

	漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）	B5	二・三％（その率が一キログラムにつき一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	その他のもの	B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇五・二四	他の繊維を混ぜたもの		
	一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	A	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	その他のもの		
	綿のみから成るもの		
	漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）	B5	二・三％（その率が一キログラムにつき一七円の従量

			税率より低いときは、当該従量税率）
	その他のもの	B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇五・二六	他の繊維を混ぜたもの		
	一〇六・三八デシテックス以上一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超え九四以下のもの）		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	A	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	その他のもの		
	綿のみから成るもの		
	漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）	B5	二・三％（その率が一キログラムにつき一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

		その他のもの	
		他の繊維を混ぜたもの	
五二〇五・二七		八三・三三デシテックス以上一〇六・三八デシテックス未満のもの（メートル式番手九四を超え一二〇以下のもの）	
		合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
		その他のもの	
		綿のみから成るもの	
		漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）	
		その他のもの	
		他の繊維を混ぜたもの	

一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B5	
一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B5	
	A	
二・三％（その率が一キログラムにつき一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B5	
一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B5	

		他の繊維を混ぜたもの	
五二〇五・二八		八三・三三デシテックス未満のもの（メートル式番手一二〇を超えるもの）	
		合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
		その他のもの	
		綿のみから成るもの	
		漂白してないもの（マーセライズしたものを除く。）	
		その他のもの	
		他の繊維を混ぜたもの	

一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B5	
	A	
二・三％（その率が一キログラムにつき一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B5	
一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B5	

			マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。）	
五二〇五・三一			構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの）	
			合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
			その他のもの	
	A	B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五二〇五・三二			構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）	
			合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
			その他のもの	
	A	B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五二〇五・三三			構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）	
			合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
			その他のもの	
			綿のみから成るもの	
	A	B5	二・三％（その率が一キログラムにつき一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五二〇五・三四			他の繊維を混ぜたもの	
			構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）	
			合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
			その他のもの	
			綿のみから成るもの	
	A	B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	

	他の繊維を混ぜたもの	B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇五・三五	構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの）		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	A	
	その他のもの		
	綿のみから成るもの	B5	二・三％（その率が一キログラムにつき一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	他の繊維を混ぜたもの	B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇五・四一	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものに限る。）		
	構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの）		
五二〇五・四二	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	A	
	その他のもの		
	構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	A	
	その他のもの	B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇五・四三	構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	A	
	その他のもの	B5	A

			綿のみから成るもの
			他の繊維を混ぜたもの
五二〇五・四四			構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの）
			合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの
			その他のもの
			綿のみから成るもの
	B5	二・三％（その率が一キログラムにつき一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
			他の繊維を混ぜたもの
	B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
	A		他の繊維を混ぜたもの

			綿のみから成るもの
			他の繊維を混ぜたもの
五二〇五・四六			構成する単糸が一〇六・三八デシテックス以上一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超え九四以下のもの）
			合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの
			その他のもの
			綿のみから成るもの
	B5	二・三％（その率が一キログラムにつき一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
			他の繊維を混ぜたもの
	B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
	A		他の繊維を混ぜたもの
五二〇五・四七			構成する単糸が八三・三三デシテックス以上一〇六・三八デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手九四を超え一二〇以下のもの）
			合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの
			その他のもの

		綿のみから成るもの	
	B5	二・三％（その率が一キログラムにつき一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
		他の繊維を混ぜたもの	
	B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	
五二〇五・四八		構成する単糸が八三・三三デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一二〇を超えるもの）	
		合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
		その他のもの	
		綿のみから成るもの	
	B5	二・三％（その率が一キログラムにつき一七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	A
		他の繊維を混ぜたもの	
	B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	

五二〇六・一一		綿糸（綿の重量が全重量の八五％未満のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）	五二・〇六
		単糸（コームした繊維製のものを除く。）	
		七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの）	
		合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
		その他のもの	
	B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	A
五二〇六・一二		二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの）	
		合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
		その他のもの	
五二〇六・一三	B5	一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの）	A

	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	五二〇六・一四	A B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの		A B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	五二〇六・一五	A B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	単糸（コームした繊維製のものに限る。）七一四・二九デシテックス以上のもの（メートル式番手一四以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	五二〇六・二二	A B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（メートル式番手一四を超え四三以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	五二〇六・二三	A B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
	一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（メートル式番手四三を超え五二以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		A	

	その他のもの	B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇六・二四	一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（メートル式番手五二を超え八〇以下のもの）		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	A	
	その他のもの	B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇六・二五	一二五デシテックス未満のもの（メートル式番手八〇を超えるもの）		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	A	
	その他のもの	B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

五二〇六・三一	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものを除く。）		
	構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの）		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	A	
	その他のもの	B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇六・三二	構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの）		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	A	
	その他のもの	B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
五二〇六・三三	構成する単糸が一九二・三一デシテックス以上二三二・五六デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの）		

			合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの
五二〇六・三四	A B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの
五二〇六・三五	A B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの
五二〇六・四一	A B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	マルチプルヤーン及びケーブルヤーン（コームした繊維製のものに限る。） 構成する単糸が七一四・二九デシテックス以上のもの（構成する単糸がメートル式番手一四以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの
五二〇六・四二	A B5	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	構成する単糸が二三二・五六デシテックス以上七一四・二九デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手一四を超え四三以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの

五二〇六・四三	構成する単糸が一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手四三を超え五二以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	A B5	
五二〇六・四四	構成する単糸が一二五デシテックス以上一九二・三一デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手五二を超え八〇以下のもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	A B5	
五二〇六・四五	構成する単糸が一二五デシテックス未満のもの（構成する単糸がメートル式番手八〇を超えるもの） 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		A	
	その他のもの	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B5	
五二〇七・〇七	綿糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。） 綿の重量が全重量の八五％以上のもの			
五二〇七・一〇	一個の重量が一二五グラム以下のもの その他のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	A B5	
五二〇七・九〇	その他のもの 一個の重量が一二五グラム以下のもの その他のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	一・九％（その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	A B5	

五二・〇八	綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）		
五二〇八・一一	漂白してないもの		
	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	ポプリン	五・六％ C	
	その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率） C	
五二〇八・一二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率） C	
五二〇八・一三	三枚綾（あや）織り又は四枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	ポプリン	五・六％ C	
	その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率） C	
		三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率） C	

			き一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・一九	その他の織物		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	C	五・六％
		C	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・二二	漂白したもの		
	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	ポプリン	C	五・六％
		C	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

			用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・二二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	ポプリン	C	五・六％
		C	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	その他のもの		
		C	三・七％（その率が二・九％及び一平方

			メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・二三	三枚綾（あや）織り又は四枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	五・六％	C
		三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	C
五二〇八・二九	その他の織物		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	五・六％	C
		三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	C

五二〇八・三一	浸染したもの		
	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	五・六％	C
		三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	C
	先染めしたもの		
	その他のもの	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	C
	ポプリン		
	その他のもの	三・七％（その率が二・九	C

		%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・三二		
	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
	その他のもの	
	先染めしたもの	五・六％C
	その他のもの	三・七％（そのC率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	ポプリン	五・六％（そのC率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、

		当該従価従量併用の税率）
	その他のもの	三・七％（そのC率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・三三		
	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
	その他のもの	五・六％C
		三・七％（そのC率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・三九		
	その他の織物	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	
	その他のもの	五・六％C
		三・七％（そのC率が二・九

			%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・四一	異なる色の糸から成るもの		
	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	ギンガム及びポプリン	C	五・六％
	その他のもの	C	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		C	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

五二〇八・四二	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの		
	ギンガム及びポプリン	C	五・六％
	その他のもの	C	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		C	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・四三	三枚綾（あや）織り又は四枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	C	五・六％
		C	三・七％（その率が二・九

			%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・四九	その他の織物		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの		
	その他のもの	C	五・六%
		C	三・七%（その率が二・九%及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・五一	なせんしたもの		
	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラム以下のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの		
	ろうけつ染めのもの（手工業によりろうけつ染めしたものであることが、原産国の政府又は政府代行機関により証明されているものに限る。以下この類において同じ。）	A	

	その他のもの		
	その他のもの		
	ろうけつ染めのもの		
	その他のもの		
	ポプリン		
		C	五・六%（その率が四・四%及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		A	
	その他のもの		
五二〇八・五二			
	平織りのもので、重量が一平方メートルにつき一〇〇グラムを超えるもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇%を超えるもの		
	ろうけつ染めのもの	A	
	その他のもの	C	五・六%
	その他のもの		
	ろうけつ染めのもの	A	

	その他のもの		
	ポプリン		
		C	五・六％（その率が四・四％及び一平方メートルにつき一円五二銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	その他のもの		
		C	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇八・五三	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	ろうけつ染めのもの		
	その他のもの		
	その他のもの		
	ろうけつ染めのもの		
	その他のもの	CA	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		CA	五・六％

五二〇八・五九	その他の織物		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	ろうけつ染めのもの		
	その他のもの		
	その他のもの		
	ろうけつ染めのもの		
	その他のもの	CA	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
		CA	五・六％
五二〇九・一一	綿織物（綿の重量が全重量の八五％以上で、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるものに限る。）		
	漂白してないもの		
	平織りのもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	C	五・六％

	その他のもの	C	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・一二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	C	五・六％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	その他のもの	C	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・一九	その他の織物		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	C	五・六％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・二一	漂白したもの		
	平織りのもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	C	五・六％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・二二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	C	五・六％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

五二〇九・二九	その他の織物 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	C	五・六％ 三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・三一	浸染したもの 平織りのもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	C C	五・六％ 三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・三二	三枚綾（あや）織り又は四枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの	C	五・六％
五二〇九・三九	その他のもの	C	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	その他の織物 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	C C	五・六％ 三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・四一	異なる色の糸から成るもの 平織りのもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの その他のもの	C C	五・六％ 三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつ

			き一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・四二	デニム		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	C C	五・六％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・四三	その他の三枚綾（あや）織り又は四枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）の織物		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	C C	五・六％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・四九	その他の織物		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	その他のもの	C C	五・六％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二〇九・五一	なせんしたもの		
	平織りのもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの		
	ろうけつ染めのもの		
	その他のもの	C A	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
	その他のもの		
	ろうけつ染めのもの		
	その他のもの	C A	五・六％

五二〇九・五二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの			
	ろうけつ染めのもの			
	その他のもの			
	その他のもの			
	ろうけつ染めのもの			
	その他のもの			
五二〇九・五九	その他の織物			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの			
	ろうけつ染めのもの			
	その他のもの			
	その他のもの			
	ろうけつ染めのもの			
	その他のもの			

		五・六％	C A	
		三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	C A	
		五・六％	C A	
		三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用	C A	

五二一〇・一〇	綿織物（綿の重量が全重量の八五％未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもののうち、重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のものに限る。）			
五二一〇・一一	漂白してないもの			
	平織りのもの			
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）			
	その他のもの			
五二一〇・一二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの			
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの			

		七・四％	C	
		五・六％	C C	
		三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	C C	
		七・四％	C	

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
その他のもの	C	五・六％
五二一〇・一九		
その他の織物		
経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	C	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
その他のもの	C	七・四％
漂白したもの		
平織りのもの		
経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	C	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
その他のもの	C	五・六％
五二一〇・二一		
三枚綾（あや）織り又は四枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	C	七・四％
その他のもの	C	五・六％

	その他のもの	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	C
五二一〇・二九	その他の織物		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	七・四％	C
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	五・六％	C
	その他のもの	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	C
五二一〇・三一	浸染したもの		
	平織りのもの		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	七・四％	C
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	五・六％	C
	その他のもの	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	C
五二一〇・三二	三枚綾（あや）織り又は四枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	七・四％	C
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	五・六％	C
	その他のもの	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低	C

五二一〇・三九	その他の織物 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） その他のもの	七・四％ C	いときは、当該従価従量併用の税率）
		五・六％ C	
五二一〇・四一	異なる色の糸から成るもの 平織りのもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率） C	
		七・四％ C	
		五・六％ C	
五二一〇・四二	その他のもの	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率） C	
五二一〇・四九	その他の織物 三枚綾（あや）織り又は四枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） その他のもの	七・四％ C	
		五・六％ C	
		三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率） C	

		経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	
		合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	
		その他のもの	
五二一〇・五一		なせんしたもの	
		平織りのもの	
		経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	
		ろうけつ染めのもの	
		その他のもの	
		合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	
		ろうけつ染めのもの	

		その他のもの	
		その他のもの	
		ろうけつ染めのもの	
		その他のもの	
五二一〇・五二		三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの	
		経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	
		ろうけつ染めのもの	
		その他のもの	
		合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	
		ろうけつ染めのもの	
		その他のもの	
		ろうけつ染めのもの	
		その他のもの	

七・四％	C		
五・六％	C		
三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	C		
七・四％	C	A	
			A

五・六％	C		
三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	C	A	
七・四％	C	A	
五・六％	C	A	
三・七％（その率が二・九％及び一平方	C	A	

五二一〇・五九	その他の織物		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
	ろうけつ染めのもの		
	その他のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
	ろうけつ染めのもの		
	その他のもの		
	その他のもの		
	ろうけつ染めのもの		
	その他のもの		

	のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） その他のもの	五・六％ 三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	C C
五二一一・一九	その他の織物 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） その他のもの	七・四％ 五・六％ 三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	C C C

五二一一・二二	漂白したもの 平織りのもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） その他のもの	七・四％ 五・六％ 三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	C C C
五二一一・二三	三枚綾（あや）織り又は四枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	七・四％ 五・六％	C C

	その他のもの	C	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一一・二九	その他の織物		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	C	七・四％
	その他のもの	C	五・六％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一一・三二	浸染したもの		
	平織りのもの		

	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	C	七・四％
	その他のもの	C	五・六％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一一・三二	三枚綾（あや）織り又は四枚綾（あや）織り（破れ斜文織りを含む。）のもの		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	C	七・四％
	その他のもの	C	五・六％（その率が二・九％及び一平方

五二一一・三九	その他の織物		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
	その他のもの		
	メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	七・四％	C
五二一一・四一	異なる色の糸から成るもの		
	平織りのもの		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
	その他のもの		
	メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五・六％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	C
		七・四％	C
五二一一・四二	デニム		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
	その他のもの		
	メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五・六％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低	C
		七・四％	C

五二一一・四三	その他の三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）の織物		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
	その他のもの	七・四％	C
	その他のもの	五・六％	C
五二一一・四九	その他の織物		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
	その他のもの	七・四％	C
	その他のもの	五・六％	C

	いときは、当該従価従量併用の税率）	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	C
五二一一・五一	その他のもの		
	なせんしたもの		
	平織りのもの		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
	ろうけつ染めのもの		
	その他のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
	ろうけつ染めのもの	七・四％	C A
	その他のもの		
	ろうけつ染めのもの	五・六％	C A
	その他のもの		
		三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用	C A

五二一一・五二	三枚綾織り又は四枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもの			
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの			
	ろうけつ染めのもの			
	その他のもの			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）			
	ろうけつ染めのもの			
	その他のもの			
	ろうけつ染めのもの			
	その他のもの			
五二一一・五九	その他の織物			

	の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）			
		七・四％	C	A
		五・六％	C	A
		三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	C	A

五二・一二	その他の綿織物			
	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラム以下のもの			
五二一二・一一	漂白してないもの			
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの			
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの			
	ろうけつ染めのもの			
	その他のもの			
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）			
	ろうけつ染めのもの			
	その他のもの			
	ろうけつ染めのもの			
	その他のもの			

		七・四％	C	A
		五・六％	C	A
		三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	C	A
		七・四％	C	

合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） その他のもの	C	五・六％ 三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	
漂白したもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） その他のもの	C C	七・四％ 五・六％ 三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二一二・一二
浸染したもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。） その他のもの	C C	七・四％ 五・六％ 三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	五二一二・一三
異なる色の糸から成るもの 経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	C C	七・四％ 五・六％	五二一二・一四

	その他のもの	C	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）
五二一二・一五	なせんしたもの		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
	ろうけつ染めのもの		
	その他のもの	C A	七・四％
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
	ろうけつ染めのもの		
	その他のもの	C A	五・六％
	その他のもの		
	ろうけつ染めのもの		
	その他のもの	C A	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

五二一二・二二	重量が一平方メートルにつき二〇〇グラムを超えるもの		
	漂白してないもの		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）		
	その他のもの	C	七・四％
	漂白したもの		
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの		
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	C C	五・六％
	その他のもの	C	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）

	その他のもの	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率） C
五二一二・二三	浸染したもの	
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	七・四％ C
	その他のもの	五・六％ C
五二一二・二四	異なる色の糸から成るもの	
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率） C
		七・四％ C

	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	五・六％ C
	その他のもの	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率） C
五二一二・二五	なせんしたもの	
	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	七・四％ C
	ろうけつ染めのもの	A
	その他のもの	
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	五・六％ C
	ろうけつ染めのもの	A
	その他のもの	C
	その他のもの	
	ろうけつ染めのもの	A

第五三類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物		A					
第五四類	人造繊維の長繊維及びその織物		A					
第五五類	人造繊維の短繊維及びその織物		A					
第五六類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品		A					
第五七類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物		A					
第五八類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びしゅう布							
五八・〇一	パイル織物及びシェニール織物（第五八・〇二項又は第五八・〇六項の織物類を除く。）							
五八〇一・一〇	羊毛製又は繊獣毛製のもの		A					
	綿製のもの							
五八〇一・二一	よこパイル織物（パイルを切ってないものに限る。）		A					
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの							
	その他のもの							
五八〇一・二二	経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	五・六％	C					
	合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の一〇％を超えるもの（経緯糸のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	三・七％	C	C				
	その他のもの							
五八〇一・二三	コール天（パイルを切ったものに限る。）	四・五％	C	A				
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの							
	その他のもの							
	その他のよこパイル織物	四・五％	C	A				
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの							
	その他のもの							
五八〇一・二四	たてパイル織物（パイルを切ってないものに限る。）	三・七％	C	A				
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの							
	その他のもの							
五八〇一・二五	たてパイル織物（パイルを切ったものに限る。）	三・七％	C	A				
	プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの							
	その他のもの							

五八〇一・二六	シェニール織物 政令で定める難燃性を有するもの（幅が一四二センチメートル以上のものに限る。） その他のもの プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの その他のもの	三・七％	A
五八〇一・三一	人造繊維製のもの よこパイル織物（パイルを切ってないものに限る。）		A
五八〇一・三二	コール天（パイルを切ったものに限る。）		A
五八〇一・三三	その他のよこパイル織物		A
五八〇一・三四	たてパイル織物（パイルを切ってないものに限る。）		A
五八〇一・三五	たてパイル織物（パイルを切ったものに限る。）		A
五八〇一・三六	シェニール織物		A
五八〇一・九〇	その他の紡織用繊維製のもの		A
五八・〇二	テリータオル地その他のテリー織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）及びタフテッド織物類（第五七・〇三項の物品を除く。）		A
五八・〇三	もじり織物（第五八・〇六項の細幅織物類を除く。）		A
五八・〇四	チュールその他の網地（織ったもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及びレース（レース地及びモチーフに限るものとし、第六〇・〇二項から第六〇・〇六項までの編物を除く。）		A
五八〇五・〇〇	ゴブラン織り、フランダース織り、オービュソン織り、ボーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びプチポワン、クロスステッチ等を使用して手針によりつづれ織り風にした織物（製品にしたものであるかないかを問わない。）		A
五八・〇六	細幅織物（第五八・〇七項の物品を除く。）及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック）		A
五八・〇七	紡織用繊維から成るラベル、バッジその他これらに類する物品（反物状又はストリップ状のもの及び特定の形状又は大きさに切ったものに限るものとし、ししゅうしたものを除く。）		A
五八・〇八	組ひも及び装飾用トリミング（そのまま特定の用途に供しないものに限るものとし、装飾用トリミングにあっては、ししゅうしたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する製品		A
五八〇九・〇〇	金属糸又は第五六・〇五項の金属を交えた糸の織物（衣類、室内用品その他これらに類する物品に使用する種類のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A
五八・一〇	ししゅう布（モチーフを含む。）		A
五八一一・〇〇	縫製その他の方法により紡織用繊維の一以上の層と詰物材料とを重ね合わせた反物状のキルティングした物品（第五八・一〇項のししゅう布を除く。） プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの その他のもの		A

第五九類	綿製のもの	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品					
		その他のもの	三・七％（その率が二・九％及び一平方メートルにつき一円一銭の従価従量併用の税率より低いときは、当該従価従量併用の税率）	A	A	A	B5
第六〇類		メリヤス編物及びクロセ編物					
		衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）					
		その他のもの					
第六一類		衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）					
		その他のもの					
第六二類		衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）					
		その他のもの					
第六三類		紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ					
		その他のもの					
第六四類		履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品					
六四・〇一		防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）					
六四〇一・一〇		履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）					
		スキー靴					
六四〇一・九一		その他のもの					
		その他の履物					
六四〇一・九二		ひざを覆うもの					
		くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）					
六四〇一・九九		スキー靴					
		その他のもの					
六四・〇二		その他のもの					
		その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）					
六四〇二・一二		スポーツ用の履物					
		スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ					
		スキー靴					
六四〇二・一九		スノーボードブーツ					
		その他のもの					
六四〇二・二〇		履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。）					
六四〇二・三〇		その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）					
六四〇二・九一		その他の履物					
		くるぶしを覆うもの					
六四〇二・九九		その他のもの					
		短靴					
六四・〇三		その他のもの					
		履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）					
六四〇三・一二		スポーツ用の履物					
		スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ					
		その他のもの					
六四〇三・一九		本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの					
		その他のもの					

六・七％	B8						
六・七％	B8						
六・七％	B8	X					
八％	B8						
八％	B8	X					
六・七％	B8						
六・七％	B8						
八％	B8						
八％	B8						
一〇％	B8						
八％	B8						
六・七％	B8						
六・七％	B8						
八％	B8						
二七％	B8	X					

六四〇三・二〇	その他のもの 履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。）	三〇％	B8	
六四〇三・三〇	履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。） 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。） その他のもの スリッパ その他のもの		E	28
六四〇三・四〇	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。） その他の履物（本底が革製のものに限る。）		E	28
六四〇三・五一	くるぶしを覆うもの 室内用履物 その他のもの 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの		E	28
六四〇三・五九	その他のもの スリッパその他の室内用履物 スリッパ その他のもの その他のもの 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの	三〇％	B8	
六四〇三・九一	その他の履物 くるぶしを覆うもの 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。） 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	二七％	B8	
六四〇三・九九	その他のもの その他のもの 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの その他のもの 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。） 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの その他のもの スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの	三〇％	B8	
六四・〇四	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。） 履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）		E	28
六四〇四・一一	スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物	八％	B8	
六四〇四・一九	その他のもの 甲に毛皮を使用したもの 甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。） その他のもの その他のもの 地下たび及びキャンバスシューズ その他のもの	三〇％ 六・七％ 八％	E B8 B8	28

六四〇四・二〇	履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）						
	甲に毛皮を使用したもの						
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）						
	その他のもの						
	本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。）						
	キャンバスシューズ						
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）						
	その他のもの						
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）						
	その他のもの						
六四・〇五	その他の履物	六・七％					
六四〇五・一〇	甲が革製又はコンポジションレザー製のもの		B 8	X	E		
	本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）						
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）						
	その他のもの						
	その他のもの			X	E		
						28	

六四〇六・二〇	本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）	三・四％	B 8		
六四〇六・九一	その他のもの 木製のもの 毛皮を使用したもの	三・四％	X B 8		
六四〇六・九九	その他のもの その他の材料製のもの 革製のもの及び毛皮を使用したもの	三・四％	X B 8		
	その他のもの				
第六五類	帽子及びその部分品		A		
第六六類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品		A		
第六七類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品		A		
第六八類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品		A		
第六九類	陶磁製品		A		
第七〇類	ガラス及びその製品				
七〇〇一・〇〇	ガラスのくず及び塊		A		
七〇・〇二	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）		A		
七〇・〇三	鋳込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		A		
七〇・〇四	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		A		
七〇・〇五	フロート板ガラス及び磨き板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		A		
七〇〇六・〇〇	ガラス（第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほうろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。）		A		
七〇・〇七	安全ガラス（強化ガラス及び合わせガラスに限る。）		A		
七〇〇八・〇〇	断熱用複層ガラス		A		
七〇・〇九	ガラス鏡（枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。）		A		
七〇・一〇	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンプルその他の容器（輸送又は包装に使用する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品		A		
七〇・一一	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。）		A		
七〇一二・〇〇	魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶		A		
七〇・一三	ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）		A		
七〇一四・〇〇	ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。）		A		
七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント		A		

七〇・一六	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス					
七〇・一七	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）					
七〇・一八	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）				A	A
七〇一八・一〇	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨	八%	B 8	30		
七〇一八・二〇	ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）				A	
七〇一八・九〇	その他のもの					
	貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの	六・六%	B 8	30		
	その他のもの				A	
七〇・一九	ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）				A	A
七〇二〇・〇〇	その他のガラス製品					

	第七一類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣				A
	第七二類	鉄鋼			A	A
	第七三類	鉄鋼製品			A	A
	第七四類	銅及びその製品			A	A
	第七五類	ニッケル及びその製品			A	A
	第七六類	アルミニウム及びその製品			A	A
	第七八類	鉛及びその製品			A	A
	第七九類	亜鉛及びその製品				
	七九・〇一	亜鉛の塊				
七九〇一・一一		亜鉛（合金を除く。）				
		亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%以上のもの				
		課税価格が一キログラムにつき二五〇円以下のもの				
				一キログラムにつき、課税価格と二五〇円との差額に〇・四を乗じて得た額（その率が一キログラムにつき一円七二銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	B 5	
七九〇一・一二		課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの				
		亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%未満のもの			A	

	課税価格が一キログラムにつき二五〇円以下のもの	B5	一キログラムにつき、課税価格と二五〇円との差額に〇・四を乗じて得た額（その率が一キログラムにつき一円七二銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）
七九〇一・二〇	課税価格が一キログラムにつき二五〇円を超えるもの	A	
	亜鉛合金		
	アルミニウムの含有量が全重量の三％を超えるもの	B5	一キログラムにつき一円七二銭
	その他のもの		
	亜鉛の含有量が全重量の九五％以上のもの	B5	一キログラムにつき一円六八銭
	その他のもの	A	
七九〇二・〇〇	亜鉛のくず	A	
七九・〇三	亜鉛のダスト、粉及びフレーク	A	
七九〇四・〇〇	亜鉛の棒、形材及び線	A	
七九〇五・〇〇	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく	A	
七九〇六・〇〇	亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	A	
七九〇七・〇〇	その他の亜鉛製品	A	
第八〇類	すず及びその製品		
第八一類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	A	
第八二類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	A	
第八三類	各種の卑金属製品	A	
第八四類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	A	
第八五類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	A	
第八六類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）	A	
第八七類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	A	
第八八類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	A	
第八九類	船舶及び浮き構造物	A	
第九〇類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	A	
第九一類	時計及びその部分品	A	
九一・〇一	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）	A	

九一・〇二	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。）								A
九一・〇三	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）								A
九一〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）								A
九一・〇五	その他の時計（携帯用時計を除く。）								A
九一・〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）								A
九一〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）								A
九一・〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）								A
九一・〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）								A
九一・一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント								A
九一・一一	携帯用時計のケース及びその部分品								A
九一・一二	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品								A
九一・一三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品								A
九一一三・一〇	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの								A
九一一三・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）								A
九一一三・九〇	その他のもの								A
九一・一四	革製又はコンポジションレザー製のもの								A
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの								A
	その他のもの								A
	その他のもの								A
	二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を考慮しない。）から成るもの								A
	その他のもの								A
	その他の時計の部分品	一六％	一〇％	一〇％	B 8	B 8	B 8	B 8	A
第九二類	楽器並びにその部分品及び附属品								A
第九三類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品								A
第九四類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物								A
九四・〇一	腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品								A
九四〇一・一〇	航空機に使用する種類の腰掛け								A
九四〇一・二〇	自動車に使用する種類の腰掛け								A
九四〇一・三〇	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）								A
九四〇一・四〇	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）								A

九四〇一・五〇	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け				
九四〇一・六一	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）				
九四〇一・六九	アップホルスターのもの				
	その他のもの				
九四〇一・七一	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）				
九四〇一・七九	アップホルスターのもの				
	その他のもの				
九四〇一・八〇	その他の腰掛け				
九四〇一・九〇	部分品				
九四・〇二	革製のもの				
	その他のもの				
	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品	三・八％	B 8	32	
九四・〇三	その他の家具及びその部分品		A		
九四・〇四	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート		A		
九四・〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）		A		
九四〇六・〇〇	プレハブ建築物		A		

第九五類					
	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品		A		
第九六類					
九六・〇一	雑品				
	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）		A		
九六〇二・〇〇	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品		A		
九六・〇三	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）		A		
九六〇四・〇〇	手ふるい		A		
九六〇五・〇〇	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）		A		
九六・〇六	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク	六・六％	B 8	26	

九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品					
九六・〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）					A
九六・〇九	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク					A
九六一〇・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）					A
九六一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺（なつ）又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セットタイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）					A
九六・一二	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）					A
九六・一三	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品					A
九六・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品					A
九六・一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド					A
九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）					A
九六一八・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの					A
第九七類	美術品、収集品及びこっとう					A

（第三節は、スペイン語及び英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。）

附属書二（第三章関係）　第七条に関するメキシコの措置

メキシコは、第七条の規定に従うことを条件として、次に規定する措置を維持することができる。ただし、当該措置において、第三国（千九百九十四年のガット第二十四条及び世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条の解釈に関する了解（その改正を含む。）に基づきメキシコが協定を締結している第三国を含む。）に対して一層有利な待遇が与えられないことを条件とする。

1　次に掲げる産品の輸入及び輸出についての制限（統一システム番号に対応する品名は、参照のためにのみ記述されたものである。）

統一システム番号	品名
二七〇七・五〇	その他の芳香族炭化水素混合物で、ＡＳＴＭ　Ｄ　八六の方法による温度二五〇度における減失量加算留出容量が全容量の六五％以上のもの
二七〇七・九九	その他のもの
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）

二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油
二七・一一	石油ガスその他のガス状炭化水素
二七一二・九〇	その他のもの
二七一三・一一	焼いてないもの
二七一三・二〇	石油アスファルト
二七一三・九〇	その他の石油又は歴青油の残留物
二七・一四	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック
二九〇一・一〇	飽和のもの

2　統一システムの第六三・〇九項の中古の産品の輸入についての禁止又は制限

3　統一システムの次の項及び号の中古の産品の輸入についての禁止又は制限（統一システム番号に対応する品名は、参照のためにのみ記述されたものである。）

統一システム番号	品名
八七〇一・二〇	セミトレーラー用の道路走行用トラクター
八七・〇二	一〇人以上の人員（運転手を含む。）の輸送用の自動車
八七・〇三	乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第八七・〇二項のものを除く。）
八七・〇四	貨物自動車
八七〇五・二〇	せん孔デリック車
八七〇五・四〇	コンクリートミキサー車
八七〇六・〇〇	原動機付きシャシ（第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車用のものに限る。）

附属書三（第三章関係）　蒸留酒の地理的表示

1　日本国については、

日本国の現行の法令により指定される壱岐、球磨及び琉球

2　メキシコについては、

メキシコの現行の法令により指定されるテキーラ及びメスカル

附属書四（第四章関係）　品目別原産地規則

第一節　解釈のための一般的注釈

この附属書に定める原産地規則の解釈上、

(a)　特定の項又は号の産品について適用する品目別原産地規則又は一連の品目別原産地規則は、次節の表の上欄に掲げる項又は号に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規則とする。

(b)　関税分類の変更の要件は、非原産材料についてのみ適用する。

(c)　統一システムの第一類から第二四類までの産品について適用する規則中、重量とは、統一システムに別段の定めがある場合を除くほか、乾燥重量をいう。

(d)　次の定義を適用する。

「部」とは、統一システムの部をいう。

「類」とは、統一システムの類をいう。

「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

(e)　この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

(f)　第六一類、第六二類又は第六三類に分類され、かつ、メキシコから日本国に輸出される産品であって、次節に定める品目別原産地規則（当該産品について適用されるもの）を満たさないものについては、毎年、日本国に輸入されるそれらの産品の価額の総額（本船渡しの価額により計算したものをいう。）が合計二億アメリカ合衆国ドル以内である限り、原産品とする。ただし、当該産品が次の(i)から(iii)までに規定するいずれかの品目別原産地規則をメキシコの区域内で満たし、かつ、第四章の他のすべての関連する要件を満たすことを条件とする。

(i)　第六一・〇一項から第六一・一七項までの各項の産品については、当該各項の産品への他の類の材料からの変更

(ii)　第六二・〇一項から第六二・一七項までの各項の産品については、当該各項の産品への他の類の材料からの変更

(iii)　第六三・〇一項から第六三・一〇項までの各項の産品については、当該各項の産品への他の類の材料からの変更

(g)　(f)の規定は、第十条に規定する統一規則に従って実施する。(f)の規定の適用上、メキシコは、(f)に規定する総額の割当ての実施及び管理を行う。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、当該割当ての実施及び管理に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

第二節　品目別原産地規則

第一部　動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品（第一類から第五類まで）

第一類　動物（生きているものに限る。）

○一・○一―○一・○六	第○一・○一項から第○一・○六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二類　肉及び食用のくず肉

○二・○一―○二・一○	第○二・○一項から第○二・一○項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第一類の材料からの変更を除く。）

第三類　魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

○三・○一―○三・○七	第○三・○一項から第○三・○七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四類　酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

○四・○一―○四・一○	第○四・○一項から第○四・一○項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

○五・○一―○五・一一	第○五・○一項から第○五・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二部　植物性生産品（第六類から第一四類まで）

注釈　一方又は双方の締約国の区域において栽培される農産品及び園芸産品は、種、りん茎、根茎、挿穂、接ぎ穂その他の植物の生きている部分であって第三国から輸入したものから栽培される場合においても、原産品とする。

第六類　生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

○六・○一―○六・○四	第○六・○一項から第○六・○四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第七類　食用の野菜、根及び塊茎

○七・○一―○七・一四	第○七・○一項から第○七・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第八類　食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

○八・○一―○八・一四	第○八・○一項から第○八・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第九類　コーヒー、茶、マテ及び香辛料

○九・○一―○九・一○	第○九・○一項から第○九・一○項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一〇類　穀物

一○・○一―一○・○八	第一○・○一項から第一○・○八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一一類　穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

一一・○一―一一・○九	第一一・○一項から第一一・○九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第一○・○五項の材料からの変更を除く。）

第一二類　採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

一二・○一―一二・一四	第一二・○一項から第一二・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一三類　ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

一三・○一―一三・○二	第一三・○一項から第一三・○二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一四類　植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

一四・○一―一四・○四	第一四・○一項から第一四・○四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第三部　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（第一五類）

第一五類　動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

一五・〇一―一五・一一	第一五・〇一項から第一五・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
一五・一二	第一五・一二項のサフラワー油若しくはその分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）又は、第一五・一二項の産品（サフラワー油及びその分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）を除く。）への他の類の材料からの変更
一五・一三―一五・一四	第一五・一三項から第一五・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
一五一五・一一―一五一五・四〇	第一五一五・一一号から第一五一五・四〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
一五一五・五〇―一五一五・九〇	第一五一五・五〇号から第一五一五・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）
一五・一六―一五・二二	第一五・一六項から第一五・二二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品（第一六類から第二四類まで）

第一六類　肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

一六・〇一―一六・〇二	第一六・〇一項から第一六・〇二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第一類又は第二類の材料からの変更を除く。）
一六・〇三	第一六・〇三項の産品への他の類の材料からの変更
一六・〇四―一六・〇五	第一六・〇四項から第一六・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）

第一七類　糖類及び砂糖菓子

一七・〇一―一七・〇四	第一七・〇一項から第一七・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一八類　ココア及びその調製品

一八・〇一―一八・〇六	第一八・〇一項から第一八・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一九類　穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

一九・〇一―一九・〇五	第一九・〇一項から第一九・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二〇類　野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

注釈　この類の果実、ナット及び野菜の調製品であって、単に冷凍したもの、水、塩水若しくは天然のジュースの入った容器に単に詰めたもの（缶詰を含む。）又は乾燥し若しくは油に浸した状態で単にいったもの（冷凍し、容器に詰め又はいることに付随する加工を行ったものを含む。）は、生鮮の産品が一方又は双方の締約国の区域において完全に生産され又は得られるものである場合に限り、原産品とする。

二〇・〇一―二〇・〇六	第二〇・〇一項から第二〇・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）
二〇・〇七―二〇・〇八	第二〇・〇七項から第二〇・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇九・一一―二〇〇九・三九	第二〇〇九・一一号から第二〇〇九・三九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇五項の材料からの変更を除く。）
二〇〇九・四一―二〇〇九・四九	第二〇〇九・四一号から第二〇〇九・四九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇四項の材料からの変更を除く。）
二〇〇九・五〇	第二〇〇九・五〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇二項の材料からの変更を除く。）
二〇〇九・六一―二〇〇九・六九	第二〇〇九・六一号から第二〇〇九・六九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇六項の材料からの変更を除く。）

二〇〇九・七一―二〇〇九・七九	第二〇〇九・七一号から第二〇〇九・七九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇八項の材料からの変更を除く。）
二〇〇九・八〇―二〇〇九・九〇	第二〇〇九・八〇号から第二〇〇九・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）

第二一類　各種の調製食料品

二一・〇一	第二一・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（非原産材料である第九類のコーヒーの重量が産品の重量の十パーセント以下である場合に限る。）
二一・〇二	第二一・〇二項の産品への他の類の材料からの変更
二一・〇三―二一・〇四	第二一・〇三項から第二一・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）
二一・〇五	第二一・〇五項の産品への他の類の材料からの変更（第四類、第一七類又は第一九類の材料からの変更を除く。）
二一〇六・一〇	第二一〇六・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第四類、第一七類又は第一九類の材料からの変更を除く。）
二一〇六・九〇	第二一〇六・九〇号の海草の調製品への他の類の材料からの変更（第一二・一二項の材料からの変更を除く。）又は、第二一〇六・九〇号のその他の産品（海草の調製品を除く。）への他の類の材料からの変更（第四類、第一七類又は第一九類の材料からの変更を除く。）

第二二類　飲料、アルコール及び食酢

二二・〇一	第二二・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
二二〇二・一〇	第二二〇二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
二二〇二・九〇	第二二〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第四類、第一七類、第一九類、第二〇類又は第二一類の材料からの変更を除く。）
二二・〇三	第二二・〇三項の産品への他の類の材料からの変更
二二・〇四―二二・〇六	第二二・〇四項から第二二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）
二二・〇七	第二二・〇七項の産品への他の類の材料からの変更
二二〇八・二〇―二二〇八・六〇	第二二〇八・二〇号から第二二〇八・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）
二二〇八・七〇	第二二〇八・七〇号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、域内原産割合が五十パーセント以上であること（第二二〇八・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
二二〇八・九〇	第二二〇八・九〇号の合成清酒若しくはみりんへの他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること、 第二二〇八・九〇号の飲料（果汁をもととしたものであって、アルコール分が一パーセント未満のものに限る。）への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）又は、 第二二〇八・九〇号のその他の産品（合成清酒、みりん及び飲料（果汁をもととしたものであって、アルコール分が一パーセント未満のものに限る。）を除く。）への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）
二二・〇九	第二二・〇九項の産品への他の類の材料からの変更

第二三類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

二三・〇一―二三・〇八	第二三・〇一項から第二三・〇八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
二三・〇九	第二三・〇九項の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二四類　たばこ及び製造たばこ代用品

二四・〇一	第二四・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
二四〇二・一〇	第二四〇二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（非原産材料である第二四・〇一項のたばこ（製造たばこを除く。）又はくずたばこの含有量が産品の全重量の三十パーセント以下である場合に限る。）

二四〇二・二〇 二四〇二・九〇	第二四〇二・二〇号の産品への他の項の材料からの変更 第二四〇二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更（非原産材料である第二四・〇一項のたばこ（製造たばこを除く。）又はくずたばこの含有量が産品の全重量の三十パーセント以下である場合に限る。）
二四〇三・一〇	第二四〇三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（非原産材料である第二四・〇一項のたばこ（製造たばこを除く。）又はくずたばこの含有量が産品の全重量の三十パーセント以下である場合に限る。）
二四〇三・九一―二四〇三・九九	第二四〇三・九一号から第二四〇三・九九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第五部　鉱物性生産品（第二五類から第二七類まで）

第二五類　塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント	
二五・〇一―二五・三〇	第二五・〇一項から第二五・三〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第二六類　鉱石、スラグ及び灰	
二六・〇一―二六・二一	第二六・〇一項から第二六・二一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第二七類　鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう	
二七・〇一―二七・〇三	第二七・〇一項から第二七・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
二七・〇四	第二七・〇四項の産品への他の項の材料からの変更
二七・〇五―二七・〇九	第二七・〇五項から第二七・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
二七・一〇―二七・一五	第二七・一〇項から第二七・一五項までの各項の産品への第二七・一〇項から第二七・一五項まで以外の項の材料からの変更
二七・一六	第二七・一六項の産品への他の項の材料からの変更

第六部　化学工業（類似の工業を含む。）の生産品（第二八類から第三八類まで）

第二八類　無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物	
二八〇一・一〇―二八〇一・三〇	第二八〇一・一〇号から第二八〇一・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二八・〇二―二八・〇三	第二八・〇二項から第二八・〇三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
二八〇四・一〇―二八〇四・五〇	第二八〇四・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二八〇四・六一―二八〇四・六九	第二八〇四・六一号から第二八〇四・六九号までの各号の産品への第二八〇四・六一号から第二八〇四・六九号までのうちの当該各号以外の号の材料からの変更又は、第二八〇四・六一号から第二八〇四・六九号までのうちの当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、第二八〇四・六一号から第二八〇四・六九号まで以外の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二八〇四・七〇―二八〇四・九〇	第二八〇四・七〇号から第二八〇四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二八〇五・一一―二八〇五・一二	第二八〇五・一一号から第二八〇五・一二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二八〇五・一九	第二八〇五・一九号のその他のアルカリ金属への第二八〇五・一九号のその他のアルカリ土類金属若しくは他の号の材料からの変更又は、 第二八〇五・一九号のその他のアルカリ土類金属への第二八〇五・一九号のその他のアルカリ金属若しくは他の号の材料からの変更
二八〇五・三〇―二八〇五・四〇	第二八〇五・三〇号から第二八〇五・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二八〇六・一〇	第二八〇六・一〇号の産品への他の号の材料からの変更（第二八〇一・一〇号の材料からの変更を除く。）又は、

二八〇六・二〇	第二八〇六・一〇号の産品への第二八〇一・一〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二八・〇七―二八・〇八	第二八〇六・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
二八〇九・一〇―二八一四・二〇	第二八・〇七項から第二八・〇八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
二八一五・一一―二八一五・一二	第二八〇九・一〇号から第二八一四・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
	第二八一五・一一号から第二八一五・一二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
二八一五・二〇	第二八一五・一一号から第二八一五・一二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二八一五・三〇	第二八一五・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
	第二八一五・三〇号の産品への他の号の材料からの変更（第二八一五・一一号から第二八一五・二〇号までの材料からの変更を除く。）又は、
二八一六・一〇	第二八一五・三〇号の産品への第二八一五・一一号から第二八一五・二〇号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二八一六・四〇	第二八一六・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
	第二八一六・四〇号のストロンチウムの酸化物、水酸化物若しくは過酸化物への第二八一六・四〇号のバリウムの酸化物、水酸化物若しくは過酸化物若しくは他の号の材料からの変更又は、
	第二八一六・四〇号のバリウムの酸化物、水酸化物若しくは過酸化物若しくは過酸化物への第二八一六・四〇号のストロンチウムの酸化物、水酸化物若しくは過酸化物若しくは他の号の材料からの変更

二八・一七	第二八・一七項の産品への他の項の材料からの変更
二八一八・一〇―二八一八・三〇	第二八一八・一〇号から第二八一八・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二八一九・一〇	第二八一九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	第二八一九・一〇号の産品への第二八一九・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二八一九・九〇	第二八一九・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
二八二〇・一〇	第二八二〇・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	第二八二〇・一〇号の産品への第二八二〇・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二八二〇・九〇	第二八二〇・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
二八二一・一〇―二八二一・二〇	第二八二一・一〇号から第二八二一・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	第二八二一・一〇号から第二八二一・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二八・二二―二八・二三	第二八・二二項から第二八・二三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
二八二四・一〇―二八二四・九〇	第二八二四・一〇号から第二八二四・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	第二八二四・一〇号から第二八二四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

二八二五・一〇―二八二六・九〇	第二八二五・一〇号から第二八二六・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二八二七・一〇―二八二七・三六	第二八二七・一〇号から第二八二七・三六号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二八二七・三九	第二八二七・三九号の塩化バリウムへの第二八二七・三九号のその他の塩化物（塩化バリウムを除く。）若しくは他の号の材料からの変更又は、 第二八二七・三九号のその他の塩化物（塩化バリウムを除く。）への第二八二七・三九号の塩化バリウム若しくは他の号の材料からの変更
二八二七・四一―二八二七・六〇	第二八二七・四一号から第二八二七・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二八二八・一〇―二八二八・九〇	第二八二八・一〇号から第二八二八・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二八二九・一一 二八二九・一九―二八二九・九〇	第二八二九・一一号の産品への他の号の材料からの変更 第二八二九・一九号から第二八二九・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第二八類から第三八類までの材料からの変更を除く。）又は、 第二八二九・一九号から第二八二九・九〇号までの各号の産品への第二八類から第三八類までのうちの当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二八三〇・一〇―二八三三・四〇	第二八三〇・一〇号から第二八三三・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二八三四・一〇―二八三四・二一	第二八三四・一〇号から第二八三四・二一号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二八三四・二九	第二八三四・二九号のビスマスの硝酸塩への第二八三四・二九号のその他の硝酸塩（ビスマスの硝酸塩を除く。）若しくは他の号の材料からの変更又は、 第二八三四・二九号のその他の硝酸塩（ビスマスの硝酸塩を除く。）への第二八三四・二九号のビスマスの硝酸塩若しくは他の号の材料からの変更
二八三五・一〇―二八三五・三九	第二八三五・一〇号から第二八三五・三九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二八三六・一〇 二八三六・二〇―二八三六・三〇	第二八三六・一〇号の産品への他の号の材料からの変更 第二八三六・二〇号から第二八三六・三〇号までの各号の産品への第二八三六・二〇号から第二八三六・三〇号までで以外の号の材料からの変更又は、 第二八三六・二〇号から第二八三六・三〇号までの各号の産品への第二八三六・二〇号から第二八三六・三〇号までのうちの当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、第二八三六・二〇号から第二八三六・三〇号まで以外の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二八三六・四〇―二八三六・九九	第二八三六・四〇号から第二八三六・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二八三七・一一―二八四〇・三〇	第二八三七・一一号から第二八四〇・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二八四一・一〇―二八四一・三〇	第二八四一・一〇号から第二八四一・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二八四一・五〇	第二八四一・五〇号の二クロム酸カリウムへの第二八四一・五〇号のその他のクロム酸塩、二クロム酸塩（二クロム酸カリウムを除く。）若しくはペルオキソクロム酸カリウムを除く。）若しくはペルオキソクロム酸塩若しくは他の号の材料からの変更又は、 第二八四一・五〇号のその他のクロム酸塩、二クロム酸塩（二クロム酸カリウムを除く。）若しくはペルオキソクロム酸塩への第二八四一・五〇号の二クロム酸カリウム若しくは他の号の材料からの変更
二八四一・六一―二八四一・九〇	第二八四一・六一号から第二八四一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二八四二・一〇	第二八四二・一〇号のけい酸の複塩若しくは錯塩（化学的に単一のアルミノけい酸塩を含む。）への第二八四二・一〇号の化学的に単一でないアルミノけい酸塩若しくは他の号の材料からの変更、

二八四二・九〇	第二八四二・一〇号の化学的に単一でないアルミノけい酸塩への他の類の材料からの変更（第二八類から第三八類までの材料からの変更を除く。）又は、
二八四三・一〇―二八四六・九〇	第二八四二・一〇号の化学的に単一でないアルミノけい酸塩への第二八四二・一〇号のけい酸の複塩若しくは錯塩（化学的に単一のアルミノけい酸塩を含む。）若しくは第二八類から第三八類までのうちの他の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二八四九・一〇―二八四九・九〇	第二八四二・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
二八・五〇	第二八四三・一〇号から第二八四六・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二八・五一	第二八・四七項から第二八・四八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
二八・四七―二八・四八	第二八四九・一〇号から第二八四九・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
	第二八・五〇項の産品への他の項の材料からの変更
	第二八・五一項の産品への他の類の材料からの変更（第二八類から第三八類までの材料からの変更を除く。）又は、
	第二八・五一項の産品への第二八類から第三八類までのうちの当該産品が属する号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二九類　有機化学品

二九〇一・一〇―二九〇一・二九	第二九〇一・一〇号から第二九〇一・二九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二九〇二・一一―二九〇二・四四	第二九〇二・一一号から第二九〇二・四四号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二九〇二・五〇	第二九〇二・五〇号の産品への他の号の材料からの変更（第二九〇一・六〇号の材料からの変更を除く。）又は、
二九〇二・六〇―二九〇二・九〇	第二九〇二・五〇号の産品への第二九〇二・六〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
	第二九〇二・六〇号から第二九〇二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二九〇三・一一―二九〇三・一五	第二九〇三・一一号から第二九〇三・一五号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（第二九〇一項から第二九・〇二項までの材料からの変更を除く。）又は、
二九〇三・一九	第二九〇三・一一号から第二九〇三・一五号までの各号の産品への第二九・〇一項から第二九・〇二項までの材料からの変更（この変更に加えて、当該各号以外の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
	第二九〇三・一九号の一・二―ジクロロプロパン（二塩化プロピレン）若しくはジクロロブタンへの第二九〇三・一九号のその他の非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。）若しくは他の号の材料からの変更（第二九・〇一項から第二九・〇二項までの材料からの変更を除く。）、
	第二九〇三・一九号の一・二―ジクロロプロパン（二塩化プロピレン）若しくはジクロロブタンへの第二九・〇一項から第二九・〇二項までの材料からの変更（この変更に加えて、第二九〇三・一九号のその他の非環式炭化水素の塩素化誘導体（一・二―ジクロロプロパン（二塩化プロピレン）及びジクロロブタンを除くものとし、飽和のものに限る。）又は当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること、
	第二九〇三・一九号のその他の非環式炭化水素の塩素化誘導体（一・二―ジクロロプロパン（二塩化プロピレン）及びジクロロブタンを除くものとし、飽和のものに限る。）へ

の第二九〇三・一九号の一・二―ジクロロプロパン（二塩化プロピレン）若しくはジクロロブタン若しくは他の号の材料からの変更（第二九・〇一項から第二九・〇二項までの材料からの変更を除く。）又は、 第二九〇三・一九号のその他の非環式炭化水素の塩素化誘導体（一・二―ジクロロプロパン（二塩化プロピレン）及びジクロロブタンを除くものとし、飽和のものに限る。）への第二九・〇一項から第二九・〇二項までの材料からの変更（この変更に加えて、第二九〇三・一九号の一・二―ジクロロプロパン（二塩化プロピレン）若しくはジクロロブタン又は当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。	二九〇三・二一―二九〇三・六九
第二九〇三・二一号から第二九〇三・六九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（第二九・〇一項から第二九・〇二項までの材料からの変更を除く。）又は、 第二九〇三・二一号から第二九〇三・六九号までの各号の産品への第二九・〇一項から第二九・〇二項までの材料からの変更（この変更に加えて、当該各号以外の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。	二九〇四・一〇―二九〇四・九〇
第二九〇四・一〇号から第二九〇四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（第二九・〇一項から第二九・〇三項までの材料からの変更を除く。）又は、 第二九〇四・一〇号から第二九〇四・九〇号までの各号の産品への第二九・〇一項から第二九・〇三項までの材料からの変更（この変更に加えて、当該各号以外の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第二九〇五・一一号から第二九〇五・一二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更	二九〇五・一一―二九〇五・一二
第二九〇五・一三号の産品への他の項の材料からの変更 第二九〇五・一四号から第二九〇五・四三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更 第二九〇五・四四号の産品への他の類の材料からの変更（第一七・〇二項の材料からの変更を除く。） 第二九〇五・四五号の産品への他の号の材料からの変更 第二九〇五・四九号のグリセリンのエステル（第二九・〇四項の酸から構成されるものに限る。）への第二九〇五・四九号のその他の材料（グリセリンのエステル（第二九・〇四項の酸から構成されるものに限る。）を除く。）若しくは他の号の材料からの変更（第二九・〇一項から第二九・〇三項までの材料からの変更を除く。）、 第二九〇五・四九号のグリセリンのエステル（第二九・〇四項の酸から構成されるものに限る。）への第二九・〇一項から第二九・〇三項までの材料からの変更（この変更に加えて、第二九〇五・四九号のその他の材料（グリセリンのエステル（第二九・〇四項の酸から構成されるものに限る。）を除く。）又は当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること又は、 第二九〇五・四九号のその他の産品（グリセリンのエステル（第二九・〇四項の酸から構成されるものに限る。）を除く。）への他の号の材料からの変更 第二九〇五・五一号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への第二九〇五・五一号から第二九〇五・五九号まで以外の号の材料からの変更 第二九〇六・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第三三類の材料からの変更を除く。） 第二九〇六・一二号から第二九〇六・二九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更 第二九〇七・一一号から第二九〇七・一二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更 第二九〇七・一三号の産品への他の項の材料からの変更 第二九〇七・一四号から第二九〇七・二三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更	二九〇五・一三 二九〇五・一四―二九〇五・四三 二九〇五・四四 二九〇五・四五 二九〇五・四九 二九〇五・五一―二九〇五・五九 二九〇六・一一 二九〇六・一二―二九〇六・二九 二九〇七・一一―二九〇七・一二 二九〇七・一三 二九〇七・一四―二九〇七・二三

二九〇七・二九	第二九〇七・二九号のフェノールアルコールへの第二九〇七・二九号の多価フェノール若しくは他の号の材料からの変更又は、 第二九〇七・二九号の多価フェノールへの第二九〇七・二九号のフェノールアルコール若しくは他の号の材料からの変更 第二九〇八・一〇号から第二九〇八・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二九・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、 第二九〇八・一〇号から第二九〇八・九〇号までの各号の産品への第二九〇八・一〇号から第二九〇八・九〇号までのうちの当該各号以外の号若しくは第二九・〇七項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第二九〇九・一一号から第二九〇九・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第二九〇九・一一号から第二九〇九・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第二九〇九・三〇号の産品への他の号の材料からの変更 第二九〇九・四一号から第二九〇九・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第二九〇九・四一号から第二九〇九・五〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第二九〇九・六〇号の産品への他の号の材料からの変更 第二九一〇・一〇号から第二九一〇・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
二九〇八・一〇―二九〇八・九〇	
二九〇九・一一―二九〇九・二〇	
二九〇九・三〇	
二九〇九・四一―二九〇九・五〇	
二九〇九・六〇	
二九一〇・一〇―二九一〇・二〇	
二九一〇・三〇―二九一〇・九〇	第二九一〇・三〇号から第二九一〇・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更 第二九・一一号の産品への他の項の材料からの変更 第二九一二・一一号の産品への他の号の材料からの変更 第二九一二・一二号の産品への他の号の材料からの変更（第二九〇一・二一号の材料からの変更を除く。）又は、 第二九一二・一二号の産品への第二九〇一・二一号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第二九一二・一三号から第二九一二・五〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更 第二九一二・六〇号の産品への他の号の材料からの変更（第二九一二・一一号の材料からの変更を除く。）又は、 第二九一二・六〇号の産品への第二九一二・一一号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第二九一四・一一号から第二九一四・七〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更 第二九一五・一一号の産品への他の号の材料からの変更（第二九・一二項の材料からの変更を除く。）又は、 第二九一五・一二号の産品への他の号の材料からの変更（第二九一五・一一号の材料からの変更を除く。）又は、 第二九一五・一二号の産品への第二九一五・一一号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第二九一五・一三号の産品への他の号の材料からの変更 第二九一五・二一号の産品への他の号の材料からの変更（第二九一二・一二号の材料からの変更を除く。）又は、
二九一二・一三―二九一二・五〇	
二九一二・六〇	
二九・一三	
二九一四・一一―二九一四・七〇	
二九一五・一一	
二九一五・一二	
二九一五・一三	
二九一五・二一	

第二九一五・二一号の産品への第二九一二・一二号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。	二九一五・二二―二九一五・二三
第二九一五・二二号から第二九一五・二三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（第二九一五・二一号の材料からの変更を除く。）又は、	
第二九一五・二二号から第二九一五・二三号までの各号の産品への第二九一五・二一号の材料からの変更（この変更に加えて、当該各号以外の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。	二九一五・二四
第二九一五・二四号の産品への他の号の材料からの変更	二九一五・二九
第二九一五・二九号の産品への他の号の材料からの変更（第二九一五・二一号の材料からの変更を除く。）又は、	
第二九一五・二九号の産品への第二九一五・二一号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。	二九一五・三一―二九一五・三二
第二九一五・三一号から第二九一五・三二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更	二九一五・三三―二九一五・三四
第二九一五・三三号から第二九一五・三四号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（第二九一五・二一号の材料からの変更を除く。）又は、	
第二九一五・三三号から第二九一五・三四号までの各号の産品への第二九一五・二一号の材料からの変更（この変更に加えて、当該各号以外の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。	二九一五・三五
第二九一五・三五号の産品への他の号の材料からの変更	二九一五・三九―二九一五・四〇
第二九一五・三九号から第二九一五・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（第二九一五・二一号の材料からの変更を除く。）又は、	

第二九一五・三九号から第二九一五・四〇号までの各号の産品への第二九一五・二一号の材料からの変更（この変更に加えて、当該各号以外の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。	二九一五・五〇―二九一五・七〇
第二九一五・五〇号から第二九一五・七〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更	二九一五・九〇
第二九一五・九〇号のラウロイルペルオキシド若しくはデカノイルペルオキシドへの第二九一五・九〇号のその他の材料（ラウロイルペルオキシド及びデカノイルペルオキシドを除く。）若しくは他の号の材料からの変更、	
第二九一五・九〇号のターシャリ―ブチルペルオキシベンゾアートへの第二九一五・九〇号のその他の材料（ターシャリ―ブチルペルオキシベンゾアートを除く。）若しくは他の号の材料からの変更、	
第二九一五・九〇号のジイソノナノイルペルオキシドへの第二九一五・九〇号のイソノナン酸若しくは他の号の材料からの変更、	
第二九一五・九〇号のターシャリ―ブチルペルオキシネオデカノアートへの第二九一五・九〇号のネオデカン酸若しくは他の号の材料からの変更又は、	
第二九一五・九〇号のその他の産品（ラウロイルペルオキシド、デカノイルペルオキシド、ターシャリ―ブチルペルオキシベンゾアート、ジイソノナノイルペルオキシド及びターシャリ―ブチルペルオキシネオデカノアートを除く。）への他の号の材料からの変更	二九一六・一一―二九一七・三九
第二九一六・一一号から第二九一七・三九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更	
第二九一八・一一号から第二九一八・一六号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更	二九一八・一一―二九一八・一六
第二九一八・一九号のフェニルグリコール酸（マンデル酸）若しくはその塩若しくはエステルへの第二九一八・一九号のその他の材料（フェニルグリコール酸（マンデル酸）	二九一八・一九

二九一八・二一	並びにその塩及びエステルを除く。）若しくは他の号の材料からの変更又は、
二九一八・一九号のその他の産品（フェニルグリコール酸（マンデル酸）並びにその塩及びエステルを除く。）への第二九一八・一九号のフェニルグリコール酸（マンデル酸）若しくはその塩若しくはエステル若しくは他の号の材料からの変更	
二九一八・二二―二九一八・二三	第二九一八・二一号の産品への他の号の材料からの変更、第二九一八・二二号から第二九一八・二三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（第二九一八・二一号の材料からの変更を除く。）又は、
二九一八・二九―二九一八・三〇	第二九一八・二二号から第二九一八・二三号までの各号の産品への第二九一八・二一号の材料からの変更（この変更に加えて、当該各号以外の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二九一八・九〇	第二九一八・二九号から第二九一八・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
	第二九一八・九〇号の産品への他の号の材料からの変更（第二九〇八・一〇号又は第二九一五・四〇号の材料からの変更を除く。）又は、
二九・一九	第二九一八・九〇号の産品への第二九〇八・一〇号若しくは第二九一五・四〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二九二〇・一〇―二九二〇・九〇	第二九・一九項の産品への他の項の材料からの変更
	第二九二〇・一〇号から第二九二〇・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二九二一・一一―二九二一・一二	第二九二一・一一号から第二九二一・一二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二九・〇一項、第二九・〇二項、第二九・〇四項、第二九・一六項、第二九・一七項又は第二九・二六項の材料からの変更を除く。）又は、
二九二一・一九	第二九二一・一一号から第二九二一・一二号までの各号の産品への第二九・二一項中の当該各号以外の号、第二九・〇一項、第二九・〇二項、第二九・〇四項、第二九・一六項、第二九・一七項若しくは第二九・二六項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二九二一・一九―二九二一・二九	第二九二一・一九号の産品への他の号の材料からの変更、第二九二一・二一号から第二九二一・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二九・〇一項、第二九・〇二項、第二九・〇四項、第二九・一六項、第二九・一七項又は第二九・二六項の材料からの変更を除く。）又は、
二九二一・三〇	第二九二一・二一号から第二九二一・二九号までの各号の産品への第二九・二一項中の当該各号以外の号、第二九・〇一項、第二九・〇二項、第二九・〇四項、第二九・一六項、第二九・一七項若しくは第二九・二六項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二九二一・四一―二九二一・四五	第二九二一・三〇号の産品への他の号の材料からの変更、第二九二一・四一号から第二九二一・四五号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二九・〇一項、第二九・〇二項、第二九・〇四項、第二九・一六項、第二九・一七項又は第二九・二六項の材料からの変更を除く。）又は、
	第二九二一・四一号から第二九二一・四五号までの各号の産品への第二九・二一項中の当該各号以外の号、第二九・〇一項、第二九・〇二項、第二九・〇四項、第二九・一六項、第二九・一七項若しくは第二九・二六項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

二九二一・四六―二九二一・四九	第二九二一・四六号から第二九二一・四九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二九・〇一項、第二九・〇二項、第二九・〇四項、第二九・一六項、第二九・一七項又は第二九・二六項の材料からの変更を除く。）又は、 第二九二一・四六号から第二九二一・四九号までの各号の産品への第二九・二一項中の第二九二一・四六号から第二九二一・四九号まで以外の号、第二九・〇一項、第二九・〇二項、第二九・〇四項、第二九・一六項、第二九・一七項若しくは第二九・二六項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二九二一・五一―二九二一・五九	第二九二一・五一号から第二九二一・五九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二九・〇一項、第二九・〇二項、第二九・〇四項、第二九・一六項、第二九・一七項又は第二九・二六項の材料からの変更を除く。）又は、 第二九二一・五一号から第二九二一・五九号までの各号の産品への第二九・二一項中の当該各号以外の号、第二九・〇一項、第二九・〇二項、第二九・〇四項、第二九・一六項、第二九・一七項若しくは第二九・二六項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二九二二・一一―二九二二・四一	第二九二二・一一号から第二九二二・四一号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二九・〇五項から第二九・二一項までの材料からの変更を除く。）又は、 第二九二二・一一号から第二九二二・四一号までの各号の産品への第二九・二二項中の当該各号以外の号若しくは第二九・〇五項から第二九・二一項までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二九二二・四二	第二九二二・四二号の産品への他の項の材料からの変更
二九二二・四三―二九二二・五〇	第二九二二・四三号から第二九二二・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二九・〇五項から第二九・二一項までの材料からの変更を除く。）又は、 第二九二二・四三号から第二九二二・五〇号までの各号の産品への第二九・二二項中の第二九二二・四三号から第二九二二・五〇号まで以外の号若しくは第二九・〇五項から第二九・二一項までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二九二三・一〇―二九二三・九〇	第二九二三・一〇号から第二九二三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二九二四・一一―二九二四・一九	第二九二四・一一号から第二九二四・一九号までの各号の産品への第二九二四・一一号から第二九二四・一九号まで以外の号の材料からの変更
二九二四・二一	第二九二四・二一号の産品への他の号の材料からの変更（第二九一七・二〇号の材料からの変更を除く。）又は、 第二九二四・二一号の産品への第二九一七・二〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二九二四・二三	第二九二四・二三号の産品への他の号の材料からの変更（第二九一七・二〇号又は第二九二四・二四号から第二九二四・二九号までの材料からの変更を除く。）、 第二九二四・二三号の二―アセトアミド安息香酸（N―アセチルアントラニル酸）への第二九二四・二三号の二―アセトアミド安息香酸（N―アセチルアントラニル酸）の塩若しくは第二九一七・二〇号若しくは第二九二四・二四号から第二九二四・二九号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること又は、

二九二四・二四―二九二四・二九	第二九二四・二三号の二―アセトアミド安息香酸（N―アセチルアントラニル酸）の塩への第二九二四・二三号の二―アセトアミド安息香酸（N―アセチルアントラニル酸）若しくは第二九一七・二〇号若しくは第二九二四・二四号から第二九二四・二九号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二九二五・一一 二九二五・一二―二九二五・一九	第二九二四・二四号から第二九二四・二九号までの各号の産品への第二九二四・二四号から第二九二四・二九号まで以外の号の材料からの変更（第二九一七・二〇号又は第二九二四・二三号の材料からの変更を除く。）又は、 第二九二四・二四号から第二九二四・二九号までの各号の産品への第二九一七・二〇号の材料若しくは第二九二四・二三号の二―アセトアミド安息香酸（N―アセチルアントラニル酸）からの変更（この変更に加えて、第二九二四・二四号から第二九二四・二九号まで以外の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二九二五・二〇 二九二六・一〇―二九二六・二〇	第二九二五・一一号の産品への他の号の材料からの変更 第二九二六・一〇号から第二九二六・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二九二六・三〇―二九二六・九〇	第二九二六・三〇号から第二九二六・九〇号までの各号の産品への第二九二六・三〇号から第二九二六・九〇号まで以外の号の材料からの変更 第二九・二七項から第二九・二八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
二九・二七―二九・二八	
二九二九・一〇―二九三〇・九〇	第二九二九・一〇号から第二九三〇・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

二九・三二 二九三二・一一―二九三二・九四	第二九・三一項の産品への他の項の材料からの変更 第二九三二・一一号から第二九三二・九四号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第二九三二・一一号から第二九三二・九四号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二九三二・九五―二九三二・九九	第二九三二・九五号から第二九三二・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第二九三二・九五号から第二九三二・九九号までの各号の産品への第二九・三二項中の第二九三二・九五号から第二九三二・九九号まで以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二九三三・一一―二九三三・三二	第二九三三・一一号から第二九三三・三二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第二九三三・一一号から第二九三三・三二号までの各号の産品への第二九・三三項中の当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二九三三・三三―二九三三・三九	第二九三三・三三号から第二九三三・三九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第二九三三・三三号から第二九三三・三九号までの各号の産品への第二九・三三項中の第二九三三・三三号から第二九三三・三九号まで以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二九三三・四一―二九三三・四九	第二九三三・四一号から第二九三三・四九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第二九三三・四一号から第二九三三・四九号までの各号の産品への第二九・三三項中の第二九三三・四一号から第二九三三・四九号まで以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。	二九三三・五二―二九三三・五四
第二九三三・五二号から第二九三三・五四号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、第二九三三・五二号から第二九三三・五四号までの各号の産品への第二九・三三項中の第二九三三・五二号から第二九三三・五四号まで以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。	二九三三・五五―二九三三・五九
第二九三三・五五号から第二九三三・五九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、第二九三三・五五号から第二九三三・五九号までの各号の産品への第二九・三三項中の第二九三三・五五号から第二九三三・五九号まで以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。	二九三三・六一―二九三三・六九
第二九三三・六一号から第二九三三・六九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、第二九三三・六一号から第二九三三・六九号までの各号の産品への第二九・三三項中の当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。	二九三三・七一
第二九三三・七一号の産品への他の類の材料からの変更（第二八類から第三八類までの材料からの変更を除く。）又は、	

第二九三三・七一号の産品への第二八類から第三八類までのうちの他の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。	二九三三・七二―二九三三・七九
第二九三三・七二号から第二九三三・七九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、第二九三三・七二号から第二九三三・七九号までの各号の産品への第二九・三三項中の第二九三三・七二号から第二九三三・七九号まで以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。	二九三三・九一―二九三三・九九
第二九三三・九一号から第二九三三・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、第二九三三・九一号から第二九三三・九九号までの各号の産品への第二九・三三項中の第二九三三・九一号から第二九三三・九九号まで以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。	二九三四・一〇―二九三四・三〇
第二九三四・一〇号から第二九三四・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更	二九三四・九一―二九三四・九九
第二九三四・九一号から第二九三四・九九号までの各号の産品への第二九三四・九一号から第二九三四・九九号までで以外の号の材料からの変更又は、第二九三四・九一号から第二九三四・九九号までの各号の核酸への第二九三四・九一号から第二九三四・九九号までのその他の複素環式化合物（核酸を除く。）若しくは第二九三四・九一号から第二九三四・九九号まで以外の号の材料からの変更	二九・三五
第二九・三五項の産品への他の項の材料からの変更	

二九三六・一〇―二九三八・九〇	第二九三六・一〇号から第二九三八・九〇号までの各号の産品への当該各号の産品が属する項以外の項の材料からの変更又は、 第二九三六・一〇号から第二九三八・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該各号の産品が属する項以外の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二九三九・一一―二九三九・四二	第二九三九・一一号から第二九三九・四二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二九三九・四三―二九三九・四九	第二九三九・四三号から第二九三九・四九号までの各号の産品への第二九三九・四三号から第二九三九・四九号まで以外の号の材料からの変更
二九三九・五一―二九三九・五九	第二九三九・五一号から第二九三九・五九号までの各号の産品への第二九三九・五一号から第二九三九・五九号まで以外の号の材料からの変更
二九三九・六一―二九三九・九九	第二九三九・六一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二九・四〇	第二九・四〇項の産品への他の項の材料からの変更（第一七・〇二項の材料からの変更を除く。）
二九四一・一〇―二九四一・九〇	第二九四一・一〇号から第二九四一・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第二九四一・一〇号から第二九四一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二九・四二	第二九・四二項の産品への他の類の材料からの変更（第二八類から第三八類までの材料からの変更を除く。）又は、 第二九・四二項の産品への第二八類から第三八類までのうちの当該産品が属する号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第三〇類　医療用品

三〇〇一・一〇―三〇〇三・九〇	第三〇〇一・一〇号から第三〇〇三・九〇号までの各号の産品への当該各号の産品が属する項以外の項の材料からの変更又は、 第三〇〇一・一〇号から第三〇〇三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該各号が属する項以外の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三〇〇四・一〇―三〇〇四・九〇	第三〇〇四・一〇号から第三〇〇四・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第三〇・〇三項の材料からの変更を除く。）又は、 第三〇〇四・一〇号から第三〇〇四・九〇号までの各号の産品への第三〇・〇三項若しくは当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三〇〇五・一〇―三〇〇五・九〇	第三〇〇五・一〇号から第三〇〇五・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第三〇〇五・一〇号から第三〇〇五・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三〇〇六・一〇―三〇〇六・七〇	第三〇〇六・一〇号から第三〇〇六・七〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第三〇〇六・一〇号から第三〇〇六・七〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

三〇〇六・八〇	第三〇〇六・八〇号の産品が第三十八条（第四章）に定める一方又は双方の締約国の区域において完全に得られ又は生産される産品であること（第三〇〇六・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三一類　肥料	
三一・〇一 三一〇二・一〇―三一〇五・九〇	第三一・〇一項の産品への他の項の材料からの変更 第三一〇二・一〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
第三二類　なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ	
三二〇一・一〇―三二〇二・九〇	第三二〇一・一〇号から第三二〇二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
三二・〇三 三二〇四・一一―三二〇四・一七	第三二・〇三項の産品への他の項の材料からの変更 第三二〇四・一一号から第三二〇四・一七号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
三二〇四・一九	第三二〇四・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第三二〇四・一九号の産品への他の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三二〇四・二〇―三二〇四・九〇	第三二〇四・二〇号から第三二〇四・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第二八類から第三八類までの材料からの変更を除く。）又は、 第三二〇四・二〇号から第三二〇四・九〇号までの各号の産品への第二八類から第三八類までのうちの当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三二・〇五	第三二・〇五項の産品への他の項の材料からの変更
三二〇六・一一―三二〇六・五〇	第三二〇六・一一号から第三二〇六・五〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第二八類から第三八類までの材料からの変更を除く。）又は、 第三二〇六・一一号から第三二〇六・五〇号までの各号の産品への第二八類から第三八類までのうちの当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三二〇七・一〇―三二〇七・四〇	第三二〇七・一〇号から第三二〇七・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
三二・〇八―三二・一〇	第三二・〇八項から第三二・一〇項までの各項の産品への第三二・〇八項から第三二・一〇項まで以外の項の材料からの変更
三二・一一	第三二・一一項の産品への他の項の材料からの変更
三二一二・一〇―三二一二・九〇	第三二一二・一〇号から第三二一二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
三二・一三	第三二・一三項の産品への他の項の材料からの変更
三二一四・一〇―三二一四・九〇	第三二一四・一〇号から第三二一四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
三二・一五	第三二・一五項の産品への他の項の材料からの変更
第三三類　精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類	
三三〇一・一一	第三三〇一・一一号の産品への他の号の材料からの変更
三三〇一・一二―三三〇一・一三	第三三〇一・一二号から第三三〇一・一三号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第三三〇一・一二号から第三三〇一・一三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三三〇一・一四	第三三〇一・一四号の産品への他の号の材料からの変更
三三〇一・一九	第三三〇一・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は、

三三〇一・二一―三三〇一・二六	第三三〇一・一九号の産品への他の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三三〇一・二九―三三〇一・九〇	第三三〇一・二一号から第三三〇一・二六号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
	第三三〇一・二九号から第三三〇一・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	第三三〇一・二九号から第三三〇一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三三・〇二	第三三・〇二項の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項から第二二・〇八項までの材料からの変更を除く。）
三三・〇三	第三三・〇三項の産品への他の類の材料からの変更又は、
	第三三・〇三項の産品への他の項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三三〇四・一〇―三三〇五・九〇	第三三〇四・一〇号から第三三〇五・九〇号までの各号の産品への第三三〇四・一〇号から第三三〇五・九〇号まで以外の項の材料からの変更（第三三・〇六項から第三三・〇七項までの材料からの変更を除く。）又は、
	第三三〇四・一〇号から第三三〇五・九〇号までの各号の産品への第三三〇四・一〇号から第三三〇五・九〇号までのうちの当該各号以外の号若しくは第三三・〇六項から第三三・〇七項までの材料からの変更（この変更に加えて、第三三〇四・一〇号から第三三〇五・九〇号まで以外の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三三〇六・一〇	第三三〇六・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第三三・〇四項から第三三・〇五項まで又は第三三・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、
	第三三〇六・一〇号の産品への第三三・〇四項から第三三・〇五項まで若しくは第三三・〇七項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三三〇六・二〇	第三三〇六・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
三三〇六・九〇	第三三〇六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更（第三三・〇四項から第三三・〇五項まで又は第三三・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、
	第三三〇六・九〇号の産品への第三三・〇四項から第三三・〇五項まで若しくは第三三・〇七項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三三〇七・一〇―三三〇七・九〇	第三三〇七・一〇号から第三三〇七・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第三三・〇四項から第三三・〇六項までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三四〇一・一一―三四〇一・三〇	第三四類　せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品
	第三四〇一・一一号から第三四〇一・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

三四〇二・一一―三四〇二・一二	第三四〇一・一一号から第三四〇一・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第三四〇二・一一号から第三四〇二・一二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第三四〇二・一一号の直鎖アルキルベンゼンスルホン酸又は直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩への第三八・一七項の直鎖アルキルベンゼンからの変更を除く。）又は、 第三四〇二・一一号から第三四〇二・一二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三四〇二・一三 三四〇二・一九	第三四〇二・一三号の産品への他の号の材料からの変更 第三四〇二・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第三四〇二・一九号の産品への他の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三四〇二・二〇―三四〇二・九〇	第三四〇二・二〇号から第三四〇二・九〇号までの各号の産品への第三四〇二・二〇号から第三四〇二・九〇号までの材料からの変更（第三四〇一・三〇号の材料からの変更を除く。）又は、 第三四〇二・二〇号から第三四〇二・九〇号までの各号の産品への第三四〇二・二〇号から第三四〇二・九〇号までのうちの当該各号以外の号若しくは第三四〇一・三〇号の材料からの変更（この変更に加えて、第三四〇二・二〇号から第三四〇二・九〇号まで以外の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三四〇三・一一―三四〇四・九〇	第三四〇三・一一号から第三四〇四・九〇号までの各号の産品への当該各号の産品が属する項以外の項の材料からの変更又は、 域内原産割合が五十パーセント以上であること（第三四〇三・一一号から第三四〇四・九〇号までの産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三四〇五・一〇―三四〇五・四〇	第三四〇五・一〇号から第三四〇五・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 域内原産割合が五十パーセント以上であること（第三四〇五・一〇号から第三四〇五・四〇号までの産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三四〇五・九〇	第三四〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第三四〇五・九〇号の産品への他の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三四・〇六―三四・〇七	第三四・〇六項から第三四・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第三五類　たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素

三五〇一・一〇―三五〇一・九〇	第三五〇一・一〇号から第三五〇一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更 第三五〇二・一一号から第三五〇二・一九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第四類の材料からの変更を除く。）
三五〇二・一一―三五〇二・一九	第三五〇二・二〇号から第三五〇二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更 第三五・〇三項から第三五・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 第三五〇六・一〇号から第三五〇六・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
三五・〇三―三五・〇五	
三五〇二・二〇―三五〇二・九〇	
三五〇六・一〇―三五〇六・九九	

	第三五〇六・一〇号から第三五〇六・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三五〇七・一〇―三五〇七・九〇	第三五〇七・一〇号から第三五〇七・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、域内原産割合が五十パーセント以上であること（第三五〇七・一〇号から第三五〇七・九〇号までの産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第三六類　火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料	
三六・〇一―三六・〇三	第三六・〇一項から第三六・〇三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
三六〇四・一〇―三六〇四・九〇	第三六〇四・一〇号から第三六〇四・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、第三六〇四・一〇号から第三六〇四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三六・〇五	第三六・〇五項の産品への他の項の材料からの変更
三六〇六・一〇	第三六〇六・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、域内原産割合が五十パーセント以上であること（第三六〇六・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三六〇六・九〇	第三六〇六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、第三六〇六・九〇号の産品への他の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
第三七類　写真用又は映画用の材料	
三七・〇一―三七・〇三	第三七・〇一項から第三七・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
三七・〇四―三七・〇七	第三七・〇四項から第三七・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
第三八類　各種の化学工業生産品	
三八〇一・一〇―三八〇一・九〇	第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
三八〇二・一〇	域内原産割合が五十パーセント以上であること（第三八〇二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八〇二・九〇	第三八〇二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、第三八〇二・九〇号の産品への他の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三八・〇三―三八・〇四	第三八・〇三項から第三八・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
三八〇五・一〇―三八〇六・九〇	第三八〇五・一〇号から第三八〇六・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
三八・〇七	第三八・〇七項の産品への他の項の材料からの変更
三八・〇八	第三八・〇八項の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三八〇九・一〇	第三八〇九・一〇号の産品への他の号の材料からの変更（第三五〇五・一〇号の材料からの変更を除く。）又は、第三八〇九・一〇号の産品への第三五〇五・一〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三八〇九・九一―三八〇九・九二	第三八〇九・九一号から第三八〇九・九二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

三八〇九・九三	第三八〇九・九三号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第三八〇九・九三号の産品への他の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三八一〇・一〇―三八一〇・九〇	第三八一〇・一〇号から第三八一〇・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第二八類から第三八類までの材料からの変更を除く。）又は、 第三八一〇・一〇号から第三八一〇・九〇号までの各号の産品への第二八類から第三八類までのうちの当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三八一一・一一―三八一一・一九	第三八一一・一一号から第三八一一・一九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第二八類から第三八類までの材料からの変更を除く。）又は、 第三八一一・一一号から第三八一一・一九号までの各号の産品への第二八類から第三八類までのうちの当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第三八一一・二一号から第三八一一・二九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
三八一一・二一―三八一一・二九	第三八一一・二一号から第三八一一・二九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第二八類から第三八類までの材料からの変更を除く。）又は、 第三八一一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第二八類から第三八類までの材料からの変更を除く。）又は、 第三八一一・九〇号の産品への第二八類から第三八類までのうちの他の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三八一一・九〇	

三八一二・一〇―三八一二・二〇	第三八一二・一〇号から第三八一二・二〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第二八類から第三八類までの材料からの変更を除く。）又は、 第三八一二・一〇号から第三八一二・二〇号までの各号の産品への第二八類から第三八類までのうちの当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三八一二・三〇	第三八一二・三〇号の産品への他の号の材料からの変更 第三八・一三項から第三八・一四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
三八・一三―三八・一四	
三八一五・一一―三八一五・九〇	第三八一五・一一号から第三八一五・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更 第三八・一六項の産品への他の項の材料からの変更又は、 域内原産割合が五十パーセント以上であること（第三八・一六項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三八・一六	
三八・一七―三八・二〇	第三八・一七項から第三八・二〇項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 第三八・二一項の産品への他の項の材料からの変更（第三五・〇三項の材料からの変更を除く。）又は、 第三八・二一項の産品への第三五・〇三項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三八・二一	
三八・二二	第三八・二二項の認証標準物質への第三八・二二項の材料（認証標準物質を除く。）若しくは他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること、 第三八・二二項の産品（認証標準物質を除く。）への他の類の材料からの変更（第二八類から第三八類までの材料からの変更を除く。）又は、 第三八・二二項の産品（認証標準物質を除く。）への第二八類から第三八類までのうちの当該産品が属する号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

三八二三・一一―三八二三・一三	第三八二三・一一号から第三八二三・一三号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第一五・二〇項の材料からの変更を除く。）
三八二三・一九 三八二三・七〇	第三八二三・一九号の産品への他の号の材料からの変更 第三八二三・七〇号の産品への他の項の材料からの変更（第一五・二〇項の材料からの変更を除く。）
三八二四・一〇―三八二四・二〇	第三八二四・一〇号から第三八二四・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
三八二四・三〇	第三八二四・三〇号の産品への他の号の材料からの変更（第二八・四九項の材料からの変更を除く。）又は、
三八二四・四〇―三八二四・五〇	第三八二四・三〇号の産品への第二八・四九項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三八二四・六〇	第三八二四・四〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更 第三八二四・六〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一七類の材料からの変更を除く。）
三八二四・七一―三八二四・七九	第三八二四・七一号から第三八二四・七九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第二八類から第三八類までの材料からの変更を除く。）又は、
三八二四・九〇 三八・二五	第三八二四・七一号から第三八二四・七九号までの各号の産品への第二八類から第三八類までのうちの当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第三八二四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第三八・二五項の産品が第三十八条（第四章）に定める一方又は双方の締約国の区域において完全に得られ又は生産される産品であること（第三八・二五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七部　プラスチック及びゴム並びにこれらの製品（第三九類から第四〇類まで）

第三九類　プラスチック及びその製品

三九〇一・一〇―三九〇一・九〇	第三九〇一・一〇号から第三九〇一・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九〇二・一〇	第三九〇二・一〇号の産品への他の号の材料からの変更（第二九〇一・二二号の材料からの変更を除く。）
三九〇二・二〇	第三九〇二・二〇号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九〇二・三〇	第三九〇二・三〇号の産品への他の号の材料からの変更（第二九〇一・二二号の材料からの変更を除く。）
三九〇二・九〇	第三九〇二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九〇三・一一―三九〇三・九〇	第三九〇三・一一号から第三九〇三・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
三九・〇四	第三九・〇四項の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九〇五・一二―三九〇五・二九	第三九〇五・一二号から第三九〇五・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
三九〇五・三〇―三九〇五・九九	第三九〇五・三〇号から第三九〇五・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九〇六・一〇	第三九〇六・一〇号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九〇六・九〇	第三九〇六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
三九〇七・一〇	第三九〇七・一〇号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九〇七・二〇	第三九〇七・二〇号の産品への他の項の材料からの変更
三九〇七・三〇―三九〇七・五〇	第三九〇七・三〇号から第三九〇七・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九〇七・六〇	第三九〇七・六〇号の産品への他の項の材料からの変更

三九〇七・九一	第三九〇七・九一号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九〇七・九九	第三九〇七・九九号の産品への他の項の材料からの変更
三九・〇八	第三九・〇八項の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九〇九・一〇―三九〇九・四〇	第三九〇九・一〇号から第三九〇九・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九〇九・五〇	第三九〇九・五〇号の産品への他の項の材料からの変更
三九・一〇―三九・一一	第三九・一〇項から第三九・一一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九一二・一一―三九一二・三一	第三九一二・一一号から第三九一二・三一号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九一二・三九	第三九一二・三九号の産品への他の項の材料からの変更
三九一二・九〇	第三九一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九・一三―三九・一六	第三九・一三項から第三九・一六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九一七・一〇	第三九一七・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
三九一七・二一―三九一七・四〇	第三九一七・二一号から第三九一七・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九・一八―三九・一九	第三九・一八項から第三九・一九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九二〇・一〇	第三九二〇・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
三九二〇・二〇―三九二〇・九九	第三九二〇・二〇号から第三九二〇・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九二一・一一	第三九二一・一一号の産品への他の類の材料からの変更
三九二一・一二	第三九二一・一二号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九二一・一三	第三九二一・一三号の産品への他の項の材料からの変更
三九二一・一四	第三九二一・一四号の産品への他の項の材料からの変更（第三九二〇・二〇号又は第三九二〇・七一号の材料からの変更を除く。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九二一・一九	第三九二一・一九号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九二一・九〇	第三九二一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更（第三九二〇・二〇号又は第三九二〇・七一号の材料からの変更を除く。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九・二二	第三九・二二項の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九二三・一〇―三九二三・二一	第三九二三・一〇号から第三九二三・二一号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九二三・二九	第三九二三・二九号の産品への他の項の材料からの変更（第三九二〇・二〇号又は第三九二〇・七一号の材料からの変更を除く。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九二三・三〇―三九二三・九〇	第三九二三・三〇号から第三九二三・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九・二四―三九・二六	第三九・二四項から第三九・二六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第四〇類　ゴム及びその製品

四〇・〇一―四〇・〇六	第四〇・〇一項から第四〇・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、

四〇・〇七―四〇・〇八	第四〇・〇一項から第四〇・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
四〇・〇九―四〇・一七	第四〇・〇七項から第四〇・〇八項までの各項の産品への第四〇・〇七項から第四〇・〇八項まで以外の項の材料からの変更 第四〇・〇九項から第四〇・一七項までの各項の産品への第四〇・〇九項から第四〇・一七項まで以外の項の材料からの変更

第八部　皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（第四一類から第四三類まで）

第四一類　原皮（毛皮を除く。）及び革

四一・〇一―四一・〇三	第四一・〇一項から第四一・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
四一・〇四	第四一・〇四項の産品への第四一〇四・一一号若しくは第四一〇四・一九号の牛のウェットブルー、第四一・〇一項の材料又は他の類の材料からの変更
四一・〇五	第四一・〇五項の産品への第四一〇五・一〇号の羊のウェットブルー、第四一・〇二項の材料又は他の類の材料からの変更
四一・〇六	第四一・〇六項の産品への第四一〇六・二一号、第四一〇六・三一号若しくは第四一〇六・九一号のその他の動物のウェットブルー、第四一・〇三項の材料又は他の類の材料からの変更
四一・〇七―四一・一五	第四一・〇七項から第四一・一五項までの各項の産品への第四一〇四・一一号、第四一〇四・一九号若しくは第四一〇五・一〇号の牛若しくは羊のウェットブルー、第四一〇六・二一号、第四一〇六・三一号若しくは第四一〇六・九一号のその他の動物のウェットブルー、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの材料又は他の類の材料からの変更

第四二類　革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

四二・〇一―四二・〇六	第四二・〇一項から第四二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四三類　毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

四三・〇一	第四三・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
四三・〇二	第四三・〇二項の産品への他の項の材料からの変更
四三・〇三	第四三・〇三項の産品への他の項の材料からの変更（第四三・〇四項の材料からの変更を除く。）
四三・〇四	第四三・〇四項の産品への他の項の材料からの変更（第四三・〇三項の材料からの変更を除く。）

第九部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物（第四四類から第四六類まで）

第四四類　木材及びその製品並びに木炭

四四・〇一―四四・一一	第四四・〇一項から第四四・一一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
四四・一二	第四四・一二項の産品への他の項の材料からの変更（第四四・〇七項又は第四四・〇八項の材料からの変更を除く。）
四四・一三―四四・二一	第四四・一三項から第四四・二一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第四五類　コルク及びその製品

四五・〇一―四五・〇四	第四五・〇一項から第四五・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第四六類　わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

四六・〇一	第四六・〇一項のいぐさ製品への他の類の材料からの変更（第一四類の材料からの変更を除く。）、第四六・〇一項の産品（いぐさ製品を除く。）への他の類の材料からの変更（第一四類の材料からの変更を除く。）又は、

	第四六・〇一項の産品（いぐさ製品を除く。）への第一四類の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第四六・〇二項の産品への他の類の材料からの変更（第一四類の材料からの変更を除く。）又は、域内原産割合が五十パーセント以上であること（第四六・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
四六・〇二	

第一〇部　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品（第四七類から第四九類まで）

第四七類　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙

四七・〇一―四七・〇七	第四七・〇一項から第四七・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四八類　紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

四八・〇一―四八・一三	第四八・〇一項から第四八・一三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四九類　印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

四九・〇一―四九・一一	第四九・〇一項から第四九・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一一部　紡織用繊維及びその製品（第五〇類から第六三類まで）

第五〇類　絹及び絹織物

五〇・〇一―五〇・〇三	第五〇・〇一項から第五〇・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
五〇・〇四―五〇・〇六	第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の産品への第五〇・〇四項から第五〇・〇六項まで以外の項の材料からの変更
五〇・〇七	第五〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更

第五一類　羊毛、繊獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

五一・〇一―五一・〇五	第五一・〇一項から第五一・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
五一・〇六―五一・一〇	第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の産品への第五一・〇六項から第五一・一〇項まで以外の項の材料からの変更
五一・一一―五一・一三	第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の産品への第五一・一一項から第五一・一三項まで以外の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一〇項まで、第五二・〇五項から第五二・〇六項まで、第五四・〇一項から第五四・〇四項まで又は第五五・〇九項から第五五・一〇項までの材料からの変更を除く。）

第五二類　綿及び綿織物

五二・〇一―五二・〇三	第五二・〇一項から第五二・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
五二・〇四―五二・〇七	第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の産品への第五二・〇四項から第五二・〇七項まで以外の項の材料からの変更（第五二・〇三項、第五四・〇一項から第五四・〇五項まで又は第五五・〇一項から第五五・〇七項までの材料からの変更を除く。）
五二・〇八―五二・一二	第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の産品への第五二・〇八項から第五二・一二項まで以外の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一〇項まで、第五二・〇五項から第五二・〇六項まで、第五四・〇一項から第五四・〇四項まで又は第五五・〇九項から第五五・一〇項までの材料からの変更を除く。）

第五三類　その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物

五三・〇一―五三・〇五	第五三・〇一項から第五三・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
五三・〇六―五三・〇八	第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の産品への第五三・〇六項から第五三・〇八項まで以外の項の材料からの変更

五三・〇九	第五三・〇九項の産品への他の項の材料からの変更（第五三・〇七項から第五三・〇八項までの材料からの変更を除く。）
五三・一〇―五三・一一	第五三・一〇項から第五三・一一項までの各項の産品への第五三・一〇項から第五三・一一項まで以外の項の材料からの変更（第五三・〇七項から第五三・〇八項までの材料からの変更を除く。）
第五四類　人造繊維の長繊維及びその織物	
五四・〇一―五四・〇六	第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五二・〇三項又は第五五・〇一項から第五五・〇七項までの材料からの変更を除く。）
五四・〇七―五四・〇八	第五四・〇七項から第五四・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一〇項まで、第五二・〇五項から第五二・〇六項まで又は第五五・〇九項から第五五・一〇項までの材料からの変更を除く。）
第五五類　人造繊維の短繊維及びその織物	
五五・〇一―五五・一一	第五五・〇一項から第五五・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五二・〇三項又は第五四・〇一項から第五四・〇五項までの材料からの変更を除く。）
五五・一二―五五・一六	第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の産品への第五五・一二項から第五五・一六項まで以外の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一〇項まで、第五二・〇五項から第五二・〇六項まで、第五四・〇一項から第五四・〇四項まで又は第五五・〇九項から第五五・一〇項までの材料からの変更を除く。）
第五六類　ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	
五六・〇一―五六・〇九	第五六・〇一項から第五六・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇七項から第五三・〇八項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで又は第五四類から第五五類までの材料からの変更を除く。）
第五七類　じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	
五七・〇一―五七・〇五	第五七・〇一項から第五七・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇八項、第五三・一一項又は第五四類から第五五類までの材料からの変更を除く。）
第五八類　特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びしゅう布	
五八・〇一―五八・一一	第五八・〇一項から第五八・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇七項から第五三・〇八項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで又は第五四類から第五五類までの材料からの変更を除く。）
第五九類　染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品	
五九・〇一	第五九・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・一一項から第五一・一三項まで、第五二・〇八項から第五二・一二項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで、第五四・〇七項から第五四・〇八項まで又は第五五・一二項から第五五・一六項までの材料からの変更を除く。）
五九・〇二	第五九・〇二項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇六項から第五三・一一項まで又は第五四類から第五五類までの材料からの変更を除く。）

五九・〇三―五九・〇八	第五九・〇三項から第五九・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・一一項から第五一・一三項まで、第五二・〇八項から第五二・一二項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで、第五四・〇七項から第五四・〇八項まで又は第五五・一二項から第五五・一六項までの材料からの変更を除く。）
五九・〇九	第五九・〇九項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・一一項から第五一・一三項まで、第五二・〇八項から第五二・一二項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで、第五五・一二項から第五五・一六項まで又は第五四類の材料からの変更を除く。）
五九・一〇	第五九・一〇項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇七項から第五三・〇八項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで又は第五四類から第五五類までの材料からの変更を除く。）
五九・一一	第五九・一一項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・一一項から第五一・一三項まで、第五二・〇八項から第五二・一二項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで、第五四・〇七項から第五四・〇八項まで又は第五五・一二項から第五五・一六項までの材料からの変更を除く。）
第六〇類　メリヤス編物及びクロセ編物	
六〇・〇一―六〇・〇六	第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇七項から第五三・〇八項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで又は第五四類から第五五類までの材料からの変更を除く。）
第六一類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	
注釈　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。	
六一・〇一―六一・〇九	第六一・〇一項から第六一・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇七項から第五三・〇八項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで、第五四類、第五五・〇八項から第五五・一六項まで又は第六〇類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一方又は双方の締約国の区域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。
六一一〇・一一―六一一〇・二〇	第六一一〇・一一号から第六一一〇・二〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇七項から第五三・〇八項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで、第五四類、第五五・〇八項から第五五・一六項まで又は第六〇類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一方又は双方の締約国の区域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。
六一一〇・三〇	第六一一〇・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇七項から第五三・〇八項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで、第五四類、第五五類又は第六〇類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一方又は双方の締約国の区域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。

六一一〇・九〇	第六一一〇・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇七項から第五三・〇八項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで、第五四類、第五五・〇八項から第五五・一六項まで又は第六〇類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一方又は双方の締約国の区域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。
六一・一一―六一・一七	第六一・一一項から第六一・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇七項から第五三・〇八項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで、第五四類、第五五・〇八項から第五五・一六項まで又は第六〇類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一方又は双方の締約国の区域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。

第六二類　衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

注釈　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

六二・〇一―六二・一七	第六二・〇一項から第六二・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇七項から第五三・〇八項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで、第五四類、第五五・〇八項から第五五・一六項まで、第五八・〇一項から第五八・〇二項まで又は第六〇類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一方又は双方の締約国の区域において、裁断され、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。

第六三類　紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ

注釈　この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

六三・〇一―六三・一〇	第六三・〇一項から第六三・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇七項から第五三・〇八項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで、第五四類から第五五類まで、第五八・〇一項から第五八・〇二項まで又は第六〇類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一方又は双方の締約国の区域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。

第一二部　履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品（第六四類から第六七類まで）

第六四類　履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

六四・〇一―六四・〇五	第六四・〇一項から第六四・〇五項までの各項の産品への第六四・〇一項から第六四・〇五項まで以外の項の材料からの変更（第六四〇六・一〇号の材料からの変更を除く。）及び域内原産割合が五十五パーセント以上であること。
六四〇六・一〇	第六四〇六・一〇号の産品への他の号の材料からの変更（第六四・〇一項から第六四・〇五項までの材料からの変更を除く。）及び域内原産割合が五十五パーセント以上であること。
六四〇六・二〇―六四〇六・九九	第六四〇六・二〇号から第六四〇六・九九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第六五類　帽子及びその部分品	
六五・〇一―六五・〇二	第六五・〇一項から第六五・〇二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
六五・〇三―六五・〇七	第六五・〇三項から第六五・〇七項までの各項の産品への第六五・〇三項から第六五・〇七項まで以外の項の材料からの変更
第六六類　傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品	
六六・〇一―六六・〇三	第六六・〇一項から第六六・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第六七類　調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品	
六七・〇一	第六七・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
六七・〇二―六七・〇四	第六七・〇二項から第六七・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
第一三部　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品（第六八類から第七〇類まで）	
第六八類　石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品	
六八・〇一―六八・一一	第六八・〇一項から第六八・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
六八一二・五〇―六八一二・九〇	第六八一二・五〇号から第六八一二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
六八・一三	第六八・一三項の産品への他の項の材料からの変更
六八・一四―六八・一五	第六八・一四項から第六八・一五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第六九類　陶磁製品	
六九・〇一―六九・一四	第六九・〇一項から第六九・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第七〇類　ガラス及びその製品	
七〇・〇一―七〇・〇二	第七〇・〇一項から第七〇・〇二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
七〇・〇三―七〇・〇九	第七〇・〇三項から第七〇・〇九項までの各項の産品への第七〇・〇三項から第七〇・〇九項まで以外の項の材料からの変更
七〇・一〇―七〇・二〇	第七〇・一〇項から第七〇・二〇項までの各項の産品への第七〇・一〇項から第七〇・二〇項まで以外の項の材料からの変更（第七〇・〇七項から第七〇・〇九項までの材料からの変更を除く。）
第一四部　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣（第七一類）	
第七一類　天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	
七一・〇一―七一・一二	第七一・〇一項から第七一・一二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
七一・一三―七一・一五	第七一・一三項から第七一・一五項までの各項の産品への第七一・一三項から第七一・一五項まで以外の項の材料からの変更（第七一・一六項から第七一・一八項までの材料からの変更を除く。）
七一・一六	第七一・一六項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項から第七一・一五項まで、第七一・一七項から第七一・一八項まで、第七一〇一・二二号、第七一〇二・三九号、第七一〇三・九一号、第七一〇三・九九号又は第七一〇四・九〇号の材料からの変更を除く。）
七一・一七	第七一・一七項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項から第七一・一六項まで又は第七一・一八項の材料からの変更を除く。）
七一・一八	第七一・一八項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項から第七一・一七項までの材料からの変更を除く。）
第一五部　卑金属及びその製品（第七二類から第八三類まで）	

第七二類　鉄鋼	
七二・〇一―七二・二九	第七二・〇一項から第七二・二九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第七三類　鉄鋼製品	
七三・〇一―七三・〇八	第七三・〇一項から第七三・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第七二類の材料からの変更を除く。）
七三・〇九―七三・一一	第七三・〇九項から第七三・一一項までの各項の産品への第七三・〇九項から第七三・一一項まで以外の項の材料からの変更
七三・一二―七三・一四	第七三・一二項から第七三・一四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
七三一五・一一―七三一五・一二	第七三一五・一一号から第七三一五・一二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第七三一五・一一号から第七三一五・一二号までの各号の産品への第七三一五・一一九号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
七三一五・一九	第七三一五・一九号の産品への他の項の材料からの変更
七三一五・二〇―七三一五・八九	第七三一五・二〇号から第七三一五・八九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第七三一五・二〇号から第七三一五・八九号までの各号の産品への第七三一五・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
七三一五・九〇	第七三一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
七三・一六	第七三・一六項の産品への他の項の材料からの変更（第七三・一二項又は第七三・一五項の材料からの変更を除く。）
七三・一七―七三・一八	第七三・一七項から第七三・一八項までの各項の産品への第七三・一七項から第七三・一八項まで以外の項の材料からの変更
七三・一九―七三・二〇	第七三・一九項から第七三・二〇項までの各項の産品への第七三・一九項から第七三・二〇項まで以外の項の材料からの変更
七三二一・一一	第七三二一・一一号の産品への他の項の材料からの変更
七三二一・一二―七三二一・八三	第七三二一・一二号から第七三二一・八三号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第七三二一・一二号から第七三二一・八三号までの各号の産品への第七三二一・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
七三二一・九〇	第七三二一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
七三・二二―七三・二三	第七三・二二項から第七三・二三項までの各項の産品への第七三・二二項から第七三・二三項まで以外の項の材料からの変更
七三二四・一〇―七三二四・二九	第七三二四・一〇号から第七三二四・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第七三二四・一〇号から第七三二四・二九号までの各号の産品への第七三二四・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
七三二四・九〇	第七三二四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
七三・二五―七三・二六	第七三・二五項から第七三・二六項までの各項の産品への第七三・二五項から第七三・二六項まで以外の項の材料からの変更

第七四類　銅及びその製品	
七四・〇一―七四・〇三	第七四・〇一項から第七四・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
七四・〇四	第七四・〇四項の産品が第三十八条（第四章）に定める一方又は双方の締約国の区域において完全に得られ又は生産される産品であること（第七四・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七四・〇五―七四・〇七	第七四・〇五項から第七四・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、
七四・〇八	第七四・〇五項から第七四・〇七項までの各項の産品への第七四〇四・〇〇号の銅のくず（銅の含有量が全重量の九十四パーセント未満のもの又は使用済みの陽極に限る。）若しくは第七四・〇一項から第七四・〇二項までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
七四・〇九	第七四・〇八項の産品への他の項の材料からの変更（第七四・〇七項の材料からの変更を除く。）
七四・一〇	第七四・〇九項の産品への他の項の材料からの変更
七四・一一	第七四・一〇項の産品への他の項の材料からの変更（第七四・〇九項の材料からの変更を除く。）
七四・一二	第七四・一一項の産品への他の項の材料からの変更（第七四・〇七項の中空の形材又は第七四・〇九項の材料からの変更を除く。）
七四・一三	第七四・一二項の産品への他の項の材料からの変更（第七四・一一項の材料からの変更を除く。）
七四・一四―七四・一八	第七四・一三項の産品への他の項の材料からの変更（第七四・〇七項から第七四・〇八項までの材料からの変更を除く。）又は、
	第七四・一三項の産品への第七四・〇七項から第七四・〇八項までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
	第七四・一四項から第七四・一八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
七四一九・一〇	第七四一九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第七四・〇七項の材料からの変更を除く。）
七四一九・九一―七四一九・九九	第七四一九・九一号から第七四一九・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
第七五類　ニッケル及びその製品	
七五・〇一―七五・〇四	第七五・〇一項から第七五・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
七五・〇五―七五・〇六	第七五・〇五項から第七五・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
七五・〇七―七五・〇八	第七五・〇七項から第七五・〇八項までの各項の産品への第七五・〇七項から第七五・〇八項まで以外の項の材料からの変更
第七六類　アルミニウム及びその製品	
七六・〇一―七六・〇三	第七六・〇一項から第七六・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
七六・〇四―七六・〇六	第七六・〇四項から第七六・〇六項までの各項の産品への第七六・〇四項から第七六・〇六項まで以外の項の材料からの変更
七六・〇七	第七六・〇七項の産品への他の項の材料からの変更（第七六・〇四項から第七六・〇六項までの材料からの変更を除く。）
七六・〇八	第七六・〇八項の産品への他の項の材料からの変更（第七六・〇四項又は第七六・〇六項の材料からの変更を除く。）
七六・〇九	第七六・〇九項の産品への他の項の材料からの変更（第七六・〇四項、第七六・〇六項又は第七六・〇八項の材料からの変更を除く。）
七六・一〇―七六・一三	第七六・一〇項から第七六・一三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
七六・一四	第七六・一四項の産品への他の項の材料からの変更（第七六・〇四項から第七六・〇五項までの材料からの変更を除く。）

七六・一五―七六・一六	第七六・一五項から第七六・一六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
第七八類　鉛及びその製品	
七八・〇一―七八・〇二	第七八・〇一項から第七八・〇二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
七八・〇三―七八・〇六	第七八・〇三項から第七八・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、第七八・〇三項から第七八・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
第七九類　亜鉛及びその製品	
七九・〇一―七九・〇三	第七九・〇一項から第七九・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
七九・〇四―七九・〇七	第七九・〇四項から第七九・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、第七九・〇四項から第七九・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
第八〇類　すず及びその製品	
八〇・〇一―八〇・〇二	第八〇・〇一項から第八〇・〇二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
八〇・〇三―八〇・〇四	第八〇・〇三項から第八〇・〇四項までの各項の産品への第八〇・〇三項から第八〇・〇四項まで以外の項の材料からの変更
八〇・〇五―八〇・〇七	第八〇・〇五項から第八〇・〇七項までの各項の産品への第八〇・〇五項から第八〇・〇七項まで以外の項の材料からの変更
第八一類　その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	
八一〇一・一〇―八一〇一・九四	第八一〇一・一〇号から第八一〇一・九四号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇一・九五	第八一〇一・九五号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇一・九六―八一〇一・九七	第八一〇一・九六号から第八一〇一・九七号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇一・九九	第八一〇一・九九号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇二・一〇―八一〇二・九四	第八一〇二・一〇号から第八一〇二・九四号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇二・九五―八一〇二・九六	第八一〇二・九五号から第八一〇二・九六号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八一〇二・九七	第八一〇二・九七号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇二・九九	第八一〇二・九九号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇三・二〇―八一〇三・三〇	第八一〇三・二〇号から第八一〇三・三〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇三・九〇	第八一〇三・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇四・一一―八一〇四・三〇	第八一〇四・一一号から第八一〇四・三〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇四・九〇	第八一〇四・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇五・二〇―八一〇五・三〇	第八一〇五・二〇号から第八一〇五・三〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇五・九〇	第八一〇五・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一・〇六	第八一・〇六項の産品への他の類の材料からの変更
八一〇七・二〇―八一〇七・三〇	第八一〇七・二〇号から第八一〇七・三〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇七・九〇	第八一〇七・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇八・二〇―八一〇八・三〇	第八一〇八・二〇号から第八一〇八・三〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇八・九〇	第八一〇八・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇九・二〇―八一〇九・三〇	第八一〇九・二〇号から第八一〇九・三〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇九・九〇	第八一〇九・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一・一〇―八一・一三	第八一・一〇項から第八一・一三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第八二類　卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	
八二・〇一 八二〇二・一〇―八二〇二・二〇 八二〇二・三一 八二〇二・三九―八二〇二・九九 八二・〇三―八二・〇六 八二〇七・一三 八二〇七・一九―八二〇七・九〇 八二・〇八―八二・一〇 八二一一・一〇 八二一一・九一―八二一一・九三 八二一一・九四―八二一一・九五 八二・一二―八二・一五	第八二・〇一項の産品への他の類の材料からの変更 第八二〇二・一〇号から第八二〇二・二〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 第八二〇二・三一号の産品への他の類の材料からの変更又は、 第八二〇二・三一号の産品への第八二〇二・三九号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第八二〇二・三九号から第八二〇二・九九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 第八二・〇三項から第八二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第八二〇七・一三号の産品への他の類の材料からの変更又は、 第八二〇七・一三号の産品への第八二〇七・一九号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第八二〇七・一九号から第八二〇七・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 第八二・〇八項から第八二・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第八二一一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更 第八二一一・九一号から第八二一一・九三号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、 第八二一一・九一号から第八二一一・九三号までの各号の産品への第八二一一・九五号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第八二一一・九四号から第八二一一・九五号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 第八二・一二項から第八二・一五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
第八三類　各種の卑金属製品	
八三〇一・一〇―八三〇一・五〇 八三・〇二―八三・〇四 八三〇一・六〇―八三〇一・七〇 八三〇五・九〇 八三・〇六―八三・〇七 八三〇八・一〇―八三〇八・二〇 八三〇八・九〇 八三・〇九―八三・一〇	第八三〇一・一〇号から第八三〇一・五〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、 第八三〇一・一〇号から第八三〇一・五〇号までの各号の産品への第八三〇一・六〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第八三〇一・六〇号から第八三〇一・七〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 第八三・〇二項から第八三・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 第八三〇五・一〇号から第八三〇五・二〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、 第八三〇五・一〇号から第八三〇五・二〇号までの各号の産品への第八三〇五・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第八三〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八三・〇六項から第八三・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第八三〇八・一〇号から第八三〇八・二〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、 第八三〇八・一〇号から第八三〇八・二〇号までの各号の産品への第八三〇八・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第八三〇八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八三・〇九項から第八三・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

八三一一・一〇―八三一一・三〇	第八三一一・一〇号から第八三一一・三〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、 第八三一一・一〇号から第八三一一・三〇号までの各号の産品への第八三一一・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八三一一・九〇	第八三一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第一六部　機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品（第八四類から第八五類まで）

第八四類　原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

注釈1　第八四七一・四九号の産品に関し、システムの一部として提示する各ユニットが原産品であるか否かについては、当該ユニットを個別に提示する場合に適用される規則に従って決定するものとし、システムの一部として提示する各ユニットについて適用される税率は、当該ユニットを個別に提示する場合に適用される税率とする。

この注釈1の規定の適用上、システムの一部として提示されるユニットとは、次のいずれかのものをいう。

(a)　統一システムの第八四類の注5(B)に規定する個別のユニット

(b)　第八四七一・四九号の個別の機械であって、(a)のユニット以外のもの（システムの一部として提示され及び分類されるものに限る。）

注釈2　第八四七三・三〇号の産品に関し、印刷回路組立の部分品以外のもののうち、第八四七一・六〇号のプリンターの部分品は、次の物を含む。

(a)　印刷回路組立、磁気ディスクの駆動装置、キーボード又は操作面（ユーザーインターフェース）のうち二以上を含むコントローラー部及び入出力部

(b)　発光ダイオードを含む光源、ガスレーザー、ポリゴンミラー又はベースキャストのうち二以上を含む光源部

(c)　感光体ベルト若しくは感光体ドラム、トナー貯蔵ユニット、トナー現像ユニット、帯電除電ユニット又はクリーニングユニットのうち二以上を含むレーザー方式の画像形成部

(d)　定着器、加圧ローラー、ヒーター、はく離用オイルディスペンサー、クリーニングユニット又は電気制御部のうち二以上を含む画像定着部

(e)　サーマルプリントヘッド、インク供給ユニット、ノズル及びインク貯蔵ユニット又はインクヒーターのうち二以上を含むインクジェット画像形成部

(f)　吸引ユニット、インクジェット被覆ユニット、キャップユニット又はインクノズルの回復ユニットのうち二以上を含むヘッドメンテナンス部及びキャップ部

(g)　紙搬送ベルト、プラテンローラー、キャリッジ、給紙ローラー、給紙ユニット又は排紙トレーのうち二以上を含む紙搬送部

(h)　サーマルプリントヘッド、クリーニングユニット又はインクリボンの供給ローラー若しくは巻取りローラーのうち二以上を含む熱転写画像形成部

(i)　イオン生成放出ユニット、気流制御ユニット、印刷回路組立、電荷体ベルト若しくは電荷体ドラム、トナー貯蔵ユニット、トナー供給ユニット、現像剤貯蔵供給ユニット、現像ユニット、帯電除電ユニット又はクリーニングユニットのうち二以上を含むイオノグラフ方式の画像形成部

(j)　(a)から(i)までに規定する物の組合せ

八四〇一・一〇―八四〇一・三〇	第八四〇一・一〇号から第八四〇一・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四〇一・一〇号から第八四〇一・三〇号までの各号の産品への第八四〇一・四〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四〇一・四〇	第八四〇一・四〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四〇二・一一―八四〇二・二〇	第八四〇二・一一号から第八四〇二・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四〇二・一一号から第八四〇二・二〇号までの各号の産品への第八四〇二・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四〇二・九〇	第八四〇二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

八四〇三・一〇	域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四〇二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第八四〇三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四〇三・一〇号の産品への第八四〇三・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四〇三・九〇 八四〇四・一〇―八四〇四・二〇	第八四〇三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八四〇四・一〇号から第八四〇四・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四〇四・一〇号から第八四〇四・二〇号までの各号の産品への第八四〇四・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四〇四・九〇 八四〇五・一〇	第八四〇四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八四〇五・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
八四〇五・九〇 八四〇六・一〇―八四〇六・八二	第八四〇五・一〇号の産品への第八四〇五・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第八四〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八四〇六・一〇号から第八四〇六・八二号までの各号の産品への第八四〇六・一〇号から第八四〇六・八二号まで以外の号の材料からの変更
八四〇六・九〇 八四〇七・一〇―八四〇七・二九	第八四〇六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四〇七・一〇号から第八四〇七・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇七・三一―八四〇七・三四	域内原産割合が六十五パーセント以上であること（第八四〇七・三一号から第八四〇七・三四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇七・九〇	域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四〇七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇八・一〇	域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四〇八・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇八・二〇	域内原産割合が六十五パーセント以上であること（第八四〇八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇八・九〇	域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四〇八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四〇九・一〇 八四〇九・九一―八四〇九・九九	第八四〇九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八四〇九・九一号から第八四〇九・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 域内原産割合が六十五パーセント以上であること（第八四〇九・九一号から第八四〇九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一〇・一一―八四一〇・一三	第八四一〇・一一号から第八四一〇・一三号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四一〇・一一号から第八四一〇・一三号までの各号の産品への第八四一〇・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四一〇・九〇	第八四一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八四一一・一一号から第八四一一・八二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
八四一一・一一―八四一一・八二	第八四一一・一一号から第八四一一・八二号までの各号の産品への第八四一一・九一号から第八四一一・九九号ま

八四一一・九一―八四一一・九九	での材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四一二・一〇―八四一二・八〇	第八四一一・九一号から第八四一一・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更 第八四一二・一〇号から第八四一二・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四一二・一〇号から第八四一二・八〇号までの各号の産品への第八四一二・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四一二・九〇 八四一三・一一―八四一三・八二	第八四一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八四一三・一一号から第八四一三・八二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四一三・一一号から第八四一三・八二号までの各号の産品への第八四一三・九一号から第八四一三・九二号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四一三・九一 八四一三・九二	第八四一三・九一号の産品への他の項の材料からの変更 第八四一三・九二号の産品への他の項の材料からの変更又は、 域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四一三・九二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一四・一〇―八四一四・八〇	第八四一四・一〇号から第八四一四・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四一四・一〇号から第八四一四・八〇号までの各号の産品への第八四一四・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四一四・九〇	第八四一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四一四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一五・一〇―八四一五・八三	第八四一五・一〇号から第八四一五・八三号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四一五・一〇号から第八四一五・八三号までの各号の産品への第八四一五・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四一五・九〇 八四一六・一〇―八四一六・三〇	第八四一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八四一六・一〇号から第八四一六・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四一六・一〇号から第八四一六・三〇号までの各号の産品への第八四一六・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四一六・九〇 八四一七・一〇―八四一七・八〇	第八四一六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八四一七・一〇号から第八四一七・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四一七・一〇号から第八四一七・八〇号までの各号の産品への第八四一七・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四一七・九〇 八四一八・一〇―八四一八・二一	第八四一七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八四一八・一〇号から第八四一八・二一号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

八四一八・二二	第八四一八・一〇号から第八四一八・二一号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第八四一八・二二号の産品への他の項の材料からの変更又は、
八四一八・二九―八四一八・四〇	第八四一八・一二号の産品への第八四一八・九一号から第八四一八・九九号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第八四一八・二九号から第八四一八・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
八四一八・五〇―八四一八・六九	第八四一八・二九号から第八四一八・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第八四一八・五〇号から第八四一八・六九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
八四一八・九一	第八四一八・五〇号から第八四一八・六九号までの各号の産品への第八四一八・九一号から第八四一八・九九号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第八四一八・九一号の産品への他の号の材料からの変更
八四一八・九九	第八四一八・九一号の産品への他の項の材料からの変更
八四一九・一一―八四一九・八九	第八四一八・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四一九・一一号から第八四一九・八九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四一九・一一号から第八四一九・八九号までの各号の産品への第八四一九・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四一九・九〇	第八四一九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四一九・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二〇・一〇	第八四二〇・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四二〇・一〇号の産品への第八四二〇・九一号から第八四二〇・九九号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四二〇・九一―八四二〇・九九	第八四二〇・九一号から第八四二〇・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更 第八四二一・一一号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四二一・一一号の産品への第八四二一・九一号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四二一・一二	第八四二一・一二号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四二一・一二号の産品への他の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四二一・一九―八四二一・三九	第八四二一・一九号から第八四二一・三九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四二一・一九号から第八四二一・三九号までの各号の産品への第八四二一・九一号から第八四二一・九九号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四二一・九一 八四二一・九九	第八四二一・九一号の産品への他の項の材料からの変更 第八四二一・九九号の産品への他の項の材料からの変更 又は、 域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四二一・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二二・一一	第八四二二・一一号の産品への他の項の材料からの変更 又は、 第八四二二・一一号の産品への他の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四二二・一九―八四二二・四〇	第八四二二・一九号から第八四二二・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四二二・一九号から第八四二二・四〇号までの各号の産品への第八四二二・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四二二・九〇 八四二三・一〇―八四二三・八九	第八四二二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八四二三・一〇号から第八四二三・八九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四二三・一〇号から第八四二三・八九号までの各号の産品への第八四二三・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四二三・九〇 八四二四・一〇―八四二四・八九	第八四二三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八四二四・一〇号から第八四二四・八九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四二四・一〇号から第八四二四・八九号までの各号の産品への第八四二四・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四二四・九〇 八四・二五―八四・二六	第八四二四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八四・二五項から第八四・二六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（第八四・三一項の材料からの変更を除く。）又は、 第八四・二五項から第八四・二六項までの各項の産品への第八四・三一項の材料からの変更（この変更に加えて、当該各項以外の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四・二七	第八四・二七項の産品への他の項の材料からの変更（第八四三一・二〇号の材料からの変更を除く。）又は、 第八四・二七項の産品への第八四三一・二〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四・二八―八四・三〇	第八四・二八項から第八四・三〇項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（第八四・三一項の材料からの変更を除く。）又は、 第八四・二八項から第八四・三〇項までの各項の産品への第八四・三一項の材料からの変更（この変更に加えて、当該各項以外の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四三一・一〇	第八四三一・一〇号の産品への他の項の材料からの変更 又は、 域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四三一・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三一・二〇 八四三一・三一―八四三一・三九	第八四三一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八四三一・三一号から第八四三一・三九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四三一・三一号から第八四三一・三九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四三一・四一―八四三一・四二	第八四三一・四一号から第八四三一・四二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
八四三一・四三―八四三一・四九	第八四三一・四三号から第八四三一・四九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四三一・四三号から第八四三一・四九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四三二・一〇―八四三二・八〇	第八四三二・一〇号から第八四三二・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、第八四三二・一〇号から第八四三二・八〇号までの各号の産品への第八四三二・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四三二・九〇	第八四三二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四三三・一一―八四三三・六〇	第八四三三・一一号から第八四三三・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、第八四三三・一一号から第八四三三・六〇号までの各号の産品への第八四三三・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四三三・九〇	第八四三三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四三四・一〇―八四三四・二〇	第八四三四・一〇号から第八四三四・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、第八四三四・一〇号から第八四三四・二〇号までの各号の産品への第八四三四・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四三四・九〇	第八四三四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四三五・一〇	第八四三五・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、第八四三五・一〇号の産品への第八四三五・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四三五・九〇	第八四三五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四三六・一〇―八四三六・八〇	第八四三六・一〇号から第八四三六・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、第八四三六・一〇号から第八四三六・八〇号までの各号の産品への第八四三六・九一号から第八四三六・九九号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四三六・九一―八四三六・九九	第八四三六・九一号から第八四三六・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
八四三七・一〇―八四三七・八〇	第八四三七・一〇号から第八四三七・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、第八四三七・一〇号から第八四三七・八〇号までの各号の産品への第八四三七・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四三七・九〇	第八四三七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四三八・一〇―八四三九・三〇	第八四三八・一〇号から第八四三八・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、第八四三八・一〇号から第八四三八・八〇号までの各号の産品への第八四三八・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四三八・九〇	第八四三八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四三九・一〇―八四三九・三〇	第八四三九・一〇号から第八四三九・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

八四三九・九一―八四三九・九九	第八四三九・一〇号から第八四三九・三〇号までの各号の産品への第八四三九・九一号から第八四三九・九九号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四四〇・一〇	第八四三九・九一号から第八四三九・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
八四四〇・九〇	第八四四〇・一〇号の産品への第八四四〇・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四四一・一〇―八四四二・三〇	第八四四〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八四四一・一〇号から第八四四一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四四一・一〇号から第八四四一・八〇号までの各号の産品への第八四四一・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四四一・九〇	第八四四一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四四一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四四二・一〇―八四四二・三〇	第八四四二・一〇号から第八四四二・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四四二・一〇号から第八四四二・三〇号までの各号の産品への第八四四二・四〇号から第八四四二・五〇号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四四二・四〇―八四四二・五〇	第八四四二・四〇号から第八四四二・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
八四四三・一一―八四四三・五九	第八四四三・一一号から第八四四三・五九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四四三・一一号から第八四四三・五九号までの各号の産品への第八四四三・六〇号から第八四四三・九〇号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四四三・六〇	第八四四三・六〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四四三・六〇号の産品への第八四四三・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四四三・九〇	第八四四三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八四四・四四項から第八四四・四七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（第八四・四八項の材料からの変更を除く。）又は、 第八四四・四四項から第八四四・四七項までの各項の産品への第八四四・四八項の材料からの変更（この変更に加えて、当該各項以外の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四四四・四〇―八四四四・五九	第八四四四・四〇号から第八四四四・五九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更 第八四四四・一一号から第八四四四・五九号までの各号の産品への第八四四四・六〇号から第八四四四・九〇号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四四四・六〇	第八四四四・六〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四四四・六〇号の産品への第八四四四・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四四四・九〇	第八四四四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四四五・一〇―八四四五・三〇	第八四四五・一〇号から第八四四五・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四四五・一〇号から第八四四五・三〇号までの各号の産品への第八四四五・四〇号から第八四四五・五〇号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四四五・四〇―八四四五・五九	第八四四五・四〇号から第八四四五・五九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更 第八四四五・一一号から第八四四五・五九号までの各号の産品への第八四四五・六〇号から第八四四五・九〇号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四四五・六〇	第八四四五・六〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四四五・六〇号の産品への第八四四五・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四四五・九〇	第八四四五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八四四六・四四項から第八四四六・四七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（第八四六・四八項の材料からの変更を除く。）又は、 第八四四六・四四項から第八四四六・四七項までの各項の産品への第八四四六・四八項の材料からの変更（この変更に加えて、当該各項以外の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四四六・一一―八四四六・一九	第八四四六・一一号から第八四四六・一九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四四六・一一号から第八四四六・一九号までの各号の産品への第八四四六・二〇号から第八四四六・五九号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四四六・二〇―八四四六・五九	第八四四六・二〇号から第八四四六・五九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

八四・四九 八四五〇・一一―八四五〇・二〇	第八四・四九項の産品への他の項の材料からの変更 第八四五〇・一一号から第八四五〇・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
八四五〇・九〇 八四五一・一〇	第八四五〇・一一号から第八四五〇・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第八四五〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八四五一・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
八四五一・二一―八四五一・二九	第八四五一・一〇号の産品への第八四五一・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第八四五一・二一号から第八四五一・二九号までの各号の産品への第八四五一・二一号から第八四五一・二九号まで以外の号の材料からの変更
八四五一・三〇―八四五一・八〇	第八四五一・三〇号から第八四五一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四五一・三〇号から第八四五一・八〇号までの各号の産品への第八四五一・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四五一・九〇 八四五二・一〇―八四五二・三〇	第八四五一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八四五二・一〇号から第八四五二・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四五二・一〇号から第八四五二・三〇号までの各号の産品への第八四五二・四〇号から第八四五二・九〇号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四五二・四〇―八四五二・九〇	第八四五二・四〇号から第八四五二・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
八四五三・一〇―八四五三・八〇	第八四五三・一〇号から第八四五三・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四五三・一〇号から第八四五三・八〇号までの各号の産品への第八四五三・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四五三・九〇 八四五四・一〇―八四五四・三〇	第八四五三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八四五四・一〇号から第八四五四・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四五四・一〇号から第八四五四・三〇号までの各号の産品への第八四五四・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四五四・九〇 八四五五・一〇―八四五五・二二	第八四五四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八四五五・一〇号から第八四五五・二二号までの各号の産品への第八四五五・一〇号から第八四五五・二二号まで以外の号の材料からの変更
八四五五・三〇	第八四五五・三〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四五五・三〇号の産品への第八四五五・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四五五・九〇 八四・五六―八四・五八	第八四五五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八四・五六項から第八四・五八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
八四五九・一〇―八四五九・七〇	第八四五九・一〇号から第八四五九・七〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

八四・六〇―八四・六三	第八四五九・一〇号から第八四五九・七〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四・六四	第八四・六〇項から第八四・六三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
	第八四・六四項の産品への他の項の材料からの変更（第八四六六・九一号の材料からの変更を除く。）又は、
	第八四・六四項の産品への第八四六六・九一号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四・六五	第八四・六五項の産品への他の項の材料からの変更（第八四六六・九二号の材料からの変更を除く。）又は、
	第八四・六五項の産品への第八四六六・九二号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四・六六 八四六七・一一―八四六七・九九	第八四・六六項の産品への他の項の材料からの変更
	第八四六七・一一号から第八四六七・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	第八四六七・一一号から第八四六七・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四六八・一〇―八四六八・八〇	第八四六八・一〇号から第八四六八・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	第八四六八・一〇号から第八四六八・八〇号までの各号の産品への第八四六八・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四六八・九〇 八四六九・一一―八四七〇・九〇	第八四六八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
	第八四六九・一一号から第八四七〇・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更（第八四・七三項の材料からの変更を除く。）又は、
	第八四六九・一一号から第八四七〇・九〇号までの各号の産品への第八四・七三項の材料からの変更（この変更に加えて、当該各号の産品が属する項以外の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四七一・一〇―八四七一・四一	第八四七一・一〇号から第八四七一・四一号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（第八四七一・四九号の材料からの変更を除く。）
八四七一・四九	注釈　システムの一部として提示される各ユニットが原産品であるか否かについては、当該ユニットが個別に提示され及び適当な関税番号の下に分類されるものとして決定される。
八四七一・五〇―八四七一・九〇	第八四七一・五〇号から第八四七一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（第八四七一・四九号の材料からの変更を除く。）
八四・七二	第八四・七二項の産品への他の項の材料からの変更（第八四・七三項の材料からの変更を除く。）又は、
	第八四・七二項の産品への第八四・七三項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四七三・一〇―八四七三・二九	第八四七三・一〇号から第八四七三・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四七三・一〇号から第八四七三・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四七三・三〇	第八四七三・三〇号の印刷回路組立への第八四七三・三〇号の材料（印刷回路組立を除く。）若しくは他の号の材料からの変更、

第八四七三・三〇号の印刷回路組立の部分品若しくは附属品（化粧板及び固定ラッチを含む。）への第八四七三・三〇号の材料（印刷回路組立の部分品及び附属品（化粧板及び固定ラッチを含む。）を除く。）若しくは他の号の材料からの変更、	
第八四七三・三〇号の産品（印刷回路組立の部分品以外のもののうち、第八四七一・六〇号のプリンターの部分品であって、この附属書の第八四類の注釈2に規定するものに限る。）への第八四七三・三〇号の材料（印刷回路組立の部分品以外のもののうち、第八四七一・六〇号のプリンターの部分品であって、この附属書の第八四類の注釈2に規定するものを除く。）若しくは他の号の材料からの変更、	
第八四七三・三〇号の産品（印刷回路組立、印刷回路組立の部分品及び附属品（化粧板及び固定ラッチを含む。）並びに印刷回路組立の部分品以外のもののうち、第八四七一・六〇号のプリンターの部分品であって、この附属書の第八四類の注釈2に規定するものを除く。）への他の項の材料からの変更又は、	
域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四七三・三〇号の産品（印刷回路組立、印刷回路組立の部分品及び附属品（化粧板及び固定ラッチを含む。）並びに印刷回路組立の部分品以外のもののうち、第八四七一・六〇号のプリンターの部分品であって、この附属書の第八四類の注釈2に規定するものを除く。）への関税分類の変更を必要としない。）。	八四七三・四〇
第八四七三・四〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、	
域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四七三・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	八四七三・五〇
第八四七三・五〇号の印刷回路組立への第八四七三・五〇号の材料（印刷回路組立を除く。）若しくは他の号の材料からの変更、	

第八四七三・五〇号の印刷回路組立の部分品若しくは附属品（化粧板及び固定ラッチを含む。）への第八四七三・五〇号の材料（印刷回路組立の部分品及び附属品（化粧板及び固定ラッチを含む。）を除く。）若しくは他の号の材料からの変更、	
第八四七三・五〇号の産品（印刷回路組立並びにその部分品及び附属品（化粧板及び固定ラッチを含む。）を除く。）への他の項の材料からの変更又は、	
域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四七三・五〇号の産品（印刷回路組立並びにその部分品及び附属品（化粧板及び固定ラッチを含む。）を除く。）への関税分類の変更を必要としない。）。	八四七四・一〇―八四七四・八〇
第八四七四・一〇号から第八四七四・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、	
第八四七四・一〇号から第八四七四・八〇号までの各号の産品への第八四七四・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。	八四七四・九〇
第八四七四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、	
域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四七四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	八四七五・一〇―八四七五・二九
第八四七五・一〇号から第八四七五・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、	
第八四七五・一〇号から第八四七五・二九号までの各号の産品への第八四七五・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。	八四七五・九〇
第八四七五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、	
域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四七五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	八四七六・二一―八四七六・八九
第八四七六・二一号から第八四七六・八九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、	

八四七六・九〇 八四七七・一〇―八四七七・三〇	第八四七六・二一号から第八四七六・八九号までの各号の産品への第八四七六・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第八四七六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八四七七・一〇号から第八四七七・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四七七・一〇号から第八四七七・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四七七・四〇―八四七七・八〇	第八四七七・四〇号から第八四七七・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四七七・四〇号から第八四七七・八〇号までの各号の産品への第八四七七・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四七七・九〇 八四七八・一〇	第八四七七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八四七八・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四七八・一〇号の産品への第八四七八・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四七八・九〇 八四七九・一〇―八四七九・八九	第八四七八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八四七九・一〇号から第八四七九・八九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四七九・一〇号から第八四七九・八九号までの各号の産品への第八四七九・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四七九・九〇 八四・八〇 八四八一・一〇―八四八一・八〇	第八四七九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八四・八〇項の産品への他の項の材料からの変更 第八四八一・一〇号から第八四八一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四八一・一〇号から第八四八一・八〇号までの各号の産品への第八四八一・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四八一・九〇 八四八二・一〇―八四八二・八〇	第八四八一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八四八二・一〇号から第八四八二・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四八二・一〇号から第八四八二・八〇号までの各号の産品への第八四八二・九一号から第八四八二・九九号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四八二・九一―八四八二・九九	第八四八二・九一号から第八四八二・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
八四八三・一〇	第八四八三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四八三・一〇号の産品への第八四八三・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。
八四八三・二〇	第八四八三・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四八三・二〇号の産品への他の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四八三・三〇	第八四八三・三〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

八四八三・四〇―八四八三・六〇	第八四八三・三〇号の産品への第八四八三・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第八四八三・四〇号から第八四八三・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四八三・四〇号から第八四八三・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。
八四八三・九〇	第八四八三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四・八四―八四・八五	第八四・八四項から第八四・八五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第八五類　電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注釈　テレビジョンユニット（他の機能を有する機器を組み合わせたものに限る。）が原産品であるか否かについては、当該テレビジョンユニットが単独のテレビジョン受像機である場合に適用される規則に従って決定する。

八五・〇一―八五・〇二	第八五・〇一項から第八五・〇二項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（第八五・〇三項の材料からの変更を除く。）又は、 第八五・〇一項から第八五・〇二項までの各項の産品への第八五・〇三項の材料からの変更（この変更に加えて、当該各項以外の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八五・〇三	第八五・〇三項の産品への他の項の材料からの変更
八五〇四・一〇―八五〇四・五〇	第八五〇四・一〇号から第八五〇四・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八五〇四・一〇号から第八五〇四・五〇号までの各号の産品への第八五〇四・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八五〇四・九〇	第八五〇四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五〇五・一一―八五〇五・三〇	第八五〇五・一一号から第八五〇五・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八五〇五・一一号から第八五〇五・三〇号までの各号の産品への第八五〇五・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八五〇五・九〇	第八五〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五〇六・一〇―八五〇六・八〇	第八五〇六・一〇号から第八五〇六・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八五〇六・一〇号から第八五〇六・八〇号までの各号の産品への第八五〇六・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八五〇六・九〇	第八五〇六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五〇七・一〇―八五〇七・八〇	第八五〇七・一〇号から第八五〇七・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八五〇七・一〇号から第八五〇七・八〇号までの各号の産品への第八五〇七・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八五〇七・九〇	第八五〇七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五〇九・一〇―八五〇九・八〇	第八五〇九・一〇号から第八五〇九・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八五〇九・一〇号から第八五〇九・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八五〇九・九〇	第八五〇九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

八五一〇・一〇―八五一〇・三〇	第八五一〇・一〇号から第八五一〇・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	第八五一〇・一〇号から第八五一〇・三〇号までの各号の産品への第八五一〇・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八五一〇・九〇	第八五一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五一一・一〇―八五一一・八〇	第八五一一・一〇号から第八五一一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	第八五一一・一〇号から第八五一一・八〇号までの各号の産品への第八五一一・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。
八五一一・九〇	第八五一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五一二・一〇―八五一二・四〇	第八五一二・一〇号から第八五一二・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	第八五一二・一〇号から第八五一二・四〇号までの各号の産品への第八五一二・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八五一二・九〇	第八五一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五一三・一〇	第八五一三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	第八五一三・一〇号の産品への第八五一三・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八五一三・九〇	第八五一三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五一四・一〇―八五一四・四〇	第八五一四・一〇号から第八五一四・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

八五一四・九〇	第八五一四・一〇号から第八五一四・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
八五一五・一一―八五一五・八〇	第八五一四・九〇号の産品への第八五一四・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
	第八五一五・一一号から第八五一五・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	第八五一五・一一号から第八五一五・八〇号までの各号の産品への第八五一五・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八五一五・九〇	第八五一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五一六・一〇―八五一六・二九	第八五一六・一〇号から第八五一六・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
	第八五一六・一〇号から第八五一六・二九号までの各号の産品への第八五一六・八〇号若しくは他の項の材料からの変更又は、
	第八五一六・一〇号から第八五一六・二九号までの各号の産品への第八五一六・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、第八五一六・八〇号又は当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八五一六・三一	第八五一六・三一号の産品への他の項の材料からの変更
八五一六・三二	第八五一六・三二号の産品への第八五一六・八〇号若しくは他の項の材料からの変更又は、
	第八五一六・三二号の産品への第八五一六・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、第八五一六・八〇号又は当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八五一六・三三―八五一六・五〇	第八五一六・三三号から第八五一六・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

八五一六・六〇―八五一六・八〇	第八五一六・三三号から第八五一六・五〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第八五一六・六〇号から第八五一六・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
八五一六・九〇 八五一七・一一―八五一七・九〇	第八五一六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八五一七・一一号から第八五一七・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
八五一八・一〇―八五一八・二一	第八五一七・一一号から第八五一七・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第八五一八・一〇号から第八五一八・二一号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
八五一八・二二	第八五一八・一〇号から第八五一八・二一号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八五一八・一〇号から第八五一八・二一号までの各号の産品への第八五一八・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第八五一八・二二号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八五一八・二二号の産品への第八五一八・二九号若しくは第八五一八・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八五一八・二九	第八五一八・二九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八五一八・二九号の産品への第八五一八・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第八五一八・三〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
八五一八・三〇	第八五一八・三〇号の産品への第八五一八・一〇号、第八五一八・二九号若しくは第八五一八・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第八五一八・四〇号から第八五一八・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
八五一八・四〇―八五一八・五〇	第八五一八・四〇号から第八五一八・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八五一八・四〇号から第八五一八・五〇号までの各号の産品への第八五一八・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第八五一八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五一八・九〇 八五・一九―八五・二八	第八五一八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八五・一九項から第八五・二八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
八五二九・一〇―八五二九・九〇	第八五二九・一〇号から第八五二九・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八五二九・一〇号から第八五二九・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八五三〇・一〇―八五三〇・八〇	第八五三〇・一〇号から第八五三〇・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

八五三〇・九〇 八五三一・一〇 八五三一・二〇―八五三一・八〇	第八五三〇・一〇号から第八五三〇・八〇号までの各号の産品への第八五三〇・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第八五三〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八五三一・一〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八五三一・二〇号から第八五三一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
八五三一・九〇 八五三二・一〇	第八五三一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八五三二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
八五三二・二一―八五三二・九〇 八五・三三―八五・三八 八五三九・一〇―八五三九・四九	第八五三二・一〇号の産品への第八五三二・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第八五三二・二一号から第八五三二・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更 第八五・三三項から第八五・三八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 第八五三九・一〇号から第八五三九・四九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
八五三九・九〇	第八五三九・一〇号から第八五三九・四九号までの各号の産品への第八五三九・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第八五三九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

八五四〇・一一―八五四〇・一二	第八五四〇・一一号から第八五四〇・一二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八五四〇・一一号から第八五四〇・一二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八五四〇・二〇―八五四〇・九九 八五四一・一〇―八五四二・九〇 八五四三・一一―八五四三・八九	第八五四〇・二〇号から第八五四〇・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更 第八五四一・一〇号から第八五四二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更 第八五四三・一一号から第八五四三・八九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八五四三・一一号から第八五四三・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八五四三・九〇 八五四四・一一―八五四四・六〇	第八五四三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八五四四・一一号から第八五四四・六〇号までの各号の産品への第八五四四・一一号から第八五四四・六〇号まで以外の号の材料からの変更（第七四・〇八項、第七四・一三項、第七六・〇五項又は第七六・一四項の材料からの変更を除く。）又は、 第八五四四・一一号から第八五四四・六〇号までの各号の産品への第八五四四・一一号から第八五四四・六〇号までのうちの当該各号以外の号、第七四・〇八項、第七四・一三項、第七六・〇五項若しくは第七六・一四項の材料からの変更（この変更に加えて、第八五四四・一一号から第八五四四・六〇号まで以外の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。
八五四四・七〇	第八五四四・七〇号の産品への他の号の材料からの変更（第七〇・〇二項又は第九〇・〇一項の材料からの変更を除く。）又は、

八五・四五―八五・四八	第八五四四・七〇号の産品への第七〇・〇二項若しくは第九〇・〇一項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。 第八五・四五項から第八五・四八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第一七部　車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第八六類から第八九類まで）

第八六類　鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）	
八六・〇一―八六・〇六	第八六・〇一項から第八六・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（第八六・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、 第八六・〇一項から第八六・〇六項までの各項の産品への第八六・〇七項の材料からの変更（この変更に加えて、当該各項以外の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八六・〇七	第八六・〇七項の産品への他の項の材料からの変更又は、 域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八六・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八六・〇八―八六・〇九	第八六・〇八項から第八六・〇九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
第八七類　鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	
八七・〇一―八七・〇二	第八七・〇一項から第八七・〇二項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。
八七〇三・一〇	第八七〇三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八七〇三・二一―八七〇三・九〇	第八七〇三・二一号から第八七〇三・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。
八七・〇四―八七・〇七	第八七・〇四項から第八七・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。
八七〇八・一〇	第八七〇八・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八七〇八・一〇号の産品への第八七〇八・九九号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。
八七〇八・二一	第八七〇八・二一号の産品への他の項の材料からの変更（第五八・〇六項、第六三・〇七項又は第七三類の材料からの変更を除く。）又は、 第八七〇八・二一号の産品への第五八・〇六項、第六三・〇七項、第七三類若しくは第八七〇八・九九号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。
八七〇八・二九	第八七〇八・二九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 域内原産割合が六十五パーセント以上であること（第八七〇八・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八七〇八・三一	第八七〇八・三一号の産品への他の項の材料からの変更（第六八・一三項の材料からの変更を除く。）又は、 第八七〇八・三一号の産品への第六八・一三項、第八七〇八・三九号若しくは第八七〇八・九九号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。

八七〇八・三九	第八七〇八・三九号の産品への他の項の材料からの変更（第四〇・一一項の材料からの変更を除く。）又は、 第八七〇八・三九号の産品への第四〇・一一項、第八七〇八・三一号若しくは第八七〇八・九九号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。 第八七〇八・四〇号から第八七〇八・九一号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八七〇八・四〇号から第八七〇八・九一号までの各号の産品への第八七〇八・九九号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。 第八七〇八・九二号の産品への他の項の材料からの変更（第七三類又は第八四二一・三九号の材料からの変更を除く。）又は、 第八七〇八・九二号の産品への第七三類、第八四二一・三九号若しくは第八七〇八・九九号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。 第八七〇八・九三号から第八七〇八・九四号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八七〇八・九三号から第八七〇八・九四号までの各号の産品への第八七〇八・九九号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。 第八七〇八・九九号の産品への他の項の材料からの変更（第四〇・一一項の材料からの変更を除く。）又は、 域内原産割合が六十五パーセント以上であること（第八七〇八・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八七〇八・四〇―八七〇八・九一	
八七〇八・九二	
八七〇八・九三―八七〇八・九四	
八七〇八・九九	

八七〇九・一一―八七〇九・一九	第八七〇九・一一号から第八七〇九・一九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八七〇九・一一号から第八七〇九・一九号までの各号の産品への第八七〇九・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。 第八七〇九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八七・一〇項の産品への他の項の材料からの変更 第八七・一一項から第八七・一三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（第八七・一四項の材料からの変更を除く。）又は、 第八七・一一項から第八七・一三項までの各項の産品への第八七・一四項の材料からの変更（この変更に加えて、当該各項以外の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第八七・一四項の産品への他の項の材料からの変更又は、 域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八七・一四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第八七・一五項の産品への他の項の材料からの変更 第八七一六・一〇号から第八七一六・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八七一六・一〇号から第八七一六・八〇号までの各号の産品への第八七一六・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。 第八七一六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八七〇九・九〇	
八七・一〇	
八七・一一―八七・一三	
八七・一四	
八七・一五	
八七一六・一〇―八七一六・八〇	
八七一六・九〇	

第八八類　航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	
八八〇一・一〇―八八〇三・九〇	第八八〇一・一〇号から第八八〇三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八八・〇四―八八・〇五	第八八・〇四項から第八八・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
第八九類　船舶及び浮き構造物	
八九・〇一―八九・〇二	第八九・〇一項から第八九・〇二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、 第八九・〇一項から第八九・〇二項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八九・〇三	第八九・〇三項の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八九・〇四―八九・〇五	第八九・〇四項から第八九・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、 第八九・〇四項から第八九・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八九・〇六―八九・〇八	第八九・〇六項から第八九・〇八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
第一八部　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品（第九〇類から第九二類まで）	
第九〇類　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	
注釈　この類の産品については、これらの産品に含まれ得る第八四・七一項の自動データ処理機械若しくはこれを構成するユニット又は第八四・七三項の自動データ処理機械の部分品及び附属品が原産品であるか否かを考慮することなく、原産品であるか否かを決定する。	
九〇〇一・一〇―九〇〇一・九〇	第九〇〇一・一〇号から第九〇〇一・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第九〇〇一・一〇号から第九〇〇一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九〇・〇二	第九〇・〇二項の産品への他の項の材料からの変更（第九〇・〇一項の材料からの変更を除く。）
九〇〇三・一一―九〇〇三・一九	第九〇〇三・一一号から第九〇〇三・一九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第九〇〇三・一一号から第九〇〇三・一九号までの各号の産品への第九〇〇三・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九〇〇三・九〇 九〇・〇四	第九〇〇三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第九〇・〇四項の産品への他の類の材料からの変更又は、 第九〇・〇四項の産品への他の項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九〇〇五・一〇―九〇〇五・八〇	第九〇〇五・一〇号から第九〇〇五・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第九〇〇五・一〇号から第九〇〇五・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九〇〇五・九〇	第九〇〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

九〇〇六・一〇―九〇〇六・五二	第九〇〇六・一〇号から第九〇〇六・五二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第九〇〇六・一〇号から第九〇〇六・五二号までの各号の産品への第九〇〇六・九一号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九〇〇六・五三 九〇〇六・五九―九〇〇六・六九	第九〇〇六・五三号の産品への他の号の材料からの変更 第九〇〇六・五九号から第九〇〇六・六九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
九〇〇六・九一―九〇〇六・九九	第九〇〇六・五九号から第九〇〇六・六九号までの各号の産品への第九〇〇六・九一号から第九〇〇六・九九号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九〇〇七・一一―九〇〇七・二〇	第九〇〇六・九一号から第九〇〇六・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更 第九〇〇七・一一号から第九〇〇七・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
九〇〇七・九一―九〇〇七・九二	第九〇〇七・九一号から第九〇〇七・九二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 域内原産割合が五十パーセント以上であること（第九〇〇七・九一号から第九〇〇七・九二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇八・一〇―九〇〇八・四〇	第九〇〇八・一〇号から第九〇〇八・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第九〇〇八・一〇号から第九〇〇八・四〇号までの各号の産品への第九〇〇八・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九〇〇八・九〇	第九〇〇八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

九〇〇九・一一―九〇〇九・三〇	第九〇〇九・一一号から第九〇〇九・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第九〇〇九・一一号から第九〇〇九・三〇号までの各号の産品への第九〇〇九・九一号から第九〇〇九・九九号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九〇〇九・九一―九〇〇九・九九	第九〇〇九・九一号から第九〇〇九・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更 第九〇一〇・一〇号から第九〇一〇・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
九〇一〇・一〇―九〇一〇・六〇	第九〇一〇・一〇号から第九〇一〇・六〇号までの各号の産品への第九〇一〇・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九〇一〇・九〇	第九〇一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇一一・一〇―九〇一一・八〇	第九〇一一・一〇号から第九〇一一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第九〇一一・一〇号から第九〇一一・八〇号までの各号の産品への第九〇一一・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九〇一一・九〇	第九〇一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇一二・一〇	第九〇一二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第九〇一二・一〇号の産品への第九〇一二・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九〇一二・九〇	第九〇一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇一三・一〇―九〇一三・八〇	第九〇一三・一〇号から第九〇一三・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

九〇一三・九〇 九〇一四・一〇―九〇一四・八〇	第九〇一三・一〇号から第九〇一三・八〇号までの各号の産品への第九〇一三・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第九〇一三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第九〇一四・一〇号から第九〇一四・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
九〇一四・九〇 九〇一五・一〇―九〇一五・八〇	第九〇一四・一〇号から第九〇一四・八〇号までの各号の産品への第九〇一四・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第九〇一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第九〇一五・一〇号から第九〇一五・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
九〇一五・九〇	第九〇一五・一〇号から第九〇一五・八〇号までの各号の産品への第九〇一五・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第九〇一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
九〇・一六 九〇一七・一〇―九〇一七・八〇	域内原産割合が五十パーセント以上であること（第九〇一五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第九〇・一六項の産品への他の項の材料からの変更 第九〇一七・一〇号から第九〇一七・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第九〇一七・一〇号から第九〇一七・八〇号までの各号の産品への第九〇一七・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九〇一七・九〇 九〇一八・一一―九〇一八・二〇	第九〇一七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第九〇一八・一一号から第九〇一八・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第九〇一八・一一号から第九〇一八・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九〇一八・三一―九〇一八・三九 九〇一八・四一―九〇一八・九〇	第九〇一八・三一号から第九〇一八・三九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更 第九〇一八・四一号から第九〇一八・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第九〇一八・四一号から第九〇一八・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九〇・一九―九〇・二一 九〇二二・一二―九〇二二・九〇	第九〇・一九項から第九〇・二一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 第九〇二二・一二号から第九〇二二・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第九〇二二・一二号から第九〇二二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九〇・二三 九〇二四・一〇―九〇二四・八〇	第九〇・二三項の産品への他の項の材料からの変更 第九〇二四・一〇号から第九〇二四・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第九〇二四・一〇号から第九〇二四・八〇号までの各号の産品への第九〇二四・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

九〇二四・九〇 九〇二五・一一―九〇二五・八〇	第九〇二四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第九〇二五・一一号から第九〇二五・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
九〇二五・九〇 九〇二六・一〇―九〇二六・八〇	第九〇二五・一一号から第九〇二五・八〇号までの各号の産品への第九〇二五・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第九〇二五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第九〇二六・一〇号から第九〇二六・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
九〇二六・九〇 九〇二七・一〇―九〇二七・八〇	第九〇二六・一〇号から第九〇二六・八〇号までの各号の産品への第九〇二六・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第九〇二六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第九〇二七・一〇号から第九〇二七・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
九〇二七・九〇 九〇二八・一〇―九〇二八・三〇	第九〇二七・一〇号から第九〇二七・八〇号までの各号の産品への第九〇二七・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第九〇二七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第九〇二八・一〇号から第九〇二八・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
九〇二八・九〇	第九〇二八・一〇号から第九〇二八・三〇号までの各号の産品への第九〇二八・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第九〇二八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九〇二九・一〇―九〇二九・二〇	第九〇二九・一〇号から第九〇二九・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
九〇三〇・九〇 九〇三一・一〇―九〇三一・八〇	第九〇二九・一〇号から第九〇二九・二〇号までの各号の産品への第九〇二九・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第九〇二九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第九〇三〇・一〇号から第九〇三〇・八九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
九〇三一・九〇 九〇三二・一〇―九〇三二・八九	第九〇三〇・一〇号から第九〇三〇・八九号までの各号の産品への第九〇三〇・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第九〇三〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第九〇三一・一〇号から第九〇三一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
九〇三二・九〇 九〇・三三	第九〇三一・一〇号から第九〇三一・八〇号までの各号の産品への第九〇三一・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第九〇三一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第九〇三二・一〇号から第九〇三二・八九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第九〇三二・一〇号から第九〇三二・八九号までの各号の産品への第九〇三二・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第九〇三二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第九〇・三三項の産品への他の項の材料からの変更

第九一類　時計及びその部分品

九一・〇一―九一・〇七	第九一・〇一項から第九一・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、 第九一・〇一項から第九一・〇七項までの各項の産品への第九一・一四項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九一・〇八―九一・一〇	第九一・〇八項から第九一・一〇項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九一一一・一〇―九一一一・八〇	第九一一一・一〇号から第九一一一・八〇号までの各号の産品への第九一一一・九〇号又は他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九一一一・九〇	第九一一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九一一二・二〇	第九一一二・二〇号の産品への第九一一二・九〇号又は他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九一一二・九〇	第九一一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九一・一三	第九一・一三項の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九一・一四	第九一・一四項の産品への他の項の材料からの変更

第九二類　楽器並びにその部分品及び附属品

九二・〇一―九二・〇八	第九二・〇一項から第九二・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、 第九二・〇一項から第九二・〇八項までの各項の産品への第九二・〇九項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九二・〇九	第九二・〇九項の産品への他の項の材料からの変更

第一九部　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品（第九三類）

第九三類　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

九三・〇一―九三・〇四	第九三・〇一項から第九三・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、 第九三・〇一項から第九三・〇四項までの各項の産品への第九三・〇五項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九三・〇五	第九三・〇五項の産品への他の項の材料からの変更
九三・〇六―九三・〇七	第九三・〇六項から第九三・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二〇部　雑品（第九四類から第九六類まで）

第九四類　家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

九四〇一・一〇―九四〇一・八〇	第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、 第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への第九四〇一・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九四〇一・九〇	第九四〇一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九四・〇二	第九四・〇二項の産品への他の類の材料からの変更
九四〇三・一〇―九四〇三・八〇	第九四〇三・一〇号から第九四〇三・八〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、 第九四〇三・一〇号から第九四〇三・八〇号までの各号の産品への第九四〇三・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

九四〇三・九〇 九四〇四・一〇―九四〇四・三〇 九四〇四・九〇	第九四〇三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第九四〇四・一〇号から第九四〇四・三〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 第九四〇四・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項まで、第五二・〇八項から第五二・一二項まで、第五四・〇七項から第五四・〇八項まで又は第五五・一二項から第五五・一六項までの材料からの変更を除く。）
九四〇五・一〇―九四〇五・六〇	第九四〇五・一〇号から第九四〇五・六〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、 第九四〇五・一〇号から第九四〇五・六〇号までの各号の産品への第九四〇五・九一号から第九四〇五・九九号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九四〇五・九一―九四〇五・九九	第九四〇五・九一号から第九四〇五・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
九四・〇六	第九四・〇六項の産品への他の類の材料からの変更（第七二類又は第七三類の材料からの変更を除く。）

第九五類　がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

九五・〇一 九五〇二・一〇	第九五・〇一項の産品への他の類の材料からの変更 第九五〇二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 第九五〇二・一〇号の産品への第九五〇二・九一号から第九五〇二・九九号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九五〇二・九一―九五〇二・九九	第九五〇二・九一号から第九五〇二・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
九五・〇三―九五・〇五	第九五・〇三項から第九五・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
九五〇六・一一―九五〇六・二九 九五〇六・三一	第九五〇六・一一号から第九五〇六・二九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 第九五〇六・三一号の産品への他の類の材料からの変更又は、 第九五〇六・三一号の産品への第九五〇六・三九号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九五〇六・三二―九五〇六・九九	第九五〇六・三二号から第九五〇六・九九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 第九五・〇七項から第九五・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
九五・〇七―九五・〇八	

第九六類　雑品

九六・〇一―九六・〇五	第九六・〇一項から第九六・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
九六〇六・一〇 九六〇六・二一―九六〇六・二九	第九六〇六・一〇号の産品への他の類の材料からの変更 第九六〇六・二一号から第九六〇六・二九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、 第九六〇六・二一号から第九六〇六・二九号までの各号の産品への第九六〇六・三〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九六〇六・三〇 九六〇七・一一―九六〇七・一九	第九六〇六・三〇号の産品への他の項の材料からの変更 第九六〇七・一一号から第九六〇七・一九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、 第九六〇七・一一号から第九六〇七・一九号までの各号の産品への第九六〇七・二〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

九六〇七・二〇 九六〇八・一〇―九六〇八・四〇	第九六〇七・二〇号の産品への他の項の材料からの変更 第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、
九六〇八・五〇	第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの各号の産品への第九六〇八・六〇号から第九六〇八・九九号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九六〇八・六〇―九六〇八・九九	域内原産割合が九十パーセント以上であること（第九六〇八・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六・〇九―九六・一二	第九六〇八・六〇号から第九六〇八・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更 第九六・〇九項から第九六・一二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
九六一三・一〇―九六一三・八〇	第九六一三・一〇号から第九六一三・八〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、 第九六一三・一〇号から第九六一三・八〇号までの各号の産品への第九六一三・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九六一三・九〇 九六・一四 九六一五・一一―九六一五・一九	第九六一三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第九六・一四項の産品への他の項の材料からの変更 第九六一五・一一号から第九六一五・一九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、 第九六一五・一一号から第九六一五・一九号までの各号の産品への第九六一五・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九六一五・九〇 九六・一六―九六・一八	第九六一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第九六・一六項から第九六・一八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二一部　美術品、収集品及びこっとう（第九七類）

第九七類　美術品、収集品及びこっとう

九七・〇一―九七・〇六	第九七・〇一項から第九七・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

附属書五（第五章関係）　原産品であることについての確認

両締約国は、第四十四条の規定に従って開始された原産品として申告された産品についての確認の結果が明らかとなるまでの間、統一システムの第五〇類から第六三類まで、第六四類、第四二・〇三項、第四三・〇三項、第八四・一八項、第八四・二二項、第八四・五〇項、第八四・五一項、第八四・五二項、第八五・〇九項、第八五・一〇項又は第八五・一六項に掲げる産品について、輸入締約国の税関当局が、輸入される産品の引取りを許可するに当たり、国内法令に従い、保証人による保証、保証金又は他の適当な保証手段の形態で、産品に対して課することのできる関税を担保するための保証を提供することを条件とすることができることを確認する。

附属書六（第七章、第八章関係）　現行の措置に関する留保

1　各締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し当該締約国が付する留保について、第六十六条1及び第百一条1の規定に従って記載するものであり、適当な場合には、直ちに又は将来実施される自由化に関する約束を含む。

(a)　第五十八条又は第九十八条（内国民待遇）
(b)　第五十九条又は第九十九条（最恵国待遇）
(c)　第六十四条（経営幹部及び取締役会）
(d)　第六十五条（特定措置の履行要求）
(e)　第百条（現地における拠点）

2　留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」とは、留保の対象となる一般的な分野をいう。
(b)　小分野。「小分野」とは、留保の対象となる個別の分野をいう。
(c)　産業分類。「産業分類」は、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類の下で行われるものを示す。
(d)　留保の種類。「留保の種類」は、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
(e)　政府の段階。「政府の段階」は、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。

(f)　措置。「措置」は、留保の対象となる現行の法令その他の措置（「概要」の記述を勘案する旨明記されている場合には、当該記述を勘案する。）を明示する。「措置」に規定する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正され、継続しており又は更新される措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(g)　概要。「概要」には、この協定の効力発生の日に有効となる自由化に関する約束がある場合には、当該約束を記載し、かつ、留保の対象となる現行の措置が当該約束を実施した後において引き続き1に規定する義務に適合しない点を記載する。

(h)　段階的撤廃。「段階的撤廃」には、この協定の効力発生の日の後に実施される自由化に関する約束がある場合には、当該約束を記載する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。留保は、当該留保が付される第七章及び第八章の関連規定に照らし、かつ、次の(a)から(c)までの規定に従って解釈する。

(a)　「段階的撤廃」には、現行の措置が1に規定する義務に適合しない点に関する段階的撤廃について定めるものとし、「段階的撤廃」は、その他のすべての事項に優先する。

(b)　「措置」については、「概要」に記述される自由化に関する約束を勘案するものとし、これを勘案した「措置」がその他のすべての事項に優先する。

(c)　「概要」に自由化に関する約束についての記述がない場合は、「措置」は、その他のすべての事項に優先する。ただし、「措置」とその他の事項との乖離が全体として実質的かつ重大であり、「措置」を当該その他の事項に優先させることが合理的でないと考えられる場合には、その乖離の程度において当該その他の事項が優先する。

4　締約国が自国の区域内におけるサービスの提供の条件としてサービス提供者に対し自国の国民、永住者又は居住者であることを求める措置を維持する場合において、第九十八条、第九十九条又は第百条について当該措置に関する留保が行われるときは、当該措置がとられる限度において、第五十八条、第五十九条又は第六十五条についても留保が行われたものとする。

5　メキシコの表に記載する経済活動であって外国投資家が所有することができる持分の割合について制限が存在するものに関し、当該持分の割合を算定するに当たっては、メキシコ資本が持分の過半数を有するメキシコの企業を通じて間接的に行われる外国投資は、考慮に入れない。ただし、これらの企業が外国投資家によって支配されていないことを条件とする。

6　日本国の表に規定する外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）に基づく事前届出の要件とは、メキシコの投資家又はその所有し若しくは支配する日本の企業が投資を行おうとする場合に、財務大臣及び事業所管大臣に対し、当該投資に関する届出を提出するよう求められることをいう。これらの大臣は、当該投資が国の安全、公の秩序若しくは公衆の安全又は経済の円滑な運営に悪影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該投資に係る内容の変更又は当該投資の中止を勧告し又は命令することができる。

7　この附属書の適用上、

「ＣＭＡＰ」とは、国立統計・地理・情報庁が作成した千九百九十四年のメキシコ活動・生産物分類の番号をいう。

「特許」とは、天然資源の採掘を行う者又はあるサービスを提供する者に対しメキシコにおいて国家が権利を与える行為であって、メキシコの国民及びメキシコの企業について外国人に優先して行われるものをいう。

「外国人排除条項」とは、企業の定款等における明示の規定であって、当該企業が外国人に対し直接又は間接に当該企業の共同経営者又は株主となることを認めてはならない旨を定めたものをいう。

「ＪＳＩＣ」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の表

一	
分野	自動車整備業
小分野	自動車分解整備業
産業分類	ＪＳＩＣ　八六　自動車整備業
留保の種類	現地における拠点（第百条）
政府の段階	中央政府
措置	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六章
概要	国境を越えるサービスの貿易 自動車分解整備事業を営もうとする者は、日本国内に事業場を設置し、その事業場の所在地を管轄する地方運輸局長の認証を受けなければならない。
段階的撤廃	約束しない。

二	
分野	事業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　九〇五一　民営職業紹介業 ＪＳＩＣ　九〇九五　労働者派遣業
留保の種類	現地における拠点（第百条）
政府の段階	中央政府
措置	職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三章 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二章

	港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四章 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第三章
概要	国境を越えるサービスの貿易 日本国内の企業に対し民間の職業紹介サービス又は労働者派遣サービス（港湾労働者派遣サービス及び船員派遣サービスを含む。）を提供しようとする者は、日本国内に事業所を設置し及び、場合に応じ、権限のある当局の許可を受け、又は当該当局に届出を行わなければならない。
段階的撤廃	約束しない。

三

分野	建設業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇六　総合工事業 ＪＳＩＣ　〇七　職別工事業（設備工事業を除く。） ＪＳＩＣ　〇八　設備工事業
留保の種類	現地における拠点（第百条）
政府の段階	中央政府
措置	建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二章 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第五章
概要	国境を越えるサービスの貿易 1　建設業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣又はその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 2　解体工事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
段階的撤廃	約束しない。

四

分野	熱供給業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　三五一一　熱供給業
留保の種類	内国民待遇（第五十八条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
段階的撤廃	約束しない。

五

分野	情報通信業
小分野	電気通信業
産業分類	内国民待遇（第五十八条）
留保の種類	経営幹部及び取締役会（第六十四条）
政府の段階	中央政府
措置	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条
概要	投資 1　日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a)　日本国の国籍を有しない者 (b)　外国政府又はその代表者 (c)　外国の法人又は団体 2　日本国の国籍を有しない者は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。
段階的撤廃	約束しない。

六

分野	情報通信業
小分野	電気通信業及びインターネット付随サービス業
産業分類	ＪＳＩＣ　三七二一＊　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） ＪＳＩＣ　三七二二＊　長距離電気通信業 ＪＳＩＣ　三七二九＊　その他の固定電気通信業

	ＪＳＩＣ　三七三一＊　移動電気通信業 ＪＳＩＣ　四〇一一＊　インターネット付随サービス業 （ＪＳＩＣの番号に付された星印（＊）は、留保の対象となる活動が、当該番号の分類の下での活動のうち電気通信事業法第九条に基づく登録が求められるものに限られることを示す。）
留保の種類	内国民待遇（第五十八条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
段階的撤廃	約束しない。

七

分野	製造業
小分野	医薬品製造業
産業分類	ＪＳＩＣ　一七六三　生物学的製剤製造業
留保の種類	内国民待遇（第五十八条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。
段階的撤廃	約束しない。

八

分野	製造業
小分野	皮革及び皮革製品製造業
産業分類	ＪＳＩＣ　一二五七　毛皮製衣服・身の回り品製造業 ＪＳＩＣ　一二五九＊　他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 ＪＳＩＣ　一七九四＊＊　ゼラチン・接着剤製造業 ＪＳＩＣ　二〇二　ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 ＪＳＩＣ　二一　なめし革・同製品・毛皮製造業 ＪＳＩＣ　三二三四＊　運動用具製造業 （ＪＳＩＣの番号に付された星印（＊）は、留保の対象となる活動が、当該番号の分類の下での活動のうち皮革及び皮革製品製造業に関連するものに限られることを示す。） （ＪＳＩＣの番号に付された二個の星印（＊＊）は、留保の対象となる活動が、当該番号の分類の下での活動のうち動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られることを示す。）
留保の種類	内国民待遇（第五十八条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	投資 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
段階的撤廃	約束しない。

九

分野	船舶の国籍に関する事項
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第五十八条）
政府の段階	経営幹部及び取締役会（第六十四条）
措置	中央政府 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条

概要	投資 日本国の船籍は、日本国の国籍を有する自然人又は日本国の法律に基づいて設立された法人であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国籍を有するものが所有する船舶に与えられる。
段階的撤廃	約束しない。

十

分野	計量サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　九〇二　商品検査業 ＪＳＩＣ　九〇三　計量証明業
留保の種類	現地における拠点（第百条）
政府の段階	中央政府
措置	計量法（平成四年法律第五十一号）第三章、第五章、第六章及び第八章 計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号） 指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）
概要	国境を越えるサービスの貿易 1　特定計量器の定期検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、定期検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事（その場所が特定市町村の区域にある場合にあっては、特定市町村の長）の指定を受けなければならない。 2　特定計量器の検定のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 3　計量証明事業（特定計量証明事業を含む。）を行おうとする者は、日本国内に事業所を設置し、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。 4　計量証明に使用する特定計量器の検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事の指定を受けなければならない。 5　特定計量証明事業者に対する認定を行おうとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。 6　計量器の校正等のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。
段階的撤廃	約束しない。

十一

分野	医療及び福祉
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七五九九　他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業
留保の種類	現地における拠点（第百条）
政府の段階	中央政府
措置	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）
概要	国境を越えるサービスの貿易 日本国の法令に基づき厚生労働大臣の認可を得た事業主の団体又はその連合団体のみが、事業主の委託を受けて労働保険業務を行うことができる。日本国の法令によりそのような労働保険業務を行おうとする団体は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
段階的撤廃	約束しない。

十二

分野	鉱業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇五　鉱業
留保の種類	内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 現地における拠点（第百条）
政府の段階	中央政府
措置	鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章 投資及び国境を越えるサービスの貿易
概要	日本国の国民又は日本国の法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。
段階的撤廃	約束しない。

十三

分野　石油業
小分野
産業分類
ＪＳＩＣ　〇五三　原油・天然ガス鉱業
ＪＳＩＣ　一八一　石油精製業
ＪＳＩＣ　一八二　潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）
ＪＳＩＣ　一八四一＊　舗装材料製造業
ＪＳＩＣ　一八九九＊　他に分類されない石油製品・石炭製品製造業
ＪＳＩＣ　四七一一＊　倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）
ＪＳＩＣ　四七二一＊　冷蔵倉庫業
ＪＳＩＣ　五二三一　石油卸売業
ＪＳＩＣ　六〇三一　ガソリンスタンド
ＪＳＩＣ　六〇三二＊　燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）
ＪＳＩＣ　九〇九九＊＊　他に分類されないその他の事業サービス業
（ＪＳＩＣの番号に付された星印（＊）は、留保の対象となる活動が、当該番号の分類の下での活動のうち石油業に関連するものに限られることを示す。）
（ＪＳＩＣの番号に付された二個の星印（＊＊）は、留保の対象となる活動が、当該番号の分類の下での活動のうち液化石油ガス産業に関連するものに限られることを示す。）
留保の種類　内国民待遇（第五十八条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　投資
外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もっとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他のすべての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。
段階的撤廃
約束しない。

十四

分野　農林水産業に関連する第一次産業（附属書七の対象であるものを除く。）
小分野
産業分類
ＪＳＩＣ　〇一　農業
ＪＳＩＣ　〇二　林業
ＪＳＩＣ　〇三　漁業
ＪＳＩＣ　〇四　水産養殖業
ＪＳＩＣ　六二二四　農業協同組合
ＪＳＩＣ　六二二五　漁業協同組合、水産加工業協同組合
ＪＳＩＣ　七九一　農林水産業協同組合（他に分類されないもの）
留保の種類　内国民待遇（第五十八条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　投資
外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業に関連する第一次産業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
段階的撤廃
約束しない。

十五

分野　自由職業サービス
小分野
産業分類　ＪＳＩＣ　八〇一一　法律事務所
留保の種類　現地における拠点（第百条）
政府の段階　中央政府
措置　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三章、第四章、第四章の二及び第五章
概要　国境を越えるサービスの貿易
法律サービスを提供しようとする者は、日本国の法令により弁護士としての資格を有する者でなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。
法律サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく弁護士法人を設立しなければならない。
段階的撤廃
約束しない。

十六	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　八〇一一　法律事務所
留保の種類	現地における拠点（第百条）
政府の段階	中央政府
措置	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第四章
概要	国境を越えるサービスの貿易 外国法事務弁護士サービスを提供しようとする者は、日本国の法令により外国法事務弁護士としての資格を有する者でなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 日本国の法令に基づく外国法事務弁護士は、一年のうち百八十日以上日本国内に滞在しなければならない。
段階的撤廃	約束しない。
十七	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　八〇一二　特許事務所
留保の種類	現地における拠点（第百条）
政府の段階	中央政府
措置	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第六章及び第八章
概要	国境を越えるサービスの貿易 弁理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく特許業務法人を設立しなければならない。
段階的撤廃	約束しない。
十八	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　八〇二一　公証人役場、司法書士事務所
留保の種類	内国民待遇（第九十八条）
	現地における拠点（第百条）
政府の段階	中央政府
措置	公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第二章及び第三章
概要	国境を越えるサービスの貿易 日本国の国民のみが、日本国内において公証人に任命されることができる。 公証人は、法務大臣が指定する場所に事務所を設置しなければならない。
段階的撤廃	約束しない。
十九	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　八〇二一　公証人役場、司法書士事務所
留保の種類	現地における拠点（第百条）
政府の段階	中央政府
措置	司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三章、第四章、第五章及び第七章
概要	国境を越えるサービスの貿易 司法書士サービスを提供しようとする者は、日本国の法令により司法書士としての資格を有する者でなければならず、その所属する司法書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 司法書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく司法書士法人を設立しなければならない。
段階的撤廃	約束しない。
二十	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　八〇三一　公認会計士事務所
留保の種類	現地における拠点（第百条）
政府の段階	中央政府
措置	公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第五章の二及び第七章
概要	国境を越えるサービスの貿易 監査サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく監査法人を設立しなければならない。
段階的撤廃	約束しない。

二十一	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　八〇三二　税理士事務所
留保の種類	現地における拠点（第百条）
政府の段階	中央政府
措置	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三章、第四章、第五章の二、第六章及び第七章 税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）
概要	国境を越えるサービスの貿易 税理士サービスを提供しようとする者は、日本国の法令により税理士としての資格を有する者でなければならず、その所属する税理士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 税理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく税理士法人を設立しなければならない。
段階的撤廃	約束しない。

二十二	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　八〇五一　建築設計業 ＪＳＩＣ　八〇九七　不動産鑑定業 ＪＳＩＣ　八〇九八　行政書士事務所 ＪＳＩＣ　八〇九九　他に分類されない専門サービス業
留保の種類	現地における拠点（第百条）
政府の段階	中央政府
措置	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第五章
概要	国境を越えるサービスの貿易 建築士（日本国の法令により建築士としての資格を有する者）又はこれを使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築に関する法令に基づく手続の代理を行うことを業としようとするときは、日本国内に事務所を設置しなければならない。
段階的撤廃	約束しない。

二十三	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　八〇九二　社会保険労務士事務所
留保の種類	現地における拠点（第百条）
政府の段階	中央政府
措置	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二章の二、第四章の二及び第四章の三
概要	国境を越えるサービスの貿易 社会保険労務士サービスを提供しようとする者は、日本国の法令により社会保険労務士としての資格を有する者でなければならず、日本国内に事務所を設置しなければならない。 社会保険労務士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく社会保険労務士法人を設立しなければならない。
段階的撤廃	約束しない。

二十四	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　八〇九八　行政書士事務所
留保の種類	現地における拠点（第百条）
政府の段階	中央政府
措置	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第六条、第六条の二、第八条及び第十九条
概要	国境を越えるサービスの貿易 行政書士サービスを提供しようとする者は、日本国の法令により行政書士としての資格を有する者でなければならず、その所属する行政書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。
段階的撤廃	約束しない。

二十五	
分野	自由職業サービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　八〇九九　他に分類されない専門サービス業
留保の種類	現地における拠点（第百条）
政府の段階	中央政府

措置	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三章、第四章、第五章及び第七章
概要	国境を越えるサービスの貿易 土地家屋調査士サービスを提供しようとする者は、日本国の法令により土地家屋調査士としての資格を有する者でなければならず、その所属する土地家屋調査士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 土地家屋調査士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく土地家屋調査士法人を設立しなければならない。
段階的撤廃	約束しない。

二十六	
分野	不動産業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　六八一一　建物売買業 ＪＳＩＣ　六八一二　土地売買業 ＪＳＩＣ　六八二一　不動産代理業・仲介業 ＪＳＩＣ　六九四一　不動産管理業
留保の種類	現地における拠点（第百条）
政府の段階	中央政府
措置	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二章 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二章 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第三章
概要	国境を越えるサービスの貿易 1　宅地建物取引業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。 2　不動産特定共同事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、主務大臣又はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 3　マンション管理業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省に備える登録簿に登録を受けなければならない。
段階的撤廃	約束しない。

二十七	
分野	不動産鑑定業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　八〇九七　不動産鑑定業
留保の種類	現地における拠点（第百条）
政府の段階	中央政府
措置	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第三章
概要	国境を越えるサービスの貿易 不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省又はその事務所の所在地を管轄する都道府県に備える登録簿に登録を受けなければならない。
段階的撤廃	約束しない。

二十八	
分野	船員
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　四五一　外航海運業 ＪＳＩＣ　四五二　沿海海運業
留保の種類	内国民待遇（第九十八条）
政府の段階	中央政府
措置	船員法（昭和二十二年法律第百号）第四章 第九次雇用対策基本計画（平成十一年八月十三日閣議決定） 運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第百十五号） 運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第三百二十七号） 国土交通省海事局長通達（平成十六年第百五十三号）
概要	国境を越えるサービスの貿易 日本国の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる者を除くほか、日本国の船籍を有する船舶において働くことはできない。
段階的撤廃	約束しない。

二十九	
分野	警備業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　九〇六一　警備業
留保の種類	内国民待遇（第五十八条） 現地における拠点（第百条）

政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二章
概要	投資及び国境を越えるサービスの貿易 1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　警備業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の認定を受けなければならない。
段階的撤廃	約束しない。

三十	
分野	職業上の安全及び衛生に関連するサービス
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　七七二二　職業訓練施設 ＪＳＩＣ　八〇九九　他に分類されない専門サービス業 ＪＳＩＣ　九〇二一　商品検査業 ＪＳＩＣ　九〇三二　環境計量証明業
留保の種類	現地における拠点（第百条）
政府の段階	中央政府
措置	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五章及び第八章 登録製造時等検査機関等に関する規則（昭和四十七年労働省令第四十四号） 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二章及び第三章 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）
概要	国境を越えるサービスの貿易 作業機械の検査及び検定のサービス、職業上の安全及び衛生に関連する技能講習等のサービス又は作業環境測定サービスを提供しようとする者は、日本国内に居住し又は事務所を設置し、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けなければならない。
段階的撤廃	約束しない。

三十一	
分野	
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　八〇五二　測量業
留保の種類	現地における拠点（第百条）
政府の段階	中央政府
措置	測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第六章
概要	国境を越えるサービスの貿易 測量業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の登録を受けなければならない。
段階的撤廃	約束しない。

三十二	
分野	運輸業
小分野	航空運輸業
産業分類	ＪＳＩＣ　四六一一　航空運送業
留保の種類	内国民待遇（第五十八条） 最恵国待遇（第五十九条） 経営幹部及び取締役会（第六十四条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
概要	投資 1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送事業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された企業その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される企業、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される企業又は議決権のある株式の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される企業 航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実効的に支配する持株会社等についても適用する。

	三十三
段階的撤廃	分野　運輸業 小分野　航空運輸業 産業分類　ＪＳＩＣ　四六二一　航空機使用業（航空運送業を除く。） 留保の種類　内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 政府の段階　経営幹部及び取締役会（第六十四条） 措置　中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 投資及び国境を越えるサービスの貿易 概要 1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　(a)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
3　日本国の航空運送事業者及びこれらの航空運送事業者を実効的に支配する企業（その持株会社を含む。）は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であって当該航空運送事業者又は当該企業の株式を所有するものからその氏名及び住所を株式名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(d)の企業に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。 4　外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 5　外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 6　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならず、また、日本国内の各地間において有償で旅客又は貨物の運送の用に供してはならない。 約束しない。	

	三十四
段階的撤廃	分野　運輸業 小分野　航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録） 産業分類 留保の種類　内国民待遇（第五十八条） 政府の段階　経営幹部及び取締役会（第六十四条） 措置　中央政府 概要　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章 投資 1　次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機原簿への登録は、認められない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　(a)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　(a)　外国の法令に基づいて設立された企業その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される企業、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される企業又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される企業 航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実効的に支配する持株会社等についても適用する。 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。 約束しない。
段階的撤廃	2　外国の国籍を有する航空機の航空機原簿への登録は、認められない。 約束しない。

三十五	
分野	運輸業
小分野	通関業
産業分類	ＪＳＩＣ　四八九九　他に分類されない運輸に附帯するサービス業
留保の種類	現地における拠点（第百条）
政府の段階	中央政府
措置	通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第二章
概要	国境を越えるサービスの貿易 通関業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。
段階的撤廃	約束しない。
三十六	
分野	運輸業
小分野	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）
産業分類	ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業 ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）
留保の種類	内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 最恵国待遇（第五十九条及び第九十九条） 経営幹部及び取締役会（第六十四条） 現地における拠点（第百条）
政府の段階	中央政府
措置	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章、第三章及び第四章 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 投資及び国境を越えるサービスの貿易
概要	1　次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき認められ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された企業その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される企業、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される企業又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される企業 2　貨物利用運送事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。
段階的撤廃	約束しない。
三十七	
分野	運輸業
小分野	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）
産業分類	ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業 ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）
留保の種類	内国民待遇（第五十八条） 最恵国待遇（第五十九条） 経営幹部及び取締役会（第六十四条）
政府の段階	中央政府
措置	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章、第三章及び第四章 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号） 投資
概要	1　次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された企業その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される企業、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される企業又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される企業 2　1(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき認められ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。
段階的撤廃	約束しない。

三十八

分野　運輸業
小分野　鉄道業
産業分類　ＪＳＩＣ　四二　鉄道業
　ＪＳＩＣ　四八五一　鉄道施設提供業
留保の種類　内国民待遇（第五十八条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　投資
　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。
段階的撤廃　約束しない。

三十九

分野　運輸業
小分野　道路旅客運送業
産業分類　ＪＳＩＣ　四三一一　一般乗合旅客自動車運送業
留保の種類　内国民待遇（第五十八条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
　対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　投資
　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の道路旅客運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。
段階的撤廃　約束しない。

四十

分野　運輸業
小分野　道路運送業
産業分類　ＪＳＩＣ　四三　道路旅客運送業
　ＪＳＩＣ　四四　道路貨物運送業
留保の種類　現地における拠点（第百条）
政府の段階　中央政府
措置　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二章
　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二章
概要　国境を越えるサービスの貿易
　旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
段階的撤廃　約束しない。

四十一

分野　運輸業
小分野　運輸に附帯するサービス業
産業分類
留保の種類　内国民待遇（第九十八条）
　現地における拠点（第百条）
政府の段階　中央政府
措置　水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第二章及び第三章
概要　国境を越えるサービスの貿易
　日本国の国民のみが、日本国内において水先人になることができる。同一の水先区において船舶を誘導する水先人は、水先人会を設立しなければならない。
段階的撤廃　約束しない。

四十二

分野　運輸業
小分野　水運業
産業分類　ＪＳＩＣ　四五一　外航海運業
留保の種類　内国民待遇（第九十八条）
　最恵国待遇（第九十九条）
政府の段階　中央政府
措置　外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号）
概要　国境を越えるサービスの貿易

メキシコにより日本国の外航船舶運航事業者が差別的な取扱いを受けている場合には、メキシコの外航船舶運航事業者は、日本国内の港への寄港及び日本国内における貨物の積込み又は取卸しを制限され、又は禁止される。

段階的撤廃

約束しない。

四十三

分野　運輸業

小分野　水運業

産業分類　ＪＳＩＣ　四五二　沿海海運業

ＪＳＩＣ　四五三　内陸水運業

ＪＳＩＣ　四五四二　内航船舶貸渡業

留保の種類　内国民待遇（第五十八条）

政府の段階　中央政府

措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条

対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

概要　投資

外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内港間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。

段階的撤廃

約束しない。

四十四

分野　運輸業

小分野　水運業

産業分類

留保の種類　内国民待遇（第五十八条及び第九十八条）

最恵国待遇（第五十九条及び第九十九条）

政府の段階　中央政府

措置　船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条

概要　投資及び国境を越えるサービスの貿易

日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の船籍を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内港間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。

段階的撤廃

約束しない。

四十五

分野　技能検定

小分野

産業分類

留保の種類　現地における拠点（第百条）

政府の段階　中央政府

措置　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五章

概要　国境を越えるサービスの貿易

労働者の技能検定試験に関する業務を行おうとする企業は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の指定を受けなければならない。

段階的撤廃

約束しない。

四十六

分野　上水道業

小分野

産業分類　ＪＳＩＣ　三六一一　上水道業

留保の種類　内国民待遇（第五十八条）

政府の段階　中央政府

措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条

対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条

概要　投資

外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

段階的撤廃

約束しない。

四十七

分野　卸売業及び小売業

小分野　家畜

産業分類　ＪＳＩＣ　五一一九　その他の農畜産物・水産物卸売業

留保の種類　現地における拠点（第百条）

政府の段階　中央政府

メキシコの表

措置	家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条
概要	国境を越えるサービスの貿易 家畜の取引の事業を営もうとする者は、日本国内に住所を有しなければならず、その住所地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。この場合において、「家畜の取引」とは、家畜の売買若しくは交換又はそのあっせんをいう。
段階的撤廃	約束しない。

一	
分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第五十八条）
政府の段階	連邦政府
措置	メキシコ合衆国憲法第二十七条 外国投資法第二編第一章及び第二章 外国投資法の施行及び外国投資の登録に関する規則第二編第一章及び第二章
概要	投資 外国人及び外国企業は、メキシコの国境から百キロメートルまでの地帯及びメキシコの海岸から内陸に向かって五十キロメートルまでの地帯（以下「制限区域」という。）にある陸地及び水域について、その所有権を取得することができない。 外国人排除条項を有しないメキシコの企業は、制限区域内に所在する不動産で居住以外の目的で使用されるものの所有権を取得することができる。ただし、取得の日の後六十執務日以内に、外務省に対しその取得について通報しなければならない。 外国人排除条項を有しないメキシコの企業は、制限区域内に所在する不動産で居住の目的で使用されるものの所有権を取得することができない。 外国人排除条項を有しないメキシコの企業は、次の信託の手続に従うことにより、制限区域内に所在する不動産で居住の目的で使用されるものを使用し、及び享有する権利を取得することができる。この手続は、外国人又は外国企業が制限区域内に所在する不動産（その用途を問わない。）を使用し、及び享有する権利を取得しようとする場合についても、適用する。 信託の目的が不動産の所有権を譲渡することなく当該不動産を使用し、及び享有することを認めることにあり、かつ、信託の受益者が前記の外国人排除条項を有しないメキシコの企業又は外国人若しくは外国企業であるときは、信用機関が受託者として制限区域内に所在する不動産に係る権利を取得するためには、外務省の許可を受けなければならない。 制限区域内に所在する不動産の「使用」及び「享有」とは、当該不動産を使用し、かつ、享有する権利（適当な場合には、第三者又は受託者たる信用機関による当該不動産の営利的な運用及び開発から生ずる果実、生産物その他の利益を取得することを含む。）をいう。 この留保に規定する信託の期間は、最長五十年の期間とし、利害関係を有する当事者の要請に基づいて更新することができる。 外務省は、この留保に規定する許可が与えられるための条件の遵守及び前記の通報の正確性につき随時確認を行うことができる。 外務省は、これらの不動産に係る権利の取得及び行使が国家にもたらし得る経済的利益及び社会的利益を考慮し、その許可につき決定する。 制限区域外の不動産を取得しようとする外国人及び外国企業は、その目的のために自らがメキシコの国民とみなされることに同意し、かつ、当該不動産について自国の政府の保護を求めることを放棄する旨の文書を、事前に外務省に提出しなければならない。
段階的撤廃	約束しない。

二	
分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第五十八条）
政府の段階	連邦政府

措置	外国投資法第六編第三章
概要	投資 国家外国投資委員会は、その検討のために提出された申請であって、この表に記載する規制された活動における投資財産の取得又は設立に関するものについて評価を行うため、次の事項を考慮する。 (a) 労働者の雇用及び訓練に対する影響 (b) 技術上の貢献 (c) 環境に関する法令に定める環境に関する諸規定の遵守 (d) メキシコの産業全体の競争力の向上に対する貢献 国家外国投資委員会は、申請に関する決定を行う場合には、国際的な貿易を歪めない特定措置の履行要求であって第六十五条の規定により禁止されていないもののみを課することができる。
段階的撤廃	約束しない。

三

分野	すべての分野
小分野	
産業分類	内国民待遇（第五十八条）
留保の種類	
政府の段階	連邦政府
措置	外国投資法第一編第三章
概要	投資 他方の締約国の投資家又はその投資財産は、外資規制のない分野において活動するメキシコの企業の持分の四十九パーセントを超える部分を直接又は間接に取得する場合において、その持分の取得を申請する時点における当該メキシコの企業の総資産価値が基準額を上回るときは、国家外国投資委員会の決定を経なければならない。 この協定の効力発生の日において、メキシコの企業の持分の取得に係る申請の検討に用いられる基準額は、国家外国投資委員会が定める額とし、いかなる場合にも、一億五千万アメリカ合衆国ドルを下回らないものとする。 この基準額は、この協定の効力発生の日の後は、毎年、国立統計・地理・情報庁が発表するメキシコの国内総生産の名目成長率に基づいて調整されるものとする。
段階的撤廃	約束しない。

四

分野	すべての分野
小分野	
産業分類	内国民待遇（第五十八条）
留保の種類	経営幹部及び取締役会（第六十四条）
政府の段階	連邦政府
措置	メキシコ合衆国憲法第二十五条 協同組合一般法第一編及び第二編第二章 連邦労働法第一編 外国投資法第一編第三章
概要	投資 メキシコの協同生産組合に参加する外国人の数は、当該組合の構成員の総数の十パーセントを超えてはならない。 他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの協同生産組合については、その持分の十パーセントまでに限り、直接又は間接に所有することができる。 外国人は、メキシコの協同生産組合において管理上の職務に従事すること又は経営上の活動を行うことはできない。 「協同生産組合」とは、物品の生産又はサービスの提供を目的として、各組合員による物理的又は知的な作業を結び付ける事業体をいう。
段階的撤廃	約束しない。

五

分野	すべての分野
小分野	
産業分類	内国民待遇（第五十八条）
留保の種類	連邦政府
政府の段階	零細企業及び手工業の振興に関する連邦法第一章、第二章及び第三章
措置	投資 メキシコの国民のみが、零細企業の認定を受けるための申請を行うことができる。 メキシコの零細企業は、外国人を共同経営者とすることができない。 零細企業及び手工業の振興に関する連邦法において、「零細企業」とは、加工業に従事する従業員十五人以下の企業であって、その年間の売上額が経済省が随時決定する額を上回らないものをいう。
概要	約束しない。
段階的撤廃	

六

分野	農業、牧畜業、林業及び製材業
小分野	農業、牧畜業又は林業
産業分類	ＣＭＡＰ　一一一一　農業 ＣＭＡＰ　一一一二　牧畜業及び狩猟（牧畜業に限る。） ＣＭＡＰ　一二〇〇　林業及び伐採搬出
留保の種類	内国民待遇（第五十八条）
政府の段階	連邦政府
措置	メキシコ合衆国憲法第二十七条 農地法第六編 外国投資法第一編第三章 投資
概要	メキシコの国民及びメキシコの企業のみが、農業、牧畜業又は林業の目的のために土地を所有することができる。メキシコの企業は、そのような目的で土地を取得する場合には、その土地の時価に相当する特別な種類の株式（以下「Ｔ株式」という。）を発行しなければならない。他方の締約国の投資家又はその投資財産は、Ｔ株式については、その総数の四十九パーセントまでに限り、直接又は間接に所有することができる。
段階的撤廃	約束しない。

七

分野	通信
小分野	電気通信サービス及び公衆電気通信網（商業事業者）
産業分類	ＣＭＡＰ　七二〇〇〇六　その他の電気通信サービス（商業事業者が提供するものに限る。）
留保の種類	内国民待遇（第五十八条及び第九十八条）
	最恵国待遇（第九十九条）
	現地における拠点（第百条）
政府の段階	連邦政府
措置	メキシコ合衆国憲法第二十八条 連邦電気通信法第三章第五節及び第四章第三節 公衆電話サービスに関する規則第一章、第二章及び第四章 国際電気通信に関する規則第一条、第二条、第三条、第四条、第五条及び第六条 投資及び国境を越えるサービスの貿易
概要	商業事業者として電気通信サービスを提供するためには、通信運輸省の許可を受けなければならない。この許可は、メキシコの国民及びメキシコの国内法に基づいて設立された企業のみが受けることができる。 商業事業者として電気通信サービスの提供に従事する企業を設立するためには、通信運輸省の許可を受けなければならない。この許可は、メキシコの国民及びメキシコの国内法に基づいて設立された企業のみが受けることができる。 電気通信サービスの商業事業者の設立及び運営は、有効な関連規則に常に従うものとする。通信運輸省は、関連規則が施行されるまでの間は、商業事業者の設立に関する許可を与えない。 「商業事業者」とは、送信手段を所有し又は占有することなく、公衆電気通信網に関し特許を受けた者の設備能力を利用して、第三者に対し電気通信サービスを提供する者をいう。 通信運輸省が特別に承認する場合を除くほか、公衆電気通信網に関し特許を受けた者は、商業事業者の資本に直接又は間接に参加することはできない。 国際的な通信は、通信運輸省から明示的に特許を受けた者の承認された国際ポートを通じて行われる。
段階的撤廃	約束しない。

八

分野	通信
小分野	電気通信サービス及び公衆電気通信網
産業分類	ＣＭＡＰ　七二〇〇〇六　その他の電気通信サービス
留保の種類	内国民待遇（第五十八条及び第九十八条）
	最恵国待遇（第九十九条）
	現地における拠点（第百条）
政府の段階	連邦政府
措置	メキシコ合衆国憲法第三十二条 連邦電気通信法第一章、第三章第一節、第二節、第三節及び第四節並びに第五章 外国投資法第一編第三章 衛星通信に関する規則第二編第一節、第二節及び第三節並びに第三編 公衆電話サービスに関する規則第一章、第二章及び第四章

	概要
有料テレビジョン・音声サービスに関する規則第一章及び第五章 長距離サービスに関する規則第三章、第四章及び第七章 国際電気通信に関する規則第一条、第二条、第三条、第四条、第五条及び第六条 投資 　他方の締約国の投資家又はその投資財産は、次のことに関し特許を受けた企業については、その持分の四十九パーセントまでに限り、直接又は間接に所有することができる。 (a)　メキシコの区域内において周波数帯（無料のスペクトル及び公用のスペクトルを除く。）を使用し、それにより利益を得、又はそれを利用すること。 (b)　公衆電気通信網を設置し、運営し、又は利用すること。 (c)　メキシコに割り当てられた静止衛星軌道上の位置及び衛星軌道を占有し、これらに対応する周波数帯を利用すること。 (d)　メキシコの区域内を対象とし、かつ、メキシコの区域内においてサービスを提供することのできる外国衛星システムに係る周波数帯の信号送受信権を利用すること。 国境を越えるサービスの貿易 　次のことを行うためには、通信運輸省の特許を受けなければならない。 (a)　メキシコの区域内において周波数帯（無料のスペクトル及び公用のスペクトルを除く。）を使用し、それにより利益を得、又はそれを利用すること。 (b)　公衆電気通信網を設置し、運営し、又は利用すること。 (c)　メキシコに割り当てられた静止衛星軌道上の位置及び衛星軌道を占有し、これらに対応する周波数帯を利用すること。 (d)　メキシコの区域内を対象とし、かつ、メキシコの区域内においてサービスを提供することのできる外国衛星システムに係る周波数帯の信号送受信権を利用すること。 　この特許は、メキシコの国民及びメキシコの企業のみが受けることができる。	九
段階的撤廃	分野 小分野 産業分類 留保の種類 政府の段階 措置
メキシコの区域内における電波スペクトルの特定の使用のために周波数帯を使用し、それにより利益を得、又はそれを利用するためには、特許を受けなければならない。この特定の使用のために電波スペクトルの周波数帯を使用し、それにより利益を得、又はそれを利用するための特許は、公開の入札を通じて与えられる。 　国際的な通信は、公衆電気通信網に関し通信運輸省の特許を受けた企業によってのみ伝送される。この通信は、通信運輸省の特許を受けた者の国際ポートを通じて行われる。 　民間の電気通信網の運用者は、商業的に電気通信サービスを提供しようとする場合には、通信運輸省の特許を受けなければならない。この特許を受けた場合には、当該電気通信網の性質は、公衆電気通信網に変わる。 約束しない。	通信 電気通信サービス及び公衆電気通信網（電話） ＣＭＡＰ　七二〇〇〇三　電話サービス（「Ａ」周波数帯及び「Ｂ」周波数帯の移動電話サービスを含む。） ＣＭＡＰ　七二〇〇〇四　公衆電話サービス ＣＭＡＰ　五〇二〇〇三　電気通信施設 内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 最恵国待遇（第九十九条） 現地における拠点（第百条） 連邦政府 メキシコ合衆国憲法第二十八条 連邦電気通信法第一章、第三章第一節、第二節、第三節及び第四節並びに第五章 外国投資法第一編第三章 公衆電話サービスに関する規則第一章、第二章及び第四章 衛星通信に関する規則第二編第一節、第二節及び第三節 地域サービスに関する規則第八条 長距離サービスに関する規則第三章、第四章及び第七章 国際電気通信に関する規則第一条、第二条、第三条、第四条、第五条及び第六条

	概要
	この留保は、二以上の地点の間で、利用者の情報をその形態又は内容を変更することなくリアルタイムで伝送する電気通信サービス（一般向けに提供されるものであるか否かを問わない。）を対象とする。
	投資 他方の締約国の投資家又はその投資財産は、特許を受けたメキシコの企業であって電話サービス、公衆電話サービス及び電気通信施設（移動電話サービスを除く。）を提供するものについては、その持分の四十九パーセントまでに限り、直接又は間接に所有することができる。 他方の締約国の投資家又はその投資財産は、移動電話サービス事業者の資本について、その四十九パーセントを超えて直接又は間接に参加する場合には、国家外国投資委員会の決定を経なければならない。
	国境を越えるサービスの貿易 次のことを行うためには、通信運輸省の特許を受けなければならない。 (a) メキシコの区域内において周波数帯（無料のスペクトル及び公用のスペクトルを除く。）を使用し、それにより利益を得、又はそれを利用すること。 (b) 公衆電気通信網を設置し、運営し、又は利用すること。 (c) メキシコに割り当てられた静止衛星軌道上の位置及び衛星軌道を占有し、これらに対応する周波数帯を利用すること。 (d) メキシコの区域内を対象とし、かつ、メキシコの区域内においてサービスを提供することのできる外国衛星システムに係る周波数帯の信号送受信権を利用すること。 この特許は、メキシコの国民及びメキシコの企業のみが受けることができる。 民間の電気通信網の運用者は、商業的に電気通信サービスを提供しようとする場合には、通信運輸省の特許を受けなければならない。この特許を受けた場合には、当該電気通信網の性質は、公衆電気通信網に変わる。 公衆電気通信網は、電話サービスを提供するための施設を含む。公衆電気通信網は、その利用者が所有する電気通信設備又は当該公衆電気通信網の終端地点を越える場所に所在する電気通信網のいずれも含まない。 メキシコの区域内における電波スペクトルの特定の使用のために周波数帯を使用し、それにより利益を得、又はそれを利用するためには、特許を受けなければならない。この特定の使用のために電波スペクトルの周波数帯を使用すること等に関する特許は、公開の入札を通じて与えられる。 国際的な通信は、通信運輸省から明示的に特許を受けた者の国際ポートを通じて行われる。
段階的撤廃	約束しない。
十 分野	通信
小分野	運輸及び電気通信
産業分野	ＣＭＡＰ　七二〇〇　通信（電気通信サービス及び郵便サービスを含む。）
	ＣＭＡＰ　七一　運輸
留保の種類	内国民待遇（第五十八条）
政府の段階	連邦政府
措置	港湾法第四章 鉄道サービスに関する法律第二章第三節 民間航空法第三章第三節 空港法第四章 道路、橋及び連邦自動車運送に関する法律第一編第三章 連邦電気通信法第三章第六節 連邦ラジオ・テレビジョン法第三編第一章及び第二章 交通及び通信の一般的な手段に関する法律第一巻第三章及び第五章
概要	投資 外国の政府及び公的企業又はそれらの投資財産は、通信及び運輸に関する活動並びに交通及び通信の一般的な手段に関する法律の規律の対象となるその他の活動に従事するメキシコの企業に、直接又は間接に投資することはできない。
段階的撤廃	約束しない。
十一 分野	建設
小分野	
産業分野	ＣＭＡＰ　五〇一三二二　石油及びその派生物を輸送するためのパイプラインの建設（専門的な請負業者によるものに限る。） ＣＭＡＰ　五〇三〇〇八　油田及びガス田の掘削（専門的な請負業者によるものに限る。）
留保の種類	内国民待遇（第五十八条）
政府の段階	連邦政府

措置	メキシコ合衆国憲法第二十七条 憲法第二十七条に定める石油に関する事項に関する法律第二条、第三条、第四条及び第六条 外国投資法第一編第三章 憲法第二十七条に定める石油に関する事項に関する法律施行規則第一章、第五章、第九章及び第十二章
概要	投資 危険分担に関する契約は、禁止されている。 他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であって、油田及びガス田の探査及び掘削並びに石油及びその派生物を輸送するための手段の建設に危険分担に関する契約以外の契約に基づいて従事するものについて、その持分の四十九パーセントを超える部分を直接又は間接に所有するためには、国家外国投資委員会の決定を経なければならない。（附属書八メキシコの表参照）
段階的撤廃	約束しない。

十二

分野	教育サービス
小分野	私立学校
産業分類	ＣＭＡＰ　九二一一〇一　私立学校による就学前教育サービス ＣＭＡＰ　九二一一〇二　私立小学校教育サービス ＣＭＡＰ　九二一一〇三　私立中学校教育サービス ＣＭＡＰ　九二一一〇四　私立高等学校教育サービス ＣＭＡＰ　九二一一〇五　私立学校による高等教育サービス ＣＭＡＰ　九二一一〇六　就学前教育、小学校教育、中学校教育、高等学校教育及び高等教育を組み合わせた私立学校による教育サービス
留保の種類	内国民待遇（第五十八条）
政府の段階	連邦政府
措置	外国投資法第一編第三章 高等教育調整法第二章 教育一般法第三章
概要	投資

段階的撤廃	他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であって、私立学校による就学前教育、小学校教育、中学校教育、高等学校教育又はこれらを組み合わせた教育のサービスを提供するものについて、その持分の四十九パーセントを超える部分を直接又は間接に所有するためには、国家外国投資委員会の決定を経なければならない。 約束しない。

十三

分野	エネルギー
小分野	石油製品
産業分類	ＣＭＡＰ　六二三〇五〇　液化ガス燃料の小売業
留保の種類	内国民待遇（第五十八条）
政府の段階	連邦政府
措置	外国投資法第一編第二章 憲法第二十七条に定める石油に関する事項に関する法律第一章、第二章、第五章、第七章及び第九章 憲法第二十七条に定める石油に関する事項に関する法律施行規則第一章、第九章及び第十二章 液化石油ガスに関する規則第二章、第三章及び第五章
概要	投資 メキシコの国民及び外国人排除条項を有するメキシコの企業のみが、液化石油ガスの流通に携わることができる。
段階的撤廃	約束しない。

十四

分野	エネルギー
小分野	石油製品
産業分類	ＣＭＡＰ　六二三〇九〇　他に分類されないその他の物品の小売業（天然ガスの流通、輸送及び貯蔵に限る。）
留保の種類	現地における拠点（第百条）
政府の段階	連邦政府
措置	憲法第二十七条に定める石油に関する事項に関する法律第一章、第二章、第五章、第七章及び第九章 憲法第二十七条に定める石油に関する事項に関する法律施行規則第一章、第九章及び第十二章

概要	天然ガスに関する規則第一章、第三章、第四章及び第五章 国境を越えるサービスの貿易 　天然ガスの流通、輸送及び貯蔵に係るサービスを提供するためには、エネルギー規制委員会の許可を受けなければならない。この許可は、メキシコの企業のみが受けることができる。
段階的撤廃	約束しない。

十五

分野	エネルギー
小分野	石油製品
産業分類	ＣＭＡＰ　六二六〇〇〇　ガソリン及び軽油（給油所において販売される潤滑油、油脂及び添加剤を含む。）の小売業
留保の種類	内国民待遇（第五十八条）
政府の段階	連邦政府
措置	外国投資法第一編第二章 憲法第二十七条に定める石油に関する事項に関する法律第一章、第二章、第五章、第七章及び第九章 憲法第二十七条に定める石油に関する事項に関する法律施行規則第一章、第二章、第三章、第五章、第七章、第九章及び第十二章
概要	投資 　メキシコの国民及び外国人排除条項を有するメキシコの企業のみが、ガソリンの小売業に従事し、又はガソリン、軽油、潤滑油、油脂若しくは添加剤の流通若しくは小売販売に携わる給油所を取得し、設立し、若しくは運営することができる。
段階的撤廃	約束しない。

十六

分野	エネルギー
小分野	石油製品（航空機、船舶及び鉄道用機器のための燃料及び潤滑油の供給）
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第五十八条）
政府の段階	連邦政府
措置	外国投資法第一編第三章
概要	投資 　他方の締約国の投資家又はその投資財産は、航空機、船舶及び鉄道用機器のための燃料及び潤滑油を供給するメキシコの企業については、その持分の四十九パーセントまでに限り、直接又は間接に所有することができる。
段階的撤廃	約束しない。

十七

分野	漁業
小分野	漁業
産業分類	ＣＭＡＰ　一三〇〇　漁業
留保の種類	内国民待遇（第九十八条） 最恵国待遇（第九十九条）
政府の段階	現地における拠点（第百条） 連邦政府
措置	メキシコ合衆国憲法第三十二条 漁業法第一章及び第二章 海運法第二編第一章 漁業法施行規則第一章、第三章、第四章、第五章、第六章、第九章及び第十五章
概要	国境を越えるサービスの貿易 　「メキシコの管轄水域」において漁業活動に従事するためには、環境天然資源省の特許又は許可を受けなければならない。これらの特許又は許可は、メキシコの国籍を有する船舶を使用するメキシコの国民及びメキシコの企業のみが受けることができる。外国の国籍を有する船舶を運用する者は、メキシコの国籍を有する船舶が当該外国の排他的経済水域において漁業活動に従事することについて同等の待遇を与えられている場合には、例外的に許可を与えられることがある。 　メキシコの国民及びメキシコの企業のみが、メキシコの国籍を有する船舶の公海での漁業、固定漁具の設置、研究又は養殖のための自然環境からの幼生、成体、卵、種子又は幼魚の採取、「メキシコの管轄水域」への新たな品種の導入及び漁業教育機関の計画に基づく教育目的の漁業を行うための許可を、環境天然資源省から受けることができる。
段階的撤廃	約束しない。

十八

分野	漁業
小分野	漁業
産業分類	ＣＭＡＰ　一三〇〇一一　外洋における漁業 ＣＭＡＰ　一三〇〇一二　沿岸における漁業 ＣＭＡＰ　一三〇〇一三　内水における漁業
留保の種類	内国民待遇（第五十八条） 最恵国待遇（第五十九条）
政府の段階	連邦政府
措置	漁業法第一章、第二章及び第四章 海運法第三編第一章 連邦海洋法第一編第一章及び第三章 連邦水資源法第一編及び第四編第一章 外国投資法第一編第三章 漁業法施行規則第一章、第二章、第三章、第五章、第六章、第九章及び第十五章
概要	投資 他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であって沿岸漁業、淡水漁業及び排他的経済水域内での漁業を行うものについては、その持分の四十九パーセントまでに限り、直接又は間接に所有することができる。ただし、水産養殖業に従事する企業については、この限りでない。 他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であって公海上での漁業を行うものについて、その持分の四十九パーセントを超える部分を直接又は間接に所有するためには、国家外国投資委員会の決定を経なければならない。
段階的撤廃	約束しない。

十九

分野	製造業
小分野	爆発物、花火、火器及び弾薬筒
産業分類	ＣＭＡＰ　三五二二三六　爆発物及び花火の製造 ＣＭＡＰ　三八二二〇八　火器及び弾薬筒の製造
留保の種類	内国民待遇（第五十八条）
政府の段階	連邦政府

二十

措置	外国投資法第一編第三章
概要	投資 他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であって爆発物、花火、火器、弾薬筒及び弾薬を製造するものについては、その持分の四十九パーセントまでに限り、直接又は間接に所有することができる。ただし、産業活動及び採取活動のための爆発性混合物の調製を行う企業については、この限りでない。
段階的撤廃	約束しない。

二十一

分野	製造業
小分野	
産業分類	
留保の種類	特定措置の履行要求（第六十五条）
政府の段階	連邦政府
措置	特定措置の履行要求（第六十五条） 連邦政府 外国貿易法第一編、第二編第一章、第二章及び第三章並びに第三編 輸出企業の振興及び運営に関する命令（以下「ＡＬＴＥＸ命令」という。）
概要	投資 1　ＡＬＴＥＸ命令に定義する「直接輸出者」であってＡＬＴＥＸ命令に基づき事業を行うことを経済省により認められたものは、少なくとも年間の販売総額の四十パーセント又は二百万アメリカ合衆国ドルに相当する額の輸出を毎年行わなければならない。 2　ＡＬＴＥＸ命令に定義する「間接輸出者」であってＡＬＴＥＸ命令に基づき事業を行うことを経済省により認められたものは、少なくとも年間の販売総額の五十パーセントに相当する額の輸出を毎年行わなければならない。
段階的撤廃	約束しない。

措置	外国貿易法第一編、第二編第一章、第二章及び第三章並びに第三編
	関税法第三編第二章第三節並びに第四編第一章及び第三章
	輸出産品を生産するための一時輸入の制度の設立に関する命令（以下「ＰＩＴＥＸ命令」という。）
	マキラドーラ輸出産業の振興及び運営に関する命令（以下「マキラドーラ命令」という。）
概要	投資
	ＰＩＴＥＸ命令及びマキラドーラ命令に基づき事業を行うことを経済省により認められた者は、次の規定に従うものとする。
	(a) 次のものの一時免税輸入の許可を受けるためには、少なくとも年間の総生産額の三十パーセントに相当する額の輸出を行わなければならない。
	(i) 研究及び産業上の安全のために使用される工具、機器及び附属品、衛生上及び防腐上必要な物品、産業による環境汚染の防止及び管理のために必要な物品、ハンドブック及び産業用の図面並びに電気通信機器及びコンピュータ機器
	(ii) 製造工程において使用される機械、装置、機器及び予備部品、実験室用、測定用及び試験用の機器並びに品質管理、要員の訓練及び企業の管理能力開発のために必要な設備
	(b) 次のものの一時免税輸入の許可を受けるためには、少なくとも年間の総生産額の十パーセント又は五十万アメリカ合衆国ドルに相当する額の輸出を行わなければならない。
	(i) 輸出産品の生産において使用される原材料、部品、構成品、補助的な材料、容器、包装材料、燃料及び潤滑油
	(ii) コンテナー及びトレーラー用コンテナー
	約束しない。
段階的撤廃	
二十二	
分野	印刷業、編集業及び関連産業
小分野	新聞の発行
産業分類	ＣＭＡＰ　三四二〇〇一　新聞、雑誌及び定期刊行物の発行（新聞の発行に限る。）
留保の種類	内国民待遇（第五十八条）
政府の段階	連邦政府

措置	外国投資法第一編第三章
	次の「概要」の記述を勘案する。
概要	投資
	他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であって、主としてメキシコの読者のために編集され、かつ、メキシコの区域内において配布される日刊紙の印刷又は発行を行うものについては、その持分の四十九パーセントまでに限り、直接又は間接に所有することができる。
	この留保の適用上、「日刊紙」とは、少なくとも一週間に五日は発行される新聞をいう。
	約束しない。
段階的撤廃	
二十三	
分野	自由職業サービス、技術的サービス及び専門的サービス
小分野	医師
産業分類	ＣＭＡＰ　九二三一　民間の医療サービス、歯科医療サービス及び獣医サービス（医療サービス及び歯科医療サービスに限る。）
留保の種類	内国民待遇（第九十八条）
政府の段階	連邦政府
措置	連邦労働法第一章
概要	国境を越えるサービスの貿易
	メキシコの区域内において医師としての免許を受けたメキシコの国民のみが、メキシコの企業において企業内医療サービスを提供することができる。
	約束しない。
段階的撤廃	
二十四	
分野	自由職業サービス、技術的サービス及び専門的サービス
小分野	自由職業サービス
産業分類	ＣＭＡＰ　九五一〇　自由職業サービス、技術的サービス及び専門的サービス（自由職業サービスに限る。）
留保の種類	内国民待遇（第九十八条）
政府の段階	現地における拠点（第百条）
措置	連邦政府
	憲法第五条に定める連邦区における専門的な業務の実施に関する法律第三章第三節及び第五章

	憲法第五条に定める連邦区における専門的な業務の実施に関する法律施行規則第三章
	人口法第三章
概要	国境を越えるサービスの貿易 外国人は、メキシコが締結している関連する国際条約の規定に従い、憲法第五条に定める連邦区における専門的な業務の実施に関する法律に規定する自由職業サービスを連邦区において提供することができる。 このような国際条約が存在しない場合には、外国人による自由職業サービスの提供は、当該外国人の居住地国との間で相互主義が成立していること及びメキシコの法令に定めるその他の要件が満たされることを条件として認められる。 外国人であって自由職業サービスを提供するものは、メキシコに住所を有しなければならない。 この場合において、住所は、照会及び通知を受けるために用いられる場所とする。
段階的撤廃	約束しない。

二十五	
分野	自由職業サービス、技術的サービス及び専門的サービス
小分野	専門的サービス（商務公証人）
産業分類	内国民待遇（第五十八条及び第九十八条）
留保の種類	現地における拠点（第百条）
政府の段階	連邦政府
措置	連邦商務公証人法第七条、第八条、第十二条及び第十五条 連邦商務公証人法施行規則第一章並びに第二章第一節及び第二節 外国投資法第一編第二章 投資及び国境を越えるサービスの貿易
概要	出生によりメキシコの国籍を取得した者のみが、商務公証人の免許を受けることができる。 商務公証人は、商務公証サービスの提供に関しては、いかなる者とも事業上の提携関係を有してはならない。 商務公証人は、業務を行う権限を与えられた地域内に事務所を設置しなければならない。
段階的撤廃	約束しない。

二十六	
分野	自由職業サービス、技術的サービス及び専門的サービス
小分野	専門的サービス
産業分類	ＣＭＡＰ　九五一〇一二　通関業
留保の種類	内国民待遇（第五十八条及び第九十八条）
政府の段階	連邦政府
措置	関税法第二編第一章及び第三章並びに第七編第一章 外国投資法第一編第二章 投資及び国境を越えるサービスの貿易
概要	出生によりメキシコの国籍を取得した者のみが、通関士となることができる。 輸入者若しくは輸出者の委託を受けた者として又は輸入者若しくは輸出者を法的に代理する者として活動する通関士及び通関士の代理人のみが、当該輸入者又は輸出者の物品の通関に係る手続を行うことができる。 他方の締約国の投資家又はその投資財産は、通関業者の持分を直接又は間接に取得することはできない。
段階的撤廃	約束しない。

二十七	
分野	宗教
小分野	ＣＭＡＰ　九二九〇〇一　宗教団体による活動
産業分類	経営幹部及び取締役会（第六十四条）
留保の種類	現地における拠点（第百条）
政府の段階	連邦政府
措置	宗教及び宗教団体に関する法律第二編第一章及び第二章 投資
概要	メキシコにおける宗教団体の代表者は、メキシコの国民でなければならない。 国境を越えるサービスの貿易 宗教団体は、宗教及び宗教団体に関する法律に従って設立された団体でなければならない。 宗教団体は、内務省の登録を受けなければならない。この登録を受けるためには、メキシコにおいて設立された団体であることが条件とされる。
段階的撤廃	約束しない。

二十八	
分野	小売業
小分野	専門施設における非食料品の販売
産業分類	ＣＭＡＰ　六二三〇八七　火器、弾薬筒及び弾薬の小売業 ＣＭＡＰ　六一二〇二四　他に分類されない卸売業（火器、弾薬筒及び弾薬の販売に限る。）
留保の種類	内国民待遇（第五十八条）
政府の段階	連邦政府
措置	外国投資法第一編第三章
概要	投資 　他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であって爆発物、火器、弾薬筒、弾薬及び花火の販売に従事するものについては、その持分の四十九パーセントまでに限り、直接又は間接に所有することができる。ただし、産業活動及び採取活動のための爆発物の購入及び使用並びにこれらの活動のための爆発性混合物の調製を行う企業については、この限りでない。
段階的撤廃	約束しない。

二十九	
分野	農業サービス
小分野	
産業分類	ＣＭＡＰ　九七一〇一〇　農業サービスの提供
留保の種類	内国民待遇（第九十八条）
政府の段階	現地における拠点（第百条）
措置	連邦政府
	メキシコ合衆国憲法第三十二条
	連邦植物衛生法第二編第四章
	メキシコ合衆国衛生植物検疫法施行規則第七章
概要	国境を越えるサービスの貿易 　農薬を散布するためには、農業・牧畜・農村開発・水産・食糧省の特許を受けなければならない。 　この特許は、メキシコの国民及びメキシコの企業のみが受けることができる。
段階的撤廃	約束しない。

三十	
分野	運輸
小分野	航空運送
産業分類	ＣＭＡＰ　三八四二〇五　航空機の製造、組立て及び修理（航空機の修理に限る。）
留保の種類	現地における拠点（第百条）
政府の段階	連邦政府
措置	民間航空法第三章第二節
	航空機の修理施設に関する規則第一章
概要	国境を越えるサービスの貿易 　航空機の修理施設並びに要員の教育及び訓練のための施設を設置し、かつ、運営し、又はこれらを運営するためには、通信運輸省の許可を受けなければならない。
段階的撤廃	約束しない。

三十一	
分野	運輸
小分野	航空運送
産業分類	ＣＭＡＰ　七一三〇〇一　国内で登録された航空機による定期航空運送サービス ＣＭＡＰ　七一三〇〇二　不定期航空運送サービス（エアータクシー）
留保の種類	内国民待遇（第五十八条） 経営幹部及び取締役会（第六十四条）
政府の段階	連邦政府
措置	民間航空法第九章及び第十章
	民間航空法施行規則第二編第一章
	外国投資法第一編第三章
	次の「概要」の記述を勘案する。
概要	投資 　他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であって、メキシコにおいて登録された航空機による商業航空サービスを提供するものについては、その議決権のある持分の二十五パーセントまでに限り、直接又は間接に所有することができる。そのような企業の取締役会の長及び当該取締役会の構成員の少なくとも三分の二並びに当該企業の管理職員の少なくとも三分の二は、メキシコの国民でなければならない。

	メキシコの国民及びメキシコの国民がその議決権のある持分の七十五パーセントを所有し又は支配する企業であって、取締役会の長及び管理職員の少なくとも三分の二がメキシコの国民であるもののみが、メキシコにおいて航空機を登録することができる。
段階的撤廃	約束しない。
三十二	
分野	運輸
小分野	航空運送
産業分類	ＣＭＡＰ　九七三三〇一　航空管制サービス ＣＭＡＰ　九七三三〇二　空港及びヘリポートの管理サービス
留保の種類	内国民待遇（第五十八条）
政府の段階	連邦政府
措置	メキシコ合衆国憲法第三十二条 交通及び通信の一般的な手段に関する法律第一巻第一章、第二章及び第三章 外国投資法第一編第三章 民間航空法第一章及び第四章 空港法第三章 空港法施行規則第二編第一章、第二章及び第三章
概要	投資 　他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であって公共の用に供する飛行場に係る特許又は許可を受けたものについて、その持分の四十九パーセントを超える部分を直接又は間接に所有するためには、国家外国投資委員会の決定を経なければならない。 　この決定に当たり、国家外国投資委員会は、国家の発展及び技術の開発の促進並びに国家主権の保全に配慮する。
段階的撤廃	約束しない。
三十三	
分野	運輸
小分野	特殊な航空サービス
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第五十八条）
	経営幹部及び取締役会（第六十四条）
	現地における拠点（第百条）
政府の段階	連邦政府
措置	交通及び通信の一般的な手段に関する法律第一巻第三章 外国投資法第一編第三章 民間航空法第一章、第二章、第四章及び第九章
概要	次の「概要」の記述を勘案する。 投資 　他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であって、メキシコにおいて登録された航空機を使用して特殊な航空サービスを提供するものについては、その議決権のある持分の二十五パーセントまでに限り、直接又は間接に所有することができる。そのような企業の取締役会の長及び当該取締役会の構成員の少なくとも三分の二並びに当該企業の管理職員の少なくとも三分の二は、メキシコの国民でなければならない。メキシコの国民及びメキシコの国民がその議決権のある持分の七十五パーセントを所有し又は支配する企業であって、取締役会の長及び管理職員の少なくとも三分の二がメキシコの国民であるもののみが、メキシコにおいて航空機を登録することができる。 国境を越えるサービスの貿易 　メキシコの区域内において特殊な航空サービスを提供するためには、通信運輸省の許可を受けなければならない。この許可は、これらのサービスを提供しようとする者がメキシコの区域内に住所を有している場合に限り、与えられる。
段階的撤廃	約束しない。
三十四	
分野	運輸
小分野	陸上運送
産業分類	ＣＭＡＰ　七一一二〇一　建設資材の運送サービス ＣＭＡＰ　七一一二〇二　引越サービス ＣＭＡＰ　七一一二〇三　その他の特殊貨物運送サービス ＣＭＡＰ　七一一二〇四　一般貨物運送サービス ＣＭＡＰ　七一一三一一　長距離バスによる旅客運送サービス

	ＣＭＡＰ　七一一三一八　学校用運送サービス及び観光用運送サービス（観光用運送サービスに限る。）
留保の種類	内国民待遇（第五十八条及び第九十八条）
政府の段階	現地における拠点（第百条）
措置	連邦政府 外国投資法第一編第二章 道路、橋及び連邦自動車運送に関する法律第一編第三章 連邦自動車運送及び補助的サービスに関する規則第一章
概要	投資 　他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であって、旅客運送サービス（都市間バスサービスを除く。）又はメキシコの区域内の地点間における国内貨物の運送に係るサービスに従事するものについては、その持分を直接又は間接に所有することはできない。ただし、小包及び信書の配送サービスに従事する企業については、この限りでない。 国境を越えるサービスの貿易 　メキシコの区域への若しくは当該区域からの貨物若しくは旅客を運送するための、都市間バスサービス、観光用運送サービス又は貨物自動車運送サービスを提供するためには、通信運輸省の許可を受けなければならない。これらのサービスは、メキシコの国民及び外国人排除条項を有するメキシコの企業のみが提供することができる。 　メキシコの国民及び外国人排除条項を有するメキシコの企業のみが、メキシコで製造され又は合法的に輸入された機材であってメキシコで登録されたものを使用し、かつ、メキシコの国民である運転手を使用している場合に限り、メキシコの区域内の地点間における貨物又は旅客の運送に係るバス又はトラックによるサービスを提供することができる。 　小包及び信書の配送サービスを提供するためには、通信運輸省の許可を受けなければならない。この許可は、メキシコの国民及びメキシコの法律に基づいて設立された企業に与えられる。
段階的撤廃	約束しない。

三十五	
分野	運輸
小分野	陸上運送
産業分類	ＣＭＡＰ　七一一三一二　都市及び郊外におけるバスによる旅客運送サービス ＣＭＡＰ　七一一三一五　タクシーによる運送サービス ＣＭＡＰ　七一一三一六　路線バスによる運送サービス ＣＭＡＰ　七一一三一七　タクシー乗場からの自動車運送サービス ＣＭＡＰ　七一一三一八　学校用運送サービス及び観光用運送サービス（学校用運送サービスに限る。）
留保の種類	内国民待遇（第五十八条及び第九十八条）
政府の段階	連邦政府
措置	外国投資法第一編第二章 交通及び通信の一般的な手段に関する法律第一巻第一章及び第二章 道路、橋及び連邦自動車運送に関する法律第一編第三章 連邦自動車運送及び補助的サービスに関する規則第一章 投資及び国境を越えるサービスの貿易 　メキシコの国民及び外国人排除条項を有するメキシコの企業のみが、地域のバスサービス、学校用バスサービス及びタクシーその他の乗合自動車サービスを提供することができる。
概要	約束しない。

三十六	
分野	運輸
小分野	陸上運送
産業分類	ＣＭＡＰ　九七三一〇一　旅客バスターミナルの管理に係るサービス及び補助的なサービス（バス及びトラックの主要なターミナル及び停留所に係るサービスに限る。）
留保の種類	内国民待遇（第九十八条）
政府の段階	現地における拠点（第百条）
措置	連邦政府 道路、橋及び連邦自動車運送に関する法律第一編第三章 連邦道路用地及び周辺地帯の利用に関する規則第二章及び第四章 連邦自動車運送及び補助的サービスに関する規則第一章 国境を越えるサービスの貿易
概要	

	バス若しくはトラックの停留所若しくはターミナルを設置し、又は運営するためには、通信運輸省の許可を受けなければならない。この許可は、メキシコの国民及びメキシコの企業のみが受けることができる。
段階的撤廃	約束しない。
三十七	
分野	運輸
小分野	陸上運送
産業分野	ＣＭＡＰ　九七三一〇二　道路及び橋の管理に係るサービス並びに補助的なサービス
留保の種類	内国民待遇（第九十八条）
現地における拠点（第百条）	
政府の段階	連邦政府
措置	メキシコ合衆国憲法第三十二条 道路、橋及び連邦自動車運送に関する法律第一編第三章
概要	国境を越えるサービスの貿易 道路及び橋の管理に係るサービス並びに補助的なサービスを提供するためには、通信運輸省の特許を受けなければならない。この特許は、メキシコの国民及びメキシコの企業のみが受けることができる。
段階的撤廃	約束しない。
三十八	
分野	運輸
小分野	陸上運送及び水運
産業分類	ＣＭＡＰ　五〇一四二一　海洋及び河川における工作物の建設 ＣＭＡＰ　五〇一四二二　道路及び陸上運送のための工作物の建設
留保の種類	内国民待遇（第九十八条）
現地における拠点（第百条）	
政府の段階	連邦政府
措置	メキシコ合衆国憲法第三十二条 道路、橋及び連邦自動車運送に関する法律第一編第三章 港湾法第四章 海運法第一編第二章
概要	国境を越えるサービスの貿易

	海洋若しくは河川における工作物又は陸上運送のための道路を建設し、かつ、運営し、又はこれらを運営するためには、通信運輸省の特許を受けなければならない。この特許は、メキシコの国民及びメキシコの企業のみに与えられる。
段階的撤廃	約束しない。
三十九	
分野	運輸
小分野	パイプライン（エネルギーに関連するものを除く。）
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第九十八条）
現地における拠点（第百条）	
政府の段階	連邦政府
措置	メキシコ合衆国憲法第三十二条 交通及び通信の一般的な手段に関する法律第一巻第一章、第二章及び第三章 連邦水資源法第一編第二章及び第四編第二章
概要	国境を越えるサービスの貿易 物資（エネルギー物資及び基礎石油化学物質を除く。）を輸送するパイプラインを建設し、かつ、運営し、又はこれを運営するためには、通信運輸省の特許を受けなければならない。この特許は、メキシコの国民及びメキシコの企業のみが受けることができる。
段階的撤廃	約束しない。
四十	
分野	運輸
小分野	鉄道輸送サービス
産業分類	ＣＭＡＰ　七一一一〇一　鉄道輸送サービス
留保の種類	内国民待遇（第五十八条及び第九十八条）
現地における拠点（第百条）	
政府の段階	連邦政府
措置	外国投資法第一編第三章 鉄道サービス法第一章及び第二章第三節 鉄道サービス法施行規則第一編第一章、第二章及び第三章、第二編第一章及び第四章並びに第三編第一章第一節及び第二節

概要	投資 　他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であって、交通の一般的な手段と認められる鉄道の建設、運用及び開発並びに公共鉄道サービスの提供に従事するものについて、当該企業の持分の四十九パーセントを超える部分を直接又は間接に所有するためには、国家外国投資委員会の決定を経なければならない。 　この決定に当たり、国家外国投資委員会は、国家の発展及び技術の開発の促進並びに国家主権の保全に配慮する。 国境を越えるサービスの貿易 　鉄道を建設し、運営し、及び開発し、並びに公共鉄道サービスを提供するためには、通信運輸省の特許を受けなければならない。この特許は、メキシコの企業のみが受けることができる。 　関連する補助的なサービス（鉄道用地における出入口、横断路及び周辺施設の建設に係るサービス、鉄道用地における案内標識の設置及び広告物の掲示に係るサービス並びに線路上の橋の建設及び管理に係るサービス等をいう。）を提供するためには、通信運輸省の許可を受けなければならない。この許可は、メキシコの国民及びメキシコの企業のみが受けることができる。
段階的撤廃	約束しない。

四十一	
分野	運輸
小分野	鉄道輸送サービス
産業分類	ＣＭＡＰ　七一一一〇一　鉄道輸送サービス（鉄道の乗務員に関する事項に限る。）
留保の種類	内国民待遇（第九十八条）
政府の段階	連邦政府
措置	連邦労働法第六編第五章
概要	国境を越えるサービスの貿易 　鉄道の乗務員は、メキシコの国民でなければならない。
段階的撤廃	約束しない。

四十二	
分野	運輸
小分野	水運
産業分類	ＣＭＡＰ　三八四二〇一　造船及び船舶の修理
留保の種類	内国民待遇（第九十八条） 現地における拠点（第百条）
政府の段階	連邦政府
措置	メキシコ合衆国憲法第三十二条 交通及び通信の一般的な手段に関する法律第一巻第一章、第二章及び第三章 海運法第一編第二章 港湾法第四章
概要	国境を越えるサービスの貿易 　造船所を設置し、かつ、運営し、又はこれを運営するためには、通信運輸省の特許を受けなければならない。この特許は、メキシコの国民及びメキシコの企業のみが受けることができる。
段階的撤廃	約束しない。

四十三	
分野	運輸
小分野	水運
産業分類	ＣＭＡＰ　七一二〇一一　外洋及び沿岸運送サービス ＣＭＡＰ　七一二〇一二　沿岸運送サービス ＣＭＡＰ　七一二〇一三　外洋及び沿岸のえい航サービス ＣＭＡＰ　七一二〇二一　内水運送サービス
留保の種類	内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 最恵国待遇（第五十九条及び第九十九条）
政府の段階	連邦政府
措置	海運法第三編第一章 外国投資法第一編第三章 連邦経済競争法第四章
概要	次の「概要」の記述を勘案する。 投資及び国境を越えるサービスの貿易

	公海を航行する船舶の運用又は利用（運送サービス及び国際海上えい航サービスを含む。）には、国際条約に定める相互主義に基づいて、すべての国の船舶所有者及び船舶が参加することができる。通信運輸省は、自由競争の原則が尊重されない場合又は国家経済が影響を受ける場合には、連邦競争委員会の意見を求めた上で、特定の国際公海貨物運送サービスの全部又は一部をメキシコの国籍を有する船舶又はそのようにみなされる船舶を使用してメキシコの船舶企業のみが行うものとして、留保することができる。 　しゅんせつ機並びに港湾の建設、維持及び運営のための機械の運用及び利用は、メキシコ又は外国の国籍を有する船舶又は機械を使用するメキシコ又は外国の船舶企業が行うことができる。 　他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される船舶企業であって、内水及び沿岸における船舶の商業的利用（観光を目的とする航行、並びにしゅんせつ機並びに港湾の建設、維持及び運営のための機械の利用を除く。）に従事するものについては、当該船舶企業の持分の四十九パーセントまでに限り、直接又は間接に所有することができる。 　他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であって公海を航行する船舶によるサービスの提供に従事するものについて、その持分の四十九パーセントを超える部分を直接又は間接に所有するためには、国家外国投資委員会の決定を経なければならない。
段階的撤廃	約束しない。
分野	運輸
小分野	水運
産業分類	ＣＭＡＰ　九七三二〇一　水運業に係る積込み及び取卸しのサービス（ドックの運用及び維持、海岸での積込み及び取卸し、海運貨物の取扱い、桟橋の運用及び維持、船舶の清掃、荷役、船舶とトラック、列車、パイプライン又は埠頭との間の積荷の移動、並びに係留施設の運用を含む。）
四十四	

	留保の種類　内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 政府の段階　現地における拠点（第百条） 措置　連邦政府 メキシコ合衆国憲法第三十二条 海運法第一編第二章並びに第二編第四章及び第五章 港湾法第二章、第四章及び第六章 交通及び通信の一般的な手段に関する法律第一巻第一章、第二章及び第三章 領海、水路、海岸、連邦沿岸区及び埋立地の使用及び享有に関する規則第二章第二節 外国投資法第一編第三章 概要　投資 　他方の締約国の投資家又はその投資財産は、メキシコの区域内に設立されており又は設立される企業であって、内水を航行する船舶に対しえい航、係留、補給等の港湾サービスを提供するものについて、その持分の四十九パーセントを超える部分を直接又は間接に所有するためには、国家外国投資委員会の決定を経なければならない。 　国境を越えるサービスの貿易 　ドック、クレーンその他の関連施設を含む港湾施設（内水におけるものを含む。）を建設し、かつ、運営し、又はこれを運営するためには、通信運輸省の特許を受けなければならない。この特許は、メキシコの国民及びメキシコの企業のみが受けることができる。 　荷役サービス及び倉庫サービスを提供するためには、通信運輸省の許可を受けなければならない。この許可は、メキシコの国民及びメキシコの企業のみが受けることができる。
段階的撤廃	約束しない。
分野	運輸
小分野	水運
産業分類	ＣＭＡＰ　九七三二〇三　港湾の管理
留保の種類	内国民待遇（第五十八条）
政府の段階	連邦政府
四十五	

措置	港湾法第四章及び第五章 港湾法施行規則第一編第一章及び第六章 外国投資法第一編第三章
概要	投資 他方の締約国の投資家又はその投資財産は、総合的な港湾管理を行う者としての権限を与えられたメキシコの企業については、その持分の四十九パーセントまでに限り、直接又は間接に所有することができる。 「総合的な港湾管理」とは、港湾の財産の使用、享受及び利用並びに関連するサービスの提供に関する特許を通じて、それらの財産及びサービスに関連する企画、計画、開発その他の活動が、ある企業に全面的に委任されている場合についていう。
段階的撤廃	約束しない。

四十六	
分野	運輸
小分野	水運
産業分類	ＣＭＡＰ　九七三二〇三　港湾の管理（水先サービスに限る。）
留保の種類	内国民待遇（第五十八条）
政府の段階	連邦政府
措置	海運法第三編第三章 外国投資法第一編第三章 港湾法第四章及び第六章
概要	投資 他方の締約国の投資家又はその投資財産は、内水を航行する船舶に対する水先サービスの提供に従事するメキシコの企業については、その持分の四十九パーセントまでに限り、直接又は間接に所有することができる。
段階的撤廃	約束しない。

附属書七（第七章、第八章関係）　将来の措置に関する留保

1　各締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置又は新たな若しくは一層制限的な措置を維持し又は採用することのできる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第六十六条3及び第百一条3の規定に従って記載するものである。

(a)　第五十八条又は第九十八条（内国民待遇）
(b)　第五十九条又は第九十九条（最恵国待遇）
(c)　第六十四条（経営幹部及び取締役会）
(d)　第六十五条（特定措置の履行要求）
(e)　第百条（現地における拠点）

2　留保には、次の事項を記載する。
(a)　分野。「分野」とは、留保の対象となる一般的な分野をいう。
(b)　小分野。「小分野」とは、留保の対象となる個別の分野をいう。
(c)　産業分類。「産業分類」は、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類の下で行われるものを示す。
(d)　留保の種類。「留保の種類」は、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。
(e)　概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。
(f)　現行の措置。「現行の措置」は、透明性の観点から、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を明示する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。「概要」は、その他のすべての事項に優先する。

4　この附属書のいかなる規定も、航空運送サービスにおける運輸権に影響を及ぼす措置又はそのような運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置に関する第九十七条2(c)の規定の解釈に影響を及ぼすものではない。

5　日本国の表における第六十五条の規定に関する留保は、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ貿易に関連する投資措置に関する協定に基づく日本国の義務に影響を及ぼすものと解してはならない。

6　この附属書の適用上、
「ＣＭＡＰ」とは、国立統計・地理・情報庁が作成した千九百九十四年のメキシコ活動・生産物分類の番号をいう。
「ＪＳＩＣ」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の表

一	
分野	すべての分野
小分野	
産業分類	

留保の種類	内国民待遇（第五十八条）
概要	経営幹部及び取締役会（第六十四条）
	投資
	日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行うことができる。
	(a)　メキシコの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。
	(b)　メキシコの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。
	(c)　後継企業の経営幹部又は取締役の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。
	日本国は、(a)若しくは(b)に関する措置を採用する場合又は(c)に規定する措置を採用し若しくは維持する場合には、これらの措置を附属書六に記載する。ただし、これらの措置が日本郵政公社及び公営競技等に係るサービスを提供する公的企業又は政府機関並びにこれらの後継機関に関するものである場合は、この限りでない。
現行の措置	

二

分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第五十八条及び第九十八条）
	経営幹部及び取締役会（第六十四条）
	現地における拠点（第百条）
概要	投資及び国境を越えるサービスの貿易
	指定された企業又は政府機関（以下「企業等」という。）にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売がこれらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなった場合には、日本国は、これらの活動に関するいかなる措置も採用し、又は維持することができる。
	日本国は、このような自由化又は指定された企業等の非商業的な原則に基づく運営に関する措置を採用する場合には、これらの措置を附属書六に記載する。ただし、これらの措置が電信サービス、郵便サービス又は公営競技等に係るサービスに関するものである場合は、この限りでない。
現行の措置	

三

分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第五十八条）
	投資
概要	研究及び開発のための補助金については、メキシコの投資家及びその投資財産に対し内国民待遇を与えないことができる。
現行の措置	

四

分野	すべての分野（新たなサービス）
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第九十八条）
	最恵国待遇（第九十九条）
	現地における拠点（第百条）
概要	国境を越えるサービスの貿易
	日本国は、この協定の効力発生時の状況の下で日本国政府が認識していたか又は認識し得たサービス以外の新たなサービスに関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。
	日本国は、この協定の効力発生時には技術的に提供可能でなかったサービスのあらゆる態様での提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。
	この協定の効力発生時にＪＳＩＣ、ＣＭＡＰ又は千九百九十一年の暫定的な国際連合中央生産物分類（ＣＰＣ）において明示的かつ具体的な記述により分類されているサービスは、その時点で日本国政府が認識し得たものとする。
現行の措置	

五

分野	航空宇宙産業
小分野	航空機産業
	宇宙開発産業
産業分類	ＪＳＩＣ　二七一＊　発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業
	ＪＳＩＣ　二七四＊　電子応用装置製造業
	ＪＳＩＣ　二七五＊　電気計測器製造業
	ＪＳＩＣ　二七九＊　その他の電気機械器具製造業
	ＪＳＩＣ　二八＊　情報通信機械器具製造業
	ＪＳＩＣ　二九＊　電子部品・デバイス製造業
	ＪＳＩＣ　三〇四　航空機・同附属品製造業
	ＪＳＩＣ　三〇五九＊　その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
	ＪＳＩＣ　三〇九九＊　他に分類されない輸送用機械器具製造業
	ＪＳＩＣ　八七一一＊　一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）
	ＪＳＩＣ　八七二＊　電気機械器具修理業
	（ＪＳＩＣの番号に付された星印（＊）は、留保の対象となる活動が、当該番号の分類の下での活動のうち航空機産業及び宇宙開発産業に関連するものに限られることを示す。）
留保の種類	内国民待遇（第五十八条及び第九十八条）
	経営幹部及び取締役会（第六十四条）
	特定措置の履行要求（第六十五条）
	現地における拠点（第百条）
	投資及び国境を越えるサービスの貿易
概要	日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。
	日本国は、次のサービスを含む航空機産業及び宇宙開発産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。
	(a)　設計、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス
	(b)　報酬を受けて又は契約に基づいて行う生産に係るサービス
	(c)　修理及び保守のサービス
	(d)　宇宙輸送サービス
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条
	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

六

分野	
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　一七九一　火薬類製造業
	ＪＳＩＣ　二七一＊　発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業
	ＪＳＩＣ　二七四＊　電子応用装置製造業
	ＪＳＩＣ　二七五＊　電気計測器製造業
	ＪＳＩＣ　二七九＊　その他の電気機械器具製造業
	ＪＳＩＣ　二八＊　情報通信機械器具製造業
	ＪＳＩＣ　二九＊　電子部品・デバイス製造業
	ＪＳＩＣ　三〇三＊　船舶製造・修理業、舶用機関製造業
	ＪＳＩＣ　三〇五九＊　その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
	ＪＳＩＣ　三〇九九＊　他に分類されない輸送用機械器具製造業
	ＪＳＩＣ　三二八一　武器製造業
	ＪＳＩＣ　八七一一＊　一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。）
	ＪＳＩＣ　八七二＊　電気機械器具修理業
	（ＪＳＩＣの番号に付された星印（＊）は、留保の対象となる活動が、当該番号の分類の下での活動のうち武器産業に関連するものに限られることを示す。）
留保の種類	内国民待遇（第五十八条及び第九十八条）
	経営幹部及び取締役会（第六十四条）
	特定措置の履行要求（第六十五条）
	現地における拠点（第百条）
	投資及び国境を越えるサービスの貿易
概要	武器・火薬産業
	武器産業
	火薬類製造業

	七
現行の措置	日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。 日本国は、次のサービスを含む武器産業及び火薬類製造業に係るサービスの提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。 (a) 設計、製造又は使用に関する技術を輸入するための技術導入契約に基づくサービス (b) 報酬を受けて又は契約に基づいて行う生産に係るサービス (c) 修理及び保守のサービス 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条
分野	エネルギー産業
小分野	電気業 ガス業 原子力産業
産業分類	ＪＳＩＣ　〇五一九　その他の金属鉱業（核原料物質に限る。） ＪＳＩＣ　二四九一　核燃料製造業 ＪＳＩＣ　二七一＊　発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二七四＊　電子応用装置製造業 ＪＳＩＣ　二七五＊　電気計測器製造業 ＪＳＩＣ　二七九＊　その他の電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二八＊　情報通信機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二九＊　電子部品・デバイス製造業 ＪＳＩＣ　三〇三＊　船舶製造・修理業、舶用機関製造業 ＪＳＩＣ　三〇五九＊　その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ＪＳＩＣ　三〇九九＊　他に分類されない輸送用機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三三一　電気業 ＪＳＩＣ　三四一一　ガス製造工場 ＪＳＩＣ　三四一二　ガス供給所 ＪＳＩＣ　三四一三　ガス事業所（本社、営業所等） ＪＳＩＣ　八五九九＊　他に分類されない廃棄物処理業 ＪＳＩＣ　八七一一＊　一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。） ＪＳＩＣ　八七二＊　電気機械器具修理業 （ＪＳＩＣの番号に付された星印（＊）は、留保の対象となる活動が、当該番号の分類の下での活動のうち原子力産業に関連するものに限られることを示す。）
留保の種類	内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 最恵国待遇（第九十九条） 経営幹部及び取締役会（第六十四条） 特定措置の履行要求（第六十五条） 現地における拠点（第百条）
概要	投資及び国境を越えるサービスの貿易 日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資又はこれらのエネルギー産業に係るサービスの提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第五章

	八
分野	漁業
小分野	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業
産業分類	ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業 ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業 ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業 ＪＳＩＣ　八四九三　遊漁船業
留保の種類	内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 最恵国待遇（第五十九条及び第九十九条） 経営幹部及び取締役会（第六十四条）

	特定措置の履行要求（第六十五条）
	現地における拠点（第百条）
	投資及び国境を越えるサービスの貿易
概要	日本国は、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資又はこれらの漁業に係るサービスの提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次のサービスを含む。 (a) 水産資源を採取することなく調査すること。 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条、第八条、第九条、第十条、第十一条、第十二条及び第十四条

九	
分野	情報通信業
小分野	放送業
産業分類	ＪＳＩＣ　三八一　公共放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八二　民間放送業（有線放送業を除く。）
留保の種類	ＪＳＩＣ　三八三　有線放送業 内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 経営幹部及び取締役会（第六十四条） 特定措置の履行要求（第六十五条） 現地における拠点（第百条） 投資及び国境を越えるサービスの貿易
概要	日本国は、放送業への投資又は放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。
現行の措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五条 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の八及び第五十二条の十三

十	
分野	警備業
小分野	ＪＳＩＣ　九〇六　警備業
産業分類	内国民待遇（第九十八条）
留保の種類	現地における拠点（第百条）
概要	国境を越えるサービスの貿易 日本国は、警備業に係るサービスの外国人による提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。
現行の措置	警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第四条及び第四条の二

十一	
分野	社会事業サービス
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 経営幹部及び取締役会（第六十四条） 特定措置の履行要求（第六十五条） 現地における拠点（第百条） 投資及び国境を越えるサービスの貿易
概要	日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスに関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスに関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

メキシコの表

一	
分野	すべての分野
小分野	
産業分野	
留保の種類	内国民待遇（第五十八条及び第九十八条）
概要	投資及び国境を越えるサービスの貿易 メキシコは、公債、大蔵省証券又は連邦政府、州政府若しくは地方政府が発行するその他の種類の債務証券の取得又は販売その他の処分について制限する措置を採用し又は維持する権利を留保する。
現行の措置	
二	
分野	すべての分野
小分野	
産業分野	
留保の種類	内国民待遇（第五十八条）
概要	投資 メキシコは、連邦政府、州政府又は公的企業が提供する補助金又は贈与（公的に支援される借款、保証及び保険を含む。）に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。
現行の措置	
三	
分野	すべての分野（新たなサービス）
小分野	
産業分野	
留保の種類	内国民待遇（第九十八条） 最恵国待遇（第九十九条） 現地における拠点（第百条）
概要	国境を越えるサービスの貿易 メキシコは、この協定の効力発生時の状況の下でメキシコ政府が認識していたか又は認識し得たサービス以外の新たなサービスに関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。 メキシコは、この協定の効力発生時には技術的に提供可能でなかったサービスのあらゆる態様での提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。
現行の措置	
四	
分野	通信
小分野	娯楽サービス（放送）
産業分野	ＣＭＡＰ　九四一一〇四　ラジオ番組の民間による制作及び送信 ＣＭＡＰ　九四一一〇五　テレビジョン番組の制作、送信及び再送信に係る民間サービス
留保の種類	内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 経営幹部及び取締役会（第六十四条） 特定措置の履行要求（第六十五条） 現地における拠点（第百条）
概要	投資及び国境を越えるサービスの貿易 メキシコは、放送業（メキシコの区域内における放送又は有線放送のためのラジオ番組又はテレビジョン番組のあらゆる形態での輸入及びラジオ放送又は一般に視聴可能な若しくは有料のテレビジョン放送を通じて行う広告を含む。）への投資又は放送業に係るサービスの提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。 メキシコ合衆国憲法第三十二条 連邦ラジオ・テレビジョン法 ラジオ番組及びテレビジョン番組の内容に関する連邦ラジオ・テレビジョン法及び映画産業法施行規則 有料テレビジョン・音声サービスに関する規則 交通及び通信の一般的な手段に関する法律 国籍法 連邦電気通信法 外国投資法 衛星通信に関する規則
現行の措置	

この協定の効力発生時にＪＳＩＣ、ＣＭＡＰ又は千九百九十一年の暫定的な国際連合中央生産物分類（ＣＰＣ）において明示的かつ具体的な記述により分類されているサービスは、その時点でメキシコ政府が認識し得たものとする。

五

分野　通信
小分野　郵便サービス及び電気通信
産業分類　ＣＭＡＰ　七二〇〇〇一　郵便サービス（信書の配送サービスを含む。）
ＣＭＡＰ　七二〇〇〇五　電信サービス（無線電信サービスを含む。）
留保の種類　内国民待遇（第九十八条）
概要　国境を越えるサービスの貿易
メキシコ政府のみが、郵便サービス、電信サービス及び無線電信サービスを提供することができる。
現行の措置　メキシコ合衆国憲法第二十八条
メキシコ郵便サービス法
連邦電気通信法

六

分野　通信
小分野　電気通信
産業分類　ＣＭＡＰ　七二〇〇〇六　その他の電気通信サービス（航空に関連する移動電気通信サービス及び固定電気通信サービスに限る。）
留保の種類　内国民待遇（第五十八条及び第九十八条）
概要　現地における拠点（第百条）
投資及び国境を越えるサービスの貿易
メキシコは、航空交通管制サービス、航空気象サービス、航空電気通信サービスその他の航空に関連する電気通信サービスへの投資又はこれらのサービスの提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。
現行の措置　メキシコ合衆国憲法第三十二条
交通及び通信の一般的な手段に関する法律
空港法
連邦電気通信法
外国投資法
メキシコ航空サービス公社（ＳＥＮＥＡＭ）の設置に関する命令（千九百七十八年十月三日）

七

分野　通信
小分野　電気通信サービス及び電気通信網
産業分類　ＣＭＡＰ　七二〇〇〇六　その他の電気通信サービス（海事電気通信サービスに限る。）
留保の種類　内国民待遇（第五十八条及び第九十八条）
概要　最恵国待遇（第五十九条及び第九十九条）
現地における拠点（第百条）
投資及び国境を越えるサービスの貿易
メキシコは、海事電気通信サービスへの投資又は当該サービスの提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。
現行の措置

八

分野　エネルギー
小分野　石油その他の炭化水素
基礎石油化学物質
電力
原子力
放射性鉱物の処理
産業分類　内国民待遇（第九十八条）
留保の種類　最恵国待遇（第九十九条）
概要　現地における拠点（第百条）
国境を越えるサービスの貿易
メキシコは、エネルギー及び基礎石油化学製品に係るサービスに関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。
現行の措置　メキシコ合衆国憲法第二十七条及び第二十八条
憲法第二十七条に定める原子力に関する事項に関する法律
憲法第二十七条に定める石油に関する事項に関する法律
メキシコ石油公社（ＰＥＭＥＸ）等の組織に関する法律

九

分野　娯楽サービス
小分野　レクリエーション・サービス及び余暇サービス
産業分類　ＣＭＡＰ　九四九一〇四　その他の民間のレクリエーション・サービス及び余暇サービス

留保の種類	内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 最恵国待遇（第五十九条及び第九十九条） 経営幹部及び取締役会（第六十四条）
概要	現地における拠点（第百条） 投資及び国境を越えるサービスの貿易 メキシコは、レクリエーション・サービス（賭博サービスを含む。）への投資又は当該サービスの提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。
現行の措置	

十	
分野	
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第九十八条） 現地における拠点（第百条）
概要	国境を越えるサービスの貿易 メキシコは、社会的若しくは経済的に不利な立場にある集団に対し権利を付与する措置又はそのような集団を優遇する措置を採用し又は維持する権利を留保する。
現行の措置	メキシコ合衆国憲法第四条

十一	
分野	
小分野	
産業分類	CMAP　九五一〇〇二　弁護士事務所により提供されるサービス（外国の法律に関する相談を含む。）
留保の種類	内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 最恵国待遇（第五十九条及び第九十九条） 経営幹部及び取締役会（第六十四条） 現地における拠点（第百条）
概要	投資及び国境を越えるサービスの貿易 メキシコは、日本国の自然人又は企業が行う法律サービス及び外国の法律に関する相談に係るサービスへの投資又はこれらのサービスの提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。
現行の措置	自由職業サービス、技術的サービス及び専門的サービス 自由職業サービス

現行の措置	憲法第五条に定める連邦区における専門的な業務の実施に関する法律 憲法第五条に定める連邦区における専門的な業務の実施に関する法律施行規則 外国投資法 人口法 外国投資法の施行及び外国投資の登録に関する規則 連邦労働法

十二	
分野	
小分野	
産業分類	社会事業サービス
留保の種類	内国民待遇（第五十八条及び第九十八条） 経営幹部及び取締役会（第六十四条） 現地における拠点（第百条）
概要	投資及び国境を越えるサービスの貿易 メキシコは、法の執行及び矯正に係るサービスの提供に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健及び保育に係るサービス（公共のために確立され又は維持される社会事業サービスに該当するものに限る。）の提供に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。
現行の措置	メキシコ合衆国憲法第四条、第十七条、第十八条、第二十五条、第二十六条、第二十八条及び第百二十三条

十三	
分野	運輸
小分野	航空運送
産業分類	CMAP　九七三三〇一　航空管制サービス CMAP　九七三三〇二　空港及びヘリポートの管理サービス
留保の種類	内国民待遇（第九十八条） 現地における拠点（第百条）
概要	国境を越えるサービスの貿易 メキシコは、空港及び空港以外の民間の飛行場の管理、運営、開発及び建設に関する措置を採用し又は維持する権利を留保する。

現行の措置	メキシコ合衆国憲法第三十二条 交通及び通信の一般的な手段に関する法律 民間航空法 空港法 空港法施行規則
十四	
分野	運輸
小分野	専門職員
産業分類	ＣＭＡＰ　九五一〇二三　その他の自由職業サービス、技術的サービス及び専門的サービス（船長、航空機の操縦者、小型船舶の船長、船舶の機関士、船舶の機械修理工、空港管理者、港長、水先人及びメキシコの国籍を有する船舶又は航空機の乗組員が提供するサービスに限る。）
留保の種類	内国民待遇（第九十八条） 最恵国待遇（第九十九条） 現地における拠点（第百条）
概要	国境を越えるサービスの貿易 出生によりメキシコの国籍を取得した者のみが、次の職業に就くことができる。 (a)　船長、航空機の操縦者、小型船舶の船長、船舶の機関士、船舶の機械修理工及びメキシコの国籍を有する船舶又は航空機の乗組員 (b)　水先人、港長及び空港管理者
現行の措置	メキシコ合衆国憲法第三十二条

附属書八（第七章関係）　国家に留保された活動

メキシコの表

第一節　国家に留保された活動

メキシコは、次の事項等に係る活動を排他的に行う権利及びこれらの活動における投資財産の設立を許可することを拒否する権利を留保する。

1　石油その他の炭化水素及び基礎石油化学物質

(a)　活動の概要

(i)　原油及び天然ガスの探査、採掘、精製又は加工並びに人工ガス、基礎石油化学物質、これらの原料及びパイプラインの製造

(ii)　原油、人工ガス、原油の精製又は加工によって得られるエネルギー物資及び基礎石油化学物質並びに基礎石油化学物質の第一次販売に至るまでの輸送、貯蔵及び流通（第一次販売を含む。）

(iii)　原油、人工ガス、原油の精製又は加工によって得られるエネルギー物資及び基礎石油化学物質の第一次販売に至るまでの貿易（第一次販売を含む。）

(b)　措置

メキシコ合衆国憲法第二十五条、第二十七条及び第二十八条

憲法第二十七条に定める石油に関する事項に関する法律

メキシコ石油公社（ＰＥＭＥＸ）等の組織に関する法律

外国投資法

2　電力

(a)　活動の概要　メキシコにおける公共サービスとしての電力の供給（発電、送電、変圧、配電及び電力の販売を含む。）

(b)　措置

メキシコ合衆国憲法第二十五条、第二十七条及び第二十八条

電力に係る公共サービスに関する法律

外国投資法

3　原子力及び放射性鉱物の処理

(a)　活動の概要　放射性鉱物の探査、開発及び製錬、核燃料サイクル、原子力発電、放射性廃棄物の輸送及び貯蔵、核燃料の使用及び再処理、核燃料を他の目的で使用する際の規制並びに重水の製造

(b)　措置

メキシコ合衆国憲法第二十五条、第二十七条及び第二十八条

憲法第二十七条に定める原子力に関する事項に関する法律

外国投資法

4　電信サービス

措置

メキシコ合衆国憲法第二十五条及び第二十八条

交通及び通信の一般的な手段に関する法律

外国投資法

5　無線電信サービス

措置

メキシコ合衆国憲法第二十五条及び第二十八条

交通及び通信の一般的な手段に関する法律

外国投資法

6　郵便サービス

(a)　活動の概要　第一種郵便の運営、実施等

(b)　措置

メキシコ合衆国憲法第二十五条及び第二十八条

メキシコ郵便サービス法

外国投資法

7　紙幣の発行及び硬貨の鋳造

措置

メキシコ合衆国憲法第二十五条及び第二十八条

メキシコ銀行法

メキシコ造幣局法

メキシコ合衆国通貨法

外国投資法

8　海港及び内陸港の管理、検査及び監視

措置

海運法

港湾法

交通及び通信の一般的な手段に関する法律

外国投資法

9　空港及びヘリポートの管理、検査及び監視

措置

交通及び通信の一般的な手段に関する法律

空港法

外国投資法

この節に掲げる措置は、透明性の観点から記載されており、また、当該措置の委任を受けて採用され又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

第二節　国家に留保された活動に関する規制の緩和

1　前節に規定する活動は、国家に留保されており、これらの活動に対する民間の株式投資は、メキシコの法律によって禁じられている。サービスに関する契約、コンセッション、貸付けに関する措置その他の類型の契約上の措置を通じて民間投資がこれらの活動に参入することをメキシコが認める場合、そのような参入が、これらの活動が国家に留保されていることに影響を及ぼすものと解してはならない。

2　メキシコの法律が改正され、前節に規定するいずれかの活動に対する民間の株式投資が認められることとなる場合には、第五十八条の規定にかかわらず、メキシコは、外国投資の参入に対し制限を課し、及びその制限を附属書六に記載することができる。また、メキシコは、前節に規定する活動に従事する企業の資産又は持分を売却する場合には、外国の株式投資の参入に関し、第五十八条の規定の適用から免除され、そのような免除に係る措置を附属書六に記載することができる。

第三節　過去において国家に留保されていた活動

千九百九十二年一月一日現在において国家に留保されていた活動が、千九百九十四年一月一日現在において国家に留保されていなかった場合には、メキシコは、当該活動に関連して国家が所有する資産又は当該活動を遂行する公的企業の持分の最初の売却先を、メキシコ合衆国憲法に定義するメキシコ国民がその持分の過半数を有する企業に制限することができる。メキシコは、そのような資産又は持分の最初の売却の後三年を超えない期間、それらの資産又は持分の移転先を、メキシコ合衆国憲法に定義するメキシコ国民がその持分の過半数を有する他の企業に制限することができる。当該三年の期間が満了した後は、第五十八条に規定する内国民待遇に係る義務が適用される。この節の規定の適用については、第六十六条の規定に従う。

附属書九（第七章関係）　最恵国待遇の規定の適用についての例外

日本国の表

日本国は、千九百九十四年一月一日前に効力を生じたすべての国際協定に従って与える待遇を、第五十九条の規定の適用についての例外とする。

日本国は、千九百九十四年一月一日以後に効力を生じた又は署名された国際協定に従って与える待遇であって次のいずれかの事項に関係するものを、第五十九条の規定の適用についての例外とする。

(a)　航空

(b)　漁業

(c)　海事（海難救助を含む。）

メキシコの表

メキシコは、千九百九十四年一月一日前に効力を生じたすべての国際協定に従って与える待遇を、第五十九条の規定の適用についての例外とする。

メキシコは、千九百九十四年一月一日以後に効力を生じた又は署名された国際協定に従って与える待遇であって次のいずれかの事項に関係するものを、第五十九条の規定の適用についての例外とする。

(a)　航空

(b)　漁業

(c)　海事（海難救助を含む。）

第五十九条の規定は、経済開発を促進するための現在及び将来の対外援助の計画（中米及びカリブ地域とのエネルギー経済協力に関する計画（サンホセ協定）により規律される計画、輸出信用に関するＯＥＣＤの各種の文書により規律される計画等）については、適用しない。

附属書十（第十章関係）　商用目的での国民の入国及び一時的な滞在に関する区分

第一節　短期の商用訪問者

1　業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（一方の締約国において投資財産を設立するための準備活動を含む。）に参加するため、一方の締約国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直接の販売に従事し又は自らサービスの提供に従事することなく、一方の締約国に滞在する他方の締約国の国民は、付録一に定める期間、入国及び一時的な滞在が許可される。

2　1に規定する入国及び一時的な滞在については、次の(a)から(c)までに掲げるものを含む入国審査のために必要な文書が提示された場合には、1に規定する国民に対し、労働の許可の取得を要求することなく、許可する。ただし、当該国民が、入国及び一時的な滞在について適用される出入国管理に関する法令であって第十章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

(a)　締約国の国籍を有していることを証明するもの

(b)　当該国民が1にいう業務活動に従事することを証明する文書

(c)　当該国民が国内の雇用市場への参入を求めないことを証明する証拠

3　締約国は、他方の締約国の国民が次の(a)及び(b)を証明することにより2(c)の要件を満たすこととなることを認める。

(a)　予定されている業務活動の報酬の源泉が、入国及び一時的な滞在を許可する締約国の国外にあること。

(b)　当該国民が業務を行う主たる場所及び利得が実際に帰属する場所が、主として入国及び一時的な滞在を許可する締約国の国外にあること。

4　締約国は、業務を行う主たる場所及び利得が実際に帰属する場所について、口頭による申告を受理することができる。締約国は、更なる証明を要求する場合には、原則として、これらの事項を証明する雇用者からの書簡を十分な証拠であると認める。

5　いずれの締約国も、次のことを行ってはならない。

(a)　1の規定に基づく入国及び一時的な滞在の条件として、事前承認の手続又は同様の効果を有する他の手続を要求すること。

(b)　1の規定に基づく入国に関して数量制限を課し、又は維持すること。

6　締約国は、5の規定にかかわらず、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在を求める他方の締約国の国民に対し、入国前に査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第二節　企業内転勤者

1　一方の締約国の国民（他方の締約国への入国及び他方の締約国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、他方の締約国内においてサービスを提供する企業又は他方の締約国内において投資を行う企業によって雇用されているものに限る。）であって、当該企業の他方の締約国における支店若しくは代表事務所に転任するもの又は当該企業が所有し若しくは支配し若しくは当該企業と関連し、かつ、他方の締約国において設立され若しくは組織される企業に転任するものは、付録一に定める期間、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該国民が、入国及び一時的な滞在について適用される出入国管理に関する法令であって第十章の規定に反しないものに従い、かつ、次のいずれかの活動に従事することを条件とする。

(a)　長として支店又は代表事務所を管理する活動

(b)　役員又は監査役として企業を管理する活動

(c)　企業の一又は二以上の部門を管理する活動

(d)　物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動

(e)　法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動

注釈　この附属書の規定の適用上、企業が他の企業と「関連」するとは、当該他の企業が、当該企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

2　1(d)及び(e)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する国民が、原則として大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

3　いずれの締約国も、1の規定に基づく入国に関して数量制限を課し、又は維持してはならない。

4　締約国は、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在を求める他方の締約国の国民に対し、入国前に査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第三節　投資家

1　次のいずれかの活動に従事する一方の締約国の国民は、付録一に定める期間、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該国民が、入国及び一時的な滞在について適用される出入国管理に関する法令であって第十章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

(a)　他方の締約国における事業に投資してその経営を行う活動

(b)　他方の締約国の者以外の者であって当該他方の締約国における事業に投資しているものに代わってその経営を行う活動

(c)　他方の締約国における事業であって当該他方の締約国の者以外の者が投資しているものの管理

2　いずれの締約国も、1の規定に基づく入国に関して数量制限を課し、又は維持してはならない。

3　締約国は、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在を求める他方の締約国の国民に対し、入国前に査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

第四節　一方の締約国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて専門的な業務活動に従事する他方の締約国の国民

1　一方の締約国にある公私の機関との間の個人的な契約に基づき、一方の締約国に一時的に滞在する期間次のいずれかの専門的な業務活動に従事する他方の締約国の国民は、付録一に定める期間、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、当該国民が、入国及び一時的な滞在について適用される出入国管理に関する法令であって第十章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

(a)　物理学、工学その他の自然科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動であって、両締約国のそれぞれの出入国管理に関する法令において定める次のもの

(i)　日本国については、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（その改正を含む。以下同じ。）でその範囲が定められている「技術」の在留資格に基づく活動

(ii)　メキシコについては、付録二に掲げる職業に係る活動

(b)　法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の知識を必要とする活動、又は当該一方の締約国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であって、両締約国のそれぞれの出入国管理に関する法令において定める次のもの

(i)　日本国については、出入国管理及び難民認定法でその範囲が定められている「人文知識・国際業務」の在留資格に基づく活動

(ii)　メキシコについては、付録二に掲げる職業に係る活動

2　1(a)及び(b)に規定する自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、1に規定する国民が、原則として大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いることなく従事することができない活動をいう。

3　いずれの締約国も、1の規定に基づく入国に関して数量制限を課し、又は維持してはならない。

4　締約国は、1の規定に基づく入国及び一時的な滞在を求める他方の締約国の国民に対し、入国前に査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

付録一

1　第一節に規定する入国及び一時的な滞在については、

(a)　日本国は、九十日間（この期間は、更新することができる。）の滞在を許可する。

(b)　メキシコは、三十日間（この期間は、更新することができる。）の滞在を許可する。

2　第二節に規定する入国及び一時的な滞在については、

(a)　日本国は、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）の滞在を許可する。

(b)　メキシコは、一年間（この期間は、一年ずつ四回に限り更新することができる。）の滞在を許可する。

3　第三節に規定する入国及び一時的な滞在については、

(a)　日本国は、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）の滞在を許可する。

(b)　メキシコは、一年間（この期間は、一年ずつ四回に限り更新することができる。）の滞在を許可する。

4　第四節に規定する入国及び一時的な滞在については、

(a)　日本国は、一年間又は三年間（この期間は、更新することができる。）の滞在を許可する。

(b)　メキシコは、一年間（この期間は、一年ずつ四回に限り更新することができる。）の滞在を許可する。

付録二

職業（注1）	必要とされる教育上の資格
一般	
会計専門家	学士（Licenciatura）（注2）
経営管理者	学士（Licenciatura）（注2）
建築家	学士（Licenciatura）（注2）

コンピュータ・システムアナリスト	学士(Licenciatura)(注2)
保険計理人	学士(Licenciatura)(注2)
経済専門家	学士(Licenciatura)(注2)
技術者	学士(Licenciatura)(注2)
林学専門家	学士(Licenciatura)(注2)
グラフィック・デザイナー	学士(Licenciatura)(注2)
ホテル支配人	学士(Licenciatura)(ホテル・レストラン管理)(注2)
工業デザイナー	学士(Licenciatura)(注2)
インテリア・デザイナー	学士(Licenciatura)(注2)
測量技術者	学士(Licenciatura)(注2)
景観設計専門家	学士(Licenciatura)(注2)
法律家	学士(Licenciatura)(五年)(注2)
司書	学士(Licenciatura)(注2)
数理専門家(統計専門家を含む。)	学士(Licenciatura)(注2)
ソーシャル・ワーカー	学士(Licenciatura)(注2)
都市計画専門家	学士(Licenciatura)(注2)
教育者	学士(Licenciatura)(注2)
医療又はこれに関連する分野の専門家	
歯科医師	歯学博士又は口腔外科学博士(注3)
臨床検査技師(注4)	学士(Licenciatura)(注2)
栄養士	学士(Licenciatura)(注2)
作業療法士	学士(Licenciatura)(注2)
化学者・薬剤師・生物学者	学士(Licenciatura)(注2)
医師(教育又は研究を目的とする場合に限る。)	医学博士(注5)
心理学者	学士(Licenciatura)(注2)
レクリエーション療法士	学士(Licenciatura)(注2)
看護師	学士(Licenciatura)(注2)
獣医師	獣医学博士(注6)
科学者	
農学者	学士(Licenciatura)(注2)
養蜂専門家	学士(Licenciatura)(注2)
生物学者	学士(Licenciatura)(注2)
化学者	学士(Licenciatura)(注2)
食品化学者	学士(Licenciatura)(注2)
地質学者	学士(Licenciatura)(注2)
地球化学者	学士(Licenciatura)(注2)
地球物理学者	学士(Licenciatura)(注2)
物理学者	学士(Licenciatura)(注2)
植物育成者	学士(Licenciatura)(注2)

注1　この付録二の規定に基づき入国及び一時的な滞在を求める国民は、該当する職業に関する訓練の業務(セミナーの実施を含む。)を行うことができる。

注2　大学その他これに類する教育機関(日本国におけるものを含む。)が与える学位は、「学士(Licenciatura)」と同等のものとみなす。

注3　大学その他これと同等の教育機関(日本国におけるものを含む。)が与える歯学の学位は、「歯学博士」又は「口腔外科学博士」と同等のものとみなす。

注4　この分類における国民は、研究所において、疾病の診断、治療又は予防のための化学的、生物学的、血液学的、免疫学的、微視的又は細菌学的な検査及び分析を行うために入国及び一時的な滞在を求めるものでなければならない。

注5　大学その他これと同等の教育機関(日本国におけるものを含む。)が与える医学の学位は、「医学博士」と同等のものとみなす。

注6　大学その他これと同等の教育機関(日本国におけるものを含む。)が与える獣医学の学位は、「獣医学博士」と同等のものとみなす。

附属書十一(第十一章関係)　機関

A部　第十一章の規定の適用を受ける日本国の機関

第一節　中央政府の機関

第十一章の規定は、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)の適用を受ける次のすべての機関について適用する。

衆議院

参議院

最高裁判所

会計検査院
内閣
人事院
内閣府
宮内庁
公正取引委員会
国家公安委員会（警察庁）
防衛庁
金融庁
総務省
法務省
外務省
財務省
文部科学省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省
環境省

第一節に関する注釈

1　会計法の適用を受ける機関には、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）に定めるすべての内部部局、外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。

2　第十一章の規定は、この協定が効力を生ずる時に有効な法令に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

第二節　地方政府の機関

なし

第三節　その他のすべての機関

第十一章の規定は、次の機関について適用する。

1　A群

独立行政法人水資源機構
独立行政法人緑資源機構
石油公団（注1）
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（注2、注3）
成田国際空港株式会社
日本道路公団
首都高速道路公団
阪神高速道路公団
本州四国連絡橋公団
独立行政法人都市再生機構（注2）
独立行政法人科学技術振興機構
核燃料サイクル開発機構（注4）
日本環境安全事業株式会社
独立行政法人国際協力機構
独立行政法人福祉医療機構
年金資金運用基金
独立行政法人農畜産業振興機構
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（注1）
独立行政法人中小企業基盤整備機構
日本郵政公社
独立行政法人労働者健康福祉機構
独立行政法人雇用・能力開発機構
沖縄振興開発金融公庫
国民生活金融公庫
農林漁業金融公庫
中小企業金融公庫
住宅金融公庫
公営企業金融公庫
日本政策投資銀行
国際協力銀行
東京地下鉄株式会社（注2）
独立行政法人北方領土問題対策協会

独立行政法人国民生活センター
日本原子力研究所（注４）
独立行政法人理化学研究所（注４）
独立行政法人環境再生保全機構
独立行政法人奄美群島振興開発基金
独立行政法人国際交流基金
独立行政法人日本学生支援機構
独立行政法人日本芸術文化振興会
独立行政法人日本学術振興会
放送大学学園
独立行政法人日本スポーツ振興センター
社会保険診療報酬支払基金
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
日本中央競馬会
農林漁業団体職員共済組合
地方競馬全国協会
独立行政法人農業者年金基金
日本自転車振興会
独立行政法人日本貿易振興機構
日本小型自動車振興会
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
独立行政法人国際観光振興機構
独立行政法人労働政策研究・研修機構
日本私立学校振興・共済事業団
独立行政法人勤労者退職金共済機構

2

B群

独立行政法人国立公文書館
独立行政法人情報通信研究機構
独立行政法人消防研究所
独立行政法人酒類総合研究所
独立行政法人大学入試センター
独立行政法人国立特殊教育総合研究所
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター
独立行政法人国立女性教育会館
独立行政法人国立青年の家
独立行政法人国立少年自然の家
独立行政法人国立国語研究所
独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人物質・材料研究機構
独立行政法人防災科学技術研究所
独立行政法人放射線医学総合研究所
独立行政法人国立美術館
独立行政法人国立博物館
独立行政法人文化財研究所
独立行政法人教員研修センター
独立行政法人国立健康・栄養研究所
独立行政法人産業安全研究所
独立行政法人産業医学総合研究所
独立行政法人農林水産消費技術センター
独立行政法人種苗管理センター
独立行政法人家畜改良センター
独立行政法人肥飼料検査所
独立行政法人農薬検査所
独立行政法人農業者大学校
独立行政法人林木育種センター
独立行政法人さけ・ます資源管理センター
独立行政法人水産大学校
独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構
独立行政法人農業生物資源研究所
独立行政法人農業環境技術研究所
独立行政法人農業工学研究所
独立行政法人食品総合研究所

独立行政法人国際農林水産業研究センター
独立行政法人森林総合研究所
独立行政法人水産総合研究センター
独立行政法人経済産業研究所
独立行政法人工業所有権総合情報館
独立行政法人日本貿易保険
独立行政法人産業技術総合研究所
独立行政法人製品評価技術基盤機構
独立行政法人土木研究所
独立行政法人建築研究所
独立行政法人交通安全環境研究所
独立行政法人海上技術安全研究所
独立行政法人港湾空港技術研究所
独立行政法人電子航法研究所
独立行政法人北海道開発土木研究所
独立行政法人海技大学校
独立行政法人航海訓練所
独立行政法人海員学校
独立行政法人航空大学校
独立行政法人国立環境研究所
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
自動車検査独立行政法人
独立行政法人統計センター
独立行政法人造幣局
独立行政法人国立印刷局
独立行政法人国立病院機構
独立行政法人原子力安全基盤機構
国立大学法人
大学共同利用機関法人
独立行政法人国立高等専門学校機構
独立行政法人大学評価・学位授与機構
独立行政法人国立大学財務・経営センター
独立行政法人メディア教育開発センター

第三節に関する注釈

1　第十一章の規定は、この協定が効力を生ずる時に有効な法令及び規則に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

2　第十一章の規定は、A群の機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この2の規定は、第十一章の規定の適用を回避する目的で利用してはならない。

3　特定の機関に関する注釈

注1　地質調査及び地球物理学的調査に関連する調達は、含まない。

注2　運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。

注3　民間会社との共同所有となる船舶の調達は、含まない。

注4　核兵器の不拡散に関する条約の目的又は知的財産及び知的財産権に関する国際協定に反する情報の公開がもたらされることのある調達は、含まない。放射性物質の利用及び管理又は原子力施設の緊急事態への対応を目的とする安全に関連する活動のための調達は、含まない。

B部　第十一章の規定の適用を受けるメキシコの機関

第一節　連邦政府の機関

1

内務省（次の機関を含む。）
国家人口審議会事務局
国立公文書館
国立メキシコ革命歴史研究所
国立防災センター
国立連邦制度・地方開発研究所
出版物・雑誌審査委員会技術事務局
教育番組・特別番組制作センター
メキシコ難民救済委員会総合調整局
国家移住庁
北部国境問題委員会技術事務局

2

外務省（次の機関を含む。）
メキシコ・米国間の国境及び水域に関する国際委員会メキシコ支部
メキシコ・グアテマラ・ベリーズ間の国境及び水域に関する国際委員会メキシコ支部

メキシコ研究所

3
大蔵省（次の機関を含む。）
国家銀行・証券委員会
国家保険・保証委員会
国立統計・地理・情報庁
国税庁
押収物保管庁
国家年金貯蓄制度委員会

4
農業・牧畜・農村開発・水産・食糧省（次の機関を含む。）
メキシコ水利技術研究所
国家林業・農業・畜産研究所
農業・牧畜商業化支援庁（ＡＳＥＲＣＡ）
国家養殖・漁業委員会
国家食糧品質・安全・衛生庁
食糧・漁業統計情報庁
国家種子検査認証庁
国立水産研究所

5
通信運輸省（次の機関を含む。）
連邦電気通信委員会
メキシコ運輸研究所

6
経済省（次の機関を含む。）
連邦規制改善委員会
連邦競争委員会

7
教育省（次の機関を含む。）
国立人類学・歴史研究所
国立美術・文学院
教育ラジオ
工学・産業開発センター
文化芸術国家審議会
国家スポーツ委員会
国家著作権庁

8
厚生省（次の機関を含む。）
公的厚生基金事務局
国立輸血センター
メキシコ生化学薬剤・試薬研究所
国立リハビリテーションセンター
国立エイズ予防管理センター
国立疫学的監視センター
国立青少年保健センター
連邦衛生危険予防委員会
精神衛生庁
国家医療仲裁委員会
国立移植センター

9
労働社会保障省（次の機関を含む。）
連邦労働訴訟支援事務所

10
農地改革省（次の機関を含む。）
農地訴訟支援事務所
国立農地登記所

11
環境天然資源省

12
連邦検察庁

13
エネルギー省（次の機関を含む。）
国家原子力安全委員会
国家エネルギー保全委員会
エネルギー規制委員会

14
社会開発省（次の機関を含む。）
国家住宅振興委員会
国家教育・保健・食糧計画調整局

15
観光省

16
公共行政省

17
国家乾燥地帯委員会

18
国家無償教科書委員会

19
国家人権委員会

20
国家教育振興協議会

21　国防省
22　海軍省
23　治安省（次の機関を含む。）
　国家治安制度執行事務局
　連邦予防警察
　防犯・社会復帰センター
　少年審判所

第二節　政府企業

1　メキシコ印刷公社
2　空港・補助サービス公社（ＡＳＡ）
3　連邦有料道路・橋りょう・関連サービス公社（ＣＡＰＵＦＥ）
4　メキシコ郵便サービス公社
5　メキシコ電気通信公社（ＴＥＬＥＣＯＭ）
6　メキシコ石油公社（ＰＥＭＥＸ）（燃料又はガスの調達は、含まない。）
　ＰＥＭＥＸ管理公社
　ＰＥＭＥＸ探査・生産公社
　ＰＥＭＥＸ精製公社
　ＰＥＭＥＸガス・基礎石油化学公社
　ＰＥＭＥＸ石油化学公社
　カマルゴ石油化学株式会社
　カングレヘラ石油化学株式会社
　コソレアカケ石油化学株式会社
　エスコリン石油化学株式会社
　モレロス石油化学株式会社
　パハリトス石油化学株式会社
　トゥラ石油化学株式会社
7　連邦電力庁（ＣＦＥ）
8　鉱物資源審議会
9　コナスポ流通・貿易促進株式会社（ＤＩＣＯＮＳＡ）
10　コナスポ乳業株式会社（ＬＩＣＯＮＳＡ）（農業支援計画又は食糧配給計画の実施のために生産された農産品の調達は、含まない。）
11　連邦消費者訴訟支援事務所
12　国家公務員共済庁（ＩＳＳＳＴＥ）
13　社会保険庁（ＩＭＳＳ）
14　国家総合扶養開発制度（ＤＩＦ）（農業支援計画又は食糧配給計画の実施のために生産された農産品の調達は、含まない。）
15　メキシコ国防社会保険機構
16　国立先住民研究所（ＩＮＩ）
17　国立成人教育研究所
18　青年社会統合センター
19　国立老齢研究所
20　連邦学校建設計画運営委員会（ＣＡＰＦＣＥ）
21　国家水資源委員会
22　土地保有調整委員会
23　国家科学技術審議会（ＣＯＮＡＣＹＴ）
24　ＮＯＴＩＭＥＸ株式会社
25　メキシコ映画撮影研究所
26　宝くじ公社
27　スポーツくじ公社
28　国立女性研究所
29　メキシコ市空港グループ株式会社
30　メキシコ市国際空港株式会社
31　メキシコ市空港サービス株式会社
32　メキシコ工業所有権研究所
33　国家森林管理委員会
34　メキシコ青少年庁
35　テウアンテペック山峡鉄道
36　メキシコ観光振興審議会

第三節　連邦政府以外の政府の機関

なし

附属書十二（第十一章関係）　物品

Ａ部　第十一章の規定の適用を受ける日本国の調達に係る物品

第十一章の規定は、すべての物品について適用する。ただし、防衛庁による調達に関しては、次に掲げる物品のみが第十一章の規定の適用範囲に含まれる。

（注　番号は、連邦供給分類（以下「ＦＳＣ」という。）の番号を引用）

二二　鉄道用機器
二四　トラクター
三二　木工機器
三四　金属加工機器
三五　サービス提供機器及び販売機器
三六　特別の工業用機器
三七　農業用機器
三八　建設用、鉱山用、掘削用及び道路維持用の機器
三九　物資取扱用機器
四〇　ロープ、ケーブル、鎖及びこれらの取付具
四一　冷凍用機器、エアコンディショナー及び空気循環用機器
四三　ポンプ及び圧縮機
四五　配管用、加熱用及び廃棄物処理用の機器
四六　浄水用及び汚水処理用の機器
四七　パイプ、チューブ、ホース及びこれらの取付具
四八　弁
五一　手道具及び手工具
五二　計測工具
五五　用材、木工品、合板及びベニヤ板
六一　電線並びに発電用及び配電用の機器
六二　照明設備及び電球
六五　医療用及び獣医用の機器及び物品
六六三〇　化学分析用機器
六六三五　物理的材料の試験用及び検査用の機器
六六四〇　実験室用の機器及び物品
六六四五　時間測定用機器
六六五〇　光学機器、試験用機器、これらの構成品及びこれらの附属品
六六五五　地球物理学用機器
六六六〇　気象観測機器
六六七〇　はかり
六六七五　製図機器、土地測量機器及び地図作製用機器
六六八〇　液体及び気体の流量計、液面計並びに機械的運動計測機器
六六八五　圧力、温度及び湿度の測定用及び調整用の機器
六六九五　組み合わせた機器及びその他の機器
六七　写真用機器
六八　化学工業生産品
七一　家具
七二　家庭用及び一般用の備品及び器具
七三　調理用及び配ぜん用の機器
七四　事務用機器、文書処理用機器及び可視記録装置
七五　事務用品
七六　書籍、地図その他の出版物
七七　楽器、蓄音機及び家庭用ラジオ
七九　清掃用具及び清掃用品
八〇　ブラシ、ペイント、封止剤及び接着剤
八一一〇　ドラム及び缶
八一一五　箱、厚紙製の箱及び木枠
八一二五　瓶及びジャー
八一三〇　リール及びスプール
八一三五　包装用及びこん包用の材料
八五　洗面用品
八七　農業用品
九三　非金属加工品
九四　非金属原材料
九九　その他のもの

Ａ部に関する注釈　再販売のために調達する物品又は販売のための物品の生産に用いるために調達する物品は、含まない。

Ｂ部　第十一章の規定の適用を受けるメキシコの調達に係る物品

第十一章の規定は、すべての物品について適用する。ただし、国防省及び海軍省による調達に関しては、次に掲げる物品のみが第十一章の規定の適用範囲に含まれる。

（注　番号は、ＦＳＣの番号を引用）

二二　鉄道用機器

二三　水陸両用車、自動車、トレーラー及び自転車（二三一〇のバス、二三二〇及び二三三〇の軍用トラック及び軍用トレーラー並びに二三五〇の戦闘用、襲撃用及び戦術用の装軌式車両を除く。）
二四　トラクター
二五　車両構成品
二六　タイヤ及びチューブ
二九　エンジンの構成品及び附属品
三〇　動力電導装置
三二　木工機器
三四　金属加工機器
三五　サービス提供機器及び販売機器
三六　特別の工業用機器
三七　農業用機器
三八　建設用、鉱山用、掘削用及び道路維持用の機器
三九　物資取扱用機器
四〇　ロープ、ケーブル、鎖及びこれらの取付具
四一　冷凍用機器、エアコンディショナー及び空気循環用機器
四二　消防用、救助用及び安全用の機器並びに環境保護用の機材
四三　ポンプ及び圧縮機
四四　炉、スチームプラント及び乾燥用機器並びに原子炉
四五　配管用、加熱用及び廃棄物処理用の機器
四六　浄水用及び汚水処理用の機器
四七　パイプ、チューブ、ホース及びこれらの取付具
四八　弁
四九　整備工場用機器
五二　計測工具
五三　金物類及び研磨材
五四　プレハブ式の構造物及び足場
五五　用材、木工品、合板及びベニヤ板
五六　建設用材料
六一　電線並びに発電用及び配電用の機器
六二　照明設備及び電球
六三　警報用、信号用及び危険探知用の装置
六五　医療用及び獣医用の機器及び物品
六六　計器及び実験室用機器
六七　写真用機器
六八　化学工業生産品
六九　訓練用の補助器具及び装置
七〇　自動データ処理装置（ファームウェアを含む。）、ソフトウェア並びにコンピュータの関連用品及び周辺機器
七一　家具
七二　家庭用及び一般用の備品及び器具
七三　調理用及び配ぜん用の機器
七四　事務用機器、文書処理用機器及び可視記録装置
七五　事務用品
七六　書籍、地図その他の出版物（七六五〇（図面及び仕様書）を除く。）
七七　楽器、蓄音機及び家庭用ラジオ
七八　レクリエーション用及び運動用の器具
七九　清掃用具及び清掃用品
八〇　ブラシ、ペイント、封止剤及び接着剤
八一　容器、包装用品及びこん包用品
八五　洗面用品
八七　農業用品
八八　動物（生きているものに限る。）
九一　燃料、潤滑油、油脂及びワックス
九三　非金属加工品
九四　非金属原材料
九六　鉱石、鉱物及びこれらの一次製品（九六二〇（天然鉱物及び人工鉱物）を除く。）
九九　その他のもの

附属書十三（第十一章関係）　サービス

A部　第十一章の規定の適用を受ける日本国の調達に係るサービス

第十一章の規定は、附属書十一に掲げる機関により調達される次のサービスについて適用する。

（注　千九百九十一年の暫定的な国際連合中央生産物分類（以下「CPC」という。）に基づく。）

五一	建設工事	
六一一二	自動車の保守及び修理のサービス（注1）	
六一二二	モーターサイクル（原動機付自転車を含む。）並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の保守及び修理のサービス（注1）	
七一二	その他の陸上運送サービス（七一二三五（郵便の陸上運送）を除く。）	
七二一三	海上航行船舶の賃貸サービス（運転者を伴うもの）	
七二二三	海上航行船舶以外の船舶の賃貸サービス（運転者を伴うもの）	
七三	航空運送サービス（七三二一〇（郵便の航空運送）を除く。）	
七四八	貨物運送取扱いサービス	
七五一二	クーリエ・サービス（注2）	
	電気通信サービス	
	MTN・GNS―W―一二〇（対応するCPC）	
	2・C・h	七五二三　電子メール
	2・C・i	七五二一　ボイスメール
	2・C・j	七五二三　情報及びデータベースのオンラインでの検索
	2・C・k	七五二三　電子データ交換（EDI）
	2・C・l	七五二九　高度ファクシミリ・サービス
	2・C・m	七五二三　コード及びプロトコルの変換
	2・C・n	七五二三　情報及びデータのオンラインでの処理（トランザクション処理を含む。）
八四	コンピュータに係るサービス及び関連のサービス	
八六四	市場調査及び世論調査のサービス	
八六七	建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス（注3）	
八七一	広告サービス	
八七三〇四	装甲車による運送サービス	
八七四	建築物の清掃のサービス	
八八四四二	出版及び印刷のサービス（注4）	
八八六	金属製品、機械及び機器の修理のサービス	
九四	汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス	

A部に関する注釈

1　再販売のために調達するサービス又は販売のための物品の生産に用いるために調達するサービスは、含まない。

2　特定のサービスに関する注釈

注1　特別に改良され、かつ、機関の規則に従って点検されている自動車、モーターサイクル（原動機付自転車を含む。）並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車の保守及び修理のサービスは、含まない。

注2　信書に係るクーリエ・サービスは、含まない。

注3　建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスに限る。ただし、独立して調達される場合の次のサービスを除く。

建築設計サービス（CPC八六七一二）の実施設計サービス

契約の監督管理に係るサービス（CPC八六七一三）

基礎及び建築構造物の建設のためのエンジニアリングデザイン・サービス（CPC八六七二二）、建築物の機械及び電気の設備のためのエンジニアリングデザイン・サービス（CPC八六七二三）又は土木工事のためのエンジニアリングデザイン・サービス（CPC八六七二四）のうちのいずれかの実施設計、仕様書の作成及び費用見積りの一又はこれらの組合せから成る設計サービス

建設及び設備工事段階におけるその他のエンジニアリング・サービス（CPC八六七二七）

注4　秘密の情報を含む資料に係る出版及び印刷のサービスは、含まない。

B部　第十一章の規定は、附属書十一に掲げる機関により調達される次のサービスについて適用する。（注　CPCに基づく。）

自由職業サービス	
八六三	税理士サービス（法律サービスを除く。）
建築のためのサービス	
八六七一一	助言サービス及び設計前の段階における建築のためのサービス
八六七一二	建築設計サービス
八六七一三	契約の監督管理に係るサービス
八六七一四	建築設計サービス及び契約の監督管理に係るサービスの組合せ
八六七一九	その他の建築のためのサービス

エンジニアリング・サービス	
八六七二一	土木工事に関する助言及び相談のサービス
八六七二二	基礎及び建築構造物の建設のためのエンジニアリングデザイン・サービス
八六七二三	建築物の機械及び電気の設備のためのエンジニアリングデザイン・サービス
八六七二四	土木工事のためのエンジニアリングデザイン・サービス
八六七二五	産業工程及び生産のためのエンジニアリングデザイン・サービス
八六七二六	他に分類されないエンジニアリングデザイン・サービス
八六七二七	建設及び設備工事段階におけるその他のエンジニアリング・サービス
八六七二九	その他のエンジニアリング・サービス
総合エンジニアリング・サービス	
八六七三一	輸送基盤の整備に係る完成後引渡しプロジェクトのための総合エンジニアリング・サービス
八六七三二	上下水道工事に係る完成後引渡しプロジェクトのための総合エンジニアリング・サービス及びプロジェクト管理サービス
八六七三三	生産施設建設に係る完成後引渡しプロジェクトのための総合エンジニアリング・サービス
八六七三九	その他の完成後引渡しプロジェクトのための総合エンジニアリング・サービス
八六七四	都市計画サービス及び景観設計サービス
コンピュータに係るサービス及び関連のサービス	
八四一	ハードウェアの設置に関連する相談サービス
八四二	ソフトウェアの実行に係るサービス（システム及びソフトウェアに関する相談サービス並びにシステムの分析、設計、プログラミング及び保守のサービスを含む。）
八四三	データ処理サービス（処理、集計及び設備管理のサービスを含む。）
八四四	データベース・サービス
八四五	事務用機器（コンピュータを含む。）の保守及び修理のサービス
八四九	その他のコンピュータに係るサービス
不動産に係るサービス	
八二一	自己所有の不動産又は賃借している不動産に係るサービス
八二二	報酬を受けて又は契約に基づいて行う不動産に係るサービス
運転者を伴わない賃貸サービス	
八三一	運転者を伴わない機器（コンピュータを含む。）の賃貸サービス
八三二	個人用品及び家庭用品の賃貸サービス（八三二〇一の録音済みのレコード、カセットテープ及びコンパクトディスクの賃貸サービス並びに八三二〇二（ビデオテープの賃貸サービス）を除く。）
その他の事業サービス	
経営相談サービス	
八六五〇一	一般経営に関する相談サービス
八六五〇三	マーケティング管理に関する相談サービス
八六五〇四	人材管理に関する相談サービス
八六五〇五	生産管理に関する相談サービス
八六五〇九	その他の経営相談サービス（土壌、作物、農場経営その他これらに関連する相談サービスを含む。）
八六七六	技術試験及び分析のサービス（品質の管理及び検査に係るサービスを含む。）
八八一四	林業に付随するサービス（森林管理に係るサービスを含む。）
八八三	鉱業に付随するサービス（掘削等のサービスを含む。）
関連する科学及び技術に関する相談サービス	
八六七五一	地質学的、地球物理学的その他の科学的な予測サービス（鉱業に関連する予測サービスを含む。）
八六七五二	地表下調査サービス
八六七五三	地表調査サービス
八六七五四	地図作製サービス
八八六一―八八六六	金属製品及び機器（コンピュータ及び通信機器を含む。）の修理のサービス
八七四	建築物の清掃のサービス
八七六	包装サービス
環境のためのサービス	
九四〇	汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス（下水道サービス、自然及び景観の保護のサービス並びに他に分類されないその他の環境保護のサービスを含む。）
ホテル及び飲食店に係るサービス（仕出しのサービスを含む。）	
六四一	ホテルその他の宿泊施設に係るサービス
六四二	食事の提供のサービス

六四三　飲料の提供のサービス（店内での消費に係るものに限る。）
旅行業
七四七一　旅行業

附属書十四（第十一章関係）　建設サービス

A部　第十一章の規定の適用を受ける日本国の調達に係る建設サービス

第十一章の規定は、附属書十一に掲げる機関により調達される次の建設サービスについて適用する。

（注　千九百九十一年の暫定的な国際連合中央生産物分類（以下「ＣＰＣ」という。）に基づく。）

五一　建設工事

A部に関する注釈

建設サービス契約とは、その手段のいかんを問わず、ＣＰＣ第五一区分に掲げる土木工事又は建築物の工事の実施を目的とする契約をいう。

B部　第十一章の規定の適用を受けるメキシコの調達に係る建設サービス

第十一章の規定は、附属書十一に掲げる機関により調達される次の建設サービスについて適用する。

建設工事の分類番号

（注　建設工事の分類番号は、ＣＰＣ第五一区分に基づく。）

建設工事の定義　建設の準備のための作業並びに居住用建築物、非居住用建築物又は土木建造物の新築、修繕、改築、修復及び保守のための工事をいう。これらの作業及び工事は、事業の施主のため若しくは自己のために一括して建設工事を行う総合建設業者によって行われ、又は専門的な建設業者（設備工事に係るもの等）に当該建設工事の一部を下請に出すことによって行われる。この場合において、下請負人によって行われる工事の価額は、元請負人の工事の価額の一部を成す。次に分類される生産物は、建設活動の最終生産物である各種の建造物の生産過程において不可欠なサービスである。

分類番号	概要
五一一	建設用地における建設の準備のための作業
五一一一	用地調査作業
五一一二	解体工事
五一一三	用地整備作業
五一一四	掘削工事及び土砂運搬作業
五一一五	採鉱（石油及びガスの採掘を除く。）のための整地作業
五一一六	足場の組立作業
五一二	建築工事
五一二一	一又は二の住居を有する建築物に係る建築工事
五一二二	三以上の住居を有する建築物に係る建築工事
五一二三	倉庫及び産業用建築物に係る建築工事
五一二四	商業用建築物に係る建築工事
五一二五	娯楽のための建築物に係る建築工事
五一二六	ホテル及び飲食店並びにこれらに類する建築物に係る建築工事
五一二七	教育施設に係る建築工事
五一二八	病院等に係る建築工事
五一二九	その他の建築物に係る建築工事
五一三	土木工事
五一三一	幹線道路（高架のものを除く。）、街路、一般道路、鉄道及び滑走路に係る土木工事
五一三二	橋、高架の幹線道路、トンネル及び地下鉄に係る土木工事
五一三三	水路、港湾、ダムその他の水路関連施設に係る土木工事
五一三四	長距離パイプライン及び通信用又は電力用のケーブルに係る土木工事
五一三五	地域内パイプライン及び地域内ケーブルに係る土木工事並びにこれに付随する工事
五一三六	鉱業及び製造業のための施設に係る土木工事
五一三七	スポーツ及びレクリエーションのための施設に係る土木工事
五一三九	他に分類されない土木工事
五一四	プレハブ式の建築物の組立て
五一五	特殊な建設工事
五一五一	基礎工事（くい打ちを含む。）
五一五二	井戸の掘削
五一五三	屋根工事及び防水工事
五一五四	コンクリート工事
五一五五	鋼材の屈曲及び組立て（溶接を含む。）
五一五六	石工事
五一五九	その他の特殊な建設工事
五一六	設備工事
五一六一	暖房、換気及び空調のための設備に係る工事
五一六二	水道配管工事及び配水管敷設のための工事
五一六三	ガス配管工事
五一六四	電気工事

五一六五　絶縁又は遮断のための工事（電気、水、熱及び音響に関するもの）
五一六六　囲い及び柵の建設工事
五一六九　その他の設備工事
五一七　建築物の仕上げのための工事
五一七一　ガラス及び窓ガラスの取付工事
五一七二　左官工事
五一七三　塗装工事
五一七四　床及び壁のタイル張り工事
五一七五　その他の床張り及び壁張りの工事
五一七六　木材及び金属の建具の取付工事
五一七七　室内装飾工事
五一七八　装飾用設備の取付工事
五一七九　その他の仕上げのための工事
五一八　建築物の建設若しくは解体のための設備又は土木工事のための設備の賃貸サービス（運転者を伴うもの）

附属書十五（第十一章関係）　基準額

A部　日本国について適用される基準額

1　附属書十一A部第一節に掲げる機関による調達についての基準額は、次のとおりとする。

物品については、十三万特別引出権
サービスについては、十三万特別引出権
建設サービスについては、四百五十万特別引出権
建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスについては、四十五万特別引出権

2　附属書十一A部第三節に掲げるA群の機関（日本郵政公社を除く。）による調達についての基準額は、次のとおりとする。

物品については、十三万特別引出権
サービスについては、十三万特別引出権
建設サービスについては、千五百万特別引出権
建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスについては、四十五万特別引出権

3　附属書十一A部第三節に掲げるA群の機関中日本郵政公社及びB群の機関による調達についての基準額は、次のとおりとする。

物品については、十三万特別引出権
サービスについては、十三万特別引出権
建設サービスについては、四百五十万特別引出権
建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスについては、四十五万特別引出権

A部に関する注釈

日本国は、各年の一月一日に開始し、その翌年の十二月三十一日に終了する二年間の特別引出権に対する円の価額の平均値に基づき、基準額を円建てに換算する。外務省が附属書十七に掲げる出版物により公示する円建ての基準額は、各年の四月一日に開始し、その翌々年の三月三十一日に終了する二年間有効なものとする。ただし、この協定の効力発生時に有効な基準額は、二千六年三月三十一日まで有効なものとする。

B部　メキシコについて適用される基準額

1　附属書十一B部第一節に掲げる機関による調達についての基準額は、次のとおりとする。

附属書十二及び附属書十三に掲げる物品若しくはサービス又はこれらの組合せについては、十万アメリカ合衆国ドル

附属書十四に掲げる建設サービスについては、六百五十万アメリカ合衆国ドル

2　附属書十一B部第二節に掲げる機関による調達についての基準額は、次のとおりとする。

附属書十二及び附属書十三に掲げる物品若しくはサービス又はこれらの組合せについては、二十五万アメリカ合衆国ドル

附属書十四に掲げる建設サービスについては、八百万アメリカ合衆国ドル

3　もっとも、メキシコは、ＮＡＦＴＡにおいて適用される基準額の現行の価額との同等性を提供するため、この協定の効力発生の日から、1及び2に規定する基準額に代えて、ＮＡＦＴＡで適用されている基準額を適用する。

4　メキシコは、メキシコ銀行の為替換算率を用いて、基準額をメキシコ・ペソ建てに換算する。その換算に用いられるメキシコ銀行の為替換算率は、各年の十二月一日及び六月一日又はそれぞれの日の後の最初の執務日におけるアメリカ合衆国ドルに対するメキシコ・ペソの価額とする。十二月一日の為替換算率は、翌年の一月一日から六月三十日まで適用し、また、六月一日の為替換算率は、その年の七月一日から十二月三十一日まで適用する。

附属書十六（第十一章関係）　メキシコに関する一般的注釈

第一節　経過規定

第十一章の規定にかかわらず、附属書十一から附属書十四までは、次の経過規定に従う。

メキシコ石油公社、連邦電力庁及び非エネルギー建設

1　メキシコは、この協定の効力発生の後各暦年について、次の(a)から(c)までに掲げる調達契約のうち、それぞれに掲げる調達契約の総額に2に規定する百分率を乗じた価額に係る部分を、第十一章に規定する義務から除外することができる。

(a)　当該暦年にメキシコ石油公社が調達する物品、サービス及びこれらの組合せ並びに建設サービスに関する調達契約であって、附属書十五に定める基準額以上のものの総額

(b)　当該暦年に連邦電力庁が調達する物品、サービス及びこれらの組合せ並びに建設サービスに関する調達契約であって、附属書十五に定める基準額以上のものの総額

(c)　当該暦年に調達される建設サービスに関する調達契約であって、附属書十五に定める基準額以上のもの（メキシコ石油公社及び連邦電力庁が調達する建設サービスに関する調達契約を除く。）の総額

2　1に規定する百分率は、次のとおりとする。

一年目	四五％
二年目	四〇％
三年目	三五％
四年目	三五％
五年目	三五％
六年目	三〇％
七年目	三〇％
八年目以降	〇％

3　地域金融機関又は多数国間金融機関からの借款による資金を用いて行われる調達に係る契約の価額は、1及び2に規定する調達契約の総額の計算には含めない。そのような借款による資金を用いて行われる調達に係る契約は、第十一章に規定するいかなる規制にも服さない。

4　メキシコは、連邦供給分類（以下「ＦＳＣ」という。）又は両締約国が合意する他の分類制度の一の分類に属する物品又はサービスについての調達契約であって、いずれかの暦年において1及び2の規定に基づきメキシコ石油公社又は連邦電力庁により除外されたものの総額が、当該暦年においてメキシコ石油公社又は連邦電力庁により除外される調達契約の総額の十五パーセントを超えないことを確保する。

5　メキシコは、この協定の効力発生の年から起算して四年目の十二月三十一日の後は、ＦＳＣ又は両締約国が合意する他の分類制度の一の分類に属する物品又はサービスについての調達契約であって、いずれかの暦年において1及び2の規定に基づきメキシコ石油公社又は連邦電力庁により除外されたものの総額が、当該暦年においてメキシコ石油公社及び連邦電力庁が当該分類に属する物品又はサービスについて締結するすべての調達契約の総額の五十パーセントを超えることのないようメキシコ石油公社及び連邦電力庁のそれぞれがあらゆる妥当な努力を払うことを確保する。

6　両締約国は、この協定の効力発生の年から起算して四年目まで、2に規定する経過措置に関する協議を行うことができる。両締約国は、当該協議において、各締約国の供給者による他方の締約国の政府調達市場への効果的なアクセスについて検討する。

医薬品

7　第十一章の規定は、この協定の効力発生の年から起算して九年目の一月一日まで、厚生省、社会保険庁、国家公務員共済庁、国防省及び海軍省による薬品の調達であって、メキシコにおいて現在特許が認められていない薬品又はメキシコにおける特許が失効した薬品に関するものについては、適用しない。この7の規定は、知的財産権の保護に影響を及ぼすものではない。

第二節　恒久規定

1　第十一章の規定は、次の調達については、適用しない。

(a)　政府が所有する小売店による商業的な再販売を目的とする調達

(b)　地域金融機関又は多数国間金融機関からの借款による資金を用いて行われる調達のうち、これらの機関により異なる手続（現地調達要求を除く。）が課されているもの

(c)　メキシコの機関がメキシコの他の機関から行う調達

(d)　水の購入に係る調達、エネルギーの供給に係る調達又はエネルギーの生産のための燃料の供給に係る調達

2　第十一章の規定は、公益事業（電気通信、放送、水道及びエネルギーに関するサービスを含む。）については、適用しない。

3　第十一章の規定は、運送サービス（陸上運送サービス（ＣＰＣ七一）、水上運送サービス（ＣＰＣ七二）、航空運送サービス（ＣＰＣ七三）、運送支援及び運送補助サービス（ＣＰＣ七四）、郵便及び電気通信サービス（ＣＰＣ七五）並びに報酬を受けて又は契約に基づき提供されるその他の運送機器の修理のサービス（ＣＰＣ八八六八）を含む。）については、適用しない。

4　第十一章の規定は、調達契約の一部を構成するか又は調達契約に付随する運送サービスの調達については、適用しない。

5　第十一章の規定は、金融サービス、研究及び開発に関するサービス、政府が資金を提供する研究開発機関との間の運営及び管理に関する契約並びに政府の又は政府が支援する研究計画の実施に係る運営及び管理に関する契約については、適用しない。

6　第十一章の規定にかかわらず、メキシコは、次の要件を満たすことを条件として、調達契約を第十一章に規定する義務から除外することができる。

(a)　除外される調達契約の総額は、次の金額に相当するメキシコ・ペソの金額を超えてはならない。

(i)　この協定の効力発生の年から起算して七年目の十二月三十一日までは、各暦年について十億アメリカ合衆国ドル。この金額は、すべての機関（メキシコ石油公社及び連邦電力庁を除く。）に割り当てることができる。

(ii)　この協定の効力発生の年から起算して八年目の一月一日以降は、各暦年について十八億アメリカ合衆国ドル。この金額は、すべての機関に割り当てることができる。

(b)　(a)に規定するいかなる機関も、当該暦年に除外することのできる調達契約の総額の二十パーセントを超える価額の調達契約を除外することはできない。

(c)　メキシコ石油公社又は連邦電力庁により除外される調達契約の総額は、この協定の効力発生の年から起算して八年目の一月一日以降は、各暦年について七億二千万アメリカ合衆国ドルに相当するメキシコ・ペソの金額を超えてはならない。

7　6に規定するアメリカ合衆国ドルの金額は、この協定の効力発生の日の属する年の翌年の一月から、アメリカ合衆国国内総生産のデフレーター（以下「ＵＳＧＤＰデフレーター」という。）又は経済諮問委員会が「経済指標」において公表するＵＳＧＤＰデフレーターを承継する指標に基づき、この協定の効力発生の日を起点とする累積インフレーションを考慮して毎年調整される。

二千年から毎年一月までの累積インフレーションを考慮して調整されるアメリカ合衆国ドルの金額は、6に規定するアメリカ合衆国ドルの金額に次の(a)の(b)に対する比率を乗じた金額に等しいものとする。この場合において、(a)及び(b)に規定するＵＳＧＤＰデフレーターは、基準となる年を同一の年とする。調整後のアメリカ合衆国ドルの金額については、百万アメリカ合衆国ドル未満の端数を四捨五入する。

(a)　その年の一月現在のＵＳＧＤＰデフレーター又は経済諮問委員会が「経済指標」において公表するＵＳＧＤＰデフレーターを承継する指標

(b)　この協定の効力発生の日現在のＵＳＧＤＰデフレーター又は経済諮問委員会が「経済指標」において公表するＵＳＧＤＰデフレーターを承継する指標

8　第百二十六条の安全保障に関する例外規定は、核物質を防護し又は原子力技術を保護することを支援するために行われる調達について適用する。

9　第十一章の規定にかかわらず、機関は、次に定める割合を超えない現地調達については、これを要求することができる。

(a)　労働集約的な完成後引渡しの事業又は大規模かつ総合的な事業については、四十パーセント

(b)　資本集約的な完成後引渡しの事業又は大規模かつ総合的な事業については、二十五パーセント

(a)及び(b)の規定の適用上、「完成後引渡しの事業又は大規模かつ総合的な事業」とは、一般的に、機関により認められる権利に基づいて自然人又は企業が行う建設、供給又は設置に関する事業であって、次の(c)から(f)までのすべての要件を満たすものをいう。

(c)　主たる契約者が元請負人又は下請負人を選定する権限を与えられていること。

(d)　メキシコ政府又はその機関のいずれも当該事業に資金を供給していないこと。

(e)　当該自然人又は企業が当該事業の遂行不能に係る危険を負担すること。

(f)　施設が機関により又は当該機関の調達契約を通じて運営されること。

10　附属書十五に定める基準額にかかわらず、第百二十条の規定は、メキシコ石油公社が国内に設立された供給者から行う調達（油田及びガス田において使用する物資又は機器の調達であって、同社が業務を遂行する現場において行うもの）について適用する。

11　メキシコは、6又は第一節1、2及び4の規定に基づいてある暦年に除外した調達契約の総額が当該暦年について除外することのできる調達契約の総額を超過した場合には、その翌年に追加的な調達機会の提供による代償を与えることについて合意するため、日本国と協議する。その協議は、第十五章に規定するいずれの締約国の権利をも害するものではない。

12　第十一章の規定は、危険分担に関する契約を締結することをメキシコ石油公社に義務付けるものと解してはならない。

13　第十一章の規定は、再販売のために調達する物品及びサービス又は販売のための物品の生産に用いるために調達する物品及びサービスについては、適用しない。

14　第十一章の規定は、機関が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する契約については、適用しない。この注釈は、第十一章の規定の適用を回避する目的で利用してはならない。

15　第十一章の規定は、政府の地方支分部局又は機関がこの協定の効力発生時に有効な法令に従って協同組合又は農村若しくは都市の低所得者層に属する供給者と直接締結する契約については、適用しない。

16　メキシコが行う調達には、次のものを含まない。

(a)　契約を構成しない合意に基づく移転又はあらゆる形態の政府による支援（協力を目的とする合意に基づく移転、補助金、借款、出資、保証、財政による奨励並びに政府による自然人若しくは企業又は州に対する物品及びサービスの提供を含む。）

(b)　財務代理又は預託に関するサービス、規制されている金融機関の清算及び管理に関するサービス並びに公債の販売及び流通に関するサービスの取得

附属書十七（第十一章関係）　出版物

この附属書は、法令、司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定（調達への参加に対する招請、供給者の資格及び第十一章の規定の適用を受ける政府調達に関するあらゆる手続を含む。）を公表するために両締約国が使用する出版物について定める。

Ａ部　日本国の出版物

官報又は法令全書

B部　メキシコの出版物
連邦官報
連邦司法週報（判例に限る。）

附属書十八（第十一章関係）　調達手続
A部　日本国について適用される政府調達協定の規定
日本国は、政府調達協定の次の規定に従って定める規則及び手続を適用する。
第二条　契約の評価
第六条　技術仕様
第七条　入札の手続
第八条　供給者の資格の審査
第九条　調達計画への参加に対する招請
第十条　選択の手続
第十一条　入札の期限及び納入又は提供の期限
第十二条　入札説明書
第十三条　入札書の提出及び受領、開札並びに落札
第十四条　交渉
第十五条　限定入札
第十八条　機関の義務に係る情報及び検討
B部　メキシコについて適用されるＮＡＦＴＡの規定
メキシコは、ＮＡＦＴＡの次の規定に従って定める規則及び手続を適用する。
第一〇〇二条　契約の評価
第一〇〇七条　技術仕様
第一〇〇八条　入札の手続
第一〇〇九条　供給者の資格の審査
第一〇一〇条　参加に対する招請
第一〇一一条　選択入札の手続
第一〇一二条　入札の期限及び納入又は提供の期限
第一〇一三条　入札説明書
第一〇一四条　交渉に関する規律
第一〇一五条　入札書の提出及び受領、開札並びに落札
第一〇一六条　限定入札の手続

審査報告書

労働組合法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成十六年十一月九日
厚生労働委員長　岸　宏一
参議院議長　扇　千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、不当労働行為事件の迅速な解決を図り、安定した労使関係を長期的に維持、確保するため、労働委員会における審査の手続及び体制の整備等に関し所要の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
一　今回の不当労働行為審査制度の見直しの趣旨にかんがみ、計画的な審査及び迅速・的確な事実認定が行われるよう、必要な措置を講ずること。
二　公益委員の任命に当たっては、労働分野における専門的な知識能力を持つ適切な人材が選出できるよう努めるとともに、特に常勤となる公益委員については、労働紛争を解決するにふさわしい専門的な知識・経験を豊富に有することに加え、主導的・調整的役割が期待される有為な人材を登用すること。
三　中央労働委員会等は、合議体たる小委員会の設置に当たり、常勤となる公益委員の配置、個別事件の性格をかんがみた委員構成などを含め、効果的・弾力的運用に努めること。
四　証人の宣誓、公益委員の除斥、忌避については、労働委員会の裁判所化・民事訴訟化となることのないよう、その運用に十分配慮すること。
五　緊急命令については、労働者の団結権等の侵害に対して迅速な救済を図るという制度の趣旨にかんがみ、その積極的な活用に努めること。
六　審級省略及び実質的証拠法則については、引き続き積極的に検討を進めること。
七　証人等出頭命令等に対する不服申立て及び和解の制度については、新法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
八　中央労働委員会事務局に法曹資格者を配置する等審査体制の充実・強化を図るとともに、労働委員会事務局の専門的な知識能力の向上のため、研修その他必要な措置を講ずること。
右決議する。

労働組合法の一部を改正する法律案（第百五十九回国会内閣提出、本院継続審査）
右の内閣提出案は本院において可決した。
よってこれを送付する。
平成十六年十一月二日
衆議院議長　河野　洋平
参議院議長　扇　千景殿

労働組合法の一部を改正する法律案

労働組合法の一部を改正する法律

労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　労働委員会（第十九条―第二十七条の四）」を

「第四章　労働委員会
第一節　設置、任務及び所掌事務並びに組織等（第十九条―第二十七条の十八）
第二節　不当労働行為事件の審査等（第二十七条の十二―第二十七条の二十六）
第三節　訴訟（第二十七条の十三―第二十七条の二十一）
第四節　雑則（第二十七条の二十二）」

に改める。

第七条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「取扱」を「取扱い」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三号中「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第四号中「申立」を「申立て」に、「第二十七条第四項」を「第二十七条の十二第一項」に改め、「審問をし」の下に「、若しくは当事者に和解を勧め」を加え、「取扱」を「取扱い」に改める。

第四章中第十九条の前に次の節名を付する。

第一節　設置、任務及び所掌事務並びに組織等

第十九条第二項中「、地方労働委員会」を「、都道府県労働委員会」に改める。

第十九条の二第三項中「、第二十六条及び第二十七条の規定による」を「及び第二十六条の規定による事務、不当労働行為事件の審査等（第七条、次節及び第三節の規定による事件の処理をいう。以下同じ。）に関する」に改める。

第十九条の十第一項中「第二十七条第十三項に規定する調査若しくは審問」を「第二十四条の二第六項の規定による手続」に改める。

第十九条の十二の見出しを「（都道府県労働委員会）」に改め、同条第一項中「地方労働委員会」を「都道府県労働委員会」に改め、同条第二項中「地方労働委員会」を「都道府県労働委員会」に改め、「（東京都が設けるものに限る。）」を削り、「（大阪府が設けるものに限る。）又は各九人」を「、各九人」に、「若しくは」を「又は」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、条例で定めるところにより、当該政令で定める数に使用者委員、労働者委員及び公益委員各二人を加えた数のものをもつて組織することができる。

第十九条の十二第五項を削り、同条第四項中「第十九条の三第五項及び第六項本文」を「第十九条の三第六項」に、「、地方労働委員会」を「、都道府県労働委員会」に、「第十九条の三第五項中「そのうち七人以上」とあるのは「公益委員の数が十三人の地方労働委員会にあつてはそのうち六人以上、公益委員の数が十一人の地方労働委員会にあつてはそのうち五人以上、公益委員の数が九人の地方労働委員会にあつてはそのうち四人以上、公益委員の数が七人の地方労働委員会にあつてはそのうち三人以上、公益委員の数が五人の地方労働委員会にあつてはそのうち二人以上」を「第十九条の三第六項ただし書中「、常勤」とあるのは「、条例で定めるところにより、常勤」に、「「地方労働委員会」を「「都道府県労働委員会」に改め、「「事務局長及び必要な職員」とあるのは「事務局長、事務局次長二人以内及び必要な職員」と」を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　公益委員の任命については、都道府県労働委員会における別表の上欄に掲げる公益委員の数（第二項ただし書の規定により公益委員の数を同項の政令で定める数に二人を加えた数とする都道府県労働委員会にあつては当該二人を加えた数）に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数以上の公益委員が同一の政党に属することとなつてはならない。

5　公益委員は、自己の行為によつて前項の規定に抵触するに至つたときは、当然退職するものとする。

第十九条の十三第一項中「、地方労働委員会」を「、都道府県労働委員会」に改め、同条第四項中「及び地方労働委員会」を「及び都道府県労働委員会」に、「第四項後段（第十九条の十一第一項中「事務局長及び必要な職員」とあるのは「事務局長、事務局次長二人以内及び必要な職員」と読み替える部分に限る。）、第二十四条第二項並びに第二十七条第十三項」を「第六項（第十九条の三第六項ただし書を準用する部分に限る。）、第二十四条第二項、第二十四条の二第一項、第二項、第四項ただし書及び第六項、第二十六条第二項並びに第二十七条の二十三」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第二十条中「、第十八条及び第二十七条」を「及び第十八条」に、「の外、」を「のほか、不当労働行為事件の審査等並びに」に、「あつ旋」を「あつせん」に改める。

第二十四条第一項中「、第七条、第十一条及び第二十七条」を「及び第十一条の規定による事件の処理並びに不当労働行為事件の審査等（次条において「審査等」という。）」に、「に関する処分」を「の処理」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、使用者委員及び労働者委員は、第二十七条第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定により調査（公益委員の求めがあつた場合に限る。）及び審問を行う手続並びに第二十七条の十四第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定により和解を勧める手続に参与し、又は第二十七条の七第四項及び第二十七条の十二第二項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定による行為をすることができる。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（合議体等）

第二十四条の二　中央労働委員会は、会長が指名する公益委員五人をもつて構成する合議体で、審査等を行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、公益委員の全員をもつて構成する合議体で、審査等を行う。

一　前項の合議体が、法令の解釈適用について、その意見が前に中央労働委員会のした第五条第一項若しくは第十一条第一項又は第二十七条の十二第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定による処分に反すると認めた場合

二　前項の合議体を構成する者の意見が分かれたため、その合議体としての意見が定まらない場合

第二十四条第一項中「、第七条、第十一条及び第二十七条」を「及び第十一条の規定による事件の

三　前項の合議体が、公益委員の全員をもつて構成する合議体で審査等を行うことを相当と認めた場合

四　第二十七条の十第三項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定による異議の申立てを審理する場合

3　船員中央労働委員会は、公益委員の全員をもつて構成する合議体で、審査等を行う。ただし、会長が指名する公益委員五人をもつて構成する合議体で、審査等を行うことができる。この場合において、前項の規定は、船員中央労働委員会について準用する。

4　都道府県労働委員会は、公益委員の全員をもつて構成する合議体で、審査等を行う。ただし、条例で定めるところにより、会長が指名する公益委員五人又は七人をもつて構成する合議体で、審査等を行うことができる。この場合において、第二項（第一号及び第四号を除く。）の規定は、都道府県労働委員会について準用する。

5　労働委員会は、前各項（第十九条の十三第四項の規定により準用する場合を含む。）の規定により審査等を行うときは、一人又は数人の公益委員に審査等の手続（第五条第一項、第十一条第一項、第二十七条の四第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）、第二十七条の七第一項（当事者若しくは証人に陳述させ、又は提出された物件を留め置く部分を除き、第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）、第二十七条の十第二項並びに同条第四項及び第二十七条の十二第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定による処分並びに第二十七条の二十の申立てを除く。次項において同じ。）の全部又は一部を行わせることができる。

6　中央労働委員会は、公益を代表する地方調整委員に、中央労働委員会が行う審査等の手続のうち、第二十七条第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定により調査及び審問を行う手続並びに第二十七条の十四第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定により和解を勧める手続の全部又は一部を行わせることができる。この場合において、使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員は、これらの手続（調査を行う手続にあつては公益を代表する地方調整委員の求めがあつた場合に限る。）に参与することができる。

第二十五条第二項中「第五条、第七条及び第二十七条の規定に基づく」を「第五条第一項、第十一条第一項及び第二十七条の十二第一項の規定による」に、「地方労働委員会」を「都道府県労働委員会」に改める。

第二十六条中「地方労働委員会」を「都道府県労働委員会」に、「制定し、公布する権限を有する」を「定めることができる」に改め、同条に次の一項を加える。

2　都道府県労働委員会は、前項の規則に違反しない限りにおいて、その会議の招集に関する事項その他の政令で定める事項に関する規則を定めることができる。

第二十六条の次に次の節名を付する。

第二節　不当労働行為事件の審査の手続

第二十七条の見出しを「（不当労働行為事件の審査の開始）」に改め、同条第一項前段中「申立」を「申立て」に改め、同項後段中「この調査及び審問の手続は、前条の規定により中央労働委員会が定める手続規則によるものとし」を「この場合において」に改め、同条第二項中「申立」を「申立て」に改め、同条第三項から第十三項までを削る。

第二十七条の四中「処分」の下に「（第二十四条の二第五項の規定により公益委員がした処分及び同条第六項の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。）」を加え、第四章中同条を第二十七条の二十六とする。

第二十七条の三中「処分」の下に「（第二十四条の二第五項の規定により公益委員がした処分及び同条第六項の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。）」を加え、同条を第二十七条の二十五とする。

第二十七条の二中「又は第二十七条第三項」を削り、「者」の下に「又は第二十七条の七第一項第一号（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の証人」を加え、同条を第二十七条の二十四とする。

第二十七条の次に次の十七条、一節、節名及び二条を加える。

（公益委員の除斥）

第二十七条の二　公益委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、審査に係る職務の執行から除斥される。

一　公益委員又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者又は法人である当事者の代表者であり、又はあつたとき。

二　公益委員が事件の当事者の四親等以内の血族、三親等以内の姻族又は同居の親族であり、又はあつたとき。

三　公益委員が事件の当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四　公益委員が事件について証人となつたとき。

五　公益委員が事件について当事者の代理人であり、又はあつたとき。

2　前項に規定する除斥の原因があるときは、当事者は、除斥の申立てをすることができる。

（公益委員の忌避）

第二十七条の三　公益委員について審査の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者は、これを忌避することができる。

2　当事者は、事件について労働委員会に対し書面又は口頭をもつて陳述した後は、公益委員を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

（除斥又は忌避の申立てについての決定）

第二十七条の四　除斥又は忌避の申立てについては、労働委員会が決定する。

2　除斥又は忌避の申立てに係る公益委員は、前項の規定による決定に関与することができない。ただし、意見を述べることができる。

3　第一項の規定による決定は、書面によるものとし、かつ、理由を付さなければならない。

（審査の手続の中止）

第二十七条の五　労働委員会は、除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての

決定があるまで審査の手続を中止しなければならない。ただし、急速を要する行為についてはこの限りでない。

（審査の計画）

第二十七条の六　労働委員会は、審問開始前に、当事者双方の意見を聴いて、審査の計画を定めなければならない。

2　前項の審査の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　調査を行う手続において整理された争点及び証拠（その後の審査の手続における取調べが必要な証拠として整理されたものを含む。）

二　審問を行う期間及び回数並びに尋問する証人の数

三　第二十七条の十二第一項の命令の交付の予定時期

3　労働委員会は、審査の現状その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、当事者双方の意見を聴いて、審査の計画を変更することができる。

4　労働委員会及び当事者は、適正かつ迅速な審査の実現のため、審査の計画に基づいて審査が行われるよう努めなければならない。

（証拠調べ）

第二十七条の七　労働委員会は、当事者の申立てにより又は職権で、調査を行う手続においては第二号に掲げる方法により、審問を行う手続においては次の各号に掲げる方法により証拠調べをすることができる。

一　事実の認定に必要な限度において、当事者又は証人に出頭を命じて陳述させること。

二　事件に関係のある帳簿書類その他の物件であつて、当該物件によらなければ当該物件により認定すべき事実を認定することが困難となるおそれがあると認めるもの（以下「物件」という。）の所持者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出された物件を留め置くこと。

2　労働委員会は、前項第二号の規定により物件の提出を命ずる処分（以下「物件提出命令」という。）をするかどうかを決定するに当たつては、個人の秘密及び事業者の事業上の秘密の保護に配慮しなければならない。

3　労働委員会は、物件提出命令をする場合において、物件に提出を命ずる必要がないと認める部分又は前項の規定により配慮した結果提出を命ずることが適当でないと認める部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。

4　調査又は審問を行う手続に参与する使用者委員及び労働者委員は、労働委員会が第一項第一号の規定により当事者若しくは証人に出頭を命ずる処分（以下「証人等出頭命令」という。）又は物件提出命令をしようとする場合には、意見を述べることができる。

5　労働委員会は、職権で証拠調べをしたときは、その結果について、当事者の意見を聴かなければならない。

6　物件提出命令の申立ては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一　物件の表示

二　物件の趣旨

三　物件の所持者

四　証明すべき事実

7　労働委員会は、物件提出命令をしようとする場合には、物件の所持者を審尋しなければならない。

8　労働委員会は、物件提出命令をする場合には、第六項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を明らかにしなければならない。

第二十七条の八　労働委員会が証人に陳述させるときは、その証人に宣誓をさせなければならない。

2　労働委員会が当事者に陳述させるときは、その当事者に宣誓をさせることができる。

第二十七条の九　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百九十六条、第百九十七条及び第二百一条第二項から第四項までの規定は、労働委員会が証人に陳述させる手続に、同法第二百十条の規定において準用する同法第二百一条第二項の規定は、労働委員会が当事者に陳述させる手続について準用する。

（不服の申立て）

第二十七条の十　都道府県労働委員会の証人等出頭命令又は物件提出命令（以下この条において「証人等出頭命令等」という。）を受けた者は、証人等出頭命令等について不服があるときは、証人等出頭命令等を受けた日から一週間以内（天災その他この期間内に審査の申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内）に、その理由を記載した書面により、中央労働委員会に審査を申し立てることができる。

2　中央労働委員会は、前項の規定による審査の申立てを理由があると認めるときは、証人等出頭命令等の全部又は一部を取り消す。

3　中央労働委員会の証人等出頭命令等を受けた者は、証人等出頭命令等について不服があるときは、証人等出頭命令等を受けた日から一週間以内（天災その他この期間内に異議の申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内）に、その理由を記載した書面により、中央労働委員会に異議を申し立てることができる。

4　中央労働委員会は、前項の規定による異議の申立てを理由があると認めるときは、証人等出頭命令等の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。

5　審査の申立て又は異議の申立ての審理は、書面による。

6　中央労働委員会は、職権で審査申立人又は異議申立人を審尋することができる。

（審問廷の秩序維持）

第二十七条の十一　労働委員会は、審問を妨げる者に対し退廷を命じ、その他審問廷の秩序を維持するために必要な措置を執ることができる。

（救済命令等）

第二十七条の十二　労働委員会は、事件が命令を発するのに熟したときは、事実の認定をし、この認定に基づいて、申立人の請求に係る救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立てを棄却する命令（以下「救済命令等」という。）を発しなければならない。

2　調査又は審問を行う手続に参与する使用者委員及び労働者委員は、労働委員会が救済命令等を発しようとする場合は、意見を述べることができる。

3　第一項の事実の認定及び救済命令等は、書面によるものとし、その写しを使用者及び申立人に交付しなければならない。

4　救済命令等は、交付の日から効力を生ずる。

（救済命令等の確定）

第二十七条の十三　使用者が救済命令等について第二十七条の十九第一項の期間内に同項の取消しの訴えを提起しないときは、救済命令等は、確定する。

2　使用者が確定した救済命令等に従わないときは、労働委員会は、使用者の住所地の地方裁判所にその旨を通知しなければならない。この通知は、労働組合及び労働者もすることができる。

（和解）

第二十七条の十四　労働委員会は、審査の途中において、いつでも、当事者に和解を勧めることができる。

2　救済命令等が確定するまでの間に当事者間で和解が成立し、当事者双方の申立てがあつた場合において、労働委員会が当該和解の内容が当事者間の労働関係の正常な秩序を維持させ、又は確立させるため適当と認めるときは、審査の手続は終了する。

3　前項に規定する場合において、和解（前項の規定により労働委員会が適当と認めたものに限る。次項において同じ。）に係る事件について既に発せられている救済命令等は、その効力を失う。

4　労働委員会は、和解に金銭の一定額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の給付を内容とする合意が含まれる場合は、当事者双方の申立てにより、当該合意について和解調書を作成することができる。

5　前項の和解調書は、強制執行に関しては、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二条第五号に掲げる債務名義とみなす。

6　前項の規定による債務名義についての執行文の付与は、労働委員会の会長が行う。民事執行法第二十九条後段の執行文及び文書の謄本の送達も、同様とする。

7　前項の規定による執行文付与に関する異議についての裁判は、労働委員会の所在地を管轄する地方裁判所においてする。

8　第四項の和解調書並びに第六項後段の執行文及び文書の謄本の送達に関して必要な事項は、政令で定める。

（再審査の申立て）

第二十七条の十五　使用者は、都道府県労働委員会の救済命令等の交付を受けたときは、十五日以内（天災その他この期間内に再審査の申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内）に中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる。ただし、この申立ては、救済命令等の効力を停止せず、救済命令等は、中央労働委員会が第二十五条第二項の規定による再審査の結果、これを取り消し、又は変更したときは、その効力を失う。

2　前項の規定は、労働組合又は労働者が中央労働委員会に対して行う再審査の申立てについて準用する。

（再審査と訴訟との関係）

第二十七条の十六　中央労働委員会は、第二十七条の十九第一項の訴えに基づく確定判決によつて都道府県労働委員会の救済命令等の全部又は一部が支持されたときは、当該救済命令等について、再審査することができない。

（再審査の手続への準用）

第二十七条の十七　第二十七条第一項、第二十七条の二から第二十七条の九まで、第二十七条の十第三項から第六項まで及び第二十七条の十一から第二十七条の十四までの規定は、中央労働委員会の再審査の手続について準用する。この場合において、第二十七条の二第一項第四号中「とき」とあるのは「とき又は事件について既に発せられている都道府県労働委員会の救済命令等に関与したとき」と読み替えるものとする。

（審査の期間）

第二十七条の十八　労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。

第三節　訴訟

（取消しの訴え）

第二十七条の十九　使用者が都道府県労働委員会の救済命令等について中央労働委員会に再審査の申立てをしないとき、又は中央労働委員会が救済命令等を発したときは、使用者は、救済命令等の交付の日から三十日以内に、救済命令等の取消しの訴えを提起することができる。この期間は、不変期間とする。

2　使用者は、第二十七条の十五第一項の規定により中央労働委員会に再審査の申立てをしたときは、その申立てに対する中央労働委員会の救済命令等に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。この訴えについては、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十二条第三項の規定は、適用しない。

3　前項の規定は、労働組合又は労働者が行政事件訴訟法の定めるところにより提起する取消しの訴えについて準用する。

（緊急命令）

第二十七条の二十　前条第一項の規定により使用者が裁判所に訴えを提起した場合において、受訴裁判所は、救済命令等を発した労働委員会の申立てにより、決定をもつて、使用者に対し判決の確定に至るまで救済命令等の全部又は一部に従うべき旨を命じ、又は当事者の申立てにより、若しくは職権でこの決定を取り消し、若しくは変更することができる。

（証拠の申出の制限）

第二十七条の二十一　労働委員会が物件提出命令をしたにもかかわらず物件を提出しなかつた者（審査の手続において当事者でなかつた者を除く。）は、裁判所に対し、当該物件提出命令に係る物件により認定すべき事実を証明するためには、当該物件に係る証拠の申出をすることができない。ただし、物件を提出しなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

第四節　雑則

（中央労働委員会の勧告等）

第二十七条の二十二　中央労働委員会は、都道府県労働委員会に対し、この法律の規定により都道府県労働委員会が処理する事務について、報告を求め、又は法令の適用その他当該事務の処理に関して必要な勧告、助言若しくはその委員若しくは事務局職員の研修その他の援助を行うことができる。

（訴訟における指定代理人）

第二十七条の二十三　都道府県労働委員会は、公益委員、事務局長又は事務局の職員でその指定するものに都道府県労働委員会を当事者とする訴訟を行わせることができる。

第二十八条中「第二十七条の規定による労働委員会の命令」を「救済命令等」に、「禁こ」を「禁錮」に、「十万円」を「百万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二　第二十七条の八第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

第二十九条及び第三十条中「三万円」を「三十万円」に改める。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

第三十二条中「第二十七条第八項」を「第二十七条の二十」に、「、十万円」を「、五十万円」に、「不履行の」を「日の翌日から起算して不履行の日数が五日を超える場合にはその超える」に、「金額」を「金額を加えた金額」に、「同条第九項」を「第二十七条の十三第一項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）」に、「労働委員会の命令」を「救済命令等」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第三十二条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一　正当な理由がないのに、第二十七条の七第一項第一号（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定による処分に違反して出頭せず、又は陳述をしない者

二　正当な理由がないのに、第二十七条の七第一項第二号（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定による処分に違反して物件を提出しない者

三　正当な理由がないのに、第二十七条の八（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定による処分に違反して宣誓をしない者

第三十二条の三　第二十七条の八第二項（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定により宣誓した当事者が虚偽の陳述をしたときは、三十万円以下の過料に処する。

第三十二条の四　第二十七条の十一（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定による処分に違反して審問を妨げた者は、十万円以下の過料に処する。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十九条の十二関係）

十五人	七人	十三人	六人	十一人	五人
九人	四人	七人	三人	五人	二人

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は平成十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十七条の四の改正規定、同条を第二十七条の二十六とする改正規定、第二十七条の三の改正規定、同条を第二十七条の二十五とする改正規定、第二十七条の二の改正規定、同条を第二十七条の二十四とする改正規定、第二十七条の次に十七条、一節、節名及び二条を加える改正規定（第二十七条の二十二及び第二十七条の二十三に係る部分に限る。）並びに次条の規定　公布の日

二　附則第十六条の規定　行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（新法第二十七条の二十二等の適用に関する特例）

第二条　この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までの間における改正後の労働組合法（以下「新法」という。）第二十七条の二十二から第二十七条の二十六までの規定の適用については、新法第二十七条の二十二及び第二十七条の二十三中「都道府県労働委員会」とあるのは「地方労働委員会」と、新法第二十七条の二十四中「の規定により出頭を求められた者又は第二十七条の七第一項第一号（第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。）の証人」とあるのは「又は第二十七条第三項の規定により出頭を求められた者」と、新法第二十七条の二十五中「処分（第二十四条の二第五項の規定により公益委員がした処分及び同条第六項の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。）」とあり、第二十七条の二十六中「処分（第二十四条の二第五項の規定により公益委員がした処分及び同条第六項の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。）」とあるのは「処分」とする。

（地方労働委員会がした処分等に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前に法令の規定により地方労働委員会がした処分その他の行為は、この法律の施行後は、当該法令の相当規定により都道府県労働委員会がした処分その他の行為とみなす。

2　この法律の施行の際現に法令の規定により地方労働委員会に対してされている申立てその他の手続は、この法律の施行後は、当該法令の相当規定により都道府県労働委員会に対してされた申立てその他の手続とみなす。

3　この法律の施行の際現に地方労働委員会の委員である者は、この法律の施行の日に、新法第

十九条の十二第三項の規定により、都道府県労働委員会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第六項の規定において準用する新法第十九条の五第一項の規定にかかわらず、同日におけるこの法律による改正前の労働組合法第十九条の十二第三項の規定により任命された地方労働委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（労働関係調整法の一部改正）

第六条　労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項及び第二項中「地方労働委員会」を「都道府県労働委員会」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

地方自治法目次中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

第七十五条第三項、第九十八条、第百条第一項、第百二十一条及び第百二十五条中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

第百八十条の五第二項中「の外」を「のほか」に、「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　労働委員会

第百九十九条第二項、第九項及び第十二項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

「第六款　人事委員会、公平委員会、地方労働委員会、農業委員会その他の委員会」を「第六款　人事委員会、公平委員会、労働委員会、農業委員会その他の委員会」に改める。

第二百二条の二第三項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に、「及び命令を発し」を「、命令を発し及び和解を勧め」に、「斡旋」を「あっせん」に改める。

第二百五十二条の三十七第五項、第二百五十二条の三十八第四項及び第六項並びに第二百五十二条の三十九第十二項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正）

第八条　特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「）（第五条第二項第八号」を「。第五条第二項第八号」に、「第二十七条第九項中段及び後段」を「第二十四条の二第一項及び第二項、第二十七条の十三第二項」に改め、同条第二項中「規定する処分」を「規定する事件の処理」に、「その処分」を「事件の処理」に改める。

第十九条第二項中「同条第四項」を「同法第二十七条の十二第一項」に改める。

（地方公務員法の一部改正）

第九条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　都道府県労働委員会の委員の職で常勤のもの

（地方公営企業等の労働関係に関する法律の一部改正）

第十条　地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条の三第二項中「同条第五項若しくは第十一項」を「同法第二十七条の十五第一項若しくは第二項」に改める。

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第十一条　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十七の項上欄ホ中「第二十七条第八項」を「第二十七条の二十」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十二条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二号中「命令」の下に「、和解」を加える。

（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の一部改正）

第十三条　個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「委員三人以上十二人以内」を「三人以上政令で定める人数以内の委員」に改める。

第二十条第三項中「地方労働委員会」を「都道府県労働委員会」に改める。

（独立行政法人造幣局法の一部改正）

第十四条　独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「及び第二十七条（第九項中段及び後段を除く。）」を「並びに第四章第二節（第二十七条の十三第二項を除く。）及び第三節」に改める。

（独立行政法人国立印刷局法の一部改正）

第十五条　独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項中「及び第二十七条（第九項中段及び後段を除く。）」を「並びに第四章第二節（第二十七条の十三第二項を除く。）及び第三節」に改める。

（行政事件訴訟法の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条　行政事件訴訟法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十三条を次のように改める。

（労働組合法の一部改正）

第十三条　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の十九第二項中「第十二条第三項」の下に「から第五項まで」を加える。

第二十七条の二十三の見出しを「（抗告訴訟の取扱い等）」に改め、同条中「指定するもの」の下に「都道府県労働委員会の処分に係る行政事件訴訟法第十一条第一項の規定による都道府県を被告とする訴訟又は」を加え、同

条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

都道府県労働委員会は、その処分（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分をいい、第二十四条の二第五項の規定により公益委員がした処分及び同条第六項の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。次項において同じ。）に係る行政事件訴訟法第十一条第一項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府県を代表する。

審査報告書

独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年十一月九日

厚生労働委員長　岸　宏一

参議院議長　扇　千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、独立行政法人福祉医療機構が運用する基金の一部取崩しにより、障害者スポーツの振興のため特に必要と認められる活動への助成に充てることができるようにしようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

なお、本法施行による基金の取崩し額は、障害者スポーツの振興のため、真に必要な助成につき、当分の間必要な額とされている。

独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十六年十月二十九日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　扇　千景殿

独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律

独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条を次のように改める。

（基金の取崩し等）

第十一条　機構は、当分の間、障害者のスポーツの振興のため特に必要と認められる活動について第十二条第一項第七号に掲げる業務として特に必要な助成を行おうとする場合であって、第二十三条第一項の基金の運用の状況にかんがみやむを得ないと認めるときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受け、同項の基金（障害者のスポーツの支援に係るものに限る。）の一部を取り崩し、当該取り崩した額に相当する金額を当該助成に充てることができる。この場合において、当該取り崩した額に相当する金額については、機構に対する政府の出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

民法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年十一月九日

法務委員長　渡辺　孝男

参議院議長　扇　千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、保証契約の内容の適正化の観点から、個人保証人の保護を図るため、貸金等根保証契約について極度額、元本確定期日等に関する規定を新設することその他の保証債務に関する規定の整備を行うとともに、民法を国民に理解しやすいものとするためその表記を現代語化するものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一　保証制度の適正化及び民法の現代語化については、いずれも、国民の日常生活に関連した身近で重要な内容を含んだものであることにかんがみ、その十分な周知徹底に努めること。

二　保証人の保護の在り方については、契約締結後に事情変更があった場合の負担等にも配慮し、法施行後の実施状況を勘案しつつ、引き続き検討を行うこと。

三　貸金等債務のみならず、継続的な商品売買に係る代金債務や不動産賃貸借に係る賃借人の債務を主たる債務とする根保証契約についても、取引の実態を勘案しつつ、保証人を保護するための措置を講ずる必要性の有無について検討すること。

四　契約の書面化、根保証期間の制限、極度額の定め等の今回の改正の趣旨が保証人の保護にあることにかんがみ、保証契約の締結に際し、銀行を始めとする融資機関の保証人への説明責任が十分果たされるよう必要な措置を講ずること。

五　企業の資金調達の円滑化に資するとの観点から、債権の電子的取扱い等新たな制度に関する法整備についても一層検討を進めること。

右決議する。

民法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年十月十二日

内閣総理大臣　小泉純一郎

民法の一部を改正する法律案

民法の一部を改正する法律

民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

題名及び目次（明治三十一年法律第九号において付されたものを含む。）を削る。

次の題名及び目次を付する。

民法

目次

第一編　総則
第一章　通則（第一条・第二条）
第二章　人
第一節　権利能力（第三条）
第二節　行為能力（第四条―第二十一条）
第三節　住所（第二十二条―第二十四条）
第四節　不在者の財産の管理及び失踪の宣告（第二十五条―第三十二条）
第五節　同時死亡の推定（第三十二条の二）
第三章　法人
第一節　法人の設立（第三十三条―第五十一条）
第二節　法人の管理（第五十二条―第六十七条）
第三節　法人の解散（第六十八条―第八十三条）
第四節　補則（第八十四条・第八十四条の二）
第五節　罰則（第八十四条の三）
第四章　物（第八十五条―第八十九条）
第五章　法律行為
第一節　総則（第九十条―第九十二条）
第二節　意思表示（第九十三条―第九十八条の二）
第三節　代理（第九十九条―第百十八条）
第四節　無効及び取消し（第百十九条―第百二十六条）
第五節　条件及び期限（第百二十七条―第百三十七条）
第六章　期間の計算（第百三十八条―第百四十三条）
第七章　時効
第一節　総則（第百四十四条―第百六十一条）
第二節　取得時効（第百六十二条―第百六十五条）
第三節　消滅時効（第百六十六条―第百七十四条の二）
第二編　物権
第一章　総則（第百七十五条―第百七十九条）
第二章　占有権
第一節　占有権の取得（第百八十条―第百八十七条）
第二節　占有権の効力（第百八十八条―第二百二条）
第三節　占有権の消滅（第二百三条・第二百四条）
第四節　準占有（第二百五条）
第三章　所有権
第一節　所有権の限界
第一款　所有権の内容及び範囲（第二百六条―第二百八条）
第二款　相隣関係（第二百九条―第二百三十八条）
第二節　所有権の取得（第二百三十九条―第二百四十八条）
第三節　共有（第二百四十九条―第二百六十四条）
第四章　地上権（第二百六十五条―第二百六十九条の二）
第五章　永小作権（第二百七十条―第二百七十九条）
第六章　地役権（第二百八十条―第二百九十四条）
第七章　留置権（第二百九十五条―第三百三条）
第八章　先取特権
第一節　総則（第三百三条―第三百五条）
第二節　先取特権の種類
第一款　一般の先取特権（第三百六条―第三百十条）
第二款　動産の先取特権（第三百十一条―第三百二十四条）
第三款　不動産の先取特権（第三百二十五条―第三百二十八条）
第三節　先取特権の順位（第三百二十九条―第三百三十二条）
第四節　先取特権の効力（第三百三十三条―第三百四十一条）
第九章　質権
第一節　総則（第三百四十二条―第三百五十一条）
第二節　動産質（第三百五十二条―第三百五十五条）
第三節　不動産質（第三百五十六条―第三百六十一条）
第四節　権利質（第三百六十二条―第三百六十八条）
第十章　抵当権
第一節　総則（第三百六十九条―第三百七十二条）
第二節　抵当権の効力（第三百七十三条―第三百九十五条）
第三節　抵当権の消滅（第三百九十六条―第三百九十八条）
第四節　根抵当（第三百九十八条の二―第三百九十八条の二十二）
第三編　債権
第一章　総則
第一節　債権の目的（第三百九十九条―第四百十一条）
第二節　債権の効力
第一款　債務不履行の責任等（第四百十二条―第四百二十二条）
第二款　債権者代位権及び詐害行為取消権（第四百二十三条―第四百二十六条）
第三節　多数当事者の債権及び債務
第一款　総則（第四百二十七条）
第二款　不可分債権及び不可分債務（第四百二十八条―第四百三十一条）
第三款　連帯債務（第四百三十二条―第四百四十五条）
第四款　保証債務
第一目　総則（第四百四十六条―第四百六十五条）
第二目　貸金等根保証契約（第四百六十五条の二―第四百六十五条の五）

第四節　債権の譲渡（第四百六十六条―第四百七十三条）
第五節　債権の消滅
第一款　弁済
第一目　総則（第四百七十四条―第四百九十三条）
第二目　弁済の目的物の供託（第四百九十四条―第四百九十八条）
第三目　弁済による代位（第四百九十九条―第五百四条）
第二款　相殺（第五百五条―第五百十二条）
第三款　更改（第五百十三条―第五百十八条）
第四款　免除（第五百十九条）
第五款　混同（第五百二十条）
第二章　契約
第一節　総則
第一款　契約の成立（第五百二十一条―第五百三十二条）
第二款　契約の効力（第五百三十三条―第五百三十九条）
第三款　契約の解除（第五百四十条―第五百四十八条）
第二節　贈与（第五百四十九条―第五百五十四条）
第三節　売買
第一款　総則（第五百五十五条―第五百五十九条）
第二款　売買の効力（第五百六十条―第五百七十八条）
第三款　買戻し（第五百七十九条―第五百八十五条）
第四節　交換（第五百八十六条）
第五節　消費貸借（第五百八十七条―第五百九十二条）
第六節　使用貸借（第五百九十三条―第六百条）
第七節　賃貸借
第一款　総則（第六百一条―第六百四条）
第二款　賃貸借の効力（第六百五条―第六百十六条）
第三款　賃貸借の終了（第六百十七条―第六百二十二条）
第八節　雇用（第六百二十三条―第六百三十一条）
第九節　請負（第六百三十二条―第六百四十二条）
第十節　委任（第六百四十三条―第六百五十六条）
第十一節　寄託（第六百五十七条―第六百六十六条）
第十二節　組合（第六百六十七条―第六百八十八条）
第十三節　終身定期金（第六百八十九条―第六百九十四条）
第十四節　和解（第六百九十五条・第六百九十六条）
第三章　事務管理（第六百九十七条―第七百二条）
第四章　不当利得（第七百三条―第七百八条）
第五章　不法行為（第七百九条―第七百二十四条）
第四編　親族
第一章　総則（第七百二十五条―第七百三十条）
第二章　婚姻
第一節　婚姻の成立
第一款　婚姻の要件（第七百三十一条―第七百四十一条）
第二款　婚姻の無効及び取消し（第七百四十二条―第七百四十九条）
第二節　婚姻の効力（第七百五十条―第七百五十四条）
第三節　夫婦財産制
第一款　総則（第七百五十五条―第七百五十九条）
第二款　法定財産制（第七百六十条―第七百六十二条）
第四節　離婚
第一款　協議上の離婚（第七百六十三条―第七百六十九条）
第二款　裁判上の離婚（第七百七十条・第七百七十一条）
第三章　親子
第一節　実子（第七百七十二条―第七百十一条）
第二節　養子
第一款　縁組の要件（第七百九十二条―第八百一条）
第二款　縁組の無効及び取消し（第八百二条―第八百八条）
第三款　縁組の効力（第八百九条・第八百十条）
第四款　離縁（第八百十一条―第八百十七条）
第五款　特別養子（第八百十七条の二―第八百十七条の十一）
第四章　親権
第一節　総則（第八百十八条・第八百十九条）
第二節　親権の効力（第八百二十条―第八百三十三条）
第三節　親権の喪失（第八百三十四条―第八百三十七条）
第五章　後見
第一節　後見の開始（第八百三十八条）
第二節　後見の機関
第一款　後見人（第八百三十九条―第八百四十七条）
第二款　後見監督人（第八百四十八条―第八百五十二条）
第三節　後見の事務（第八百五十三条―第八百六十九条）
第四節　後見の終了（第八百七十条―第八百七十五条）
第六章　保佐及び補助
第一節　保佐（第八百七十六条―第八百七十六条の五）
第二節　補助（第八百七十六条の六―第八百七十六条の十）
第七章　扶養（第八百七十七条―第八百八十一条）
第五編　相続
第一章　総則（第八百八十二条―第八百八十五条）
第二章　相続人（第八百八十六条―第八百九十五条）

第三章　相続の効力
第一節　総則（第八百九十六条―第八百九十九条）
第二節　相続分（第九百条―第九百五条）
第三節　遺産の分割（第九百六条―第九百十四条）
第四章　相続の承認及び放棄
第一節　総則（第九百十五条―第九百十九条）
第二節　相続の承認
第一款　単純承認（第九百二十条・第九百二十一条）
第二款　限定承認（第九百二十二条―第九百三十七条）
第三節　相続の放棄（第九百三十八条―第九百四十条）
第五章　財産分離（第九百四十一条―第九百五十条）
第六章　相続人の不存在（第九百五十一条―第九百五十九条）
第七章　遺言
第一節　総則（第九百六十条―第九百六十六条）
第二節　遺言の方式
第一款　普通の方式（第九百六十七条―第九百七十五条）
第二款　特別の方式（第九百七十六条―第九百八十四条）
第三節　遺言の効力（第九百八十五条―第千三条）
第四節　遺言の執行（第千四条―第千二十一条）
第五節　遺言の撤回及び取消し（第千二十二条―第千二十七条）
第八章　遺留分（第千二十八条―第千四十四条）

附則

第一編から第三編までを次のように改める。

第一編　総則

第一章　通則

（基本原則）

第一条　私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

2　権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

3　権利の濫用は、これを許さない。

（解釈の基準）

第二条　この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。

第二章　人

第一節　権利能力

第三条　私権の享有は、出生に始まる。

2　外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有する。

第二節　行為能力

（成年）

第四条　年齢二十歳をもって、成年とする。

（未成年者の法律行為）

第五条　未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

2　前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

3　第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができる。目的を定めないで処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

（未成年者の営業の許可）

第六条　一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

2　前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第四編（親族）の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

（後見開始の審判）

第七条　精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

（成年被後見人及び成年後見人）

第八条　後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人を付する。

（成年被後見人の法律行為）

第九条　成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

（後見開始の審判の取消し）

第十条　第七条に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人（未成年後見人及び成年後見人をいう。以下同じ。）、後見監督人（未成年後見監督人及び成年後見監督人をいう。以下同じ。）又は検察官の請求により、後見開始の審判を取り消さなければならない。

（保佐開始の審判）

第十一条　精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第七条に規定する原因がある者については、この限りでない。

（被保佐人及び保佐人）

第十二条　保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とし、これに保佐人を付する。

（保佐人の同意を要する行為等）

第十三条　被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

一　元本を領収し、又は利用すること。

二　借財又は保証をすること。

三　不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。

四　訴訟行為をすること。

五　贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。

六　相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。

七　贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負

担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。

八　新築、改築、増築又は大修繕をすること。

九　第六百二条に定める期間を超える賃貸借をすること。

2　家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

3　保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。

4　保佐人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

（保佐開始の審判等の取消し）

第十四条　第十一条本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判を取り消さなければならない。

2　家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第二項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助開始の審判）

第十五条　精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第七条又は第十一条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。

2　本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。

3　補助開始の審判は、第十七条第一項の審判又は第八百七十六条の九第一項の審判とともにしなければならない。

（被補助人及び補助人）

第十六条　補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、これに補助人を付する。

（補助人の同意を要する旨の審判等）

第十七条　家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとすることができる行為は、第十三条第一項に規定する行為の一部に限る。

2　本人以外の者の請求により前項の審判をするには、本人の同意がなければならない。

3　補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。

4　補助人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

（補助開始の審判等の取消し）

第十八条　第十五条第一項本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判を取り消さなければならない。

2　家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第一項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

3　前条第一項の審判及び第八百七十六条の九第一項の審判をすべて取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなければならない。

（審判相互の関係）

第十九条　後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない。

2　前項の規定は、保佐開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被補助人であるとき、又は補助開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被保佐人であるときについて準用する。

（制限行為能力者の相手方の催告権）

第二十条　制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第十七条第一項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。）の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者（行為能力の制限を受けない者をいう。以下同じ。）となった後、その者に対し、一箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。

2　制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に対し、その権限内の行為について前項に規定する催告をした場合において、これらの者が同項の期間内に確答を発しないときも、同項後段と同様とする。

3　特別の方式を要する行為については、前二項の期間内にその方式を具備した旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

4　制限行為能力者の相手方は、被保佐人又は第十七条第一項の審判を受けた被補助人に対しては、第一項の期間内にその保佐人又は補助人の追認を得るべき旨の催告をすることができる。この場合において、その被保佐人又は被補助人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

（制限行為能力者の詐術）

第二十一条　制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。

第三節　住所

（住所）

第二十二条　各人の生活の本拠をその者の住所とする。

（居所）

第二十三条　住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。

2　日本に住所を有しない者は、その者が日本人又は外国人のいずれであるかを問わず、日本における居所をその者の住所とみなす。ただし、法例（明治三十一年法律第十号）その他準拠法を定める法律に従いその者の住所地法によるべき場合は、この限りでない。

（仮住所）

第二十四条　ある行為について仮住所を選定したときは、その行為に関しては、その仮住所を住所とみなす。

第四節　不在者の財産の管理及び失踪の宣告

（不在者の財産の管理）

第二十五条　従来の住所又は居所を去った者（以下「不在者」という。）がその財産の管理人（以下この節において単に「管理人」という。）を置かなかったときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、その財産の管理について必要な処分を命ずることができる。本人の不在中に管理人の権限が消滅したときも、同様とする。

2　前項の規定による命令後、本人が管理人を置いたときは、家庭裁判所は、その管理人、利害関係人又は検察官の請求により、その命令を取り消さなければならない。

（管理人の改任）

第二十六条　不在者が管理人を置いた場合において、その不在者の生死が明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、管理人を改任することができる。

（管理人の職務）

第二十七条　前二条の規定により家庭裁判所が選任した管理人は、その管理すべき財産の目録を作成しなければならない。この場合において、その費用は、不在者の財産の中から支弁する。

2　不在者の生死が明らかでない場合において、利害関係人又は検察官の請求があるときは、家庭裁判所は、不在者が置いた管理人にも、前項の目録の作成を命ずることができる。

3　前二項に定めるもののほか、家庭裁判所は、管理人に対し、不在者の財産の保存に必要と認める処分を命ずることができる。

（管理人の権限）

第二十八条　管理人は、第百三条に規定する権限を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができる。不在者の生死が明らかでない場合において、その管理人が不在者が定めた権限を超える行為を必要とするときも、同様とする。

（管理人の担保提供及び報酬）

第二十九条　家庭裁判所は、管理人に財産の管理及び返還について相当の担保を立てさせることができる。

2　家庭裁判所は、管理人と不在者との関係その他の事情により、不在者の財産の中から、相当な報酬を管理人に与えることができる。

（失踪の宣告）

第三十条　不在者の生死が七年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる。

2　戦地に臨んだ者、沈没した船舶の中に在った者その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した者の生死が、それぞれ、戦争が止んだ後、船舶が沈没した後又はその他の危難が去った後一年間明らかでないときも、前項と同様とする。

（失踪の宣告の効力）

第三十一条　前条第一項の規定により失踪の宣告を受けた者は同項の期間が満了した時に、同条第二項の規定により失踪の宣告を受けた者はその危難が去った時に、死亡したものとみなす。

（失踪の宣告の取消し）

第三十二条　失踪者が生存すること又は前条に規定する時と異なる時に死亡したことの証明があったときは、家庭裁判所は、本人又は利害関係人の請求により、失踪の宣告を取り消さなければならない。この場合において、その取消しは、失踪の宣告後その取消し前に善意でした行為の効力に影響を及ぼさない。

2　失踪の宣告によって財産を得た者は、その取消しによって権利を失う。ただし、現に利益を受けている限度においてのみ、その財産を返還する義務を負う。

第五節　同時死亡の推定

第三十二条の二　数人の者が死亡した場合において、そのうちの一人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定する。

第三章　法人

第一節　法人の設立

（法人の成立）

第三十三条　法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。

（公益法人の設立）

第三十四条　学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であって、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

（名称の使用制限）

第三十五条　社団法人又は財団法人でない者は、その名称中に社団法人若しくは財団法人という文字又はこれらと誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

（外国法人）

第三十六条　外国法人は、国、国の行政区画及び商事会社を除き、その成立を認許しない。ただし、法律又は条約の規定により認許された外国法人は、この限りでない。

2　前項の規定により認許された外国法人は、日本において成立する同種の法人と同一の私権を有する。ただし、外国人が享有することのできない権利及び法律又は条約中に特別の規定がある権利については、この限りでない。

（定款）

第三十七条　社団法人を設立しようとする者は、定款を作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　資産に関する規定

五　理事の任免に関する規定

六　社員の資格の得喪に関する規定

（定款の変更）

第三十八条　定款は、総社員の四分の三以上の同

意があるときに限り、変更することができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2　定款の変更は、主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（寄附行為）

第三十九条　財団法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為で、第三十七条第一号から第五号までに掲げる事項を定めなければならない。

（裁判所による名称等の定め）

第四十条　財団法人を設立しようとする者が、その名称、事務所の所在地又は理事の任免の方法を定めないで死亡したときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、これを定めなければならない。

（贈与又は遺贈に関する規定の準用）

第四十一条　生前の処分で寄附行為をするときは、その性質に反しない限り、贈与に関する規定を準用する。

2　遺言で寄附行為をするときは、その性質に反しない限り、遺贈に関する規定を準用する。

（寄附財産の帰属時期）

第四十二条　生前の処分で寄附行為をしたときは、寄附財産は、法人の設立の許可があった時から法人に帰属する。

2　遺言で寄附行為をしたときは、寄附財産は、遺言が効力を生じた時から法人に帰属したものとみなす。

（法人の能力）

第四十三条　法人は、法令の規定に従い、定款又は寄附行為で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

（法人の不法行為能力等）

第四十四条　法人は、理事その他の代理人がその職務を行うについて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。

2　法人の目的の範囲を超える行為によって他人に損害を加えたときは、その行為に係る事項の決議に賛成した社員及び理事並びにその決議を履行した理事その他の代理人は、連帯してその損害を賠償する責任を負う。

（法人の設立の登記等）

第四十五条　法人は、その設立の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在地においては三週間以内に、登記をしなければならない。

2　法人の設立は、その主たる事務所の所在地において登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

3　法人の設立後に新たに事務所を設けたときは、その事務所の所在地においては三週間以内に、登記をしなければならない。

（設立の登記の登記事項及び変更の登記等）

第四十六条　法人の設立の登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

一　目的

二　名称

三　事務所の所在地

四　設立の許可の年月日

五　存立時期を定めたときは、その時期

六　資産の総額

七　出資の方法を定めたときは、その方法

八　理事の氏名及び住所

2　前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。この場合において、それぞれ登記前にあっては、その変更をもって第三者に対抗することができない。

3　理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあったときは、主たる事務所及びその他の事務所の所在地においてその登記をしなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

（登記の期間の計算）

第四十七条　第四十五条第一項及び前条の規定により登記すべき事項であって、官庁の許可を要するものは、その許可書が到達した時から登記の期間を起算する。

（事務所の移転の登記）

第四十八条　法人が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第四十六条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2　法人が主たる事務所以外の事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に第四十六条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

3　同一の登記所の管轄区域内において事務所を移転したときは、その移転を登記すれば足りる。

（外国法人の登記）

第四十九条　第四十五条第三項、第四十六条及び前条の規定は、外国法人が日本に事務所を設ける場合について準用する。ただし、外国において生じた事項については、その通知が到達した時から登記の期間を起算する。

2　外国法人が初めて日本に事務所を設けたときは、その事務所の所在地において登記するまでは、第三者は、その法人の成立を否認することができる。

（法人の住所）

第五十条　法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（財産目録及び社員名簿）

第五十一条　法人は、設立の時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2　社団法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第二節　法人の管理

（理事）

第五十二条　法人には、一人又は数人の理事を置かなければならない。

2　理事が数人ある場合において、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、法人の事務は、理事の過半数で決する。

（法人の代表）

第五十三条　理事は、法人のすべての事務につい

て、法人を代表する。ただし、定款の規定又は寄附行為の趣旨に反することはできず、また、社団法人にあっては総会の決議に従わなければならない。

（理事の代理権の制限）

第五十四条　理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（理事の代理行為の委任）

第五十五条　理事は、定款、寄附行為又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（仮理事）

第五十六条　理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければならない。

（利益相反行為）

第五十七条　法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

（監事）

第五十八条　法人には、定款、寄附行為又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

（監事の職務）

第五十九条　監事の職務は、次のとおりとする。

一　法人の財産の状況を監査すること。

二　理事の業務の執行の状況を監査すること。

三　財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は主務官庁に報告をすること。

四　前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

（通常総会）

第六十条　社団法人の理事は、少なくとも毎年一回、社員の通常総会を開かなければならない。

（臨時総会）

第六十一条　社団法人の理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2　総社員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

（総会の招集）

第六十二条　総会の招集の通知は、会日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

（社団法人の事務の執行）

第六十三条　社団法人の事務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。

（総会の決議事項）

第六十四条　総会においては、第六十二条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（社員の表決権）

第六十五条　各社員の表決権は、平等とする。

2　総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3　前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

（表決権のない場合）

第六十六条　社団法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

（法人の業務の監督）

第六十七条　法人の業務は、主務官庁の監督に属する。

2　主務官庁は、法人に対し、監督上必要な命令をすることができる。

3　主務官庁は、職権で、いつでも法人の業務及び財産の状況を検査することができる。

第三節　法人の解散

（法人の解散事由）

第六十八条　法人は、次に掲げる事由によって解散する。

一　定款又は寄附行為で定めた解散事由の発生

二　法人の目的である事業の成功又はその成功の不能

三　破産手続開始の決定

四　設立の許可の取消し

2　社団法人は、前項各号に掲げる事由のほか、次に掲げる事由によって解散する。

一　総会の決議

二　社員が欠けたこと。

（法人の解散の決議）

第六十九条　社団法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（法人についての破産手続の開始）

第七十条　法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2　前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

（法人の設立の許可の取消し）

第七十一条　法人がその目的以外の事業をし、又は設立の許可を得た条件若しくは主務官庁の監督上の命令に違反し、その他公益を害すべき行為をした場合において、他の方法により監督の目的を達することができないときは、主務官庁は、その許可を取り消すことができる。正当な事由なく引き続き三年以上事業をしないときも、同様とする。

（残余財産の帰属）

第七十二条　解散した法人の財産は、定款又は寄附行為で指定した者に帰属する。

2　定款又は寄附行為で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、理事は、主務官庁の許可を得て、その法人の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、社団法人にあっては、総会の決議を経なければならない。

3　前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

（清算法人）

第七十三条　解散した法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第七十四条　法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

（裁判所による清算人の選任）

第七十五条　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第七十六条　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人及び解散の登記及び届出）

第七十七条　清算人は、破産手続開始の決定及び設立の許可の取消しの場合を除き、解散後主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在地においては三週間以内に、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日の登記をし、かつ、これらの事項を主務官庁に届け出なければならない。

2　清算中に就職した清算人は、就職後主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在地においては三週間以内に、その氏名及び住所の登記をし、かつ、これらの事項を主務官庁に届け出なければならない。

3　前項の規定は、設立の許可の取消しによる解散の際に就職した清算人について準用する。

（清算人の職務及び権限）

第七十八条　清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

2　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（債権の申出の催告等）

第七十九条　清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは、その債権は清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3　清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

（期間経過後の債権の申出）

第八十条　前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

（清算法人についての破産手続の開始）

第八十一条　清算中に法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2　清算人は、清算中の法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3　前項に規定する場合において、清算中の法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

（裁判所による監督）

第八十二条　法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2　裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

（清算結了の届出）

第八十三条　清算が結了したときは、清算人は、その旨を主務官庁に届け出なければならない。

第四節　補則

（主務官庁の権限の委任）

第八十四条　この章に規定する主務官庁の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を国に所属する行政庁に委任することができる。

（都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理）

第八十四条の二　この章に規定する主務官庁の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、都道府県の知事その他の執行機関（以下「都道府県の執行機関」という。）においてその全部又は一部を処理することとすることができる。

2　前項の場合において、主務官庁は、政令で定めるところにより、法人に対する監督上の命令又は設立の許可の取消しについて、都道府県の執行機関に対し指示をすることができる。

3　第一項の場合において、主務官庁は、都道府県の執行機関がその事務を処理するに当たってよるべき基準を定めることができる。

4　主務官庁が前項の基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

第五節　罰則

第八十四条の三　法人の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一　この章に規定する登記を怠ったとき。

二　第五十一条の規定に違反し、又は財産目録若しくは社員名簿に不正の記載をしたとき。

三　第六十七条第三項又は第八十二条第二項の規定による主務官庁、その権限の委任を受けた国に所属する行政庁若しくはその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関又は裁判所の検査を妨げたとき。

四　第六十七条第二項の規定による主務官庁又はその権限の委任を受けた国に所属する行政庁若しくはその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関の監督上の命令に違反したとき。

五　官庁、主務官庁の権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関又は総会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

六　第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。

七　第七十九条第一項又は第八十一条第一項の公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

2　第三十五条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第四章　物

（定義）

第八十五条　この法律において「物」とは、有体物をいう。

（不動産及び動産）

第八十六条　土地及びその定着物は、不動産とする。

2　不動産以外の物は、すべて動産とする。

3　無記名債権は、動産とみなす。

（主物及び従物）

第八十七条　物の所有者が、その物の常用に供するため、自己の所有に属する他の物をこれに附属させたときは、その附属させた物を従物とする。

2　従物は、主物の処分に従う。

（天然果実及び法定果実）

第八十八条　物の用法に従い収取する産出物を天然果実とする。

2　物の使用の対価として受けるべき金銭その他の物を法定果実とする。

（果実の帰属）

第八十九条　天然果実は、その元物から分離する時に、これを収取する権利を有する者に帰属する。

2　法定果実は、これを収取する権利の存続期間に応じて、日割計算によりこれを取得する。

第五章　法律行為

第一節　総則

（公序良俗）

第九十条　公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

（任意規定と異なる意思表示）

第九十一条　法律行為の当事者が法令中の公の秩序に関しない規定と異なる意思を表示したときは、その意思に従う。

（任意規定と異なる慣習）

第九十二条　法令中の公の秩序に関しない規定と異なる慣習がある場合において、法律行為の当事者がその慣習による意思を有しているものと認められるときは、その慣習に従う。

第二節　意思表示

（心裡留保）

第九十三条　意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってしたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

（虚偽表示）

第九十四条　相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。

2　前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

（錯誤）

第九十五条　意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

（詐欺又は強迫）

第九十六条　詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

2　相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

3　前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。

（隔地者に対する意思表示）

第九十七条　隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

2　隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、又は行為能力を喪失したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

（公示による意思表示）

第九十八条　意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法によってすることができる。

2　前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定に従い、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、その掲示があったことを官報に少なくとも一回掲載して行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、官報への掲載に代えて、市役所、区役所、町村役場又はこれらに準ずる施設の掲示場に掲示すべきことを命ずることができる。

3　公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日から二週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。ただし、表意者が相手方を知らないこと又はその所在を知らないことについて過失があったときは、到達の効力を生じない。

4　公示に関する手続は、相手方を知ることができない場合には表意者の住所地の、相手方の所在を知ることができない場合には相手方の最後の住所地の簡易裁判所の管轄に属する。

5　裁判所は、表意者に、公示に関する費用を予納させなければならない。

（意思表示の受領能力）

第九十八条の二　意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に未成年者又は成年被後見人であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、その法定代理人がその意思表示を知った後は、この限りでない。

第三節　代理

（代理行為の要件及び効果）

第九十九条　代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる。

2　前項の規定は、第三者が代理人に対してした意思表示について準用する。

（本人のためにすることを示さない意思表示）

第百条　代理人が本人のためにすることを示さないでした意思表示は、自己のためにしたものとみなす。ただし、相手方が、代理人が本人のためにすることを知り、又は知ることができたときは、前条第一項の規定を準用する。

（代理行為の瑕疵）

第百一条　意思表示の効力が意思の不存在、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことによって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。

2　特定の法律行為をすることを委託された場合において、代理人が本人の指図に従ってその行為をしたときは、本人は、自ら知っていた事情について代理人が知らなかったことを主張することができない。本人が過失によって知らなかった事情についても、同様とする。

（代理人の行為能力）

第百二条　代理人は、行為能力者であることを要しない。

（権限の定めのない代理人の権限）

第百三条　権限の定めのない代理人は、次に掲げる行為のみをする権限を有する。

一　保存行為

二　代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

（任意代理人による復代理人の選任）

第百四条　委任による代理人は、本人の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復代理人を選任することができない。

（復代理人を選任した代理人の責任）

第百五条　代理人は、前条の規定により復代理人を選任したときは、その選任及び監督について、本人に対してその責任を負う。

2　代理人は、本人の指名に従って復代理人を選任したときは、前項の責任を負わない。ただし、その代理人が、復代理人が不適任又は不誠実であることを知りながら、その旨を本人に通知し又は復代理人を解任することを怠ったときは、この限りでない。

（法定代理人による復代理人の選任）

第百六条　法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができる。この場合において、やむを得ない事由があるときは、前条第一項の責任のみを負う。

（復代理人の権限等）

第百七条　復代理人は、その権限内の行為について、本人を代表する。

2　復代理人は、本人及び第三者に対して、代理人と同一の権利を有し、義務を負う。

（自己契約及び双方代理）

第百八条　同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

（代理権授与の表示による表見代理）

第百九条　第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（権限外の行為の表見代理）

第百十条　前条本文の規定は、代理人がその権限外の行為をした場合において、第三者が代理人の権限があると信ずべき正当な理由があるときについて準用する。

（代理権の消滅事由）

第百十一条　代理権は、次に掲げる事由によって消滅する。

一　本人の死亡

二　代理人の死亡又は代理人が破産手続開始の決定若しくは後見開始の審判を受けたこと。

2　委任による代理権は、前項各号に掲げる事由のほか、委任の終了によって消滅する。

（代理権消滅後の表見代理）

第百十二条　代理権の消滅は、善意の第三者に対抗することができない。ただし、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この限りでない。

（無権代理）

第百十三条　代理権を有しない者が他人の代理人としてした契約は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない。

2　追認又はその拒絶は、相手方に対してしなければ、その相手方に対抗することができない。ただし、相手方がその事実を知ったときは、この限りでない。

（無権代理の相手方の催告権）

第百十四条　前条の場合において、相手方は、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、本人がその期間内に確答をしないときは、追認を拒絶したものとみなす。

（無権代理の相手方の取消権）

第百十五条　代理権を有しない者がした契約は、本人が追認をしない間は、相手方が取り消すことができる。ただし、契約の時において代理権を有しないことを相手方が知っていたときは、この限りでない。

（無権代理行為の追認）

第百十六条　追認は、別段の意思表示がないときは、契約の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

（無権代理人の責任）

第百十七条　他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明することができず、かつ、本人の追認を得ることができなかったときは、相手方の選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。

2　前項の規定は、他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき、若しくは過失によって知らなかったとき、又は他人の代理人として契約をした者が行為能力を有しなかったときは、適用しない。

（単独行為の無権代理）

第百十八条　単独行為については、その行為の時において、相手方が、代理人と称する者が代理権を有しないで行為をすることに同意し、又はその代理権を争わなかったときに限り、第百十三条から前条までの規定を準用する。代理権を有しない者に対しその同意を得て単独行為をしたときも、同様とする。

第四節　無効及び取消し

（無効な行為の追認）

第百十九条　無効な行為は、追認によっても、その効力を生じない。ただし、当事者がその行為の無効であることを知って追認をしたときは、

新たな行為をしたものとみなす。

（取消権者）

第百二十条　行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。

2　詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為は、瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消すことができる。

（取消しの効果）

第百二十一条　取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。ただし、制限行為能力者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

（取り消すことができる行為の追認）

第百二十二条　取り消すことができる行為は、第百二十条に規定する者が追認したときは、以後、取り消すことができない。ただし、追認によって第三者の権利を害することはできない。

（取消し及び追認の方法）

第百二十三条　取り消すことができる行為の相手方が確定している場合には、その取消し又は追認は、相手方に対する意思表示によってする。

（追認の要件）

第百二十四条　追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にしなければ、その効力を生じない。

2　成年被後見人は、行為能力者となった後にその行為を了知したときは、その了知をした後でなければ、追認をすることができない。

3　前二項の規定は、法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をする場合には、適用しない。

（法定追認）

第百二十五条　前条の規定により追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について次に掲げる事実があったときは、追認をしたものとみなす。ただし、異議をとどめたときは、この限りでない。

一　全部又は一部の履行

二　履行の請求

三　更改

四　担保の供与

五　取り消すことができる行為によって取得した権利の全部又は一部の譲渡

六　強制執行

（取消権の期間の制限）

第百二十六条　取消権は、追認をすることができる時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

第五節　条件及び期限

（条件が成就した場合の効果）

第百二十七条　停止条件付法律行為は、停止条件が成就した時からその効力を生ずる。

2　解除条件付法律行為は、解除条件が成就した時からその効力を失う。

3　当事者が条件が成就した場合の効果をその成就した時以前にさかのぼらせる意思を表示したときは、その意思に従う。

（条件の成否未定の間における相手方の利益の侵害の禁止）

第百二十八条　条件付法律行為の各当事者は、条件の成否が未定である間は、条件が成就した場合にその法律行為から生ずべき相手方の利益を害することができない。

（条件の成否未定の間における権利の処分等）

第百二十九条　条件の成否が未定である間における当事者の権利義務は、一般の規定に従い、処分し、相続し、若しくは保存し、又はそのために担保を供することができる。

（条件の成就の妨害）

第百三十条　条件が成就することによって不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。

（既成条件）

第百三十一条　条件が法律行為の時に既に成就していた場合において、その条件が停止条件であるときはその法律行為は無条件とし、その条件が解除条件であるときはその法律行為は無効とする。

2　条件が成就しないことが法律行為の時に既に確定していた場合において、その条件が停止条件であるときはその法律行為は無効とし、その条件が解除条件であるときはその法律行為は無条件とする。

3　前二項に規定する場合において、当事者が条件が成就したこと又は成就しなかったことを知らない間は、第百二十八条及び第百二十九条の規定を準用する。

（不法条件）

第百三十二条　不法な条件を付した法律行為は、無効とする。不法な行為をしないことを条件とするものも、同様とする。

（不能条件）

第百三十三条　不能の停止条件を付した法律行為は、無効とする。

2　不能の解除条件を付した法律行為は、無条件とする。

（随意条件）

第百三十四条　停止条件付法律行為は、その条件が単に債務者の意思のみに係るときは、無効とする。

（期限の到来の効果）

第百三十五条　法律行為に始期を付したときは、その法律行為の履行は、期限が到来するまで、これを請求することができない。

2　法律行為に終期を付したときは、その法律行為の効力は、期限が到来した時に消滅する。

（期限の利益及びその放棄）

第百三十六条　期限は、債務者の利益のために定めたものと推定する。

2　期限の利益は、放棄することができる。ただし、これによって相手方の利益を害することはできない。

（期限の利益の喪失）

第百三十七条　次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

一　債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。

二　債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。

三　債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。

第六章　期間の計算

（期間の計算の通則）

第百三十八条　期間の計算方法は、法令若しくは

裁判上の命令に特別の定めがある場合又は法律行為に別段の定めがある場合を除き、この章の規定に従う。

（期間の起算）

第百三十九条　時間によって期間を定めたときは、その期間は、即時から起算する。

第百四十条　日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

（期間の満了）

第百四十一条　前条の場合には、期間は、その末日の終了をもって満了する。

第百四十二条　期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。

（暦による期間の計算）

第百四十三条　週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。

2　週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に応当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に応当する日がないときは、その月の末日に満了する。

第七章　時効

第一節　総則

（時効の効力）

第百四十四条　時効の効力は、その起算日にさかのぼる。

（時効の援用）

第百四十五条　時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

（時効の利益の放棄）

第百四十六条　時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

（時効の中断事由）

第百四十七条　時効は、次に掲げる事由によって中断する。

一　請求

二　差押え、仮差押え又は仮処分

三　承認

（時効の中断の効力が及ぶ者の範囲）

第百四十八条　前条の規定による時効の中断は、その中断の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

（裁判上の請求）

第百四十九条　裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、時効の中断の効力を生じない。

（支払督促）

第百五十条　支払督促は、債権者が民事訴訟法第三百九十二条に規定する期間内に仮執行の宣言の申立てをしないことによりその効力を失うときは、時効の中断の効力を生じない。

（和解及び調停の申立て）

第百五十一条　和解の申立て又は民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）若しくは家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、一箇月以内に訴えを提起しなければ、時効の中断の効力を生じない。

（破産手続参加等）

第百五十二条　破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加は、債権者がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、時効の中断の効力を生じない。

（催告）

第百五十三条　催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

（差押え、仮差押え及び仮処分）

第百五十四条　差押え、仮差押え及び仮処分は、権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、時効の中断の効力を生じない。

第百五十五条　差押え、仮差押え及び仮処分は、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の中断の効力を生じない。

（承認）

第百五十六条　時効の中断の効力を生ずべき承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力又は権限があることを要しない。

（中断後の時効の進行）

第百五十七条　中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。

2　裁判上の請求によって中断した時効は、裁判が確定した時から、新たにその進行を始める。

（未成年者又は成年被後見人と時効の停止）

第百五十八条　時効の期間の満了前六箇月以内の間に未成年者又は成年被後見人に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その未成年者又は成年被後見人に対して、時効は、完成しない。

2　未成年者又は成年被後見人がその財産を管理する父、母又は後見人に対して権利を有するときは、その未成年者若しくは成年被後見人が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から六箇月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。

（夫婦間の権利の時効の停止）

第百五十九条　夫婦の一方が他の一方に対して有する権利については、婚姻の解消の時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

（相続財産に関する時効の停止）

第百六十条　相続財産に関しては、相続人が確定した時、管理人が選任された時又は破産手続開始の決定があった時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

（天災等による時効の停止）

第百六十一条　時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため時効を中断することができないときは、その障害が消滅した時から二週間を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

第二節　取得時効

（所有権の取得時効）

第百六十二条　二十年間、所有の意思をもって、平穏に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。

2　十年間、所有の意思をもって、平穏に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有の開始の時に、善意であり、かつ、過失がなかったときは、その所有権を取得する。

（所有権以外の財産権の取得時効）

第百六十三条　所有権以外の財産権を、自己のためにする意思をもって、平穏に、かつ、公然と行使する者は、前条の区別に従い二十年又は十年を経過した後、その権利を取得する。

（占有の中止等による取得時効の中断）

第百六十四条　第百六十二条の規定による時効は、占有者が任意にその占有を中止し、又は他人によってその占有を奪われたときは、中断する。

第百六十五条　前条の規定は、第百六十三条の場合について準用する。

第三節　消滅時効

（消滅時効の進行等）

第百六十六条　消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

2　前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

（債権等の消滅時効）

第百六十七条　債権は、十年間行使しないときは、消滅する。

2　債権又は所有権以外の財産権は、二十年間行使しないときは、消滅する。

（定期金債権の消滅時効）

第百六十八条　定期金の債権は、第一回の弁済期から二十年間行使しないときは、消滅する。最後の弁済期から十年間行使しないときも、同様とする。

2　定期金の債権者は、時効の中断の証拠を得るため、いつでも、その債務者に対して承認書の交付を求めることができる。

（定期給付債権の短期消滅時効）

第百六十九条　年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、五年間行使しないときは、消滅する。

（三年の短期消滅時効）

第百七十条　次に掲げる債権は、三年間行使しないときは、消滅する。ただし、第二号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

一　医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権

二　工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

第百七十一条　弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から三年を経過したときは、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れる。

（二年の短期消滅時効）

第百七十二条　弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から二年間行使しないときは、消滅する。

2　前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から五年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。

第百七十三条　次に掲げる債権は、二年間行使しないときは、消滅する。

一　生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権

二　自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をすることを業とする者の仕事に関する債権

三　学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

（一年の短期消滅時効）

第百七十四条　次に掲げる債権は、一年間行使しないときは、消滅する。

一　月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権

二　自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権

三　運送賃に係る債権

四　旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権

五　動産の損料に係る債権

（判決で確定した権利の消滅時効）

第百七十四条の二　確定判決によって確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、十年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。

2　前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

第二編　物権

第一章　総則

（物権の創設）

第百七十五条　物権は、この法律その他の法律に定めるもののほか、創設することができない。

（物権の設定及び移転）

第百七十六条　物権の設定及び移転は、当事者の意思表示のみによって、その効力を生ずる。

（不動産に関する物権の変動の対抗要件）

第百七十七条　不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

（動産に関する物権の譲渡の対抗要件）

第百七十八条　動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡しがなければ、第三者に対抗することができない。

（混同）

第百七十九条　同一物について所有権及び他の物権が同一人に帰属したときは、当該他の物権は、消滅する。ただし、その物又は当該他の物権が第三者の権利の目的であるときは、この限りでない。

2　所有権以外の物権及びこれを目的とする他の権利が同一人に帰属したときは、当該他の権利は、消滅する。この場合においては、前項ただ

し書の規定を準用する。

3　前二項の規定は、占有権については、適用しない。

第二章　占有権

第一節　占有権の取得

（占有権の取得）

第百八十条　占有権は、自己のためにする意思をもって物を所持することによって取得する。

（代理占有）

第百八十一条　占有権は、代理人によって取得することができる。

（現実の引渡し及び簡易の引渡し）

第百八十二条　占有権の譲渡は、占有物の引渡しによってする。

2　譲受人又はその代理人が現に占有物を所持する場合には、占有権の譲渡は、当事者の意思表示のみによってすることができる。

（占有改定）

第百八十三条　代理人が自己の占有物を以後本人のために占有する意思を表示したときは、本人は、これによって占有権を取得する。

（指図による占有移転）

第百八十四条　代理人によって占有をする場合において、本人がその代理人に対して以後第三者のためにその物を占有することを命じ、その第三者がこれを承諾したときは、その第三者は、占有権を取得する。

（占有の性質の変更）

第百八十五条　権原の性質上占有者に所有の意思がないものとされる場合には、その占有者が、自己に占有をさせた者に対して所有の意思があることを表示し、又は新たな権原により更に所有の意思をもって占有を始めるのでなければ、占有の性質は、変わらない。

（占有の態様等に関する推定）

第百八十六条　占有者は、所有の意思をもって、善意で、平穏に、かつ、公然と占有をするものと推定する。

2　前後の両時点において占有をした証拠があるときは、占有は、その間継続したものと推定する。

（占有の承継）

第百八十七条　占有者の承継人は、その選択に従い、自己の占有のみを主張し、又は自己の占有に前の占有者の占有を併せて主張することができる。

2　前の占有者の占有を併せて主張する場合には、その瑕疵をも承継する。

第二節　占有権の効力

（占有物について行使する権利の適法の推定）

第百八十八条　占有者が占有物について行使する権利は、適法に有するものと推定する。

（善意の占有者による果実の取得等）

第百八十九条　善意の占有者は、占有物から生ずる果実を取得する。

2　善意の占有者が本権の訴えにおいて敗訴したときは、その訴えの提起の時から悪意の占有者とみなす。

（悪意の占有者による果実の返還等）

第百九十条　悪意の占有者は、果実を返還し、かつ、既に消費し、過失によって損傷し、又は収取を怠った果実の代価を償還する義務を負う。

2　前項の規定は、暴行若しくは強迫又は隠匿によって占有をしている者について準用する。

（占有者による損害賠償）

第百九十一条　占有物が占有者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は損傷したときは、その回復者に対し、悪意の占有者はその損害の全部の賠償をする義務を負い、善意の占有者はその滅失又は損傷によって現に利益を受けている限度において賠償をする義務を負う。ただし、所有の意思のない占有者は、善意であるときであっても、全部の賠償をしなければならない。

（即時取得）

第百九十二条　取引行為によって、平穏に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する。

（盗品又は遺失物の回復）

第百九十三条　前条の場合において、占有物が盗品又は遺失物であるときは、被害者又は遺失者は、盗難又は遺失の時から二年間、占有者に対してその物の回復を請求することができる。

第百九十四条　占有者が、盗品又は遺失物を、競売若しくは公の市場において、又はその物と同種の物を販売する商人から、善意で買い受けたときは、被害者又は遺失者は、占有者が支払った代価を弁償しなければ、その物を回復することができない。

（動物の占有による権利の取得）

第百九十五条　家畜以外の動物で他人が飼育していたものを占有する者は、その占有の開始の時に善意であり、かつ、その動物が飼主の占有を離れた時から一箇月以内に飼主から回復の請求を受けなかったときは、その動物について行使する権利を取得する。

（占有者による費用の償還請求）

第百九十六条　占有者が占有物を返還する場合には、その物の保存のために支出した金額その他の必要費を回復者から償還させることができる。ただし、占有者が果実を取得したときは、通常の必要費は、占有者の負担に帰する。

2　占有者が占有物の改良のために支出した金額その他の有益費については、その価格の増加が現存する場合に限り、回復者の選択に従い、その支出した金額又は増価額を償還させることができる。ただし、悪意の占有者に対しては、裁判所は、回復者の請求により、その償還について相当の期限を許与することができる。

（占有の訴え）

第百九十七条　占有者は、次条から第二百二条までの規定に従い、占有の訴えを提起することができる。他人のために占有をする者も、同様とする。

（占有保持の訴え）

第百九十八条　占有者がその占有を妨害されたときは、占有保持の訴えにより、その妨害の停止及び損害の賠償を請求することができる。

（占有保全の訴え）

第百九十九条　占有者がその占有を妨害されるおそれがあるときは、占有保全の訴えにより、その妨害の予防又は損害賠償の担保を請求することができる。

（占有回収の訴え）

第二百条　占有者がその占有を奪われたときは、占有回収の訴えにより、その物の返還及び損害の賠償を請求することができる。

2　占有回収の訴えは、占有を侵奪した者の特定

承継人に対して提起することができない。ただし、その承継人が侵奪の事実を知っていたときは、この限りでない。

（占有の訴えの提起期間）

第二百一条　占有保持の訴えは、妨害の存する間又はその消滅した後一年以内に提起しなければならない。ただし、工事により占有物に損害を生じた場合において、その工事に着手した時から一年を経過し、又はその工事が完成したときは、これを提起することができない。

2　占有保全の訴えは、妨害の危険の存する間は、提起することができる。この場合において、工事により占有物に損害を生ずるおそれがあるときは、前項ただし書の規定を準用する。

3　占有回収の訴えは、占有を奪われた時から一年以内に提起しなければならない。

（本権の訴えとの関係）

第二百二条　占有の訴えは本権の訴えを妨げず、また、本権の訴えは占有の訴えを妨げない。

2　占有の訴えについては、本権に関する理由に基づいて裁判をすることができない。

第三節　占有権の消滅

（占有権の消滅事由）

第二百三条　占有権は、占有者が占有の意思を放棄し、又は占有物の所持を失うことによって消滅する。ただし、占有者が占有回収の訴えを提起したときは、この限りでない。

（代理占有権の消滅事由）

第二百四条　代理人によって占有をする場合には、占有権は、次に掲げる事由によって消滅する。

一　本人が代理人に占有をさせる意思を放棄したこと。

二　代理人が本人に対して以後自己又は第三者のために占有物を所持する意思を表示したこと。

三　代理人が占有物の所持を失ったこと。

2　占有権は、代理権の消滅のみによっては、消滅しない。

第四節　準占有

第二百五条　この章の規定は、自己のためにする意思をもって財産権の行使をする場合について準用する。

第三章　所有権

第一節　所有権の限界

第一款　所有権の内容及び範囲

（所有権の内容）

第二百六条　所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。

（土地所有権の範囲）

第二百七条　土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。

第二百八条　削除

第二款　相隣関係

（隣地の使用請求）

第二百九条　土地の所有者は、境界又はその付近において障壁又は建物を築造し又は修繕するため必要な範囲内で、隣地の使用を請求することができる。ただし、隣人の承諾がなければ、その住家に立ち入ることはできない。

2　前項の場合において、隣人が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。

（公道に至るための他の土地の通行権）

第二百十条　他の土地に囲まれて公道に通じない土地の所有者は、公道に至るため、その土地を囲んでいる他の土地を通行することができる。

2　池沼、河川、水路若しくは海を通らなければ公道に至ることができないとき、又は崖があって土地と公道とに著しい高低差があるときも、前項と同様とする。

第二百十一条　前条の場合には、通行の場所及び方法は、同条の規定による通行権を有する者のために必要であり、かつ、他の土地のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。

2　前条の規定による通行権を有する者は、必要があるときは、通路を開設することができる。

第二百十二条　第二百十条の規定による通行権を有する者は、その通行する他の土地の損害に対して償金を支払わなければならない。ただし、通路の開設のために生じた損害に対するものを除き、一年ごとにその償金を支払うことができる。

第二百十三条　分割によって公道に通じない土地が生じたときは、その土地の所有者は、公道に至るため、他の分割者の所有地のみを通行することができる。この場合においては、償金を支払うことを要しない。

2　前項の規定は、土地の所有者がその土地の一部を譲り渡した場合について準用する。

（自然水流に対する妨害の禁止）

第二百十四条　土地の所有者は、隣地から水が自然に流れて来るのを妨げてはならない。

（水流の障害の除去）

第二百十五条　水流が天災その他避けることのできない事変により低地において閉塞したときは、高地の所有者は、自己の費用で、水流の障害を除去するため必要な工事をすることができる。

（水流に関する工作物の修繕等）

第二百十六条　他の土地に貯水、排水又は引水のために設けられた工作物の破壊又は閉塞により、自己の土地に損害が及び、又は及ぶおそれがある場合には、その土地の所有者は、当該他の土地の所有者に、工作物の修繕若しくは障害の除去をさせ、又は必要があるときは予防工事をさせることができる。

（費用の負担についての慣習）

第二百十七条　前二条の場合において、費用の負担について別段の慣習があるときは、その慣習に従う。

（雨水を隣地に注ぐ工作物の設置の禁止）

第二百十八条　土地の所有者は、直接に雨水を隣地に注ぐ構造の屋根その他の工作物を設けてはならない。

（水流の変更）

第二百十九条　溝、堀その他の水流地の所有者は、対岸の土地が他人の所有に属するときは、その水路又は幅員を変更してはならない。

2　両岸の土地が水流地の所有者に属するときは、その所有者は、水路及び幅員を変更することができる。ただし、水流が隣地と交わる地点において、自然の水路に戻さなければならない。

3　前二項の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。

（排水のための低地の通水）

第二百二十条　高地の所有者は、その高地が浸水した場合にこれを乾かすため、又は自家用若しくは農工業用の余水を排出するため、公の水流又は下水道に至るまで、低地に水を通過させることができる。この場合においては、低地のために損害が最も少ない場所及び方法を選ばなければならない。

（通水用工作物の使用）

第二百二十一条　土地の所有者は、その所有地の水を通過させるため、高地又は低地の所有者が設けた工作物を使用することができる。

2　前項の場合には、他人の工作物を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、工作物の設置及び保存の費用を分担しなければならない。

（堰の設置及び使用）

第二百二十二条　水流地の所有者は、堰を設ける必要がある場合には、対岸の土地が他人の所有に属するときであっても、その堰を対岸に付着させて設けることができる。ただし、これによって生じた損害に対して償金を支払わなければならない。

2　対岸の土地の所有者は、水流地の一部がその所有に属するときは、前項の堰を使用することができる。

3　前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（境界標の設置）

第二百二十三条　土地の所有者は、隣地の所有者と共同の費用で、境界標を設けることができる。

（境界標の設置及び保存の費用）

第二百二十四条　境界標の設置及び保存の費用は、相隣者が等しい割合で負担する。ただし、測量の費用は、その土地の広狭に応じて分担する。

（囲障の設置）

第二百二十五条　二棟の建物がその所有者を異にし、かつ、その間に空地があるときは、各所有者は、他の所有者と共同の費用で、その境界に囲障を設けることができる。

2　当事者間に協議が調わないときは、前項の囲障は、板塀又は竹垣その他これらに類する材料のものであって、かつ、高さ二メートルのものでなければならない。

（囲障の設置及び保存の費用）

第二百二十六条　前条の囲障の設置及び保存の費用は、相隣者が等しい割合で負担する。

（相隣者の一人による囲障の設置）

第二百二十七条　相隣者の一人は、第二百二十五条第二項に規定する材料より良好なものを用い、又は同項に規定する高さを増して囲障を設けることができる。ただし、これによって生ずる費用の増加額を負担しなければならない。

（囲障の設置等に関する慣習）

第二百二十八条　前三条の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。

（境界標等の共有の推定）

第二百二十九条　境界線上に設けた境界標、囲障、障壁、溝及び堀は、相隣者の共有に属するものと推定する。

第二百三十条　一棟の建物の一部を構成する境界線上の障壁については、前条の規定は、適用しない。

2　高さの異なる二棟の隣接する建物を隔てる障壁の高さが、低い建物の高さを超えるときは、その障壁のうち低い建物を超える部分についても、前項と同様とする。ただし、防火障壁については、この限りでない。

（共有の障壁の高さを増す工事）

第二百三十一条　相隣者の一人は、共有の障壁の高さを増すことができる。ただし、その障壁がその工事に耐えないときは、自己の費用で、必要な工作を加え、又はその障壁を改築しなければならない。

2　前項の規定により障壁の高さを増したときは、その高さを増した部分は、その工事をした者の単独の所有に属する。

第二百三十二条　前条の場合において、隣人が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。

（竹木の枝の切除及び根の切取り）

第二百三十三条　隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

2　隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。

（境界線付近の建築の制限）

第二百三十四条　建物を築造するには、境界線から五十センチメートル以上の距離を保たなければならない。

2　前項の規定に違反して建築をしようとする者があるときは、隣地の所有者は、その建築を中止させ、又は変更させることができる。ただし、建築に着手した時から一年を経過し、又はその建物が完成した後は、損害賠償の請求のみをすることができる。

第二百三十五条　境界線から一メートル未満の距離において他人の宅地を見通すことのできる窓又は縁側（ベランダを含む。次項において同じ。）を設ける者は、目隠しを付けなければならない。

2　前項の距離は、窓又は縁側の最も隣地に近い点から垂直線によって境界線に至るまでを測定して算出する。

（境界線付近の建築に関する慣習）

第二百三十六条　前二条の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。

（境界線付近の掘削の制限）

第二百三十七条　井戸、用水だめ、下水だめ又は肥料だめを掘るには境界線から二メートル以上、池、穴蔵又はし尿だめを掘るには境界線から一メートル以上の距離を保たなければならない。

2　導水管を埋め、又は溝若しくは堀を掘るには、境界線からその深さの二分の一以上の距離を保たなければならない。ただし、一メートルを超えることを要しない。

（境界線付近の掘削に関する注意義務）

第二百三十八条　境界線の付近において前条の工事をするときは、土砂の崩壊又は水若しくは汚液の漏出を防ぐため必要な注意をしなければならない。

第二節　所有権の取得

（無主物の帰属）

第二百三十九条　所有者のない動産は、所有の意

思をもって占有することによって、その所有権を取得する。

2　所有者のない不動産は、国庫に帰属する。

（遺失物の拾得）

第二百四十条　遺失物は、遺失物法（明治三十二年法律第八十七号）の定めるところに従い公告をした後六箇月以内にその所有者が判明しないときは、これを拾得した者がその所有権を取得する。

（埋蔵物の発見）

第二百四十一条　埋蔵物は、遺失物法の定めるところに従い公告をした後六箇月以内にその所有者が判明しないときは、これを発見した者がその所有権を取得する。ただし、他人の所有する物の中から発見された埋蔵物については、これを発見した者及びその他人が等しい割合でその所有権を取得する。

（不動産の付合）

第二百四十二条　不動産の所有者は、その不動産に従として付合した物の所有権を取得する。ただし、権原によってその物を附属させた他人の権利を妨げない。

（動産の付合）

第二百四十三条　所有者を異にする数個の動産が、付合により、損傷しなければ分離することができなくなったときは、その合成物の所有権は、主たる動産の所有者に帰属する。分離するのに過分の費用を要するときも、同様とする。

第二百四十四条　付合した動産について主従の区別をすることができないときは、各動産の所有者は、その付合の時における価格の割合に応じてその合成物を共有する。

（混和）

第二百四十五条　前二条の規定は、所有者を異にする物が混和して識別することができなくなった場合について準用する。

（加工）

第二百四十六条　他人の動産に工作を加えた者（以下この条において「加工者」という。）があるときは、その加工物の所有権は、材料の所有者に帰属する。ただし、工作によって生じた価格が材料の価格を著しく超えるときは、加工者がその加工物の所有権を取得する。

2　前項に規定する場合において、加工者が材料の一部を供したときは、その価格に工作によって生じた価格を加えたものが他人の材料の価格を超えるときに限り、加工者がその加工物の所有権を取得する。

（付合、混和又は加工の効果）

第二百四十七条　第二百四十二条から前条までの規定により物の所有権が消滅したときは、その物について存する他の権利も、消滅する。

2　前項に規定する場合において、物の所有者が、合成物、混和物又は加工物（以下この項において「合成物等」という。）の単独所有者となったときは、その物について存する他の権利は以後その合成物等について存し、物の所有者が合成物等の共有者となったときは、その物について存する他の権利は以後その持分について存する。

（付合、混和又は加工に伴う償金の請求）

第二百四十八条　第二百四十二条から前条までの規定の適用によって損失を受けた者は、第七百三条及び第七百四条の規定に従い、その償金を請求することができる。

第三節　共有

（共有物の使用）

第二百四十九条　各共有者は、共有物の全部について、その持分に応じた使用をすることができる。

（共有持分の割合の推定）

第二百五十条　各共有者の持分は、相等しいものと推定する。

（共有物の変更）

第二百五十一条　各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることができない。

（共有物の管理）

第二百五十二条　共有物の管理に関する事項は、前条の場合を除き、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。ただし、保存行為は、各共有者がすることができる。

（共有物に関する負担）

第二百五十三条　各共有者は、その持分に応じ、管理の費用を支払い、その他共有物に関する負担を負う。

2　共有者が一年以内に前項の義務を履行しないときは、他の共有者は、相当の償金を支払ってその者の持分を取得することができる。

（共有物についての債権）

第二百五十四条　共有者の一人が共有物について他の共有者に対して有する債権は、その特定承継人に対しても行使することができる。

（持分の放棄及び共有者の死亡）

第二百五十五条　共有者の一人が、その持分を放棄したとき、又は死亡して相続人がないときは、その持分は、他の共有者に帰属する。

（共有物の分割請求）

第二百五十六条　各共有者は、いつでも共有物の分割を請求することができる。ただし、五年を超えない期間内は分割をしない旨の契約をすることを妨げない。

2　前項ただし書の契約は、更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から五年を超えることができない。

第二百五十七条　前条の規定は、第二百二十九条に規定する共有物については、適用しない。

（裁判による共有物の分割）

第二百五十八条　共有物の分割について共有者間に協議が調わないときは、その分割を裁判所に請求することができる。

2　前項の場合において、共有物の現物を分割することができないとき、又は分割によってその価格を著しく減少させるおそれがあるときは、裁判所は、その競売を命ずることができる。

（共有に関する債権の弁済）

第二百五十九条　共有者の一人が他の共有者に対して共有に関する債権を有するときは、分割に際し、債務者に帰属すべき共有物の部分をもって、その弁済に充てることができる。

2　債権者は、前項の弁済を受けるため債務者に帰属すべき共有物の部分を売却する必要があるときは、その売却を請求することができる。

（共有物の分割への参加）

第二百六十条　共有物について権利を有する者及び各共有者の債権者は、自己の費用で、分割に参加することができる。

2　前項の規定による参加の請求があったにもか

かわらず、その請求をした者を参加させないで分割をしたときは、その分割は、その請求をした者に対抗することができない。

（分割における共有者の担保責任）

第二百六十一条　各共有者は、他の共有者が分割によって取得した物について、売主と同じく、その持分に応じて担保の責任を負う。

（共有物に関する証書）

第二百六十二条　分割が完了したときは、各分割者は、その取得した物に関する証書を保存しなければならない。

2　共有者の全員又はそのうちの数人に分割した物に関する証書は、その物の最大の部分を取得した者が保存しなければならない。

3　前項の場合において、最大の部分を取得した者がないときは、分割者間の協議で証書の保存者を定める。協議が調わないときは、裁判所が、これを指定する。

4　証書の保存者は、他の分割者の請求に応じて、その証書を使用させなければならない。

（共有の性質を有する入会権）

第二百六十三条　共有の性質を有する入会権については、各地方の慣習に従うほか、この節の規定を適用する。

（準共有）

第二百六十四条　この節の規定は、数人で所有権以外の財産権を有する場合について準用する。ただし、法令に特別の定めがあるときは、この限りでない。

第四章　地上権

（地上権の内容）

第二百六十五条　地上権者は、他人の土地において工作物又は竹木を所有するため、その土地を使用する権利を有する。

（地代）

第二百六十六条　第二百七十四条から第二百七十六条までの規定は、地上権者が土地の所有者に定期の地代を支払わなければならない場合について準用する。

2　地代については、前項に規定するもののほか、その性質に反しない限り、賃貸借に関する規定を準用する。

（相隣関係の規定の準用）

第二百六十七条　前章第一節第二款（相隣関係）の規定は、地上権者間又は地上権者と土地の所有者との間について準用する。ただし、第二百二十九条の規定は、境界線上の工作物が地上権の設定後に設けられた場合に限り、地上権者について準用する。

（地上権の存続期間）

第二百六十八条　設定行為で地上権の存続期間を定めなかった場合において、別段の慣習がないときは、地上権者は、いつでもその権利を放棄することができる。ただし、地代を支払うべきときは、一年前に予告をし、又は期限の到来していない一年分の地代を支払わなければならない。

2　地上権者が前項の規定によりその権利を放棄しないときは、裁判所は、当事者の請求により、二十年以上五十年以下の範囲内において、工作物又は竹木の種類及び状況その他地上権の設定当時の事情を考慮して、その存続期間を定める。

（工作物等の収去等）

第二百六十九条　地上権者は、その権利が消滅した時に、土地を原状に復してその工作物及び竹木を収去することができる。ただし、土地の所有者が時価相当額を提供してこれを買い取る旨を通知したときは、地上権者は、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

2　前項の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。

（地下又は空間を目的とする地上権）

第二百六十九条の二　地下又は空間は、工作物を所有するため、上下の範囲を定めて地上権の目的とすることができる。この場合においては、設定行為で、地上権の行使のためにその土地の使用に制限を加えることができる。

2　前項の地上権は、第三者がその土地の使用又は収益をする権利を有する場合においても、その権利又はこれを目的とする権利を有するすべての者の承諾があるときは、設定することができる。この場合において、土地の使用又は収益をする権利を有する者は、その地上権の行使を妨げることができない。

第五章　永小作権

（永小作権の内容）

第二百七十条　永小作人は、小作料を支払って他人の土地において耕作又は牧畜をする権利を有する。

（永小作人による土地の変更の制限）

第二百七十一条　永小作人は、土地に対して、回復することのできない損害を生ずべき変更を加えることができない。

（永小作権の譲渡又は土地の賃貸）

第二百七十二条　永小作人は、その権利を他人に譲り渡し、又はその権利の存続期間内において耕作若しくは牧畜のため土地を賃貸することができる。ただし、設定行為で禁じたときは、この限りでない。

（賃貸借に関する規定の準用）

第二百七十三条　永小作人の義務については、この章の規定及び設定行為で定めるもののほか、その性質に反しない限り、賃貸借に関する規定を準用する。

（小作料の減免）

第二百七十四条　永小作人は、不可抗力により収益について損失を受けたときであっても、小作料の免除又は減額を請求することができない。

（永小作権の放棄）

第二百七十五条　永小作人は、不可抗力によって、引き続き三年以上全く収益を得ず、又は五年以上小作料より少ない収益を得たときは、その権利を放棄することができる。

（永小作権の消滅請求）

第二百七十六条　永小作人が引き続き二年以上小作料の支払を怠ったときは、土地の所有者は、永小作権の消滅を請求することができる。

（永小作権に関する慣習）

第二百七十七条　第二百七十一条から前条までの規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。

（永小作権の存続期間）

第二百七十八条　永小作権の存続期間は、二十年以上五十年以下とする。設定行為で五十年より長い期間を定めたときであっても、その期間

は、五十年とする。

2　永小作権の設定は、更新することができる。ただし、その存続期間は、更新の時から五十年を超えることができない。

3　設定行為で永小作権の存続期間を定めなかったときは、その期間は、別段の慣習がある場合を除き、三十年とする。

（工作物等の収去等）

第二百七十九条　第二百六十九条の規定は、永小作権について準用する。

第六章　地役権

（地役権の内容）

第二百八十条　地役権者は、設定行為で定めた目的に従い、他人の土地を自己の土地の便益に供する権利を有する。ただし、第三章第一節（所有権の限界）の規定（公の秩序に関するものに限る。）に違反しないものでなければならない。

（地役権の付従性）

第二百八十一条　地役権は、要役地（地役権者の土地であって、他人の土地から便益を受けるものをいう。以下同じ。）の所有権に従たるものとして、その所有権とともに移転し、又は要役地について存する他の権利の目的となるものとする。ただし、設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2　地役権は、要役地から分離して譲り渡し、又は他の権利の目的とすることができない。

（地役権の不可分性）

第二百八十二条　土地の共有者の一人は、その持分につき、その土地のために又はその土地について存する地役権を消滅させることができない。

2　土地の分割又はその一部の譲渡の場合には、地役権は、その各部のために又はその各部について存する。ただし、地役権がその性質により土地の一部のみに関するときは、この限りでない。

（地役権の時効取得）

第二百八十三条　地役権は、継続的に行使され、かつ、外形上認識することができるものに限り、時効によって取得することができる。

第二百八十四条　土地の共有者の一人が時効によって地役権を取得したときは、他の共有者も、これを取得する。

2　共有者に対する時効の中断は、地役権を行使する各共有者に対してしなければ、その効力を生じない。

3　地役権を行使する共有者が数人ある場合には、その一人について時効の停止の原因があっても、時効は、各共有者のために進行する。

（用水地役権）

第二百八十五条　用水地役権の承役地（地役権者以外の者の土地であって、要役地の便益に供されるものをいう。以下同じ。）において、水が要役地及び承役地の需要に比して不足するときは、その各土地の需要に応じて、まずこれを生活用に供し、その残余を他の用途に供するものとする。ただし、設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2　同一の承役地について数個の用水地役権を設定したときは、後の地役権者は、前の地役権者の水の使用を妨げてはならない。

（承役地の所有者の工作物の設置義務等）

第二百八十六条　設定行為又は設定後の契約により、承役地の所有者が自己の費用で地役権の行使のために工作物を設け、又はその修繕をする義務を負担したときは、承役地の所有者の特定承継人も、その義務を負担する。

第二百八十七条　承役地の所有者は、いつでも、地役権に必要な土地の部分の所有権を放棄して地役権者に移転し、これにより前条の義務を免れることができる。

（承役地の所有者の工作物の使用）

第二百八十八条　承役地の所有者は、地役権の行使を妨げない範囲内において、その行使のために承役地の上に設けられた工作物を使用することができる。

2　前項の場合には、承役地の所有者は、その利益を受ける割合に応じて、工作物の設置及び保存の費用を分担しなければならない。

（承役地の時効取得による地役権の消滅）

第二百八十九条　承役地の占有者が取得時効に必要な要件を具備する占有をしたときは、地役権は、これによって消滅する。

第二百九十条　前条の規定による地役権の消滅時効は、地役権者がその権利を行使することによって中断する。

（地役権の消滅時効）

第二百九十一条　第百六十七条第二項に規定する消滅時効の期間は、継続的でなく行使される地役権については最後の行使の時から起算し、継続的に行使される地役権についてはその行使を妨げる事実が生じた時から起算する。

第二百九十二条　要役地が数人の共有に属する場合において、その一人のために時効の中断又は停止があるときは、その中断又は停止は、他の共有者のためにも、その効力を生ずる。

第二百九十三条　地役権者がその権利の一部を行使しないときは、その部分のみが時効によって消滅する。

（共有の性質を有しない入会権）

第二百九十四条　共有の性質を有しない入会権については、各地方の慣習に従うほか、この章の規定を準用する。

第七章　留置権

（留置権の内容）

第二百九十五条　他人の物の占有者は、その物に関して生じた債権を有するときは、その債権の弁済を受けるまで、その物を留置することができる。ただし、その債権が弁済期にないときは、この限りでない。

2　前項の規定は、占有が不法行為によって始まった場合には、適用しない。

（留置権の不可分性）

第二百九十六条　留置権者は、債権の全部の弁済を受けるまでは、留置物の全部についてその権利を行使することができる。

（留置権者による果実の収取）

第二百九十七条　留置権者は、留置物から生ずる果実を収取し、他の債権者に先立って、これを自己の債権の弁済に充当することができる。

2　前項の果実は、まず債権の利息に充当し、なお残余があるときは元本に充当しなければならない。

（留置権者による留置物の保管等）

第二百九十八条　留置権者は、善良な管理者の注

意をもって、留置物を占有しなければならない。

2　留置権者は、債務者の承諾を得なければ、留置物を使用し、賃貸し、又は担保に供することができない。ただし、その物の保存に必要な使用をすることは、この限りでない。

3　留置権者が前二項の規定に違反したときは、債務者は、留置権の消滅を請求することができる。

（留置権者による費用の償還請求）

第二百九十九条　留置権者は、留置物について必要費を支出したときは、所有者にその償還をさせることができる。

2　留置権者は、留置物について有益費を支出したときは、これによる価格の増加が現存する場合に限り、所有者の選択に従い、その支出した金額又は増価額を償還させることができる。ただし、裁判所は、所有者の請求により、その償還について相当の期限を許与することができる。

（留置権の行使と債権の消滅時効）

第三百条　留置権の行使は、債権の消滅時効の進行を妨げない。

（担保の供与による留置権の消滅）

第三百一条　債務者は、相当の担保を供して、留置権の消滅を請求することができる。

（占有の喪失による留置権の消滅）

第三百二条　留置権は、留置権者が留置物の占有を失うことによって、消滅する。ただし、第二百九十八条第二項の規定により留置物を賃貸し、又は質権の目的としたときは、この限りでない。

第八章　先取特権

第一節　総則

（先取特権の内容）

第三百三条　先取特権者は、この法律その他の法律の規定に従い、その債務者の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

（物上代位）

第三百四条　先取特権は、その目的物の売却、賃貸、滅失又は損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。ただし、先取特権者は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならない。

2　債務者が先取特権の目的物につき設定した物権の対価についても、前項と同様とする。

（先取特権の不可分性）

第三百五条　第二百九十六条の規定は、先取特権について準用する。

第二節　先取特権の種類

第一款　一般の先取特権

（一般の先取特権）

第三百六条　次に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、債務者の総財産について先取特権を有する。

一　共益の費用

二　雇用関係

三　葬式の費用

四　日用品の供給

（共益費用の先取特権）

第三百七条　共益の費用の先取特権は、各債権者の共同の利益のためにされた債務者の財産の保存、清算又は配当に関する費用について存在する。

2　前項の費用のうちすべての債権者に有益でなかったものについては、先取特権は、その費用によって利益を受けた債権者に対してのみ存在する。

（雇用関係の先取特権）

第三百八条　雇用関係の先取特権は、給料その他債務者と使用人との間の雇用関係に基づいて生じた債権について存在する。

（葬式費用の先取特権）

第三百九条　葬式の費用の先取特権は、債務者のためにされた葬式の費用のうち相当な額について存在する。

2　前項の先取特権は、債務者がその扶養すべき親族のためにした葬式の費用のうち相当な額についても存在する。

（日用品供給の先取特権）

第三百十条　日用品の供給の先取特権は、債務者又はその扶養すべき同居の親族及びその家事使用人の生活に必要な最後の六箇月間の飲食料品、燃料及び電気の供給について存在する。

第二款　動産の先取特権

（動産の先取特権）

第三百十一条　次に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、債務者の特定の動産について先取特権を有する。

一　不動産の賃貸借

二　旅館の宿泊

三　旅客又は荷物の運輸

四　動産の保存

五　動産の売買

六　種苗又は肥料（蚕種又は蚕の飼養に供した桑葉を含む。以下同じ。）の供給

七　農業の労務

八　工業の労務

（不動産賃貸の先取特権）

第三百十二条　不動産の賃貸の先取特権は、その不動産の賃料その他の賃貸借関係から生じた賃借人の債務に関し、賃借人の動産について存在する。

（不動産賃貸の先取特権の目的物の範囲）

第三百十三条　土地の賃貸人の先取特権は、その土地又はその利用のための建物に備え付けられた動産、その土地の利用に供された動産及び賃借人が占有するその土地の果実について存在する。

2　建物の賃貸人の先取特権は、賃借人がその建物に備え付けた動産について存在する。

第三百十四条　賃借権の譲渡又は転貸の場合には、賃貸人の先取特権は、譲受人又は転借人の動産にも及ぶ。譲渡人又は転貸人が受けるべき金銭についても、同様とする。

（不動産賃貸の先取特権の被担保債権の範囲）

第三百十五条　賃借人の財産のすべてを清算する場合には、賃貸人の先取特権は、前期、当期及び次期の賃料その他の債務並びに前期及び当期に生じた損害の賠償債務についてのみ存在する。

第三百十六条　賃貸人は、敷金を受け取っている場合には、その敷金で弁済を受けない債権の部分についてのみ先取特権を有する。

（旅館宿泊の先取特権）

第三百十七条　旅館の宿泊の先取特権は、宿泊客が負担すべき宿泊料及び飲食料に関し、その旅

館に在るその宿泊客の手荷物について存在する。

（運輸の先取特権）

第三百十八条　運輸の先取特権は、旅客又は荷物の運送賃及び付随の費用に関し、運送人の占有する荷物について存在する。

（即時取得の規定の準用）

第三百十九条　第百九十二条から第百九十五条までの規定は、第三百十二条から前条までの規定による先取特権について準用する。

（動産保存の先取特権）

第三百二十条　動産の保存の先取特権は、動産の保存のために要した費用又は動産に関する権利の保存、承認若しくは実行のために要した費用に関し、その動産について存在する。

（動産売買の先取特権）

第三百二十一条　動産の売買の先取特権は、動産の代価及びその利息に関し、その動産について存在する。

（種苗又は肥料の供給の先取特権）

第三百二十二条　種苗又は肥料の供給の先取特権は、種苗又は肥料の代価及びその利息に関し、その種苗又は肥料を用いた後一年以内にこれを用いた土地から生じた果実（蚕種又は蚕の飼養に供した桑葉の使用によって生じた物を含む。）について存在する。

（農業労務の先取特権）

第三百二十三条　農業の労務の先取特権は、その労務に従事する者の最後の一年間の賃金に関し、その労務によって生じた果実について存在する。

（工業労務の先取特権）

第三百二十四条　工業の労務の先取特権は、その労務に従事する者の最後の三箇月間の賃金に関し、その労務によって生じた製作物について存在する。

第三款　不動産の先取特権

（不動産の先取特権）

第三百二十五条　次に掲げる原因によって生じた債権を有する者は、債務者の特定の不動産について先取特権を有する。

一　不動産の保存

二　不動産の工事

三　不動産の売買

（不動産保存の先取特権）

第三百二十六条　不動産の保存の先取特権は、不動産の保存のために要した費用又は不動産に関する権利の保存、承認若しくは実行のために要した費用に関し、その不動産について存在する。

（不動産工事の先取特権）

第三百二十七条　不動産の工事の先取特権は、工事の設計、施工又は監理をする者が債務者の不動産に関してした工事の費用に関し、その不動産について存在する。

2　前項の先取特権は、工事によって生じた不動産の価格の増加が現存する場合に限り、その増価額についてのみ存在する。

（不動産売買の先取特権）

第三百二十八条　不動産の売買の先取特権は、不動産の代価及びその利息に関し、その不動産について存在する。

第三節　先取特権の順位

（一般の先取特権の順位）

第三百二十九条　一般の先取特権が互いに競合する場合には、その優先権の順位は、第三百六条各号に掲げる順序に従う。

2　一般の先取特権と特別の先取特権とが競合する場合には、特別の先取特権は、一般の先取特権に優先する。ただし、共益の費用の先取特権は、その利益を受けたすべての債権者に対して優先する効力を有する。

（動産の先取特権の順位）

第三百三十条　同一の動産について特別の先取特権が互いに競合する場合には、その優先権の順位は、次に掲げる順序に従う。この場合において、第二号に掲げる動産の保存の先取特権について数人の保存者があるときは、後の保存者が前の保存者に優先する。

一　不動産の賃貸、旅館の宿泊及び運輸の先取特権

二　動産の保存の先取特権

三　動産の売買、種苗又は肥料の供給、農業の労務及び工業の労務の先取特権

2　前項の場合において、第一順位の先取特権者は、その債権取得の時において第二順位又は第三順位の先取特権者があることを知っていたときは、これらの者に対して優先権を行使することができない。第一順位の先取特権者のために物を保存した者に対しても、同様とする。

3　果実に関しては、第一の順位は農業の労務に従事する者に、第二の順位は種苗又は肥料の供給者に、第三の順位は土地の賃貸人に属する。

（不動産の先取特権の順位）

第三百三十一条　同一の不動産について特別の先取特権が互いに競合する場合には、その優先権の順位は、第三百二十五条各号に掲げる順序に従う。

2　同一の不動産について売買が順次された場合には、売主相互間における不動産売買の先取特権の優先権の順位は、売買の前後による。

（同一順位の先取特権）

第三百三十二条　同一の目的物について同一順位の先取特権者が数人あるときは、各先取特権者は、その債権額の割合に応じて弁済を受ける。

第四節　先取特権の効力

（先取特権と第三取得者）

第三百三十三条　先取特権は、債務者がその目的である動産をその第三取得者に引き渡した後は、その動産について行使することができない。

（先取特権と動産質権との競合）

第三百三十四条　先取特権と動産質権とが競合する場合には、動産質権者は、第三百三十条の規定による第一順位の先取特権者と同一の権利を有する。

（一般の先取特権の効力）

第三百三十五条　一般の先取特権者は、まず不動産以外の財産から弁済を受け、なお不足があるのでなければ、不動産から弁済を受けることができない。

2　一般の先取特権者は、不動産については、まず特別担保の目的とされていないものから弁済を受けなければならない。

3　一般の先取特権者は、前二項の規定に従って

配当に加入することを怠ったときは、その配当加入をしたならば弁済を受けることができた額については、登記をした第三者に対してその先取特権を行使することができない。

4　前三項の規定は、不動産以外の財産の代価に先立って不動産の代価を配当し、又は他の不動産の代価に先立って特別担保の目的である不動産の代価を配当する場合には、適用しない。

（一般の先取特権の対抗力）

第三百三十六条　一般の先取特権は、不動産について登記をしなくても、特別担保を有しない債権者に対抗することができる。ただし、登記をした第三者に対しては、この限りでない。

（不動産保存の先取特権の登記）

第三百三十七条　不動産の保存の先取特権の効力を保存するためには、保存行為が完了した後直ちに登記をしなければならない。

（不動産工事の先取特権の登記）

第三百三十八条　不動産の工事の先取特権の効力を保存するためには、工事を始める前にその費用の予算額を登記しなければならない。この場合において、工事の費用が予算額を超えるときは、先取特権は、その超過額については存在しない。

2　工事によって生じた不動産の増価額は、配当加入の時に、裁判所が選任した鑑定人に評価させなければならない。

（登記をした不動産保存又は不動産工事の先取特権）

第三百三十九条　前二条の規定に従って登記をした先取特権は、抵当権に先立って行使することができる。

（不動産売買の先取特権の登記）

第三百四十条　不動産の売買の先取特権の効力を保存するためには、売買契約と同時に、不動産の代価又はその利息の弁済がされていない旨を登記しなければならない。

（抵当権に関する規定の準用）

第三百四十一条　先取特権の効力については、この節に定めるもののほか、その性質に反しない限り、抵当権に関する規定を準用する。

第九章　質権

第一節　総則

（質権の内容）

第三百四十二条　質権者は、その債権の担保として債務者又は第三者から受け取った物を占有し、かつ、その物について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

（質権の目的）

第三百四十三条　質権は、譲り渡すことができない物をその目的とすることができない。

（質権の設定）

第三百四十四条　質権の設定は、債権者にその目的物を引き渡すことによって、その効力を生ずる。

（質権設定者による代理占有の禁止）

第三百四十五条　質権者は、質権設定者に、自己に代わって質物の占有をさせることができない。

（質権の被担保債権の範囲）

第三百四十六条　質権は、元本、利息、違約金、質権の実行の費用、質物の保存の費用及び債務の不履行又は質物の隠れた瑕疵によって生じた損害の賠償を担保する。ただし、設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（質物の留置）

第三百四十七条　質権者は、前条に規定する債権の弁済を受けるまでは、質物を留置することができる。ただし、この権利は、自己に対して優先権を有する債権者に対抗することができない。

（転質）

第三百四十八条　質権者は、その権利の存続期間内において、自己の責任で、質物について、転質をすることができる。この場合において、転質をしたことによって生じた損失については、不可抗力によるものであっても、その責任を負う。

（契約による質物の処分の禁止）

第三百四十九条　質権設定者は、設定行為又は債務の弁済期前の契約において、質権者に弁済として質物の所有権を取得させ、その他法律に定める方法によらないで質物を処分させることを約することができない。

（留置権及び先取特権の規定の準用）

第三百五十条　第二百九十六条から第三百条まで及び第三百四条の規定は、質権について準用する。

（物上保証人の求償権）

第三百五十一条　他人の債務を担保するため質権を設定した者は、その債務を弁済し、又は質権の実行によって質物の所有権を失ったときは、保証債務に関する規定に従い、債務者に対して求償権を有する。

第二節　動産質

（動産質の対抗要件）

第三百五十二条　動産質権者は、継続して質物を占有しなければ、その質権をもって第三者に対抗することができない。

（質物の占有の回復）

第三百五十三条　動産質権者は、質物の占有を奪われたときは、占有回収の訴えによってのみ、その質物を回復することができる。

（動産質権の実行）

第三百五十四条　動産質権者は、その債権の弁済を受けないときは、正当な理由がある場合に限り、鑑定人の評価に従い質物をもって直ちに弁済に充てることを裁判所に請求することができる。この場合において、動産質権者は、あらかじめ、その請求をする旨を債務者に通知しなければならない。

（動産質権の順位）

第三百五十五条　同一の動産について数個の質権が設定されたときは、その質権の順位は、設定の前後による。

第三節　不動産質

（不動産質権者による使用及び収益）

第三百五十六条　不動産質権者は、質権の目的である不動産の用法に従い、その使用及び収益をすることができる。

（不動産質権者による管理の費用等の負担）

第三百五十七条　不動産質権者は、管理の費用を支払い、その他不動産に関する負担を負う。

（不動産質権者による利息の請求の禁止）

第三百五十八条　不動産質権者は、その債権の利息を請求することができない。

（設定行為に別段の定めがある場合等）

第三百五十九条　前三条の規定は、設定行為に別段の定めがあるとき、又は担保不動産収益執行（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第百八十条第二号に規定する担保不動産収益執行をいう。以下同じ。）の開始があったときは、適用しない。

（不動産質権の存続期間）

第三百六十条　不動産質権の存続期間は、十年を超えることができない。設定行為でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、十年とする。

2　不動産質権の設定は、更新することができる。ただし、その存続期間は、更新の時から十年を超えることができない。

（抵当権の規定の準用）

第三百六十一条　不動産質権については、この節に定めるもののほか、その性質に反しない限り、次章（抵当権）の規定を準用する。

第四節　権利質

（権利質の目的等）

第三百六十二条　質権は、財産権をその目的とすることができる。

2　前項の質権については、この節に定めるもののほか、その性質に反しない限り、前三節（総則、動産質及び不動産質）の規定を準用する。

（債権質の設定）

第三百六十三条　債権であってこれを譲り渡すにはその証書を交付することを要するものを質権の目的とするときは、質権の設定は、その証書を交付することによって、その効力を生ずる。

（指名債権を目的とする質権の対抗要件）

第三百六十四条　指名債権を質権の目的としたときは、第四百六十七条の規定に従い、第三債務者に質権の設定を通知し、又は第三債務者がこれを承諾しなければ、これをもって第三債務者その他の第三者に対抗することができない。

2　前項の規定は、株式については、適用しない。

（記名社債を目的とする質権の対抗要件）

第三百六十五条　記名社債を質権の目的としたときは、社債の譲渡に関する規定に従い会社の帳簿に質権の設定を記入しなければ、これをもって会社その他の第三者に対抗することができない。

（指図債権を目的とする質権の対抗要件）

第三百六十六条　指図債権を質権の目的としたときは、その証書に質権の設定の裏書をしなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（質権者による債権の取立て等）

第三百六十七条　質権者は、質権の目的である債権を直接に取り立てることができる。

2　債権の目的物が金銭であるときは、質権者は、自己の債権額に対応する部分に限り、これを取り立てることができる。

3　前項の債権の弁済期が質権者の債権の弁済期前に到来したときは、質権者は、第三債務者にその弁済をすべき金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

4　債権の目的物が金銭でないときは、質権者は、弁済として受けた物について質権を有する。

第三百六十八条　削除

第十章　抵当権

第一節　総則

（抵当権の内容）

第三百六十九条　抵当権者は、債務者又は第三者が占有を移転しないで債務の担保に供した不動産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2　地上権及び永小作権も、抵当権の目的とすることができる。この場合においては、この章の規定を準用する。

（抵当権の効力の及ぶ範囲）

第三百七十条　抵当権は、抵当地の上に存する建物を除き、その目的である不動産（以下「抵当不動産」という。）に付加して一体となっている物に及ぶ。ただし、設定行為に別段の定めがある場合及び第四百二十四条の規定により債権者が債務者の行為を取り消すことができる場合は、この限りでない。

第三百七十一条　抵当権は、その担保する債権について不履行があったときは、その後に生じた抵当不動産の果実に及ぶ。

（留置権等の規定の準用）

第三百七十二条　第二百九十六条、第三百四条及び第三百五十一条の規定は、抵当権について準用する。

第二節　抵当権の効力

（抵当権の順位）

第三百七十三条　同一の不動産について数個の抵当権が設定されたときは、その抵当権の順位は、登記の前後による。

（抵当権の順位の変更）

第三百七十四条　抵当権の順位は、各抵当権者の合意によって変更することができる。ただし、利害関係を有する者があるときは、その承諾を得なければならない。

2　前項の規定による順位の変更は、その登記をしなければ、その効力を生じない。

（抵当権の被担保債権の範囲）

第三百七十五条　抵当権者は、利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となった最後の二年分についてのみ、その抵当権を行使することができる。ただし、それ以前の定期金についても、満期後に特別の登記をしたときは、その登記の時からその抵当権を行使することを妨げない。

2　前項の規定は、抵当権者が債務の不履行によって生じた損害の賠償を請求する権利を有する場合におけるその最後の二年分についても適用する。ただし、利息その他の定期金と通算して二年分を超えることができない。

（抵当権の処分）

第三百七十六条　抵当権者は、その抵当権を他の債権の担保とし、又は同一の債務者に対する他の債権者の利益のためにその抵当権若しくはその順位を譲渡し、若しくは放棄することができる。

2　前項の場合において、抵当権者が数人のためにその抵当権の処分をしたときは、その処分の利益を受ける者の権利の順位は、抵当権の登記にした付記の前後による。

（抵当権の処分の対抗要件）

第三百七十七条　前条の場合には、第四百六十七

条の規定に従い、主たる債務者に抵当権の処分を通知し、又は主たる債務者がこれを承諾しなければ、これをもって主たる債務者、保証人、抵当権設定者及びこれらの者の承継人に対抗することができない。

2　主たる債務者が前項の規定により通知を受け、又は承諾をしたときは、抵当権の処分の利益を受ける者の承諾を得ないでした弁済は、その受益者に対抗することができない。

（代価弁済）

第三百七十八条　抵当不動産について所有権又は地上権を買い受けた第三者が、抵当権者の請求に応じてその代価を弁済したときは、抵当権は、その第三者のために消滅する。

（抵当権消滅請求）

第三百七十九条　抵当不動産の第三取得者は、第三百八十三条の定めるところにより、抵当権消滅請求をすることができる。

第三百八十条　主たる債務者、保証人及びこれらの者の承継人は、抵当権消滅請求をすることができない。

第三百八十一条　抵当不動産の停止条件付第三取得者は、その停止条件の成否が未定である間は、抵当権消滅請求をすることができない。

（抵当権消滅請求の時期）

第三百八十二条　抵当不動産の第三取得者は、抵当権の実行としての競売による差押えの効力が発生する前に、抵当権消滅請求をしなければならない。

（抵当権消滅請求の手続）

第三百八十三条　抵当不動産の第三取得者は、抵当権消滅請求をするときは、登記をした各債権者に対し、次に掲げる書面を送付しなければならない。

一　取得の原因及び年月日、譲渡人及び取得者の氏名及び住所並びに抵当不動産の性質、所在及び代価その他取得者の負担を記載した書面

二　抵当不動産に関する登記事項証明書（現に効力を有する登記事項のすべてを証明したものに限る。）

三　債権者が二箇月以内に抵当権を実行して競売の申立てをしないときは、抵当不動産の第三取得者が第一号に規定する代価又は特に指定した金額を債権の順位に従って弁済し又は供託すべき旨を記載した書面

（債権者のみなし承諾）

第三百八十四条　次に掲げる場合には、前条各号に掲げる書面の送付を受けた債権者は、抵当不動産の第三取得者が同条第三号に掲げる書面に記載したところにより提供した同号の代価又は金額を承諾したものとみなす。

一　その債権者が前条各号に掲げる書面の送付を受けた後二箇月以内に抵当権を実行して競売の申立てをしないとき。

二　その債権者が前号の申立てを取り下げたとき。

三　第一号の申立てを却下する旨の決定が確定したとき。

四　第一号の申立てに基づく競売の手続を取り消す旨の決定（民事執行法第百八十八条において準用する同法第六十三条第三項若しくは第六十八条の三第三項の規定又は同法第百八十三条第一項第五号の謄本が提出された場合における同条第二項の規定による決定を除く。）が確定したとき。

（競売の申立ての通知）

第三百八十五条　第三百八十三条各号に掲げる書面の送付を受けた債権者は、前条第一号の申立てをするときは、同号の期間内に、債務者及び抵当不動産の譲渡人にその旨を通知しなければならない。

（抵当権消滅請求の効果）

第三百八十六条　登記をしたすべての債権者が抵当不動産の第三取得者の提供した代価又は金額を承諾し、かつ、抵当不動産の第三取得者がその承諾を得た代価又は金額を払い渡し又は供託したときは、抵当権は、消滅する。

（抵当権者の同意の登記がある場合の賃貸借の対抗力）

第三百八十七条　登記をした賃貸借は、その登記前に登記をした抵当権を有するすべての者が同意をし、かつ、その同意の登記があるときは、その同意をした抵当権者に対抗することができる。

2　抵当権者が前項の同意をするには、その抵当権を目的とする権利を有する者その他抵当権者の同意によって不利益を受けるべき者の承諾を得なければならない。

（法定地上権）

第三百八十八条　土地及びその上に存する建物が同一の所有者に属する場合において、その土地又は建物につき抵当権が設定され、その実行により所有者を異にするに至ったときは、その建物について、地上権が設定されたものとみなす。この場合において、地代は、当事者の請求により、裁判所が定める。

（抵当地の上の建物の競売）

第三百八十九条　抵当権の設定後に抵当地に建物が築造されたときは、抵当権者は、土地とともにその建物を競売することができる。ただし、その優先権は、土地の代価についてのみ行使することができる。

2　前項の規定は、その建物の所有者が抵当地を占有するについて抵当権者に対抗することができる権利を有する場合には、適用しない。

（抵当不動産の第三取得者による買受け）

第三百九十条　抵当不動産の第三取得者は、その競売において買受人となることができる。

（抵当不動産の第三取得者による費用の償還請求）

第三百九十一条　抵当不動産の第三取得者は、抵当不動産について必要費又は有益費を支出したときは、第百九十六条の区別に従い、抵当不動産の代価から、他の債権者より先にその償還を受けることができる。

（共同抵当における代価の配当）

第三百九十二条　債権者が同一の債権の担保として数個の不動産につき抵当権を有する場合において、同時にその代価を配当すべきときは、その各不動産の価額に応じて、その債権の負担を按分する。

2　債権者が同一の債権の担保として数個の不動産につき抵当権を有する場合において、ある不動産の代価のみを配当すべきときは、抵当権者は、その代価から債権の全部の弁済を受けることができる。この場合において、次順位の抵当

権者は、その弁済を受ける抵当権者が前項の規定に従い他の不動産の代価から弁済を受けるべき金額を限度として、その抵当権者に代位して抵当権を行使することができる。

（共同抵当における代位の付記登記）

第三百九十三条　前条第二項後段の規定により代位によって抵当権を行使する者は、その抵当権の登記にその代位を付記することができる。

（抵当不動産以外の財産からの弁済）

第三百九十四条　抵当権者は、抵当不動産の代価から弁済を受けない債権の部分についてのみ、他の財産から弁済を受けることができる。

2　前項の規定は、抵当不動産の代価に先立って他の財産の代価を配当すべき場合には、適用しない。この場合において、他の各債権者は、抵当権者に同項の規定による弁済を受けさせるため、抵当権者に配当すべき金額の供託を請求することができる。

（抵当建物使用者の引渡しの猶予）

第三百九十五条　抵当権者に対抗することができない賃貸借により抵当権の目的である建物の使用又は収益をする者であって次に掲げるもの（次項において「抵当建物使用者」という。）は、その建物の競売における買受人の買受けの時から六箇月を経過するまでは、その建物を買受人に引き渡すことを要しない。

一　競売手続の開始前から使用又は収益をする者

二　強制管理又は担保不動産収益執行の管理人が競売手続の開始後にした賃貸借により使用又は収益をする者

2　前項の規定は、買受人の買受けの時より後に同項の建物の使用をしたことの対価について、買受人が抵当建物使用者に対し相当の期間を定めてその一箇月分以上の支払の催告をし、その相当の期間内に履行がない場合には、適用しない。

第三節　抵当権の消滅

（抵当権の消滅時効）

第三百九十六条　抵当権は、債務者及び抵当権設定者に対しては、その担保する債権と同時でなければ、時効によって消滅しない。

（抵当不動産の時効取得による抵当権の消滅）

第三百九十七条　債務者又は抵当権設定者でない者が抵当不動産について取得時効に必要な要件を具備する占有をしたときは、抵当権は、これによって消滅する。

（抵当権の目的である地上権等の放棄）

第三百九十八条　地上権又は永小作権を抵当権の目的とした地上権者又は永小作人は、その権利を放棄しても、これをもって抵当権者に対抗することができない。

第四節　根抵当

（根抵当権）

第三百九十八条の二　抵当権は、設定行為で定めるところにより、一定の範囲に属する不特定の債権を極度額の限度において担保するためにも設定することができる。

2　前項の規定による抵当権（以下「根抵当権」という。）の担保すべき不特定の債権の範囲は、債務者との特定の継続的取引契約によって生ずるものその他債務者との一定の種類の取引によって生ずるものに限定して、定めなければならない。

3　特定の原因に基づいて債務者との間に継続して生ずる債権又は手形上若しくは小切手上の請求権は、前項の規定にかかわらず、根抵当権の担保すべき債権とすることができる。

（根抵当権の被担保債権の範囲）

第三百九十八条の三　根抵当権者は、確定した元本並びに利息その他の定期金及び債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、極度額を限度として、その根抵当権を行使することができる。

2　債務者との取引によらないで取得する手形上又は小切手上の請求権を根抵当権の担保すべき債権とした場合において、次に掲げる事由があったときは、その前に取得したものについてのみ、その根抵当権を行使することができる。ただし、その後に取得したものであっても、その事由を知らないで取得したものについては、これを行使することを妨げない。

一　債務者の支払の停止

二　債務者についての破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始の申立て

三　抵当不動産に対する競売の申立て又は滞納処分による差押え

（根抵当権の被担保債権の範囲及び債務者の変更）

第三百九十八条の四　元本の確定前においては、根抵当権の担保すべき債権の範囲の変更をすることができる。債務者の変更についても、同様とする。

2　前項の変更をするには、後順位の抵当権者その他の第三者の承諾を得ることを要しない。

3　第一項の変更について元本の確定前に登記をしなかったときは、その変更をしなかったものとみなす。

（根抵当権の極度額の変更）

第三百九十八条の五　根抵当権の極度額の変更は、利害関係を有する者の承諾を得なければ、することができない。

（根抵当権の元本確定期日の定め）

第三百九十八条の六　根抵当権の担保すべき元本については、その確定すべき期日を定め又は変更することができる。

2　第三百九十八条の四第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3　第一項の期日は、これを定め又は変更した日から五年以内でなければならない。

4　第一項の期日の変更についてその変更前の期日より前に登記をしなかったときは、担保すべき元本は、その変更前の期日に確定する。

（根抵当権の被担保債権の譲渡等）

第三百九十八条の七　元本の確定前に根抵当権者から債権を取得した者は、その債権について根抵当権を行使することができない。元本の確定前に債務者のために又は債務者に代わって弁済をした者も、同様とする。

2　元本の確定前に債務の引受けがあったときは、根抵当権者は、引受人の債務について、その根抵当権を行使することができない。

3　元本の確定前に債権者又は債務者の交替による更改があったときは、その当事者は、第五百十八条の規定にかかわらず、根抵当権を更改後の債務に移すことができない。

（根抵当権者又は債務者の相続）

第三百九十八条の八　元本の確定前に根抵当権者について相続が開始したときは、根抵当権は、相続開始の時に存する債権のほか、相続人と根抵当権設定者との合意により定めた相続人が相続の開始後に取得する債権を担保する。

2　元本の確定前にその債務者について相続が開始したときは、根抵当権は、相続開始の時に存する債務のほか、根抵当権者と根抵当権設定者との合意により定めた相続人が相続の開始後に負担する債務を担保する。

3　第三百九十八条の四第二項の規定は、前二項の合意をする場合について準用する。

4　第一項及び第二項の合意について相続の開始後六箇月以内に登記をしないときは、担保すべき元本は、相続開始の時に確定したものとみなす。

（根抵当権者又は債務者の合併）

第三百九十八条の九　元本の確定前に根抵当権者について合併があったときは、根抵当権は、合併の時に存する債権のほか、合併後存続する法人又は合併によって設立された法人が合併後に取得する債権を担保する。

2　元本の確定前にその債務者について合併があったときは、根抵当権は、合併の時に存する債務のほか、合併後存続する法人又は合併によって設立された法人が合併後に負担する債務を担保する。

3　前二項の場合には、根抵当権設定者は、担保すべき元本の確定を請求することができる。ただし、前項の場合において、その債務者が根抵当権設定者であるときは、この限りでない。

4　前項の規定による請求があったときは、担保すべき元本は、合併の時に確定したものとみなす。

5　第三項の規定による請求は、根抵当権設定者が合併のあったことを知った日から二週間を経過したときは、することができない。合併の日から一箇月を経過したときも、同様とする。

（根抵当権者又は債務者の会社分割）

第三百九十八条の十　元本の確定前に根抵当権者を分割をする会社とする分割があったときは、根抵当権は、分割の時に存する債権のほか、分割をした会社及び分割によって設立された会社又は営業を承継した会社が分割後に取得する債権を担保する。

2　元本の確定前にその債務者を分割をする会社とする分割があったときは、根抵当権は、分割の時に存する債務のほか、分割をした会社及び分割によって設立された会社又は営業を承継した会社が分割後に負担する債務を担保する。

3　前条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合について準用する。

（根抵当権の処分）

第三百九十八条の十一　元本の確定前においては、根抵当権者は、第三百七十六条第一項の規定による根抵当権の処分をすることができない。ただし、その根抵当権を他の債権の担保とすることを妨げない。

2　第三百七十七条第二項の規定は、前項ただし書の場合において元本の確定前にした弁済については、適用しない。

（根抵当権の譲渡）

第三百九十八条の十二　元本の確定前においては、根抵当権者は、根抵当権設定者の承諾を得て、その根抵当権を譲り渡すことができる。

2　根抵当権者は、その根抵当権を二個の根抵当権に分割して、その一方を前項の規定により譲り渡すことができる。この場合において、その根抵当権を目的とする権利は、譲り渡した根抵当権について消滅する。

3　前項の規定による譲渡をするには、その根抵当権を目的とする権利を有する者の承諾を得なければならない。

（根抵当権の一部譲渡）

第三百九十八条の十三　元本の確定前においては、根抵当権者は、根抵当権設定者の承諾を得て、その根抵当権の一部譲渡（譲渡人が譲受人と根抵当権を共有するため、これを分割しないで譲り渡すことをいう。以下この節において同じ。）をすることができる。

（根抵当権の共有）

第三百九十八条の十四　根抵当権の共有者は、それぞれその債権額の割合に応じて弁済を受ける。ただし、元本の確定前に、これと異なる割合を定め、又はある者が他の者に先立って弁済を受けるべきことを定めたときは、その定めに従う。

2　根抵当権の共有者は、他の共有者の同意を得て、第三百九十八条の十二第一項の規定によりその権利を譲り渡すことができる。

（抵当権の順位の譲渡又は放棄と根抵当権の譲渡又は一部譲渡）

第三百九十八条の十五　抵当権の順位の譲渡又は放棄を受けた根抵当権者が、その根抵当権の譲渡又は一部譲渡をしたときは、譲受人は、その順位の譲渡又は放棄の利益を受ける。

（共同根抵当）

第三百九十八条の十六　第三百九十二条及び第三百九十三条の規定は、根抵当権については、その設定と同時に同一の債権の担保として数個の不動産につき根抵当権が設定された旨の登記をした場合に限り、適用する。

（共同根抵当の変更等）

第三百九十八条の十七　前条の登記がされている根抵当権の担保すべき債権の範囲、債務者若しくは極度額の変更又はその譲渡若しくは一部譲渡は、その根抵当権が設定されているすべての不動産について登記をしなければ、その効力を生じない。

2　前条の登記がされている根抵当権の担保すべき元本は、一個の不動産についてのみ確定すべき事由が生じた場合においても、確定する。

（累積根抵当）

第三百九十八条の十八　数個の不動産につき根抵当権を有する者は、第三百九十八条の十六の場合を除き、各不動産の代価について、各極度額に至るまで優先権を行使することができる。

（根抵当権の元本の確定請求）

第三百九十八条の十九　根抵当権設定者は、根抵当権の設定の時から三年を経過したときは、担保すべき元本の確定を請求することができる。この場合において、担保すべき元本は、その請求の時から二週間を経過することによって確定する。

2　根抵当権者は、いつでも、担保すべき元本の確定を請求することができる。この場合において、担保すべき元本は、その請求の時に確定する。

3　前二項の規定は、担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、適用しない。

（根抵当権の元本の確定事由）

第三百九十八条の二十　次に掲げる場合には、根抵当権の担保すべき元本は、確定する。

一　根抵当権者が抵当不動産について競売若しくは担保不動産収益執行又は第三百七十二条において準用する第三百四条の規定による差押えを申し立てたとき。ただし、競売手続若しくは担保不動産収益執行手続の開始又は差押えがあったときに限る。

二　根抵当権者が抵当不動産に対して滞納処分による差押えをしたとき。

三　根抵当権者が抵当不動産に対する競売手続の開始又は滞納処分による差押えがあったことを知った時から二週間を経過したとき。

四　債務者又は根抵当権設定者が破産手続開始の決定を受けたとき。

2　前項第三号の競売手続の開始若しくは差押え又は同項第四号の破産手続開始の決定の効力が消滅したときは、担保すべき元本は、確定しなかったものとみなす。ただし、元本が確定したものとしてその根抵当権又はこれを目的とする権利を取得した者があるときは、この限りでない。

（根抵当権の極度額の減額請求）

第三百九十八条の二十一　元本の確定後においては、根抵当権設定者は、その根抵当権の極度額を、現に存する債務の額と以後二年間に生ずべき利息その他の定期金及び債務の不履行による損害賠償の額とを加えた額に減額することを請求することができる。

2　第三百九十八条の十六の登記がされている根抵当権の極度額の減額については、前項の規定による請求は、そのうちの一個の不動産についてすれば足りる。

（根抵当権の消滅請求）

第三百九十八条の二十二　元本の確定後において現に存する債務の額が根抵当権の極度額を超えるときは、他人の債務を担保するためその根抵当権を設定した者又は抵当不動産について所有権、地上権、永小作権若しくは第三者に対抗することができる賃借権を取得した第三者は、その極度額に相当する金額を払い渡し又は供託して、その根抵当権の消滅請求をすることができる。この場合において、その払渡し又は供託は、弁済の効力を有する。

2　第三百九十八条の十六の登記がされている根抵当権は、一個の不動産について前項の消滅請求があったときは、消滅する。

3　第三百八十条及び第三百八十一条の規定は、第一項の消滅請求について準用する。

第三編　債権

第一章　総則

第一節　債権の目的

（債権の目的）

第三百九十九条　債権は、金銭に見積もることができないものであっても、その目的とすることができる。

（特定物の引渡しの場合の注意義務）

第四百条　債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない。

（種類債権）

第四百一条　債権の目的物を種類のみで指定した場合において、法律行為の性質又は当事者の意思によってその品質を定めることができないときは、債務者は、中等の品質を有する物を給付しなければならない。

2　前項の場合において、債務者が物の給付をするのに必要な行為を完了し、又は債権者の同意を得てその給付すべき物を指定したときは、以後その物を債権の目的物とする。

（金銭債権）

第四百二条　債権の目的物が金銭であるときは、債務者は、その選択に従い、各種の通貨で弁済をすることができる。ただし、特定の種類の通貨の給付を債権の目的としたときは、この限りでない。

2　債権の目的物である特定の種類の通貨が弁済期に強制通用の効力を失っているときは、債務者は、他の通貨で弁済をしなければならない。

3　前二項の規定は、外国の通貨の給付を債権の目的とした場合について準用する。

第四百三条　外国の通貨で債権額を指定したときは、債務者は、履行地における為替相場により、日本の通貨で弁済をすることができる。

（法定利率）

第四百四条　利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年五分とする。

（利息の元本への組入れ）

第四百五条　利息の支払が一年分以上延滞した場合において、債権者が催告をしても、債務者がその利息を支払わないときは、債権者は、これを元本に組み入れることができる。

（選択債権における選択権の帰属）

第四百六条　債権の目的が数個の給付の中から選択によって定まるときは、その選択権は、債務者に属する。

（選択権の行使）

第四百七条　前条の選択権は、相手方に対する意思表示によって行使する。

2　前項の意思表示は、相手方の承諾を得なければ、撤回することができない。

（選択権の移転）

第四百八条　債権が弁済期にある場合において、相手方から相当の期間を定めて催告をしても、選択権を有する当事者がその期間内に選択をしないときは、その選択権は、相手方に移転する。

（第三者の選択権）

第四百九条　第三者が選択をすべき場合には、その選択は、債権者又は債務者に対する意思表示によってする。

2　前項に規定する場合において、第三者が選択をすることができず、又は選択をする意思を有しないときは、選択権は、債務者に移転する。

（不能による選択債権の特定）

第四百十条　債権の目的である給付の中に、初めから不能であるもの又は後に至って不能となったものがあるときは、債権は、その残存するものについて存在する。

2　選択権を有しない当事者の過失によって給付が不能となったときは、前項の規定は、適用しない。

（選択の効力）

第四百十一条　選択は、債権の発生の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

第二節　債権の効力

第一款　債務不履行の責任等

（履行期と履行遅滞）

第四百十二条　債務の履行について確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。

2　債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来したことを知った時から遅滞の責任を負う。

3　債務の履行について期限を定めなかったときは、債務者は、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。

（受領遅滞）

第四百十三条　債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないときは、その債権者は、履行の提供があった時から遅滞の責任を負う。

（履行の強制）

第四百十四条　債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、その強制履行を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

2　債務の性質が強制履行を許さない場合において、その債務が作為を目的とするときは、債権者は、債務者の費用で第三者にこれをさせることを裁判所に請求することができる。ただし、法律行為を目的とする債務については、裁判をもって債務者の意思表示に代えることができる。

3　不作為を目的とする債務については、債務者の費用で、債務者がした行為の結果を除去し、又は将来のため適当な処分をすることを裁判所に請求することができる。

4　前三項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

（債務不履行による損害賠償）

第四百十五条　債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

（損害賠償の範囲）

第四百十六条　債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。

2　特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見し、又は予見することができたときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

（損害賠償の方法）

第四百十七条　損害賠償は、別段の意思表示がないときは、金銭をもってその額を定める。

（過失相殺）

第四百十八条　債務の不履行に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。

（金銭債務の特則）

第四百十九条　金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

2　前項の損害賠償については、債権者は、損害の証明をすることを要しない。

3　第一項の損害賠償については、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない。

（賠償額の予定）

第四百二十条　当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができる。この場合において、裁判所は、その額を増減することができない。

2　賠償額の予定は、履行の請求又は解除権の行使を妨げない。

3　違約金は、賠償額の予定と推定する。

第四百二十一条　前条の規定は、当事者が金銭でないものを損害の賠償に充てるべき旨を予定した場合について準用する。

（損害賠償による代位）

第四百二十二条　債権者が、損害賠償として、その債権の目的である物又は権利の価額の全部の支払を受けたときは、債務者は、その物又は権利について当然に債権者に代位する。

第二款　債権者代位権及び詐害行為取消権

（債権者代位権）

第四百二十三条　債権者は、自己の債権を保全するため、債務者に属する権利を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利は、この限りでない。

2　債権者は、その債権の期限が到来しない間は、裁判上の代位によらなければ、前項の権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。

（詐害行為取消権）

第四百二十四条　債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者又は転得者がその行為又は転得の時において債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

2　前項の規定は、財産権を目的としない法律行為については、適用しない。

（詐害行為の取消しの効果）

第四百二十五条　前条の規定による取消しは、すべての債権者の利益のためにその効力を生ずる。

（詐害行為取消権の期間の制限）

第四百二十六条　第四百二十四条の規定による取消権は、債権者が取消しの原因を知った時から二年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

第三節　多数当事者の債権及び債務

第一款　総則

（分割債権及び分割債務）

第四百二十七条　数人の債権者又は債務者がある場合において、別段の意思表示がないときは、各債権者又は各債務者は、それぞれ等しい割合で権利を有し、又は義務を負う。

第二款　不可分債権及び不可分債務

（不可分債権）

第四百二十八条　債権の目的がその性質上又は当事者の意思表示によって不可分である場合において、数人の債権者があるときは、各債権者はすべての債権者のために履行を請求し、債務者

はすべての債権者のために各債権者に対して履行をすることができる。

（不可分債権者の一人について生じた事由等の効力）

第四百二十九条　不可分債権者の一人と債務者との間に更改又は免除があった場合においても、他の不可分債権者は、債務の全部の履行を請求することができる。この場合においては、その一人の不可分債権者がその権利を失わなければ分与される利益を債務者に償還しなければならない。

2　前項に規定する場合のほか、不可分債権者の一人の行為又は一人について生じた事由は、他の不可分債権者に対してその効力を生じない。

（不可分債務）

第四百三十条　前条の規定及び次款（連帯債務）の規定（第四百三十四条から第四百四十条までの規定を除く。）は、数人が不可分債務を負担する場合について準用する。

（可分債権又は可分債務への変更）

第四百三十一条　不可分債権が可分債権となったときは、各債権者は自己が権利を有する部分についてのみ履行を請求することができ、不可分債務が可分債務となったときは、各債務者はその負担部分についてのみ履行の責任を負う。

第三款　連帯債務

（履行の請求）

第四百三十二条　数人が連帯債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次にすべての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。

（連帯債務者の一人についての法律行為の無効等）

第四百三十三条　連帯債務者の一人について法律行為の無効又は取消しの原因があっても、他の連帯債務者の債務は、その効力を妨げられない。

（連帯債務者の一人に対する履行の請求）

第四百三十四条　連帯債務者の一人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対しても、その効力を生ずる。

（連帯債務者の一人との間の更改）

第四百三十五条　連帯債務者の一人と債権者との間に更改があったときは、債権は、すべての連帯債務者の利益のために消滅する。

（連帯債務者の一人による相殺等）

第四百三十六条　連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、すべての連帯債務者の利益のために消滅する。

2　前項の債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分についてのみ他の連帯債務者が相殺を援用することができる。

（連帯債務者の一人に対する免除）

第四百三十七条　連帯債務者の一人に対してした債務の免除は、その連帯債務者の負担部分についてのみ、他の連帯債務者の利益のためにも、その効力を生ずる。

（連帯債務者の一人との間の混同）

第四百三十八条　連帯債務者の一人と債権者との間に混同があったときは、その連帯債務者は、弁済をしたものとみなす。

（連帯債務者の一人についての時効の完成）

第四百三十九条　連帯債務者の一人のために時効が完成したときは、その連帯債務者の負担部分については、他の連帯債務者も、その義務を免れる。

（相対的効力の原則）

第四百四十条　第四百三十四条から前条までに規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。

（連帯債務者についての破産手続の開始）

第四百四十一条　連帯債務者の全員又はそのうちの数人が破産手続開始の決定を受けたときは、債権者は、その債権の全額について各破産財団の配当に加入することができる。

（連帯債務者間の求償権）

第四百四十二条　連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、他の連帯債務者に対し、各自の負担部分について求償権を有する。

2　前項の規定による求償は、弁済その他免責があった日以後の法定利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償を包含する。

（通知を怠った連帯債務者の求償の制限）

第四百四十三条　連帯債務者の一人が債権者から履行の請求を受けたことを他の連帯債務者に通知しないで弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た場合において、他の連帯債務者は、債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗することができる。この場合において、相殺をもってその免責を得た連帯債務者に対抗したときは、過失のある連帯債務者は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。

2　連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たことを他の連帯債務者に通知することを怠ったため、他の連帯債務者が善意で弁済をし、その他有償の行為をもって免責を得たときは、その免責を得た連帯債務者は、自己の弁済その他免責のためにした行為を有効であったものとみなすことができる。

（償還をする資力のない者の負担部分の分担）

第四百四十四条　連帯債務者の中に償還をする資力のない者があるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、各自の負担部分に応じて分割して負担する。ただし、求償者に過失があるときは、他の連帯債務者に対して分担を請求することができない。

（連帯の免除と弁済をする資力のない者の負担部分の分担）

第四百四十五条　連帯債務者の一人が連帯の免除を得た場合において、他の連帯債務者の中に弁済をする資力のない者があるときは、債権者は、その資力のない者が弁済をすることができない部分のうち連帯の免除を得た者が負担すべき部分を負担する。

第四款　保証債務

第一目　総則

（保証人の責任等）

第四百四十六条　保証人は、主たる債務者がその

債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。

2　保証契約は、書面でしなければ、その効力を生じない。

3　保証契約がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その保証契約は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

（保証債務の範囲）

第四百四十七条　保証債務は、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのものを包含する。

2　保証人は、その保証債務についてのみ、違約金又は損害賠償の額を約定することができる。

（保証人の負担が主たる債務より重い場合）

第四百四十八条　保証人の負担が債務の目的又は態様において主たる債務より重いときは、これを主たる債務の限度に減縮する。

（取り消すことができる債務の保証）

第四百四十九条　行為能力の制限によって取り消すことができる債務を保証した者は、保証契約の時においてその取消しの原因を知っていたときは、主たる債務の不履行の場合又はその債務の取消しの場合においてこれと同一の目的を有する独立の債務を負担したものと推定する。

（保証人の要件）

第四百五十条　債務者が保証人を立てる義務を負う場合には、その保証人は、次に掲げる要件を具備する者でなければならない。

一　行為能力者であること。

二　弁済をする資力を有すること。

2　保証人が前項第二号に掲げる要件を欠くに至ったときは、債権者は、同項各号に掲げる要件を具備する者をもってこれに代えることを請求することができる。

3　前二項の規定は、債権者が保証人を指名した場合には、適用しない。

（他の担保の供与）

第四百五十一条　債務者は、前条第一項各号に掲げる要件を具備する保証人を立てることができないときは、他の担保を供してこれに代えることができる。

（催告の抗弁）

第四百五十二条　債権者が保証人に債務の履行を請求したときは、保証人は、まず主たる債務者に催告をすべき旨を請求することができる。ただし、主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき、又はその行方が知れないときは、この限りでない。

（検索の抗弁）

第四百五十三条　債権者が前条の規定に従い主たる債務者に催告をした後であっても、保証人が主たる債務者に弁済をする資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、債権者は、まず主たる債務者の財産について執行をしなければならない。

（連帯保証の場合の特則）

第四百五十四条　保証人は、主たる債務者と連帯して債務を負担したときは、前二条の権利を有しない。

（催告の抗弁及び検索の抗弁の効果）

第四百五十五条　第四百五十二条又は第四百五十三条の規定により保証人の請求又は証明があったにもかかわらず、債権者が催告又は執行をすることを怠ったために主たる債務者から全部の弁済を得られなかったときは、保証人は、債権者が直ちに催告又は執行をすれば弁済を得ることができた限度において、その義務を免れる。

（数人の保証人がある場合）

第四百五十六条　数人の保証人がある場合には、それらの保証人が各別の行為により債務を負担したときであっても、第四百二十七条の規定を適用する。

（主たる債務者について生じた事由の効力）

第四百五十七条　主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の中断は、保証人に対しても、その効力を生ずる。

2　保証人は、主たる債務者の債権による相殺をもって債権者に対抗することができる。

（連帯保証人について生じた事由の効力）

第四百五十八条　第四百三十四条から第四百四十条までの規定は、主たる債務者が保証人と連帯して債務を負担する場合について準用する。

（委託を受けた保証人の求償権）

第四百五十九条　保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受け、又は主たる債務者に代わって弁済をし、その他自己の財産をもって債務を消滅させるべき行為をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対して求償権を有する。

2　第四百四十二条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（委託を受けた保証人の事前の求償権）

第四百六十条　保証人は、主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、次に掲げるときは、主たる債務者に対して、あらかじめ、求償権を行使することができる。

一　主たる債務者が破産手続開始の決定を受け、かつ、債権者がその破産財団の配当に加入しないとき。

二　債務が弁済期にあるとき。ただし、保証契約の後に債権者が主たる債務者に許与した期限は、保証人に対抗することができない。

三　債務の弁済期が不確定で、かつ、その最長期をも確定することができない場合において、保証契約の後十年を経過したとき。

（主たる債務者が保証人に対して償還をする場合）

第四百六十一条　前二条の規定により主たる債務者が保証人に対して償還をする場合において、債権者が全部の弁済を受けない間は、主たる債務者は、保証人に担保を供させ、又は保証人に対して自己に免責を得させることを請求することができる。

2　前項に規定する場合において、主たる債務者は、供託をし、担保を供し、又は保証人に免責を得させて、その償還の義務を免れることができる。

（委託を受けない保証人の求償権）

第四百六十二条　主たる債務者の委託を受けないで保証をした者が弁済をし、その他自己の財産をもって主たる債務者にその債務を免れさせたときは、主たる債務者は、その当時利益を受け

た限度において償還をしなければならない。

2　主たる債務者の意思に反して保証をした者は、主たる債務者が現に利益を受けている限度においてのみ求償権を有する。この場合において、主たる債務者が求償の日以前に相殺の原因を有していたことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。

（通知を怠った保証人の求償の制限）

第四百六十三条　第四百四十三条の規定は、保証人について準用する。

2　保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、善意で弁済をし、その他自己の財産をもって債務を消滅させるべき行為をしたときは、第四百四十三条の規定は、主たる債務者についても準用する。

（連帯債務又は不可分債務の保証人の求償権）

第四百六十四条　連帯債務者又は不可分債務者の一人のために保証をした者は、他の債務者に対し、その負担部分のみについて求償権を有する。

（共同保証人間の求償権）

第四百六十五条　第四百四十二条から第四百四十四条までの規定は、数人の保証人がある場合において、そのうちの一人の保証人が、主たる債務が不可分であるため又は各保証人が全額を弁済すべき旨の特約があるため、その全額又は自己の負担部分を超える額を弁済したときについて準用する。

2　第四百六十二条の規定は、前項に規定する場合を除き、互いに連帯しない保証人の一人が全額又は自己の負担部分を超える額を弁済したときについて準用する。

第二目　貸金等根保証契約

（貸金等根保証契約の保証人の責任等）

第四百六十五条の二　一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下「根保証契約」という。）であってその債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務（以下「貸金等債務」という。）が含まれるもの（保証人が法人であるものを除く。以下「貸金等根保証契約」という。）の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。

2　貸金等根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。

3　第四百四十六条第二項及び第三項の規定は、貸金等根保証契約における第一項に規定する極度額の定めについて準用する。

（貸金等根保証契約の元本確定期日）

第四百六十五条の三　貸金等根保証契約において主たる債務の元本の確定すべき期日（以下「元本確定期日」という。）の定めがある場合において、その元本確定期日がその貸金等根保証契約の締結の日から五年を経過する日より後の日と定められているときは、その元本確定期日の定めは、その効力を生じない。

2　貸金等根保証契約において元本確定期日の定めがない場合（前項の規定により元本確定期日の定めがその効力を生じない場合を含む。）には、その元本確定期日は、その貸金等根保証契約の締結の日から三年を経過する日とする。

3　貸金等根保証契約における元本確定期日の変更をする場合において、変更後の元本確定期日がその変更をした日から五年を経過する日より後の日となるときは、その元本確定期日の変更は、その効力を生じない。ただし、元本確定期日の前二箇月以内に元本確定期日の変更をする場合において、変更後の元本確定期日が変更前の元本確定期日から五年以内の日となるときは、この限りでない。

4　第四百四十六条第二項及び第三項の規定は、貸金等根保証契約における元本確定期日の定め及びその変更（その貸金等根保証契約の締結の日から三年以内の日を元本確定期日とする旨の定め及び元本確定期日より前の日を変更後の元本確定期日とする変更を除く。）について準用する。

（貸金等根保証契約の元本の確定事由）

第四百六十五条の四　次に掲げる場合には、貸金等根保証契約における主たる債務の元本は、確定する。

一　債権者が、主たる債務者又は保証人の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし、強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。

二　主たる債務者又は保証人が破産手続開始の決定を受けたとき。

三　主たる債務者又は保証人が死亡したとき。

（保証人が法人である貸金等債務の根保証契約の求償権）

第四百六十五条の五　保証人が法人である根保証契約であってその主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれるものにおいて、第四百六十五条の二第一項に規定する極度額の定めがないとき、元本確定期日の定めがないとき、又は元本確定期日の定め若しくはその変更が第四百六十五条の三第一項若しくは第三項の規定を適用するとすればその効力を生じないものであるときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権についての保証契約（保証人が法人であるものを除く。）は、その効力を生じない。

第四節　債権の譲渡

（債権の譲渡性）

第四百六十六条　債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。

2　前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。

（指名債権の譲渡の対抗要件）

第四百六十七条　指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

2　前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。

（指名債権の譲渡における債務者の抗弁）

第四百六十八条　債務者が異議をとどめないで前

条の承諾をしたときは、譲渡人に対抗することができた事由があっても、これをもって譲受人に対抗することができない。この場合において、債務者がその債務を消滅させるために譲渡人に払い渡したものがあるときはこれを取り戻し、譲渡人に対して負担した債務があるときはこれを成立しないものとみなすことができる。

2　譲渡人が譲渡の通知をしたにとどまるときは、債務者は、その通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。

（指図債権の譲渡の対抗要件）

第四百六十九条　指図債権の譲渡は、その証書に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

（指図債権の債務者の調査の権利等）

第四百七十条　指図債権の債務者は、その証書の所持人並びにその署名及び押印の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、債務者に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。

（記名式所持人払債権の債務者の調査の権利等）

第四百七十一条　前条の規定は、債権に関する証書に債権者を指名する記載がされているが、その証書の所持人に弁済をすべき旨が付記されている場合について準用する。

（指図債権の譲渡における債務者の抗弁の制限）

第四百七十二条　指図債権の債務者は、その証書に記載した事項及びその証書の性質から当然に生ずる結果を除き、その指図債権の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。

（無記名債権の譲渡における債務者の抗弁の制限）

第四百七十三条　前条の規定は、無記名債権について準用する。

第五節　債権の消滅

第一款　弁済

第一目　総則

（第三者の弁済）

第四百七十四条　債務の弁済は、第三者もすることができる。ただし、その債務の性質がこれを許さないとき、又は当事者が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

2　利害関係を有しない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない。

（弁済として引き渡した物の取戻し）

第四百七十五条　弁済をした者が弁済として他人の物を引き渡したときは、その弁済をした者は、更に有効な弁済をしなければ、その物を取り戻すことができない。

（弁済として引き渡した物の消費又は譲渡がされた場合の弁済の効力等）

第四百七十六条　前二条の場合において、債権者が弁済として受領した物を善意で消費し、又は譲り渡したときは、その弁済は、有効とする。この場合において、債権者が第三者から賠償の請求を受けたときは、弁済をした者に対して求償をすることを妨げない。

（債権の準占有者に対する弁済）

第四百七十七条　債権の準占有者に対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。

（受領する権限のない者に対する弁済）

第四百七十九条　前条の場合を除き、弁済を受領する権限を有しない者に対してした弁済は、債権者がこれによって利益を受けた限度においてのみ、その効力を有する。

（受取証書の持参人に対する弁済）

第四百八十条　受取証書の持参人は、弁済を受領する権限があるものとみなす。ただし、弁済をした者がその権限がないことを知っていたとき、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（支払の差止めを受けた第三債務者の弁済）

第四百八十一条　支払の差止めを受けた第三債務者が自己の債権者に弁済をしたときは、差押債権者は、その受けた損害の限度において更に弁済をすべき旨を第三債務者に請求することができる。

2　前項の規定は、第三債務者からその債権者に対する求償権の行使を妨げない。

（代物弁済）

第四百八十二条　債務者が、債権者の承諾を得て、その負担した給付に代えて他の給付をしたときは、その給付は、弁済と同一の効力を有する。

（特定物の現状による引渡し）

第四百八十三条　債権の目的が特定物の引渡しであるときは、弁済をする者は、その引渡しをすべき時の現状でその物を引き渡さなければならない。

（弁済の場所）

第四百八十四条　弁済をすべき場所について別段の意思表示がないときは、特定物の引渡しは債権発生の時にその物が存在した場所において、その他の弁済は債権者の現在の住所において、それぞれしなければならない。

（弁済の費用）

第四百八十五条　弁済の費用について別段の意思表示がないときは、その費用は、債務者の負担とする。ただし、債権者が住所の移転その他の行為によって弁済の費用を増加させたときは、その増加額は、債権者の負担とする。

（受取証書の交付請求）

第四百八十六条　弁済をした者は、弁済を受領した者に対して受取証書の交付を請求することができる。

（債権証書の返還請求）

第四百八十七条　債権に関する証書がある場合において、弁済をした者が全部の弁済をしたときは、その証書の返還を請求することができる。

（弁済の充当の指定）

第四百八十八条　債務者が同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担する場合において、弁済として提供した給付がすべての債務を消滅させるのに足りないときは、弁済をする者は、給付の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。

2　弁済をする者が前項の規定による指定をしないときは、弁済を受領する者は、その受領の時

に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。ただし、弁済をする者がその充当に対して直ちに異議を述べたときは、この限りでない。

3　前二項の場合における弁済の充当の指定は、相手方に対する意思表示によってする。

（法定充当）

第四百八十九条　弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも前条の規定による弁済の充当の指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当する。

一　債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものとがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。

二　すべての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。

三　債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したもの又は先に到来すべきものに先に充当する。

四　前二号に掲げる事項が相等しい債務の弁済は、各債務の額に応じて充当する。

（数個の給付をすべき場合の充当）

第四百九十条　一個の債務の弁済として数個の給付をすべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、前二条の規定を準用する。

（元本、利息及び費用を支払うべき場合の充当）

第四百九十一条　債務者が一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならない。

2　第四百八十九条の規定は、前項の場合について準用する。

（弁済の提供の効果）

第四百九十二条　債務者は、弁済の提供の時から、債務の不履行によって生ずべき一切の責任を免れる。

（弁済の提供の方法）

第四百九十三条　弁済の提供は、債務の本旨に従って現実にしなければならない。ただし、債権者があらかじめその受領を拒み、又は債務の履行について債権者の行為を要するときは、弁済の準備をしたことを通知してその受領の催告をすれば足りる。

第二目　弁済の目的物の供託

（供託）

第四百九十四条　債権者が弁済の受領を拒み、又はこれを受領することができないときは、弁済をすることができる者（以下この目において「弁済者」という。）は、債権者のために弁済の目的物を供託してその債務を免れることができる。弁済者が過失なく債権者を確知することができないときも、同様とする。

（供託の方法）

第四百九十五条　前条の規定による供託は、債務の履行地の供託所にしなければならない。

2　供託所について法令に特別の定めがない場合には、裁判所は、弁済者の請求により、供託所の指定及び供託物の保管者の選任をしなければならない。

3　前条の規定により供託をした者は、遅滞なく、債権者に供託の通知をしなければならない。

（供託物の取戻し）

第四百九十六条　債権者が供託を受諾せず、又は供託を有効と宣告した判決が確定しない間は、弁済者は、供託物を取り戻すことができる。この場合においては、供託をしなかったものとみなす。

2　前項の規定は、供託によって質権又は抵当権が消滅した場合には、適用しない。

（供託に適しない物等）

第四百九十七条　弁済の目的物が供託に適しないとき、又はその物について滅失若しくは損傷のおそれがあるときは、弁済者は、裁判所の許可を得て、これを競売に付し、その代金を供託することができる。その物の保存について過分の費用を要するときも、同様とする。

（供託物の受領の要件）

第四百九十八条　債務者が債権者の給付に対して弁済をすべき場合には、債権者は、その給付をしなければ、供託物を受け取ることができない。

第三目　弁済による代位

（任意代位）

第四百九十九条　債務者のために弁済をした者は、その弁済と同時に債権者の承諾を得て、債権者に代位することができる。

2　第四百六十七条の規定は、前項の場合について準用する。

（法定代位）

第五百条　弁済をするについて正当な利益を有する者は、弁済によって当然に債権者に代位する。

（弁済による代位の効果）

第五百一条　前二条の規定により債権者に代位した者は、自己の権利に基づいて求償をすることができる範囲内において、債権の効力及び担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使することができる。この場合においては、次の各号の定めるところに従わなければならない。

一　保証人は、あらかじめ先取特権、不動産質権又は抵当権の登記にその代位を付記しなければ、その先取特権、不動産質権又は抵当権の目的である不動産の第三取得者に対して債権者に代位することができない。

二　第三取得者は、保証人に対して債権者に代位しない。

三　第三取得者の一人は、各不動産の価格に応じて、他の第三取得者に対して債権者に代位する。

四　物上保証人の一人は、各財産の価格に応じて、他の物上保証人に対して債権者に代位する。

五　保証人と物上保証人との間においては、その数に応じて、債権者に代位する。ただし、物上保証人が数人あるときは、保証人の負担部分を除いた残額について、各財産の価格に応じて、債権者に代位する。

六　前号の場合において、その財産が不動産であるときは、第一号の規定を準用する。

（一部弁済による代位）

第五百二条　債権の一部について代位弁済があったときは、代位者は、その弁済をした価額に応

じて、債権者とともにその権利を行使する。

2　前項の場合において、債務の不履行による契約の解除は、債権者のみがすることができる。この場合においては、代位者に対し、その弁済をした価額及びその利息を償還しなければならない。

（債権者による債権証書の交付等）

第五百三条　代位弁済によって全部の弁済を受けた債権者は、債権に関する証書及び自己の占有する担保物を代位者に交付しなければならない。

2　債権の一部について代位弁済があった場合には、債権者は、債権に関する証書にその代位を記入し、かつ、自己の占有する担保物の保存を代位者に監督させなければならない。

（債権者による担保の喪失等）

第五百四条　第五百条の規定により代位をすることができる者がある場合において、債権者が故意又は過失によってその担保を喪失し、又は減少させたときは、その代位をすることができる者は、その喪失又は減少によって償還を受けることができなくなった限度において、その責任を免れる。

第二款　相殺

（相殺の要件等）

第五百五条　二人が互いに同種の目的を有する債務を負担する場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、各債務者は、その対当額について相殺によってその債務を免れることができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

2　前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。

（相殺の方法及び効力）

第五百六条　相殺は、当事者の一方から相手方に対する意思表示によってする。この場合において、その意思表示には、条件又は期限を付することができない。

2　前項の意思表示は、双方の債務が互いに相殺に適するようになった時にさかのぼってその効力を生ずる。

（履行地の異なる債務の相殺）

第五百七条　相殺は、双方の債務の履行地が異なるときであっても、することができる。この場合において、相殺をする当事者は、相手方に対し、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

（時効により消滅した債権を自働債権とする相殺）

第五百八条　時効によって消滅した債権がその消滅以前に相殺に適するようになっていた場合には、その債権者は、相殺をすることができる。

（不法行為により生じた債権を受働債権とする相殺の禁止）

第五百九条　債務が不法行為によって生じたときは、その債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない。

（差押禁止債権を受働債権とする相殺の禁止）

第五百十条　債権が差押えを禁じたものであるときは、その債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない。

（支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺の禁止）

第五百十一条　支払の差止めを受けた第三債務者は、その後に取得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができない。

（相殺の充当）

第五百十二条　第四百八十八条から第四百九十一条までの規定は、相殺について準用する。

第三款　更改

（更改）

第五百十三条　当事者が債務の要素を変更する契約をしたときは、その債務は、更改によって消滅する。

2　条件付債務を無条件債務としたとき、無条件債務に条件を付したとき、又は債務の条件を変更したときは、いずれも債務の要素を変更したものとみなす。

（債務者の交替による更改）

第五百十四条　債務者の交替による更改は、債権者と更改後に債務者となる者との契約によってすることができる。ただし、更改前の債務者の意思に反するときは、この限りでない。

（債権者の交替による更改）

第五百十五条　債権者の交替による更改は、確定日付のある証書によってしなければ、第三者に対抗することができない。

第五百十六条　第四百六十八条第一項の規定は、債権者の交替による更改について準用する。

（更改前の債務が消滅しない場合）

第五百十七条　更改によって生じた債務が、不法な原因のため又は当事者の知らない事由によって成立せず又は取り消されたときは、更改前の債務は、消滅しない。

（更改後の債務への担保の移転）

第五百十八条　更改の当事者は、更改前の債務の目的の限度において、その債務の担保として設定された質権又は抵当権を更改後の債務に移すことができる。ただし、第三者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならない。

第四款　免除

第五百十九条　債権者が債務者に対して債務を免除する意思を表示したときは、その債権は、消滅する。

第五款　混同

第五百二十条　債権及び債務が同一人に帰属したときは、その債権は、消滅する。ただし、その債権が第三者の権利の目的であるときは、この限りでない。

第二章　契約

第一節　総則

第一款　契約の成立

（承諾の期間の定めのある申込み）

第五百二十一条　承諾の期間を定めてした契約の申込みは、撤回することができない。

2　申込者が前項の申込みに対して同項の期間内に承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う。

（承諾の通知の延着）

第五百二十二条　前条第一項の申込みに対する承諾の通知が同項の期間の経過後に到達した場合であっても、通常の場合にはその期間内に到達すべき時に発送したものであることを知ることができるときは、申込者は、遅滞なく、相手方に対してその延着の通知を発しなければならな

い。ただし、その到達前に遅延の通知を発したときは、この限りでない。

2　申込者が前項本文の延着の通知を怠ったときは、承諾の通知は、前条第一項の期間内に到達したものとみなす。

（遅延した承諾の効力）

第五百二十三条　申込者は、遅延した承諾を新たな申込みとみなすことができる。

（承諾の期間の定めのない申込み）

第五百二十四条　承諾の期間を定めないで隔地者に対してした申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない。

（申込者の死亡又は行為能力の喪失）

第五百二十五条　第九十七条第二項の規定は、申込者が反対の意思を表示した場合又はその相手方が申込者の死亡若しくは行為能力の喪失の事実を知っていた場合には、適用しない。

（隔地者間の契約の成立時期）

第五百二十六条　隔地者間の契約は、承諾の通知を発した時に成立する。

2　申込者の意思表示又は取引上の慣習により承諾の通知を必要としない場合には、契約は、承諾の意思表示と認めるべき事実があった時に成立する。

（申込みの撤回の通知の延着）

第五百二十七条　申込みの撤回の通知が承諾の通知を発した後に到達した場合であっても、通常の場合にはその前に到達すべき時に発送したものであることを知ることができるときは、承諾者は、遅滞なく、申込者に対してその延着の通知を発しなければならない。

2　承諾者が前項の延着の通知を怠ったときは、契約は、成立しなかったものとみなす。

（申込みに変更を加えた承諾）

第五百二十八条　承諾者が、申込みに条件を付し、その他変更を加えてこれを承諾したときは、その申込みの拒絶とともに新たな申込みをしたものとみなす。

（懸賞広告）

第五百二十九条　ある行為をした者に一定の報酬を与える旨を広告した者（以下この款において「懸賞広告者」という。）は、その行為をした者に対してその報酬を与える義務を負う。

（懸賞広告の撤回）

第五百三十条　前条の場合において、懸賞広告者は、その指定した行為を完了する者がない間は、前の広告と同一の方法によってその広告を撤回することができる。ただし、その広告中に撤回をしない旨を表示したときは、この限りでない。

2　前項本文に規定する方法によって撤回をすることができない場合には、他の方法によって撤回をすることができる。この場合において、その撤回は、これを知った者に対してのみ、その効力を有する。

3　懸賞広告者がその指定した行為をする期間を定めたときは、その撤回をする権利を放棄したものと推定する。

（懸賞広告の報酬を受ける権利）

第五百三十一条　広告に定めた行為をした者が数人あるときは、最初にその行為をした者のみが報酬を受ける権利を有する。

2　数人が同時に前項の行為をした場合には、各自が等しい割合で報酬を受ける権利を有する。ただし、報酬がその性質上分割に適しないとき、又は広告において一人のみがこれを受けるものとしたときは、抽選でこれを受ける者を定める。

3　前二項の規定は、広告中にこれと異なる意思を表示したときは、適用しない。

（優等懸賞広告）

第五百三十二条　広告に定めた行為をした者が数人ある場合において、その優等者のみに報酬を与えるべきときは、その広告は、応募の期間を定めたときに限り、その効力を有する。

2　前項の場合において、応募者中いずれの者の行為が優等であるかは、広告中に定めた者が判定し、広告中に判定をする者を定めなかったときは懸賞広告者が判定する。

3　応募者は、前項の判定に対して異議を述べることができない。

4　前条第二項の規定は、数人の行為が同等と判定された場合について準用する。

第二款　契約の効力

（同時履行の抗弁）

第五百三十三条　双務契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履行を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。ただし、相手方の債務が弁済期にないときは、この限りでない。

（債権者の危険負担）

第五百三十四条　特定物に関する物権の設定又は移転を双務契約の目的とした場合において、その物が債務者の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、その滅失又は損傷は、債権者の負担に帰する。

2　不特定物に関する契約については、第四百一条第二項の規定によりその物が確定した時から、前項の規定を適用する。

（停止条件付双務契約における危険負担）

第五百三十五条　前条の規定は、停止条件付双務契約の目的物が条件の成否が未定である間に滅失した場合には、適用しない。

2　停止条件付双務契約の目的物が債務者の責めに帰することができない事由によって損傷したときは、その損傷は、債権者の負担に帰する。

3　停止条件付双務契約の目的物が債務者の責めに帰すべき事由によって損傷した場合において、条件が成就したときは、債権者は、その選択に従い、契約の履行の請求又は解除権の行使をすることができる。この場合においては、損害賠償の請求を妨げない。

（債務者の危険負担等）

第五百三十六条　前二条に規定する場合を除き、当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を有しない。

2　債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を失わない。この場合において、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

（第三者のためにする契約）

第五百三十七条　契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したとき

は、その第三者は、債務者に対して直接にその給付を請求する権利を有する。

2　前項の場合において、第三者の権利は、その第三者が債務者に対して同項の契約の利益を享受する意思を表示した時に発生する。

（第三者の権利の確定）

第五百三十八条　前条の規定により第三者の権利が発生した後は、当事者は、これを変更し、又は消滅させることができない。

（債務者の抗弁）

第五百三十九条　債務者は、第五百三十七条第一項の契約に基づく抗弁をもって、その契約の利益を受ける第三者に対抗することができる。

第三款　契約の解除

（解除権の行使）

第五百四十条　契約又は法律の規定により当事者の一方が解除権を有するときは、その解除は、相手方に対する意思表示によってする。

2　前項の意思表示は、撤回することができない。

（履行遅滞等による解除権）

第五百四十一条　当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。

（定期行為の履行遅滞による解除権）

第五百四十二条　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したときは、相手方は、前条の催告をすることなく、直ちにその契約の解除をすることができる。

（履行不能による解除権）

第五百四十三条　履行の全部又は一部が不能となったときは、債権者は、契約の解除をすることができる。ただし、その債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（解除権の不可分性）

第五百四十四条　当事者の一方が数人ある場合には、契約の解除は、その全員から又はその全員に対してのみ、することができる。

2　前項の場合において、解除権が当事者のうちの一人について消滅したときは、他の者についても消滅する。

（解除の効果）

第五百四十五条　当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負う。ただし、第三者の権利を害することはできない。

2　前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならない。

3　解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。

（契約の解除と同時履行）

第五百四十六条　第五百三十三条の規定は、前条の場合について準用する。

（催告による解除権の消滅）

第五百四十七条　解除権の行使について期間の定めがないときは、相手方は、解除権を有する者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に解除をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その期間内に解除の通知を受けないときは、解除権は、消滅する。

（解除権者の行為等による解除権の消滅）

第五百四十八条　解除権を有する者が自己の行為若しくは過失によって契約の目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなったとき、又は加工若しくは改造によってこれを他の種類の物に変えたときは、解除権は、消滅する。

2　契約の目的物が解除権を有する者の行為又は過失によらないで滅失し、又は損傷したときは、解除権は、消滅しない。

第二節　贈与

（贈与）

第五百四十九条　贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。

（書面によらない贈与の撤回）

第五百五十条　書面によらない贈与は、各当事者が撤回することができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。

（贈与者の担保責任）

第五百五十一条　贈与者は、贈与の目的である物又は権利の瑕疵又は不存在について、その責任を負わない。ただし、贈与者がその瑕疵又は不存在を知りながら受贈者に告げなかったときは、この限りでない。

2　負担付贈与については、贈与者は、その負担の限度において、売主と同じく担保の責任を負う。

（定期贈与）

第五百五十二条　定期の給付を目的とする贈与は、贈与者又は受贈者の死亡によって、その効力を失う。

（負担付贈与）

第五百五十三条　負担付贈与については、この節に定めるもののほか、その性質に反しない限り、双務契約に関する規定を準用する。

（死因贈与）

第五百五十四条　贈与者の死亡によって効力を生ずる贈与については、その性質に反しない限り、遺贈に関する規定を準用する。

第三節　売買

第一款　総則

（売買）

第五百五十五条　売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

（売買の一方の予約）

第五百五十六条　売買の一方の予約は、相手方が売買を完結する意思を表示した時から、売買の効力を生ずる。

2　前項の意思表示について期間を定めなかったときは、予約者は、相手方に対し、相当の期間を定めて、その期間内に売買を完結するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、相手方がその期間内に確答をしないときは、売買の一方の予約は、その効力を失う。

（手付）

第五百五十七条　買主が売主に手付を交付したときは、当事者の一方が契約の履行に着手するまでは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を償還して、契約の解除をすることができる。

2　第五百四十五条第三項の規定は、前項の場合には、適用しない。

（売買契約に関する費用）

第五百五十八条　売買契約に関する費用は、当事者双方が等しい割合で負担する。

（有償契約への準用）

第五百五十九条　この節の規定は、売買以外の有償契約について準用する。ただし、その有償契約の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

第二款　売買の効力

（他人の権利の売買における売主の義務）

第五百六十条　他人の権利を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う。

（他人の権利の売買における売主の担保責任）

第五百六十一条　前条の場合において、売主がその売却した権利を取得して買主に移転することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の時においてその権利が売主に属しないことを知っていたときは、損害賠償の請求をすることができない。

（他人の権利の売買における善意の売主の解除権）

第五百六十二条　売主が契約の時においてその売却した権利が自己に属しないことを知らなかった場合において、その権利を取得して買主に移転することができないときは、売主は、損害を賠償して、契約の解除をすることができる。

2　前項の場合において、買主が契約の時においてその買い受けた権利が売主に属しないことを知っていたときは、売主は、買主に対し、単にその売却した権利を移転することができない旨を通知して、契約の解除をすることができる。

（権利の一部が他人に属する場合における売主の担保責任）

第五百六十三条　売買の目的である権利の一部が他人に属することにより、売主がこれを買主に移転することができないときは、買主は、その不足する部分の割合に応じて代金の減額を請求することができる。

2　前項の場合において、残存する部分のみであれば買主がこれを買い受けなかったときは、善意の買主は、契約の解除をすることができる。

3　代金減額の請求又は契約の解除は、善意の買主が損害賠償の請求をすることを妨げない。

第五百六十四条　前条の規定による権利は、買主が善意であったときは事実を知った時から、悪意であったときは契約の時から、それぞれ一年以内に行使しなければならない。

（数量の不足又は物の一部滅失の場合における売主の担保責任）

第五百六十五条　前二条の規定は、数量を指示して売買をした物に不足がある場合又は物の一部が契約の時に既に滅失していた場合において、買主がその不足又は滅失を知らなかったときについて準用する。

（地上権等がある場合等における売主の担保責任）

第五百六十六条　売買の目的物が地上権、永小作権、地役権、留置権又は質権の目的である場合において、買主がこれを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求のみをすることができる。

2　前項の規定は、売買の目的である不動産のために存すると称した地役権が存しなかった場合及びその不動産について登記をした賃貸借があった場合について準用する。

3　前二項の場合において、契約の解除又は損害賠償の請求は、買主が事実を知った時から一年以内にしなければならない。

（抵当権等がある場合における売主の担保責任）

第五百六十七条　売買の目的である不動産について存した先取特権又は抵当権の行使により買主がその所有権を失ったときは、買主は、契約の解除をすることができる。

2　買主は、費用を支出してその所有権を保存したときは、売主に対し、その費用の償還を請求することができる。

3　前二項の場合において、買主は、損害を受けたときは、その賠償を請求することができる。

（強制競売における担保責任）

第五百六十八条　強制競売における買受人は、第五百六十一条から前条までの規定により、債務者に対し、契約の解除をし、又は代金の減額を請求することができる。

2　前項の場合において、債務者が無資力であるときは、買受人は、代金の配当を受けた債権者に対し、その代金の全部又は一部の返還を請求することができる。

3　前二項の場合において、債務者が物若しくは権利の不存在を知りながら申し出なかったとき、又は債権者がこれを知りながら競売を請求したときは、買受人は、これらの者に対し、損害賠償の請求をすることができる。

（債権の売主の担保責任）

第五百六十九条　債権の売主が債務者の資力を担保したときは、契約の時における資力を担保したものと推定する。

2　弁済期に至らない債権の売主が債務者の将来の資力を担保したときは、弁済期における資力を担保したものと推定する。

（売主の瑕疵担保責任）

第五百七十条　売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、第五百六十六条の規定を準用する。ただし、強制競売の場合は、この限りでない。

（売主の担保責任と同時履行）

第五百七十一条　第五百三十三条の規定は、第五百六十三条から第五百六十六条まで及び前条の場合について準用する。

（担保責任を負わない旨の特約）

第五百七十二条　売主は、第五百六十条から前条までの規定による担保の責任を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかった事実及び自ら第三者のために設定し又は第三者に譲り渡した権利については、その責任を免れることができない。

（代金の支払期限）

第五百七十三条　売買の目的物の引渡しについて期限があるときは、代金の支払についても同一の期限を付したものと推定する。

（代金の支払場所）

第五百七十四条　売買の目的物の引渡しと同時に代金を支払うべきときは、その引渡しの場所において支払わなければならない。

（果実の帰属及び代金の利息の支払）

第五百七十五条　まだ引き渡されていない売買の目的物が果実を生じたときは、その果実は、売主に帰属する。

2　買主は、引渡しの日から、代金の利息を支払う義務を負う。ただし、代金の支払について期限があるときは、その期限が到来するまでは、利息を支払うことを要しない。

（権利を失うおそれがある場合の買主による代金の支払の拒絶）

第五百七十六条　売買の目的について権利を主張する者があるために買主がその買い受けた権利の全部又は一部を失うおそれがあるときは、買主は、その危険の限度に応じて、代金の全部又は一部の支払を拒むことができる。ただし、売主が相当の担保を供したときは、この限りでない。

（抵当権等の登記がある場合の買主による代金の支払の拒絶）

第五百七十七条　買い受けた不動産について抵当権の登記があるときは、買主は、抵当権消滅請求の手続が終わるまで、その代金の支払を拒むことができる。この場合において、売主は、買主に対し、遅滞なく抵当権消滅請求をすべき旨を請求することができる。

2　前項の規定は、買い受けた不動産について先取特権又は質権の登記がある場合について準用する。

（売主による代金の供託の請求）

第五百七十八条　前二条の場合においては、売主は、買主に対して代金の供託を請求することができる。

第三款　買戻し

（買戻しの特約）

第五百七十九条　不動産の売主は、売買契約と同時にした買戻しの特約により、買主が支払った代金及び契約の費用を返還して、売買の解除をすることができる。この場合において、当事者が別段の意思を表示しなかったときは、不動産の果実と代金の利息とは相殺したものとみなす。

（買戻しの期間）

第五百八十条　買戻しの期間は、十年を超えることができない。特約でこれより長い期間を定めたときは、その期間は、十年とする。

2　買戻しについて期間を定めたときは、その後にこれを伸長することができない。

3　買戻しについて期間を定めなかったときは、五年以内に買戻しをしなければならない。

（買戻しの特約の対抗力）

第五百八十一条　売買契約と同時に買戻しの特約を登記したときは、買戻しは、第三者に対しても、その効力を生ずる。

2　登記をした賃借人の権利は、その残存期間中一年を超えない期間に限り、売主に対抗することができる。ただし、売主を害する目的で賃貸借をしたときは、この限りでない。

（買戻権の代位行使）

第五百八十二条　売主の債権者が第四百二十三条の規定により売主に代わって買戻しをしようとするときは、買主は、裁判所において選任した鑑定人の評価に従い、不動産の現在の価額から売主が返還すべき金額を控除した残額に達するまで売主の債務を弁済し、なお残余があるときはこれを売主に返還して、買戻権を消滅させることができる。

（買戻しの実行）

第五百八十三条　売主は、第五百八十条に規定する期間内に代金及び契約の費用を提供しなければ、買戻しをすることができない。

2　買主又は転得者が不動産について費用を支出したときは、売主は、第百九十六条の規定に従い、その償還をしなければならない。ただし、有益費については、裁判所は、売主の請求により、その償還について相当の期限を許与することができる。

（共有持分の買戻特約付売買）

第五百八十四条　不動産の共有者の一人が買戻しの特約を付してその持分を売却した後に、その不動産の分割又は競売があったときは、売主は、買主が受け、若しくは受けるべき部分又は代金について、買戻しをすることができる。ただし、売主に通知をしないでした分割及び競売は、売主に対抗することができない。

第五百八十五条　前条の場合において、買主が不動産の競売における買受人となったときは、売主は、競売の代金及び第五百八十三条に規定する費用を支払って買戻しをすることができる。この場合において、売主は、その不動産の全部の所有権を取得する。

2　他の共有者が分割を請求したことにより買主が競売における買受人となったときは、売主は、その持分のみについて買戻しをすることはできない。

第四節　交換

第五百八十六条　交換は、当事者が互いに金銭の所有権以外の財産権を移転することを約することによって、その効力を生ずる。

2　当事者の一方が他の権利とともに金銭の所有権を移転することを約した場合におけるその金銭については、売買の代金に関する規定を準用する。

第五節　消費貸借

（消費貸借）

第五百八十七条　消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

（準消費貸借）

第五百八十八条　消費貸借によらないで金銭その他の物を給付する義務を負う者がある場合において、当事者がその物を消費貸借の目的とすることを約したときは、消費貸借は、これによって成立したものとみなす。

（消費貸借の予約と破産手続の開始）

第五百八十九条　消費貸借の予約は、その後に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。

（貸主の担保責任）

第五百九十条　利息付きの消費貸借において、物に隠れた瑕疵があったときは、貸主は、瑕疵がない物をもってこれに代えなければならない。この場合においては、損害賠償の請求を妨げない。

2　無利息の消費貸借においては、借主は、瑕疵がある物の価額を返還することができる。この場合において、貸主がその瑕疵を知りながら借主に告げなかったときは、前項の規定を準用する。

（返還の時期）

第五百九十一条　当事者が返還の時期を定めなかったときは、貸主は、相当の期間を定めて返還の催告をすることができる。

2　借主は、いつでも返還をすることができる。

（価額の償還）

第五百九十二条　借主が貸主から受け取った物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることができなくなったときは、その時における物の価額を償還しなければならない。ただし、第四百二条第二項に規定する場合は、この限りでない。

第六節　使用貸借

（使用貸借）

第五百九十三条　使用貸借は、当事者の一方が無償で使用及び収益をした後に返還をすることを約して相手方からある物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

（借主による使用及び収益）

第五百九十四条　借主は、契約又はその目的物の性質によって定まった用法に従い、その物の使用及び収益をしなければならない。

2　借主は、貸主の承諾を得なければ、第三者に借用物の使用又は収益をさせることができない。

3　借主が前二項の規定に違反して使用又は収益をしたときは、貸主は、契約の解除をすることができる。

（借用物の費用の負担）

第五百九十五条　借主は、借用物の通常の必要費を負担する。

2　第五百八十三条第二項の規定は、前項の通常の必要費以外の費用について準用する。

（貸主の担保責任）

第五百九十六条　第五百五十一条の規定は、使用貸借について準用する。

（借用物の返還の時期）

第五百九十七条　借主は、契約に定めた時期に、借用物の返還をしなければならない。

2　当事者が返還の時期を定めなかったときは、借主は、契約に定めた目的に従い使用及び収益を終わった時に、返還をしなければならない。ただし、その使用及び収益を終わる前であっても、使用及び収益をするのに足りる期間を経過したときは、貸主は、直ちに返還を請求することができる。

3　当事者が返還の時期並びに使用及び収益の目的を定めなかったときは、貸主は、いつでも返還を請求することができる。

（借主による収去）

第五百九十八条　借主は、借用物を原状に復して、これに附属させた物を収去することができる。

（借主の死亡による使用貸借の終了）

第五百九十九条　使用貸借は、借主の死亡によって、その効力を失う。

（損害賠償及び費用の償還の請求権についての期間の制限）

第六百条　契約の本旨に反する使用又は収益によって生じた損害の賠償及び借主が支出した費用の償還は、貸主が返還を受けた時から一年以内に請求しなければならない。

第七節　賃貸借

第一款　総則

（賃貸借）

第六百一条　賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

（短期賃貸借）

第六百二条　処分につき行為能力の制限を受けた者又は処分の権限を有しない者が賃貸借をする場合には、次の各号に掲げる賃貸借は、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。

一　樹木の栽植又は伐採を目的とする山林の賃貸借　十年

二　前号に掲げる賃貸借以外の土地の賃貸借　五年

三　建物の賃貸借　三年

四　動産の賃貸借　六箇月

（短期賃貸借の更新）

第六百三条　前条に定める期間は、更新することができる。ただし、その期間満了前、土地については一年以内、建物については三箇月以内、動産については一箇月以内に、その更新をしなければならない。

（賃貸借の存続期間）

第六百四条　賃貸借の存続期間は、二十年を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、二十年とする。

2　賃貸借の存続期間は、更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から二十年を超えることができない。

第二款　賃貸借の効力

（不動産賃貸借の対抗力）

第六百五条　不動産の賃貸借は、これを登記したときは、その後その不動産について物権を取得した者に対しても、その効力を生ずる。

（賃貸物の修繕等）

第六百六条　賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。

2　賃貸人が賃貸物の保存に必要な行為をしようとするときは、賃借人は、これを拒むことができない。

（賃借人の意思に反する保存行為）

第六百七条　賃貸人が賃借人の意思に反して保存行為をしようとする場合において、そのために賃借人が賃借をした目的を達することができなくなるときは、賃借人は、契約の解除をすることができる。

（賃借人による費用の償還請求）

第六百八条　賃借人は、賃借物について賃貸人の負担に属する必要費を支出したときは、賃貸人に対し、直ちにその償還を請求することができる。

2　賃借人が賃借物について有益費を支出したときは、賃貸人は、賃貸借の終了の時に、第百九十六条第二項の規定に従い、その償還をしなければならない。ただし、裁判所は、賃貸人の請求により、その償還について相当の期限を許与することができる。

（減収による賃料の減額請求）

第六百九条　収益を目的とする土地の賃借人は、不可抗力によって賃料より少ない収益を得たときは、その収益の額に至るまで、賃料の減額を請求することができる。ただし、宅地の賃貸借については、この限りでない。

（減収による解除）

第六百十条　前条の場合において、同条の賃借人は、不可抗力によって引き続き二年以上賃料より少ない収益を得たときは、契約の解除をすることができる。

（賃借物の一部滅失による賃料の減額請求等）

第六百十一条　賃借物の一部が賃借人の過失によらないで滅失したときは、賃借人は、その滅失した部分の割合に応じて、賃料の減額を請求することができる。

2　前項の場合において、残存する部分のみでは賃借人が賃借をした目的を達することができないときは、賃借人は、契約の解除をすることができる。

（賃借権の譲渡及び転貸の制限）

第六百十二条　賃借人は、賃貸人の承諾を得なければ、その賃借権を譲り渡し、又は賃借物を転貸することができない。

2　賃借人が前項の規定に違反して第三者に賃借物の使用又は収益をさせたときは、賃貸人は、契約の解除をすることができる。

（転貸の効果）

第六百十三条　賃借人が適法に賃借物を転貸したときは、転借人は、賃貸人に対して直接に義務を負う。この場合においては、賃料の前払をもって賃貸人に対抗することができない。

2　前項の規定は、賃貸人が賃借人に対してその権利を行使することを妨げない。

（賃料の支払時期）

第六百十四条　賃料は、動産、建物及び宅地については毎月末に、その他の土地については毎年末に、支払わなければならない。ただし、収穫の季節があるものについては、その季節の後に遅滞なく支払わなければならない。

（賃借人の通知義務）

第六百十五条　賃借物が修繕を要し、又は賃借物について権利を主張する者があるときは、賃借人は、遅滞なくその旨を賃貸人に通知しなければならない。ただし、賃貸人が既にこれを知っているときは、この限りでない。

（使用貸借の規定の準用）

第六百十六条　第五百九十四条第一項、第五百九十七条第一項及び第五百九十八条の規定は、賃貸借について準用する。

第三款　賃貸借の終了

（期間の定めのない賃貸借の解約の申入れ）

第六百十七条　当事者が賃貸借の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合においては、次の各号に掲げる賃貸借は、解約の申入れの日からそれぞれ当該各号に定める期間を経過することによって終了する。

一　土地の賃貸借　一年

二　建物の賃貸借　三箇月

三　動産及び貸席の賃貸借　一日

2　収穫の季節がある土地の賃貸借については、その季節の後次の耕作に着手する前に、解約の申入れをしなければならない。

（期間の定めのある賃貸借の解約をする権利の留保）

第六百十八条　当事者が賃貸借の期間を定めた場合であっても、その一方又は双方がその期間内に解約をする権利を留保したときは、前条の規定を準用する。

（賃貸借の更新の推定等）

第六百十九条　賃貸借の期間が満了した後賃借人が賃借物の使用又は収益を継続する場合において、賃貸人がこれを知りながら異議を述べないときは、従前の賃貸借と同一の条件で更に賃貸借をしたものと推定する。この場合において、各当事者は、第六百十七条の規定により解約の申入れをすることができる。

2　従前の賃貸借について当事者が担保を供していたときは、その担保は、期間の満了によって消滅する。ただし、敷金については、この限りでない。

（賃貸借の解除の効力）

第六百二十条　賃貸借の解除をした場合には、その解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。この場合において、当事者の一方に過失があったときは、その者に対する損害賠償の請求を妨げない。

（損害賠償及び費用の償還の請求権についての期間の制限）

第六百二十一条　第六百条の規定は、賃貸借について準用する。

第六百二十二条　削除

第八節　雇用

（雇用）

第六百二十三条　雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる。

（報酬の支払時期）

第六百二十四条　労働者は、その約した労働を終わった後でなければ、報酬を請求することができない。

2　期間によって定めた報酬は、その期間を経過した後に、請求することができる。

（使用者の権利の譲渡の制限等）

第六百二十五条　使用者は、労働者の承諾を得なければ、その権利を第三者に譲り渡すことができない。

2　労働者は、使用者の承諾を得なければ、自己に代わって第三者を労働に従事させることができない。

3　労働者が前項の規定に違反して第三者を労働に従事させたときは、使用者は、契約の解除をすることができる。

（期間の定めのある雇用の解除）

第六百二十六条　雇用の期間が五年を超え、又は雇用が当事者の一方若しくは第三者の終身の間継続すべきときは、当事者の一方は、五年を経過した後、いつでも契約の解除をすることができる。ただし、この期間は、商工業の見習を目的とする雇用については、十年とする。

2　前項の規定により契約の解除をしようとするときは、三箇月前にその予告をしなければならない。

（期間の定めのない雇用の解約の申入れ）

第六百二十七条　当事者が雇用の期間を定めなかったときは、各当事者は、いつでも解約の申入れをすることができる。この場合において、雇用は、解約の申入れの日から二週間を経過することによって終了する。

2　期間によって報酬を定めた場合には、解約の申入れは、次期以後についてすることができる。ただし、その解約の申入れは、当期の前半にしなければならない。

3　六箇月以上の期間によって報酬を定めた場合には、前項の解約の申入れは、三箇月前にしなければならない。

（やむを得ない事由による雇用の解除）

第六百二十八条　当事者が雇用の期間を定めた場合であっても、やむを得ない事由があるときは、各当事者は、直ちに契約の解除をすることができる。この場合において、その事由が当事者の一方の過失によって生じたものであるときは、相手方に対して損害賠償の責任を負う。

（雇用の更新の推定等）

第六百二十九条　雇用の期間が満了した後労働者が引き続きその労働に従事する場合において、使用者がこれを知りながら異議を述べないときは、従前の雇用と同一の条件で更に雇用をしたものと推定する。この場合において、各当事者は、第六百二十七条の規定により解約の申入れをすることができる。

2　従前の雇用について当事者が担保を供していたときは、その担保は、期間の満了によって消滅する。ただし、身元保証金については、この限りでない。

（雇用の解除の効力）

第六百三十条　第六百二十条の規定は、雇用について準用する。

（使用者についての破産手続の開始による解約の申入れ）

第六百三十一条　使用者が破産手続開始の決定を受けた場合には、雇用に期間の定めがあるときであっても、労働者又は破産管財人は、第六百二十七条の規定により解約の申入れをすることができる。この場合において、各当事者は、相手方に対し、解約によって生じた損害の賠償を請求することができない。

第九節　請負

（請負）

第六百三十二条　請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

（報酬の支払時期）

第六百三十三条　報酬は、仕事の目的物の引渡しと同時に、支払わなければならない。ただし、物の引渡しを要しないときは、第六百二十四条第一項の規定を準用する。

（請負人の担保責任）

第六百三十四条　仕事の目的物に瑕疵があるときは、注文者は、請負人に対し、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。

2　注文者は、瑕疵の修補に代えて、又はその修補とともに、損害賠償の請求をすることができる。この場合においては、第五百三十三条の規定を準用する。

第六百三十五条　仕事の目的物に瑕疵があり、そのために契約をした目的を達することができないときは、注文者は、契約の解除をすることができる。ただし、建物その他の土地の工作物については、この限りでない。

（請負人の担保責任に関する規定の不適用）

第六百三十六条　前二条の規定は、仕事の目的物の瑕疵が注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じたときは、適用しない。ただし、請負人がその材料又は指図が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

（請負人の担保責任の存続期間）

第六百三十七条　前三条の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求及び契約の解除は、仕事の目的物を引き渡した時から一年以内にしなければならない。

2　仕事の目的物の引渡しを要しない場合には、前項の期間は、仕事が終了した時から起算する。

第六百三十八条　建物その他の土地の工作物の請負人は、その工作物又は地盤の瑕疵について、引渡しの後五年間その担保の責任を負う。ただし、この期間は、石造、土造、れんが造、コンクリート造、金属造その他これらに類する構造の工作物については、十年とする。

2　工作物が前項の瑕疵によって滅失し、又は損傷したときは、注文者は、その滅失又は損傷の時から一年以内に、第六百三十四条の規定による権利を行使しなければならない。

（担保責任の存続期間の伸長）

第六百三十九条　第六百三十七条及び前条第一項

の期間は、第百六十七条の規定による消滅時効の期間内に限り、契約で伸長することができる。

（担保責任を負わない旨の特約）

第六百四十条　請負人は、第六百三十四条又は第六百三十五条の規定による担保の責任を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかった事実については、その責任を免れることができない。

（注文者による契約の解除）

第六百四十一条　請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる。

（注文者についての破産手続の開始による解除）

第六百四十二条　注文者が破産手続開始の決定を受けたときは、請負人又は破産管財人は、契約の解除をすることができる。この場合において、請負人は、既にした仕事の報酬及びその中に含まれていない費用について、破産財団の配当に加入することができる。

2　前項の場合には、契約の解除によって生じた損害の賠償は、破産管財人が契約の解除をした場合における請負人に限り、請求することができる。この場合において、請負人は、その損害賠償について、破産財団の配当に加入する。

第十節　委任

（委任）

第六百四十三条　委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

（受任者の注意義務）

第六百四十四条　受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

（受任者による報告）

第六百四十五条　受任者は、委任者の請求があるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告し、委任が終了した後は、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。

（受任者による受取物の引渡し等）

第六百四十六条　受任者は、委任事務を処理するに当たって受け取った金銭その他の物を委任者に引き渡さなければならない。その収取した果実についても、同様とする。

2　受任者は、委任者のために自己の名で取得した権利を委任者に移転しなければならない。

（受任者の金銭の消費についての責任）

第六百四十七条　受任者は、委任者に引き渡すべき金額又はその利益のために用いるべき金額を自己のために消費したときは、その消費した日以後の利息を支払わなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

（受任者の報酬）

第六百四十八条　受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。

2　受任者は、報酬を受けるべき場合には、委任事務を履行した後でなければ、これを請求することができない。ただし、期間によって報酬を定めたときは、第六百二十四条第二項の規定を準用する。

3　委任が受任者の責めに帰することができない事由によって履行の中途で終了したときは、受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

（受任者による費用の前払請求）

第六百四十九条　委任事務を処理するについて費用を要するときは、委任者は、受任者の請求により、その前払をしなければならない。

（受任者による費用等の償還請求等）

第六百五十条　受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる費用を支出したときは、委任者に対し、その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる。

2　受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる債務を負担したときは、委任者に対し、自己に代わってその弁済をすることを請求することができる。この場合において、その債務が弁済期にないときは、委任者に対し、相当の担保を供させることができる。

3　受任者は、委任事務を処理するため自己に過失なく損害を受けたときは、委任者に対し、その賠償を請求することができる。

（委任の解除）

第六百五十一条　委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。

2　当事者の一方が相手方に不利な時期に委任の解除をしたときは、その当事者の一方は、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があったときは、この限りでない。

（委任の解除の効力）

第六百五十二条　第六百二十条の規定は、委任について準用する。

（委任の終了事由）

第六百五十三条　委任は、次に掲げる事由によって終了する。

一　委任者又は受任者の死亡

二　委任者又は受任者が破産手続開始の決定を受けたこと。

三　受任者が後見開始の審判を受けたこと。

（委任の終了後の処分）

第六百五十四条　委任が終了した場合において、急迫の事情があるときは、受任者又はその相続人若しくは法定代理人は、委任者又はその相続人若しくは法定代理人が委任事務を処理することができるに至るまで、必要な処分をしなければならない。

（委任の終了の対抗要件）

第六百五十五条　委任の終了事由は、これを相手方に通知したとき、又は相手方がこれを知っていたときでなければ、これをもってその相手方に対抗することができない。

（準委任）

第六百五十六条　この節の規定は、法律行為でない事務の委託について準用する。

第十一節　寄託

（寄託）

第六百五十七条　寄託は、当事者の一方が相手方のために保管をすることを約してある物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

（寄託物の使用及び第三者による保管）

第六百五十八条　受寄者は、寄託者の承諾を得なければ、寄託物を使用し、又は第三者にこれを保管させることができない。

2　第百五条及び第百七条第二項の規定は、受寄者が第三者に寄託物を保管させることができる場合について準用する。

（無償受寄者の注意義務）

第六百五十九条　無報酬で寄託を受けた者は、自己の財産に対するのと同一の注意をもって、寄託物を保管する義務を負う。

（受寄者の通知義務）

第六百六十条　寄託物について権利を主張する第三者が受寄者に対して訴えを提起し、又は差押え、仮差押え若しくは仮処分をしたときは、受寄者は、遅滞なくその事実を寄託者に通知しなければならない。

（寄託者による損害賠償）

第六百六十一条　寄託者は、寄託物の性質又は瑕疵によって生じた損害を受寄者に賠償しなければならない。ただし、寄託者が過失なくその性質若しくは瑕疵を知らなかったとき、又は受寄者がこれを知っていたときは、この限りでない。

（寄託者による返還請求）

第六百六十二条　当事者が寄託物の返還の時期を定めたときであっても、寄託者は、いつでもその返還を請求することができる。

（寄託物の返還の時期）

第六百六十三条　当事者が寄託物の返還の時期を定めなかったときは、受寄者は、いつでもその返還をすることができる。

2　返還の時期の定めがあるときは、受寄者は、やむを得ない事由がなければ、その期限前に返還をすることができない。

（寄託物の返還の場所）

第六百六十四条　寄託物の返還は、その保管をすべき場所でしなければならない。ただし、受寄者が正当な事由によってその物を保管する場所を変更したときは、その現在の場所で返還をすることができる。

（委任の規定の準用）

第六百六十五条　第六百四十六条から第六百五十条まで（同条第三項を除く。）の規定は、寄託について準用する。

（消費寄託）

第六百六十六条　第五節（消費貸借）の規定は、受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合について準用する。

2　前項において準用する第五百九十一条第一項の規定にかかわらず、前項の契約に返還の時期を定めなかったときは、寄託者は、いつでも返還を請求することができる。

第十二節　組合

（組合契約）

第六百六十七条　組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずる。

2　出資は、労務をその目的とすることができる。

（組合財産の共有）

第六百六十八条　各組合員の出資その他の組合財産は、総組合員の共有に属する。

（金銭出資の不履行の責任）

第六百六十九条　金銭を出資の目的とした場合において、組合員がその出資をすることを怠ったときは、その利息を支払うほか、損害の賠償をしなければならない。

（業務の執行の方法）

第六百七十条　組合の業務の執行は、組合員の過半数で決する。

2　前項の業務の執行は、組合契約でこれを委任した者（次項において「業務執行者」という。）が数人あるときは、その過半数で決する。

3　組合の常務は、前二項の規定にかかわらず、各組合員又は各業務執行者が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の組合員又は業務執行者が異議を述べたときは、この限りでない。

（委任の規定の準用）

第六百七十一条　第六百四十四条から第六百五十条までの規定は、組合の業務を執行する組合員について準用する。

（業務執行組合員の辞任及び解任）

第六百七十二条　組合契約で一人又は数人の組合員に業務の執行を委任したときは、その組合員は、正当な事由がなければ、辞任することができない。

2　前項の組合員は、正当な事由がある場合に限り、他の組合員の一致によって解任することができる。

（組合員の組合の業務及び財産状況に関する検査）

第六百七十三条　各組合員は、組合の業務を執行する権利を有しないときであっても、その業務及び組合財産の状況を検査することができる。

（組合員の損益分配の割合）

第六百七十四条　当事者が損益分配の割合を定めなかったときは、その割合は、各組合員の出資の価額に応じて定める。

2　利益又は損失についてのみ分配の割合を定めたときは、その割合は、利益及び損失に共通であるものと推定する。

（組合員に対する組合の債権者の権利の行使）

第六百七十五条　組合の債権者は、その債権の発生の時に組合員の損失分担の割合を知らなかったときは、各組合員に対して等しい割合でその権利を行使することができる。

（組合員の持分の処分及び組合財産の分割）

第六百七十六条　組合員は、組合財産についてその持分を処分したときは、その処分をもって組合及び組合と取引をした第三者に対抗することができない。

2　組合員は、清算前に組合財産の分割を求めることができない。

（組合の債務者による相殺の禁止）

第六百七十七条　組合の債務者は、その債務と組合員に対する債権とを相殺することができない。

（組合員の脱退）

第六百七十八条　組合契約で組合の存続期間を定

めなかったとき、又はある組合員の終身の間組合が存続すべきことを定めたときは、各組合員は、いつでも脱退することができる。ただし、やむを得ない事由がある場合を除き、組合に不利な時期に脱退することができない。

2　組合の存続期間を定めた場合であっても、各組合員は、やむを得ない事由があるときは、脱退することができる。

第六百七十九条　前条の場合のほか、組合員は、次に掲げる事由によって脱退する。

一　死亡

二　破産手続開始の決定を受けたこと。

三　後見開始の審判を受けたこと。

四　除名

（組合員の除名）

第六百八十条　組合員の除名は、正当な事由がある場合に限り、他の組合員の一致によってすることができる。ただし、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することができない。

（脱退した組合員の持分の払戻し）

第六百八十一条　脱退した組合員と他の組合員との間の計算は、脱退の時における組合財産の状況に従ってしなければならない。

2　脱退した組合員の持分は、その出資の種類を問わず、金銭で払い戻すことができる。

3　脱退の時にまだ完了していない事項については、その完了後に計算をすることができる。

（組合の解散事由）

第六百八十二条　組合は、その目的である事業の成功又はその成功の不能によって解散する。

（組合の解散の請求）

第六百八十三条　やむを得ない事由があるときは、各組合員は、組合の解散を請求することができる。

（組合契約の解除の効力）

第六百八十四条　第六百二十条の規定は、組合契約について準用する。

（組合の清算及び清算人の選任）

第六百八十五条　組合が解散したときは、清算は、総組合員が共同して、又はその選任した清算人がこれをする。

2　清算人の選任は、総組合員の過半数で決する。

（清算人の業務の執行の方法）

第六百八十六条　第六百七十条の規定は、清算人が数人ある場合について準用する。

（組合員である清算人の辞任及び解任）

第六百八十七条　第六百七十二条の規定は、組合契約で組合員の中から清算人を選任した場合について準用する。

（清算人の職務及び権限並びに残余財産の分割方法）

第六百八十八条　第七十八条の規定は、清算人の職務及び権限について準用する。

2　残余財産は、各組合員の出資の価額に応じて分割する。

第十三節　終身定期金

（終身定期金契約）

第六百八十九条　終身定期金契約は、当事者の一方が、自己、相手方又は第三者の死亡に至るまで、定期に金銭その他の物を相手方又は第三者に給付することを約することによって、その効力を生ずる。

（終身定期金の計算）

第六百九十条　終身定期金は、日割りで計算する。

（終身定期金契約の解除）

第六百九十一条　終身定期金債務者が終身定期金の元本を受領した場合において、その終身定期金の給付を怠り、又はその他の義務を履行しないときは、相手方は、元本の返還を請求することができる。この場合において、相手方は、既に受け取った終身定期金の中からその元本の利息を控除した残額を終身定期金債務者に返還しなければならない。

2　前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

（終身定期金契約の解除と同時履行）

第六百九十二条　第五百三十三条の規定は、前条の場合について準用する。

（終身定期金債権の存続の宣告）

第六百九十三条　終身定期金債務者の責めに帰すべき事由によって第六百八十九条に規定する死亡が生じたときは、裁判所は、終身定期金債権者又はその相続人の請求により、終身定期金債権が相当の期間存続することを宣告することができる。

2　前項の規定は、第六百九十一条の権利の行使を妨げない。

（終身定期金の遺贈）

第六百九十四条　この節の規定は、終身定期金の遺贈について準用する。

第十四節　和解

（和解）

第六百九十五条　和解は、当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめることを約することによって、その効力を生ずる。

（和解の効力）

第六百九十六条　当事者の一方が和解によって争いの目的である権利を有するものと認められ、又は相手方がこれを有しないものと認められた場合において、その当事者の一方が従来その権利を有していなかった旨の確証又は相手方がこれを有していた旨の確証が得られたときは、その権利は、和解によってその当事者の一方に移転し、又は消滅したものとする。

第三章　事務管理

（事務管理）

第六百九十七条　義務なく他人のために事務の管理を始めた者（以下この章において「管理者」という。）は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理（以下「事務管理」という。）をしなければならない。

2　管理者は、本人の意思を知っているとき、又はこれを推知することができるときは、その意思に従って事務管理をしなければならない。

（緊急事務管理）

第六百九十八条　管理者は、本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をしたときは、悪意又は重大な過失が

あるのでなければ、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

（管理者の通知義務）

第六百九十九条　管理者は、事務管理を始めたことを遅滞なく本人に通知しなければならない。ただし、本人が既にこれを知っているときは、この限りでない。

（管理者による事務管理の継続）

第七百条　管理者は、本人又はその相続人若しくは法定代理人が管理をすることができるに至るまで、事務管理を継続しなければならない。ただし、事務管理の継続が本人の意思に反し、又は本人に不利であることが明らかであるときは、この限りでない。

（委任の規定の準用）

第七百一条　第六百四十五条から第六百四十七条までの規定は、事務管理について準用する。

（管理者による費用の償還請求等）

第七百二条　管理者は、本人のために有益な費用を支出したときは、本人に対し、その償還を請求することができる。

2　第六百五十条第二項の規定は、管理者が本人のために有益な債務を負担した場合について準用する。

3　管理者が本人の意思に反して事務管理をしたときは、本人が現に利益を受けている限度においてのみ、前二項の規定を適用する。

第四章　不当利得

（不当利得の返還義務）

第七百三条　法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

（悪意の受益者の返還義務等）

第七百四条　悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

（債務の不存在を知ってした弁済）

第七百五条　債務の弁済として給付をした者は、その時において債務の存在しないことを知っていたときは、その給付したものの返還を請求することができない。

（期限前の弁済）

第七百六条　債務者は、弁済期にない債務の弁済として給付をしたときは、その給付したものの返還を請求することができない。ただし、債務者が錯誤によってその給付をしたときは、債権者は、これによって得た利益を返還しなければならない。

（他人の債務の弁済）

第七百七条　債務者でない者が錯誤によって債務の弁済をした場合において、債権者が善意で証書を滅失させ若しくは損傷し、担保を放棄し、又は時効によってその債権を失ったときは、その弁済をした者は、返還の請求をすることができない。

2　前項の規定は、弁済をした者から債務者に対する求償権の行使を妨げない。

（不法原因給付）

第七百八条　不法な原因のために給付をした者は、その給付したものの返還を請求することができない。ただし、不法な原因が受益者についてのみ存したときは、この限りでない。

第五章　不法行為

（不法行為による損害賠償）

第七百九条　故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

（財産以外の損害の賠償）

第七百十条　他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

（近親者に対する損害の賠償）

第七百十一条　他人の生命を侵害した者は、被害者の父母、配偶者及び子に対しては、その財産権が侵害されなかった場合においても、損害の賠償をしなければならない。

（責任能力）

第七百十二条　未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。

第七百十三条　精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によって一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。

（責任無能力者の監督義務者等の責任）

第七百十四条　前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかったとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2　監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も、前項の責任を負う。

（使用者等の責任）

第七百十五条　ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2　使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3　前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

（注文者の責任）

第七百十六条　注文者は、請負人がその仕事について第三者に加えた損害を賠償する責任を負わない。ただし、注文又は指図についてその注文者に過失があったときは、この限りでない。

（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

第七百十七条　土地の工作物の設置又は保存に瑕

瑕があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2　前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

3　前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使することができる。

（動物の占有者等の責任）

第七百十八条　動物の占有者は、その動物が他人に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、動物の種類及び性質に従い相当の注意をもってその管理をしたときは、この限りでない。

2　占有者に代わって動物を管理する者も、前項の責任を負う。

（共同不法行為者の責任）

第七百十九条　数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。

2　行為者を教唆した者及び幇助した者は、共同行為者とみなして、前項の規定を適用する。

（正当防衛及び緊急避難）

第七百二十条　他人の不法行為に対し、自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為をした者は、損害賠償の責任を負わない。ただし、被害者から不法行為をした者に対する損害賠償の請求を妨げない。

2　前項の規定は、他人の物から生じた急迫の危難を避けるためその物を損傷した場合について準用する。

（損害賠償請求権に関する胎児の権利能力）

第七百二十一条　胎児は、損害賠償の請求権については、既に生まれたものとみなす。

（損害賠償の方法及び過失相殺）

第七百二十二条　第四百十七条の規定は、不法行為による損害賠償について準用する。

2　被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。

（名誉毀損における原状回復）

第七百二十三条　他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる。

（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）

第七百二十四条　不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

第七百二十五条に見出しとして「（親族の範囲）」を付し、同条中「左に」を「次に」に改め、「これを」を削る。

第七百二十六条に見出しとして「（親等の計算）」を付し、同条第一項中「世数」を「世代数」に改め、同条第二項中「始祖」を「祖先」に、「世数」を「世代数」に改め、同項に項番号を付する。

第七百二十七条に見出しとして「（縁組による親族関係の発生）」を付し、同条中「おけると」を「おけるのと」に改める。

第七百二十八条に見出しとして「（離婚等による姻族関係の終了）」を付し、同条第一項中「よつて」を「よって」に改め、同条第二項中「である」を「とする」に改め、同項に項番号を付する。

第七百二十九条に見出しとして「（離縁による親族関係の終了）」を付し、同条中「、その配偶者、」を「及びその配偶者並びに養子の」に、「よつて」を「よって」に改める。

第七百三十条に見出しとして「（親族間の扶け合い）」を付し、同条中「互に扶け合わなければ」を「互いに扶け合わなければ」に改める。

第七百三十一条に見出しとして「（婚姻適齢）」を付し、同条中「満十八歳」を「十八歳」に、「満十六歳」を「十六歳」に改める。

第七百三十二条に見出しとして「（重婚の禁止）」を付する。

第七百三十三条に見出しとして「（再婚禁止期間）」を付し、同条中「取消」を「取消し」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第七百三十四条に見出しとして「（近親者間の婚姻の禁止）」を付し、同条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「よつて」を「より」に改め、同項に項番号を付する。

第七百三十五条に見出しとして「（直系姻族間の婚姻の禁止）」を付し、同条中「よつて」を「より」に、「である」を「とする」に改める。

第七百三十六条に見出しとして「（養親子等の間の婚姻の禁止）」を付し、同条中「、その配偶者、直系卑属又は」を「若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくは」に、「よつて」を「より」に改める。

第七百三十七条に見出しとして「（未成年者の婚姻についての父母の同意）」を付し、同条第二項中「である」を「とする」に改め、同項に項番号を付する。

第七百三十八条に見出しとして「（成年被後見人の婚姻）」を付する。

第七百三十九条に見出しとして「（婚姻の届出）」を付し、同条第一項中「戸籍法」の下に「（昭和二十二年法律第二百二十四号）」を加え、「これを」を削り、「よつて」を「よって」に改め、同条第二項中「から、口頭又は署名した書面で、これを」を「が署名した書面で、又はこれらの者から口頭で、」に改め、同項に項番号を付する。

第七百四十条に見出しとして「（婚姻の届出の受理）」を付し、同条中「乃至第七百三十七条」を「から第七百三十七条まで」に改め、「法令」の下に「の規定」を加え、「これを」を削る。

第七百四十一条に見出しとして「（外国に在る日本人間の婚姻の方式）」を付し、同条中「場合に」の下に「おいて」を加える。

「第二款　婚姻の無効及び取消」を「第二款　婚姻の無効及び取消し」に改める。

第七百四十二条に見出しとして「（婚姻の無効）」を付し、同条中「左の」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「人違」を「人違い」に、「よつて」を「よって」に改め、同条第二号ただし書中「但し」を「ただし」に、「掲げる条件」を「定める方式」に、「これがために、」を「そのために、」に、「妨げられることがない」を「妨げられない」に改める。

第七百四十三条に見出しとして「（婚姻の取消し）」を付し、同条中「第七百四十四条乃至第七百四十七条」を「次条から第七百四十七条まで」に改め、「これを」を削る。

第七百四十四条に見出しとして「（不適法な婚姻の取消し）」を付し、同条第二項中「取消」を「取消し」に改め、同項に項番号を付する。

第七百四十五条に見出しとして「（不適齢者の婚姻の取消し）」を付し、同条第一項中「取消」を「取消し」に改め、同条第二項中「取消」を「取消し」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項に項番号を付する。

第七百四十六条に見出しとして「（再婚禁止期間内にした婚姻の取消し）」を付し、同条中「取消」を「取消し」に改める。

第七百四十七条に見出しとして「（詐欺又は強迫による婚姻の取消し）」を付し、同条第一項中「よつて」を「よって」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「免かれた」を「免れた」に改め、同項に項番号を付する。

第七百四十八条に見出しとして「（婚姻の取消しの効力）」を付し、同条第一項中「取消は、」を「取消しは、将来に向かってのみ」に、「既往に及ぼさない」を「生ずる」に改め、同条第二項中「当時」を「時において」に、「取消」を「取消し」に、「知らなかつた」を「知らなかった」に、「よつて」を「よって」に、「受ける」を「受けている」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「当時」を「時において」に、「取消」を「取消し」に、「知つていた」を「知っていた」に、「よつて」を「よって」に、「なお」を「この場合において」に、「あつた」を「あった」に、「責に任ずる」を「責任を負う」に改め、同項に項番号を付する。

第七百四十九条に見出しとして「（離婚の規定の準用）」を付する。

第七百五十条に見出しとして「（夫婦の氏）」を付する。

第七百五十一条に見出しとして「（生存配偶者の復氏等）」を付し、同条第二項中「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第七百五十二条に見出しとして「（同居、協力及び扶助の義務）」を付し、同条中「互に」を「互いに」に改める。

第七百五十三条に見出しとして「（婚姻による成年擬制）」を付し、同条中「よつて」を「よって」に改める。

第七百五十四条に見出しとして「（夫婦間の契約の取消権）」を付し、同条中「契約をしたときは、その」を「したに、「何時でも」を「いつでも」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「ことが」を「ことは」に改める。

第七百五十五条に見出しとして「（夫婦の財産関係）」を付し、同条中「しなかつた」を「しなかった」に、「次の款」を「次款」に改める。

第七百五十六条に見出しとして「（夫婦財産契約の対抗要件）」を付する。

第七百五十八条に見出しとして「（夫婦の財産関係の変更の制限等）」を付し、同条第一項中「婚姻届出の」を「婚姻の届出」に改め、「これを」を削り、同条第二項中「あつた」を「あった」に、「よつて」を「よって」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「その」を「、その」に改め、同項に項番号を付する。

第七百五十九条に見出しとして「（財産の管理者の変更及び共有財産の分割の対抗要件）」を付し、同条中「規定又は」の下に「第七百五十五条の」を加え、「よつて、」を「より、財産の」に改める。

第七百六十条に見出しとして「（婚姻費用の分担）」を付する。

第七百六十一条に見出しとして「（日常の家事に関する債務の連帯責任）」を付し、同条中「よつて」を「よって」に、「責に任ずる」を「責任を負う」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「責に任じない」を「責任を負わない」に改める。

第七百六十二条に見出しとして「（夫婦間における財産の帰属）」を付し、同条第一項中「特有財産の下に「（夫婦の一方が単独で有する財産をいう。）」を加え、同条第二項中「明か」を「明らか」に改め、同項に項番号を付する。

第七百六十三条に見出しとして「（協議上の離婚）」を付する。

第七百六十四条に見出しとして「（婚姻の規定の準用）」を付し、同条中「これを」を「ついて」に改める。

第七百六十五条に見出しとして「（離婚の届出の受理）」を付し、同条第一項中「第七百三十九条第二項」を「前条において準用する第七百三十九条第二項の規定」に改め、「法令」の下に「の規定」を加え、「これを」を削り、同条第二項中「ときで」の下に「あって」を加え、「これがために、」を「そのために、」に、「妨げられることがない」を「妨げられない」に改め、同項に項番号を付する。

第七百六十六条に見出しとして「（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）」を付し、同条第一項中「協議でこれを」を「協議で」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「規定」の下に「によって」を加え、「生ずることがない」を「生じない」に改め、同項に項番号を付する。

第七百六十七条に見出しとして「（離婚による復氏等）」を付し、同条第一項中「よつて」を「よって」に改め、同条第二項中「規定によつて」を「規定によりに、「ことによつて」を「ことによって」に改め、同項に項番号を付する。

第七百六十八条に見出しとして「（財産分与）」を付し、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「よつて」を「よって」に改め、同項に項番号を付する。

第七百六十九条に見出しとして「（離婚による復氏の際の権利の承継）」を付し、同条第一項中「よつて」を「よって」に改め、同条第二項中「、前項」を「、同項」に改め、同項に項番号を付する。

第七百七十条に見出しとして「（裁判上の離婚）」を付し、同条第一項中「左の」を「次に掲げる」に、「訴」を「訴え」に改め、同項第一号中「あつた」を

「あった」に改め、同項第三号中「明か」を「明らか」に改め、同項第四号中「見込」を「見込み」に改め、同条第二項中「乃至第四号の」を「から第四号までに掲げる」に、「ときでも」を「場合であっても」に改め、同項に項番号を付する。

第七百七十一条に見出しとして「（協議上の離婚の規定の準用）」を付し、同条中「乃至第七百六十九条」を「から第七百六十九条まで」に、「これを」を「ついて」に改める。

第七百七十二条に見出しとして「（嫡出の推定）」を付し、同条第二項中「成立」を「の成立」に改め、「二百日」の下に「を経過した」を加え、「取消」を「取消し」に改め、同項に項番号を付する。

第七百七十三条に見出しとして「（父を定めることを目的とする訴え）」を付し、同条中「よつて」を「より」に改める。

第七百七十四条に見出しとして「（嫡出の否認）」を付する。

第七百七十五条に見出しとして「（嫡出否認の訴え）」を付し、同条中「前条の」の下に「規定による」を加え、「訴によつてこれを」を「嫡出否認の訴えによって」に改める。

第七百七十六条に見出しとして「（嫡出の承認）」を付し、同条中「夫が」を「夫は」に改める。

第七百七十七条の前に見出しとして「（嫡出否認の訴えの出訴期間）」を付し、同条中「否認の訴」を「嫡出否認の訴え」に、「知つた」を「知った」に改め、「これを」を削る。

第七百七十八条中「あつた」を「あった」に、「知つた」を「知った」に改め、「、これを」を削る。

第七百七十九条に見出しとして「（認知）」を付する。

第七百八十条に見出しとして「（認知能力）」を付し、同条中「ときで」の下に「あって」を加える。

第七百八十一条に見出しとして「（認知の方式）」を付し、同条第一項中「よつてこれを」を「よって」に改め、同条第二項中「よつても、これを」を「よっても、」に改め、同項に項番号を付する。

第七百八十二条に見出しとして「（成年の子の認知）」を付する。

第七百八十三条に見出しとして「（胎児又は死亡した子の認知）」を付し、同条第一項中「これを」を削り、「場合に」の下に「おいて」を加え、同条第二項中「これを」を削り、同項に項番号を付する。

第七百八十四条に見出しとして「（認知の効力）」を付し、同条中「さかのぼつて」を「さかのぼって」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「ことが」を「ことは」に改める。

第七百八十五条に見出しとして「（認知の取消しの禁止）」を付する。

第七百八十六条に見出しとして「（認知に対する反対の事実の主張）」を付する。

第七百八十七条に見出しとして「（認知の訴え）」を付し、同条中「訴」を「訴え」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第七百八十八条に見出しとして「（認知後の子の監護に関する事項の定め等）」を付し、同条中「これを」を「ついて」に改める。

第七百八十九条に見出しとして「（準正）」を付し、同条第一項中「よつて」を「よって」に、「たる身分」を「の身分」に改め、同条第二項中「たる身分」を「の身分」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「死亡した」を「死亡していた」に、「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第七百九十条に見出しとして「（子の氏）」を付し、同条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第七百九十一条に見出しとして「（子の氏の変更）」を付し、同条第一項中「よつて」を「よって」に改め、同条第二項中「よつて」を「よって」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「代わつて」を「代わって」に改め、同項に項番号を付し、同条第四項中「規定によつて」を「規定により」に、「ことによつて」を「ことによって」に改め、同項に項番号を付する。

第七百九十二条に見出しとして「（養親となる者の年齢）」を付する。

第七百九十三条に見出しとして「（尊属又は年長者を養子とすることの禁止）」を付する。

第七百九十四条に見出しとして「（後見人が被後見人を養子とする縁組）」を付し、同条中「まだ」の下に「その」を加え、「である」を「とする」に改める。

第七百九十五条に見出しとして「（配偶者のある者が未成年者を養子とする縁組）」を付する。

第七百九十六条に見出しとして「（配偶者のある者の縁組）」を付する。

第七百九十七条に見出しとして「（十五歳未満の者を養子とする縁組）」を付し、同条第一項中「代わつて」を「代わって」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第七百九十八条に見出しとして「（未成年者を養子とする縁組）」を付し、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第七百九十九条に見出しとして「（婚姻の規定の準用）」を付し、同条中「これを」を「ついて」に改める。

第八百条に見出しとして「（縁組の届出の受理）」を付し、同条中「乃至前条」を「から前条まで」に改め、「法令」の下に「の規定」を加え、「これを」を削る。

第八百一条に見出しとして「（外国に在る日本人間の縁組の方式）」を付し、同条中「場合に」の下に「おいて」を加え、「第七百三十九条」を「第七百九十九条において準用する第七百三十九条の規定」に改める。

「第二款　縁組の無効及び取消し」を「第二款　縁組の無効及び取消し」に改める。

第八百二条に見出しとして「（縁組の無効）」を付し、同条中「左の」を「、次に掲げる」に改め、同条第一号中「人違」を「人違い」に、「よつて」を「よって」に改め、同条第二号ただし書中「但し」を「ただし」に、「第七百三十九条第二項に掲げる条件」を「第七百九十九条において準用する第七百三十九条第二項に定める方式」に、「これがために、」を「そのためにに」に、「妨げられることがない」を「妨げられない」に改める。

第八百三条に見出しとして「（縁組の取消し）」を付し、同条中「第八百四条乃至第八百八条」を「次

条から第八百八条まで」に改め、「これを」を削る。

第八百四条に見出しとして「（養親が未成年者である場合の縁組の取消し）」を付する。

第八百五条に見出しとして「（養子が尊属又は年長者である場合の縁組の取消し）」を付する。

第八百六条に見出しとして「（後見人と被後見人との間の無許可縁組の取消し）」を付し、同条第一項ただし書中「終わった」を「終わった」に改め、同条第二項中「追認」を「前項ただし書の追認」に、「能力」を「行為能力」に、「後、これを」を「後に」に、「がない」を「を生じない」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「能力」を「行為能力」に、「終わった」を「終わった」に、「第一項但書」を「第一項ただし書」に改め、「、これを」を削り、同項に項番号を付する。

第八百六条の二に見出しとして「（配偶者の同意のない縁組等の取消し）」を付し、同条第一項ただし書中「知つた」を「知った」に改め、同条第二項中「よつて」を「よって」に改め、同項に項番号を付する。

第八百六条の三に見出しとして「（子の監護をすべき者の同意のない縁組等の取消し）」を付し、同条第二項中「よつて」を「よって」に、「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第八百七条に見出しとして「（養子が未成年者である場合の無許可縁組の取消し）」を付し、同条中「代わつて」を「代わって」に改める。

第八百八条に見出しとして「（婚姻の取消し等の規定の準用）」を付し、同条第一項中「にこれを」を「について」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七百四十七条第二項中「三箇月」とあるのは、「六箇月」と読み替えるものとする。

第八百八条第二項中「取消にこれを」を「取消しについて」に改め、同項に項番号を付する。

第八百九条に見出しとして「（嫡出子の身分の取得）」を付し、同条中「たる身分」を「の身分」に改める。

第八百十条に見出しとして「（養子の氏）」を付し、同条ただし書中「よつて」を「よって」に改める。

第八百十一条に見出しとして「（協議上の離縁等）」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付し、同条第四項中「、前項」を「、同項」に、「よつて」を「よって」に改め、同項に項番号を付し、同条第五項中「よつて」を「よって」に改め、同項に項番号を付し、同条第六項に項番号を付する。

第八百十一条の二に見出しとして「（夫婦である養親と未成年者との離縁）」を付し、同条中「ともに」を「共に」に改める。

第八百十二条に見出しとして「（婚姻の規定の準用）」を付し、同条中「、第七百四十七条及び第八百八条第一項但書」を「及び第七百四十七条」に、「これを」を「ついて」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「三箇月」とあるのは、「六箇月」と読み替えるものとする。

第八百十三条に見出しとして「（離縁の届出の受理）」を付し、同条第一項中「第七百三十九条第二項、」を「前条において準用する第七百三十九条第二項の規定並びに」に改め、「法令」の下に「の規定」を加え、「これを」を削り、同条第二項中「ときで」の下に「あって」を加え、「これがために、」を「そのために」に、「妨げられることがない」を「妨げられない」に改め、同項に項番号を付する。

第八百十四条に見出しとして「（裁判上の離縁）」を付し、同条第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第二項中「の場合にこれを」を「に掲げる場合について」に改め、同項に項番号を付する。

第八百十五条に見出しとして「（養子が十五歳未満である場合の離縁の訴えの当事者）」を付し、同条中「満十五歳」を「十五歳」に、「よつて」を「より」に、「訴」を「訴え」に改める。

第八百十六条に見出しとして「（離縁による復氏等）」を付し、同条第一項中「よつて」を「よって」に改め、同条第二項中「規定によつて」を「規定により」に、「ことによつて」を「ことによって」に改め、同項に項番号を付する。

第八百十七条に見出しとして「（離縁による復氏の際の権利の承継）」を付し、同条中「これを」を「ついて」に改める。

第八百十七条の二に見出しとして「（特別養子縁組の成立）」を付し、同条第一項中「縁組（」の下に「以下」を加え、同条第二項に項番号を付する。

第八百十七条の三に見出しとして「（養親の夫婦共同縁組）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第八百十七条の四に見出しとして「（養親となる者の年齢）」を付する。

第八百十七条の五に見出しとして「（養子となる者の年齢）」を付し、同条ただし書中「あつて」を「あって」に改める。

第八百十七条の六に見出しとして「（父母の同意）」を付する。

第八百十七条の七に見出しとして「（子の利益のための特別の必要性）」を付する。

第八百十七条の八に見出しとして「（監護の状況）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第八百十七条の九に見出しとして「（実方との親族関係の終了）」を付し、同条中「よつて」を「よって」に改める。

第八百十七条の十に見出しとして「（特別養子縁組の離縁）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第八百十七条の十一に見出しとして「（離縁による実方との親族関係の回復）」を付し、同条中「よつて」を「よって」に改める。

第八百十八条に見出しとして「（親権者）」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「共同してこれを」を「共同して」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「、これを」を削り、同項に項番号を付する。

第八百十九条に見出しとして「（離婚又は認知の場合の親権者）」を付し、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項に項番号を付し、同条第四項中「これを」を削り、同項に項番号を付し、同条第五項中「よつて」を「よって」に改

め、同項に項番号を付し、同条第六項中「よつて」を「よって」に改め、同項に項番号を付する。

第八百二十条に見出しとして「（監護及び教育の権利義務）」を付する。

第八百二十一条に見出しとして「（居所の指定）」を付する。

第八百二十二条に見出しとして「（懲戒）」を付し、同条第二項中「これを定める」を「定める」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「よつて、何時でも、これを」を「よって、いつでも」に改め、同項に項番号を付する。

第八百二十三条に見出しとして「（職業の許可）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第八百二十四条に見出しとして「（財産の管理及び代表）」を付し、同条中「又」を「かつ」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第八百二十五条に見出しとして「（父母の一方が共同の名義でした行為の効力）」を付し、同条中「代わつて」を「代わって」に、「、又は子の」を「又は子が」に改め、「ときで」の下に「あって」を加え、「これがために、」を「そのために」に、「妨げられることがない」を「妨げられない」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「あつた」を「あった」に改める。

第八百二十六条に見出しとして「（利益相反行為）」を付し、同条第一項中「子と」を「子との」に改め、同条第二項中「その一方のために、前項の規定を準用する」を「親権を行う者は、その一方のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない」に改め、同項に項番号を付する。

第八百二十七条に見出しとして「（財産の管理における注意義務）」を付し、同条中「すると」を「するのと」に、「以て」を「もって」に改める。

第八百二十八条の前に見出しとして「（財産の管理の計算）」を付し、同条中「行つた」を「行った」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「これを」を削る。

第八百二十九条中「前条但書」を「前条ただし書」に改める。

第八百三十条に見出しとして「（第三者が無償で子に与えた財産の管理）」を付し、同条第二項中「指定しなかつた」を「指定しなかった」に、「よつて」を「よって」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「ときで」の下に「あって」を加え、「である」を「とする」に改め、同項に項番号を付し、同条第四項中「乃至第二十九条」を「から第二十九条まで」に、「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第八百三十一条に見出しとして「（委任の規定の準用）」を付し、同条中「これを」を「ついて」に改める。

第八百三十二条に見出しとして「（財産の管理について生じた親子間の債権の消滅時効）」を付し、同条第一項中「行つた」を「行った」に、「行わない」を「行使しない」に、「よつて」を「よって」に改め、同条第二項中「、これを」を削り、同項に項番号を付する。

第八百三十三条に見出しとして「（子に代わる親権の行使）」を付し、同条中「代わつて」を「代わって」に改める。

第八百三十四条に見出しとして「（親権の喪失の宣告）」を付し、同条中「よつて」を「よって」に改める。

第八百三十五条に見出しとして「（管理権の喪失の宣告）」を付し、同条中「あつた」を「あった」に、「よつて」を「よって」に改める。

第八百三十六条に見出しとして「（親権又は管理権の喪失の宣告の取消し）」を付し、同条中「定める」を「規定する」に、「止んだ」を「消滅した」に、「よつて」を「よって」に、「失権」を「前二条の規定による親権又は管理権の喪失」に改める。

第八百三十七条に見出しとして「（親権又は管理権の辞任及び回復）」を付し、同条第二項中「止んだ」を「消滅した」に改め、同項に項番号を付する。

第八百三十八条第二号中「あつた」を「あった」に改める。

第八百三十九条に見出しとして「（未成年後見人の指定）」を付し、同条第二項中「よつて」を「より」に改め、同項に項番号を付する。

第八百四十条に見出しとして「（未成年後見人の選任）」を付し、同条中「規定によつて」を「規定により」に、「請求によつて」を「請求によって」に、「である」を「とする」に改める。

第八百四十一条に見出しとして「（父母による未成年後見人の選任の請求）」を付し、同条中「若しくは母」を「又は母」に、「失つた」を「失った」に、「よつて」を「よって」に改める。

第八百四十二条に見出しとして「（未成年後見人の数）」を付する。

第八百四十三条に見出しとして「（成年後見人の選任）」を付し、同条第二項中「よつて、」を「より」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「掲げる」を「規定する」に、「よつて、」を「より」に改め、同項及び第四項に項番号を付する。

第八百四十四条に見出しとして「（後見人の辞任）」を付する。

第八百四十五条に見出しとして「（辞任した後見人による新たな後見人の選任の請求）」を付し、同条中「よつて」を「よって」に改める。

第八百四十六条に見出しとして「（後見人の解任）」を付し、同条中「よつて、」を「より」に改める。

第八百四十七条に見出しとして「（後見人の欠格事由）」を付し、同条第四号中「及び」を「並びに」に、「並びに」を「及び」に改める。

第八百四十八条に見出しとして「（未成年後見監督人の指定）」を付する。

第八百四十九条に見出しとして「（未成年後見監督人の選任）」を付し、同条中「規定によつて」を「規定により」に、「請求によつて、」を「請求により」に、「である」を「とする」に改める。

第八百四十九条の二に見出しとして「（成年後見監督人の選任）」を付し、同条中「よつて、」を「より」に改める。

第八百五十条に見出しとして「（後見監督人の欠格事由）」を付する。

第八百五十一条に見出しとして「（後見監督人の職務）」を付し、同条中「左の通りである」を「次のとおりとする」に改める。

第八百五十二条に見出しとして「（委任及び後見人の規定の準用）」を付する。

第八百五十三条に見出しとして「（財産の調査及び目録の作成）」を付し、同条第一項中「著手し」を「着手し」に、「且つ」を「かつ」に、「調製しなければ」を「作成しなければ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「、これを」を削り、同条第二項中「調製」を「作成」に、「立会を以てこれを」を「立会いをもってこれ」に、「がない」を「を生じない」に改め、同項に項番号を付する。

第八百五十四条に見出しとして「（財産の目録の作成前の権限）」を付し、同条中「後見人は、」の下に「財産の」を加え、「調製」を「作成」に改め、同条ただし書中「但し、これを」を「ただし、これをもって」に改める。

第八百五十五条に見出しとして「（後見人の被後見人に対する債権又は債務の申出義務）」を付し、同条第一項中「著手する」を「着手する」に改め、同条第二項中「知つて」を「知って」に改め、同項に項番号を付する。

第八百五十六条に見出しとして「（被後見人が包括財産を取得した場合についての準用）」を付し、同条中「これを」を「ついて」に改める。

第八百五十七条に見出しとして「（未成年被後見人の身上の監護に関する権利義務）」を付する。

第八百五十八条に見出しとして「（成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮）」を付し、同条中「当たつて」を「当たって」に改める。

第八百五十九条に見出しとして「（財産の管理及び代表）」を付し、同条第一項中「又」を「かつ」に改め、同条第二項中「第八百二十四条但書」を「第八百二十四条ただし書」に、「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第八百五十九条の二に見出しとして「（成年後見人が数人ある場合の権限の行使等）」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第八百五十九条の三に見出しとして「（成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可）」を付し、同条中「代わつて」を「代わって」に改める。

第八百六十条に見出しとして「（利益相反行為）」を付し、同条中「これを」を「ついて」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第八百六十一条に見出しとして「（支出金額の予定及び後見の事務の費用）」を付し、同条第一項中「初」を「初め」に、「費すべき」を「支出すべき」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第八百六十二条に見出しとして「（後見人の報酬）」を付し、同条中「よつて」を「よって」に改める。

第八百六十三条に見出しとして「（後見の事務の監督）」を付し、同条第一項中「何時でも」を「いつでも」に改め、同条第二項中「よつて、」を「より」に改め、同項に項番号を付する。

第八百六十四条の前に見出しとして「（後見監督人の同意を要する行為）」を付し、同条中「代わつて」を「代わって」に、「第十二条第一項」を「第十三条第一項各号」に改め、同条ただし書中「ただし、」の下に「同項第一号に掲げる」を加える。

第八百六十五条第一項中「、又は」を「又は」に、「後見人において、これを」を「後見人が」に改め、「場合に」の下に「おいて」を加え、「第十九条」を「第二十条」に改め、同条第二項中「乃至第百二十六条」を「から第百二十六条まで」に改め、同項に項番号を付する。

第八百六十六条に見出しとして「（被後見人の財産等の譲受けの取消し）」を付し、同条第一項中「場合に」の下に「おいて」を加え、「第十九条」を「第二十条」に改め、同条第二項中「乃至第百二十六条」を「から第百二十六条まで」に改め、同項に項番号を付する。

第八百六十七条に見出しとして「（未成年被後見人に代わる親権の行使）」を付し、同条第一項中「代わつて」を「代わって」に改め、同条第二項中「乃至第八百五十七条」を「から第八百五十七条まで」に、「乃至前条」を「から前条まで」に、「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第八百六十八条に見出しとして「（財産に関する権限のみを有する未成年後見人）」を付する。

第八百六十九条に見出しとして「（委任及び親権の規定の準用）」を付し、同条中「これを」を「ついて」に改める。

第八百七十条の前に見出しとして「（後見の計算）」を付し、同条中「計算」の下に「（以下「後見の計算」という。）」を加え、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「、これを」を削る。

第八百七十一条中「立会を以てこれをする」を「立会いをもってしなければならない」に改める。

第八百七十二条に見出しとして「（未成年被後見人と未成年後見人等との間の契約等の取消し）」を付し、同条第一項中「にした」を「でした」に、「者においてこれを」を「者が」に、「である」を「とする」に改め、同条第二項中「第十九条」を「第二十条」に、「乃至第百二十六条」を「から第百二十六条まで」に、「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第八百七十三条に見出しとして「（返還金に対する利息の支払等）」を付し、同条第一項中「つけなければ」を「付さなければ」に改め、同条第二項中「後見人が」を「後見人は、」に、「つけなければ」を「付さなければ」に、「なお、」を「この場合において、なお」に、「あつた」を「ある」に、「責に任ずる」を「責任を負う」に改め、同項に項番号を付する。

第八百七十四条に見出しとして「（委任の規定の準用）」を付し、同条中「これを」を「ついて」に改める。

第八百七十五条に見出しとして「（後見に関して生じた債権の消滅時効）」を付し、同条第一項中「に定める時効」を「の規定」に、「にこれを」を「の消滅時効について」に改め、同条第二項中「時効」を「消滅時効」に、「よつて」を「より」に、「取消」を「取消し」に改め、「、これを」を削り、同項に項番号を付する。

第八百七十七条に見出しとして「（扶養義務者）」を付し、同条第一項中「互に」を「互いに」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「あつた」を「あった」に改め、同項に項番号を付する。

第八百七十八条に見出しとして「（扶養の順位）」を付し、同条中「に足りないとき、」を「のに足りな

いときの」に、「である」を「とする」に改める。

第八百七十九条に見出しとして「（扶養の程度又は方法）」を付する。

第八百八十条に見出しとして「（扶養に関する協議又は審判の変更又は取消し）」を付し、同条中「あつた」を「あった」に、「取消」を「取消し」に改める。

第八百八十一条に見出しとして「（扶養請求権の処分の禁止）」を付し、同条中「これを」を削る。

第四編中第六章を第七章とする。

第八百七十六条に見出しとして「（保佐の開始）」を付し、同条中「よつて」を「よって」に改める。

第八百七十六条の二に見出しとして「（保佐人及び臨時保佐人の選任等）」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第八百七十六条の三に見出しとして「（保佐監督人）」を付し、同条第一項中「よつて、」を「より」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第八百七十六条の四に見出しとして「（保佐人に代理権を付与する旨の審判）」を付し、同条第一項中「掲げる」を「規定する」に、「よつて」を「よって」に改め、同条第二項中「よつて」を「よって」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「掲げる」を「規定する」に、「よつて」を「よって」に改め、同項に項番号を付する。

第八百七十六条の五に見出しとして「（保佐の事務及び保佐人の任務の終了等）」を付し、同条第一項中「当たつて」を「当たって」に改め、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第八百七十六条の六に見出しとして「（補助の開始）」を付し、同条中「よつて」を「よって」に改める。

第八百七十六条の七に見出しとして「（補助人及び臨時補助人の選任等）」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第八百七十六条の八に見出しとして「（補助監督人）」を付し、同条第一項中「よつて、」を「より」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第八百七十六条の九に見出しとして「（補助人に代理権を付与する旨の審判）」を付し、同条第一項中「第十四条第一項本文に掲げる」を「第十五条第一項本文に規定する」に、「よつて」を「よって」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第八百七十六条の十に見出しとして「（補助の事務及び補助人の任務の終了等）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第四編第五章の二を同編第六章とする。

第八百八十二条に見出しとして「（相続開始の原因）」を付し、同条中「よつて」を「よって」に改める。

第八百八十三条に見出しとして「（相続開始の場所）」を付する。

第八百八十四条に見出しとして「（相続回復請求権）」を付し、同条中「知つた」を「知った」に、「これを行わない」を「行使しない」に、「よつて」を「よって」に、「である」を「とする」に改める。

第八百八十五条に見出しとして「（相続財産に関する費用）」を付し、同条第一項中「、これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「よつて」を「よって」に、「以て、これを」を「もって」に改め、同項に項番号を付する。

第八百八十六条に見出しとして「（相続に関する胎児の権利能力）」を付し、同条第二項中「これを」を削り、同項に項番号を付する。

第八百八十七条に見出しとして「（子及びその代襲者等の相続権）」を付し、同条第二項中「よつて」を「よって」に、「失つた」を「失った」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「よつて」を「よって」に、「失つた」を「失った」に、「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第八百八十九条に見出しとして「（直系尊属及び兄弟姉妹の相続権）」を付し、同条第一項を次のように改める。

次に掲げる者は、第八百八十七条の規定により相続人となるべき者がない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

一　被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。

二　被相続人の兄弟姉妹

第八百八十九条第二項中「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第八百九十条に見出しとして「（配偶者の相続権）」を付し、同条中「前三条」を「第八百八十七条又は前条」に、「よつて」を「より」に改める。

第八百九十一条に見出しとして「（相続人の欠格事由）」を付し、同条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「在る」を「ある」に改め、同条第二号中「知つて」を「知って」に、「告訴しなかつた」を「告訴しなかった」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に、「あつた」を「あった」に改め、同条第三号中「よつて」を「よって」に、「、これを」を「、撤回し、」に、「又はこれを」を「又は」に改め、同条第四号中「よつて」を「よって」に、「、これを」を「、撤回させ、」に、「又はこれを」を「又は」に改める。

第八百九十二条に見出しとして「（推定相続人の廃除）」を付し、同条中「有する推定相続人」の下に「（相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。以下同じ。）」を加え、「あつた」を「あった」に改める。

第八百九十三条に見出しとして「（遺言による推定相続人の廃除）」を付し、同条中「家庭裁判所に廃除の請求をしなければ」を、「その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求しなければ」に、「廃除は」を「その推定相続人の廃除は」に、「さかのぼつて」を「さかのぼって」に改める。

第八百九十四条に見出しとして「（推定相続人の廃除の取消し）」を付し、同条第一項中「何時でも」を「いつでも」に、「取消」を「取消し」に改め、同条第二項中「廃除の取消について」に改め、同項に項番号を付する。

第八百九十五条に見出しとして「（推定相続人の廃除に関する審判確定前の遺産の管理）」を付し、同条第一項中「取消」を「取消し」に、「あつた」を「あった」に、「よつて」を「よって」に、「廃除の」を「推定相続人の廃除の」に、「である」を「とする」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第二十七条から第二十九条までの規定は、前項の規定により家庭裁判所が遺産の管理人を選任した場合について準用する。

第八百九十六条に見出しとして「（相続の一般的効力）」を付し、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第八百九十七条に見出しとして「（祭祀に関する権利の承継）」を付し、同条第一項中「慣習に従つて」を「慣習に従って」に、「者がこれを」を「者が」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「従つて」を「従って」に改め、「、これを」を削り、同条第二項中「明か」を「明らか」に、「前項の」を「同項の」に改め、「これを」を削り、同項に項番号を付する。

第八百九十八条の前に見出しとして「（共同相続の効力）」を付する。

第九百条に見出しとして「（法定相続分）」を付し、同条中「左の規定に従う」を「次の各号の定めるところによる」に改め、同条第四号ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第九百一条に見出しとして「（代襲相続人の相続分）」を付し、同条第一項本文中「よつて」を「より」に、「あつた」を「あった」に、「である」を「とする」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「あつた」を「あった」に、「従つて」を「従って」に改め、同条第二項中「よつて」を「より」に、「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第九百二条に見出しとして「（遺言による相続分の指定）」を付し、同条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「又はこれを」の下に「第三者に」を加え、「よつてこれを」を「より」に改め、同項に項番号を付する。

第九百三条の前に見出しとして「（特別受益者の相続分）」を付し、同条第一項中「、養子縁組」を「若しくは養子縁組」に、「よつて」を「より」に、「控除し、その残額を以て」を「控除した残額をもって」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「異なつた」を「異なった」に、「反しない」を「違反しない」に改め、同項に項番号を付する。

第九百四条中「掲げる」を「規定する」に、「よつて」を「よって」に、「目的たる」を「目的である」に、「あつた」を「あった」に改め、「ときで」の下に「あって」を加え、「当時」を「時において」に、「在る」を「ある」に改める。

第九百四条の二に見出しとして「（寄与分）」を付し、同条第一項中「つき」を「ついて」に、「よつて」を「より」に、「もつて」を「もって」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「控除した額」を「控除した残額」に改め、同項に項番号を付し、同条第四項中「あつた」を「あった」に改め、同項に項番号を付する。

第九百五条に見出しとして「（相続分の取戻権）」を付し、同条第一項中「分割」を「遺産の分割」に改め、同条第二項中「に定める」を「の」に、「これを行わなければ」を「行使しなければ」に改め、同項に項番号を付する。

第九百六条に見出しとして「（遺産の分割の基準）」を付する。

第九百七条に見出しとして「（遺産の分割の協議又は審判等）」を付し、同条第一項中「第九百八条」を「次条」に、「よつて」を「より」に、「除く外」を「除き」に、「何時でも」を「いつでも」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「ついて、」の下に「その」を加え、同項に項番号を付する。

第九百八条に見出しとして「（遺産の分割の方法の指定及び遺産の分割の禁止）」を付し、同条中「遺言で、」の下に「遺産の」を加え、「期間内」を「期間を定めて、遺産の」に改める。

第九百九条に見出しとして「（遺産の分割の効力）」を付し、同条中「さかのぼつて」を「さかのぼって」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「ことが」を「ことは」に改める。

第九百十条に見出しとして「（相続の開始後に認知された者の価額の支払請求権）」を付し、同条中「よつて」を「よって」に、「なつた」を「なった」に改め、「既に」の下に「その」を加える。

第九百十一条に見出しとして「（共同相続人間の担保責任）」を付し、同条中「責に任ずる」を「責任を負う」に改める。

第九百十二条に見出しとして「（遺産の分割によって受けた債権についての担保責任）」を付し、同条第一項中「分割によつて」を「遺産の分割によって」に、「分割の当時」を「その分割の時」に改め、同条第二項中「停止条件附」を「停止条件付き」に改め、同項に項番号を付する。

第九百十三条に見出しとして「（資力のない共同相続人がある場合の担保責任の分担）」を付し、同条中「責に任ずる」を「責任を負う」に、「各〻」を「それぞれ」に改め、「これを」を削り、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第九百十四条に見出しとして「（遺言による担保責任の定め）」を付し、同条中「これを」を削る。

第九百十五条の前に見出しとして「（相続の承認又は放棄をすべき期間）」を付し、同条第一項中「あつた」を「あった」に、「知つた」を「知った」に改め、「以内に、」の下に「相続について、」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「よつて」を「よって」に改め、「、これを」を削り、同条第二項中「承認」を「相続の承認」に改め、同項に項番号を付する。

第九百十六条中「承認」を「相続の承認」に、「あつた」を「あった」に、「知つた」を「知った」に改め、「、これを」を削る。

第九百十七条中「あつた」を「あった」に、「知つた」を「知った」に改め、「、これを」を削る。

第九百十八条に見出しとして「（相続財産の管理）」を付し、同条第一項中「おけると」を「おけるのと」に、「以て」を「もって」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「承認」を「相続の承認」に改め、同条第二項中「よつて」を「よって」に、「何時でも」を「いつでも」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項を次のように改める。

3　第二十七条から第二十九条までの規定は、前項の規定により家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合について準用する。

第九百十九条に見出しとして「（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）」を付し、同条第一項中「承認」を「相続の承認」に、「これを取り消す」を「撤回する」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定は、第一編（総則）及び前編（親族）の規定により相続の承認又は放棄の取消しをすることを妨げない。

第九百十九条第三項中「前項」を「第二項」に、「よつて」を「より」に、「放棄の取消」を「相続の放棄の取消し」に改め、同項を同条第四項とし、同項に項番号を付し、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の取消権は、追認をすることができる時から六箇月間行使しないときは、時効によって消滅する。相続の承認又は放棄の時から十年を経過したときも、同様とする。

「第二節　承認」を「第二節　相続の承認」に改める。

第九百二十条に見出しとして「（単純承認の効力）」を付し、同条中「相続人が」を「相続人は、」に改める。

第九百二十一条に見出しとして「（法定単純承認）」を付し、同条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二号中「放棄をしなかつた」を「相続の放棄をしなかった」に改め、同条第三号中「又は放棄」を「又は相続の放棄」に改め、「後で」の下に「あって」を加え、「財産目録」を「相続財産の目録」に、「記載しなかつた」を「記載しなかった」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に、「放棄」を「相続の放棄」に、「よつて」を「よって」に、「なつた」を「なった」に、「承認」を「相続の承認」に改める。

第九百二十二条に見出しとして「（限定承認）」を付し、同条中「よつて」を「よって」に、「承認」を「相続の承認」に改める。

第九百二十三条に見出しとして「（共同相続人の限定承認）」を付する。

第九百二十四条に見出しとして「（限定承認の方式）」を付し、同条中「相続人が」を「相続人は、」に、「財産目録を調製してこれを」を「相続財産の目録を作成して」に改める。

第九百二十五条に見出しとして「（限定承認をしたときの権利義務）」を付し、同条中「消滅しなかつた」を「消滅しなかった」に改める。

第九百二十六条に見出しとして「（限定承認者による管理）」を付し、同条第一項中「おけると」を「おけるのと」に、「以て」を「もって」に改め、同条第二項中「、第二項及び」を「及び第二項並びに」に、「、第三項」を「及び第三項」に、「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第九百二十七条に見出しとして「（相続債権者及び受遺者に対する公告及び催告）」を付し、同条第一項中「一切」を「すべて」に改め、「相続債権者」の下に「（相続財産に属する債務の債権者をいう。以下同じ。）」を加え、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

第九百二十七条第二項中「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第九百二十八条に見出しとして「（公告期間満了前の弁済の拒絶）」を付する。

第九百二十九条に見出しとして「（公告期間満了後の弁済）」を付し、同条中「以て」を「もって」に、「申し出た債権者」を「同項の申出をした相続債権者」に、「知れた債権者」を「知れている相続債権者」に、「各〻」を「それぞれ」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「ことが」を「ことは」に改める。

第九百三十条に見出しとして「（期限前の債務等の弁済）」を付し、同条第一項中「債権で」の下に「あって」を加え、「よつてこれを弁済しなければ」を「従って弁済をしなければ」に改め、同条第二項中「条件附」を「条件付き」に、「従つて、これを弁済しなければ」を「従って弁済をしなければ」に改め、同項に項番号を付する。

第九百三十一条に見出しとして「（受遺者に対する弁済）」を付し、同条中「よつて」を「従って」に、「債権者」を「相続債権者」に改める。

第九百三十二条に見出しとして「（弁済のための相続財産の換価）」を付し、同条中「従つて」を「従って」に、「付しなければ」を「付さなければ」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第九百三十三条に見出しとして「（相続債権者及び受遺者の換価手続への参加）」を付し、同条中「場合に」の下に「おいて」を加える。

第九百三十四条に見出しとして「（不当な弁済をした限定承認者の責任等）」を付し、同条第一項中「限定承認者が」を「限定承認者は」に、「に定める」を「の」に、「ある債権者」を「相続債権者」に、「よつて」を「よって」に、「他の債権者」を「他の相続債権者」に、「できなくなつた」を「できなくなった」に、「責に任ずる」を「責任を負う」に、「乃至第九百三十一条」を「から第九百三十一条まで」に、「である」を「とする」に改め、同条第二項中「知つて」を「知って」に、「債権者」を「相続債権者」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「にも、これを適用する」を「について準用する」に改め、同項に項番号を付する。

第九百三十五条に見出しとして「（公告期間内に申出をしなかった相続債権者及び受遺者）」を付し、同条中「申し出なかつた債権者」を「同項の申出をしなかった相続債権者」に、「知れなかつた」を「知れなかった」に、「行う」を「行使する」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第九百三十六条に見出しとして「（相続人が数人ある場合の相続財産の管理人）」を付し、同条第二項中「管理人」を「前項の相続財産の管理人」に、「代わつて」を「代わって」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「乃至前条」を「から前条まで」に、「管理人にこれを」を「第一項の相続財産の管理人について」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第九百二十七条第一項中「限定承認をした後五日以内」とあるのは、「その相続財産の管理人の選任があった後十日以内」と読み替えるものとする。

第九百三十六条第三項に項番号を付する。

第九百三十七条に見出しとして「（法定単純承認の事由がある場合の相続債権者）」を付し、同条中「以て」を「もって」に、「できなかつた」を「できなかった」に、「その者」を「当該共同相続人」に、「行う」を「行使する」に改める。

「第三節　放棄」を「第三節　相続の放棄」に改める。

第九百三十八条に見出しとして「（相続の放棄の方式）」を付する。

第九百三十九条に見出しとして「(相続の放棄の効力)」を付し、同条中「初」を「初め」に、「ならなかつた」を「ならなかった」に改める。

第九百四十条に見出しとして「(相続の放棄をした者による管理)」を付し、同条第一項中「よつて」を「よって」に、「なつた」を「なった」に、「おけると」を「おけるのと」に、「以て」を「もって」に改め、同条第二項中「、第二項及び」を「及び第二項並びに」に、「、第三項」を「及び第三項」に、「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

「第五章　財産の分離」を「第五章　財産分離」に改める。

第九百四十一条に見出しとして「(相続債権者又は受遺者の請求による財産分離)」を付し、同条第一項中「満了後でも」を「満了後も」に、「である」を「とする」に改め、同条第二項中「よつて財産の分離」を「よって財産分離」に、「あつた」を「あった」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

第九百四十一条第二項に項番号を付する。

第九百四十二条に見出しとして「(財産分離の効力)」を付し、同条中「よつて」を「より」に、「先だつて」を「先立って」に改める。

第九百四十三条に見出しとして「(財産分離の請求後の相続財産の管理)」を付し、同条第一項中「あつた」を「あった」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第二十七条から第二十九条までの規定は、前項の規定により家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合について準用する。

第九百四十四条に見出しとして「(財産分離の請求後の相続人による管理)」を付し、同条第一項中「あつた」を「あった」に、「おけると」を「おけるのと」に、「以て」を「もって」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「家庭裁判所が」の下に「相続財産の」を加え、同条第二項中「乃至第六百四十七条及び」を「から第六百四十七条まで並びに」に、「、第二項」を「及び第二項」に、「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第九百四十五条に見出しとして「(不動産についての財産分離の対抗要件)」を付し、同条中「財産の分離」を「財産分離」に改め、「これを」を削る。

第九百四十六条に見出しとして「(物上代位の規定の準用)」を付し、同条中「これを」を「ついて」に改める。

第九百四十七条に見出しとして「(相続債権者及び受遺者に対する弁済)」を付し、同条第二項中「あつた」を「あった」に、「以て」を「もって」に、「債権者及び」を「相続債権者及び」に、「各〻」を「それぞれ」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「ことが」を「ことは」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「乃至第九百三十四条」を「から第九百三十四条まで」に、「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第九百四十八条に見出しとして「(相続人の固有財産からの弁済)」を付し、同条中「以て」を「もって」に、「できなかつた」を「できなかった」に、「行う」を「行使する」に改め、「この場合に」の下に「おいて」を加え、「先だつて」を「先立って」に改める。

第九百四十九条に見出しとして「(財産分離の請求の防止等)」を付し、同条中「以て」を「もって」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「よつて」を「よって」に改める。

第九百五十条に見出しとして「(相続人の債権者の請求による財産分離)」を付し、同条第一項中「その」を「相続人の」に改め、同条第二項中「乃至第九百三十四条」を「から第九百三十四条まで」に、「乃至第九百四十五条」を「から第九百四十五条まで」に、「にこれを」を「について」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「に定める」を「の」に改め、「これを」を削り、同項に項番号を付する。

第九百五十一条に見出しとして「(相続財産法人の成立)」を付し、同条中「明か」を「明らか」に改め、「これを」を削る。

第九百五十二条に見出しとして「(相続財産の管理人の選任)」を付し、同条第一項中「よつて」を「よって」に改め、同条第二項中「家庭裁判所」を「前項の規定により相続財産の管理人を選任したときは、家庭裁判所」に、「管理人の選任」を「これ」に改め、同項に項番号を付する。

第九百五十三条に見出しとして「(不在者の財産の管理人に関する規定の準用)」を付し、同条中「乃至第二十九条」を「から第二十九条まで」に改め、「規定は、」の下に「前条第一項の」を加え、「にこれを」を「(以下この章において単に「相続財産の管理人」という。)について」に改める。

第九百五十四条に見出しとして「(相続財産の管理人の報告)」を付し、同条中「管理人」を「相続財産の管理人」に、「これ」を「その請求をした者」に改める。

第九百五十五条に見出しとして「(相続財産法人の不成立)」を付し、同条中「明かになつた」を「明らかになった」に、「法人」を「第九百五十一条の法人」に、「存立しなかつた」を「成立しなかった」に改め、同条ただし書中「但し、管理人」を「ただし、相続財産の管理人」に改める。

第九百五十六条に見出しとして「(相続財産の管理人の代理権の消滅)」を付し、同条中「管理人」を「相続財産の管理人」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第九百五十七条に見出しとして「(相続債権者及び受遺者に対する弁済)」を付し、同条第一項中「に定める」を「の」に、「あつた」を「あった」に、「明かにならなかつた」を「明らかにならなかった」に、「管理人」を「相続財産の管理人」に、「一切」を「、すべて」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

第九百五十七条第二項中「、第三項及び」を「及び第三項並びに」に、「乃至第九百三十五条」を「から第九百三十五条まで(第九百三十二条ただし書を除く。)」に、「これを」を「ついて」に改め、同項ただし書を削り、同項に項番号を付する。

第九百五十八条に見出しとして「(相続人の捜索の公告)」を付し、同条中「、相続人の」を「相続人

の」に、「明か」を「明らか」に、「管理人」を「相続財産の管理人」に、「よつて」を「よって」に改め、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その期間は、六箇月を下ることができない。

第九百五十八条の二に見出しとして「（権利を主張する者がない場合）」を付し、同条中「である」を「としての」に、「管理人」を「相続財産の管理人」に、「知れなかつた」を「知れなかった」に、「行う」を「行使する」に改める。

第九百五十八条の三に見出しとして「（特別縁故者に対する相続財産の分与）」を付し、同条第一項中「相当」を「、相当」に、「あつた」を「あった」に、「よつて」を「よって」に改め、同条第二項中「、これを」を削り、同項に項番号を付する。

第九百五十九条に見出しとして「（残余財産の国庫への帰属）」を付し、同条中「よつて処分されなかつた」を「より処分されなかった」に改め、「場合に」の下に「おいて」を加える。

第九百六十条に見出しとして「（遺言の方式）」を付し、同条中「これを」を削る。

第九百六十一条の前に見出しとして「（遺言能力）」を付し、同条中「満十五歳」を「十五歳」に改める。

第九百六十二条中「第四条」を「第五条」に、「第十二条」を「第十三条」に、「第十六条」を「第十七条」に、「には、これを」を「については、」に改める。

第九百六十四条に見出しとして「（包括遺贈及び特定遺贈）」を付し、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第九百六十五条に見出しとして「（相続人に関する規定の準用）」を付し、同条中「これを」を「ついて」に改める。

第九百六十六条に見出しとして「（被後見人の遺言の制限）」を付し、同条第二項中「これを」を削り、同項に項番号を付する。

第九百六十七条に見出しとして「（普通の方式による遺言の種類）」を付し、同条中「よつてこれを」を「よって」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第九百六十八条に見出しとして「（自筆証書遺言）」を付し、同条第一項中「よつて」を「よって」に、「日附」を「日付」に、「おさなければ」を「押さなければ」に改め、同条第二項中「附記して」を「付記して」に、「を署名し」を「に署名し」に、「且つ」を「かつ」に、「おさなければ」を「押さなければ」に、「がない」を「を生じない」に改め、同項に項番号を付する。

第九百六十九条に見出しとして「（公正証書遺言）」を付し、同条中「よつて」を「よって」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第五号中「前四号」を「前各号」に、「従つて作つた」を「従って作った」に改める。

第九百六十九条の二に見出しとして「（公正証書遺言の方式の特則）」を付し、同条第一項中「よつて」を「よって」に、「申述」又は「自書」を「申述又は自書」に改め、同条第二項に項番号を付し、同条第三項中「従つて」を「従って」に、「作つた」を「作った」に改め、同項に項番号を付する。

第九百七十条に見出しとして「（秘密証書遺言）」を付し、同条第一項中「よつて」を「よって」に、「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「おす」を「押す」に改め、同項第二号中「以て」を「もって」に改め、同項第四号中「日附」を「日付」に、「おす」を「押す」に改め、同条第二項中「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第九百七十一条に見出しとして「（方式に欠ける秘密証書遺言の効力）」を付し、同条中「あつて」を「あって」に、「の方式」を「に定める方式」に改める。

第九百七十二条に見出しとして「（秘密証書遺言の方式の特則）」を付し、同条第一項中「よつて」を「よって」に改め、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第九百七十三条に見出しとして「（成年被後見人の遺言）」を付し、同条第二項中「立ち会つた」を「立ち会った」に、「なかつた」を「なかった」に改め、同項ただし書中「よつて遺言をする場合には」を「よる遺言にあっては」に、「右の」を「その旨の」に改め、同項に項番号を付する。

第九百七十四条に見出しとして「（証人及び立会人の欠格事由）」を付し、同条第二号中「、受遺者及びその」を「及び受遺者並びにこれらの」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第三号中「雇人」を「使用人」に改める。

第九百七十五条に見出しとして「（共同遺言の禁止）」を付し、同条中「これを」を削る。

第九百七十六条に見出しとして「（死亡の危急に迫った者の遺言）」を付し、同条第一項中「よつて」を「よって」に、「迫つた」を「迫った」に、「もつて」を「もって」に改め、「場合に」の下に「おいて」を加え、同条第二項中「よつて」を「より」に改め、同項及び同条第三項に項番号を付し、同条第四項中「よつて」を「より」に、「がない」を「を生じない」に改め、同項に項番号を付し、同条第五項中「家庭裁判所は、」の下に「前項の」を加え、同項に項番号を付する。

第九百七十七条に見出しとして「（伝染病隔離者の遺言）」を付し、同条中「よつて」を「よって」に、「立会を以て」を「立会いをもって」に改める。

第九百七十八条に見出しとして「（在船者の遺言）」を付し、同条中「立会を以て」を「立会いをもって」に改める。

第九百七十九条に見出しとして「（船舶遭難者の遺言）」を付し、同条第一項中「船舶遭難の」を「船舶が遭難した」に、「船舶中に在つて」を「当該船舶中に在って」に、「迫つた」を「迫った」に、「立会を以て」を「立会いをもって」に改め、同条第二項中「よつて」を「より」に改め、同項に項番号を付し、同条第三項中「従つて」を「従って」に、「がない」を「を生じない」に改め、同項及び同条第四項に項番号を付する。

第九百八十条に見出しとして「（遺言関係者の署名及び押印）」を付し、同条中「おさなければ」を「押さなければ」に改める。

第九百八十一条に見出しとして「（署名又は押印が不能の場合）」を付し、同条中「乃至第九百七十九条」を「から第九百七十九条まで」に、「おす」を「押す」に、「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第九百八十二条に見出しとして「（普通の方式による遺言の規定の準用）」を付し、同条中「乃至第九百七十五条」を「から第九百七十五条まで」に、「乃至前条」を「から前条まで」に、「これを」を「ついて」に改める。

第九百八十三条に見出しとして「（特別の方式による遺言の効力）」を付し、同条中「乃至前条の規定によつて」を「から前条までの規定により」に、「方式によつて」を「方式によつて」に、「なつた」を「なった」に、「がない」を「を生じない」に改める。

第九百八十四条に見出しとして「（外国に在る日本人の遺言の方式）」を付し、同条中「よつて」を「よって」に改め、「これを」を削る。

第九百八十五条に見出しとして「（遺言の効力の発生時期）」を付し、同条第二項中「附した」を「付した」に改め、同項に項番号を付する。

第九百八十六条に見出しとして「（遺贈の放棄）」を付し、同条第一項中「何時でも」を「いつでも」に改め、同条第二項中「さかのぼつて」を「さかのぼって」に改め、同項に項番号を付する。

第九百八十七条に見出しとして「（受遺者に対する遺贈の承認又は放棄の催告）」を付し、同条中「遺贈義務者その他」を「遺贈義務者（遺贈の履行をする義務を負う者をいう。以下この節において同じ。）その他」に改め、「利害関係人は」の下に「、受遺者に対し」を加え、「定め」を「定めて」に、「を受遺者に催告する」を「の催告をする」に、「若し」を「この場合において」に改める。

第九百八十八条に見出しとして「（受遺者の相続人による遺贈の承認又は放棄）」を付し、同条中「範囲内で、」の下に「遺贈の」を加え、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第九百八十九条に見出しとして「（遺贈の承認及び放棄の撤回及び取消し）」を付し、同条第一項中「これを取り消す」を「撤回する」に改め、同条第二項中「第九百十九条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第九百九十条に見出しとして「（包括受遺者の権利義務）」を付する。

第九百九十一条に見出しとして「（受遺者による担保の請求）」を付し、同条中「停止条件附」を「停止条件付き」に、「同様である」を「同様とする」に改める。

第九百九十二条に見出しとして「（受遺者による果実の取得）」を付し、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第九百九十三条に見出しとして「（遺贈義務者による費用の償還請求）」を付し、同条第一項中「遺贈義務者」を「第二百九十九条の規定は、遺贈義務者」に、「出したときは、第二百九十九条の規定を」を「支出した場合について」に改め、同条第二項中「出した」を「支出した」に改め、同項に項番号を付する。

第九百九十四条に見出しとして「（受遺者の死亡による遺贈の失効）」を付し、同条第二項中「停止条件附」を「停止条件付き」に、「である」を「とする」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項に項番号を付する。

第九百九十五条に見出しとして「（遺贈の無効又は失効の場合の財産の帰属）」を付し、同条中「よつて」を「よって」に、「効力がなくなつた」を「効力を失った」に、「あつた」を「あった」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第九百九十六条の前に見出しとして「（相続財産に属しない権利の遺贈）」を付し、同条中「目的たる」を「目的である」に、「属しなかつた」を「属しなかった」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「属すると属しないと」を「属するかどうか」に、「認むべき」を「認められる」に改める。

第九百九十七条を次のように改める。

第九百九十七条　相続財産に属しない権利を目的とする遺贈が前条ただし書の規定により有効であるときは、遺贈義務者は、その権利を取得して受遺者に移転する義務を負う。

2　前項の場合において、同項に規定する権利を取得することができないとき、又はこれを取得するについて過分の費用を要するときは、遺贈義務者は、その価額を弁償しなければならない。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第九百九十八条に見出しとして「（不特定物の遺贈義務者の担保責任）」を付し、同条第一項中「受遺者が」の下に「これにつき第三者から」を加え、「責に任ずる」を「責任を負う」に改め、同条第二項中「前項の」を「不特定物を遺贈の目的としたに、「あつた」を「あった」に、「以て」を「もって」に改め、同項に項番号を付する。

第九百九十九条に見出しとして「（遺贈の物上代位）」を付し、同条第一項中「よつて」を「よって」に改め、同条第二項中「附合し」を「付合し」に、「乃至第二百四十五条」を「から第二百四十五条まで」に、「よつて」を「より」に、「なつた」を「なった」に、「共有権」を「持分」に改め、同項に項番号を付する。

第千条に見出しとして「（第三者の権利の目的である財産の遺贈）」を付し、同条中「目的たる」を「目的である」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第千一条に見出しとして「（債権の遺贈の物上代位）」を付し、同条第一項中「且つ」を「かつ」に、「受け取つた」を「受け取った」に、「、なお、」を「なお」に改め、同条第二項中「について」を「を遺贈の目的とした場合において」に改め、「ときで」の下に「あって」を加え、同項に項番号を付する。

第千二条に見出しとして「（負担付遺贈）」を付し、同条第一項中「負担附遺贈」を「負担付遺贈」に、「責に任ずる」を「責任を負う」に改め、同条第二項中「者が、」を「者は、」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項に項番号を付する。

第千三条に見出しとして「（負担付遺贈の受遺者の免責）」を付し、同条中「負担附遺贈」を「負担付遺贈」に、「訴によつて」を「訴えによって」に、「その負担した」を「、その負担した」に、「免かれる」を「免れる」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第千四条に見出しとして「（遺言書の検認）」を付し、同条第一項中「知つた」を「知った」に、「である」を「とする」に改め、同条第二項中「遺言に」の

下に「ついて」を加え、「これを」を削り、同項に項番号を付し、同条第三項中「立会を以てしなければ、これを」を「立会いがなければ、」に改め、同項に項番号を付する。

第千五条に見出しとして「（過料）」を付し、同条中「よつて」を「より」に、「処せられる」を「処する」に改める。

第千六条に見出しとして「（遺言執行者の指定）」を付し、同条第二項及び第三項に項番号を付する。

第千七条に見出しとして「（遺言執行者の任務の開始）」を付する。

第千八条に見出しとして「（遺言執行者に対する就職の催告）」を付し、同条中「利害関係人は」の下に「、遺言執行者に対し」を加え、「定め」を「定めて」に、「を遺言執行者に催告する」を「の催告をする」に、「若し」を「この場合において」に、「、相続人に」を「相続人に」に改める。

第千九条に見出しとして「（遺言執行者の欠格事由）」を付する。

第千十条に見出しとして「（遺言執行者の選任）」を付し、同条中「、ない」を「ない」に、「なくなつた」を「なくなった」に、「よつて」を「よって」に改める。

第千十一条に見出しとして「（相続財産の目録の作成）」を付し、同条第一項中「調製して、これを」を「作成して、」に改め、同条第二項中「立会を以て財産目録を調製し」を「立会いをもって相続財産の目録を作成し」に、「調製させなければ」を「作成させなければ」に改め、同項に項番号を付する。

第千十二条に見出しとして「（遺言執行者の権利義務）」を付し、同条第二項中「乃至第六百四十七条」を「から第六百四十七条まで」に、「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第千十三条に見出しとして「（遺言の執行の妨害行為の禁止）」を付する。

第千十四条に見出しとして「（特定財産に関する遺言の執行）」を付し、同条中「特定財産」を「相続財産のうち特定の財産」に改め、「これを」を削る。

第千十五条に見出しとして「（遺言執行者の地位）」を付し、同条中「これを」を削る。

第千十六条に見出しとして「（遺言執行者の復任権）」を付し、同条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に、「よつて」を「より」に、「定める」を「規定する」に改め、同項に項番号を付する。

第千十七条に見出しとして「（遺言執行者が数人ある場合の任務の執行）」を付し、同条第一項中「数人の遺言執行者が」を「遺言執行者が数人」に改め、「これを」を削り、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第千十八条に見出しとして「（遺言執行者の報酬）」を付し、同条第一項中「よつて」を「よって」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第六百四十八条第二項及び第三項の規定は、遺言執行者が報酬を受けるべき場合について準用する。

第千十九条に見出しとして「（遺言執行者の解任及び辞任）」を付し、同条第一項中「怠つた」を「怠った」に改め、同条第二項に項番号を付する。

第千二十条に見出しとして「（委任の規定の準用）」を付し、同条中「これを」を「ついて」に改める。

第千二十一条に見出しとして「（遺言の執行に関する費用の負担）」を付し、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「よつて」を「よって」に改める。

「第五節　遺言の取消」を「第五節　遺言の撤回及び取消し」に改める。

第千二十二条に見出しとして「（遺言の撤回）」を付し、同条中「何時でも」を「いつでも」に、「従つて」を「従って」に、「取り消す」を「撤回する」に改める。

第千二十三条に見出しとして「（前の遺言と後の遺言との抵触等）」を付し、同条第一項中「前の遺言と」を「前の遺言が」に、「取り消した」を「撤回した」に改め、同条第二項中「遺言と」を「遺言が」に、「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第千二十四条に見出しとして「（遺言書又は遺贈の目的物の破棄）」を付し、同条中「取り消した」を「撤回した」に、「である」を「とする」に改める。

第千二十五条に見出しとして「（撤回された遺言の効力）」を付し、同条中「よつて取り消された」を「より撤回された」に、「取消の行為が」を「撤回の行為が、撤回され」に、「至つたときでも」を「至ったときであっても」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第千二十六条に見出しとして「（遺言の撤回権の放棄の禁止）」を付し、同条中「遺言の取消権」を「遺言を撤回する権利」に改める。

第千二十七条に見出しとして「（負担付遺贈に係る遺言の取消し）」を付し、同条中「負担附遺贈」を「負担付遺贈」に、「を催告し、若し」を「の催告をすることができる。この場合において」に、「遺言の取消」を「その負担付遺贈に係る遺言の取消し」に改める。

第千二十八条に見出しとして「（遺留分の帰属及びその割合）」を付し、同条中「左の額」を「次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合に相当する額」に改め、同条各号を次のように改める。

一　直系尊属のみが相続人である場合　被相続人の財産の三分の一

二　前号に掲げる場合以外の場合　被相続人の財産の二分の一

第千二十九条の前に見出しとして「（遺留分の算定）」を付し、同条第一項中「加え、その中」を「加えた額」に改め、同条第二項中「条件附」を「条件付き」に、「選定した」を「選任した」に、「従つて」を「従って」に改め、同項に項番号を付する。

第千三十条中「よつて」を「より」に、「知つて」を「知って」に、「一年前」を「一年前の日より前」に、「ものでも」を「ものについても」に、「である」を「とする」に改める。

第千三十一条に見出しとして「（遺贈又は贈与の減殺請求）」を付し、同条中「保全するに」を「保全するのに」に、「掲げる」を「規定する」に改める。

第千三十二条に見出しとして「（条件付権利等の

贈与又は遺贈の一部の減殺）」を付し、同条中「条件附」を「条件付き」に、「よつて」を「より」に改める。

第千三十三条に見出しとして「（贈与と遺贈の減殺の順序）」を付し、同条中「これを」を削る。

第千三十四条に見出しとして「（遺贈の減殺の割合）」を付し、同条中「これを」を削り、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第千三十五条に見出しとして「（贈与の減殺の順序）」を付し、同条中「始め、順次に前の贈与に及ぶ」を「順次前の贈与に対してする」に改める。

第千三十六条に見出しとして「（受贈者による果実の返還）」を付し、同条中「外、なお」を「ほか」に、「あつた」を「あった」に改める。

第千三十七条に見出しとして「（受贈者の無資力による損失の負担）」を付し、同条中「よつて」を「よって」に改める。

第千三十八条に見出しとして「（負担付贈与の減殺請求）」を付し、同条中「負担附贈与」を「負担付贈与」に、「の中から」を「から」に改める。

第千三十九条に見出しとして「（不相当な対価による有償行為）」を付し、同条中「以て」を「もって」に、「知つて」を「知って」に改める。

第千四十条に見出しとして「（受贈者が贈与の目的を譲渡した場合等）」を付し、同条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「当時」を「時において」に、「知つた」を「知っていた」に改め、同条第二項中「目的の上に」を「目的につき」に、「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第千四十一条に見出しとして「（遺留分権利者に対する価額による弁償）」を付し、同条第一項中「免かれる」を「免れる」に改め、同条第二項中「前条第一項但書」を「前条第一項ただし書」に、「これを」を「ついて」に改め、同項に項番号を付する。

第千四十二条に見出しとして「（減殺請求権の期間の制限）」を付し、同条中「あつた」を「あった」に、「知つた」を「知った」に、「一年間これを行わない」を「一年間行使しない」に、「よつて」を「よって」に、「の開始の」を「開始の」に、「である」を「とする」に改める。

第千四十三条に見出しとして「（遺留分の放棄）」を付し、同条第二項に項番号を付する。

第千四十四条に見出しとして「（代襲相続及び相続分の規定の準用）」を付し、同条中「、第三項」を「及び第三項」に、「及び」を「並びに」に、「これを」を「ついて」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条　この法律による改正後の民法（以下「新法」という。）の規定は、次条及び附則第四条（第三項及び第五項を除く。）の規定による場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の民法の規定によって生じた効力を妨げない。

（保証契約の方式に関する経過措置）

第三条　新法第四百四十六条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行前に締結された保証契約については、適用しない。

（貸金等根保証契約に関する経過措置）

第四条　新法第四百六十五条の二及び第四百六十五条の三（第二項を除く。）の規定は、この法律の施行前に締結された貸金等根保証契約（新法第四百六十五条の二第一項に規定する貸金等根保証契約をいう。以下同じ。）については、適用しない。

2　この法律の施行前に締結された貸金等根保証契約であって元本確定期日（新法第四百六十五条の三第一項に規定する元本確定期日をいう。以下同じ。）の定めがあるもののうち次の各号に掲げるものの元本確定期日は、その定めにかかわらず、それぞれ当該各号に定める日とする。

一　新法第四百六十五条の二第一項に規定する極度額（以下この条において単に「極度額」という。）の定めがない貸金等根保証契約であって、その元本確定期日がその定めによりこの法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）から起算して三年を経過する日より後の日と定められているもの　施行日から起算して三年を経過する日

二　極度額の定めがある貸金等根保証契約であって、その元本確定期日がその定めにより施行日から起算して五年を経過する日より後の日と定められているもの　施行日から起算して五年を経過する日

3　この法律の施行前に締結された貸金等根保証契約であって元本確定期日の定めがないものについての新法第四百六十五条の三第二項の規定の適用については、同項中「元本確定期日の定めがない場合（前項の規定により元本確定期日の定めがその効力を生じない場合を含む。）とあるのは「元本確定期日の定めがない場合」と、「その貸金等根保証契約の締結の日から三年」とあるのは「この法律の施行の日から起算して三年」とする。

4　施行日以後にこの法律の施行前に締結された貸金等根保証契約における元本確定期日の変更をする場合において、変更後の元本確定期日が変更前の元本確定期日より後の日となるときは、その元本確定期日の変更は、その効力を生じない。

5　この法律の施行前に新法第四百六十五条の四各号に掲げる場合に該当する事由が生じた貸金等根保証契約であって、その主たる債務の元本が確定していないものについては、施行日にその事由が生じたものとみなして、同条の規定を適用する。

6　この法律の施行前に締結された新法第四百六十五条の五に規定する保証契約については、同条の規定は、適用しない。

7　前項の保証契約の保証人は、新法第四百六十五条の五に規定する根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る当該主たる債務者の債務について、次の各号に掲げる区分に応じ、その元本確定期日がそれぞれ当該各号に定める日より後の日である場合においては、その元本確定期日がそれぞれ当該各号に定める日で

あるとしたならば当該主たる債務者が負担すべきこととなる額を限度として、その履行をする責任を負う。

一　当該根保証契約において極度額の定めがない場合　施行日から起算して三年を経過する日

二　当該根保証契約において極度額の定めがある場合　施行日から起算して五年を経過する日

8　第六項の保証契約の保証人は、前項の根保証契約において元本確定期日の定めがない場合には、同項各号に掲げる区分に応じ、その元本確定期日がそれぞれ当該各号に定める日であるとしたならば同項の主たる債務者が負担すべきこととなる額を限度として、その履行をする責任を負う。

（民法施行法の一部改正）

第五条　民法施行法（明治三十一年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条中「第三百七十四条」を「第三百七十五条」に改める。

（商法の一部改正）

第六条　商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「能力者」を「行為能力者」に改める。

第八百四十八条第三項中「ヲ実行シテ競売ノ申立ヲ為サザルトキ」を「を実行して競売の申立てをしないとき」に、「ノ実行トシテノ競売ノ申立若クハ其提供ヲ承諾セザル旨ノ第三取得者ニ対スル通知ヲ為サズ又ハ其通知ヲ為シタル債権者ガ抵当権ノ実行トシテノ競売ノ申立ヲ之ヲ為スコトヲ得ルニ至リタル後一週間内ニ為サザルトキ」を「の実行としての競売の申立て若しくはその提供を承諾しない旨の第三取得者に対する通知をせず、又はその通知をした債権者が抵当権の実行としての競売の申立てをすることができるに至った後一週間以内にこれをしないとき」に改める。

（担保附社債信託法の一部改正）

第七条　担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第七十三条中「第三百七十五条」を「同法第三百七十六条」に改める。

（鉄道抵当法の一部改正）

第八条　鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「第三百七十三条第二項及第三項」を「第三百七十四条」に改める。

第二十五条ノ二中「第三百九十八条ノ二第二項」を「第三百九十八条の二第二項」に、「第三百九十八条ノ三乃至第三百九十八条ノ二十二」を「第三百九十八条の三乃至第三百九十八条の二十二」に改める。

（公証人法等の一部改正）

第九条　次に掲げる法律の規定中「能力」を「行為能力」に改める。

一　公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第二十六条

二　船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十四条の見出し及び同条第二項

三　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条第四号

四　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四条第一項第八号

五　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第五十六条第五号

六　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条第九号

七　古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第四条第六号

八　国籍法（昭和二十五年法律第百四十七号）第五条第一項第二号

九　質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第三条第一項第四号

十　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の四第一項第三号及び同条第二項第四号

十一　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二十四条第一項第七号

十二　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第六条第二項第四号

十三　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第七条第三号及び第四十九条第二項第三号

十四　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第八十条第一項第二号ハ

十五　旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条第一項第四号

十六　酒税法（昭和二十八年法律第六号）第十条第三号

十七　自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第五条第三号

十八　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第二十五条第六号

十九　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十八条第一項第一号ホ

二十　小型船造船業法（昭和四十一年法律第百十九号）第七条第一項第三号

二十一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第五項第四号チ及び第十四条第五項第二号ハ

二十二　警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第三条第八号

二十三　貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項第八号

二十四　たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第十一条第二項第三号

二十五　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第六条第五号

二十六　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第七条第一項第二号

二十七　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第六条第四号

二十八　港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第十三条第五号

二十九　遊漁船業の適正化に関する法律（昭和

六十三年法律第九十九号）第六条第一項第六号

三十　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五条第三号

三十一　塩事業法（平成八年法律第三十九号）第五条第二項第三号

三十二　アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第三条第二項第三号

三十三　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二十四条第一項第五号

三十四　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第四十七条第七号及び第八十二条第六号

三十五　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項第三号

三十六　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第三条第五号

三十七　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第四十五条第一項第六号、第五十六条第一項第六号及び第六十二条第一項第二号ト

三十八　仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第四十四条第一項第一号及び第二号並びに第四十五条第二項第一号及び第二号

三十九　商品取引所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十三号）中第二章の改正規定のうち第十五条第二項第一号ルの規定に係る部分

（抵当証券法の一部改正）

第十条　抵当証券法（昭和六年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「第三百七十八条」を「第三百七十九条」に改める。

（手形法の一部改正）

第十一条　手形法（昭和七年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「ヲ負担スル能力」を「ノ負担ニ付キ行為能力」に改める。

第十八条第三項及び第八十八条中「能力」を「行為能力」に改める。

（農村負債整理組合法の一部改正）

第十二条　農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「第八十四条第一号」を「第八十四条の三第一項第一号」に改め、同項ただし書中「トシ民法第四十八条及第七十七条中一週間トアルハ二週間」を削る。

（農業動産信用法の一部改正）

第十三条　農業動産信用法（昭和八年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項ただし書中「第三百七十八条乃至第三百八十条及第三百八十二条」を「第三百七十九条」に改める。

（小切手法の一部改正）

第十四条　小切手法（昭和八年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十条中「ヲ負担スル能力」を「ノ負担ニ付キ行為能力」に改める。

第二十三条第三項、第三十三条及び第七十六条中「能力」を「行為能力」に改める。

（罹災都市借地借家臨時処理法の一部改正）

第十五条　罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「民法第九十七条ノ二第三項」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十八条第三項」に改める。

（統計法の一部改正）

第十六条　統計法（昭和二十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「能力」を「行為能力」に、「代つて」を「代わつて」に改める。

（労働基準法の一部改正）

第十七条　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第百二十一条第一項ただし書中「能力」を「行為能力」に、「以下本条において同様である」を「次項において同じ」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第十八条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百六十条の二第十五項中「第五十四条」を「第五十三条」に、「又ハ」を「又は」に、「数人ノ」を「数人の」に、「ノ代表者」を「の代表者」に改め、「、同法第五十三条中「理事ハ総テ」とあるのは「代表者ハ」と」を削り、「設立許可」を「設立の許可」に改める。

（国家公務員法の一部改正）

第十九条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第百八条の四中「民法第三十四条ノ二」を「同法第三十五条」に、「第八十三条ノ二、第八十三条ノ三、第八十四条第三号ノ二及び第八十四条ノ二」を「第八十四条、第八十四条の二並びに第八十四条の三第一項第四号及び第二項」に、「「設立許可」を「設立の許可」に、「法人ト為ル旨ノ申出」を「法人となる旨の申出」に、「破産手続開始ノ決定」を「破産手続開始の決定」に、「及ビ設立許可ノ取消」を「及び設立の許可の取消し」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）

第二十条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項中「若クハ」を「若しくは」に改める。

第七十三条第二項中「八利害関係人又ハ」を「は、利害関係人又は」に、「八農事組合法人ノ組合員其ノ他」を「は、農事組合法人の組合員その他」に、「前条ノ規定」を「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求」に、「ノ決議」を「の決議」に、「あり、及び」を「あるのは「農業協同組合法第七十三条第二項において準用する第六十二条」と、」に改め、同条第四項中「ニ於テ準用スル」を「において準用する」に改める。

第七十三条の三第四項中「ノ目的タル」を「の目的である」に、「ノ要領、組織変更後ノ会社ノ定款及ビ」を「の要領、組織変更後の会社の定款

及び」に、「ニ定メタル者ノ選任ニ関スル議案ノ」を「に規定する者の選任に関する議案の」に改める。

第七十三条の四十三第三項中「あり、及び」を「あるのは「農業協同組合法第七十三条の四十三第三項において準用する同法第四十三条の五第三項」と、」に改める。

第七十三条の四十八第三項中「ニ於テ準用スル」を「において準用する」に改める。

（家事審判法の一部改正）

第二十一条　家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）を次のように改正する。

第九条第一項甲類第二号中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に、「第十三条」を「第十四条」に改め、同類第二号の二中「第十四条第一項、第十六条第一項」を「第十五条第一項、第十七条第一項」に、「第十七条」を「第十八条」に改め、同類第二号の三中「第十八条」を「第十九条」に改め、同類第三号中「乃至第二十九条」を「から第二十九条まで」に改め、同類第四号中「取消」を「取消し」に改め、同類第十一号中「乃至第四項」を「から第四項まで」に、「財産管理者」を「財産の管理者」に改め、同類第十二号中「乃至第八百三十六条」を「から第八百三十六条まで」に、「取消」を「取消し」に改め、同類第十七号中「同法」の下に「第八百五十六条及び」を加え、「財産目録の調製」を「財産の目録の作成」に改め、同類第十八号中「第二項（」の下に「これらの規定を」を加え、同類第二十一号中「財産目録」を「財産の目録」に改め、同類第二十二号中「管理計算」を「管理の計算」に改め、同類第二十四号中「第九百十五条第一項但書」を「第九百十五条第一項ただし書」に改め、同類第二十五号中「第三項（」の下に「これらの規定を」を加え、同類第二十七号中「第九百十九条第四項」に、「取消」を「取消し」に改め、同類第二十七号中「第九百三十二条但書」を「第九百三十二条ただし書」に改め、同類第三十八号中「取消」を「取消し」に改め、同項乙類第四号中「第二項（」の下に「これらの規定を」を加え、同類第八号中「乃至第八百八十条」を「から第八百八十条まで」に改め、同類第九号中「乃至第八百九十四条」を「から第八百九十四条まで」に、「取消」を「取消し」に改める。

第二十三条第二項中「取消」を「取消し」に、「嫡出子の否認」を「嫡出否認」に、「これを」を「ついて」に改める。

（戸籍法の一部改正）

第二十二条　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第二号中「能力」を「行為能力」に改める。

第七十九条中「第八百十九条第三項但書」を「第八百十九条第三項ただし書」に、「失権宣告取消」を「親権又は管理権の喪失の宣告の取消し」に、「これを」を「ついて」に改める。

（証券取引法の一部改正）

第二十三条　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第百条の七第一項中「及ビ」を「及び」に、「ニ於テ準用スル」を「において準用する」に改める。

（減額社債に対する措置等に関する法律の一部改正）

第二十四条　減額社債に対する措置等に関する法律（昭和二十三年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第九条中「確定日附」を「確定日付」に、「の日附」を「の日付」に改める。

（競馬法等の一部改正）

第二十五条　次に掲げる法律の規定中「（法人の不法行為能力等）」に改める。

一　競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第二十三条の十五

二　小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第十九条の五

三　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十九条の八

四　中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）第八条

五　日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第十九条

六　日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第七条

七　日本原子力研究所法（昭和三十一年法律第九十二号）第九条

八　公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）第八条

九　首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）第七条

十　阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）第七条

十一　日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）第十条

十二　日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）第十一条

十三　核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号）第十条

十四　石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）第七条

十五　総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）第九条

（損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正）

第二十六条　損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「破産手続開始ノ決定」を「破産手続開始の決定」に、「及ビ設立許可ノ取消」を「及び設立の許可の取消し」に改める。

（消費生活協同組合法の一部改正）

第二十七条　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の見出しを「（民法の準用）」に改め、同条中「八利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」を「は、利害関係人又は検察官の請求により」に、「八利害関係人ノ請求ニ因リ、又ハ職権ヲ以テ」を「は、利害関係人の請求により又は職権で」に改める。

（医療法の一部改正）

第二十八条　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第六十八条中「及び第五十六条」を「、第五十六条及び第五十七条」に、「八利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」を「は、利害関係人又は検察官の請求により」に、「八、利害関係人ノ請求ニ因リ、又ハ職権ヲ以テ」を「は、利害関係人の請求により又は職権で」に、「法人設立ノ許可アリタル」を「法人の設立の許可があった」に、「医療法人成立ノ」を「医療法人の成立の」に、「破産手続開始ノ決定ニ因ル解散ノ」を「破産手続開始の決定による解散の」に、「合併及」を「合併及び」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正）

第二十九条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「若クハ」を「若しくは」に改める。

第八十六条第二項中「あり、及び」を「あるのは「水産業協同組合法第八十六条第二項において準用する同法第四十七条の五第三項」と、」に改め、同条第五項中「ニ於テ準用スル」を「において準用する」に改める。

（労働組合法の一部改正）

第三十条　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「第八十四条」を「第八十四条の三第一項」に、「同法同条」を「同項」に改める。

（労働組合法の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条　この法律の施行の日が労働組合法の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における労働組合法第三十一条第二項の規定の適用については、同項ただし書中「能力」とあるのは、「行為能力」とする。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第三十二条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中「（自己契約」を「（自己契約及び双方代理）」に改める。

第四十二条及び第八十二条の八中「（代表権の委任）」を「（理事の代理行為の委任）」に改める。

（測量法の一部改正）

第三十三条　測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第五十五条の六第一項第二号中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第四号中「能力」を「行為能力」に改め、同項第五号中「一に」を「いずれかに」に改める。

（土地改良法の一部改正）

第三十四条　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「（代表権の制限）」を「（理事の代理権の制限）」に、「（代表権の委任）」を「（理事の代理行為の委任）」に改める。

第七十六条中「（清算人の職務権限、債権申出の公告及び催告、期間後に申し出た債権）」を「（清算人の職務及び権限、債権の申出の催告等、期間経過後の債権の申出）」に、「（解散・清算の監督）」を「（裁判所による監督）」に改める。

（漁業法の一部改正）

第三十五条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「（抵当権の効力の及ぶ目的物の範囲）」を「（抵当権の効力の及ぶ範囲）」に、「附加して」を「付加して」に、「また同じである」を「、同様とする」に改める。

第百二十五条第十三項中「（賃借権の譲渡等の禁止）」を「（賃借権の譲渡及び転貸の制限）」に改める。

（私立学校法の一部改正）

第三十六条　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「第四十三条」の下に「（法人の能力）」を加え、「の規定（法人の権利能力及び不法行為能力）」を「（法人の不法行為能力等）の規定」に改める。

第三十四条中「（贈与、遺贈の規定の準用）」を「（贈与又は遺贈に関する規定の準用）」に、「（寄附財産の帰属）」を「（寄附財産の帰属時期）」に、「法人設立」を「法人の設立」に、「ノ許可アリタル」を「の許可があった」に、「学校法人成立」を「学校法人の成立」に改める。

第四十九条中「（代表権の委任、仮理事、特別代理人）」を「（理事の代理行為の委任、仮理事、利益相反行為）」に改め、「第五十六条」の下に「及び第五十七条」を加え、「八利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」を「は、利害関係人又は検察官の請求により」に、「、又は職権をもつて」を「又は職権で」に改める。

（相続税法の一部改正）

第三十七条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「（代襲相続分）」を「（代襲相続人の相続分）」に改める。

第二十三条中「第二百六十九条ノ二第一項（地下又は空中の地上権）」を「第二百六十九条の二第一項（地下又は空間を目的とする地上権）」に改める。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部改正）

第三十八条　次に掲げる法律の規定中「第十二条第二項、第十四条第一項、第十六条第一項」を「第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項」に改める。

一　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十一条の十一の二

二　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十七条の三

三　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第三十二条

（放送法の一部改正）

第三十九条　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「（法人の不法行為能力）」を「（法人の不法行為能力等）」に、「（代表権の制限）」を「（理事の代理権の制限）」に、「（特別代理人）」を「（利益相反行為）」に改める。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第四十条　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号ホ中「能力」を「行為能力」に改める。

第三十七条第一項中「（自己契約の禁止）」を「（自己契約及び双方代理）」に改める。

第四十条中「（代表権の委任）」を「（理事の代理行為の委任）」に改める。

（地方税法の一部改正）

第四十一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第六百九十九条の七第二項第二号中「負担附贈与」を「負担付贈与」に、「第千二条の負担附遺贈」を「第千二条第一項の負担付遺贈」に改める。

（地方公務員法の一部改正）

第四十二条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五十四条中「民法第三十四条ノ二」を「同法第三十五条」に、「第八十三条ノ二、第八十三条ノ三、第八十四条第三号ノ二及び第八十四条ノ二」を「第八十四条、第八十四条の二並びに第八十四条の三第一項第四号及び第二項」に改め、「主務官庁」とあるのは「人事委員会又ハ公平委員会」と、」を削り、「ほか、民法」を「ほか、これらの民法の規定中「主務官庁」とあるのは「人事委員会又は公平委員会」と、同法」に、「「設立許可」を「「設立の許可」に、「法人ト為ル旨ノ申出」を「法人となる旨の申出」に、「破産手続開始ノ決定」を「破産手続開始の決定」に、「及ビ設立許可ノ取消」を「及び設立の許可の取消し」に、「と、非訟事件手続法」を「と、これらの非訟事件手続法の規定中「主務官庁」とあるのは「人事委員会又ハ公平委員会」と、同法」に改める。

（採石法の一部改正）

第四十三条　採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第二百六十九条ノ二（地下又は空間の地上権）」を「第二百六十九条の二（地下又は空間を目的とする地上権）」に改める。

（社会福祉法の一部改正）

第四十四条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「（法人の権利能力）」を「（法人の能力）」に、「（不法行為能力）」を「（法人の不法行為能力等）」に改める。

第三十五条中「（贈与、遺贈の規定の準用）」を「（贈与又は遺贈に関する規定の準用）」に、「（寄附財産の帰属）」を「（寄附財産の帰属時期）」に、「法人設立」を「法人の設立」に、「ノ許可ノアリタルル」を「の許可があった」に、「社会福祉法人成立ノ」を「社会福祉法人の成立の」に改める。

第四十五条中「（代表権の委任、仮理事、特別代理人）」を「（理事の代理行為の委任、仮理事、利益相反行為）」に、「又ハ総会ノ」を「又は総会の」に改め、「第五十六条」の下に「及び第五十七条」を加え、「ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」を「は、利害関係人又は検察官の請求により」に、「ニ規定スル所轄庁ヲ謂フ）ハ利害関係人ノ請求ニヨリ又ハ職権ヲ以テ」を「に規定する所轄庁をいう。）は、利害関係人の請求により又は職権で」に改める。

第五十五条中「ニ規定スル所轄庁ヲ謂フ」を「に規定する所轄庁をいう。」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第四十五条　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十七条及び第七十一条中「（代表権の制限）」を「（理事の代理権の制限）」に、「（代表権の委任）」を「（理事の代理行為の委任）」に改める。

（宗教法人法の一部改正）

第四十六条　宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五十一条中「民法第七十条」を「民法第七十条第一項」に、「又ハ其」を「若しくはその」に改め、「者」と」の下に「、同条第二項中「理事」とあるのは「代表役員又はその代務者」と」を加える。

（自動車抵当法の一部改正）

第四十七条　自動車抵当法（昭和二十六年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第二項を次のように改める。

2　民法第三百九十八条の二第二項及び第三項、第三百九十八条の三から第三百九十八条の十まで、第三百九十八条の十二第一項、第三百九十八条の十三、第三百九十八条の十四第一項本文及び第二項並びに第三百九十八条の十九から第三百九十八条の二十二までの規定は、前項の抵当権について準用する。

（税理士法の一部改正）

第四十八条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の二十中「（法人の不法行為能力）」を「（法人の不法行為能力等）」に、「（代表権の委任）」を「（理事の代理行為の委任）」に改める。

（信用金庫法等の一部改正）

第四十九条　次に掲げる法律の規定中「（代表権の委任）」を「（理事の代理行為の委任）」に改める。

一　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第三十九条

二　酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第三十三条及び第五十八条第一項

三　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第四十二条

（森林法の一部改正）

第五十条　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二百条中「（占有者の費用償還請求権）」を「（占有者による費用の償還請求）」に改める。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第五十一条　宅地建物取引業法（昭和二十七年法

律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号、第十八条第一項第一号及び第六十五条第二項第六号中「能力」を「行為能力」に改める。

第六十六条第一項中「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第二号中「能力」を「行為能力」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号から第五号まで、第七号及び第九号中「一に」を「いずれかに」に改める。

（道路法の一部改正）

第五十二条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第六項中「買受」を「買受け」に、「買戻」を「買戻し」に改める。

（農地法の一部改正）

第五十三条　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「第二百六十九条ノ二第一項」を「第二百六十九条の二第一項」に改める。

第十八条第三項中「（同時履行の抗弁権）」を「（同時履行の抗弁）」に改める。

第二十条第七項中「（解約の申入れ）」を「（期間の定めのない賃貸借の解約の申入れ）」に、「（解約権の留保）」を「（期間の定めのある賃貸借の解約をする権利の留保）」に改める。

第三十条第三項中「第二百七十二条但書」を「第二百七十二条ただし書」に、「（賃借権の譲渡又は転貸の禁止）」を「（賃借権の譲渡及び転貸の制限）」に改める。

（日本赤十字社法の一部改正）

第五十四条　日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）の一部を次のように改正する。

第十条中「（法人の不法行為能力）」を「（法人の不法行為能力等）」に、「に準用する」を「について準用する」に、「其他ノ」を「その他の」に、「「社員」」を「同条第二項中「社員及び」に、「又ハ」を「又は」に改める。

第二十六条を次のように改める。

（民法の準用）

第二十六条　民法第五十四条（理事の代理権の制限）、第五十六条（仮理事）及び第五十七条（利益相反行為）の規定は、日本赤十字社について準用する。この場合において、同法第五十四条中「理事」とあるのは「副社長又は理事」と、同法第五十六条中「理事が」とあるのは「社長、副社長及び理事が」と、「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは「厚生労働大臣は、利害関係人の請求により又は職権で」と、同法第五十七条中「理事」とあるのは「社長、副社長又は理事」と、「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない」とあるのは「監事が法人を代表する」と読み替えるものとする。

（農林漁業金融公庫法の一部改正）

第五十五条　農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「（法人の不法行為能力）」を「（法人の不法行為能力等）」に、「（理事の代表権の制限）」を「（理事の代理権の制限）」に改める。

（航空機抵当法の一部改正）

第五十六条　航空機抵当法（昭和二十八年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「第三百七十三条第二項及び第三項」を「第三百七十四条」に改める。

第二十二条の二第二項中「第三百九十八条ノ二第二項」を「第三百九十八条の二第二項」に、「第三百九十八条ノ三から第三百九十八条ノ二十二まで」を「第三百九十八条の三から第三百九十八条の二十二まで」に改める。

（信用保証協会法の一部改正）

第五十七条　信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「（法人の不法行為能力等）」を「（法人の不法行為能力）」に改める。

第十条中「（贈与及び遺贈の規定の準用）」を「（贈与又は遺贈に関する規定の準用）」に、「法人設立ノ許可アリタルトキ」を「法人の設立の許可があったとき」に、「信用保証協会成立ノ」を「信用保証協会の成立の」に改める。

第十三条第一項中「（自己契約の禁止）」を「（自己契約及び双方代理）」に改める。

第十九条中「八利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」を「は、利害関係人又は検察官の請求により」に、「八利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」を「は、利害関係人の請求により又は職権で」に改める。

（建設機械抵当法の一部改正）

第五十八条　建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第三百七十三条第二項及び第三項」を「第三百七十四条」に改める。

第二十四条の二第二項中「第三百九十八条ノ二第二項」を「第三百九十八条の二第二項」に、「第三百九十八条ノ三から第三百九十八条ノ二十二まで」を「第三百九十八条の三から第三百九十八条の二十二まで」に改める。

（土地区画整理法の一部改正）

第五十九条　土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中「（代表権の制限）」を「（理事の代理権の制限）」に、「（代表権の委任）」を「（理事の代理行為の委任）」に、「（社員の表決権のない場合）」を「（表決権のない場合）」に、「又ハ総会ノ」を「又は総会の」に改める。

第五十一条中「（解散及び清算の監督）」を「（裁判所による監督）」に改める。

（接収不動産に関する借地借家臨時処理法の一部改正）

第六十条　接収不動産に関する借地借家臨時処理法（昭和三十一年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第五項中「第九十七条ノ二」を「第九十八条」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第六十一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十一条の四第二項中「第二百六十九条ノ二第一項」を「第二百六十九条の二第一項」に改める。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の一部改正）

第六十二条　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「（自己契約等）」を「（自己契約及び双方代理）」に改める。

第三十九条中「（代表権の委任）」を「（理事の代理行為の委任）」に改める。

（企業担保法の一部改正）

第六十三条　企業担保法（昭和三十三年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「、第三百七十三条第二項及び第三百七十六条」を「第三百七十五条」の下に「、第三百七十六条」を加え、「第三百七十七条及び」に改め、「企業担保権に」の下に「ついて」を加える。

（国民健康保険法及び特定非営利活動促進法の一部改正）

第六十四条　次に掲げる法律の規定中「第五十六条」の下に「及び第五十七条」を加え、「八利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」を「は、利害関係人又は検察官の請求により」に、「八利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」を「は、利害関係人の請求により又は職権で」に改める。

一　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十一条

二　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第三十条

（特許法及び商標法の一部改正）

第六十五条　次に掲げる法律の規定中「又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知リタル」を「又はその法定代理人が損害及び加害者を知った」に、「ノ設定ノ登録ノ」を「の設定の登録の」に改める。

一　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第六十五条第五項

二　商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第十三条の二第五項

（商工会法の一部改正）

第六十六条　商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十条中「（法人の不法行為能力）」を「（法人の不法行為能力等）」に改める。

第四十条第二項中「（代表権の委任）」を「（理事の代理行為の委任）」に改める。

（農業信用保証保険法の一部改正）

第六十七条　農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中「八利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」を「は、利害関係人又は検察官の請求により」に、「八利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」を「は、利害関係人の請求により又は職権で」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第六十八条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「（相続財産法人）」を「（相続財産法人の成立）」に改め、同条第二項中「（法定相続分・代襲相続分・指定相続分）」を「（法定相続分・代襲相続人の相続分・遺言による相続分の指定）」に改める。

第四十二条の見出しを「（債権者代位権及び詐害行為取消権）」に改め、同条中「（債権者の代位）」を「（債権者代位権）」に、「（詐害行為の取消し）」を「（詐害行為取消権）」に改める。

第百六条第一項中「（相続財産法人）」を「（相続財産法人の成立）」に改める。

第百二十一条中「（供託による免責）」を「（供託）」に改める。

（商店街振興組合法の一部改正）

第六十九条　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条中「（自己契約）」を「（自己契約及び双方代理）」に改める。

第五十六条中「（代表権の委任）」を「（理事の代理行為の委任）」に改める。

（労働災害防止団体法の一部改正）

第七十条　労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「（法人の不法行為能力）」を「（法人の不法行為能力等）」に改める。

第三十一条及び第四十八条第四項中「（総会招集の手続）」を「（総会の招集）」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第七十一条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十二号ノ中「（夫婦財産契約）」を「（夫婦財産契約の対抗要件）」に改める。

（船員災害防止活動の促進に関する法律の一部改正）

第七十二条　船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「（法人の不法行為能力）」を「（法人の不法行為能力等）」に改める。

第四十九条中「（総会招集の手続）」を「（総会の招集）」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第七十三条　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第百七条第三項中「第三百三十八条第一項本文」を「第三百三十八条第一項前段」に改める。

第百九条の二第三項中「第二百六十九条ノ二第一項」を「第二百六十九条の二第一項」に改め、同条第六項中「第二百六十九条ノ二第一項後段」を「第二百六十九条の二第一項後段」に改め、同条第七項中「第二百六十九条ノ二」を「第二百六十九条の二」に改める。

第百十九条第三項中「第三百三十八条第一項本文」を「第三百三十八条第一項前段」に改める。

第百十八条の二十五第三項中「第二百六十九条ノ二」を「第二百六十九条の二」に改める。

（職業能力開発促進法の一部改正）

第七十四条　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中「並びに第八十三条ノ三第二項」を「並びに第八十三条ノ三第二項」に、「及び第八十三条ノ三第二項」を「及び第八十四条の二第二項」に、「及び第五十六条」を「、第五十六条及び第五十七条」に、「ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」を「は、利害関係人又は検察官の請求により」に、「ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」を「は、利害関係人の請求により又は職権で」に、「法人設立ノ許可アリタル」を「法人の設立の許可があった」に、「職業訓練法人成立ノ」を「職業訓練法人の成立の」に、「、第八十三条ノ三第二項」を「、同法第八十四条の二第二項」に、「ノ場合ニ於テ」を「の場合において、」に、「設立許可」を「設立の許可」に、「ノ認可」を「の認可」に改める。

第七十八条中「ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」を「は、利害関係人又は検察官の請求により」に、「ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」を「は、利害関係人の請求により又は職権で」に改める。

第九十条第一項中「ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」を「は、利害関係人又は検察官の請求により」に、「ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」を「は、利害関係人の請求により又は職権で」に、「ニ於テ準用スル」を「において準用する」に改める。

（著作権法の一部改正）

第七十五条　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項第一号中「（相続財産の国庫帰属）」を「（残余財産の国庫への帰属）」に改め、同項第二号中「（残余財産の国庫帰属）」を「（残余財産の国庫への帰属）」に改める。

（預金保険法等の一部改正）

第七十六条　次に掲げる法律の規定中「其他ノ」を「その他の」に改める。

一　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第七十七条第五項

二　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第八十五条第五項

三　金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第十一条第五項

（民法の一部を改正する法律の一部改正）

第七十七条　民法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条ただし書中「民法」の下に「（以下「旧法」という。）」を加える。

附則第三条第一項中「第三百九十八条ノ四」を「第三百九十八条の四」に、「第三百九十八条ノ十二」を「第三百九十八条の十二」に、「第三百九十八条ノ十三」を「第三百九十八条の十三」に、「第三百九十八条ノ十四第一項ただし書」を「第三百九十八条の十四第一項ただし書」に改め、同条第二項中「民法」を「旧法」に改め、同項ただし書中「第三百九十八条ノ十二第二項」を「第三百九十八条の十二第二項」に改める。

附則第六条中「第三百九十八条ノ六第一項」を「第三百九十八条の六第一項」に改める。

附則第八条中「民法」を「旧法」に改める。

附則第九条第一項中「民法」を「新法」に、同条第二項中「第三百九十八条ノ十六」を「第三百九十八条の十六」に改める。

附則第十条中「第三百九十八条ノ二十第一項第二号」を「第三百九十八条の二十第一項第一号」に、「同項第三号」を「同項第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に、「同項第五号」を「同項第四号」に、「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

附則第十一条中「第三百九十八条ノ二十二」を「第三百九十八条の二十二」に改める。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正）

第七十八条　次に掲げる法律の規定中「第三百三十八条第一項本文」を「第三百三十八条第一項前段」に改める。

一　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第八十九条第三項

二　マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第八十八条第三項

（森林組合法の一部改正）

第七十九条　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第百条第二項中「ハ利害関係人又ハ」を「は、利害関係人又は」に、「ハ利害関係人」を「は、利害関係人」に、「あり、及び」を「あるのは「森林組合法第百条第二項において準用する同法第六十条の二第三項」と、」に改め、同条第四項中「ニ於テ準用スル」を「において準用する」に改める。

（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第八十条　職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「民法第三十四条ノ二」を「同法第三十五条」に、「第八十三条ノ二、第八十三条ノ三、第八十四条第三号ノ二並びに第八十四条ノ二」を「第八十四条、第八十四条の二並びに第八十四条の三第一項第四号及び第二項」に、「設立許可」を「設立の許可」に、「ノ認証」を「の認証」に、「破産手続開始ノ決定」を「破産手続開始の決定」に、「及ビ設立許可ノ取消」を「及び設立の許可の取消し」に改める。

第十二条第二項中「設立許可」を「設立の許可」に、「ト為ル旨ノ申出」を「となる旨の申出」に改める。

（民事執行法の一部改正）

第八十一条　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第二項中「建物使用者」を「抵当建物使用者」に改める。

（民法及び民法施行法の一部を改正する法律の一部改正）

第八十二条　民法及び民法施行法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「第八十四条」を「第八十四条の三第一項」に改める。

（農住組合法の一部改正）

第八十三条　農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中「八利害関係人」を「は、利害関係人」に改める。

（浄化槽法の一部改正）

第八十四条　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第五号中「能力」を「行為能力」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第六号中「一に」を「いずれかに」に改める。

第三十六条中「各号に」を「各号のいずれにも」に改め、同条第二号リ中「能力」を「行為能力」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同号ヌ中「一に」を「いずれかに」に改める。

（半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正）

第八十五条　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第四項中「又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知リタル」を「又はその法定代理人が損害及び加害者を知った」に、「ノ設定登録ノ」を「の設定登録の」に改める。

（金融先物取引法及び地方独立行政法人法の一部改正）

第八十六条　次に掲げる法律の規定中「及ビ」を「及び」に改める。

一　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第十六条第一項及び第三十四条の三第一項

二　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第九十四条第一項

（地価税法の一部改正）

第八十七条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号イ中「第二百六十九条ノ二第一項（地下又は空中の地上権）」を「第二百六十九条の二第一項（地下又は空間を目的とする地上権）」に改める。

第六条第二項第二号イ中「第八十三条ノ三（主務官庁の権限に属する事務の処理）」を「第八十四条の二（都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理）」に改め、同条第三項第一号中「第二百六十九条ノ二第一項（地下又は空中の地上権）」を「第二百六十九条の二第一項（地下又は空間を目的とする地上権）」に改める。

第十七条第二項第一号及び第二十四条中「第二百六十九条ノ二第一項（地下又は空中の地上権）」を「第二百六十九条の二第一項（地下又は空間を目的とする地上権）」に改める。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正）

第八十八条　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「（心裡留保の無効）」を「（心裡留保による意思表示の無効）」に改める。

（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第八十九条　政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第四十八条及び」を「第四十八条第一項及び第三項並びに」に、「又ハ寄附行為」を「又は寄附行為」に、「ヲ有スル者」を「を有する者」に、「二週間内」とあるのは「二週間以内」と、「第四十六条第一項ニ定メタル登記ヲ為シ其他ノ事務所ヲ移転シタルトキハ旧所在地ニ於テハ三週間内ニ移転ノ登記ヲ為シ新所在地ニ於テハ四週間内ニ第四十六条第一項」を「第四十六条第一項各号」に、「第七条第二項」を「第七条第二項各号」に改める。

第九条中「ヲ有スル者」を「を有する者」に、「ノ規定又ハ寄附行為ノ趣旨ニ違反スルコトヲ得ズ又社団法人ニ在リテハ総会ノ決議ニ従フコトヲ要ス」を「の規定又は寄附行為の趣旨に反することはできず、また、社団法人にあっては総会の決議に従わなければならない」に、「其他ノ当該政党ノ組織、管理運営等ニ関スル事項ヲ定メタル文書ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ規定ニ違反スルコトヲ得ズ」を「その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を定めた文書をいう。以下同じ。）の規定に違反してはならない」に、「ノ代理権」を「の代理権」に、「ヲ有スル者ノ」を「を有する者の」に、「前条ノ規定ニ依リテ」を「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」に、「党則等ノ定ムル所ニ依リテ」を「党則等の定めるところにより」に、「又ハ総会ノ」を「又は総会の」に改める。

第十二条第一項中「又ハ寄附行為」を「又は寄附行為」に、「其他ノ当該政党ノ組織、管理運営等ニ関スル事項ヲ定メタル文書ヲ謂フ以下之ニ同ジ」を「その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を定めた文書をいう。以下同じ。」に、「ハ主務官庁ノ許可ヲ得テ」を「は、主務官庁の許可を得て」に、「ヲ有スル者ハ」を「を有する者は」に、「処分スルコトヲ得但社団法人ニ在リテハ総会ノ決議ヲ経ルコトヲ要ス」を「処分することができる。ただし、社団法人にあっては、総会の決議を経なければならない」に、「処分スルコトヲ得」を「処分することができる」に、「破産手続開始ノ決定ニ因ル解散ノ場合ヲ除ク外」を「破産手続開始の決定による解散の場合を除き、」に、「ヲ有スル者」を「を有する者」

に、「若クハ寄附行為ニ別段ノ定アルトキ又ハ総会ニ於テ他人ヲ選任シタルトキ」を「若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したとき」に、「ニ別段ノ定アルトキ」を「に別段の定めがあるとき」に改め、同条第二項中「ハ定款又ハ寄附行為ヲ以テ指定シタル人」を「は、定款又は寄附行為で指定した者」に、「ノ財産ハ当該法人タル政治団体ガ法人タラザルニ至リタル場合ニ於テ尚ホ存続スルコトトナル」を「の財産は、当該法人である政治団体が法人でなくなるに至った場合においてなお存続することとなる」に、「清算ノ」を「清算の」に、「法人格付与法ト称ス」を「法人格付与法」という。」に、「ニ於テ準用スル前条第一項ノ規定ニ依ル当該法人ノ財産ノ帰属ニ係ル財産ノ整理（以下財産ノ整理ト称ス）ノ」を「において準用する前条第一項の規定による当該法人の財産の帰属に係る財産の整理（以下「財産の整理」という。）の」に、「ノ整理ノ」を「の整理の」に、「破産手続開始ノ決定ニ因ル解散ノ場合ヲ除ク外」を「破産手続開始の決定による解散の場合を除き、」に、「ヲ有スル」を「を有する」に、「「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ」を「「清算人」とあるのは「財産の整理を行う」に、「若クハ寄附行為ニ別段ノ定アルトキ又ハ総会ニ於テ他人ヲ選任シタルトキ」を「若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したとき」に、「其他ノ当該政党ノ組織、管理運営等ニ関スル事項ヲ定メタル文書ヲ謂フ）ニ別段ノ定アルトキ」を「その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を定めた文書をいう。）に別段の定めがあるとき」に、「第七十六条中「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ」を「第七十六条中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う」に、「第七十八条第一項中「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ」を「第七十八条第一項中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う」に、「ニ於テ準用スル次条第一項ノ申出ヲシタル者ニ対スル」を「において準用する次条第一項の申出をした者に対する」に、「同条第二項中「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ」を「同条第二項中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う」に、「第七十九条第一項中「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ」を「第七十九条第一項中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う」に、「「一定ノ」を「「一定の」に、「ニ於テ準用スル第七十二条第一項ノ規定ニ依ル財産ノ帰属ニ付異議アラバ一定ノ」を「において準用する第七十二条第一項の規定による財産の帰属について異議があれば一定の」に、「同条第三項中「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ」を「同条第三項中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う」に、「ニ於テ準用スル第七十九条ノ」を「において準用する第七十九条の」に、「ノ整理」」を「の整理」」に改める。

（更生保護事業法の一部改正）

第九十条　更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「法人設立ノ許可アリタル」を「法人の設立の許可があった」に、「更生保護法人成立ノ」を「更生保護法人の成立の」に改める。

第三十条中「又ハ総会ノ」を「又は総会の」に、「ハ利害関係人又ハ検察官ノ請求ニ因リ」を「は、利害関係人又は検察官の請求により」に、「ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」を「は、利害関係人の請求により又は職権で」に改める。

（保険業法の一部改正）

第九十一条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第二項中「（記名社債質の対抗要件）」を「（記名社債を目的とする質権の対抗要件）」に改める。

第百四十八条第四項中「其他ノ」を「その他の」に、「ニ規定スル」を「に規定する」に改める。

第二百四十二条第六項中「其他ノ」を「その他の」に改める。

第二百四十七条の五第一項中「（自己契約の禁止）」を「（自己契約及び双方代理）」に改める。

第二百六十五条中「（法人の不法行為能力）」を「（法人の不法行為能力等）」に改める。

第二百六十五条の二十七中「（総会招集の手続）」を「（総会の招集）」に改める。

第二百七十九条第一項第八号中「能力」を「行為能力」に改める。

第二百八十三条第四項中「（損害賠償請求権の消滅時効）」を「（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）」に改める。

附則第七十七条中「（法人の設立登記）」を「（法人の設立の登記等）」に、「（登記事項及び変更登記）」を「（設立の登記の登記事項及び変更の登記等）」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

第九十二条　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第百十三条中「第九十七条ノ二第三項ただし書」を「第九十八条第三項ただし書」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第九十三条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第七十五条中「ハ利害関係人又ハ」を「は、利害関係人又は」に、「ハ利害関係人」を「は、利害関係人」に改める。

（種苗法の一部改正）

第九十四条　種苗法（平成十年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第五項中「又ハ其法定代理人ガ損害及ビ加害者ヲ知リタル」を「又はその法定代理人が損害及び加害者を知った」に、「ノ日」を「の日」に改める。

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正）

第九十五条　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「（金銭出資遅滞者の責任）」を「（金銭出資の不履行の責任）」に、「業務執行者の辞任又は解任、組合員の業務及び財産の状況の検査権」を「業務執行組合員の辞任及び解任、組合員の組合の業務及び財産状況に関する検査」に、「（組合員の持分処分の制限及び組合財産分割の禁止）」を「（組合員の持分の処分及び組合財産の分割）」に、「（組合債務者の相殺の禁止）」を「（組合の債務者による相殺の禁止）」に、「（除名）」を「（組合員の除名）」に、「（脱退組合員の持分の払戻し）」を「（脱退した組合員の持分の払戻し）」に、「（組合員の解散請求）」を「（組合の解散の請求）」に、「（解除の効力の不遡及）」を「（組合契約の解除の効力）」に、「（組合員である清算人の辞任及び解任）」を「（組合員である清算人の辞任又は解任）」に、「（清算人の職務権限及び残余財産の分割方法）」を「（清算人の職務及び権限並びに残余財産の分割方法）」に改める。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第九十六条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第十項中「（心裡留保の無効）」を「（心裡留保による意思表示の無効）」に改める。

第七十二条第二項中「（自己契約等の禁止）」を「（自己契約及び双方代理）」に改める。

第百十三条第一項中「（記名社債質の対抗要件）」を「（記名社債を目的とする質権の対抗要件）」に改める。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正）

第九十七条　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第八十八条第三項中「又ハ」を「又は」に改める。

（民事再生法及び会社更生法の一部改正）

第九十八条　次に掲げる法律の規定中「第三百九十八条ノ二十第二項」を「第三百九十八条の二十第二項」に改める。

一　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第百四十八条第七項

二　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第百四条第八項

（農林中央金庫法の一部改正）

第九十九条　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項中「若クハ」を「若しくは」に改める。

（人事訴訟法の一部改正）

第百条　人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「嫡出子の否認」を「嫡出否認」に改める。

第十三条第一項中「第四条」を「第五条第一項及び第二項」に、「第十二条及び第十六条」を「第十三条並びに第十七条」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「能力」を「行為能力」に改める。

第二十七条第二項中「嫡出子の否認」を「嫡出否認」に改める。

第四十一条（見出しを含む。）中「嫡出子の否認」を「嫡出否認」に改める。

附則第五条第一項中「能力」を「行為能力」に改める。

附則第九条（見出しを含む。）中「嫡出子の否認」を「嫡出否認」に改める。

（破産法の一部改正）

第百一条　破産法（平成十六年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二百二十五条ただし書、第二百二十八条、第二百三十九条、第二百四十条第一項及び第二百四十二条第一項中「財産の分離」を「財産分離」に改める。

（不動産登記法の一部改正）

第百二条　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第五号中「第二百六十九条ノ二第一項前段」を「第二百六十九条の二第一項前段」に改める。

第八十条第一項中「第二編第六章の承役地」を「第二百八十五条第一項に規定する承役地」に改め、同項第一号中「第二編第六章の」を「第二百八十一条第一項に規定する」に改める。

第八十一条第五号中「を処分する能力又は」を「の処分につき行為能力の制限を受けた者又は財産の処分の」に改める。

第八十八条第一項中「第三百九十八条ノ二第一項の」を「第三百九十八条の二第一項の規定による」に改め、同項第二号中「第三百七十四条第二項」を「第三百七十五条第二項」に改め、同条第二項第四号中「第三百九十八条ノ十四第一項ただし書」を「第三百九十八条の十四第一項ただし書」に改める。

第八十九条第二項中「第三百九十八条ノ十四第一項ただし書」を「第三百九十八条の十四第一項ただし書」に改める。

第九十条中「第三百七十五条第一項」を「第三百七十六条第一項」に改める。

第九十二条中「第三百九十八条ノ九第一項」を「第三百九十八条の八第一項」に改める。

第九十三条中「第三百九十八条ノ十九第二項又は第三百九十八条ノ二十第一項第三号」を「第三百九十八条の十九第二項又は第三百九十八条の二十第一項第三号」に改める。

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）

第百三条　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第十項中「（心裡留保の無効）」を「（心裡留保による意思表示の無効）」に改める。

第七十二条第二項中「（自己契約等の禁止）」を「（自己契約及び双方代理）」に改める。

第百十三条第一項中「（記名社債質の対抗要件）」を「（記名社債を目的とする質権の対抗要件）」に改める。

審査報告書

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十六年十一月九日

法務委員長　渡辺　孝男

参議院議長　扇　千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、法人による動産及び債権の譲渡の円滑化を図るため、法人がする動産の譲渡につき登記による新たな対抗要件の制度を創設するとともに、法人がする債務者の特定していない将来債権の譲渡についても登記により対抗要件を備えることができるようにする等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に必要な経費は、約二億四千二百万円である。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一　動産・債権の譲渡が企業の倒産時における労働債権の確保に影響を与え得ること等を考慮し、かかる労働債権の法律上の保護の在り方については、本法の施行後における動産・債権譲渡登記制度の利用状況等を踏まえ、今後も引き続き十分検討すること。

二　動産・債権譲渡登記制度については、その活用状況を常に注視しつつ、必要に応じ、動産・債権の取引の安全及び債務者の保護を図るという見地から、更なる検討を行うこと。

三　新規融資の拡大に途を開くとの制度趣旨にかんがみ、債権回収の手段として濫用されることのないよう必要な対応を図るとともに、その十分な周知徹底に努めること。

右決議する。

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年十月十二日

内閣総理大臣　小泉純一郎

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条―第四条）

第二章　動産譲渡登記及び債権譲渡登記等（第五条―第十四条）

第三章　補則（第十五条―第二十二条）

附則

第一章　総則

第一条中「法人がする」の下に「動産及び」を加える。

第十七条を第二十二条とする。

第十六条第一項中「債権の個数及び債権譲渡登記」を「動産譲渡登記又は債権譲渡登記若しくは質権設定登記」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第一号中「債権譲渡登記」を「動産譲渡登記、債権譲渡登記」に改め、同項第二号中「又は登記事項証明書」を「、登記事項証明書又は概要記録事項証明書」に改め、同条を第二十一条とする。

第十五条中「行政不服審査法」を「登記官の処分に係る審査請求については、行政不服審査法」に改め、「、前条第一項の審査請求については」を削り、同条を第二十条とする。

第十四条第一項中「監督法務局」を「当該登記官を監督する法務局」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　審査請求は、登記官を経由してしなければならない。

第十四条第四項中「ときは、」の下に「その請求の日から」を加え、「監督法務局」を「第一項の法務局」に改め、同条第五項中「法務局又は」を「第一項の法務局又は」に、「利害関係人」を「登記上の利害関係人」に改め、同条を第十九条とする。

第十三条の二中「債権譲渡登記ファイル」を「動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイル」に改め、同条を第十八条とする。

第十三条中「債権譲渡登記ファイル」を「動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル並びに動産譲渡登記事項概要ファイル及び債権譲渡登記事項概要ファイル」に改め、同条を第十七条とする。

第十二条を第十六条とする。

第十一条第一項中「債権譲渡登記」を「動産譲渡登記がされている譲渡に係る動産並びに債権譲渡登記」に、「前条第一項に規定する質権の設定の登記」を「質権設定登記」に改め、同条を第十五条とする。

第十条第一項を次のように改める。

第四条及び第八条の規定並びに第五条、第六条及び第九条から前条までの規定中債権の譲渡に係る部分は、法人が債権を目的として質権を設定した場合において、当該質権の設定につき債権譲渡登記ファイルに記録された質権の設定の登記（以下「質権設定登記」という。）について準用する。この場合において、第四条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第四項並びに第十条第一項第一号及び第二号中「債権の譲渡」とあるのは「質権の設定」と、第四条第一項中「譲渡の登記」とあるのは「質権の設定の登記」と、同項から同条第三項までの規定中「債権の債務

者」とあるのは「質権の目的とされた債権の債務者」と、同条第一項及び第八条第五項中「民法第四百六十七条」とあるのは「民法第三百六十四条第一項の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七条」と、第四条第二項及び第四項、第五条第一項及び第二項、第六条、第八条の見出し並びに同条第四項及び第五項、第九条第一項、第十条第一項及び第三項並びに第十二条第二項中「債権譲渡登記」とあるのは「質権設定登記」と、第四条第二項中「その譲渡」とあるのは「その質権の設定」と、同項から同条第四項まで、第五条第二項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第一項、第十一条第二項第一号及び第四号並びに第十二条第三項中「譲渡人」とあるのは「質権設定者」と、第四条第二項から第四項まで、第八条第二項、第四項及び第五項、第九条第一項、第十条第一項並びに第十一条第二項第一号中「譲受人」とあるのは「質権者」と、第五条第一項中「第七条から第十一条まで及び第十二条第二項」とあり、第六条第一号中「次条から第十一条まで及び第十二条第二項」とあるのは「第十四条において準用する第八条から第十一条まで及び第十二条第二項の規定」と、第五条第二項及び第六条第二号中「第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項」とあるのは「第十四条第一項において準用する第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項の規定」と、第八条第二項中「債権譲渡登記は」とあるのは「質権設定登記は」と、同項第二号及び第五号並びに第九条第二項第一号中「債権譲渡登記の」とあるのは「質権設定登記の」と、第八条第二項第二号中「登記原因及びその日付」とあるのは「登記原因及びその日付並びに被担保債権の額又は価格」と、同項第三号及び第四号、同条第三項第一号、第四項及び第五項、第十条第一項第三号及び第三項並びに第十一条第二項第一号、第三号及び第四号中「譲渡に係る債権」とあるのは「質権の目的とされた債権」と、第八条第二項第三号中「譲渡する」とあるのは「目的として質権を設定する」と、同条第四項及び第五項中「譲渡をし」とあるのは「質権を設定し」と、同項中「同法第四百六十七条」とあるのは「同法第三百六十四条第一項の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七条」と、第九条第二項及び第十条第二項中「債権譲渡登記に」とあるのは「質権設定登記に」と、同項第一号中「債権譲渡登記を」とあるのは「質権設定登記を」と、第十一条第二項中「債権の譲渡に」とあるのは「質権の設定に」と読み替えるものとする。

第十条第二項中「第五条第三項」を「第八条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「の規定により準用される第二条第一項の規定により」を「において準用する第四条第一項の規定により同法第四百六十七条の規定による」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章　補則

第九条の見出しを「（登記事項概要ファイルへの記録等）」に改め、同条第二項中「登記所」を「本店等所在地法務局等」に、「事項」を「登記事項の概要」に、「商業登記簿その他の譲渡人の登記簿」を「動産譲渡登記事項概要ファイル又は債権譲渡登記事項概要ファイル（次条第一項及び第十八条において「登記事項概要ファイル」と総称する。）に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「債権譲渡登記」を「動産譲渡登記若しくは債権譲渡登記」に、「譲渡人の本店又は主たる事務所（外国に本店又は主たる事務所があるときは、日本における営業所又は事務所）の所在地の登記所」を「本店等所在地法務局等」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

本店等所在地法務局等に、磁気ディスクをもって調製する動産譲渡登記事項概要ファイル及び債権譲渡登記事項概要ファイルを備える。

第九条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（概要記録事項証明書の交付）

第十三条　何人も、本店等所在地法務局等の登記官に対し、登記事項概要ファイルに記録されている事項を証明した書面（第二十一条第一項第二号において「概要記録事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2　前項の交付の請求は、法務省令で定める場合を除き、本店等所在地法務局等以外の法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所の登記官に対してもすることができる。

第八条第一項中「何人も、」の下に「指定法務局等の」を、「対し、」の下に「動産譲渡登記ファイル又は」を、「概要（」の下に「動産譲渡登記ファイル又は」を加え、「第五条第一項第六号」を「第七条第二項第五号、第八条第二項第四号」に、「次条第一項において「登記事項の概要」という」を「次条第二項及び第三項において同じ」に、「以下」を「第二十一条第一項第二号において」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　次に掲げる者は、指定法務局等の登記官に対し、動産の譲渡又は債権の譲渡について、動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録されている事項を証明した書面（第二十一条第一項において「登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

一　譲渡に係る動産又は譲渡に係る債権の譲渡人又は譲受人

二　譲渡に係る動産を差し押さえた債権者その他の当該動産の譲渡につき利害関係を有する者として政令で定めるもの

三　譲渡に係る債権の債務者その他の当該債権の譲渡につき利害関係を有する者として政令で定めるもの

四　譲渡に係る動産又は譲渡に係る債権の譲渡人の使用人

第八条を第十一条とする。

第七条第一項中「ときは、」の下に「動産譲渡登記又は」を加え、「の抹消」を「に係る抹消登記」に改め、同項第一号及び第二号中「債権」を「動産の譲渡又は債権」に改め、同項第三号中「譲渡」を「譲渡に係る動産又は譲渡」に改め、同条第二項中「抹消の登記（以下「抹消登記」という。）は、」を「抹消登記は、当該動産譲渡登記に係る動産譲渡登記ファイル又は」に改め、同項第一号中「当該」の下に「動産譲渡登記又は」を加え、同項第二号中「登記原因」を「抹消登記の登記原因」に改め、同条第三項中「譲渡に係る債権が」を「譲渡に係る動産又は譲渡に係る債権が」に改め、「いる」の下に「動産譲渡登記又は」を、「一部の」の下に「動産又は」を加え、同項第一号中「当該」の下に「動産譲渡登記又は」を加え、同項第二号中「係る」の下に「動産又は」を加

え、同条を第十条とする。

第六条第一項中「譲受人は、」の下に「動産譲渡登記又は」を加え、「の存続期間の延長の登記」を「に係る延長登記」に改め、同項ただし書中「ただし、」の下に「当該動産譲渡登記又は債権譲渡登記の存続期間の」を加え、「前条第二項」を「第七条第三項又は前条第三項」に改め、同条第二項中「存続期間の延長の登記（以下「延長登記」という。）は、」を「延長登記は、当該動産譲渡登記に係る動産譲渡登記ファイル又は」に改め、同項第一号中「当該」の下に「動産譲渡登記又は」を加え、同条を第九条とする。

第五条第四項中「第二条第一項」を「第四条第一項」に改め、「により」の下に「同法第四百六十七条の規定による」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項本文中「前項第七号」を「前項第五号」に、「五十年」を「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間」に改め、同項ただし書中「五十年」を「当該期間」に改め、同項に次の各号を加える。

一　譲渡に係る債権の債務者のすべてが特定している場合　五十年

二　前号に掲げる場合以外の場合　十年

第五条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製する」を削り、同項第一号を次のように改める。

一　前条第二項第一号から第三号まで、第七号及び第八号に掲げる事項

第五条第一項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「登記原因」を「債権譲渡登記の登記原因」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「債権」の下に「（既に発生した債権のみを譲渡する場合に限る。第十条第三項第三号において同じ。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第六号中「譲渡に係る債権の債務者その他の」を削り、同号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とし、同項第八号及び第九号を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

指定法務局等に、磁気ディスクをもって調製する債権譲渡登記ファイルを備える。

第五条を第八条とする。

第四条中「事務は、指定法務局等に勤務する法務事務官で、」を「動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務は、それぞれ当該各号に定める法務事務官であって」に改め、同条に次の各号を加える。

一　次条から第十一条まで及び第十二条第二項に規定する事務　指定法務局等に勤務する法務事務官

二　第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務　本店等所在地法務局等に勤務する法務事務官

第四条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（動産譲渡登記）

第七条　指定法務局等に、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。次条第一項及び第十二条第一項において同じ。）をもって調製する動産譲渡登記ファイルを備える。

2　動産譲渡登記は、譲渡人及び譲受人の申請により、動産譲渡登記ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一　譲渡人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所

二　譲受人の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）

三　譲渡人又は譲受人の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所

四　動産譲渡登記の登記原因及びその日付

五　譲渡に係る動産を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの

六　動産譲渡登記の存続期間

七　登記番号

八　登記の年月日

3　前項第六号の存続期間は、十年を超えることができない。ただし、十年を超えて存続期間を定めるべき特別の事由がある場合は、この限りでない。

4　動産譲渡登記（以下この項において「旧登記」という。）がされた譲渡に係る動産につき譲受人が更に譲渡をし、旧登記の存続期間の満了前に動産譲渡登記（以下この項において「新登記」という。）がされた場合において、新登記の存続期間が満了する日が旧登記の存続期間が満了する日の後に到来するときは、当該動産については、旧登記の存続期間は、新登記の存続期間が満了する日まで延長されたものとみなす。

5　動産譲渡登記がされた譲渡に係る動産につき譲受人が更に譲渡をし、当該動産譲渡登記の存続期間の満了前に民法第百七十八条の引渡しがされた場合（第三条第一項の規定により同法第百七十八条の引渡しがあったものとみなされる場合を除く。）には、当該動産については、当該動産譲渡登記の存続期間は、無期限とみなす。

第三条第一項中「債権譲渡登記に関する」を「動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務のうち、第七条から第十一条まで及び第十二条第二項に規定する」に、「次条において」を「以下」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務のうち、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務は、譲渡人の本店又は主たる事務所（本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所（外国会社の登記をした外国会社であって日本に営業所を設けていないものにあっては、日本における代表者の住所。第七条第二項第三号において同じ。）又は事務所）の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所（以下「本店等所在地法務局等」という。）が、登記所としてつかさどる。

第三条を第五条とする。

第二条第二項中「第八条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同条第四項中「第七条第一項第二号」を「当該債権の譲渡に係る第十条第一項第二号」に、「抹消の登記」を「抹消登記」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の章名を付する。

第二章　動産譲渡登記及び債権譲渡登記等

第一条の次に次の二条を加える。

（定義）

第二条　この法律において「登記事項」とは、この

法律の規定により登記すべき事項をいう。

2　この法律において「延長登記」とは、次条第二項に規定する動産譲渡登記又は第四条第二項に規定する債権譲渡登記若しくは第十四条第一項に規定する質権設定登記の存続期間を延長する登記をいう。

3　この法律において「抹消登記」とは、次条第二項に規定する動産譲渡登記又は第四条第二項に規定する債権譲渡登記若しくは第十四条第一項に規定する質権設定登記を抹消する登記をいう。

4　この法律において「外国会社の登記」とは、商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百七十九条第一項（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第七十六条において準用する場合を含む。）の規定による登記をいう。

（動産の譲渡の対抗要件の特例等）

第三条　法人が動産（当該動産につき貨物引換証、預証券及び質入証券、倉荷証券又は船荷証券が作成されているものを除く。以下同じ。）を譲渡した場合において、当該動産の譲渡につき動産譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該動産について、民法第百七十八条の引渡しがあったものとみなす。

2　代理人によって占有されている動産の譲渡につき前項に規定する登記（以下「動産譲渡登記」という。）がされ、その譲受人として登記されている者が当該代理人に対して当該動産の引渡しを請求した場合において、当該代理人が本人に対して当該請求につき異議があれば相当の期間内にこれを述べるべき旨を遅滞なく催告し、本人がその期間内に異議を述べなかったときは、当該代理人は、その譲受人として登記されている者に当該動産を引き渡し、それによって本人に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負わない。

3　前二項の規定は、当該動産の譲渡に係る第十条第一項第二号に掲げる事由に基づいてされた動産譲渡登記の抹消登記について準用する。この場合において、前項中「譲受人」とあるのは、「譲渡人」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律による改正後の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下この条において「新法」という。）の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）の規定により生じた効力を妨げない。

2　この法律の施行前にした旧法の規定による処分、手続その他の行為は、新法の適用については、新法の相当規定によってしたものとみなす。

3　この法律の施行の際現に旧法第九条第二項に規定する事務について不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第百二十四号）第五十三条第二項の規定による指定（同条第四項の規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。第五項において「不動産登記法整備法第五十三条第二項の規定による指定」という。）を受けていない登記所における事務に関する新法第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項（これらの規定を新法第十四条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）並びに新法第十七条、第十八条及び第二十一条第一項第二号の規定の適用については、新法第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務について登記所ごとに電子情報処理組織（登記所の使用に係る複数の電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により取り扱う事務として法務大臣が指定するまでの間は、新法第十二条の見出し並びに新法第十三条第一項及び第十八条中「登記事項概要ファイル」とあるのは「登記事項概要簿」と、新法第十二条の見出し中「記録」とあるのは「記載」と、同条第一項中「磁気ディスクをもって調製する動産譲渡登記事項概要ファイル」とあるのは「動産譲渡登記事項概要簿」と、同項及び同条第三項並びに新法第十七条中「債権譲渡登記事項概要ファイル」とあるのは「債権譲渡登記事項概要簿」と、新法第十二条第三項及び第十七条中「動産譲渡登記事項概要ファイル」とあるのは「動産譲渡登記事項概要簿」と、新法第十二条第三項中「登記事項概要ファイル」とあるのは「登記事項概要簿」と、「記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と、新法第十三条の見出し及び同条第一項並びに新法第二十一条第一項第二号中「概要記録事項証明書」とあるのは「登記事項概要簿の謄本」と、新法第十三条第一項中「記録されている」とあるのは「記載されている」と、新法第十八条中「記録されている」とあるのは「記録され又は記載されている」とする。

4　新法第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務についての前項の規定による指定は、告示してしなければならない。

5　新法第十三条第二項の規定は、同項の本店等所在地法務局等以外の法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所及び同条第一項の本店等所在地法務局等のいずれもが旧法第九条第二項に規定する事務についての不動産登記法整備法第五十三条第二項の規定による指定又は新法第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務についての第三項の規定による指定を受けている場合に限り、適用する。

6　前各項に定めるもののほか、この法律による債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正に伴う登記の手続に関し必要な経過措置は、法務省令で定める。

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）

第三条　印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第十六条第一項」を「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第二十一条第一項」に改め、同条第二項中「債権譲渡の対抗要

件に関する民法の特例等に関する法律」を「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」に改める。

（登記特別会計法の一部改正）

第四条　登記特別会計法（昭和六十年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第十六条第二項ただし書」を「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第二十一条第二項ただし書」に改める。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第五条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百十三条第三項第一号中「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第十条第一項」を「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第十四条第一項」に改め、同項第二号中「となる」の下に「動産又は」を加え、「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第二条第一項」を「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第三条第一項又は第四条第一項」に改める。

（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律の一部改正）

第六条　電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「不動産登記、商業登記その他政令で定める登記についての」を「登記簿等（不動産の登記簿、商業登記簿その他登記記録の全部又は一部が記録されている帳簿で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）であつて」に、「調製された登記簿」を「調製されたもの」に改め、同項各号中「登記簿」を「登記簿等」に改める。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四五五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
本号一部
一、三八〇円
（本体一、三二〇円）